

第 7 7 回社会保障審議会医療保険部会 議事次第

平成 2 6 年 6 月 2 3 日 (月)
1 6 時 0 0 分 ~ 1 8 時 0 0 分
場 所 : 厚生労働省 2 階 講 堂
(中央合同庁舎 5 号館低層棟 2 階)

(議 題)

1. 給付の効率化について
2. 審査支払機関について
3. 「経済財政運営と改革の基本方針 2 0 1 4」(素案)、「日本再興戦略」の改訂について(素案)、「規制改革会議答申」について(報告)

(配布資料)

資 料 1	給付の効率化について
資 料 2	審査支払機関について
資 料 3 - 1	「経済財政運営と改革の基本方針 2 0 1 4」(素案)
資 料 3 - 2	「日本再興戦略」の改訂について(素案)
資 料 3 - 3	「規制改革会議答申」

参 考 資 料 1	社会保障審議会医療保険部会での主な意見
参 考 資 料 2	成人用肺炎球菌ワクチンについて

委員提出資料 1	小林委員提出資料
委員提出資料 2	横尾委員提出資料

社会保障審議会医療保険部会 委員名簿

平成26年6月23日現在

本 委 員	えんどう ひさお ◎遠藤 久夫	学習院大学経済学部教授
	たかはし むつこ 高橋 睦子	日本労働組合総連合会副事務局長
	ふくだ とみかず 福田 富一	全国知事会社会保障常任委員会委員長／栃木県知事
臨 時 委 員	いわむら まさひろ ○岩村 正彦	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	いわもと やすし 岩本 康志	東京大学大学院経済学研究科教授
	おかざき せいや 岡崎 誠也	全国市長会国民健康保険対策特別委員長／高知市長
	かわじり たかお 川尻 禮郎	全国老人クラブ連合会理事
	きくち れいこ 菊池 令子	日本看護協会副会長
	こばやし たけし 小林 剛	全国健康保険協会 理事長
	さいとう まさやす 齋藤 正寧	全国町村会財政委員会委員／秋田県井川町長
	しばた まさと 柴田 雅人	国民健康保険中央会理事長
	しらかわ しゅうじ 白川 修二	健康保険組合連合会副会長
	すずき くにひこ 鈴木 邦彦	日本医師会常任理事
	たけひさ ようぞう 武久 洋三	日本慢性期医療協会会長
	ひぐち けいこ 樋口 恵子	NPO法人高齢社会をよくする女性の会理事長
	ふじい りゅうた 藤井 隆太	日本商工会議所社会保障専門委員会委員
	ほり けんろう 堀 憲郎	日本歯科医師会常務理事
	ほり まなみ 堀 真奈美	東海大学教養学部人間環境学科教授
	もちづき あつし 望月 篤	日本経済団体連合会社会保障委員会医療改革部会長
	もり まさひら 森 昌平	日本薬剤師会常務理事
	よこお としひこ 横尾 俊彦	全国後期高齢者医療広域連合協議会会長／多久市長
	わだ よしたか 和田 仁孝	早稲田大学法学学術院教授

◎印は部会長、○印は部会長代理である。

第77回社会保障審議会医療保険部会

平成26年6月23日(月) 16:00~18:00

厚生労働省 講堂(低層棟2階)

		○岡 参 崎 考 人 員 ○		岩 本 委 員 ○		木 倉 局 長 ○		遠 藤 部 会 長 ○		岩 村 部 会 長 代 理 ○		神 田 審 議 官 ○		横 尾 委 員 ○		森 委 員 ○		○ 速記	
川尻委員○																		○望月委員	
菊池委員○																		○堀真奈美委員	
小林委員○																		○堀憲郎委員	
齋藤委員○																		○藤井委員	
柴田委員○																		○樋口委員	
白川委員○																		○武久委員	
鈴木委員○																		○高橋委員	
				○中 村 課 長		○横 幕 課 長		○大 島 課 長		○鳥 井 課 長		○宇 都 宮 課 長		○竹 林 室 長		○佐 々 木 企 画 官		○秋 田 課 長	
		○藤 田 管 理 官		○渡 辺 室 長		○高 保 齡 者 医 療 課 局		○保 險 局 保 險 課		○末 原 室 長		○田 口 管 理 官		○近 澤 管 理 官		○鎌 田 企 画 官			
		傍聴者席																	

給付の効率化について

平成26年6月23日
厚生労働省保険局

予防・健康管理、データヘルス

- ① 予防・健康管理
- ② データヘルス

① 特定健診・保健指導の医療費適正化効果等の検証のための ワーキンググループ 中間取りまとめ 概要

特定健診・保健指導の効果検証の概要

- 特定健診・保健指導による検査値の改善状況や行動変容への影響、医療費適正化効果等を検証するため、「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」の下に、有識者により構成されるワーキンググループを設置し、レセプト情報・特定健康診査等情報データベース（NDB）を活用しつつ、これまで検討を行ってきた（平成25年3月から計6回開催）。

＜ワーキンググループ構成員＞（50音順・敬称略）

北村 明彦	大阪大学大学院医学系研究科准教授	多田羅 浩三	一般財団法人日本公衆衛生協会会長
津下 一代	あいち健康の森健康科学総合センター長	福田 敬	国立保健医療科学院統括研究官
三浦 克之	滋賀医科大学教授		

- 今回、平成20年度から23年度の特定健診等の4年間分のデータを用いて、特定健診・保健指導による検査値の改善状況及び喫煙行動の影響について、当該ワーキンググループで中間的な結果として取りまとめた。
なお、特定健診・保健指導による医療費適正化効果については、平成26年度中に検討を行い、その結果を取りまとめる予定である。

【参考】

- 特定健診・・・医療保険者（国民健康保険、被用者保険）が40歳から74歳の加入者（被保険者・被扶養者）を対象として、毎年度、計画的に実施する、メタボリックシンドロームに着目した検査項目での健康診査のこと。
- 特定保健指導・・・医療保険者が特定健診の結果により健康の保持に努める必要がある者に対し、毎年度、計画的に実施する保健指導のこと。特定健診の結果に基づき、腹囲以外の追加リスクの多少と喫煙歴の有無により、積極的支援の対象者と動機付け支援の対象者に階層化される。

1. 特定健診・保健指導による評価指標等の推移

<分析内容>

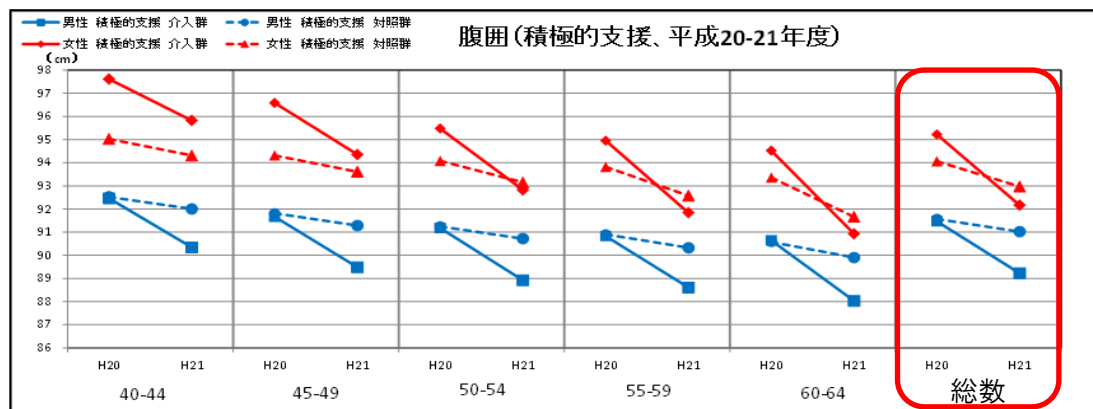
- 特定健診の結果、特定保健指導の対象と判断された者のうち、特定保健指導終了者とそれ以外の者について、翌年度の検査データの差を、それぞれの年度ごとに、性・年齢階級別に比較

- 分析対象者数 約200万人（各年とも）

<分析結果>

- 特定保健指導終了者はそれ以外の者と比較すると、各年度、全ての性・年齢階級別において、腹囲、BMI、体重が大きく減少しており、血糖、血圧、脂質等も改善
- 特定保健指導（積極的支援）による評価指標等の推移は以下のとおり

特定保健指導（積極的支援）による評価指標等の推移について（平成20-21年度推移）



【腹囲】

男性では約**2.2cm**（平成20-21年度）

約1.7cm（平成21-22年度）

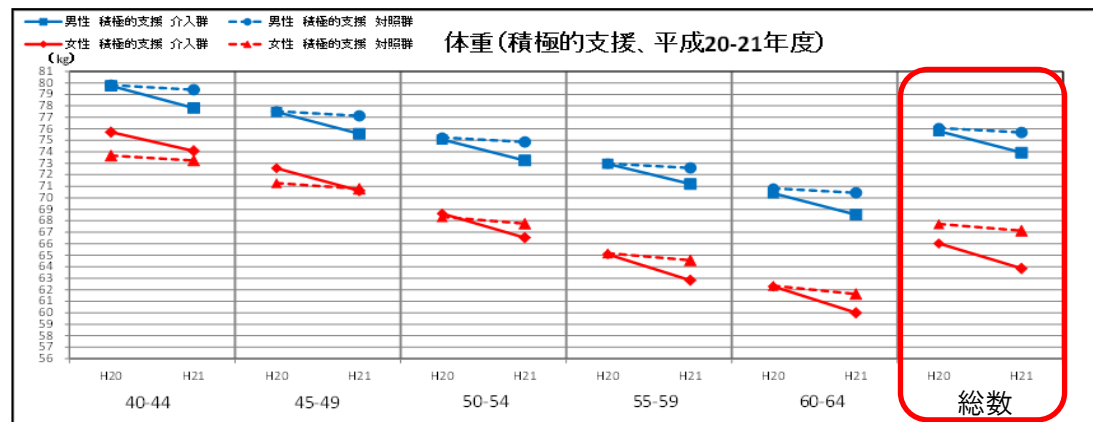
約1.2cm（平成22-23年度）

女性では約**3.1cm**（平成20-21年度）

約2.2cm（平成21-22年度）

約1.7cm（平成22-23年度）

の減少



【体重】

男性では約**1.9kg**（平成20-21年度）

約1.3kg（平成21-22年度）

約1.0kg（平成22-23年度）

女性では約**2.2kg**（平成20-21年度）

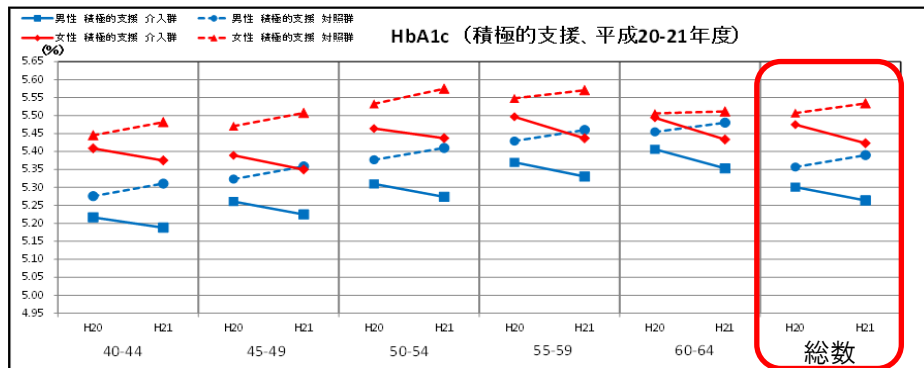
約1.6kg（平成21-22年度）

約1.2kg（平成22-23年度）

の減少

血糖、血圧、脂質についても改善

特定保健指導（積極的支援）による評価指標等の推移について（平成20-21年度推移）



【血糖（HbA1c）】

男性では約**0.04%**（平成20-21年度）

約0.02%（平成21-22年度）

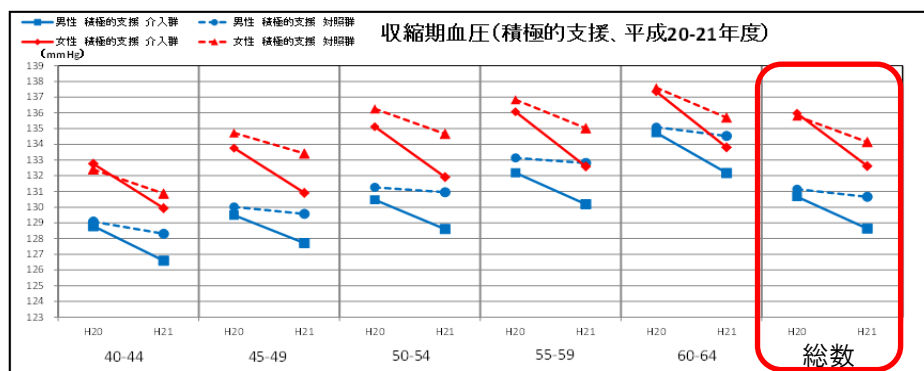
約0.02%（平成22-23年度）

女性では約**0.05%**（平成20-21年度）

約0.004%（平成21-22年度）

約0.03%（平成22-23年度）

の減少



【血圧（収縮期血圧）】

男性では約**2.0mmHg**（平成20-21年度）

約1.3mmHg（平成21-22年度）

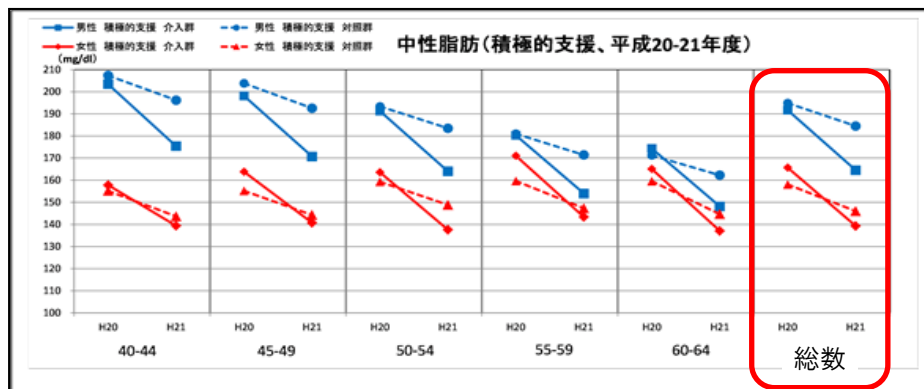
約1.0mmHg（平成22-23年度）

女性では約**3.4mmHg**（平成20-21年度）

約2.8mmHg（平成21-22年度）

約2.2mmHg（平成22-23年度）

の減少



【脂質（中性脂肪）】

男性では約**27.2mg/dl**（平成20-21年度）

約23.3mg/dl（平成21-22年度）

約17.2mg/dl（平成22-23年度）

女性では約**26.4mg/dl**（平成20-21年度）

約22.9mg/dl（平成21-22年度）

約18.8mg/dl（平成22-23年度）

の減少

2. 保健指導レベルの改善状況

<分析内容>

- 前年度の特定保健指導終了者について、翌年度の健診結果から、性・年齢階級別に、特定保健指導を受ける前後の保健指導レベル（※）を分析

※ 積極的支援、動機付け支援、特定保健指導対象外等

- 分析対象者数 約20～30万人（各年とも）

<分析結果>

- 積極的支援終了者

・保健指導レベルが全般的に改善傾向にあり、改善効果は年齢階層別では大きな違いはないものの、性別でみると女性の方が男性より強い傾向

- 動機付け支援終了者

・保健指導レベルが改善した者が一定程度みられた

・積極的支援

特定保健指導対象者のうち、腹囲が一定数値以上で、追加リスク（血糖・血圧・脂質）が2つ以上該当か、1つ該当かつ喫煙歴がある、64歳以下の者への支援

・動機付け支援

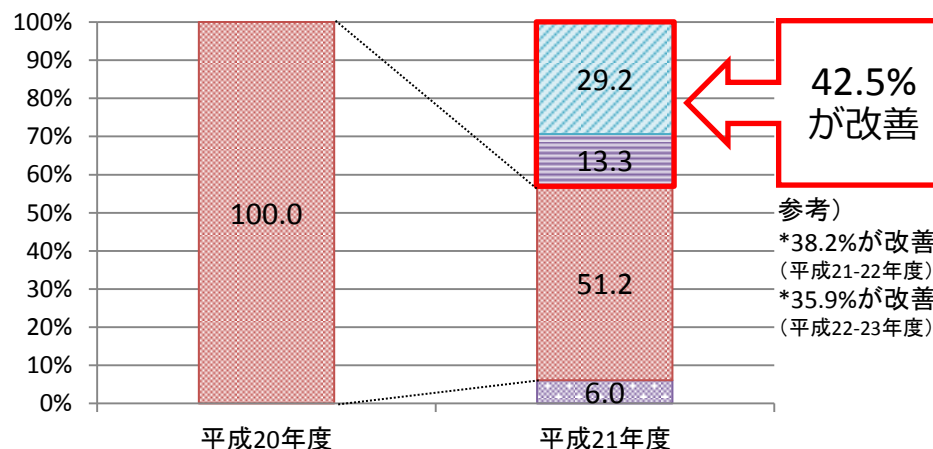
特定保健指導対象者のうち、腹囲が一定数値以上で、追加リスクが1つ該当かつ喫煙歴がない者への支援

※ 血糖・血圧・脂質の服薬者は含まない

特定保健指導（積極的支援）による保健指導レベルの改善状況について（平成20-21年度推移）

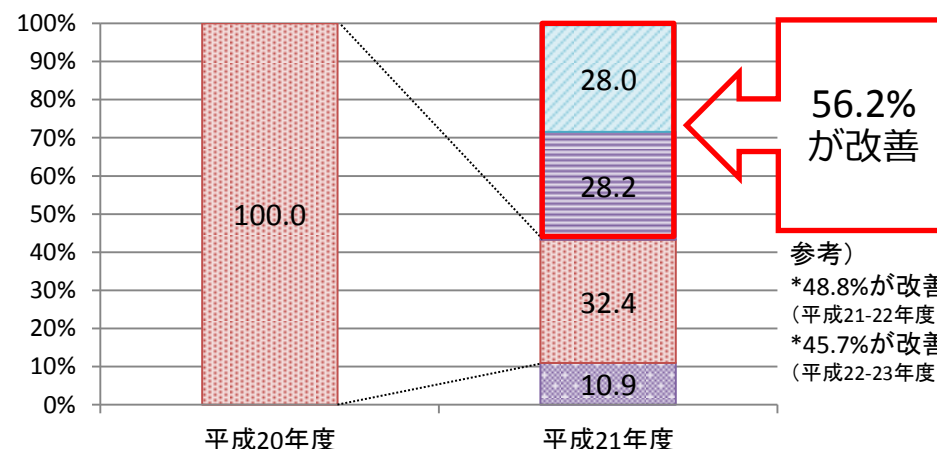
【男性（総数）】

■ 服薬あり ■ 積極的支援 ■ 動機付け支援 ■ 特定保健指導対象外



【女性（総数）】

■ 服薬あり ■ 積極的支援 ■ 動機付け支援 ■ 特定保健指導対象外



積極的支援により、男性では42.5%、女性では56.2%が保健指導レベルが改善

3. メタボリックシンドロームの改善状況

<分析内容>

- 前年度の特定保健指導終了者について、積極的・動機付け支援別、性・年齢階級別に、翌年度の健診結果から、メタボリックシンドロームの改善状況を分析

- 分析対象者数 約20～30万人（各年とも）

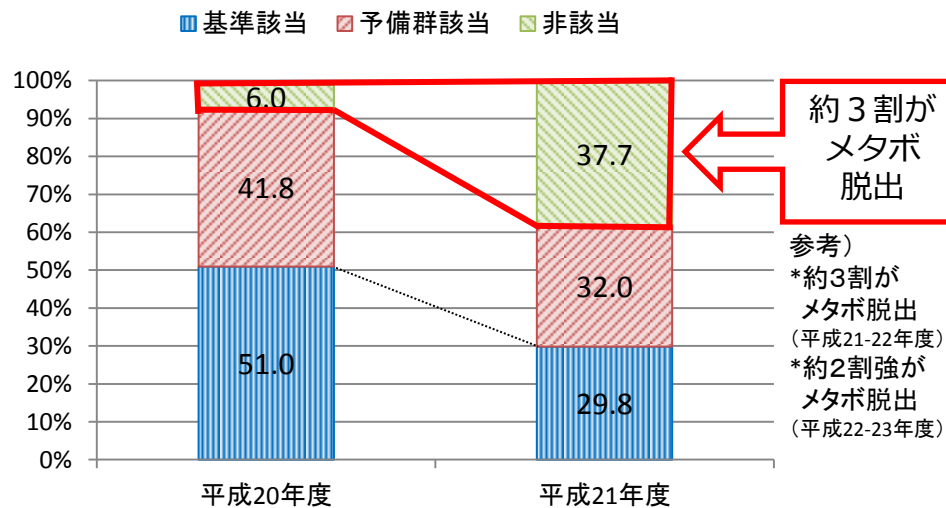
<分析結果>

- 積極的支援終了者
 - ・メタボリックシンドローム基準該当又は予備群該当のうち、男性では約2～3割、女性では約3～4割が改善
- 動機付け支援終了者
 - ・メタボリックシンドローム基準該当又は予備群該当のうち、男性では約2～3割、女性では約1～2割が改善

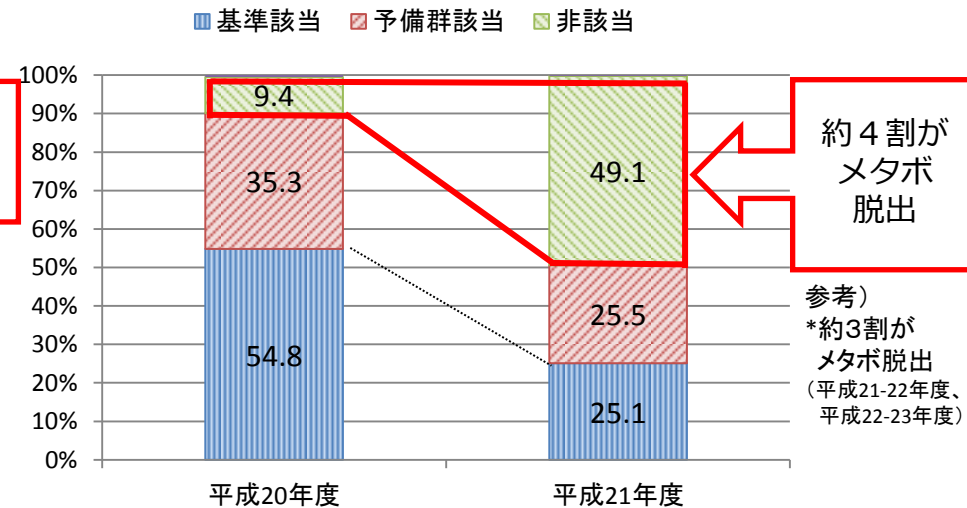
・メタボリックシンドローム基準該当
腹囲が一定数値以上で、追加リスク（血糖・血圧・脂質）が2つ以上該当
・メタボリックシンドローム予備群該当
腹囲が一定数値以上で、追加リスクが1つ該当
※ 血糖・血圧・脂質の服薬者も含む

特定保健指導（積極的支援）によるメタボリックシンドロームの改善状況について（平成20-21年度推移）

【男性（総数）】



【女性（総数）】



積極的支援により、男性では約3割、女性では約4割がメタボリックシンドローム脱出

特定健診・特定保健指導の実施状況（保険者別年次推移）

●特定健康診査の保険者種類別の実施率

	全 体	市町村 国保	国保組合	全国健康 保険協会	船員保険	組合健保	共済組合
平成23年度 （確報値）	44.7%	32.7%	40.6%	36.9%	35.3%	69.2%	72.4%
平成22年度 （確報値）	43.2%	32.0%	38.6%	34.5%	34.7%	67.3%	70.9%
平成21年度 （確報値）	41.3%	31.4%	36.1%	31.3%	32.1%	65.0%	68.1%
平成20年度 （確報値）	38.9%	30.9%	31.8%	30.1%	22.8%	59.5%	59.9%

●特定保健指導の保険者種類別の実施率

	全 体	市町村 国保	国保組合	全国健康 保険協会	船員保険	組合健保	共済組合
平成23年度 （確報値）	15.0%	19.4%	8.3%	11.5%	6.5%	16.7%	10.6%
平成22年度 （確報値）	13.1%	19.3%	7.7%	7.4%	6.3%	14.5%	8.7%
平成21年度 （確報値）	12.3%	19.5%	5.5%	7.3%	5.8%	12.2%	7.9%
平成20年度 （確定値）	7.7%	14.1%	2.4%	3.1%	6.6%	6.8%	4.2%

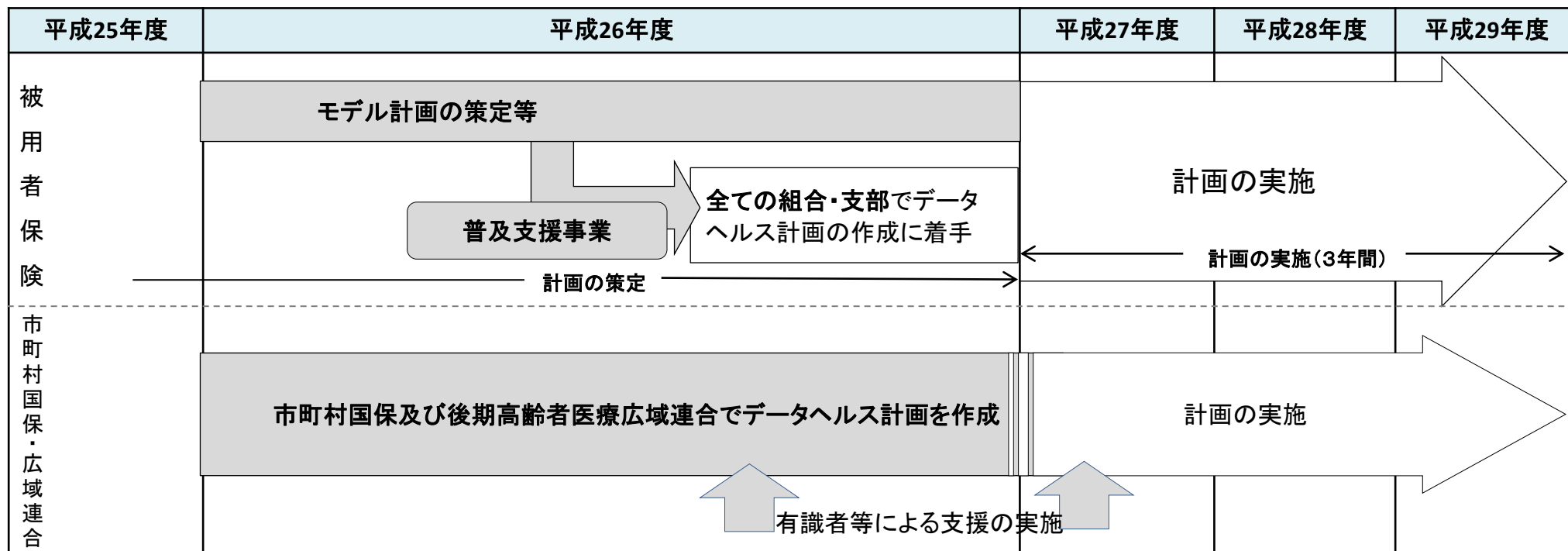
保険者によるデータ分析のための基盤整備

- レセプトのオンライン提出の原則義務化が始まった平成20年度以降、保険者は順次レセプトデータ及び特定健診等データを電子的に保有する状況となっている。
- 保険者による医療費分析及び保健事業の計画の作成・実施等を支援するため、現在、各データベースシステムが順次稼働を開始している。
- 保険者機能の強化等の観点から、健康・医療情報等を活用したデータ分析に基づく保健事業（データヘルス）の実施に当たり、保健事業担当者への研修の実施等も行いつつ、今後も保険者に対して、各データベースシステムの有効活用を支援していく。

＜各データベースシステムの概要＞

	レセプト管理・分析システム	協会けんぽシステム	国保データベース(KDB)システム
保有者	健康保険組合、健康保険組合連合会	全国健康保険協会（本部）	国民健康保険中央会、国保連合会
活用者	健康保険組合	全国健康保険協会（本部＋各支部）	市町村国保、国保組合、後期高齢者医療広域連合等
システムが保有する情報	・特定健診・保健指導情報 ・医療レセプト情報 ※歯科を含む	・特定健診・保健指導情報 ・医療レセプト情報※歯科を含む ・がん検診情報 等	・特定健診・保健指導情報 ・医療レセプト情報 ※後期高齢者医療含む ・介護レセプト情報 ※歯科レセは今年度中収載予定
システムの活用方策	現状の把握 健保組合内の健康状況を確認するとともに、他の健保の形態・業態・規模別等での比較や健保内の事業所別での分析を行うことにより、自らの特徴を把握	現状の把握 都道府県の支部ごとの健康状態を確認するとともに、支部別や、支部内の事業所別・事業所規模・業態別に比較することにより、支部の特徴や支部内の事業所の特徴を把握	現状の把握 その地域の健康状況（特定健診・特定保健指導の実施状況、疾病別医療費、一人当たり医療費等）を確認するとともに、他の地域の健康状況と比較することにより、自らの地域の特徴を把握し、優先すべき課題（健診受診率向上、生活習慣病予防、重症化予防等）を明確化
	保健指導への活用 適正受診が望まれる者や、優先的に保健指導の対象とすべき者を判断し、個人に対する効率的・効果的な保健事業を実施		
稼働時期	平成26年4月～	平成20年10月～ ※平成27年1月よりシステム刷新予定	平成25年10月～

② データヘルス計画の実施スケジュール



健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部を改正する件(告示)及び 国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部を改正する件(告示)の概要

1. 改正の内容

保険者は、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、保健事業の実施計画(データヘルス計画)を策定し、実施する。具体的には、以下の取組を進める。

P(計画)：健康・医療情報を分析し、加入者の健康課題を明確にした上で、事業を企画する

D(実施)：費用対効果の観点も考慮しつつ、次のような取組を実施する

- ・ 加入者に自らの生活習慣等の問題点を発見しその改善を促すための取組
(例：健診結果・生活習慣等の自己管理ができるツールの提供)
- ・ 生活習慣病の発症を予防するための特定保健指導等
- ・ 生活習慣病の症状の進展及び合併症の発症を抑えるための重症化予防
(例：糖尿病の重症化予防事業)
- ・ その他、健康・医療情報を活用した取組

C(評価)：客観的な指標を用いて保健事業の評価を行う

(例：生活習慣の状況(食生活、日常生活における歩数、アルコール摂取量、喫煙の有無等)、特定健診等の受診率およびその結果、医療費など)

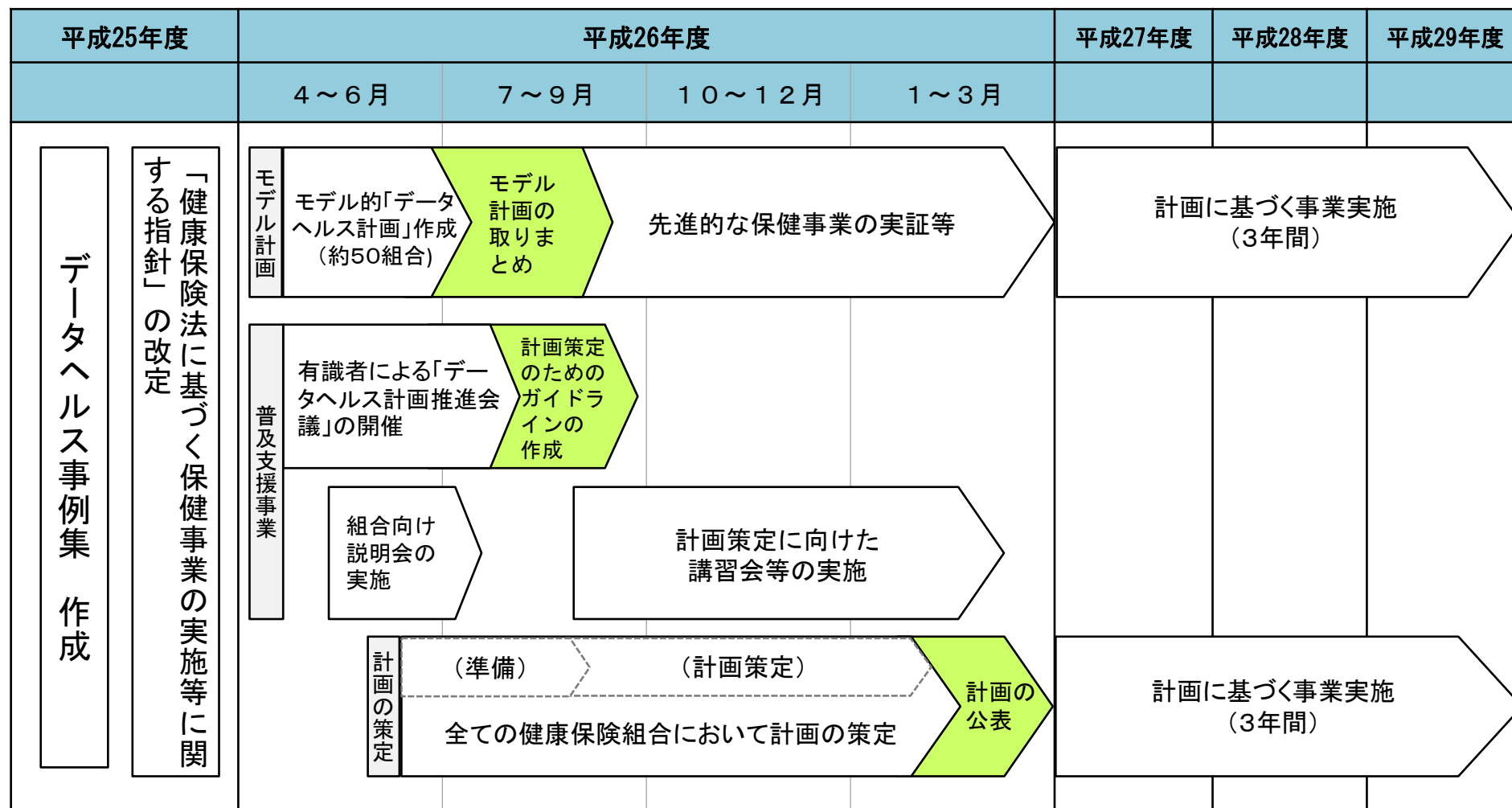
A(改善)：評価結果に基づき事業内容等を見直す

2. 適用期日

平成26年4月1日

健康保険組合における「データヘルス計画」の実施スケジュール

「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)等に沿って、平成26年度中にデータヘルス計画(事業実施期間3年間)を策定・公表し、その後は少なくとも年1回の評価・見直しを求める予定。



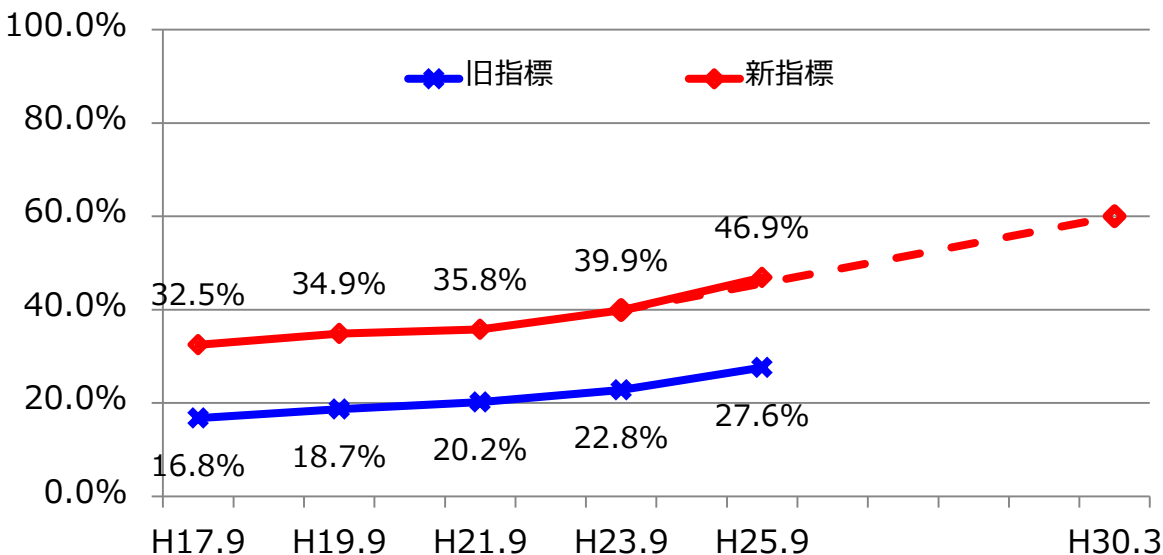
後発医薬品の使用促進

- ① 後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ
- ② 平成26年度診療報酬改定における取組
- ③ 協会けんぽにおける取組
- ④ 広島県呉市国保における取組

①－1 「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」

- 厚生労働省では、後発医薬品のさらなる使用を促進するため、平成25年4月5日に「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を策定し、公表した。
- 新たなロードマップでは、安定供給等これまでの取組に加え、以下の新たな目標を設定するとともに、モニタリングを強化することとした。
 - ・ 後発医薬品の数量シェアを平成30年3月末までに60%以上にする。また、達成状況をモニタリングし、その結果や諸外国の動向を踏まえ、適宜見直す。
 - ・ 後発医薬品のさらなる使用促進のための取組についてもモニタリングを行い、その結果を踏まえ必要な促進策を適宜追加する。

我が国の後発医薬品シェアの推移と目標

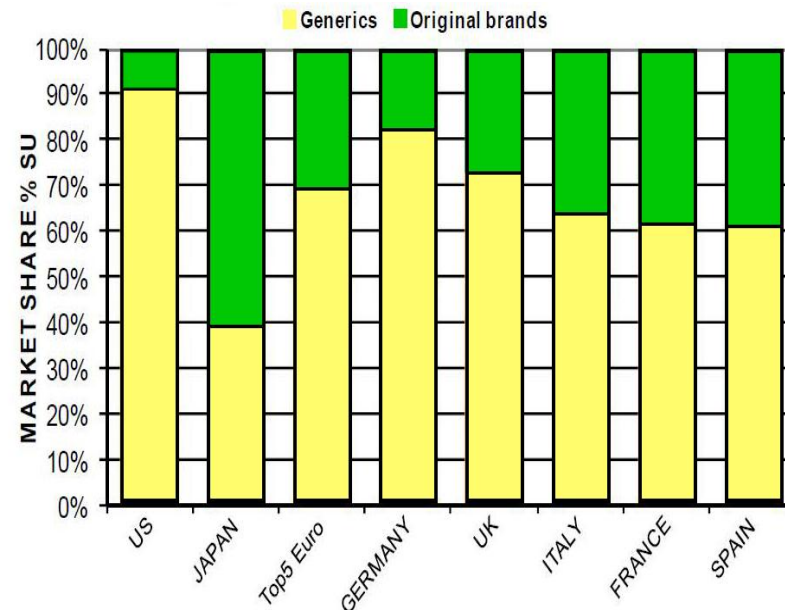


旧指標とは、全医療用医薬品を分母とした後発医薬品の数量シェア(平成19年に「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」で定められた目標に用いた指標)

新指標とは、後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を分母とした後発医薬品の数量シェア(「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」で定められた目標に用いた指標)

厚生労働省調べ

各国の後発医薬品シェア



Source: IMS Health, MIDAS, Market Segmentation, MAT Dec 2010, Rx only.

Note:母数は特許切れ市場。特許ありの先発品市場は対象外。SU(Standard Units)ベース。SUとは、異なる剤型間を比較するために、IMSが定義した剤型別の使用量で、強度は考慮されない。錠剤は1錠、散剤は1g、バイアルは1本でカウントされる。 <平成24年8月22日 中央社会保険医療協議会薬価専門部会資料 より>

①－２ 後発医薬品推進の具体策

- 後発医薬品の推進の取組の推進に当たっては、その課題を明確にして、それぞれ関係する主体が積極的な取組を行うことが不可欠である。

安定供給・品質の信頼性確保

★ 安定供給

- ・ 最低 5 年間の製造販売の継続等や必要な規格の取り揃えをメーカーに通知
- ・ 安定供給に支障を生じた場合のメーカーに対する薬価収載時での対応
- ・ 業界団体・メーカーにおける安定供給マニュアル等の作成
- ・ 各メーカーでの品切れ品目ゼロ

★ 品質の確保

- ・ 厳正な承認審査による品質、有効性、安全性の確保
- ・ 先発医薬品と同じ品質管理に係る基準（GMP）の適用
- ・ メーカーによる、製造所の管理等を通じた品質管理の徹底

★ 品質の信頼性確保

- ・ 国による一斉監視指導等の実施
- ・ 都道府県協議会による、医療関係者への研修事業の実施
- ・ メーカーによる品質に関する情報提供
- ・ 品質情報検討会による品質の確認

情報提供・普及啓発

★ 医療関係者への情報提供

- ・ 市区町村・保健所単位レベルでの協議会を情報収集の場として活用
- ・ 業界団体が運営するシステムを活用した利便性の高い情報提供
- ・ メーカーによる情報収集・提供体制の強化

★ 普及啓発

- ・ ポスター・リーフレット等による普及啓発
- ・ 広告会社を利用した後発医薬品の推進の意義や品質についての効果的な情報提供。
- ・ 使用促進の先進事例に関する調査研究事業を実施し、結果を都道府県にフィードバック
- ・ 医療費適正化計画に基づく使用促進
- ・ 都道府県協議会等を活用した理解促進
- ・ 業界団体やメーカーによる医療関係者・国民向けセミナーの実施
- ・ 保険者による患者への差額通知、後発医薬品希望シール等の普及

医療保険制度上の事項

★ 診療報酬上での評価等

- ・ 保険薬局において、後発医薬品の調剤数量の割合が、一定以上の場合に、調剤体制加算により評価。
- ・ 薬局で「薬剤情報提供文書」により後発医薬品に関する情報（後発医薬品の有無、価格、在庫情報）を提供した場合に、薬学管理料の中で評価。
- ・ 保険医療機関において、後発医薬品の採用品目数の割合20%、30%以上の場合に、後発医薬品使用体制加算により評価
- ・ 一般名処方加算の導入や、一般名処方マスタの公表等により、一般名処方を推進
- ・ 個々の医薬品について変更の可否を明示するなど、処方箋様式を変更
- ・ 療養担当規則において、保険医や保険薬剤師に対して、患者に対する後発医薬品の説明や意向確認、調剤の努力義務を明記

★ 薬価改定・算定

- ・ 後発医薬品の薬価の大幅なばらつき等の是正により、後発医薬品への置き換えが着実に進むような薬価制度

ロードマップの実施状況のモニタリング

後発医薬品の使用促進策について ～後発医薬品調剤体制加算の要件見直し～

後発医薬品の調剤を促進するため、後発医薬品調剤体制加算の要件を「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」の新指標に基づき2段階で評価する。なお、後発医薬品の調剤数量が少ないにも拘わらず、指標変更によって後発医薬品調剤体制加算が受けられることがないよう適正化を図る。

【現行】

【後発医薬品調剤体制加算】

(処方せんの受付1回につき)

1	後発医薬品調剤体制加算 1	5 点
2	後発医薬品調剤体制加算 2	1 5 点
3	後発医薬品調剤体制加算 3	1 9 点

【施設基準】

後発医薬品調剤体制加算 1	2 2 %以上
後発医薬品調剤体制加算 2	3 0 %以上
後発医薬品調剤体制加算 3	3 5 %以上

(新規)

【改定後】

【後発医薬品調剤体制加算】

(処方せんの受付1回につき)

1	後発医薬品調剤体制加算 1	<u>1 8 点</u>
2	後発医薬品調剤体制加算 2	<u>2 2 点</u>

(削除)

【施設基準】

後発医薬品調剤体制加算 1	<u>5 5 %以上</u>
後発医薬品調剤体制加算 2	<u>6 5 %以上</u>

(削除)

- ◆ 当該保険薬局において調剤した薬剤の規格単位数量に占める後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量の割合が50%以上であること。

旧指標の
数量シェア＝

後発医薬品
全医薬品

新指標の
数量シェア＝

後発医薬品
後発医薬品あり先発医薬品＋後発医薬品

DPC制度(急性期入院医療の定額報酬算定制度)の見直し等

機能評価係数Ⅱの見直し

改定前
① データ提出指数
② 効率性指数
③ 複雑性指数
④ カバー率指数
⑤ 救急医療指数
⑥ 地域医療指数



平成26年改定後
① <u>保険診療指数(改)</u>
② 効率性指数
③ 複雑性指数
④ カバー率指数
⑤ <u>救急医療指数</u>
⑥ <u>地域医療指数</u>
⑦ <u>後発医薬品指数(新)</u>

① 保険診療指数(「データ提出指数」から改変)

・これまでデータ提出指数として評価されていた「部位不明・詳細不明コードの使用率」に加え、「様式間の記載矛盾」、「未コード化傷病名の使用率」、「保険診療の教育の普及に向けた指導医療官の出向(Ⅰ群のみ)」等、新たに評価項目を追加する。

⑤ 救急医療指数

・当該指数の評価対象となる患者をより公平に選定するため、重症な患者が算定する入院料等を算定している患者を評価対象とする等の見直しを行う。

⑥ 地域医療指数

・「急性心筋梗塞の24時間診療体制」、「精神科身体合併症の受入体制」に係る評価を追加する等の見直しを行う。

⑦ 後発医薬品指数(新設)

・「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」に基づき、後発医薬品の使用について数量ベース(新指標)によって評価を行う。

算定ルール等の見直し

① 同一病名で再入院した際に「一連」とみなす算定ルール(いわゆる「3日以内再入院ルール」)の見直し

- 診療内容からは一連として取り扱うことが妥当であるにも関わらず意図的に3日間退院させ4日目以降に再入院させていることが疑われる事例があること等を踏まえ、当該ルールの適用対象となる再入院期間を「3日」から「7日」に延長する等、必要な見直しを行う。

② 適切な傷病名コーディングの推進

- 適切な傷病名コーディングの推進に向けて、「DPC傷病名コーディングテキスト」の作成と公開等の対応を行う。

③ 入院時持参薬の取り扱い

- 入院前に外来で処方して患者に持参させる事例等に対応するため、予定入院の際に入院の契機となった傷病に対して用いる持参薬については、入院中の使用を原則として禁止する。

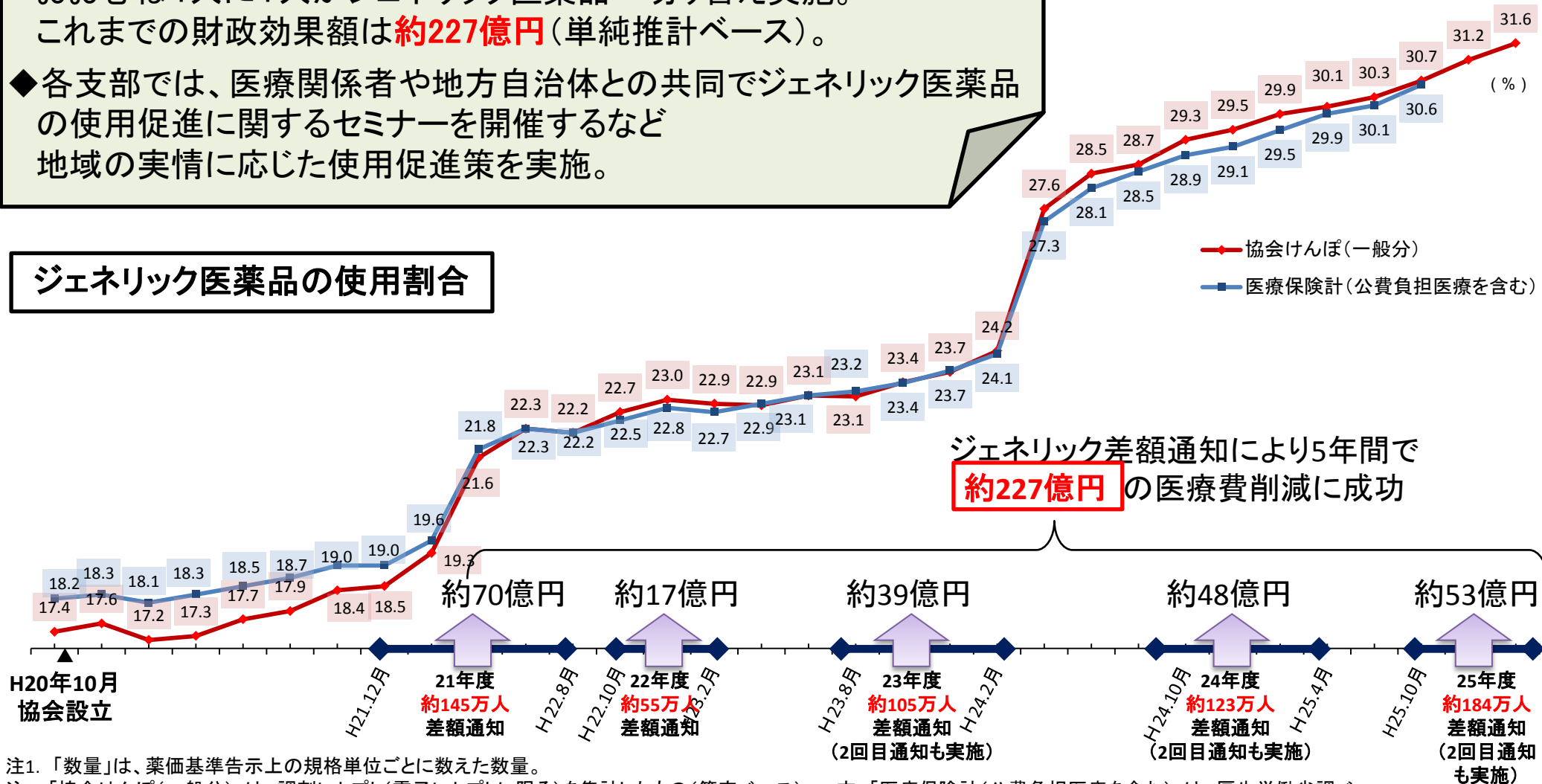
④ 「入院初日に薬剤等の費用を一括して支払う点数設定方式」の見直し

- 平成24年改定で試行的に導入された点数設定方式Dについては、心臓カテーテル検査を行う診断群分類へ適用を拡大する等の見直しを行った上で、引き続き継続する。

③ー1 協会けんぽにおける取組

- ◆協会けんぽ加入者のジェネリック使用割合は、平成25年12月時点で**31.6%**(旧指標)。医療保険全体の使用割合と比べても高い水準。
- ◆設立以降「**ジェネリック医薬品軽減額通知**」を実施。通知した加入者のおおむね4人に1人がジェネリック医薬品へ切り替え実施。
これまでの財政効果額は**約227億円**(単純推計ベース)。
- ◆各支部では、医療関係者や地方自治体との共同でジェネリック医薬品の使用促進に関するセミナーを開催するなど地域の実情に応じた使用促進策を実施。

ジェネリック医薬品の使用割合



③ー2 協会けんぽにおける取組

平成 21 年度から 24 年度の軽減効果額について (協会けんぽ)

	通知対象条件	コスト	通知対象者数	軽減効果人数 (切替者数)	医療費全体	
					軽減額／月	軽減額／年※
21 年度	➤ 40 歳以上の加入者 ➤ 軽減可能額 200 円以上	約 7.5 億円	約 145.3 万人	約 38 万人 (26.2%)	約 5.8 億円	約 69.6 億円
22 年度	➤ 35 歳以上の加入者 ➤ 軽減可能額 300 円以上 ※ 21 年度送付者は除く	約 4.7 億円	約 54.9 万人	約 11 万人 (21.5%)	約 1.4 億円	約 16.8 億円
23 年度	➤ 35 歳以上の加入者 ➤ 軽減可能額 300 円以上 ※ 22 年度送付者は除く ※ 1 回目通知で切替なかった者、または、まだ切替が見込める者に対して 2 回目通知を実施。	約 5.0 億円	【1 回目】(全支部) 約 84 万人	約 20 万人 (23.3%)	約 2.5 億円	約 30.0 億円
			【2 回目】(22 支部) 約 21 万人	約 5.3 万人 (25.4%)	約 0.78 億円	約 9.3 億円
24 年度	➤ 35 歳以上の加入者 ➤ 軽減可能額 【1 回目】医科:400 円以上 調剤:200 円以上 【2 回目】医科:400 円以上 調剤:400 円以上 ※ 23 年度送付者は除く ※ 1 回目通知で切替なかった者、または、まだ切替が見込める者に対して 2 回目通知を実施。	約 4.8 億円	【1 回目】(全支部) 約 96 万人	約 24 万人 (25.1%)	約 3.1 億円	約 37.2 億円
			【2 回目】(全支部) 約 27 万人	約 6.7 万人 (24.9%)	約 0.9 億円	約 10.8 億円

※ 軽減額／月×12か月(単純推計)

④ 広島県呉市国保における取組(ジェネリック使用促進通知の成果について)

平成20年7月から平成25年11月通知分までの、累計切替者数の推移
切替による効果の高いと思われる対象者約3,000人/月に通知

通知書 送付月	通知回数	累計 通知者数	累計 切替者数	切替率
平成20年7月	1回	2,970	897	30%
平成20年8月	2回	6,427	1,815	28%
平成20年9月	3回	9,594	2,862	30%
平成20年10月	4回	11,528	3,448	30%
平成20年11月	5回	11,772	5,496	47%
平成20年12月	6回	11,899	6,079	51%
平成21年1月	7回	11,978	6,520	54%
平成21年2月	8回	12,183	6,906	57%
	⋮			
平成22年7月	25回	19,250	13,445	70%
平成22年8月	26回	19,555	13,747	70%
平成22年9月	27回	19,909	14,057	71%
平成22年10月	28回	20,160	14,368	71%
平成22年11月	29回	20,498	14,700	72%
	⋮			
平成25年7月	47回	26,672	21,739	82%
平成25年8月	—	26,672	21,835	82%
平成25年9月	48回	27,145	22,043	81%
平成25年10月	—	27,145	22,188	82%
平成25年11月	49回	27,506	22,423	82%

通知開始2年後には累計通知者の
約70%が切替

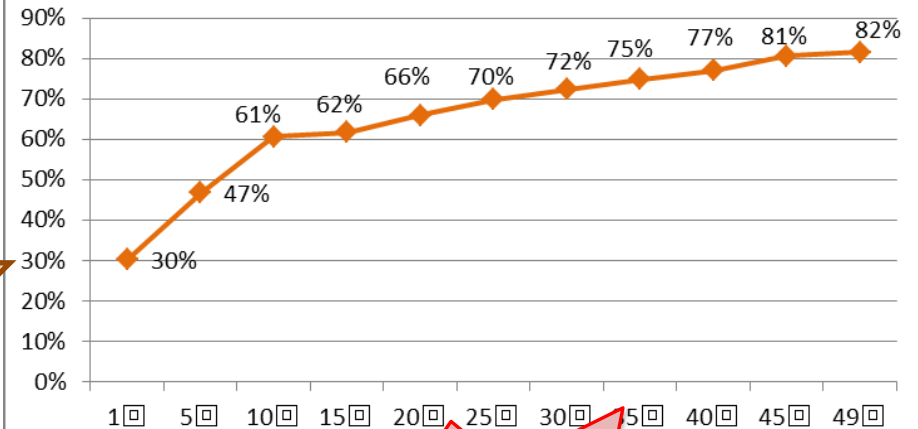
通知を継続することにより
累計切替者数は増加

■レセプト枚数の内訳 (月間)

医 科(入院)	1,500枚	}	71,500枚
〃 (入院外)	43,000枚		
調 剤	27,000枚		
歯 科	10,000枚		
計	81,500枚		

通知開始2年後(25回目の通知)には
累計通知者の約70%が切替。
現在では80%以上が切替。

呉市における切替率推移



累積薬剤費削減額
平成25年11月まで
600,470千円
(通知数27,506人)

※ 切替率: 累計切替者数 ÷ 累計通知者数
※ 平成23年度以降は隔月(偶数月)に通知

現金給付の見直しについて

- ① 傷病手当金及び出産手当金について
- ② 埋葬料について
- ③ 海外療養費について

① 傷病手当金及び出産手当金について

傷病手当金について

- 疾病又は負傷の療養のため労務不能となり、収入の喪失又は減少を来たした場合に、これをある程度補填し、生活保障を行う趣旨から、傷病手当金を支給している。

給付要件	支給額	支給される期間
被保険者（任意継続被保険者を除く。）が業務外の事由による療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、支給される。	1日につき、標準報酬日額（標準報酬月額 $\div$ 30）の3分の2に相当する金額	同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関して、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えない期間

○ 健康保険法（大正11年法律第70号）（抄）

（傷病手当金）

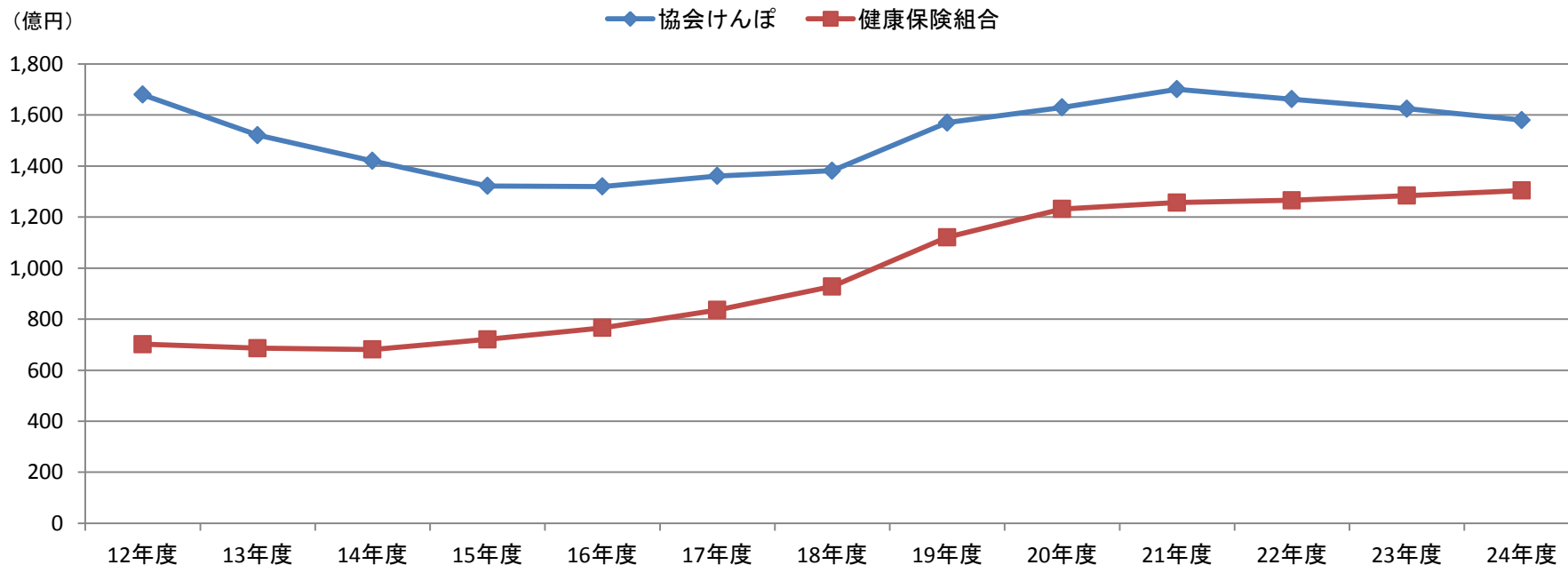
第九十九条 被保険者（任意継続被保険者を除く。第百二条において同じ。）が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して三日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金として、一日につき、標準報酬日額（標準報酬月額 $\div$ 30）の三分の二に相当する金額（その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。）をいう。第百二条において同じ。）の三分の二に相当する金額（その金額に、五十銭未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五十銭以上一円未満の端数があるときはこれを一円に切り上げるものとする。）を支給する。

2 傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して一年六月を超えないものとする。

傷病手当金の支給実績について（平成24年度）

	支給件数	支給額	1件あたり金額
計	1, 508, 249件	2, 885億円	19. 1万円
協会けんぽ	899, 514件	1, 580億円	17. 6万円
健康保険組合	608, 735件	1, 304億円	21. 4万円

傷病手当金の支給額の推移について



出産手当金について

- 出産の前後における一定期間内において労務に服さなかったことにより、所得の喪失又は減少を来した場合に、これをある程度補填し、生活保障を行う趣旨から、出産手当金を支給している。

給付要件	支給額	支給される期間
被保険者（任意継続被保険者を除く。）が出産のために会社を休み、事業主から報酬が受けられないときに、支給される。	1日につき、標準報酬日額（標準報酬月額 $\div$ 30）の3分の2に相当する金額	出産の日（実際の出産が予定日後のときは出産の予定日）以前42日目（多胎妊娠の場合は98日目）から、出産の日の翌日以後56日目までの範囲内で会社を休んだ期間（※）

（※） 予定日より遅れて出産した場合の支給期間は、出産予定日以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産の日の翌日以後56日の範囲内となっており、実際に出産した日までの期間も支給される。

○ 健康保険法（大正11年法律第70号）（抄）

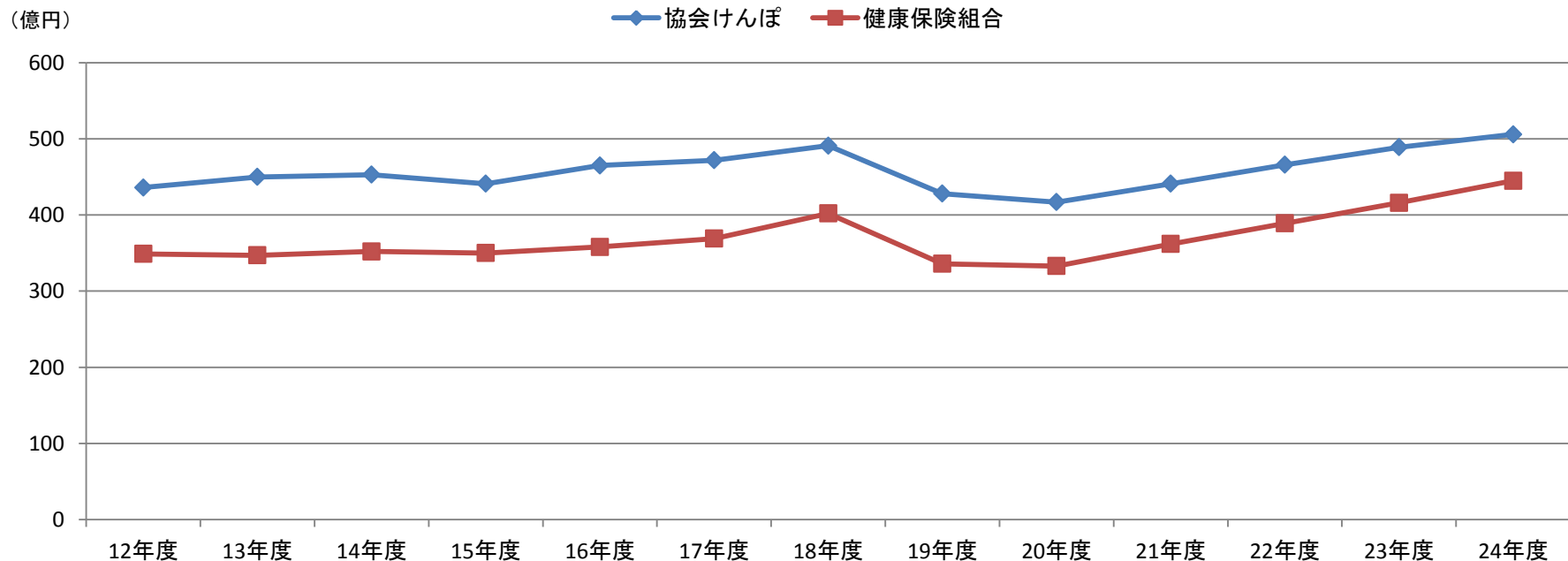
（出産手当金）

第百二条 被保険者が出産したときは、出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前四十二日（多胎妊娠の場合においては、九十八日）から出産の日後五十六日までの間において労務に服さなかった期間、出産手当金として、一日につき、標準報酬日額の三分の二に相当する金額（その金額に、五十銭未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五十銭以上一円未満の端数があるときはこれを一円に切り上げるものとする。）を支給する。

出産手当金の支給実績について（平成24年度）

	支給件数	支給額	1件あたり金額
計	220,112件	905億円	43.2万円
協会けんぽ	125,569件	506億円	40.3万円
健康保険組合	94,543件	445億円	47.0万円

出産手当金の支給額の推移について



傷病手当金及び出産手当金の見直しの論点

- 傷病手当金等の不正受給対策については、健康保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第26号）により、健保組合に比べ事業所との結びつきが弱い協会けんぽに対して、事業主への調査権限を付与した。
- しかしながら、現行の傷病手当金等は、休業前の標準報酬日額を基礎として支給額が決定される仕組みとなっており、休業直前に標準報酬を相当高額に改定し、高額な傷病手当金等を受給することが可能な仕組みとなっている。
- 以上を踏まえ、どのような制度の見直しが考えられるか。

<過去の医療保険部会における主な議論>

1. 過去の一定期間の標準報酬月額の平均額に基づき、傷病手当金及び出産手当金を支給することについて
 - ・保険料負担に応じた給付という傷病手当金の基本的な考え方や実際のコストの面から問題ではないか。
2. 傷病手当金及び出産手当金の支給額に上下限を設けることについて
 - ・保険料負担に応じた給付という傷病手当金の基本的な考え方や実際のコストの面から問題ではないか。
3. 傷病手当金及び出産手当金の支給要件として、加入期間要件を設けることについて
 - ・加入期間要件を満たすまで仕事を続けることで、病状が悪化するようなことがないよう、配慮すべきではないか。

参考資料

◎ 議論の整理（平成25年1月9日 医療保険部会）（抄）

（傷病手当金等の不正受給対策について）

- 傷病手当金等の不正受給対策については、健保組合に比べ事業所との結びつきが弱い協会けんぽに対して、事業主への調査権限を付与することに異論がなかった。
- 一方、保険者判断で傷病手当金等の支給額に上限を設けることを可能とすることについては、負担と給付の関係から適当ではないなど反対の意見が多かった。
- なお、保険者が標準報酬月額の計算基礎を事案に応じて過去の一定期間の平均とすることができるような仕組みなど更なる不正受給対策の検討を行うべきとの意見があった。

◎ 議論の整理（平成23年12月6日 医療保険部会）（抄）

（現金給付（傷病手当金）の見直し）

- 傷病手当金について、不正請求防止の観点等から、①支給上限額の設定や、②標準報酬の平均額に基づき支給額を決定すべきとの意見があったが、これらについては、保険料負担に応じた給付という傷病手当金の基本的な考え方や実務のコストの面から問題との意見があった。
- また、不正請求の防止に加え、保険者機能の強化の観点から、事業主への質問・調査権限の法律上の明確化を検討すべきである。

傷病手当金・出産手当金の見直しに関する医療保険部会 (平成22年9月8日)における主な意見

1. 支給額の上下限の設定について

- 最高支給額の上限を引き下げるべきではないか。
- 支給額の算定に当たっては、標準報酬を引き上げた直後の不正受給を防止するため、より長期の標準報酬を基準とすること等が考えられるのではないか。

2. 加入期間要件の設定について

- 加入期間要件の設定については、期間要件を満たすまで仕事を続けることで、病状が悪化するようなことがないように、配慮すべきではないか。（平成21年12月8日医療保険部会より）
- 加入期間要件の設定については、セーフティーネットとしての意義も含めて慎重に検討すべき。

3. その他の留意点について

- 労災保険などの国内他制度やILO条約に抵触しないよう留意すべきではないか。
(平成21年12月8日医療保険部会より)
- 不正受給事案に対する保険者の調査が円滑に行えるようにすべきではないか。

現金給付の見直しに関する医療保険部会 (平成21年12月8日)における主な意見

1. 支給額の上下限の設定について

- 最高支給額の上限を引き下げるべきではないか。
- 上下限を設けた場合、報酬比例で保険料を徴収していることとの整合性をどう考えるか。

2. 加入期間要件の設定について

- 加入期間要件の設定については、期間要件を満たすまで仕事を続けることで、病状が悪化するようなことがないよう、配慮すべきではないか。
- 加入期間の設定には種々の弊害も生じうるので、不正受給防止対策そのものを強化すべきではないか。

3. 保険者単位での給付率等の設定について

- 保険者間で給付の内容が著しく異なるようなことは望ましくないのではないか。

4. 留意点

- 給付率について、直近改正の考え方やその後2年しか経過していないことに留意すべきではないか。
- 労災保険などの国内他制度やILO条約に抵触しないよう留意すべきではないか。

健康保険法等の一部を改正する法律の概要（平成25年5月24日成立）

協会けんぽに対する平成22年度から平成24年度までの財政支援措置（①国庫補助割合、②後期高齢者支援金の負担方法）を2年間延長する等の措置を講ずる。

1. 法律の概要

I 協会けんぽへの財政支援措置

- ① 協会けんぽの財政基盤の強化・安定化のため、平成22年度から平成24年度までの間講じてきた国庫補助の13%から16.4%への引き上げ措置を2年間延長する。
- ② 後期高齢者支援金の負担方法について、被用者保険者が負担する後期高齢者支援金の3分の1を、各被用者保険者の総報酬に応じた負担とする措置を2年間延長する。
- ③ 協会けんぽの準備金について、平成26年度まで取り崩すことができることとする。

→ 以上の措置により、現行の協会けんぽの保険料率10.0%が平成26年度まで維持できる見通し。

II その他

- ① 健康保険の被保険者又は被扶養者の業務上の負傷等について、労災の給付対象とならない場合は、原則として、健康保険の給付対象とする。
- ② 保険給付に関する厚生労働大臣の事業主への立入調査等に係る事務を協会けんぽに委任する。

2. 施行期日

公布の日（平成25年5月31日）

※ ただし、II①に関する改正については、平成25年10月1日。

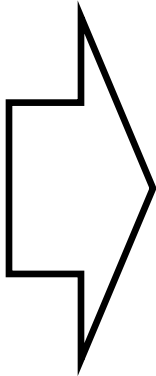
保険者への調査権限の付与について (見直しの方向性)

平成24年11月16日
医療保険部会提出資料

- 近年、事業主が被保険者と共謀して、実際に支払った報酬よりも不正に高い報酬月額を届け出た上で、傷病手当金を不正請求するなど、事業主による不正事案が発生している。
 - こうした不正事案が発生した場合、厚生労働大臣は、行政権限として事業主に対して立入調査を行う権限を有している。しかし、この立入権限については、現行法上、日本年金機構に対しては委任されているが、保険給付を行う保険者に対しては委任されていない。
 - そこで、傷病手当金等の不正受給を防止する観点から、日本年金機構とほぼ同一の組織形態である協会けんぽに対して、立入権限を委任する方向としてはどうか。
- ※ 健保組合については、役員の任命・解任に際し、厚生労働大臣が関与できないなど、組織形態が協会けんぽとは異なるため、行政権限の付与は法制的観点から難しい。

<現行制度>

	事業主への 立入調査権限
協会けんぽ	厚生労働大臣（198条） ※日本年金機構に行政権限を委任 （大臣が行うことも可能）



<改正案>

	事業主への 立入調査権限
協会けんぽ	厚生労働大臣（198条） ※日本年金機構に行政権限を委任 （大臣が行うことも可能） →協会けんぽにも保険給付 に関して行政権限を委任

② 埋葬料について

埋葬料について

- 遺族等の救済ないし弔慰を図るため、死亡に関する保険給付として、埋葬に要する費用を補填し、国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的として、埋葬料を支給している。
- 被保険者が死亡した場合、死亡した被保険者の収入により生計を維持していた者で葬儀を行うべきもの等に対し、埋葬料（5万円）が支給される。また、被扶養者が死亡した場合、被保険者に対し、家族埋葬料（5万円）が被保険者に支給される。
- 被保険者資格を喪失してから3か月以内に死亡した場合なども、同様に埋葬料が支給される。
 - ※ 埋葬料の支給を受けるべき者がいない場合においては、埋葬を行った者に対し、5万円の範囲内で埋葬に要した費用を支給することとしている。

<埋葬料の変遷>

- 平成18年の改正までは、埋葬料として死亡した被保険者の標準報酬月額額の1月分相当を支給。また、被扶養者が死亡した場合、被保険者に対して定額の家族埋葬料を支給。

	本人	被扶養者
昭和48.10.1	標準報酬月額額の1月分（30,000円）	30,000円
昭和51.7.1	標準報酬月額額の1月分（50,000円）	50,000円
昭和56.4.1	標準報酬月額額の1月分（70,000円）	70,000円
昭和60.4.1	標準報酬月額額の1月分（100,000円）	100,000円

※（ ）内は最低保障額

- 平成18年改正において、埋葬料の補填や遺族の弔慰等を目的とする埋葬料の性格に照らした場合、標準報酬月額に連動させた給付を行う必然に乏しいことから定額化を図ることとした。金額は国民健康保険における葬祭に係る医療保険からの給付の平均額が約5万円であることを踏まえ、5万円とした。（平成18年10月施行）

保険給付の種類(健保・国保)

健康保険	国民健康保険
○法定給付 ⇒支給するか否か、いかなる内容の給付を行うか等は法律の規定に従いこれを行わなければならない、健保組合においても、その規約によりこれを変更することは許されないもの ・療養の給付 ・入院時食事療養費の支給 ・入院時生活療養費の支給 ・保険外併用療養費の支給 ・療養費の支給 ・訪問看護療養費の支給 ・移送費の支給 ・高額療養費の支給 ・高額介護合算療養費の支給 ・傷病手当金の支給 ・<u>埋葬料の支給</u> ・出産育児一時金の支給 ・出産手当金の支給 ・家族療養費、家族訪問看護療養費及び家族移送費の支給 ・家族埋葬料の支給 ・家族出産育児一時金の支給	○法定給付 【絶対的必要給付】 ⇒保険者は必ず実施しなければならない給付であり、給付内容が法令で規定されているもの ・療養の給付 ・入院時食事療養費の支給 ・入院時生活療養費の支給 ・保険外併用療養費の支給 ・療養費の支給 ・訪問看護療養費の支給 ・特別療養費の支給 ・移送費の支給 ・高額療養費の支給 ・高額介護合算療養費の支給 【相対的必要給付】 ⇒保険者は給付を実施するものとされているが、特別の理由があるときは実施しなくてもよいものであり、給付内容を条例又は規約で定めることができるとされているもの ・出産育児一時金の支給 ・<u>葬祭費の支給または葬祭の給付</u>
○付加給付 ⇒これを行うか否か、いかなる内容の給付を行うか等については、健保組合が自己の財政状況等を勘案して任意に定めることができるもの	○任意給付 ⇒給付を実施するかや、実施する場合の給付内容を保険者で決定できるもの ・傷病手当金の支給 ・その他の給付

(参照条文)

○ 健康保険法（大正11年法律第70号）（抄）

(埋葬料)

第百条 被保険者が死亡したときは、その者により生計を維持していた者であって、埋葬を行うものに対し、埋葬料として、政令で定める金額を支給する。

2 前項の規定により埋葬料の支給を受けるべき者がいない場合においては、埋葬を行った者に対し、同項の金額の範囲内においてその埋葬に要した費用に相当する金額を支給する。

(傷病手当金又は出産手当金の継続給付)

第百四条 被保険者の資格を喪失した日（任意継続被保険者の資格を喪失した者にあつては、その資格を取得した日）の前日まで引き続き一年以上被保険者（任意継続被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く。）であつた者（第百六条において「一年以上被保険者であつた者」という。）であつて、その資格を喪失した際に傷病手当金又は出産手当金の支給を受けているものは、被保険者として受けることができるはずであつた期間、継続して同一の保険者からその給付を受けることができる。

(資格喪失後の死亡に関する給付)

第百五条 前条の規定により保険給付を受ける者が死亡したとき、同条の規定により保険給付を受けていた者がその給付を受けなくなった日後三月以内に死亡したとき、又はその他の被保険者であつた者が被保険者の資格を喪失した日後三月以内に死亡したときは、被保険者であつた者により生計を維持していた者であつて、埋葬を行うものは、その被保険者の最後の保険者から埋葬料の支給を受けることができる。

2 第百条の規定は、前項の規定により埋葬料の支給を受けるべき者がいない場合及び同項の埋葬料の金額について準用する。

(家族埋葬料)

第百十三条 被保険者の被扶養者が死亡したときは、家族埋葬料として、被保険者に対し、第百条第一項の政令で定める金額を支給する。

○ 健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）（抄）

(埋葬料の金額)

第三十五条 法第百条第一項の政令で定める金額は、五万円とする。

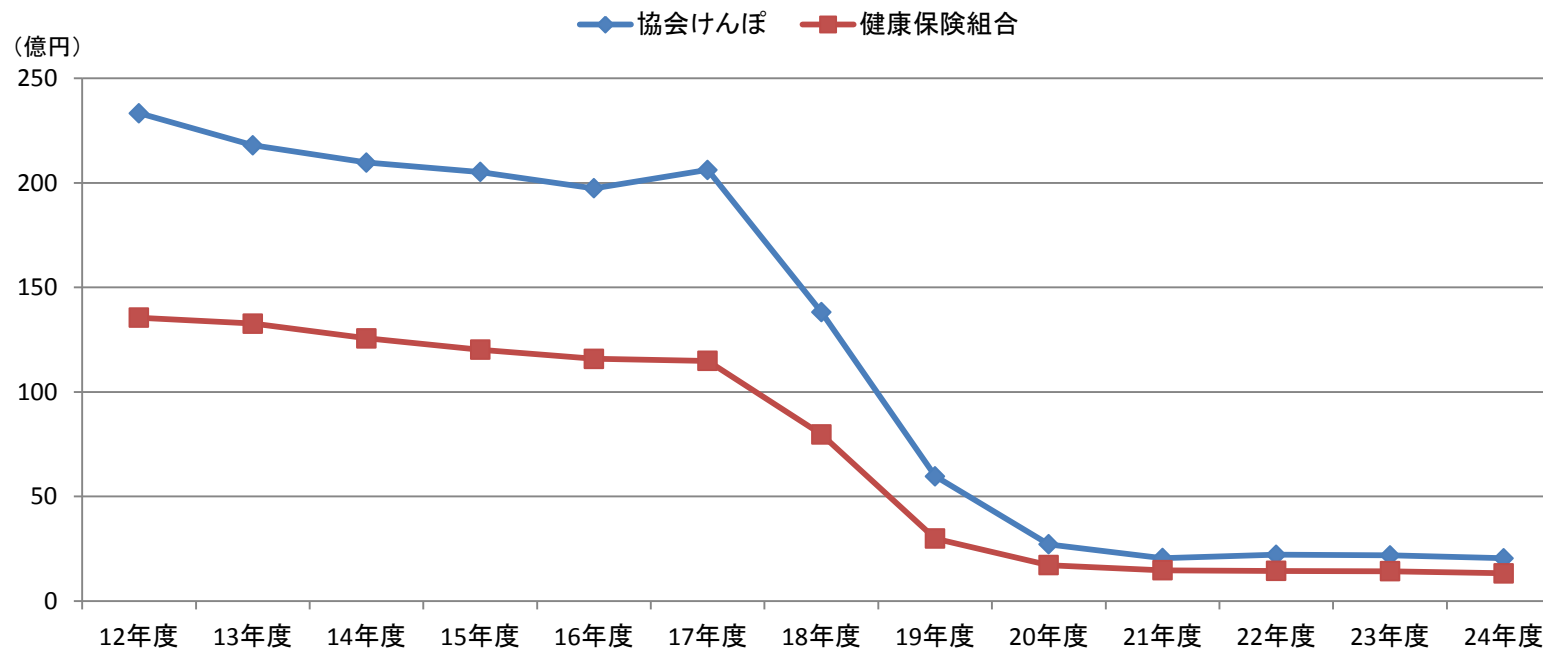
○ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）（抄）

第五十八条 保険者は、被保険者の出産及び死亡に関しては、条例又は規約の定めるところにより、出産育児一時金の支給又は葬祭費の支給若しくは葬祭の給付を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。

埋葬料（家族埋葬料）の支給実績について（平成24年度）

	支給件数	支給額
計	67,260件	33.6億円
協会けんぽ	40,736件	20.4億円
健康保険組合	26,524件	13.2億円

埋葬料（家族埋葬料）の支給額の推移について



国民健康保険における葬祭に係る給付の状況について

- 国保保険者は、被保険者の死亡に関して、条例又は規約の定めるところによって葬祭費の支給もしくは葬祭の給付を行うこと（特別の理由があるときは、葬祭に係る給付の実施自体を行わないことが可能）とされている。

【葬祭費支給額別保険者数】（平成25年4月1日現在）

	1万円未満	1万円以上 2万円未満	2万円以上 3万円未満	3万円以上 4万円未満	4万円以上 5万円未満	5万円以上 7.5万円未満	7.5万円以上 10万円未満	10万円以上	未実施	合 計
市町村 国保	1	99	256	384	38	937	2	0	0	1,717

出典：保険局国民健康保険課調べ

埋葬料の見直しの論点

- ・ 国民健康保険における葬祭に係る給付（健康保険の埋葬料に相当する給付）は、支給額を任意に設定することができる（特別の理由があるときは、葬祭に係る給付の実施自体を行わないことが可能な）相対的必要給付として位置付けられている。
- ・ 一方、健康保険における埋葬料は、国民健康保険における絶対的必要給付と同様の位置付けとなっており、被保険者等が死亡した場合に必ず5万円を支給することとされている。

こうした点を踏まえ、健康保険における埋葬料の在り方についてどう考えるか。

3. 海外療養費について

海外療養費について

【 制度の概要 】

- 公的医療保険制度に加入する被保険者等が、海外渡航中に医療機関等において療養を受けた場合に、被保険者の申請に基づき、保険者が療養の給付を行うことが困難であると認めるとき等に、海外療養費が支給される。

（例）海外旅行中に病気や怪我をし、現地の医療機関で受診した場合

（※） 海外渡航の一般化を背景に、健康保険は昭和56年 3 月から、国民健康保険は平成13年 1 月から制度化されている。

【 支給手続 】

- ① 被保険者は、一旦かかった医療費の全額を海外の医療機関等に支払うとともに、担当の医師等から治療内容やかかった金額等についての証明をもらう。
- ② 被保険者は、帰国後、ないし海外に在住する場合は事業主を通じて（被用者保険）、加入する保険者に対し、(1)～(3)の書類をもって申請する。
 - (1) 療養費支給申請書
 - (2) 診療の内容等がわかる医師の診療明細書及び領収明細書等
 - (3) (2)が外国語で作成されている場合は、日本語の翻訳文
- ③ 保険者において、提出された書類をもとに審査し、療養の給付を行うことが困難であると認めるとき等に、海外療養費を支給する。

海外療養費の支給実績（推移）

■健康保険（協会けんぽ、健康保険組合）

※ 支給金額の単位は億円

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
協会けんぽ	支給件数	7,382	9,357	8,708	8,953
	支給金額	3.3	3.3	2.8	2.7
健康保険組合	支給件数	82,091	88,275	85,856	88,923
	支給金額	13.6	13.8	13.3	13.1

（出典）「健康保険・船員保険事業年報」

（注1）協会けんぽは、一般被保険者のみ。

■市町村国保

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
市町村国保	支給件数	15,091	18,220	20,187	21,508
	支給金額	5.1	6.6	6.1	6.7

（出典）「国民健康保険事業の実施状況報告」

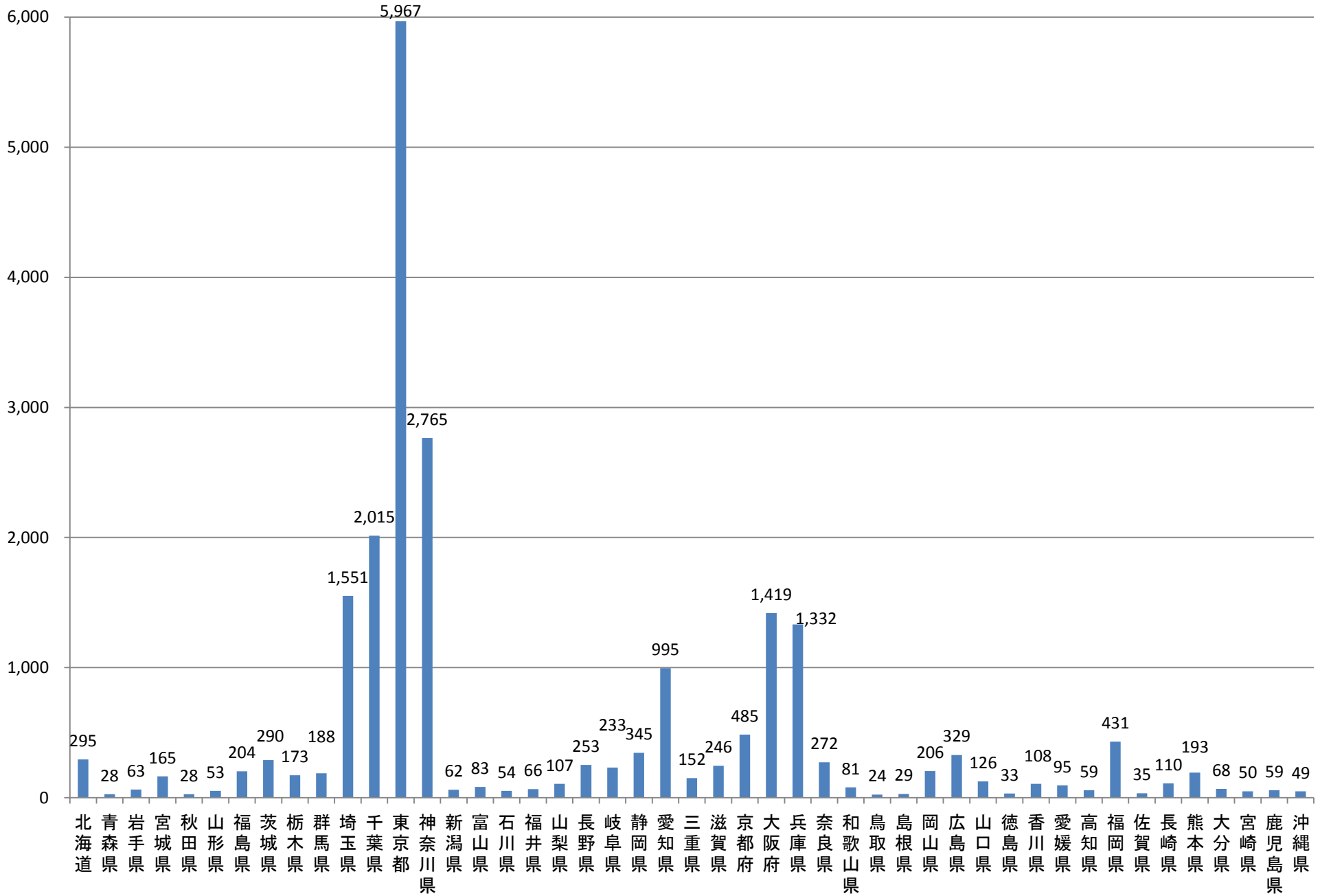
（注1）一般被保険者と退職被保険者の合計

（注2）平成20年度の一部被保険者（埼玉県鴻巣市、東京都港区、東京都大田区、東京都豊島区、東京都調布市、愛知県小牧市）の支給件数等は不明である。

（注3）平成21年度の一部被保険者（埼玉県鴻巣市、東京都港区、東京都大田区、愛知県江南市）の支給件数等は不明である。

海外療養費支給件数（市町村国保：平成24年度）

（件）



（出典） 厚生労働省保険局「国民健康保険事業の実施状況報告」

（注） 一般被保険者と退職被保険者の合計

海外療養費の不正請求対策について

海外療養費の不正請求対策等について
(平成25年12月6日 保保発1206第1号・保国発1206第1号・保高発1206第1号)

- 海外療養費制度については、先般より、海外の医療機関で療養を受けた事実がないにもかかわらず、虚偽の申請を行うことによって、海外療養費を詐取する不正請求事案が複数明らかになっていたところ。
- このため、海外療養費について、**① 支給申請に対する審査の強化**、**② 不正請求事例への対応**、**③ 審査業務等に対する財政支援**など、不正請求対策を一体的に推進。

1. 支給申請に対する審査の強化

(1) 支給申請時における確認

- 海外療養費の支給申請時に、パスポート等の提示を求め、渡航の事実等を確認

(2) 支給申請書等の審査

- 支給申請書等に不自然な点等がないかを確認
(例) ① 申請者ごとに、過去の支給申請との縦覧点検を実施
② 海外の医療機関が作成した書類(診療明細書等)の再翻訳 等

(3) 海外で受診した事実等の確認

- 審査の過程で、不自然な点等がある場合、海外の医療機関に対して受診した事実・受診内容を確認

➡ 受診した事実・受診内容を偽ったと認められる場合、不正請求として不支給決定

2. 不正請求事例への対応

(1) 厚労省への報告等

- 不正請求事例があった保険者は厚労省に報告し、厚労省は全保険者に対して不正請求事例を情報提供

(2) 警察との相談・連携

- 不正請求事例は警察に相談を行い、警察との連携を推進
(例) ① 不正請求として不支給決定を行った場合
② 過去に行った支給決定が不正請求であったと判明した場合
③ 支給申請や審査の過程で、不正請求の疑いがあると判断した場合

(*) 警察庁から、全国の都道府県警等に対して、不正請求に関して保険者から相談があった場合の迅速な対応、厳正な取締りを推進するよう通達

3. 審査業務等に対する財政支援

- 国民健康保険においては、保険者が不正請求対策等に要した費用について、財政支援を実施

(1) 審査強化の取組や、警察との連携の実施についての周知・広報経費

⇒ 周知・広報に要した費用に対して、30万円を上限として実支出額を交付

(2) 翻訳業務や、海外の医療機関等に対する照会業務について、国民健康保険団体連合会等への委託経費

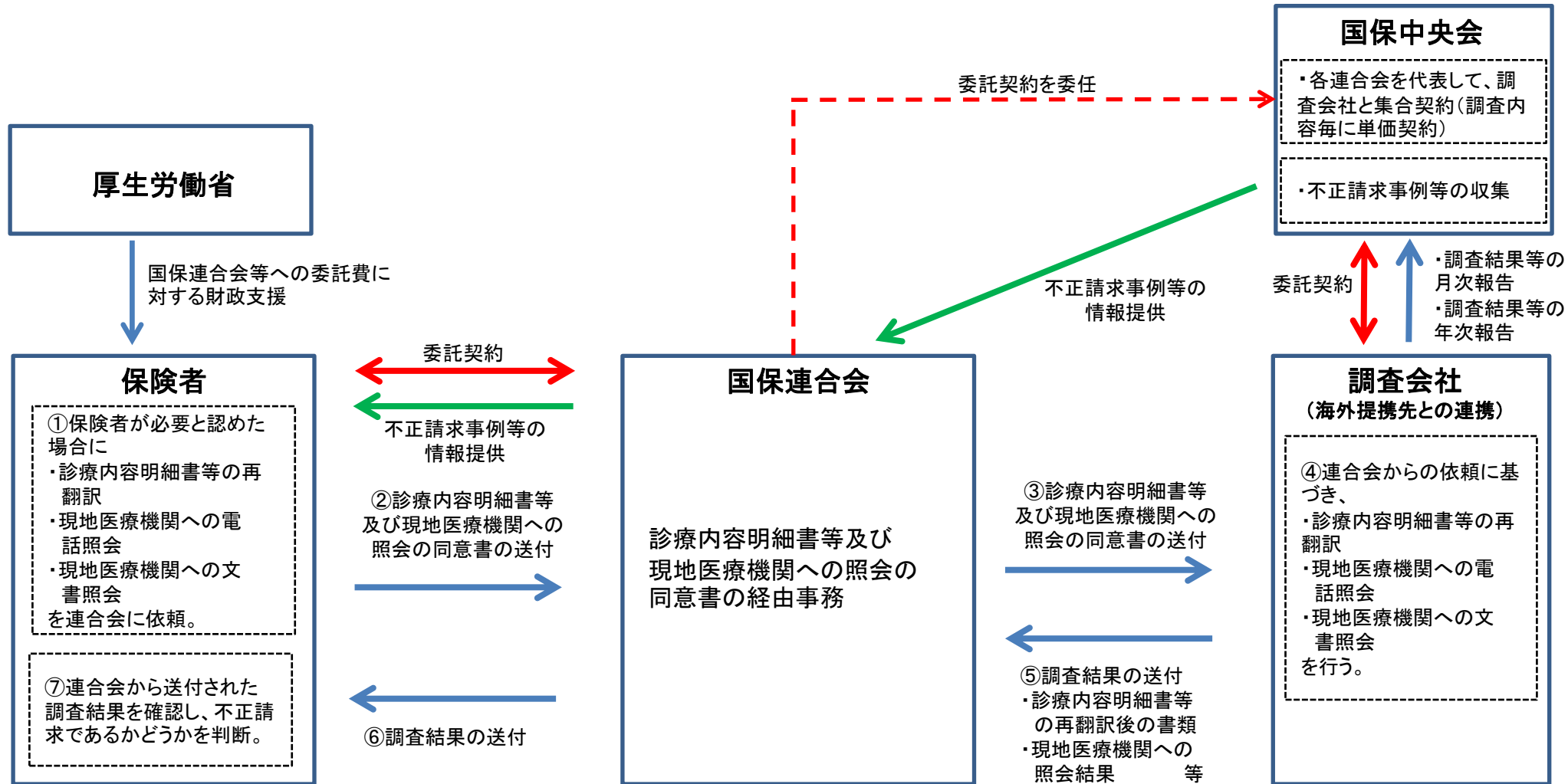
⇒ 委託に要した費用について、年間平均被保険者数に応じた交付限度額(別表)を上限として実支出額を交付

(別表)

年間平均被保険者数	交付限度額
5千人未満	150万円
1万人未満	300万円
5万人未満	500万円
10万人未満	750万円
10万人以上	1000万円

国民健康保険における海外療養費の審査業務の強化について（平成26年2月～）

- 国民健康保険においては、海外療養費の審査に関し、専門的なノウハウを有する民間会社に対して、診療内容明細書等の翻訳業務や、海外の医療機関等に対する照会業務を委託する取組を推進。
- 厚生労働省においては、これらの審査業務について、保険者が国保連合会等へ委託した費用について、財政支援を実施。



諸外国における公的医療保障制度の給付に係る調査について(概要)

- 海外療養費の不正請求に向けた対策を一層進めるにあたって、諸外国の公的医療保障制度における「海外療養費に類似する給付」の有無や、不正請求事例・不正請求対策について調査を実施。

1. 調査概要

○ 調査方法：調査訓令(外務省を経由して、在外公館宛公電による依頼)

○ 対象国：12カ国

アメリカ・イギリス・イタリア・カナダ・フランス・ドイツ・ロシア
中国・韓国・フィリピン・ブラジル・ベトナム

○ 調査期間：平成26年3月17日～4月30日

2. 回答の概要

① 回答が得られた国：10カ国

アメリカ・イギリス・イタリア・カナダ・ドイツ・中国・韓国・フィリピン
ブラジル・ベトナム

② ①のうち「海外療養費に類似する給付」があり、当該給付につき不正請求事例・不正請求対策がある国

： 5カ国

イギリス・イタリア・カナダ・ドイツ・ベトナム

(※)「海外療養費に類似する給付」については、「公的医療保障制度の加入者が、国外渡航中に、病気やケガによって海外(国外)の医療機関で療養を受けた場合、医療機関で支払った費用の全部又は一部を給付する制度」として調査を実施。

諸外国における海外療養費類似制度と不正請求対策等について(調査結果)

「諸外国における公的医療保障制度に係る調査について(調査訓令)」より

○諸外国の公的医療保障制度における「海外療養費に類似する給付」と不正請求事案・不正請求対策等について、調査結果をとりまとめると以下のとおりとなっている。

	イギリス	ドイツ	イタリア	カナダ (オンタリオ州の例)	ベトナム
公的医療保障制度の概要	○運営主体: 国 ○加入者: 英国に居住する者 ○給付の内容: 医療サービスの提供(現物給付)等 ○給付の財源: 公費等	○運営主体: 疾病金庫 ○加入者: 一定の所得を超えない被用者、自営農林業者等 ○給付の内容: 医療サービスの提供(現物給付)等 ○給付の財源: 保険料及び公費	○運営主体: 州政府 ○加入者: 全国民 ○給付の内容: 医療サービスの提供(現物給付)等 ○給付の財源: 公費等	○運営主体: オンタリオ州政府 ○加入者: カナダ市民権又は永住権を持つオンタリオ州民 ○給付の内容: 医療サービスの提供(現物給付)等 ○給付の財源: 公費	○運営主体: ベトナム社会保険 ○加入者: 被雇用者、公務員、年金受給者等 ○給付の内容: 医療サービスの提供(現物給付)等 ○給付の財源: 保険料及び公費
海外療養費に類似する給付の例	○EU加盟国等の公的医療制度が適用される医療機関で療養を受けた場合、欧州健康保険カードを提示することで、当該国の国民と同様の自己負担で医療サービスが提供される。 ○EU加盟国の医療機関で療養を受けた場合、医療費が償還払いされる。			○加入者が、国外渡航中に、緊急的に発生した病気や怪我によって国外の医療機関で療養を受けた場合、オンタリオ州で算定される医療費の範囲内で償還払いされる。	○加入者が、国外渡航中に、不可避免的な治療が必要であるとして国外の医療機関で療養を受けた場合、医療機関で支払った費用が給付される(上限あり)。
	○各公的医療保障制度には外国人も加入できるとされており、外国人に対しても「海外療養費に類似する給付」は給付される。				
不正請求事例・不正請求対策	【不正請求対策】 ○領収書等の原本の提出を求める。 ○申請書類に不明確な点等がある場合は、更なる証拠書類を求める。	【不正請求事例】 ○虚偽内容の申請書類による請求。 【不正請求対策】 ○不正行為が疑われる場合には、調査を実施。	【不正請求対策】 ○治療を行った相手国のイタリア大使館又は領事館が、償還払いの申請の前に、書類の原本を検証。	【不正請求事例】 ○加入資格を有しないことを知りながら請求。 【不正請求対策】 ○不正が疑われる事例について匿名で通報できる州政府窓口の設置。 ○診療明細書・領収明細書の原本の提出。 ○不正請求は犯罪であること等を申請書に記載。	【不正請求事例】 ○虚偽内容の申請書類による請求。 【不正請求対策】 ○パスポート・領収書等の提出を求める。

海外療養費の不正請求対策についての考え方

- 近年、市町村国保を中心に、実際には海外に渡航した事実がないにもかかわらず、海外の医療機関において治療等を受けたとして、海外療養費を不正請求する事案が散見されている。
- これに対しては、支給申請に対する審査の強化や不正請求事例への対応、審査業務等に対する財政支援など、不正請求対策を一体的に進めることとしてきたところであり、今後、こうした取組を着実に進めていく必要がある。
- これに加えて、不正請求に対する一層の取組として、どのようなものが考えられるか。

参考資料

(参考) 参照条文 ①

◎ 健康保険法（大正11年法律第70号）

第八十七条 保険者は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給（以下この項において「療養の給付等」という。）を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。

◎ 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）

（療養費の支給の申請）

第六十六条 法第八十七条第一項の規定により療養費の支給を受けようとするときは、被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

- 一 被保険者証の記号及び番号
 - 二 診療、薬剤の支給又は手当を受けた者の氏名及び生年月日
 - 三 傷病名及びその原因、発病又は負傷の年月日並びに傷病の経過
 - 四 診療、薬剤の支給又は手当を受けた病院、診療所、薬局その他の者の名称及び所在地又は氏名及び住所
 - 五 診療又は調剤に従事した医師若しくは歯科医師又は薬剤師の氏名
 - 六 診療、薬剤の支給又は手当の内容及び期間並びにその診療、薬剤の支給又は手当が食事療養、生活療養、評価療養又は選定療養を含むものであるときは、その旨
 - 七 療養に要した費用の額
 - 八 療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給を受けることができなかった理由
 - 九 疾病又は負傷が第三者の行為によるものであるときは、その事実並びに第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）
- 2 前項の申請書には、同項第七号に掲げる費用の額を証する書類を添付しなければならない。
 - 3 前項の書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に日本語の翻訳文を添付しなければならない。

(参考) 参照条文 ②

◎ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

第五十四条 保険者は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給（以下この項及び次項において「療養の給付等」という。）を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者について診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

◎ 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）

（療養費の支給申請）

第二十七条 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、法第五十四条又は法第五十四条の三第三項若しくは第四項の規定により療養費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した療養費支給申請書を保険者に提出しなければならない。

一 療養を受けた被保険者の氏名

二 診療、薬剤の支給又は手当を受けた病院、診療所、薬局その他の者の名称及び所在地

三 診療又は調剤に従事した医師、歯科医師又は薬剤師の氏名

四 法第五十四条の規定により療養費の支給を受けようとする場合にあっては、療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給又は保険外併用療養費の支給を受けることができなかつた理由、法第五十四条の三第三項又は第四項の規定により療養費の支給を受けようとする場合にあっては、特別療養費の支給を受けることができなかつた理由

五 傷病名及びその原因、発病又は負傷の年月日、傷病の経過、療養期間並びに療養内容

六 療養につき算定した費用の額

七 被保険者証の記号番号

2 前項の申請書には、同項第六号に規定する療養につき算定した費用の額に関する証拠書類を添付しなければならない。

3 前項の証拠書類が外国語で作成されたものであるときは、その証拠書類に日本語の翻訳文を添付しなければならない。

(参考) 参照条文 ③

【海外療養費が認められる以前の海外療養費に関する規定】

◎ 健康保険法（大正11年法律第70号） ※ 昭和56年2月まで

第六十二条 被保険者又は被保険者タリシ者左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ疾病、負傷又ハ分娩ニ関シ其ノ期間ニ係ル保険給付ハ之ヲ為サズ

- 一 本法施行区域外ニ在ルトキ
- 二 矯正院其ノ他之ニ準ズベキモノニ入院セシメラレタルトキ
- 三 監獄、留置場又ハ労役場ニ拘禁又ハ留置セラレタルトキ

2～4 （略）

◎ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） ※ 平成12年12月まで

第五十九条 被保険者又は被保険者であつた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その期間に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは移送費の支給（以下この節において「療養の給付等」という。）は、行わない。

- 一 日本国外にあるとき。
- 二 少年院その他これに準ずる施設に收容されたとき。
- 三 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。

審査支払機関について

平成26年6月23日
厚生労働省保険局

審査支払機関の在り方に関する検討状況

○ レセプト電子化の進展や医療費の増嵩と相まって、適正な保険診療の確保、貴重な保険料を原資とする審査支払事務の効率化への期待が高まる中で、規制改革会議や行政刷新会議からの指摘等を踏まえ、審査支払機関の審査の質の向上、効率化の推進、統合と競争の両面から総合的に検討するため、平成22年4月に「審査支払機関の在り方に関する検討会」を設置。

- ・規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)
 - 業務効率化計画の作成、手数料適正化の数値目標を明示
 - 審査支払機関の公正な受託競争環境を整備
- ・行政刷新会議「事業仕分け」(平成21年11月11日)の評価結果
 - レセプト審査率と手数料を連動させるべき
 - 国保連と支払基金を統合すべき

○ 同検討会では、平成22年4月8日から計11回にわたって、現地視察や有識者からのヒアリングを行うとともに、審査支払システムをめぐる課題について幅広い観点から議論し、同年12月10日に「議論の中間的整理」をとりまとめた。

- ・審査支払機関の在り方に関する検討会「議論の中間的整理」(平成22年12月10日)
 - 審査は、医師又は歯科医師の専門的知見に基づく判断であり、審査手数料と査定率との連動よりも、ITの活用や判断基準の統一化により、審査機能の強化を進めること
 - 組織の統合について、定量的な検証や効果・留意点を含め、統合と競争の観点から引き続き検討

○ その後、衆議院決算行政監視委員会における決議等も踏まえ、審査支払機関の在り方について、社会保障審議会医療保険部会において平成24年4月18日から同年5月24日まで計3回議論するなど、引き続き検討しているところ。
今後は、今般の規制改革会議の指摘等を踏まえ、審査の更なる効率化等に取り組む。

- ・衆議院決算行政監視委員会「行政監視に基づく事業の見直しに関する決議」(平成23年12月8日)
 - 競争による改善が期待できないのであれば、審査の効率化を図り、医療費を削減するため、保険者たる市町村に混乱を来たさないようにしつつ、統合に向けた検討を速やかに進めるべき。
- ・衆議院決算行政監視委員会「行政監視に基づく事業の見直しに関する決議のフォローアップに基づく決議」(平成24年9月7日)
 - 競争原理が働かない障壁を取り除く努力を真剣に行うことを求める。

- 厚生労働省では、有識者による「審査支払機関の在り方に関する検討会」を設置（平成22年4月～）。審査の質の向上、業務の効率化、組織の在り方等について、外部からのヒアリングも行いつつ議論（11回）。平成22年12月に「議論の中間的整理」をとりまとめ。
- 「検討会」では、組織の在り方は「統合と競争の観点から引き続き検討」としている。

○患者の個性・地域の医療体制等の尊重 ○国民が受ける医療に違いが生じない共通の判断基準 ○迅速で効率的な審査支払い

審査の質の向上

- 審査の均一性の確保のための取組の推進
 - ・ 支払基金と国保連で審査の判断基準の統一化のための定期的な連絡協議会の開催
 - ・ 支払基金で支部間の専門医による審査照会のネットワークの構築、本部に専門分野別ワーキンググループの編成
- 審査における判断基準の違いを縮小するためのITの活用
 - ・ 電子レセプトの審査履歴の記録システムの導入、審査実績の分析評価、標準化への活用
 - ・ 電子化に対応した審査補助職員の事務能力の向上（研修の充実等）
- 支払基金の調剤レセプトの審査機能の強化（審査委員会への薬剤師の配置）

審査・支払業務の効率化

- コスト削減に対応した審査手数料の更なる引下げ（23年度も更に引下げ）
 - ・ 支払基金では27年度の水準を22年度と比較して約11%引き下げる目標
- 業務効率化、保有資産の整理合理化
 - ・ 支払基金の給与水準の引下げ、資金管理業務の本部への集約化等
 - ・ 47国保連の審査支払の共通基盤システムの構築

統合、競争促進の観点からの組織の在り方

- 組織の在り方について、定量的な検証や効果・留意点を含め、統合と競争の観点から引き続き検討。
- 保険者が支払基金と国保連の相互に審査の委託が可能な環境整備
- 保険者の直接審査の推進
 - ・ 調剤レセプトの直接審査の対象薬局の追加手続きの簡素化等

1. 審査の質の向上について

審査の質の向上に関する取組状況（１）

支払基金・国保連が共同で実施

（１）審査の均一性の確保のための取組の推進

- ・ 更なる判断基準の統一化を図るため、各都道府県に「連絡協議会」を設置するとともに、統一的な判断基準を検討する場として「中央連絡協議会」を設置する（24年12月3日付三課長通知）。（6 ページ参照）
- ・ 支払基金と国保連では、審査の質の向上と判断基準の統一化のため、共通の「審査情報提供事例」（216件）の公表（26年5月現在）。

（２）その他の取組

診療担当者等の適正な保険診療、保険医療機関等の適正な保険請求の一層の推進

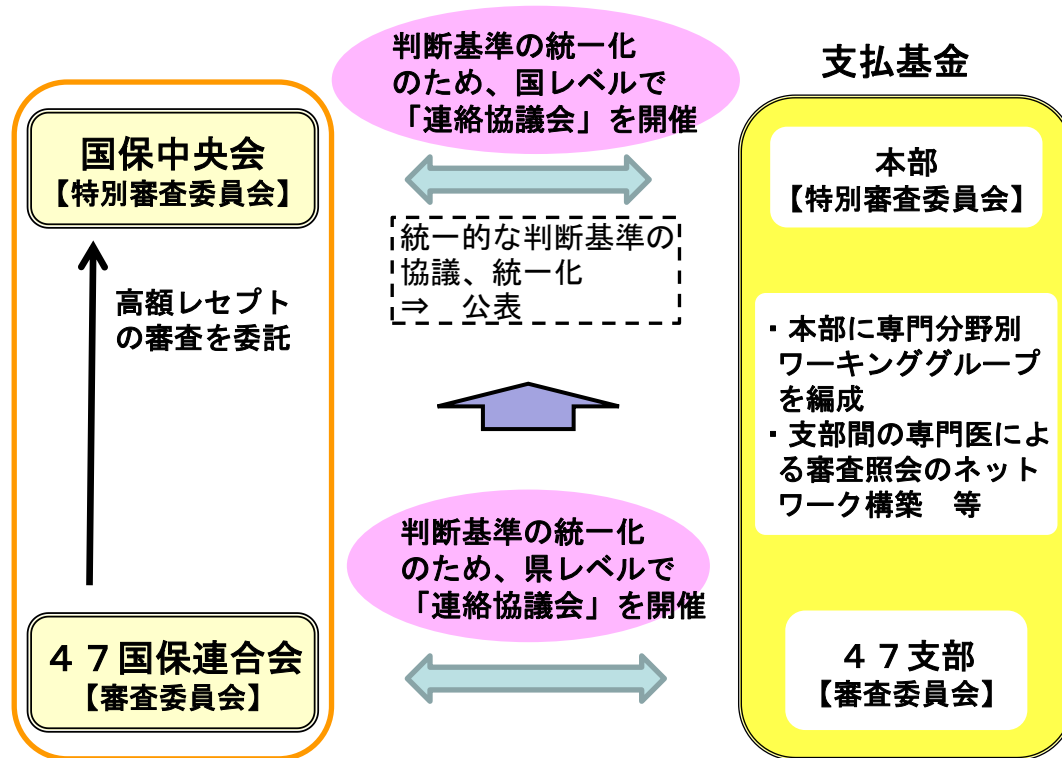
- ・ 保険医療機関等の指導監督部署（地方厚生(支)局等）と審査支払機関との連携を強化し、情報の共有化を図るため、診療報酬適正化連絡協議会を設置（23年2月17日付三課長通知）。

審査の質の向上に関する取組状況（２）

支払基金	国保連
○審査における判断基準の違いを縮小するための ＩＴの活用（７、８ページ参照） ① 電子レセプトの突合審査・縦覧審査の実施（24年3月～） ・突合審査：医科・歯科レセプトと調剤レセプトを患者単位で照合 ・縦覧審査：同一患者のレセプトを複数月にわたり照合 ② 算定日情報の記録に伴うコンピュータチェック（24年4月診療分） 算定日情報：診療行為、医薬品及び特定保険医療材料に係る各請求項目に対応する算定日を記録 ○支払基金の調剤レセプトの審査機能の強化 調剤レセプトの審査機能を強化するため、医師、歯科医師に加えて、薬剤師を調剤レセの審査委員に委嘱・配置（23年6月） ○その他の取組 審査委員会に常勤の「医療顧問」（審査に専任する医師）（101人）を配置。	○審査の均一性の確保のための取組の推進 ① 各都道府県国保連間における判断基準の統一化 ・17年度分以降の判定事例の調査を行い、全国の国保連の70%以上が同判定とした事例を審査基準（暫定）とし、調査結果を周知。23年度以降、順次、統一的な審査基準に位置付け。 ② 審査データ（審査件数、審査状況等）を公表 ○審査における判断基準の違いを縮小するための ＩＴの活用 ① 審査委員への統一の判断基準の周知や判断を支援するツールなど、審査の判断基準の差を縮小するためのＩＴの活用の推進 ・審査事例データベースの再構築の検討 ・詳細な審査統計表を作成できるシステム（23年6月～） ② 電子レセプトの突合審査、縦覧審査等の実施（８ページ参照） ・縦覧審査：国保総合システムにて標準機能として（23年10月～） ・突合点検：都道府県医療関係者と調整のうえ、順次実施 ③ 算定日情報の記録に伴うコンピュータチェック（24年4月診療分～） 算定日情報：診療行為、医薬品及び特定保険医療材料に係る各請求項目に対応する算定日を記録

審査の判断基準の統一化のための取組み

- 支払基金支部と国保連間で、審査の判断基準に差異（ローカルルール）があることが指摘されている。
- 医療保険の請求ルールは全国一本であり、適正な審査体制の確保の観点だけでなく、加入する保険者や地域にかかわらず、公平な医療サービスを提供する観点からも、統一的な判断基準が必要なものは統一化していくことが求められる。
- これまでも、厚生労働省や支払基金、国保連では、統一化した判断基準を随時公表しているが、さらにこの取組みを推進するため、国・県レベルで判断基準の統一化のための「連絡協議会」の設置・運用に順次着手していく。



[国レベルの連絡協議会]

レセプトの審査の判断基準の統一を図るため、都道府県に設置された連絡協議会で検討した事例のうち、審査の運用の際に統一的な判断基準が必要と思われるものを検討の上、統一的な判断基準を提供。

[都道府県レベルの連絡協議会]

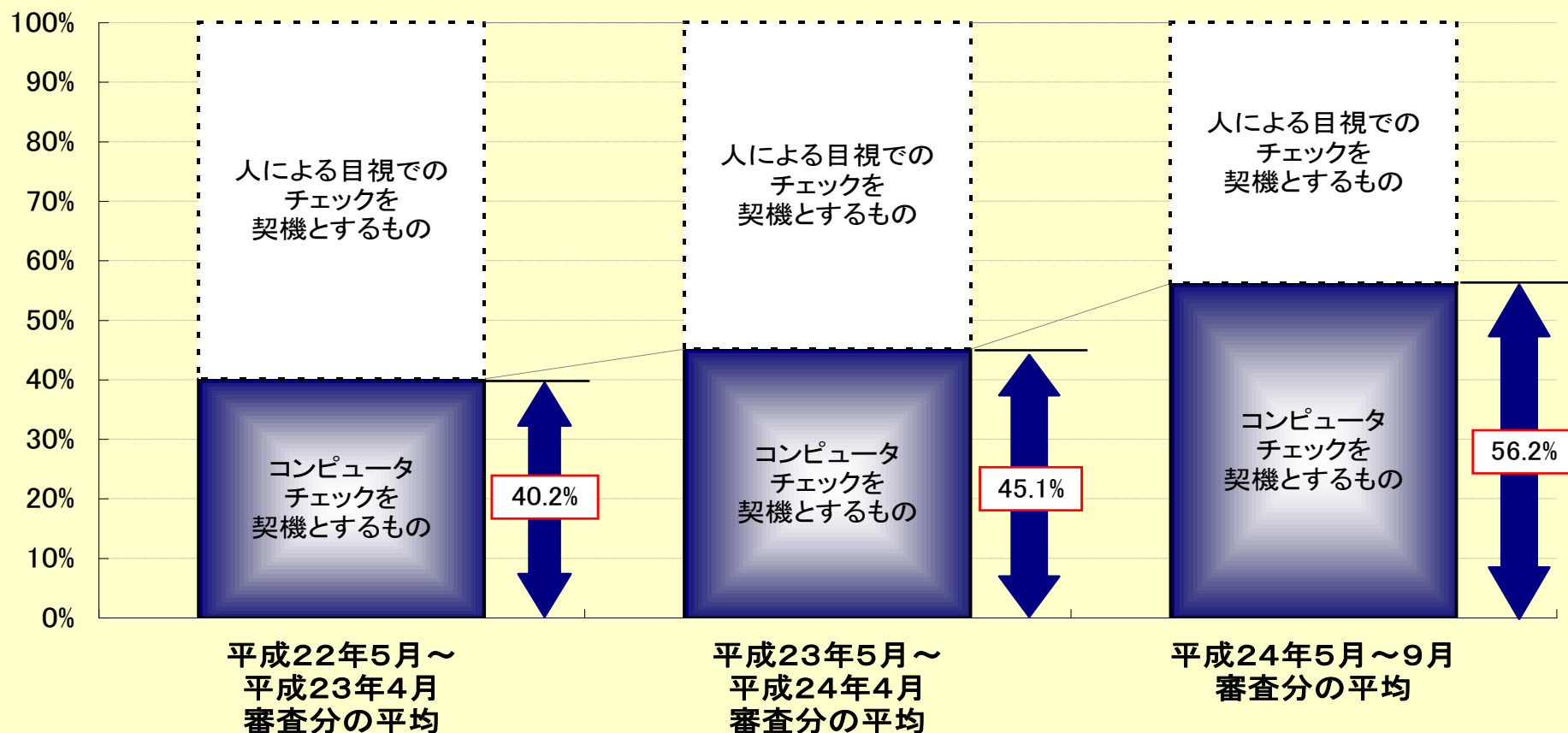
審査事例等の共有を進めることで、審査支払機関の判断基準の統一化、審査の均一性の確保を目的として、審査事例等の情報の共有、審査の統一性の確保のための情報の共有、情報提供に関する意見交換等を行う。

原審査査定点数に占めるコンピュータチェックの寄与率(支払基金)

平成22年度平均 40.2%

→ 平成24年5月～9月審査分平均 56.2%(16.0%の増加)

医科電子レセプト【特別審査委員会分を含む】

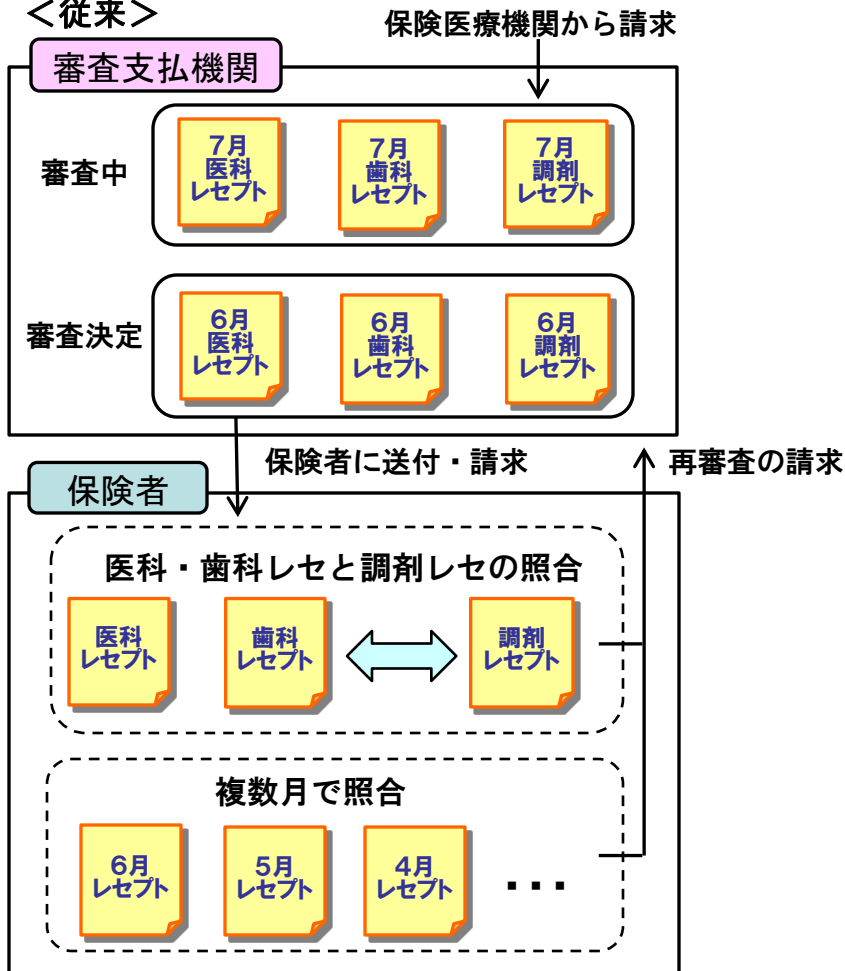


(注) コンピュータチェックを契機とする査定についても、職員が確認の上、審査委員が審査

レセプトの電子化に対応した縦覧・突合審査の導入

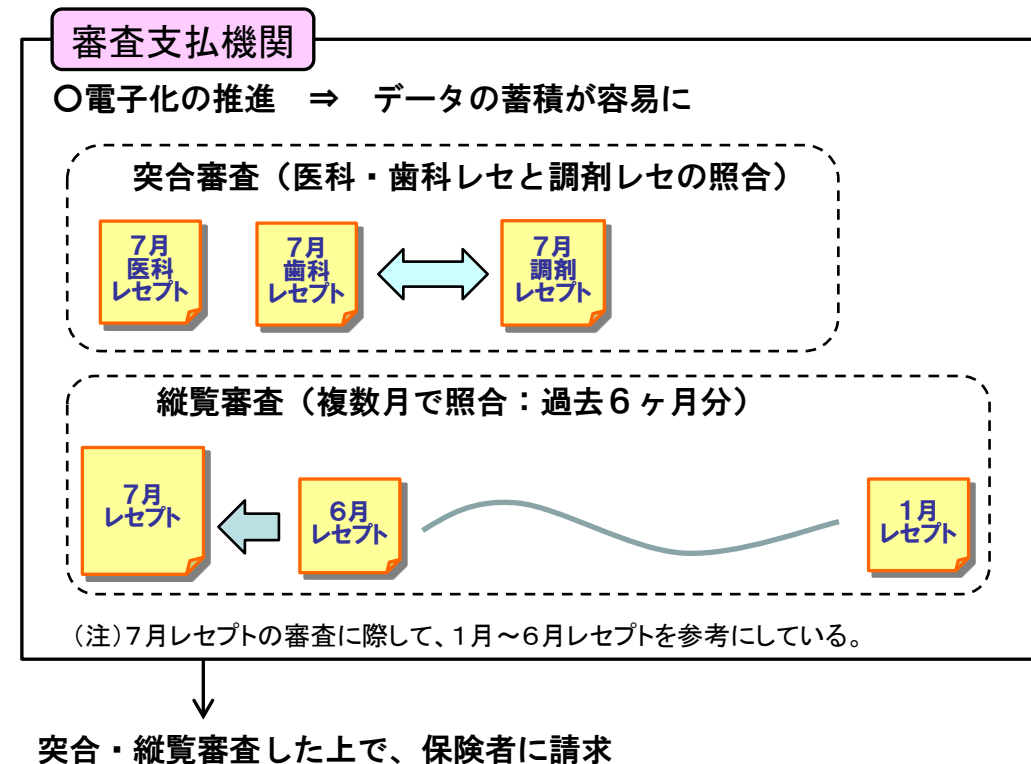
- これまでは紙レセプトが大半であったため、審査支払機関（支払基金及び国保連）ではレセプトごとに単月審査を行い、①レセプトを受け取った保険者において、患者ごとに複数月のレセプトを名寄せ・照合した点検（縦覧点検）や、**医科・歯科レセプトと調剤レセプトとを患者単位で照合した点検（突合点検）**を行い、②この点検結果による保険者の申出を受け、審査支払機関で再審査を行っていた。
- レセプトの電子化が進み、データの抽出や蓄積が容易となったため、**レセプトの適正な審査を推進**する観点から、審査支払機関では、最初の審査の段階から、**縦覧・突合審査を導入**（国保連：23年10月～、支払基金：24年3月～）。

<従来>

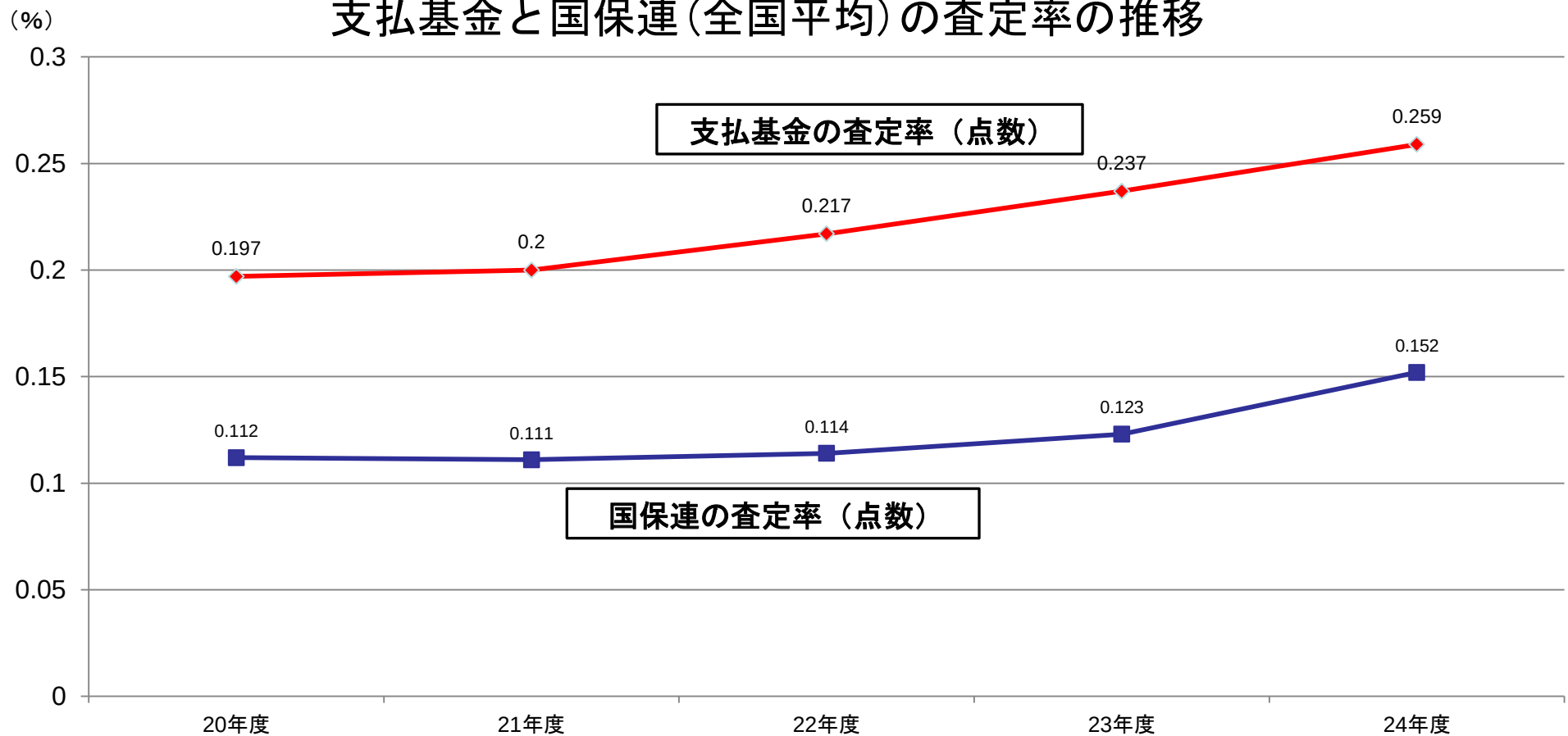


<突合・縦覧審査の導入>

- 適正な審査の推進
- 審査業務の効率化
- 保険者の負担軽減



支払基金と国保連(全国平均)の査定率の推移



		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
支払基金	査定率（件数）	0.848%	0.847%	1.083%	1.004%	1.133%
	査定率（点数）	0.197%	0.200%	0.217%	0.237%	0.259%
国保連	査定率（件数）	0.559%	0.551%	0.773%	0.660%	0.814%
	査定率（点数）	0.112%	0.111%	0.114%	0.123%	0.152%

（注１）件数率＝査定件数÷請求件数 点数率＝査定点数÷請求点数

（注２）国保連：平成10～19年度は4月～3月審査分の国保＋老人、20～24年度は4月～3月審査分の国保＋後期高齢（20年4月審査分は老人保健分）

（注３）支払基金：平成10～19年度は4月～3月審査分、平成20年度以降は5月～4月審査分

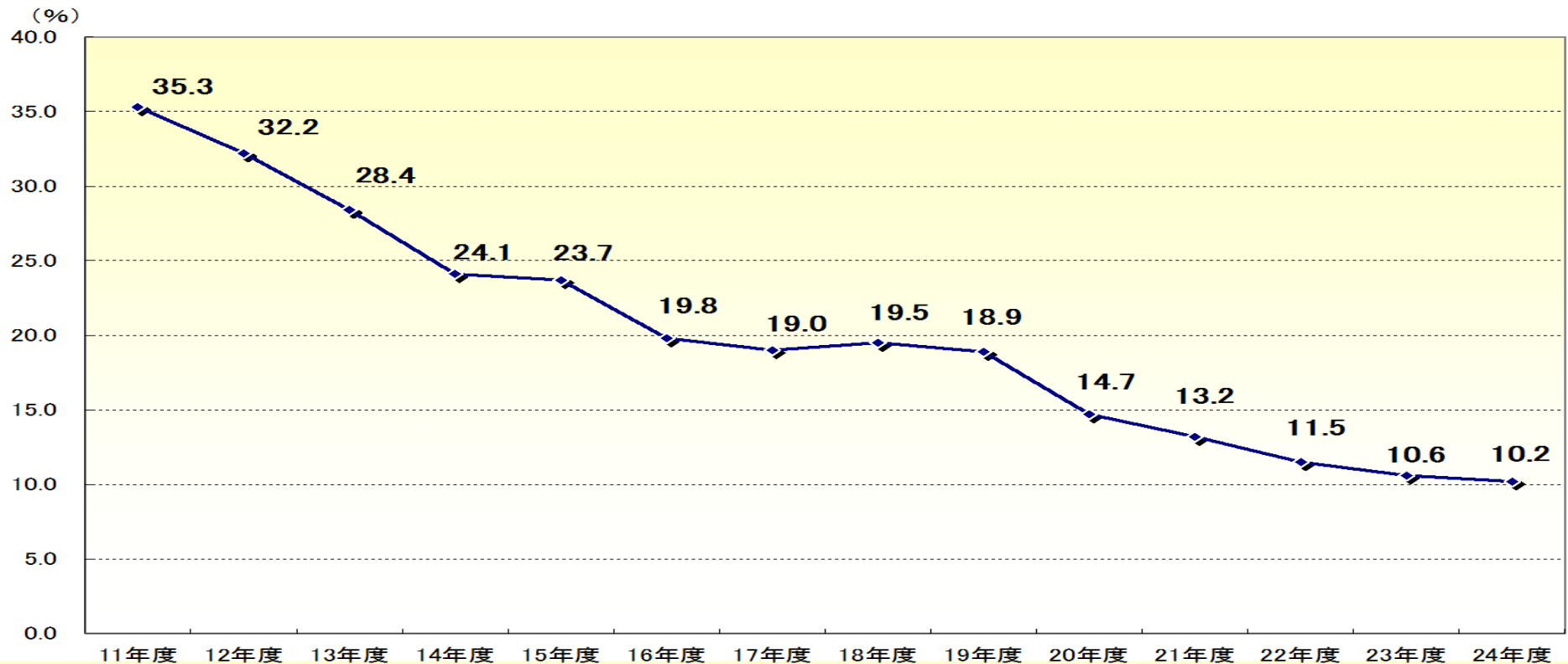
再審査査定割合(全査定点数に占める再審査査定点数の割合:単月点検分)(支払基金)

- 「再審査査定割合」は、原審査での見落とし割合であり、審査のパフォーマンスを表す指標の一つ。
- 「再審査査定割合」の減少を目指して審査の充実に取り組んでいる。

保険者の不服申出による再審査の査定点数

支払基金における原審査の査定点数 + 保険者の不服申出による再審査の査定点数

医科歯科計



2. 審査・支払業務の効率化について

審査・支払業務の効率化に関する取組状況（１）

支払基金	国保連
○コスト削減に対応した審査手数料の更なる引下げ（１４ページ参照） ① 審査手数料の引下げ目標を策定：H27年度の水準をH22年度と比較して約11%引き下げ（90.24円→80円）、H9年度と比較して約25%引き下げ（107.29円→80円）を目指す。【支払基金サービス向上計画：23年1月】 目標：107.29円（9年度）→80.00円（27年度）（▲27.3円、▲25.4%） ② 手数料の引下げ（実績） 90.49円（22年度）→86.09円（23年度）（▲4.40円、▲4.9%） →83.77円（24年度）（▲2.32円、▲2.7%） →82.02円（25年度）（▲1.75円、▲2.1%） ○業務効率化、保有資産の整理合理化 管理職手当の縮減（平均▲5.12%）（23年度予算） ○その他の取組 ① 職員定員の削減目標を策定：H27年度の職員定員をH22年度と比較して約13%減（4,934人→4,310人）【支払基金サービス向上計画：23年1月】 ② 職員定数の削減（実績）（１５ページ参照） 4,934人（22年度）→4,809人（23年度予算）（▲125人、▲2.5%） →4,684人（24年度予算）（▲125人、▲2.6%） →4,559人（25年度予算）（▲125人、▲2.7%） ③ 管理職ポストの削減（23年度）（▲11ポスト） （24年度）（▲10ポスト）	○コスト削減に対応した審査手数料の更なる引下げ（１４ページ参照） 審査手数料の更なる引下げ 65.93円（22年度）→61.92円（23年度）（▲4.01円、▲6.1%） →58.35円（24年度）（▲3.57円、▲5.8%） →56.87円（25年度）（▲1.48円、▲2.5%） ○業務効率化、保有資産の整理合理化 国保連の審査支払関係システムに共通する機能・データを管理する「共通基盤システム」を構築・稼働（23年10月～全保険者） ○その他の取組 ① 電子化による業務効率化に伴う支払いの早期化（24年2月診療分から） ② 保険者業務・市町村からの受託業務の拡大 ・一次審査での被保険者資格チェックの実施（23年10月～） ・ジェネリック差額通知の作成（23年8月～） ・オンラインで保険者がレセプト点検や過誤・再審査請求できる「保険者レセプト管理システム」を構築（23年5月より順次稼働、同年10月より全国で稼働） ③ 平成25年度決算より全ての国保連合会で複式簿記を導入。今後コスト分析手法の検討を進め財政面の透明化を図る。 ④ 職員定数の削減（実績）（１６ページ参照） 2,914人（22年度）→2,904人（23年度予算）（▲10人、▲0.3%） →2,676人（24年度予算）（▲228人、▲7.9%） →2,668人（25年度予算）（▲8人、▲0.3%）

審査・支払業務の効率化に関する取組状況（２）

支払基金・国保連が共同で実施

その他の取組

システムの共同開発・共同利用の一層の推進

- ① 支払基金は、昭和58年度以降、記録条件仕様・標準仕様を更新し、厚生労働省に提供（国保中央会と経費を按分）。
- ② 支払基金は、平成3年11月以降、診療報酬改定に対応したレセプト電算処理システムの基本マスタ・医療機関マスタを作成・更新し、国保中央会に提供（提供された国保は件数按分で経費を負担）。

※レセプト電算処理システム：医療機関による提出、審査支払機関による審査及び保険者による受取を一貫して実施

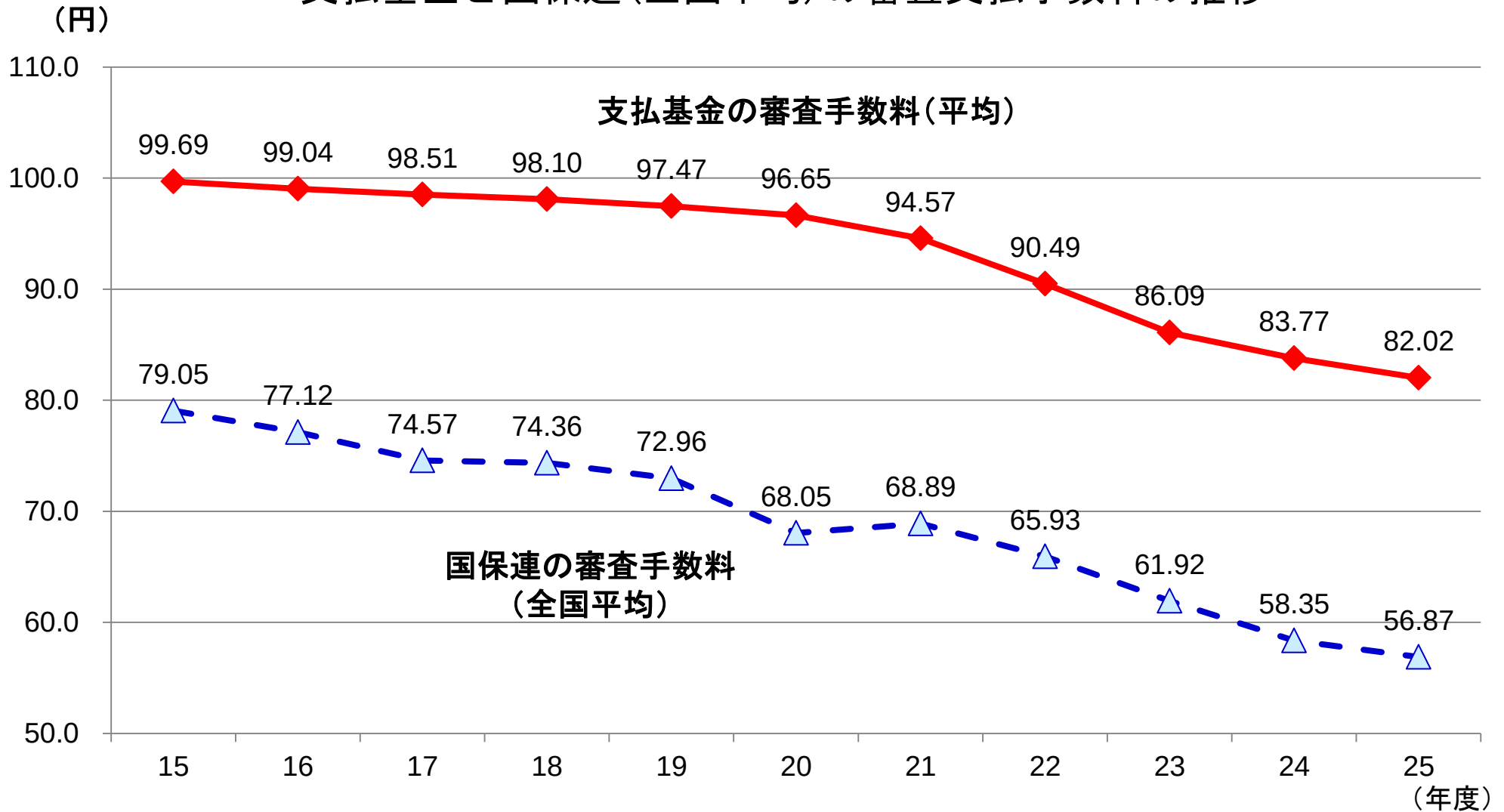
基本マスタ：傷病名、診療行為、医薬品、特定保険医療材料等のコード、名称等に関するデータベース

医療機関マスタ：レセプト電算処理システムに参加する医療機関に名称、コード、施設基準、標榜科等に関するデータベース

記録条件仕様：レセプトのデータを電子的に記録するための条件を定めた仕様

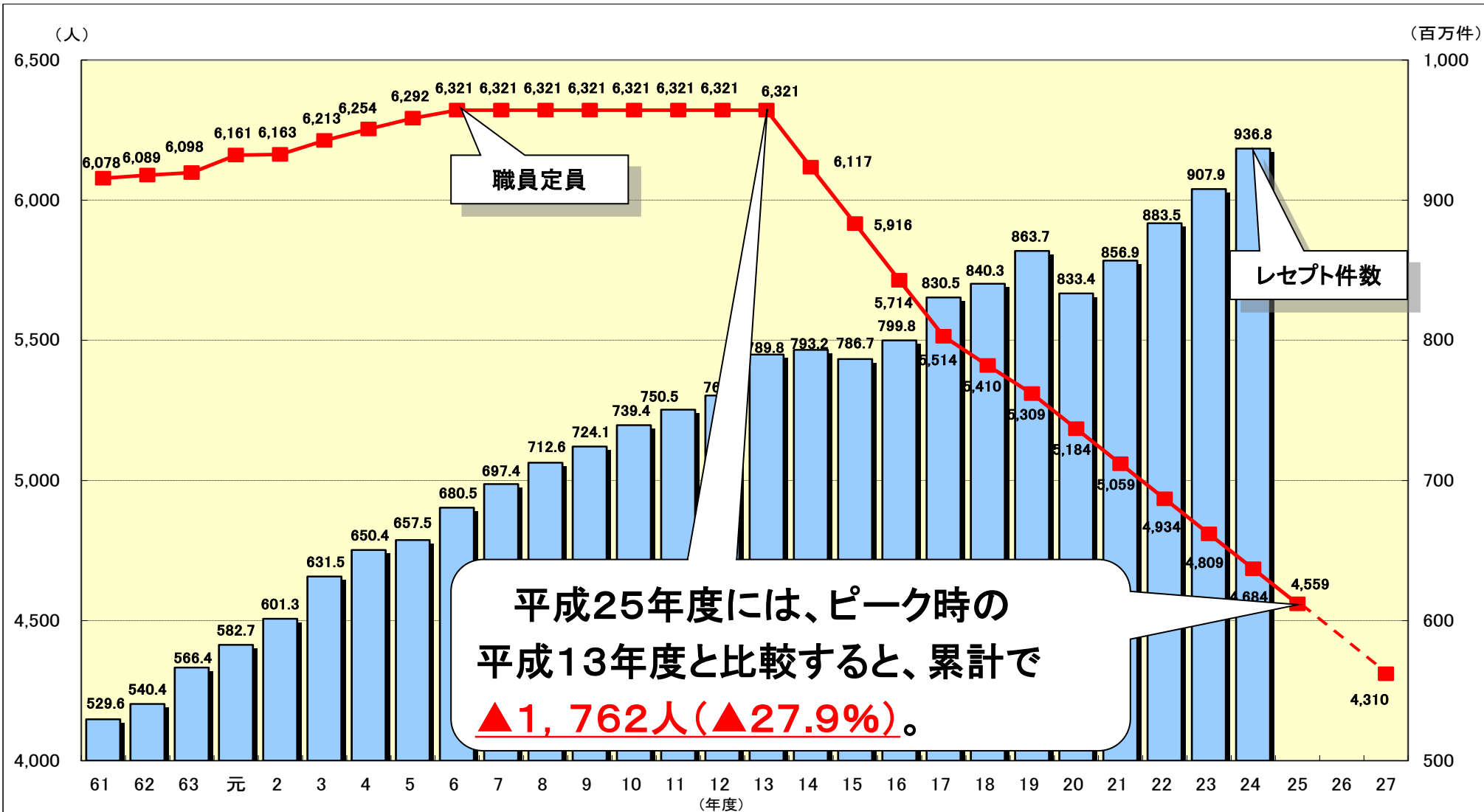
標準仕様：医療機関が審査支払機関に対して電子レセプトを提出するに当たって点検すべき事項を定めた仕様

支払基金と国保連(全国平均)の審査支払手数料の推移



- (注1) 支払基金は、専門の審査支払機関であり、手数料以外の財源を有しないため、審査支払業務に必要な経費をすべて手数料の算定基礎に計上。これに対し、47国保連は、審査支払業務だけでなく保険者業務等を実施する機関であり、手数料以外の収入(負担金等)を有する。
- (注2) 24年度以前は決算(確定)、25年度は決算(速報)国保連は予算(速報)
- (注3) 国保連の審査手数料は、15年～19年度は「国保+老人保健制度」の手数料単価、20年度以降は「国保+後期高齢者医療制度」の手数料単価。

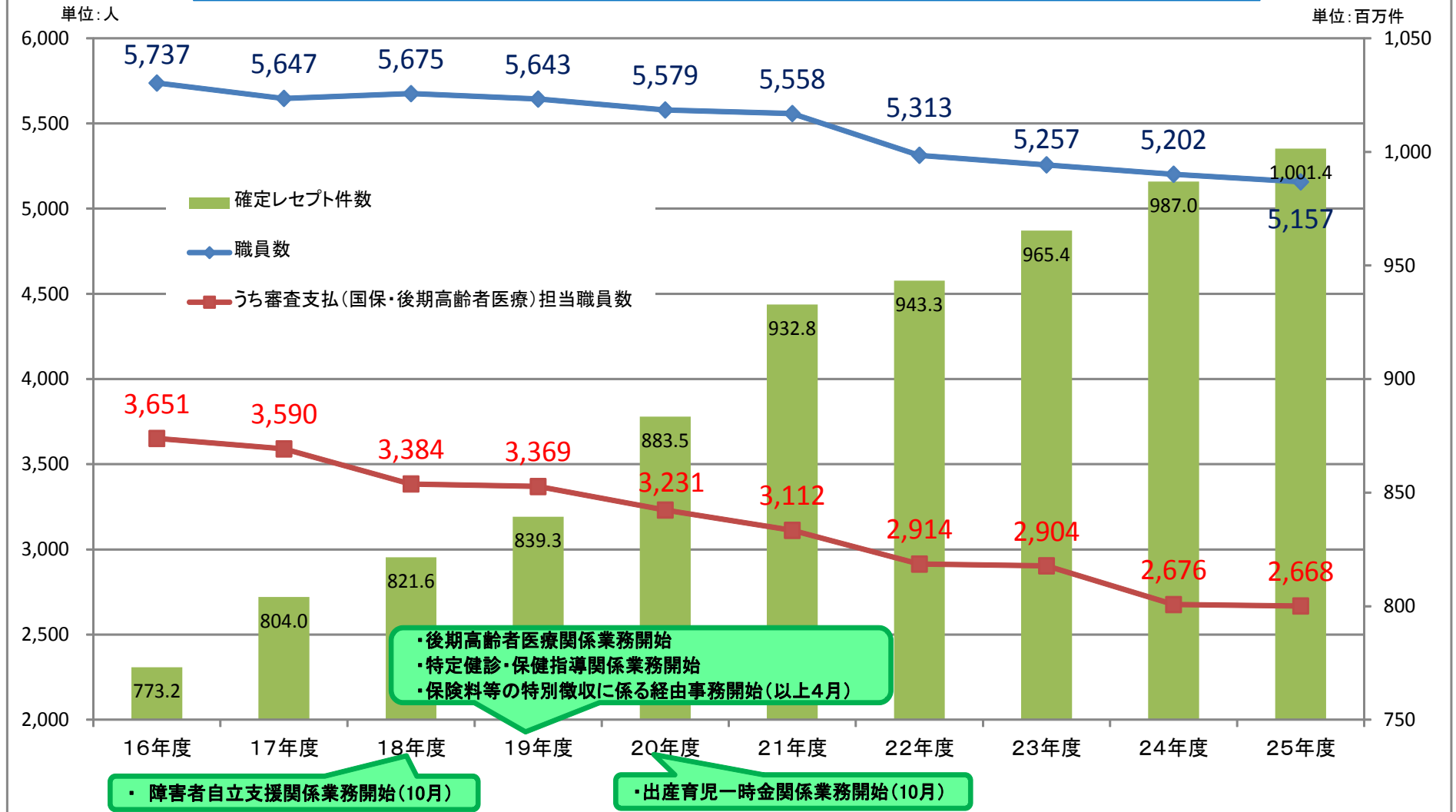
支払基金におけるレセプト件数の増加と職員定数の削減



(注1)各年度のレセプト件数は、当年4月～翌年3月審査分である。

(注2)職員定員は、一般会計分である。

国保連合会職員数の推移



※職員数は各年度とも4月1日現在の正規職員数

※確定レセプト件数は医療保険分のみ

3. 統合、競争促進の観点からの 組織の在り方について

組織の在り方に関する取組状況

支払基金・国保連が共同で実施

(1) 保険者が支払基金と国保連の相互に審査の委託が可能な環境整備

- ① 保険者が、支払基金と国保連の相互に審査を委託可能な環境を整備するため、委託先を変更したい保険者のための変更の手続を整備（22年12月28日付け保険局長通知）。
- ② 保険者が、当該手続きを行う場合は、
 - ・ 保険者と審査支払機関間で契約を締結、
 - ・ 審査支払の委託先の変更について公示又は規約等に明記、
 - ・ 被保険者が有する被保険者証の保険者番号を修正、する等の事務が必要。
- ③ 支払基金及び国保連においては、委託先の変更に際して参考となるよう、契約書例、手数料等の情報のほか、新たに審査支払の委託契約を締結した旨を支払基金及び国保連のホームページに公開することが必要。

(2) 保険者の直接審査の推進

保険者が、直接審査を行う場合、保険者と医療機関等の間での紛争処理ルールについては、あらかじめ具体的な取決めを文書により取り交わすこととされているが、保険者が支払基金との間で適正な審査に関する意見を受ける契約を締結した場合は、保険者と対象医療機関等との間で具体的な取決めがなされたものとみなすこととされた（24年2月20日付け保険局長通知（医科歯科）、調剤については、19年1月10日付け保険局長通知）。

4. 規制改革に関する第2次答申について (H26.6.13)

規制改革に関する第2次答申について（H26.6.13） 保険者機能の充実、強化に向けた体制整備に関するもの（抜粋）

保険者がまず全ての診療報酬明細書の点検を可能とする仕組みの導入

- ・ 診療報酬明細書の審査については、まず審査支払機関が行い、その審査したものについて保険者も請求内容の点検を行っている。

そのため、同じ診療報酬明細書について、審査支払機関が審査を行った後、保険者が同様の点検を行っており、効率的な運営となっていないとの指摘がある。

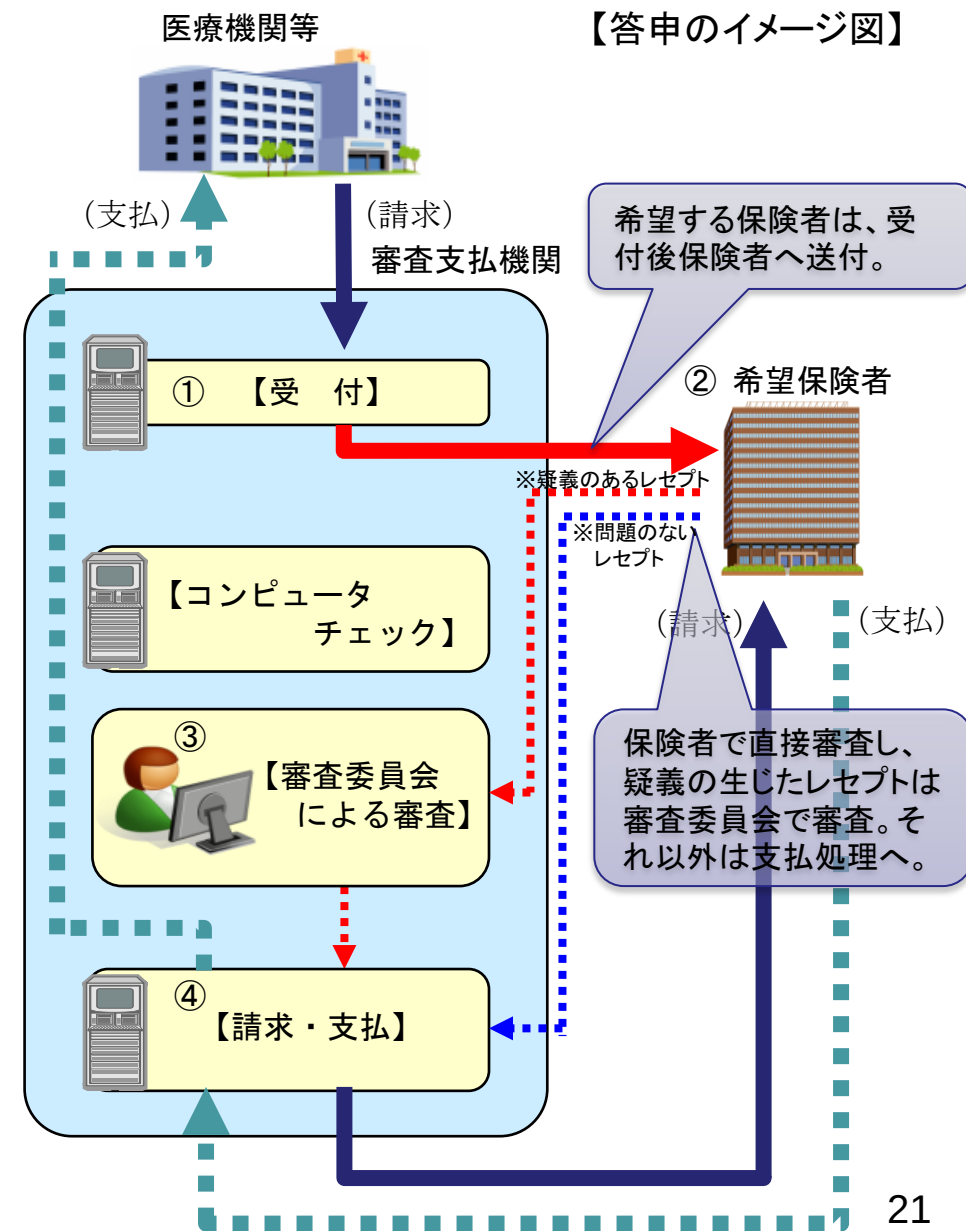
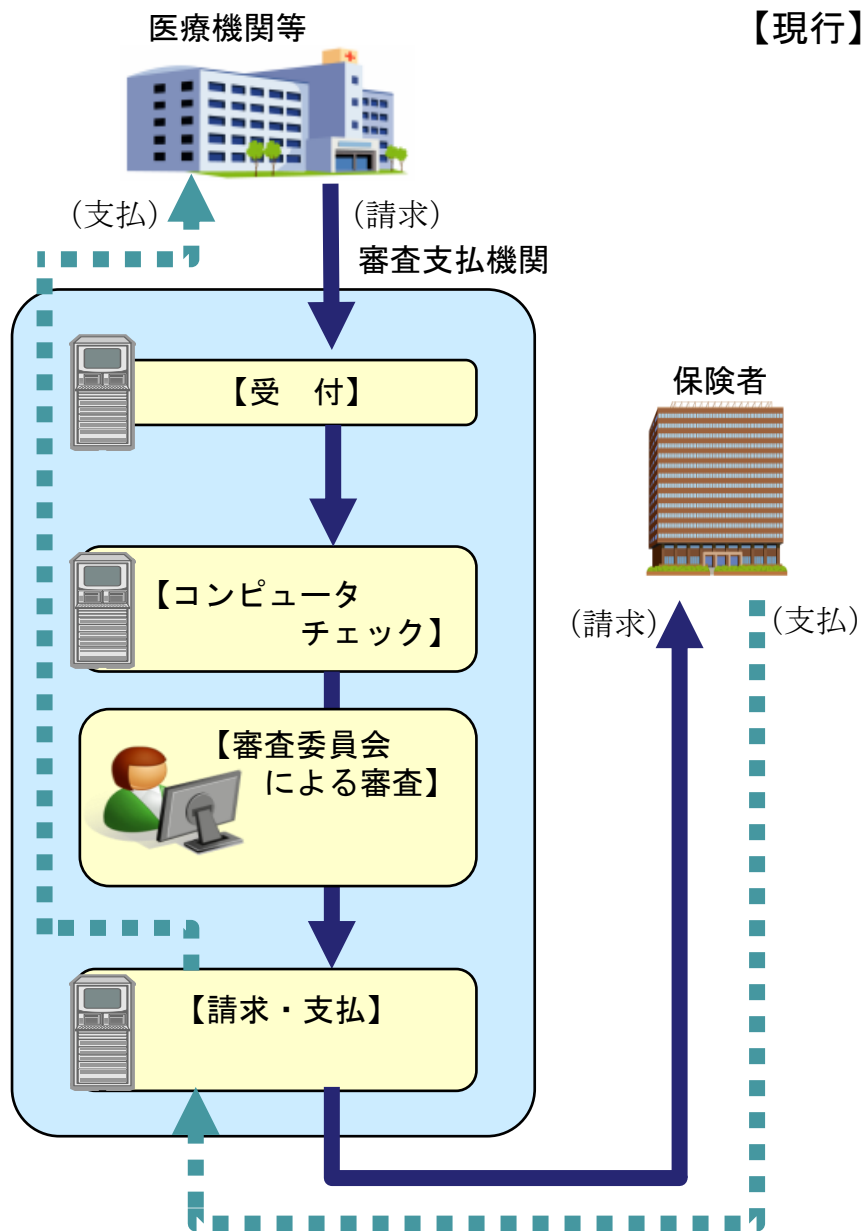
したがって、現行法において、審査支払機関の審査の前に点検することを希望する保険者は、希望どおりに支払基金又は国保連が審査する前に請求内容の点検を行い、疑義がある診療報酬明細書のみを支払基金又は国保連に審査依頼を行うことが選択可能である。このことを前提として、審査支払業務の効率化を図るべきとの指摘を踏まえ、必要となるシステムの改修、保険者に周知すべき手続内容、審査手数料の在り方等について検討を行い、結論を得る。

診療報酬明細書の審査体制の強化

- ・ 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会は診療報酬明細書の審査を行っているが、審査支払機関間、同一機関であっても各地域の支部等との間において、診療報酬明細書の審査ノウハウが十分に共有されていない。そのため、同一の請求内容であっても審査する主体により、審査にバラつきが大きいとの指摘がある。

したがって、診療報酬明細書の審査の適正化及び審査支払機関、支部等の間での査定のバラつきを解消するため、将来的には審査の判断基準の統一化を目指し、コンピューターを使ったチェックの更なる拡充を図るとともに、審査委員会における審査ルール及び査定結果の共有化を図る。

保険者がまず全ての診療報酬明細書の点検を可能とする仕組みの導入(イメージ)



参考資料

規制改革推進のための3か年計画 (平成19年6月22日閣議決定) (抄)

◎規制改革推進のための3 か年計画(平成19年6月22日閣議決定)(抄)

7 医療分野 (2)レセプトの審査・支払に係るシステムの見直し

① 支払基金の業務効率化【平成19 年末までに業務効率化計画を作成、平成19 年度末までに手数料適正化の見通しを作成】

現在、健康保険などの被用者保険に係るレセプトの審査・支払業務については、支払基金にて実施しており、医療機関に対しレセプトオンライン請求の前提となる電子レセプトの普及促進を働きかけてきたが、年間約8億件にもものぼる膨大なレセプトは、電子レセプトが3分の1を占めるものの、いまだ多くがオンライン化されておらず、また、3分の2をいまだ紙ベースで処理しているため、多くの人手が必要となり、結果として高コストな業務となっている。しかしながら、今後はレセプトオンライン請求の義務化に伴い、支払基金が行っている業務のうち、審査・支払業務などについては、効率化できる。

また、レセプトオンライン請求の進展により、単純な計算ミスやルール逸脱など明らかに保険請求としては不適切な内容を記載したレセプトは、システムを通る過程で自動的に誤りが指摘されるなどの対応がなされるようになる。一方、システムロジックだけでは簡単に対応ができないような、より高度な医学的判断を必要とする審査については、重点的に審査されるべきレセプトとそうでないレセプトを区分することにより、メリハリをつけた審査を行う。

したがって、厚生労働省は支払基金に対し、オンライン化の進展に合わせて、こうした審査のあり方を含む業務フローの抜本的な見直しを前提とした業務効率化計画(400 床以上の病院のレセプトオンライン請求化が義務化される平成20年度から、原則完全オンライン化が実現する平成23 年度までの年度ごとの数値目標を含む工程表など)の作成を促し、この計画に基づく審査・支払業務に係る手数料の算出根拠を明らかにし、手数料適正化の数値目標を明示させる。尚、こうした業務効率化計画及び手数料適正化の見通しについては、広く国民の知るところとなるよう、具体的且つ分かり易くホームページなどで公表させる。

② 審査支払機関間における受託競争の促進【平成19 年度末までに結論】

審査・支払業務のオンライン化による効率化は、国民が負担する医療保険事務費用を大いに軽減させるという点で極めて重要であり、その確実な遂行のためには審査支払機関間において競争原理を導入することが必須条件である。規制改革・民間開放推進会議から、審査・支払業務の受託競争環境を整備する施策として、健康保険の保険者及び国民健康保険の保険者が支払基金・各都道府県国保連のいずれに対しても審査・支払を委託できる仕組みとするとの提言がなされ、平成19 年度から実現化されたところである。

今後更なる受託競争の促進による審査・支払業務の効率化を図るため、厚生労働省は、保険者が他の都道府県の国保連を含むいずれの審査支払機関にも、医療機関側が十分な準備ができる期間を置いた上で、審査・支払を委託することができる旨、周知徹底する。また審査支払機関の公正な受託競争環境を整備するためには、各審査支払機関における手数料、審査取扱い件数、再審査率、審査・支払部門のコストを示す財務情報など、一定の情報については公開させるとともに、支払基金と各都道府県国保連の審査・支払部門のコストが比較できるよう、それらを示す財務情報を公開する際の統一的なルールを設定する。

あわせて、保険者・審査支払機関間の契約モデルの提示、保険者が指定した審査支払機関にレセプトが請求されるようなインフラの整備、診療報酬点数表等に基づいたレセプトを照合する等の審査ロジックの公開、紛争処理のあり方を見直しを行う。

「審査支払機関の在り方に関する検討会」 の中間まとめ（H22.12.10）

審査支払機関の在り方に関する検討会について

平成22年12月 厚生労働省保険局

- 1 レセプト電子化の進展や医療費が増嵩を続ける中、適正な保険診療の確保、貴重な保険料等を原資とする審査支払事務の効率化への期待が高まっており、行政刷新会議や規制改革会議からも指摘。
このため、審査支払機関の在り方について、審査の質の向上、効率化の推進、統合と競争の両面から総合的に検討するため、平成22年4月に「審査支払機関の在り方に関する検討会」を設置。
- 2 検討会では、現地視察やゲストスピーカーからヒアリングするとともに、審査支払いシステムをめぐる課題について、幅広い観点から議論。事務局から統合と競争促進についての定量的な試算も提示。
11回にわたる議論を踏まえ、12月10日に「議論の中間的整理」をとりまとめ。
- 3 検討会では、引き続き、①統合と競争促進の観点からの組織の在り方の検討、②「厚生労働省・審査支払機関で具体化・検討することとした事項」の進捗状況のフォローを行う予定。

<検討会委員>

栗生田 良子	埼玉県毛呂山町住民課長
小木津 敏也	社会保険診療報酬支払基金 審議役
飯山 幸雄	東京都国民健康保険団体連合会 専務理事
岩田 太	上智大学法学部教授
遠藤 秀樹	日本歯科医師会 社会保険委員会委員
齊藤 寿一	日本病院会 参与
高田 清彦	中国電力健康保険組合 常務理事
高橋 直人	全国健康保険協会 理事
田中 一哉	国民健康保険中央会 常務理事
長谷川 友紀	東邦大学医学部教授
○森田 朗	東京大学大学院法学政治学研究科教授
村岡 晃	高知市保険医療課長
山本 信夫	日本薬剤師会 副会長
横倉 義武	日本医師会 副会長
渡辺 俊介	国際医療福祉大学大学院教授、東京女子医科大学客員教授

※高智英太郎（健康保険組合連合会理事）がオブザーバーとして参加 ※○は座長

審査支払機関の在り方に関する検討会の検討経過（平成２２年１２月現在）

平成２２年

第１回（４月８日）	支払基金・国保連の現状と課題
第２回（４月２２日）	支払基金・国保連から「課題」の取組状況等を説明、議論
第３回（５月２８日）	審査の実施体制の論点について議論
６月２１日	現地視察・ヒアリング（支払基金東京支部、東京都国保連）
第４回（６月２５日）	審査の均一性の確保、差異の解消等の論点について議論 ゲストスピーカーからヒアリング
第５回（９月１６日）	ゲストスピーカー（６人）からヒアリング
第６回（９月３０日）	審査の効率化、手数料について議論、ゲストスピーカーからヒアリング
第７回（１０月２６日）	支払業務、保険者業務及び法人運営について議論 ゲストスピーカーからヒアリング
第８回（１１月４日）	総括的議論（１）：審査体制の在り方について議論
第９回（１１月１１日）	総括的議論（２）：審査体制の在り方、統合・競争促進について議論
第１０回（１１月２５日）	総括的議論（３）：審査体制の在り方、統合・競争促進について議論
第１１回（１２月１０日）	総括的議論（４）：統合・競争促進について議論

「議論の中間的整理」をとりまとめ

※議論の過程で改革に着手できるものについては順次着手。

「審査支払機関の在り方に関する検討会」の議論の中間的整理（全体像）

平成22年12月 厚生労働省保険局

- 審査支払機関の在り方について、有識者による「審査支払機関の在り方に関する検討会」（22年4月～）において、審査の質の向上、業務の効率化、組織の在り方等について議論。11回にわたって議論を重ね、一巡したことから、これまでの議論を中間的に整理。

＜前提＞ ○患者の個性・地域の医療体制等の尊重 ○国民が受ける医療に違いが生じない共通の判断基準 ○迅速で効率的な審査支払い

目指すべき姿

審査の判断基準の統一化

- 審査基準の明確化、公表

審査の標準化

- 基準のあてはめ、幅の収束化におけるITの活用

レセプトの電子化に対応した制度、システム

- レセプトデータの活用
- 審査におけるITの活用
- 審査や健診情報へのフィードバック

審査機能の強化

- 医療の高度化・専門化への対応
- 審査におけるITの活用

効率的な制度、システム

- 業務運営の効率化、集約化、共同処理
- 手数料・コストの引下げ
- 支払いの早期化

審査の質の向上

- 審査の均一性の確保のための取組の推進
 - ・支払基金と国保連で審査の判断基準の統一化のための定期的な連絡協議会の開催（22年度～）
 - ・支払基金で支部間の専門医による審査照会のネットワークの構築、本部に専門分野別ワーキンググループの編成（22年6月）
 - ・審査の透明化や請求誤り防止のため、審査の判断基準や審査データの公表の推進
- 審査における判断基準の違いを縮小するためのITの活用
 - ・電子レセプトの審査履歴の記録システムの導入（22年7月～）
 - ・審査実績の分析評価、標準化への活用（23年4月～）
 - ・電子化に対応した審査補助職員の事務能力の向上（研修の充実等）
- 特別審査の対象レセプトの範囲の拡大、専門診療科に属するレセプトの審査の集約化、上級の審査組織が一定回数以降の再審査を行う仕組みの導入（24年度以降～）
- 支払基金の調剤レセプトの審査機能の強化、審査委員会への薬剤師の配置（23年度～）

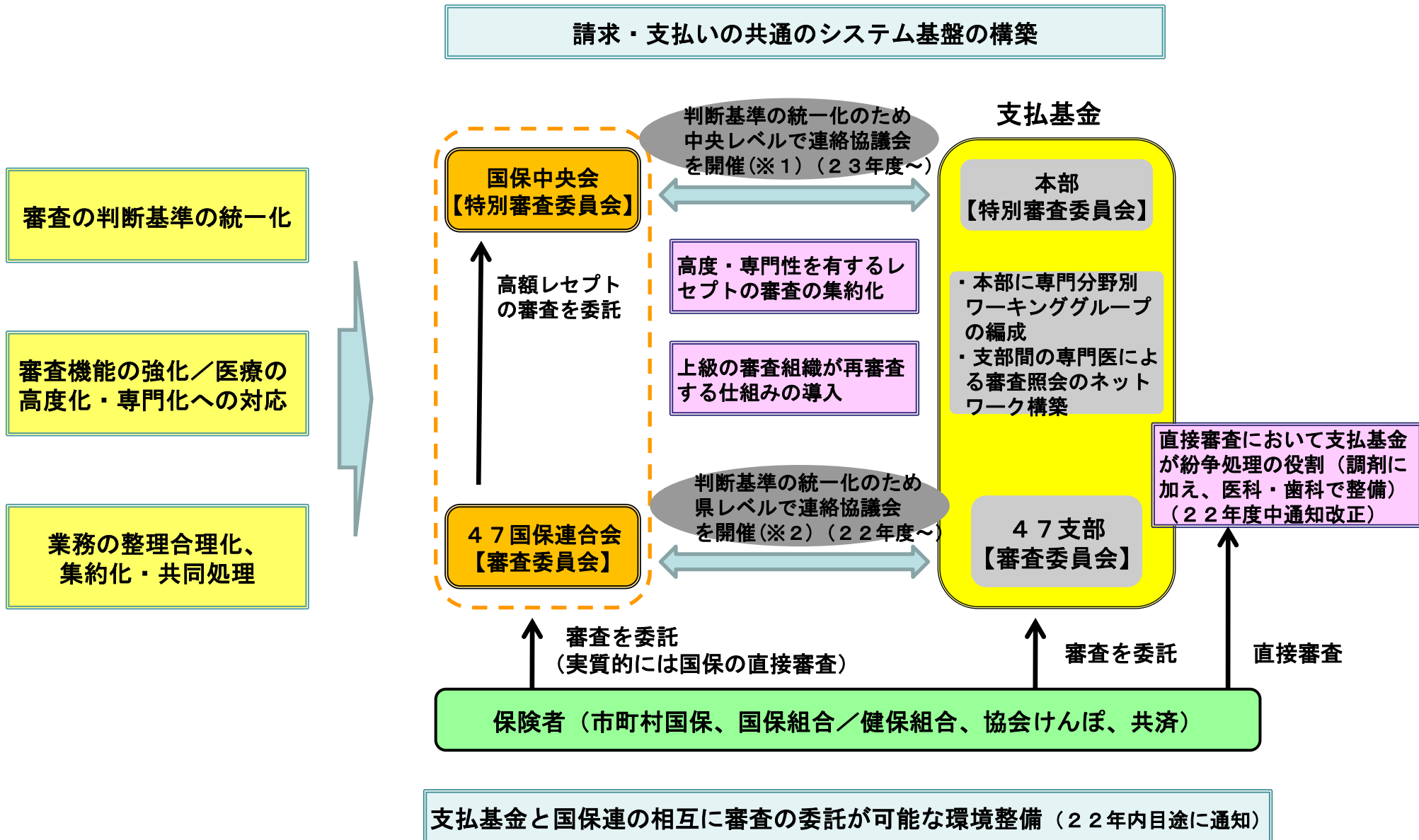
審査・支払業務の効率化

- コスト削減に対応した審査手数料の更なる引下げ（23年度も更に引下げ）
 - ・支払基金では27年度の水準を22年度と比較して約11%引き下げる目標（22年9月に提示）
- 業務効率化、保有資産の整理合理化
 - ・支払基金の給与水準の引下げ、資金管理業務の本部への集約化等（23年度～）
 - ・47国保連の審査支払の共通基盤システムの構築（23年5月）
- システムの共同開発・共同利用の一層の推進、支払いの早期化（23年度）

統合、競争促進の観点からの組織の在り方

- 組織の在り方について、定量的な検証や効果・留意点を含め、統合と競争の観点から引き続き検討。
- 保険者が支払基金と国保連の相互に審査の委託が可能な環境整備（22年内目途に通知発出）
- 保険者の直接審査の推進
 - ・調剤レセプトの直接審査の対象薬局の追加手続きの簡素化（22年10月通知改正）
 - ・医科・歯科レセプトの直接審査の紛争処理ルール整備（22年度中通知改正）

審査の判断基準の統一化、統合と競争の観点からの組織の在り方



※1 中央の連絡協議会には、厚生労働省が参加。

※2 県レベルの連絡協議会には、地方厚生局、都道府県国保主管課が参

「審査支払機関の在り方に関する検討会」の議論の中間的整理（個別論点）

1. 審査の質の向上

検討会の議論

〔国民が受ける医療に違いが生じない仕組みの確保〕

- 審査においては、治療の必要性など患者の個別性や、地域による疾病構造、医療従事者の体制等の違いを尊重する必要があるが、地域や加入する保険者によって国民が受ける医療に合理的な根拠がない違いが生じてはならない。
- 審査の判断基準は統一化した上で、ITによる審査データの活用などにより、合理的な根拠がある違いかどうかを国民への医療提供の視点から、中立・公正な立場で専門家が評価・判定する仕組みを確保することが重要である。

〔審査の均一性の確保のための取組の推進〕

- 厚生労働省による保険診療ルールの特例の明確化。
- 支払基金と国保連の判断基準の統一化。審査における判断基準の違いを縮小するためのITの活用の推進。
- 支払基金と国保連の特別審査委員会について、中長期的に条件を整える努力を行い、合同審査を目指す。合同審査が難しい場合でも、判断基準を統一化するための定期的な連絡協議会の開催など、審査の均一性の確保の取組を進める。
※具体化に当たっての整理事項：支払基金は特別審査委員会に係る審査コストを手数料で区分していない。支払基金本部と国保中央会は異なる審査システムである。

〔均一性に影響を与えている要因〕

- 現行の保険診療ルールは、個別性を重視する医療の要請との関係で相当程度の裁量の余地を認めている。診療行為がルールに適合するかどうかをすべて機械的に判断することは困難である。
- 学会において治療方針や術式等の見解が固まっておらず、教育機関である地元大学の見解が地域ごとに異なる結果、ローカルルールが存在しているものもある。

厚生労働省・審査支払機関で具体化、検討

検討会設置以降 ～23年度目途 に実施

- 判断基準の統一化のための定期的な連絡協議会の開催。学会を含めて、専門領域別に判断基準を統一化する仕組み（全国レベル、都道府県単位レベル）。
＜支払基金・国保連＞
 - ・基金と国保中央会、厚生労働省の連絡協議会の設置【23年度～】
 - ・基金と国保連、地方厚生局との連絡協議会の設置【22年度～】
- 医学や技術の進歩について、学会ガイドラインや保険診療ルールに的確に反映させていく（反映するタイムラグを縮小していく）手続き。支払基金・国保連に対する疑義解釈（回答）の迅速化。

（次頁に続く）

検討会設置以降～ 23年度目途に実施	○支払基金の支部間、各都道府県国保連間における判断基準の統一化 ＜支払基金＞ ・保険者の指摘に迅速に対応するため、本部に「審査に関する苦情相談窓口」を設置【22年6月～】 ・新たな支部間差異が生じないよう、保険診療ルールの疑義や学会ガイドラインとの不整合に的確に対応するため、「専門分野別ワーキンググループ」を編成【22年6月～】 ・審査委員会相互間の連携を図るための「審査委員長等ブロック別会議」の開催【22年6月～】 ・専門医の審査委員が不在の診療科に属するレセプトについて、他の支部の専門医によるコンサルティング（審査照会）を行うネットワークの構築【22年6月～】 ・本部や他支部との連絡調整、審査委員相互間の協議等の職務にフルタイムで従事する審査委員を確保するため、「医療顧問」の設置【23年6月までに全支部で配置を目指す】 ＜国保連＞ ・全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会、常務処理審査委員連絡会議による国保連間の審査基準統一の推進 ・国保連間等の人事交流の拡大【23年度～】 ○審査の透明化や請求誤りを予防するため、審査の判断基準や審査データの公表の推進。 ○審査委員への統一の判断基準の周知や判断を支援するツールなど、審査における判断基準の差を縮小するためのITの活用の推進 ＜支払基金＞ ・電子レセプトの審査の履歴の記録システムの導入【22年7月～】 ・審査実績の分析評価、標準化への活用【23年4月～】 ・コンピュータチェックにより疑義が網羅的に摘示されることに伴う、審査補助職員の事務能力の向上（研修の充実等） ＜国保連＞ ・審査事例データベースの構築【23年度～】 ・査定率等審査評価指標の作成【23年度～】 ・詳細な審査統計表の作成【23年度～】 ・電子化に対応した職員の適正配置による審査事務共助充実【23年度～】 ・審査事務共助職員の能力向上（研修充実、資格制度の検討）
24年度以降～	○支払基金と国保連の特別審査委員会の合同審査を目指す。 ※具体化に当たっての整理事項：支払基金は特別審査委員会に係る審査コストを手数料で区分していない。支払基金本部と国保中央会とは異なる審査システムである。

検討会の議論	〔審査におけるＩＴの活用の推進〕 ○レセプトの原則電子化や医療の高度化等を踏まえた、審査におけるＩＴの活用の推進。 ※ＩＴ活用のための審査体制の確保 ○現行の保険診療ルールは、裁量の余地を認めており、診療行為がルールに適合しているかどうかをすべて機械的に判断することは不可能。コンピュータチェックを充実しても、人でなければできない審査が存在する。 ○コンピュータチェックの発展途上では、これまで目視で看過されていた疑義が網羅的に摘示され、査定に結びつくものに絞り込む精度が不十分であるため、審査委員及び職員の事務処理負担は増大する。

厚生労働省・審査支払機関で具体化、検討

検討会設置以降～ 23年度目途に実施	○電子レセプトのコンピュータチェックの拡充、電子点数表を活用した算定ルールに対する適合性の点検システムの導入 <支払基金> ・傷病名と処置・手術・検査の適応との対応の適否等を点検するシステムの導入【22年10月～、順次拡充】 ・医科電子点数表を活用した点検システム導入【23年4月目途】（電子点数表はホームページに既に公表） ・歯科電子点数表の作成、ホームページに公表【22年10月目途】 ・歯科電子点数表を活用した点検システムの導入【23年度中目途】 <国保連> ・電子レセプトに対応した画面審査システムの拡充【22年度～】 ・算定ルールチェック項目の増加【22年度中】 ・審査支援チェック項目の増加【22年度中】 ○レセプト情報の集約・整理と審査の効率化のための審査体制の整備 <支払基金> ・電子レセプトの審査の履歴の記録システムの導入【22年7月～】（再掲） ・審査実績の分析評価、標準化への活用【23年4月～】（再掲） ・コンピュータチェックにより疑義が網羅的に摘示されることに伴う、審査補助職員の事務能力の向上（研修の充実等）（再掲） <国保連> ・2画面システムの全国保連への導入【22年9月】 ・審査事例データベースの構築【23年度～】（再掲） ・査定率等審査評価指標の作成【23年度～】（再掲） ・詳細な審査統計表の作成【23年度～】（再掲） ・審査事務共助職員の能力向上（研修の充実、資格制度の検討）（再掲） ・国保連間等の人事交流の拡大【23年度～】（再掲） （次頁に続く）

検討会設置以降～
23年度目途に実施

○電子レセプトの突合審査、縦覧審査等の実施【**支払基金：23年3月診療分、国保連：23年4月診療分～**】

○電子レセプトの記録条件仕様や記載要領のうち、コンピュータチェックに支障があるものの見直し【**23年度～関係者で検討、順次見直し**】

○再審査における電子化の推進

＜**支払基金**＞

- ・オンラインによる再審査等請求の受付開始

＜**国保連**＞

- ・再審査画面システムの稼働【**23年度～**】

○医療の透明性や質の向上、診療ガイドラインの普及、疾病管理等の観点から審査データの公開、活用

＜**支払基金**＞

- ・医療費の分析評価の実施（22年診療報酬改定の影響を診療項目別に分析）【**22年8月公表**】

＜**国保連**＞

- ・連合会保有データ（国保・後期高齢者医療のレセプト情報、特定健診等のデータ、介護保険の給付情報等）により地域の保健・医療・介護等の状況を把握し、都道府県・市町村による医療費適正化等を支援する国保データベース構想を推進【**23年度～**】（再掲）

検討会の議論	〔審査委員会の機能の強化〕 ○医療の高度化が進んだ結果、小さい県など専門分野で必要な審査委員の確保が難しくなっている。一定の高度・専門性を有するレセプトを集約化して審査していくことが必要。 ○特別審査の対象レセプトの範囲拡大 〔支払基金の調剤レセプトの審査機能の強化〕 ○支払基金の調剤レセプトの審査に薬剤師が審査委員として関与する体制の整備 ※国保連では従来から調剤審査を実施。支払基金でも調剤報酬専門役を配置。

厚生労働省・審査支払機関で具体化、検討

検討会設置以降～ 23年度目途に実施	○各県の審査委員会の連携等 ・各県の審査委員会に対する専門診療科ごとの支援体制の整備、連絡調整機能等の強化 ・審査委員会相互間の連携、他県の審査委員会の専門医によるコンサルティング（審査照会）のネットワークの構築 ＜支払基金＞ ・新たな支部間差異が生じないよう、保険診療ルールの疑義や学会ガイドラインとの不整合に的確に対応するため、「専門分野別ワーキンググループ」を編成【22年6月～】（再掲） ・審査委員会相互間の連携を図るための「審査委員長等ブロック別会議」の開催【22年6月～】（再掲） ・専門医の審査委員が不在の診療科に属するレセプトについて、他の支部の専門医によるコンサルティング（審査照会）を行うネットワークの構築【22年6月～】（再掲） ・本部や他支部との連絡調整、審査委員相互間の協議等の職務にフルタイムで従事する審査委員を確保するため、「医療顧問」の設置【23年6月までに全支部で配置を目指す】（再掲） ＜国保連＞ ・全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会の充実、常務処理審査委員連絡会議の活用 ○支払基金の調剤レセプトの審査に薬剤師が審査委員として関与する体制の整備 ※国保連では従来から調剤審査を実施。支払基金でも調剤報酬専門役を配置。
24年度以降～	○特別審査の対象レセプトの範囲の拡大。 ○専門診療科に属するレセプトについて集約化して審査。 ＜具体化に当たっての検討事項＞ ・特別審査委員会が新たに対象とするレセプトの範囲。 ・希少性があるものやエビデンスが確立していないものなど、集約化して審査することを検討すべきレセプトの対象範囲。 ・中央で集約化するか、ブロック単位で集約化するか。特別審査委員会に集約化した場合、審査の質の向上とそれに伴う必要な審査コストとの費用対効果に留意する必要。

検討会の議論	〔再審査の仕組みの改善〕 ○県単位の審査委員会の決定では納得が得られない個別事案について、上級の審査組織が一定回数以降の再審査を行う仕組みを設置。 〔三者構成の仕組み〕 ○三者構成の仕組みについて、廃止すべきという合意はなかったが、以下のような意見を踏まえ、引き続き検討。 （主な意見） ・現在の審査委員は、どちらの側かを意識せず、中立的な立場から専門的な視点で、適切な医療かどうかを審査している。 ・医療について国民の立場から考えることができる者によって構成されればいいので、利害代表のような仕組みは避けるべき。 ・外から見て一定の公正さを確保するため、三者構成の仕組みは理解できる。それ以外の方法で、公正さを確保することは難しいのではないかと。 ・ルールの方針は三者構成であるべきだが、明確なルールに基づき判断する仕組みであれば、判断する者が三者構成である必要はない。 ・審査委員会は、医療機関に対して適正なレセプトの提出を働きかける取組をしており、不適正な請求を抑制する効果や是正を図る効果がある。こうした効果を持つ仕組みが引き続き必要。



厚生労働省・審査支払機関で具体化、検討	
24年度以降～	○再審査の仕組みの改善 ・県単位の審査委員会の決定では納得が得られない個別事案について、上級の審査組織が一定回数以降の再審査を行う仕組みを設置。 【県単位の審査委員会が原審査したレセプトをそれ以外の審査委員会が再審査する仕組みとする場合、法改正が必要】 《具体化に当たっての整理事項》 ・原審査した審査委員会が再審査することは、当該審査委員会による問題点の把握や検証、改善等に資する効果もあることから、各側から1回目の再審査は原審査をした審査委員会が行い、一定回数以降の再審査を上級の審査組織が審査。 ・判断基準の統一化の観点から、上級の審査組織の判断を、県単位の審査委員会の判断に的確に反映させていく必要。 ・ブロック単位に置くか、中央に置くかについて検討。 ○三者構成の仕組みについて、検討会の意見を踏まえ、検討。

2. 審査・支払の業務の効率化

検討会の議論

〔効率的な業務運営の推進〕

○医療保険の運営コストの削減の観点から、審査支払機関において効率的な業務運営に一層取り組むことが必要。

〔支払いの早期化〕

○電子化による業務効率化に伴う支払いの早期化

〔法人運営の合理化〕

○資産等の整理合理化、業務運営の見直し

〔審査手数料の引下げ〕

○レセプトの電子化や業務の効率化によるコスト削減を通じた審査手数料の引下げ

〔審査手数料と査定率との連動〕

○審査委員会の審査は、医師又は歯科医師の専門的知見に基づく判断であり、審査手数料と査定率との連動は、査定のインセンティブになりえない。

厚生労働省・審査支払機関で具体化、検討

検討会設置以降～ 23年度目途に実施

○運営コストの効率化、コンピュータチェックの均一化等の観点から、システムの共同開発・共同利用の一層の推進

＜支払基金・国保連＞

- ・支払基金は、平成22年診療報酬改定に対応したレセプト電算処理システムのプログラム、基本マスタ・医療機関マスタを更新、提供。（国保中央会に提供され国保は件数按分で経費を負担）【22年3月】
- ・支払基金は、記録条件仕様・標準仕様の更新、提供。（厚生労働省に提供。国保中央会と経費を按分）【22年5月】

○電子化による業務効率化に伴う支払いの早期化【23年度】

○業務効率化、保有資産の整理合理化等

＜支払基金＞

- ・専門的診療科に属する電子レセプトは、ブロック中核支部が他の支部の審査事務を支援する体制に移行【23年度～】
- ・資金管理業務の本部への集約化【23年4月～】
- ・支部の庶務・会計業務のうち可能なものを本部又はブロック支部に移管【23年度～段階的に移行】
- ・職員定数の削減：27年度の職員定員を22年度と比較して約13%減（4934人→4310人）【22年9月に新サービス向上計画案で提示】
- ・給与水準の引下げ【ラスパイレス指数で100となるよう給与体系見直し、平成27年度までの新計画で提示】
- ・保有宿舍の整理合理化【22年9月に新サービス向上計画案で提示】
- ・システム専門役の採用【22年4月】
- ・コンピュータシステム関連経費の縮減

（次頁に続く）

検討会設置以降 ～23年度目途 に実施	＜国保連＞ ・国保連の審査支払関係システムに共通する機能・データを管理する「共通基盤システム」を構築。【23年5月～】 ・国保連に共通するシステムは、国保中央会が開発・保守を行うことを原則化。システム開発・機器調達における競争入札を徹底し、国保連共通のシステム・機器については一括調達を原則化。【22年度】 ・システム開発体制の強化のため、国保中央会に民間からシステム担当理事を公募採用するとともに、システムコンサルタントの増員、システム監査人の役割強化を実施。【22年度】 ・間接部門の業務について、国保連間での標準化・集約化等を検討。 ○制度の運営コストの見える化、業務区分ごとのコストの提示 ＜支払基金＞ ・審査業務、請求支払業務及び管理業務を区分し、区分ごとに手数料で賄われる支出をレセプト件数で除して手数料を算定する方向で、保険者団体と協議。【23年度～】 ＜国保連＞ ・国保連における統一的なコスト分析の方法や複式簿記の導入を検討。【22年度中】 ・国保連における市町村国保以外の者が委託した場合の審査手数料の提示。【23年度～】 ○コスト削減に対応した審査手数料の更なる引下げ ＜支払基金＞ ・審査手数料の引下げ：平成27年度の水準を平成22年度と比較して約11%引き下げ（90.24円→80円）、平成9年度と比較して約25%引き下げ（107.29円→80円）を目指す。【22年9月に新サービス向上計画案で提示】 ＜国保連＞ ・審査手数料は毎年引き下げており、今後とも努力（平成10年度84.82円から平成20年度68.05円へ16.77円の引き下げ） ・全国決済手数料（111.6円）の引下げの検討。【23年度～】
24年度以降～	＜支払基金＞ ・職員定数の削減：平成27年度の職員定員を平成22年度と比較して約13%減（4934人→4310人）【22年9月に新サービス向上計画案で提示】 ・給与水準の引下げ【ラスパイレス指数で100となるよう給与体系見直し、平成27年度までの新計画で提示】 ・審査手数料の引下げ：平成27年度の水準を平成22年度と比較して約11%引き下げ（90.24円→80円）、平成9年度と比較して約25%引き下げ（107.29円→80円）を目指す。【22年9月に新サービス向上計画案で提示】（再掲） ・平成27年度における支出に係るコスト構造の見込みを提示。【同上】 ・レセプト件数を基準とした支払基金の審査手数料の体系の見直しの検討。 【支払基金の事務費用を保険者がレセプト件数に応じて支払う仕組みを見直す場合、法改正が必要】 ＜国保連＞ ・仮想化技術の活用等による機器台数・導入及び運用・保守拠点の集約化等の検討（全国1拠点化を含む）【28年度頃】 ・後期高齢者の多くが国保の被保険者になることに伴い、国保連の手数料体系全体を見直す。【25年度】

3. 統合、競争促進の観点からの組織の在り方

検討会の議論	【統合の観点からの組織の在り方】 ○組織の統合についての定量的な検証や効果・留意点を含め、統合の観点からの組織の在り方について、引き続き検討。 【支払基金と国保連の業務の共同処理】 ○支払基金と国保連の特別審査委員会について、中長期的に条件を整える努力を行い、合同審査を目指す。合同審査が難しい場合でも、判断基準を統一化するための定期的な連絡協議会の開催など、審査の均一性の確保の取組を進める。（再掲） ※具体化に当たっての整理事項：支払基金は特別審査委員会に係る審査コストを手数料で区分していない。支払基金本部と国保中央会は異なる審査システムである。 ○このほか、支払基金と国保連の業務の集約化・委託・共同処理について（都道府県単位、全国レベル等）、引き続き検討。



厚生労働省・審査支払機関で具体化、検討	
検討会設置以降～23年度目途に実施	○システムの共同開発・共同利用 ・運営コストの効率化、コンピュータチェックの均一化等の観点から、システムの共同開発・共同利用の一層の推進 ※支払基金は、レセプト電算処理システムの開発に当たり、レセプト情報の記録仕様や診療行為の基本マスタ、医療機関マスタを作成、国保中央会に提供。 ＜支払基金・国保連＞ ・支払基金は、平成22年診療報酬改定に対応したレセプト電算処理システムのプログラム、基本マスタ・医療機関マスタを更新、提供。（国保中央会に提供され国保は件数按分で経費を負担）【22年3月】 ・支払基金は、記録条件仕様・標準仕様を更新、提供。（厚生労働省に提供。国保中央会と経費を按分）【22年5月】 ○判断基準の統一化のための定期的な連絡協議会の開催。学会を含めて、専門領域別に判断基準を統一化する仕組み（全国レベル、都道府県単位レベル）。（再掲） ＜支払基金・国保連＞ ・基金と国保中央会、厚生労働省の連絡協議会の設置【23年度～】 ・基金と国保連、地方厚生局との連絡協議会の設置【22年度～】
24年度以降～	○支払基金と国保連の特別審査委員会の合同審査を目指す。 ※具体化に当たっての整理事項：支払基金は特別審査委員会に係る審査コストを手数料で区分していない。支払基金本部と国保中央会は異なる審査システムである。

検討会の議論	【競争の観点からの組織の在り方】 ○競争の促進についての定量的な検証や効果・留意点を含め、競争の観点からの組織の在り方について、引き続き検討。 【保険者の直接審査の推進】 ○審査システムの効率化等の観点から、保険者が委託する民間のレセプト点検機関の参入の促進。 ※国保連は、実質的には、保険者による直接審査である。 ○健保組合等の調剤レセプトの直接審査で認められている紛争処理の仕組み（支払基金から適正な意見を受ける契約の仕組み）について、医科・歯科レセプトの直接審査にも活用。 ※調剤レセプトの直接審査では、支払基金から適正な意見を受ける契約の締結による紛争処理ルールがある。 ○対象保険医療機関等の同意の条件については、公法上の契約に基づく仕組みにより、保険医療機関等が保険者を区別することなく、すべての被保険者に円滑に療養の給付を行う体制を確保する制度としていることを踏まえ、引き続き検討。

厚生労働省・審査支払機関で具体化、検討

検討会設置以降 ～23年度目途 に実施	○支払基金と国保連の相互に審査の委託が可能な環境整備（通知発出等）【22年内目途】 ※現行法上は、健保組合等は国保連に、市町村国保は支払基金に審査の委託が可能。 ○保険者業務・市町村からの受託業務の拡大 ＜国保連＞ ・一次審査における被保険者資格チェックの実施【23年度～】 ・診療報酬と介護報酬の突合確認の推進【23年度～】 ・審査支払情報を活用した医療費通知、ジェネリック差額通知の作成【23年度～】 ・オンラインで保険者がレセプト点検や過誤・再審査請求できる「保険者レセプト管理システム」を構築【23年5月～】 ・連合会保有データ（国保・後期高齢者医療のレセプト情報、特定健診等のデータ、介護保険の給付情報等）により地域の保健・医療・介護等の状況を把握し、都道府県・市町村による医療費適正化等を支援する国保データベース構想を推進【23年度～】 ・後期高齢者医療制度廃止・市町村国保の都道府県単位化への対応（保険者の事務処理共同化の受け皿）【25年度～】 ○保険者の直接審査の推進 ・調剤レセプトの直接審査の推進：対象薬局の追加手続きの簡素化【22年10月通知改正】 ・医科・歯科レセプトについて、調剤レセプトと同様に、紛争処理の仕組みを整備。【22年度中通知改正】
24年度以降～	○業務制限の撤廃 【業務範囲の見直しは、法令改正が必要】 ＜支払基金の要望＞ ・出産育児一時金（正常分娩分） ・柔道整復療養費の審査支払業務 ＜国保連の要望＞ ・医療扶助の審査支払業務 ・柔道整復療養費の審査支払業務の範囲拡大、申請様式の統一化、全国決済制度の導入

審査支払機関の在り方について

平成24年5月24日
厚生労働省保険局

審査支払機関の統合に関する主な論点（１）

○ 支払基金と国保連との統合は、以下のような論点が考えられるが、どのように考えるか。

《論点１》統合によるコスト削減、審査の質の向上

① 審査支払機関が同じような機能を担っているのであれば、統合により、システムの更改費用などでコストの削減が期待できるのではないか。また、統合により審査の質の向上が期待できるのではないか。

《論点２》審査支払機関の役割を踏まえ、どのような組織の在り方が考えられるか

② 審査支払機関は、フリーアクセスと現物給付を基本とする現行制度において、適正な保険診療が円滑に提供されるために不可欠なインフラの役割（例：迅速かつ適正な請求・支払いの決定、紛争処理の役割、判断基準の検証・統一化等）を担っている。こうした現行の役割を踏まえ、どのような組織の在り方が適当か。

③ 審査の判断基準に差異が生じないようにする取組みや、審査支払機関が担っている紛争処理の役割は、複数の組織による競争の枠組みと、一本化した組織と、どちらがより適当と考えられるか。また、組織の形態として、４７都道府県単位の組織と、全国一本の組織と、どちらがより適当と考えられるか。

《論点３》統合に関する具体的な検討課題について

〔国保連に関する論点〕

④ 国保連は、市町村国保保険者が共同で設立した組織であり、レセプトの審査だけでなく、レセプトを活用して、被保険者への給付の資格確認や高額医療費の共同事業など、レセプトの審査支払いと一体的に市町村国保の保険者の共同事務を担っている。こうした保険者の業務に支障が生じないようにする必要があると考えられるが、どのように考えるか。

⑤ 審査機能は、保険者自身が有することが、医療費の適正化や保健事業の効果的な実施にも資すると考えられる。現在、市町村保険者が共同で、三者構成の審査委員会を持っていること自体が、他の被用者保険者にはない重要な機能とも考えられるが、こうした点についてどのように考えるか。

審査支払機関の統合に関する主な論点（２）

- ⑥ 国保連は、現在、市町村国保間の都道府県単位の財政調整（保険財政共同化事業）の業務を担っている。地域保険の都道府県単位での財政運営の推進や、被用者保険と地域保険の将来的な制度体系における保険者の位置づけ等を考慮した場合に、国保連の業務から審査機能だけを切り出すことを、どのように考えるか。

〔支払基金に関する論点〕

- ⑦ 支払基金は、レセプトの審査だけでなく、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び介護納付金の徴収・交付など、各制度の円滑な実施に不可欠な業務を担っている。統合した場合でも、新たな組織が、こうした業務を引き続き実施する必要があると考えられるが、どのように考えるか。

〔保険者のガバナンス、コスト削減の論点〕

- ⑧ 統合した場合でも、現在の競争による環境以上に、保険者によるガバナンスや、コストの削減、効率化が発揮できる組織とするためには、どのような組織が考えられるか。また、コスト削減の観点からは、４７都道府県単位の組織と、全国一本の組織と、どちらがより適当と考えられるか。

《論点４》現在の審査の適正化・効率化、コスト削減等の取組みとの関係をどのように考えるか

- ⑨ 支払基金では、審査の適正化・効率化を進めるため、審査業務のブロック単位での集約化や、ブロック中核支部・本部による支部への業務支援（高度・専門的な審査事務での疑義照会回答等）を進めているが、このブロック化による審査の適正化・効率化の取組みとの関係をどのように考えるか。

- ⑩ 国保連では、市町村の保険者業務に加え、医療費が増える中で、レセプトデータを活用した保健事業や医療費適正化の効果的な実施など、市町村の行政コストや負担を縮減する役割が期待されているが、こうした国保連が独自に期待される役割との関係をどのように考えるか。

《論点５》競争環境の整備という視点をどのように進めるか

- ⑪ 支払基金と国保連の間で委託先を変更できる仕組みを整備したが、さらに競争を促すために、どのような取組みが考えられるか。

- ⑫ 民間参入の在り方について、どのように考えるか。

5月11日の医療保険部会での主な意見①

＜組織の統合に関する主な意見＞

- 国保連は市町村保険者が共同で設立した組織であり、国が一方的に見直すのは地方分権の趣旨に反する。市町村保険者の意見を十分に踏まえるべき。
- 国保連から審査支払業務を切り離すと、レセプト情報を活用した保健事業の実施に支障が生じたり、医療機関への過誤返戻業務や高額療養費の給付事務・医療費通知など、国保連による保険者業務の支援ができなくなることから、国保連から審査支払業務を切り離すことは反対である。
- 国保の都道府県単位化の推進では、国保連による診療データの整理などの役割を担ってもらう必要があり、審査支払業務の切り離すとこれらの要請に応えられなくなる。医療保険制度の将来の在り方と併せて、慎重に検討すべき。
- 拙速に統合した場合、市町村保険者は大幅な事務の見直しをせまられ、新たな人員確保やシステム改修など多額の負担が見込まれる。仮に、市町村の意向を無視して統合するのであれば、市町村が負担する経費を国が全額補填すべき。
- 効率化は非常に重要な問題だが、統合によりそれが達成できるかという点、いろいろな問題があり、必ずしもコスト削減につながらない。
- 複数の審査支払機関が相互に切磋琢磨することを通じて、業務の効率化が図られるので、巨大な一機関に統合することは適当でない。システムの共同開発など効率的な運営の仕組みづくりが先決である。
- 健保組合の中で統合に賛成の意見は、支払基金に統合ならいいという意見が大半。審査の効率化は統合したからできるものではない。実効面で効果があるとは考えられず、組織の統合は慎重に検討すべき。
- 審査支払事務は本来、保険者の事務であり、保険者が審査支払機関をきちんとガバナンスする中で、運営の効率化を確保すべき。保険者が作った機関であると考えれば、第三者に統合と言われるのはおかしい議論。
- 審査支払機関の統合よりも、医療保険制度を合わせることが先決。無理に統合しても現場が混乱する。
- 医療保険制度の一本化と審査機関の一本化はパラレルではないか。制度の統合に向けて、審査機関も統合するというのであれば、第一歩として理解できる。
- 統合すれば、システムの経費などのコスト削減のメリットはあると思うが、一方で大きなデメリットがあるということであれば、デメリットを凌駕するメリットが見えてこないと難しい。ただ、システムが分かれていることによる無駄な部分があると思うので、きちんと説明しないと、維持して改善すればいいというのでは弱い。
- 保険者はコスト削減を強く要望しており、コストを抑えながら適切な医療サービスを確保するための改善の議論は今後も必要。

5月11日の医療保険部会での主な意見②

<審査の質の向上、審査事務に関する意見>

- 組織の統合よりも、医療の公平性の点から、国保連と支払基金間や各支部間での審査基準の統一化に優先して取り組むべき。
- まずは全国統一の審査基準にして欲しい。支払基金と国保連でコンピュータチェックを同じ基準でやるとか、審査基準の統一化を進めることが現実的。
- 統合の前に、現在の業務を徹底して見直し、業務の質の向上を最優先に図って欲しい。手数料を抑えながら、査定率が上がるように努めて欲しい。（支払基金の）支部間格差は問題であり、各支部審査委員会に審査の決定権があるといった根本の問題をきちんと議論すべき。
- 審査は、保険診療ルールに沿った診療行為を確保するため医学的判断をするものであり、審査はその結果であるので、査定率が高ければいいというものではなく、医療費の抑制が目的ではない。医学は生命科学であり、患者の個別性があるので、IT化で事務的作業は効率化できても、画一的な処理は困難であり、医師等の人の目による審査が必要。
- 審査委員は、各都道府県で最も保険診療に精通した医師が、使命感で低額な費用で従事している。同様の経験を有する者が任命され、判断基準に差が生じないように定期的に情報交換もしているので、支払基金と国保連とで審査を変えることはない。査定率の差は、患者特性によるものとも考えられる。
- レセプトを適正なものにするのが審査機関の役割であり、レセプトが適正になれば査定率は下がるはずなので、財政的なことや査定率だけで議論することには異論がある。
- 審査基準の格差は正すべきところを正すべきであるが、地域による患者特性もあるので、三者構成である審査委員会の判断に委ねればよいのではないか。
- レセプトオンライン化の完全実施や医療のICT化の推進によって診療内容を標準化し、判断基準の統一化に結び付けて欲しい。
- マイナンバーの導入によって、行政サービスが大きく変わることも見込んで検討すべき。
- 保険者による直接審査（民間参入）を広げるため、例えば医療機関の同意要件を取り除くなどの工夫をお願いしたい。

<その他>

- 保険者へのアンケート結果では、統合は「どちらとも言えない」が過半であり、その理由として、判断材料が乏しい、コスト削減の効果などメリットが見えないとの意見が多いので、今回のアンケート結果だけで判断するのではなく、整理してもう一度アンケートするなど、内容を精査すべき。

審査支払機関の在り方に関するアンケート結果

○ 審査支払機関の在り方について、全保険者を対象としてアンケートを実施（24年4月）したところ、統合については「どちらでもない」という意見が過半であった（次頁の設問4）。

（参考）調査への回答組合数・回答率

（ ）は厚生労働省からアンケートを送付した調査対象保険者数

全 体（3449保険者）	2825保険者	81.9%			
協会けんぽ（1保険者）	1保険者	100.0%	健康保険組合（1435保険者）	1115保険者	77.7%
市町村国保（1717保険者）	1453保険者	84.6%	国保組合（164保険者）	150保険者	91.5%
後期高齢者医療広域連合（47保険者）	47保険者	100.0%	共済組合（85保険者）	59保険者	69.4%

【設問1】

平成21年11月に行われた行政刷新会議の「事業仕分け」において、審査支払機関の在り方については「国保連・支払基金の統合」との評決結果を受けたことをご存じですか。

	＜被用者保険＞	＜国保・後期高齢＞	＜合計＞
①知っている	821保険者（69.9%）	1221保険者（74.0%）	2042保険者（72.3%）
②知らなかった	353保険者（30.1%）	429保険者（26.0%）	782保険者（27.7%）

【設問2】

厚生労働省が設置した有識者による「審査支払機関の在り方に関する検討会」議論の中間的整理で「統合と競争の観点から引き続き検討」と報告されたことをご存じですか。

	＜被用者保険＞	＜国保・後期高齢＞	＜合計＞
①知っている	663保険者（56.5%）	1008保険者（61.2%）	1671保険者（59.2%）
②知らなかった	511保険者（43.5%）	640保険者（38.8%）	1151保険者（40.8%）

【設問3】

平成23年12月8日の衆・決算行政監視委員会決議で「競争による改善が期待できないのであれば、審査の効率化を図り医療費を削減するため、保険者たる市町村に混乱を来さないようにしつつ、統合に向けた検討を速やかに進めるべき」とされたことをご存じですか。

	＜被用者保険＞	＜国保・後期高齢＞	＜合計＞
①知っている	514保険者（43.8%）	943保険者（57.4%）	1457保険者（51.7%）
②知らなかった	660保険者（56.2%）	699保険者（42.6%）	1359保険者（48.3%）

【設問４】

審査支払機関の在り方（統合）についてどのようにお考えですか。

	＜被用者保険＞	＜国保・後期高齢＞	＜合計＞
①統合すべき	478保険者（40.8%）	327保険者（19.9%）	805保険者（28.6%）
②統合すべきでない	171保険者（14.6%）	214保険者（13.0%）	385保険者（13.7%）
③どちらともいえない	524保険者（44.7%）	1104保険者（67.1%）	1628保険者（57.8%）

【設問５】

設問４で「統合すべき」とお答えいただいた保険者に伺います。統合する場合にはどのような形態が望ましいとお考えですか。

＜被用者保険者の主な意見＞

- ・統合によってシステム経費などのコスト削減をすべき。
- ・国保連の審査支払事務を支払基金に統合。

＜国保・後期高齢者広域連合の主な意見＞

- ・支払基金を国保連に統合。 ※「国保連の審査業務を支払基金に統合」も少数意見だが一部あり。
- ・都道府県で実施。

【設問６】

設問４で「統合すべきでない」とお答えいただいた保険者に伺います。統合すべきでないとお考えになる理由は何ですか。

＜被用者保険者の主な意見＞

- ・競争原理を働かせて、コスト削減や質の向上を目指すべき。
- ・統合により、査定率が下がることを懸念。

＜国保・後期高齢者広域連合の主な意見＞

- ・市町村国保と国保連は様々な分野で密接に連携して業務を行っている。統合によって市町村事務や共同事業への支障や混乱が生じるおそれがある。
- ・支払基金と国保連は、組織の目的と役割が異なっている。医療保険制度の一本化と併せて検討すべき。

【設問７】

設問４で「どちらでもない」とお答えいただいた保険者に伺います。どちらでもないとお考えになる理由は何ですか。

＜被用者保険者の主な意見＞

- ・判断する材料が乏しい。統合によるメリットとデメリットが具体的でない。統合によるコスト削減などの効果が分からない。
- ・審査業務の効率化とコスト削減が図られるよう望む。

＜国保・後期高齢者広域連合の主な意見＞

- ・判断する材料が乏しい。統合によるメリットとデメリットが具体的でない。統合によるコスト削減などの効果が分からない。
- ・支払基金と国保連は、組織の目的と役割が異なっている。医療保険制度の体系の見直しと併せて検討すべき。

組織の統合、競争の促進についての定量的な検証（１）

【一定の仮定の下での統合によるコスト削減の試算】

（単位：億円）

					初年度	2年次目	3年次目	4年次目	5年次目	6年次目	7年次目	8年次目	9年次目	10年次目	11年次目	12年次目	13年次目	14年次目	
統 合	共通	人件費※1	削減	給与	-10	-20	-29	-39	-49	-49	-49	-49	-49	-49	-49	-49	-49	-49	
					物件費	削減	事務所借料	-11	-11	-11	-11	-11	-11	-11	-11	-11	-11	-11	-11
		事務所貸付益 ※2	-15	-15			-15	-15	-15	-15	-15	-15	-15	-15	-15	-15	-15		
		追加	事務所借上 ※2	10		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
		削減効果				-26	-62	-107	-162	-227	-292	-357	-422	-487	-552	-617	-682	-747	-812
	国保連に統合	物件費	削減	システム一本化	-8	-8	-8	-8	-8	-8	-8	-8	-8	-8	-8	-8	-8	-8	-8
				システム更改						-102							-102		
			計（累積）		-8	-16	-24	-32	-40	-48	-158	-166	-174	-182	-190	-198	-206	-316	
			増加	システム切替	102														
				システム更改						53								53	
		計（累積）		102	102	102	102	102	102	155	155	155	155	155	155	155	155	208	
	削減効果（共通部分含む）				68	24	-29	-92	-165	-238	-360	-433	-506	-579	-652	-725	-798	-920	
	支払基金に統合	物件費	削減	システム一本化	-8	-8	-8	-8	-8	-8	-8	-8	-8	-8	-8	-8	-8	-8	-8
				システム更改						-85							-85		
			計（累積）		-8	-16	-24	-32	-40	-48	-141	-149	-157	-165	-173	-181	-189	-282	
			増加	システム切替	98														
				システム更改						85								85	
			計（累積）		98	98	98	98	98	98	183	183	183	183	183	183	183	183	268
		削減効果（共通部分含む）				64	20	-33	-96	-169	-242	-315	-388	-461	-534	-607	-680	-753	-826

（※１）人員削減は５ヶ年で段階的に行う前提で試算。

（※２）保有事務所を有効活用し、売却は行わない。

- ・支払基金事務所の築年数は平均22年であり、建物としての資産価値は期待できない。また、一般的な耐用年数（50年）に達している建物はないことから、売却せず引き続き有効活用。
- ・築経過年数と耐用年数を勘案すると、早い建物で17年後、遅くとも39年後には全て耐用年数に到達する。（耐用年数到達後の事務所は、建替ではなく、借上とした場合の経費は年65億円）
- ・毎年、保有事務所の維持管理のために8億円／年（推計）の営繕費用が必要。

（※３）実際の統合にあたっては、統合に向けた作業体制の整備や、各保険者・各医療機関等のシステム改修として相当の費用が必要と考えられる。

組織の統合、競争の促進についての定量的な検証（２）

【支払基金及び国保連それぞれの業務合理化の取組み】

（単位：億円）

				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
業務合理化	削減	支払基金	給与（ＩＴ化等） ※1	-9	-18	-27	-35	-44	-44	-44	-44	-44	-44	-44	-44	-44	-44
			外部委託の集約化 ※2	-1	-2	-4	-5	-5	-6	-6	-6	-6	-6	-6	-6	-6	-6
			計（累積）	-10	-30	-61	-101	-150	-200	-250	-300	-350	-400	-450	-500	-550	-600
		国保連	給与（ＩＴ化等） ※3	-9	-18	-18	-35	-35	-35	-35	-35	-35	-35	-35	-35	-35	-35
			システム経費 ※4						-26								-26
			計（累積）	-9	-27	-45	-80	-115	-150	-211	-246	-281	-316	-351	-386	-421	-482
	計（累積）			-19	-57	-106	-181	-265	-350	-461	-546	-631	-716	-801	-886	-971	-1082

（※１）審査業務のＩＴ化等による審査部門職員の削減624人（５年計画）。

（※２）紙レセプトの画像化に係るブロック集中処理（23～27年度の５年計画）。

（※３）審査業務のＩＴ化等による審査部門職員の削減583人（５年計画）。

（※４）国保連システムの仮想化及び一拠点化により、サーバー等が効率化されることに伴う機器更改時の削減効果。

支払基金と国保連を統合した場合のコスト試算に当たっての考え方

- (前提) ①国保連に統合する場合：支払基金の審査支払以外の業務はすべて国保連で実施（支払基金は残らない）。
 ②支払基金に統合する場合：審査支払部門だけを統合し、国保連のその他の業務は引き続き国保連で実施。

1. 人件費 （※実際には具体的な統合の姿が明らかになった後に労使間で議論。）

給与 (統合に伴う人員削減)	それぞれの審査支払関連業務の管理者（5割）、総務系職員（3割）を削減。 (効果額：▲49億円／年) ※人員削減は5ヵ年で段階的に行うこととする。

2. システム関連経費

(※国保連に統合する場合は国保連システムを、支払基金に統合する場合は支払基金のシステムを存続させる前提で試算)

	国保連に統合	支払基金に統合
(1) システム切替	・ 新たに受託する保険者のレセプトに対応するための機器調達・環境整備・ソフト開発。 (+102億円)	・ 同左 (+98億円)
(2) 切替システムの更改	・ 切替分の新たな対応のために設置した機器更改経費。 (+53億円／7年毎)	・ 同左 (+85億円／7年毎)
(3) 既存システムに係る経費	・ 統合により不要となる基金システム機器更改の削減効果。(▲102億円／7年毎) ・ 統合により不要となる基金システムの毎年度開発経費の削減効果。(▲8億円／年)	・ 統合により不要となる国保連システム機器更改の削減効果。(▲85億円／7年毎) ・ 統合により不要となる国保連システムの毎年度開発経費の削減効果。(▲8億円／年)

3. 事務所関連経費 （※保有事務所については売却せず、余剰スペースは貸付ける。）

(1) 事務所借上	面積を1人当たり事務スペースが狭い国保連の基準で統一。 ・ 1人当たり面積を国保連ベースとして必要面積を積算。 ・ 保有事務所を活用した上で、不足分について借上げ。 （<u>10億円／年</u>） ・ 保有事務所の余剰スペースは貸付。 （<u>▲15億円／年</u>）
(2) 事務所売却	耐用年限内は保有事務所を有効活用し、売却は行わない。
(3) 事務所借上解消	国保連の借上事務所(22ヶ所)の借上解消（審査業務分）による効果額。（効果額： <u>▲11億円／年</u> ）

行政監視に基づく事業の見直しに関する
決議（平成23年12月8日）（抄）

「行政監視に基づく事業の見直しに関する決議」（抜粋）

平成23年12月8日 衆議院決算行政監視委員会

財政運営の健全化は積年の課題であり、また震災復興に取り組むためにも国の総予算の見直しが求められている。本委員会は、予算の計上及び執行の適正について徹底した検証を行うために行政監視に関する小委員会を設置し、去る11月16日及び17日に同小委員会において、革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラの構築、医療費レセプト審査事務、公務員宿舍建設・維持管理等に必要な経費並びに原子力関連予算の独立行政法人及び公益法人への支出について、有識者の意見を求めつつ集中的に討議して評価を行ったところ、次の事項について改善を求めるべきとの結論に至った。

政府は、この結論を重く受け止め、来年度以降の予算編成及び執行に十分に反映させるなど速やかに対応するよう求める。また、これらの反映状況につき講じた措置について、本委員会に対し六箇月以内に報告するよう求める。

なお、今回の討議に際し、政府の資料の作成、資料の提出について十分でないものがあり、改善を求める。今後も各テーマとその関連する施策について、行政監視を行っていく。

一 革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラの構築（略）

二 医療費レセプト審査事務

社会保険診療報酬支払基金と国民健康保険団体連合会のレセプト審査事務については、政府の検討会の中間まとめにおいて、競争原理による質の向上とコスト削減が重要との指摘もなされている。しかし、今回の討論を通じて合理的な根拠が示されなかった。競争による改善が期待できないのであれば、審査の効率化を図り、医療費を削減するため、保険者たる市町村に混乱を来さないようにしつつ、統合に向けた検討を速やかに進めるべきである。その際、既存の統合コスト試算を抜本的に見直し、統合による長期的なコスト削減効果を明確に示すべきである。

また、電子レセプトの更なる活用やレセプト審査に係る民間参入の環境整備について検討するとともに、労災診療費のレセプト審査事務の支払基金等への委託についても検討を進めるべきである。

三 公務員宿舍建設・維持管理等に必要な経費（略）

四 原子力関連予算の独立行政法人及び公益法人への支出（略）

「行政監視に基づく事業の見直しに関する
決議」のフォローアップに基づく決議
(平成24年9月7日) (抄)

「行政監視に基づく事業の見直しに関する決議」のフォローアップに基づく決議（抜粋）

平成24年9月7日 衆議院決算行政監視委員会

本委員会は、予算の計上及び執行の適正について徹底した検証を行うために行政監視に関する小委員会を設置し、昨年十一月十六日及び十七日に同小委員会において有識者の意見を求めつつ集中的に討議して評価を行った結果、革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラの構築、医療費レセプト審査事務、公務員宿舎建設・維持管理等に必要な経費並びに原子力関連予算の独立行政法人及び公益法人への支出について、改善を求めるべき事項を指摘し、予算編成及び執行に十分に反映させるなどの対応を求めるとともに、反映状況につき講じた措置について、本委員会に対し六箇月以内に報告するよう求める決議を十二月八日に行ったところである。

今国会に設置した行政監視に関する小委員会において、去る六月十三日に報告を聴取し、八月二日に集中的に討議してその内容を精査したところ、政府の対応、また、これを説明する資料の提出について十分でないものがあつた。改善が不十分な点があつたことは極めて遺憾である。

よって、本委員会は、これらの事項を今後も質疑等で適宜取り扱い、行政監視を行っていくため、政府に対し、以下について速やかに対応するよう求める。

一 革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラの構築（略）

二 医療費レセプト審査事務

決議では、社会保険診療報酬支払基金と国民健康保険団体連合会のレセプト審査事務の質の向上とコスト削減について、競争による改善が期待できないのであれば、統合に向けた検討を進めることを求めたが、今回の討議においては厚生労働省が中途半端な対応をしていることが明らかになった。競争原理が働かない障壁を取り除く努力を真剣に行うことを求める。

また、去年の小委員会において統合効果に否定的な試算が提出されたことに対して、決議において、既存の統合コスト試算を抜本的に見直し、統合による長期コスト削減効果を明確に示すことを求めたところ、厚生労働省からは統合効果に肯定的な新たな試算が提出されたが、その結果、当初の試算が不適切であり、結果として、議論を一方方向に誘導するものであつた。このような問題について責任が明確になる体制を整備し、再発の防止に努めるよう求める。

誤ったレセプトを多数提出する医療機関については、指導を徹底し、なおも改善が見られない場合にはその名称を国民に公表することも検討するなど、医療費請求のより一層の適正化を図るよう求める。

また、労災医療費のレセプト審査事務の支払基金等への委託についての検討を求めたが、（略）

三 公務員宿舎建設・維持管理等に必要な経費（略）

四 原子力関連予算の独立行政法人及び公益法人への支出（略）

経済財政運営と改革の基本方針2014(素案)(保険局関係概要)

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

2. 主な歳出分野における重点化・効率化の考え方

(1) 社会保障改革

(基本的な考え方)・・・P21

- ・ 医療・介護を中心に「自然増」も含め聖域なく見直し、徹底的に効率化・適正化

(医療・介護提供体制の適正化)・・・P21

- ・ 地域医療構想を策定し、病床数等の目標設定と政策効果の検証を行う
- ・ 平成27年の医療保険制度改革に向け、地域医療構想と整合的な医療費の水準や医療の提供に関する目標が設定され、取組が加速されるよう、医療費適正化計画を見直す。国において、都道府県が目標設定するための標準的な算定式を示す

(保険者機能の強化と予防・健康管理の取組)・・・P22

- ・ 国保については、市町村との適切な役割分担を行いつつ財政運営などを都道府県が担う中で、都道府県が地域医療の提供水準と標準的な保険料等の住民負担の在り方を総合的に判断できる体制や市町村の保健事業等に対する意欲を損なうことのない分権的な仕組みの構築を平成27年常会への法案提出に向けて検討
- ・ 医療費適正化へのインセンティブ強化の観点から、後期高齢者支援金の加算・減算の仕組みの活用を検討
- ・ 後期高齢者支援金について被用者保険者間の負担能力に応じた負担とすることの検討

- ・ 後期高齢者医療の保険料軽減特例措置について段階的な見直しや、高齢者の患者負担についてさらに負担能力に応じた負担とすることの検討
- ・ データヘルスの推進、保険者機能の強化、被保険者インセンティブ
- ・ 離職・転職等により保険者間を移動しても、保険者が被保険者の医療情報等を継続的に把握できるようレセプトへの社会保障・税番号等の番号の導入の検討

(介護報酬・診療報酬等)・・・P23

- ・ 医薬品・医療機器の保険適用の評価での費用対効果の観点の導入や、良質な事業運営を促す診療報酬の在り方の検討

(薬価・医薬品に係る改革)・・・P23

- ・ 医薬分業の下での調剤技術料・薬学管理料の妥当性等の検証、リフィル制度等の検討
- ・ 長期収載品の薬価見直しの仕組みの効果等の検証
- ・ 調査・改定コストにも適切に配慮しつつ、市場価格形成の状況等を勘案して、市場実勢価格を適正に反映できるよう、薬価調査・薬価改定の在り方について、診療報酬本体への影響にも留意しつつ、その頻度を含めて検討
- ・ スイッチO T Cの加速に向けた取組について目標設定。諸外国並みの後発医薬品普及率を目指す

「日本再興戦略」の改訂について(素案)(保険局関係概要)

国民の「健康寿命」の延伸

○ 公的保険外のサービス産業の活性化

…第一部P24・第二部P63

ー 個人・保険者に対する健康・予防インセンティブの付与

【保険制度上の対応等所要の措置を来年度中に講じることを目指す】

- ・ ヘルスケアポイントの付与・現金給付の普及、保険料によるインセンティブについて、公的医療保険制度の趣旨を踏まえつつ検討
- ・ 後期高齢者支援金の加算・減算制度について、特定健診・保健指導の効果検証等を踏まえ具体策を検討

○ 保険給付対象範囲の整理・検討…第一部P24・第二部P66

ー 最先端の医療技術・医薬品等への迅速なアクセス確保

- ・ 先進医療の評価の迅速化・効率化のため再生医療、医療機器についても専門評価組織を立ち上げ【年度内】
- ・ 選定療養の利用状況の調査、選定療養として導入すべき事例を把握する仕組みの構築【年度内】
- ・ 革新的な医療技術等の保険適用の評価に際し費用対効果の観点を試行的に導入【平成28年度目途】

- ・ 治験の参加基準に満たない患者に対する治験薬へのアクセスを充実させる仕組み（「日本版コンパッションートユース」）の検討【来年度運用開始】
- ・ 新たな保険外併用の仕組み（「患者申出療養（仮称）」）の創設

ー 後発医薬品の積極的な活用

○ 医療介護のICT化…第二部P67

- ー 医療分野における番号の必要性等について検討【年内結論】
- ー 電子処方箋の導入を図るべく検討【来年度までに導入を図るべく検討】
- ー 地域でのカルテ・介護情報共有による地域医療介護連携に関して標準規格の策定や全国普及、共通基盤としての国立病院機構等のクラウド化

規制改革会議答申（保険局関係概要）

新たな保険外併用の仕組みの創設

○ 新たな保険外併用の仕組みの創設・・・P 9

- － 保険外併用療養費制度の中に、困難な病気と闘う患者からの申出を起点とする新たな仕組みとして「患者申出療養（仮称）」を創設。
【平成27年度措置（次期通常国会に関連法案の提出を目指す）】

○ 安全性・有効性等の迅速な確認及び適切な実施体制の構築・・・P 9

- － 臨床研究中核病院と患者に身近な医療機関が、診療内容に応じて連携協力を図りながら対応
- － 「患者申出療養（仮称）」としての前例がある診療
 - ・ 臨床研究中核病院の他、患者に身近な医療機関が、前例を取り扱った臨床研究中核病院に対して申請
 - ・ 申請から原則2週間で臨床研究中核病院が判断、受診可能とする
- － 「患者申出療養（仮称）」としての前例がない診療
 - ・ 臨床研究中核病院が国に対して申請
 - ・ 申請から原則6週間で国が判断、受診可能とする
 - ・ 患者に身近な医療機関を最初から対応医療機関（協力医療機関）として申請（共同研究の申請）する場合、その医療機関で受診可能とする
- － 国において、専門家の合議で安全性・有効性を確認する際の議論や運営の在り方について、新しい仕組みの施行までに検討

○ 対応医療機関の充実・・・P 10

- － 臨床研究中核病院は15箇所に限定せず、要件を満たせば追加
- － 臨床研究中核病院が申請時に対応医療機関のリストを添付し、患者が身近に受診できる医療機関を周知
- － 臨床研究中核病院の承認により、対応医療機関を随時追加。この旨、厚労省からも要請

○ 保険収載に向けた実施計画の作成及び実施計画の対象外の患者への対応・・・P10

- － 保険収載に向け、治験等に進むための判断ができるよう、実施計画を作成し、国で確認するとともに、実施に伴う重篤な有害事象や実施状況、結果等について報告を求める
- － 実施計画の対象外の患者から申出があった場合、臨床研究中核病院において安全性、倫理性等について検討を行った上で、国において専門家の合議により実施を承認

健康・医療

○ 革新的な医薬品・医療機器の価格に関する制度の改善・・・P 13～15

- － 医薬品・医療機器の価格算定における革新性・画期性の評価についての明確な基準を検討【平成26年度結論】（医薬品）
【平成27年度結論】（医療機器）
- － 「条件及び期限付承認」を受けた再生医療等製品の保険適用に向けた取扱いの検討【薬事法等一部改正の施行に併せて結論】

○ 最適な地域医療の実現に向けた医療提供体制の構築・・・P 15～18

- － 医療計画、介護保険事業支援計画、医療費適正化計画の見直し時期の一致【次期医療保険制度改革において検討】
- － 急性期を担う医療機関にのみ適用されるよう、7:1入院基本料の在り方を検討【平成28年度診療報酬改定に併せて検討】
- － プライマリ・ケア体制の確立（①プライマリ・ケアを専門に担う医師の育成、②医療広告制度の見直し、③複数の医師が連携して24時間の対応を行う取組みの支援等を検討）
【①平成26年度措置、②・③平成27年度結論（②は平成28年度措置）】

○ 保険者機能の充実・強化に向けた体制整備・・・P 19～20

- － 保険者がまず全ての診療報酬明細書の点検を可能とする仕組みの導入について検討
【平成26年度検討・結論、結論を得次第措置】
- － 支払基金と国保連の審査ルール及び査定結果の共有化
【平成26年度措置】

経済財政運営と改革の基本方針 2014(仮称)
(素案)

平成 26 年 6 月 13 日
(一部調整中)

経済財政運営と改革の基本方針 2014(仮称)
(目次)

第1章 アベノミクスのこれまでの成果と今後の日本経済の課題 — 1

1. デフレ脱却・日本経済再生
2. 経済再生の進展に向けた基本的方向性
3. 「創造と可能性の地」としての東日本大震災からの復興
4. 日本の未来像に関わる制度・システムの改革

第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題 ——— 7

1. 女性の活躍を始めとする人材力の充実・発揮
 - (1) 女性の活躍、男女の働き方改革
 - (2) 教育再生
 - (3) 複線的なキャリア形成の実現など若者等の活躍促進
 - (4) 少子化対策
 - (5) 健康長寿を社会の活力に
2. イノベーションの促進等による民需主導の成長軌道への移行に向けた経済構造の改革
 - (1) イノベーション
 - (2) コーポレートガバナンス
 - (3) オープンな国づくり
 - (4) 資源・エネルギー
 - (5) 規制改革
3. 魅力ある地域づくり、農林水産業・中小企業等の再生
 - (1) 「新しい東北」の創造
 - (2) 観光・交流等による都市・地域再生、地方分権、集約・活性化
 - (3) 農林水産業・地域の活力創造
 - (4) 中堅・中小企業、小規模事業者の躍進
4. 安心・安全な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保
 - (1) 戦略的外交の推進、安全保障・防衛等
 - (2) 国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)、防災・減災等
 - (3) 暮らしの安全・安心(治安、消費者行政等)
 - (4) 地球環境への貢献

第3章 経済再生と財政健全化の好循環 ————— 20

1. 経済再生と財政健全化の両立に向けた基本的考え方
2. 主な歳出分野における重点化・効率化の考え方
 - (1) 社会保障改革
 - (2) 社会資本整備
 - (3) 地方行財政制度
3. 公的部門改革の推進
 - (1) 行政のIT化と業務改革、行政改革、公務員改革
 - (2) 財政の質の向上

第4章 平成27年度予算編成に向けた基本的考え方 ————— 30

1. 経済財政運営の考え方
 - (1) 経済の現状及び今後の動向と当面の経済財政運営の考え方
 - (2) 中長期的な経済財政の展望を踏まえた取組
2. 平成27年度予算編成の基本的考え方

第1章 アベノミクスのこれまでの成果と今後の日本経済の課題

1. デフレ脱却・日本経済再生

日本経済は、低い経済成長と長引くデフレによる停滞の 20 年を経験してきた。安倍内閣では、長引くデフレからの早期脱却と日本経済の再生のため、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」を「三本の矢」として、新たな経済政策に一体的に取り組んできた（いわゆる「アベノミクス」）。現在、経済の好循環が動き始め、日本経済は長期停滞やデフレで失われた自信をようやく取り戻しつつある。

この経済の好循環の動きを更に進め、デフレ脱却と経済再生への道筋を確かなものとし成長への期待を根付かせていくために、需要の安定的な拡大に取り組む。同時に、需給ギャップが縮小してきた今こそ、新たなチャレンジの好機であり、絶え間なくイノベーションが起こり、次々に高付加価値の財・サービスを生み出し、成長する経済を目指す。

（アベノミクスの成果と今後の方針）

日本銀行は「量的・質的金融緩和」¹を推進し、政府は 10 兆円規模の経済対策²を着実に実施するとともに、民間投資を喚起することを狙いとする「日本再興戦略」³を策定し、「産業競争力の強化に関する実行計画」⁴等により、具体化を図ってきた。さらに、昨年 10 月に 8% への消費税率引上げを判断する際には、景気の下振れリスクへの対応等のため、1 兆円規模の税制措置と 5 兆円規模の新たな経済対策などを内容とする「経済政策パッケージ」⁵を策定した。これを受けた「好循環実現のための経済対策」⁶を具体化する平成 25 年度補正予算と、平成 26 年度当初予算において実施率目標を設定し、早期執行に取り組んでいる。我が国経済は、こうした三本の矢の効果もあって、実質 GDP は 6 四半期連続のプラス成長となった。この間、企業の業況判断は中小企業を含め幅広く改善し、設備投資も増加が続いている。地域別にみても、全ての地域で景況が大幅に改善している。雇用情勢は新規求人倍率が約 7 年ぶりに 1.6 倍台に達し、失業率は 3% 台半ばに低下するなど着実に改善してきている⁷。このように日本経済は力強さを取り戻しつつある。物価動向も、もはやデフレ状況ではなく、デフレ脱却に向けて着実に前進している。

経済の好循環実現に向けて、拡大した企業収益を賃金上昇につなげ、個人消費を拡大させることで更なる企業収益の拡大に結び付けることが重要である。昨年の「経済の好循環

¹ 「量的・質的金融緩和」の導入について（平成 25 年 4 月 4 日、日本銀行）

² 「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成 25 年 1 月 11 日閣議決定）

³ 「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）

⁴ 「産業競争力の強化に関する実行計画」（平成 26 年 1 月 24 日閣議決定）

⁵ 「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」（平成 25 年 10 月 1 日閣議決定）

⁶ 「好循環実現のための経済対策」（平成 25 年 12 月 5 日閣議決定）

⁷ 生活保護世帯数の伸び率も低下している。

実現に向けた政労使会議」(以下「政労使会議」という。)はその最初の一押しの役割を担い、本年の春闘ではこれまでのところ月例賃金の引上げ率が2%台と、過去10年で見て最高の水準となり、一時金も大幅に増加するなど、賃上げの動きが力強く広がっている⁸。

財政については、「当面の財政健全化に向けた取組等について-中期財政計画-」⁹に沿った収支改善努力が実行され、財政健全化に向けて着実に進んでいる。

経済の現状を踏まえると、今後の経済財政運営は以下の方針で行うべきである。まず、デフレからの脱却を確実なものとするため、第一及び第二の矢を引き続き強力に推進し、需要の継続的拡大を図る。アベノミクスによる景気回復に伴って需給ギャップが縮小しつつある今こそ、新たな雇用・投資・事業展開など、経済の主たる担い手である個人や企業が行うチャレンジを促し、第三の矢である成長戦略の更なる推進を行う。さらに、リーマンショック後の景気対策として臨時的・例外的に行われた対応を危機対応モードから平時モードへ切り替え、通常の施策に戻す。

(今後の4つの課題)

上記の方針から、経済財政運営の今後の課題は、以下の4つの課題に整理される。

第一の課題は、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減への対応である。消費税率が本年4月に引き上げられたことによる反動減はこれまでのところ想定内という見方が多い。経済対策が総じて順調に執行され、また、賃上げによる効果も今後顕在化すると考えられることから、駆け込みの反動減を乗り越えて景気回復が続くと期待される。政府としては、引き続き経済対策の執行状況や耐久財等の需要動向を慎重に見極めつつ、必要があれば機動的な政策対応を行って、経済再生に向けて万全を期す。

第二は、足元の動き始めた経済の好循環の更なる拡大と企業の主体的行動である。雇用情勢が改善する中で、業種・地域によっては人手不足も生じており、しかも、今後人口が減少する中で、人手不足は持続するおそれがある。景気回復に伴って、生産性の向上など、需要面だけでなく供給面にも目配りした政策運営を行う必要がある。まずは、ミスマッチの解消を図り、非労働力化した人々の労働市場への参入を促す。併せて成長戦略の強化・深化によって生産性の向上を図ることが必要である。民間経済主体の将来に対するコンフィデンスを強化することによって、積極的な経済活動を促進し、イノベーションの活性化を図る。このように経済好循環の環を更に拡大し、「再生の10年」(2013～2022年度)の平均で名目3%程度、実質2%程度の成長の姿につなげていく。

こうした好循環の維持・拡大のためには、昨年の政労使会議におけるとりまとめに基づき、政労使それぞれが取組を進めていく必要がある。このため、引き続き政労使が連携して取組のフォローアップを図るとともに、労働市場の構造変化などを踏まえ、雇用・賃金・その他関連する諸制度の在り方などについても検討することが重要である。

⁸ 「2014 春季生活闘争 第7回回答集計結果」(平成26年6月4日連合発表)

⁹ 「当面の財政健全化に向けた取組等について-中期財政計画-」(平成25年8月8日閣議了解)

経常収支の黒字の急減には、我が国経済の構造変化、新興国の需要減速等に加え、エネルギー価格の上昇や為替変動による輸入物価上昇の影響が大きい。当面はエネルギーコスト高への対策を講じ、資源・エネルギーを安価かつ安定的に確保するとともに、省エネ・省資源や海外の資源権益確保などにより価格交渉力の強化に努めることが必要である。こうした取組等により、日本の実質的な豊かさを示す実質国民総所得(実質GNI)の伸びを高めていく。

第三の課題は、日本の未来像に向けた制度・システム改革の実施である。我が国は「人口急減・超高齢化」へ向かっており、この流れを 2020 年を目途に変えて、持続的・安定的な成長軌道に経済を乗せるべく、必要な改革を行う。

第四の課題が経済再生と両立する財政健全化である。三本の矢が持続的に効果を発揮するためには、政府が財政規律を堅持することが求められる。強い経済を実現し、経済成長を通じた税収の増加等を実現するとともに、裁量的経費のみならず義務的経費も含めた聖域なき歳出削減により、経済再生が財政健全化を促し、財政健全化の進展が経済再生の一段の進展に寄与するという好循環を目指す。

2. 経済再生の進展に向けた基本的方向性

力強い経済再生の進展の鍵は、労働や資本の量的・質的向上に加え、全要素生産性(TFP)¹⁰の上昇を通じて労働・資本が付加価値を生み出す際の生産性を高めていくことにあり、イノベーションとコーポレートガバナンスはその実現のために特に重要な手段である。

このため、労働力人口の減少が見込まれる中、抜本的な少子化対策を講じるとともに、女性、若者、高齢者を始め、全ての人々が意欲、個性、能力に応じて活躍できるような社会が実現することを目指す。また、教育の再生・人材育成、キャリア教育の充実等により、質の高い人材を育成していく。

民間投資を喚起し、対日直接投資を促進するため、法人税改革、国家戦略特区の活用を始めとした規制の見直し、資源・エネルギーの安価・安定確保等により、「世界で一番ビジネスがしやすい環境」を整備する。さらに、民間資金の活用、中長期の安定した投資の促進により成長資金の供給を強化する。公的・準公的資金の運用等の高度化を図る。

イノベーション(創意工夫による新たな価値の創造)¹¹を促進する。日本から常にイノベーションが生まれ、これが次々に産業として発展していく「イノベーション・ナショナルシステム」¹²の構築や、インターネットを中心とした高度なネットワークが発達した現代において、ブランド等の知識資本の蓄積・活用、人的投資、マーケティングの革新等により、サービス業

¹⁰ 生産性を示す指標の一つであり、労働や資本といった生産要素の投入量に依存しない生産効率の改善を示す。

¹¹ 「研究開発力強化法」(平成20年法律第63号)において「イノベーションの創出」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入等を通じて新たな価値を生み出し、経済社会の大きな変化を創出することと定義されている。

¹² 革新的技術シーズの事業化、技術シーズ創出力の強化、人材育成・流動化等を総合的・戦略的に進める仕組み。

を始めとして、付加価値生産性¹³の向上、新市場の創出を図る。また、企業の新陳代謝を促し、「起業大国」を目指すこと等により経済のダイナミズムを高める。とりわけ、サービス業を始めとした投資の国際的な相互交流やTPPなどの経済連携の強化等により、ヒト、モノ、カネ、情報の交流を拡大し、イノベーションを促進していくことが大きな鍵となる。

また、我が国企業は、コーポレートガバナンスの強化等を通じて、稼ぐ力の向上を最重要の課題として経営判断を下すよう自ら変革し、事業の選択と集中を進める必要がある。さらに、法人組織の持つ活力を、農業・医療・保育などの分野で活用する。

こうした取組により、付加価値生産性の向上・輸出競争力の確保を実現し、高い価格でも購入される財・サービスを生み出すことで、交易条件を改善するとともに、海外投資や技術・サービスの輸出により所得を増やしていくことで、実質GNIの伸びを高めるような新たな成長メカニズムを構築することが重要である。

このような経済全体の成長の実現を、人々が暮らす地域社会の発展につなげていくことが不可欠である。現在、成長戦略の成果は、中堅・中小企業、小規模事業者や地域経済に波及しつつあり、それを全国津々浦々まで広がっていくよう、しっかりとした対応を行うことが必要である。

3. 「創造と可能性の地」としての東日本大震災からの復興

被災地の復興なくして、日本の再生はない。震災から3年以上が経ち、地震・津波からの復興では、住宅再建等の工事が本格化し、また、福島復興・再生では早期帰還や長期避難者の生活拠点の形成に向けた各種事業が本格化するなど、復興も新たなステージを迎えつつあり、引き続き復興の更なる加速化を図る。

このため、現場主義の徹底と併せて、復興庁の司令塔機能を発揮するとともに、「集中復興期間」における復興財源を確実に確保し、復興関連予算については迅速かつ柔軟な執行を行う。その際、「流用」等の批判を招くことがないように、引き続き使途の厳格化を図る。

また、復興の新たなステージに応じて、復興庁のみならず政府全体の施策を活用し、住宅再建・復興まちづくり、産業・生業の再生、健康・生活支援、福島の再生・復興に引き続き取り組む。

人口減少・高齢化が進む中での地域社会の在り方を最も鋭く問題提起しているのが、東日本大震災の被災地であり、復興を単なる原状復帰にとどめるのではなく、震災復興を契機として、人口減少、高齢化、産業の空洞化といった日本全国の地域社会が抱える問題を解決し、我が国や世界のモデルとなる「創造と可能性のある未来社会」としての「新しい東北」を創造する¹⁴。

あわせて、原子力災害からの復興・再生については、除染・廃棄物処理・中間貯蔵施設の整備を加速し、長期避難者のための支援策、早期帰還支援策等を引き続き推進するとともに

¹³付加価値生産性とは、生産要素に対する付加価値の比率を意味する。

¹⁴『「新しい東北」の創造に向けて(提言)』(平成26年4月18日、復興推進委員会)

に、住民の帰還意向や地域経済の将来ビジョン、復興の絵姿を踏まえた地域づくりの検討を推進する。東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策について、東京電力のみに任せるのではなく、国が前面に立ち、全力を挙げて取り組む。あわせて、陸域・海域における放射線モニタリングや風評被害対策を着実に実施する。

4. 日本の未来像に関わる制度・システムの改革

（「人口急減・超高齢化」¹⁵の克服）

デフレ脱却・経済再生の先に、もう一つ超えなければならない高いハードルがある。現在の日本は、「人口急減・超高齢化」へ確実に向かっている。この流れを変えなければ、持続的・安定的な成長軌道に乗っていくことはできない。

人口急減・超高齢化の流れを変えることは容易でなく、流れが変わっても効果が現れるまで長期間を要する。人口急減・超高齢化の流れを変えられない場合には、経済規模が収縮し、縮小スパイラルに陥るおそれがある。そこに至っては、もはや回復は困難となろう。従来の少子化対策の枠組みにとらわれず、福祉分野以外にも、教育、社会保障、社会資本整備、地方行財政、産業振興、税制等、あらゆる分野の制度・システムを若者・子ども世代や次の世代のためになっているか、結婚しやすく子育てしやすい環境を実現する仕組みになっているかという観点から見直し、2020 年を目途にトレンドを変えるために抜本的な改革・変革を推進すべき時期に来ている。

希望通りに働き、結婚、出産、子育てを実現することができる環境を整え、人々の意識が大きく変わり、2020 年を目途にトレンドを変えていくことで、50 年後にも1億人程度の安定的な人口構造を保持することができると見込まれる。

（望ましい未来像に向けた政策推進）

人口急減・超高齢化への流れを変え、望ましい未来像に向けた改革・変革を進めていくことにより、以下のような道筋が描かれる。

- ① 人口急減・超高齢化に対する危機意識を国民全体で共有し、50 年後に1億人程度の安定した人口構造を保持することを目指す
- ② 経済を世界に開き、絶え間なくイノベーションを起こし、高付加価値な財・サービスを生み出すことを通じて、成長を続ける
- ③ 年齢、性別に関わらず、意欲、個性や能力に応じて様々な形で活躍できる社会、制度、仕組みを構築する
- ④ 個性を ^い活かした地域戦略と、地域における「集約・活性化」を進め、働き場所があって暮らし続けられる地域社会をつくる

¹⁵ 現在の人口減少数は年平均16万人程度、高齢化率は25%程度。人口推計によれば、25年後には、人口減少数は年平均100万人程度、高齢化率は35%超程度になると見込まれる。ここでは、その通りに推移する状況を「人口急減・超高齢化」と呼ぶ。

⑤ 基盤的な制度、文化、公共心など社会を支えている土台を大切にする

望ましい未来像とそれに至るまでの道筋を共有し、現在必要となる取組について、局所的な対応に陥らないよう、優先度に留意しながら、全体として推進していくことが重要である。デフレ脱却・経済再生に向けた動きを確実にするとともに、その先を見据え、社会保障制度と財政の持続可能性を確保しつつ、地域社会の再生、発展を可能とし、日本経済の持続的・安定的な成長を実現していく観点から、人口急減・超高齢化の克服に向けた諸課題への対応にスピード感を持って取り組んでいく時である。とりわけ、地域の活力を維持し、東京への一極集中傾向に歯止めをかけるとともに、少子化と人口減少を克服することを目指した総合的な政策の推進が重要であり、このための司令塔となる本部を設置し、政府一体となって取り組む体制を整備する。

アベノミクスを始めとする政府の取組についての国民の理解や世界への発信強化のため、内閣の基本方針について、引き続き各省が適切に連携しつつ内外広報の積極的かつ効果的な展開を図る。

第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題

我が国の経済再生の進展に向け、①まずは現下の重要課題として、駆け込み需要の反動減の克服と景気回復の持続、経済の好循環の更なる拡大を実現し、②短期から中期にかけて本格的成長軌道への移行を図る。その上で、③中長期的に持続的・安定的な成長実現に向けた課題に取り組む。

本基本方針と「改訂日本再興戦略(仮称)」に基づいて、政府一体となって関連施策の実行に取り組む。

1. 女性の活躍を始めとする人材力の充実・発揮

(1) 女性の活躍、男女の働き方改革

女性が輝く社会を目指す。そのため、男女の働き方に関する様々な制度・慣行や人々の意識、ワーク・ライフ・バランスを抜本的に変革し、男女が意欲や能力に応じて労働参加と出産・育児・介護の双方の実現を促す仕組みを関係者で議論し構築していく。

女性の活躍を推進するため、女性の活躍を支える社会基盤となる取組を進めるとともに¹⁶、役員・管理職等への女性の登用促進の目標達成に向けた情報開示の促進や公共調達の活用等の取組、仕事と子育て、介護の両立を進める企業への支援、女性のライフステージに対応した支援などを進める。さらに税制・社会保障制度等について、女性の働き方に中立なものにしていくよう検討を進める。

ジョブ型正社員、短時間正社員など多様な正社員の普及やテレワークの推進に取り組むとともに、働く者が時間をコストとして捉える意識改革への取組や働いた成果が適正に評価されるような仕組みへの改善を支援する¹⁷。

また、国家公務員についても、国が率先して女性職員の採用・登用の拡大に取り組むこととし、職員のワーク・ライフ・バランスも一体的に推進する。

(2) 教育再生

経済成長の源泉は「人」であり、経済再生のためにも教育再生が重要である。教育基本法¹⁸の理念の実現に向け、教育再生実行会議の提言を踏まえつつ、「第2期教育振興基本計画」¹⁹等に基づき、学制改革に関する検討を進めるなど、総合的に教育再生を実行する。

世界トップレベルの学力の達成を目指すとともに、知識だけでなく、思考力・判断力・

¹⁶ 「待機児童解消加速化プラン」の展開、「放課後子ども総合プラン」の策定・推進、保育や子育て支援の担い手の確保等。

¹⁷ その他、長時間労働の是正のための監督指導の強化や制度見直しなど「働き過ぎ」の防止を強化、健康管理の強化等。

¹⁸ 「教育基本法」(平成18年法律第120号)

¹⁹ 「教育振興基本計画」(平成25年6月14日閣議決定)

表現力など社会を生き抜く力の養成を行う²⁰。今後、少子化が更に進展する中、教育の「質」をより重視した取組を強化する。そのため、少子化の見通しと整合的な教職員の計画的採用を進めつつ、教職員の質的向上や指導力の強化を推進する。学校規模の適正化に向けて、距離等に基づく学校統廃合の指針について、地域の実情も踏まえつつ見直しを進める。また、専門人材やICTの活用等により効率的に教育の充実を図る。

大学の徹底した国際化²¹、理工系人材の育成、教育研究基盤の確立などにより、グローバル化等に対応する人材の養成を行うとともに、大学改革を推進する。国立大学法人について評価と運営費交付金の配分の在り方を抜本的に見直し、教育研究の質の向上に努力した大学に対して重点的・戦略的配分を行う仕組みを検討する。また、大学による厳格な成績評価や卒業認定の厳格化を進める。さらに、学生の教育費負担に配慮しつつ、産業界・大学双方の連携により奨学金等の支援拡充や授業内容の充実を図る。各国立大学が一定の範囲内で授業料を適切に設定して教育研究の質の向上を図る取組や、各大学における授業料免除等の学生支援の取組等を充実する。地域の大学において、各地域の得意分野を^い活かす優れた教育研究拠点を創設・選定し、特色ある人材育成を図る。また、奨学金、授業料減免等の就学支援を推進する。

「第2期教育振興基本計画」等に基づき、幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に進める。

(3) 複線的なキャリア形成の実現など若者等の活躍促進

(若者等の活躍促進、再チャレンジ支援)

労働需給が改善している現況を好機ととらえて、以下の取組を強力に進める。

若者等の活躍を促進するため、現状を踏まえた総合的な若者対策について法的整備の検討も含め強力に推進するとともに、就職・採用活動時期変更の円滑な実施に向けて必要な取組を進める。²²

一旦失敗するとやり直すことが容易でない現状を改善し、複層的、複線的に多様な再チャレンジの機会を確保し、一人ひとりが活躍していくことができる環境を労使など関係者で議論し整備していく。非正規雇用労働者の教育訓練機会の確保、処遇改善、不本意非正規の正規雇用化などを進める。また、起業等に繰り返し挑戦できるよう支援を充実する。また、刑務所出所者等に対する就職支援の推進等を行う。

さらに、ユニバーサル社会の実現に向け、障害者については、職場定着などの就労支援を始めとした社会参加支援の充実など活躍できる環境整備を推進する。

²⁰ 英語教育・理数教育・ICT教育・道徳教育・特別支援教育の強化など。

²¹ 英語による授業の促進、文系・理系の垣根のないリベラル・アーツ教育の強化等に加え、官民協力による若者の海外留学環境の整備、外国人留学生の受入れを推進。

²² キャリア教育・職業教育の充実、新卒者の就職支援の強化やフリーター・ニートの就労支援の充実、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の充実・強化、ひきこもり支援の推進等。

(生涯を通じて能力発揮できる人材育成、労働市場インフラ整備と人材不足への対応等)

新しい技術や産業に適応しつつ生涯を通じて能力発揮できるよう、人材育成や職業訓練の抜本的拡充²³、産業側・企業側ニーズに合致した質の高い職業訓練の実施、学び直し機会の拡充、ライフステージに応じたキャリア転換の支援など、自らの専門性を高める能力開発を行うことができる環境整備を進める。また、親の経済力や養育環境とは独立した形で、すべての子どもの様々な能力を伸ばす多様な機会が確保された社会とするため、子どもの貧困対策に関する大綱を策定し、官民が連携して子どもの貧困対策を推進することなどにより、格差の再生産を回避していく。

さらに、労働市場のインフラ整備を進める²⁴とともに、医療・福祉、建設業、運輸業、造船業等の人材不足が懸念される分野における人材確保・育成対策を総合的に推進する。あわせて、雇用保険制度、求職者支援制度による重層的なセーフティネットの構築を進めるとともに、中小企業・小規模事業者への支援を図りつつ最低賃金の引上げに努める。

(4) 少子化対策

人口急減・超高齢化に対する危機意識を共有し、少子化危機ともいうべき現状を突破していかなければならない。出産・子育て支援も社会保障の柱であるという認識を共有しつつ、出生率の回復に成功した諸外国の経験も参考にしながら、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目のない支援」を行うため、財源を確保した上で子どもへの資源配分を大胆に拡充し、少子化対策を充実する。さらに、夫婦が希望する数の子どもを持てるよう、家庭や地域の力も視野に入れ、第三子以降の出産・育児・教育への重点的な支援など、これまでの少子化対策の延長線上にない政策を検討する。

新たな少子化社会対策の大綱を平成 26 年度中に策定するとともに、子ども・子育て支援新制度を平成 27 年 4 月に施行する方針の下、取り組む。また、本制度に基づく幼児教育・保育・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための財源の確保については着実に進め、消費税分以外も含め適切に対応していく。また、都市と地方のそれぞれの特性に応じた少子化対策に国と地方自治体、都道府県と市町村がそれぞれの役割に応じ連携した取組を推進するとともに、行政を始めとして、国民、企業、学校、メディアなど全ての関係者が少子化危機突破の認識を共有するための取組を進める。加えて、児童虐待防止対策を進める²⁵。

(5) 健康長寿を社会の活力に

高齢者の健康寿命を延伸し、その経験、能力を^い活かしていくことができる社会を実現していくことが必要である。希望する人は 70 歳まで働ける環境整備も検討課題である。それは、人口が減少する中で必要な労働力を確保していくことにつながる。このため、

²³ 再就職希望の女性、退職を控えた社会人再教育、非正規・無業者等の再教育・職業訓練等。

²⁴ 職業能力評価制度の構築による専門性や能力の可視化、ICT活用によるマッチング機能の強化等。

²⁵ 誰もが児童相談所に相談しやすい環境づくりを進めるなど。

高齢者の就労支援やボランティア活動の推進等により、高齢者が地域社会に参画しやすい場づくりなど生涯現役社会に向けた環境整備を推進する²⁶。

同時に、規制改革等を通じて民間活力を発揮させ、健康関連分野における多様な潜在需要を顕在化させることで、経済成長の活力としていく²⁷。

2. イノベーションの促進等による民需主導の成長軌道への移行に向けた経済構造の改革

(1) イノベーション

新たに改組した総合科学技術・イノベーション会議の下で、2020年代から2030年を視野に入れた「科学技術イノベーション総合戦略 2014」²⁸を強力に推進し、革新的技術シーズを事業化に結びつける橋渡し機能強化、技術シーズ創出力の強化、人材育成・流動化等を戦略的に実施する。特に、「事業化の壁」の打破を重視して取り組む²⁹。また、世界最高の「知的財産立国」を目指し、企業等におけるイノベーションを促す知的財産戦略や標準化戦略を推進する。

さらに、国家戦略特区を突破口とする大胆な規制・制度改革、「起業大国」等を目指したりスクマニー供給力の強化等を通じて、産業の新陳代謝、若返りを促し、ダイナミックな産業構造の変革を起こして、多種多様な新たな価値を不断に創出する。特に、民間投資の活性化と中長期の安定した投資を促進³⁰することにより成長資金の供給拡大を図ることとし、関係省庁が連携して具体的な検討を進める。また、イノベーションの核となるICTの利活用を強力に進めるため、世界最先端IT国家創造宣言の取組を着実に進めるとともに、官民オールジャパン推進体制の構築と国家戦略特区等との連携を通じて、スマート・ジャパンICT戦略の展開を図る。

また、企業による立地の選別が一段と厳しくなる中で、民間投資を喚起し、対日直接投資を促進するため、法人税改革を推進する。(P)

(2) コーポレートガバナンス

経済の好循環の観点から、グローバルな競争に直面する企業では、株式持ち合いの解消、独立社外取締役の在り方の検討・導入促進などのコーポレートガバナンスの向上により、また、地域において雇用を創り出す企業では、地域金融機関等による経営支援などにより、それぞれ、稼ぐ力の向上が図られ、賃金や配当を始めとした様々な経路を通じて、多様なステ

²⁶ その他、医師が出す指導・助言に基づく運動・食生活の指導サービス、簡易な検査(測定)等を含めたセルフメディケーションや予防・健康増進活動等について、ICTを活用した産業化を積極的に推進する。

²⁷ 国民皆保険を堅持した上で、保険外併用療養費制度の拡充(国内未承認医薬品等の迅速な使用)を行う。また、医療・介護等を一体的に提供する「非営利ホールディングカンパニー型法人制度(仮称)」の具体的内容及び大学附属病院がそれに参画する場合に必要な大学附属病院と大学の別法人化等について検討する。

²⁸ 「科学技術イノベーション総合戦略 2014」(平成 26 年〇月〇日閣議決定予定)

²⁹ 未利用特許権の活用促進や、研究機関を核としたニーズ、資金、人材、知識を結集する取組等。

³⁰ NISAの普及、日本版スチュワードシップ・コードの普及、上場インフラ市場の整備、民間エクイティ資金やメザニン・ファイナンスの活用、中長期融資の供給促進、社会的責任投資の拡大等。

ークホルダーに適切に還元がなされることが重要である。健全かつ力強い企業を生み出すための環境整備を図る。

(3)オープンな国づくり

経済再生に向け、我が国企業のグローバル市場開拓を促進するとともに、観光立国の実現を図り、国境を越えヒト、モノ、カネ、情報の交流を拡大し、多様性や様々なつながりが生まれる中で連続してイノベーションを起こす。

(外へのグローバル化)

TPP(環太平洋パートナーシップ)協定交渉の早期妥結に向けて引き続き取り組むとともに、RCEP(東アジア地域包括的経済連携)、日中韓FTA、日EU・EPA等の経済連携交渉を同時並行的に戦略的かつスピード感をもって推進する。これらを通じ、世界全体の貿易・投資のルールづくりが前進するよう、我が国が中核的な役割を果たす。

さらに、我が国企業のグローバル市場開拓を促進するため、官民連携によりODA等も活用したインフラシステムの輸出、宇宙・海洋産業の振興、中堅・中小企業、小規模事業者、サービス業の海外展開の支援、クールジャパンの推進³¹等を促進する³²。

(内なるグローバル化)

2020年における対日直接投資残高倍増目標実現のため、「対日直接投資推進会議」において、投資案件の発掘・誘致活動を推進するとともに、関係会議と連携しながら、規制改革等、必要な制度改革等の実現を図る。また、グローバル人材の育成及び多言語対応の強化³³等を行うほか、国際金融センターとしての東京市場の地位を確立するための施策を推進する。

外国人材の活用は、移民政策ではない。優秀な研究者など外国の高度人材や留学生等が活躍しやすい環境を整備する。技能実習制度は、制度本来の目的を踏まえ、国の関与の強化により適正化を図り、実習期間の延長等の拡充を図る。外国人材については、女性の活躍推進や中長期的な経済成長の観点から、国家戦略特区の枠組みの中で十分な管理体制の下で活用する仕組み等の検討を進める。

(4)資源・エネルギー

エネルギーのコスト上昇や供給不安が、新たな投資や雇用の拡大を阻害し、経済の制約となる。中長期的に展望されるエネルギーコスト高への対策を早急に講じ、資源・エネルギーを安価かつ安定的に確保する。このため、省エネ投資を始めとする徹底した省エネの推

³¹ 日本食・日本産酒類、コンテンツの輸出や文化の創造・発信等。

³² その他、経済協力の戦略的な活用、グローバル化を支える人材の育成、我が国が強みを持つ分野での法制度を含む制度整備支援、二国間金融協力、金融機関の国際展開支援、新興国戦略の深化等を推進する。

³³ 日本法令の外国語訳の推進等に取り組む。

進³⁴のほか、高効率火力発電(石炭・LNG)の活用、電力・ガスシステム改革の推進、資源外交等による供給源の多角化、石油・LPガスサプライチェーン等の維持・強化の促進³⁵等に取り組む。

いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下、原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。その際、国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組む。

また、メタンハイドレート等の海洋資源開発の推進等を行う。再生可能エネルギーについては、固定価格買取制度の安定的かつ適切な運用、系統強化、戦略的な研究開発や標準化等を着実に進めるとともに、固定価格買取制度等の再生可能エネルギー源の利用の促進に関する制度に関し、最大の利用の促進と国民負担抑制を両立させる観点から総合的に検討し、必要な措置を講じる。

エネルギーミックスの将来像を、再エネの導入状況、原発再稼働の状況、地球温暖化に関する国際的議論等を見極めつつ、速やかに示す。

(5)規制改革

ダイナミックな産業構造の変革のため、企業、NPOなど事業者の創意工夫を阻む壁を取り除き、イノベーションを喚起し、消費者の潜在的需要を開花させることで、ビジネスチャンスの創出・拡大等を図ることが重要である。これらの実現に向け、経済環境の変化や新技術の開発等に応じたきめ細かな規制の見直しを進めていく。

特に、健康・医療産業の発展、多様で柔軟な働き方の実現、起業・新規ビジネスの創出・拡大、農業の成長産業化の促進、対日直接投資の促進等を重視して推進する。

こうした規制改革の取組に当たっては、国民への多様な選択肢の提供、安全性のより効率的な手法での確保、事前規制から事後チェックへの転換等の観点も踏まえ、「規制改革実施計画」³⁶において決定した改革事項を着実にフォローアップしていくとともに、規制所管府省が主体的・積極的に規制を見直すシステムを構築する。

また、平成 27 年度までの2年間を集中取組期間とし、「国家戦略特区」に関する取組を加速化する。

3. 魅力ある地域づくり、農林水産業・中小企業等の再生

(1)「新しい東北」の創造

「新しい東北」の将来像として、①元気で健やかな子どもの成長を見守る安心な社会、②

³⁴ その他、スマートグリッドによるエネルギー利用効率の向上等。

³⁵ 災害に強い電力・ガスシステムの構築を含む。

³⁶ 「規制改革実施計画」(平成 26 年〇月〇日閣議決定予定)

「高齢者標準」による活力ある超高齢社会、③持続可能なエネルギー社会(自律・分散型エネルギー社会)、④頑健で高い回復力を持った社会基盤(システム)の導入で先進する社会、⑤高い発信力を持った地域資源を活用する社会、の5つの社会の実現を目指す。

この「新しい東北」の創造に向けた新しい理念や目標像の提示により創出される地域社会や地域経済についての新たな需要も取り込み、域外から所得を得る「地域基幹産業」の成長と、暮らしと雇用を支える産業のバランスのとれた発展を目指す。このため、民間の活力をベースに、一般施策として行う地域活性化策や産業振興策も含め、復興庁のみならず政府全体の施策を活用して、自律的で持続可能な地域経済の再生を進め、「新しい東北」の創造と経済再生との好循環を図る³⁷。

こうした好循環の実現にあたっては、官民の幅広い関係者が連携する仕組みづくりが重要である。具体的には、「新しい東北」官民連携推進協議会の下、「新しい東北」先導モデル事業等による先進的な取組の加速化と、復興交付金(効果促進事業)等を活用した被災地での横展開のほか、企業等からの人材派遣を始めとする人材面の支援、起業や新規事業の立ち上げに向けたアドバイス等の支援、被災地における投資を促進する仕組みづくり等に総合的に取り組む。

(2) 観光・交流等による都市・地域再生、地方分権、集約・活性化

(オリンピック・パラリンピック東京大会開催に向けた取組)

2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会(以下「東京大会」という。)は、日本全体の祭典として、我が国が活力を取り戻す弾みとなるものであり、その開催に向け、政府一丸となって取り組む。また、参加国との人的・経済的・文化的な相互交流を図るとともに、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等³⁸に資することを重視して取り組む。

東京大会を契機として、スポーツを通じた街おこしやバリアフリー対応を推進する。スポーツ庁の設置等行政組織の在り方について政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮した検討を行うとともに、文化芸術立国を目指した取組を推進する。また、観光資源掘り起こし等を実現し、2020年に向けて、訪日外国人旅行者数2000万人の高みを目指す³⁹。あわせて、訪日外国人旅行者の実勢を踏まえつつ、税関・出入国管理・検疫(CIQ)について必要な体制を整備する。

関連する施設整備については、2020年以降の活用方法等も考慮し、必要性、手法等を精査し、官民連携の都市再生、地域再生への横断的な取組と将来を展望した計画的な対

³⁷ 「東日本大震災被災地域の産業復興創造戦略」(平成26年6月10日、産業復興の推進に関するタスクフォース)

³⁸ 全国各地の自治体が参加する「ホストシティ・タウン構想」や、東京都との協定に基づく防災対策を着実に推進する。

³⁹ その他、東京大会開催等に伴う一時的な建設需要の増大に対応するため、建設分野の技能実習修了者がそれまでの間、建設業務に従事できる措置を講じる(「建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置」(平成26年4月4日、建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置を検討する閣僚会議))。無料公衆無線LANをはじめとする訪日外国人の利用に対応したICT利用環境を整備する。

応を推進する。

(地域活性化)

アベノミクスの効果を全国津々浦々まで波及させるとともに、地域の発意を^い活かし魅力ある地域づくりを進めることで、地域産業を活性化し、地域経済での好循環の実現を図る。このため、各省施策の連携による「地域活性化プラットフォーム」を進めるとともに、「地域の元気創造プラン」を強力に推進し、産・学・金・官の連携により、雇用吸収力の大きい企業の創出や、分散型エネルギーインフラ・プロジェクト⁴⁰の全国展開、公共クラウド⁴¹の本格運用による地域の魅力あるデータの発信などを行う。

地域の自立的な発展を強化していく上で、重要な役割を果たす地域金融機関について、地域に根差した企業の事業性に着目した融資や経営支援の能力向上を含め体質の強化を促すとともに、地域経済活性化支援機構等の機能を活用し、地域産業の再生を進め振興を図る。また、外部人材の知見を活用し、地域への人材還流を促す仕組みを拡充する⁴²。

過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、基幹集落を中心としたネットワーク化を推進⁴³し、必要な交通基盤の維持を含む日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住環境を整備して、集落の活性化を図る。

地域経済において観光分野は成長可能性が高い分野であり、需要面と供給面の双方向から取組を進める⁴⁴。「休み方」の改革について検討を進め、有給休暇を活用した秋の連休の大型化等を促進する。本年6月に決定した「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014」⁴⁵を着実に実施するとともに、「交通政策基本計画」⁴⁶を策定・推進する。広域的なネットワークの整備・活用を通じた内外の人流や物流の拡大を図る。

地域の課題解決や活性化の重要な担い手であるNPOやソーシャルビジネス等の育成などを通じて、活力あふれる共助社会づくりを推進するとともに、共助の活動を資金面から支えるよう、寄附文化の醸成を推進していく。

(都市再生等)

コンパクトシティ、スマートシティ等の形成に向けて、民間の資金やノウハウを^い活かし、都市機能の集約を含めた都市再生や地域公共交通網の再構築、中心市街地の活性化を推進するとともに、子育てしやすく高齢者の暮らしやすい住宅・まちづくりや、無電

⁴⁰ 再生可能エネルギーや地域でのガス発電と余熱を利用するシステムの導入などにより、自立的で持続可能な災害に強い地域エネルギーシステムを構築するとともに、電力改革で開放される新たな市場を地域経済に組み込むもの。

⁴¹ 地方自治体の情報システム基盤とクラウド技術を活用して、システムの統合化・集約化を図り、行政データを公開することを通じて、民間事業者を含む様々な主体が共同で利用できる情報インフラ。

⁴² 具体的には、地域活性化プラットフォームの推進体制の整備、「地域おこし協力隊」の拡充等を進める。

⁴³ 「小さな拠点」づくりや「集落ネットワーク圏」の形成など。

⁴⁴ 有給休暇取得促進や外国人旅行者拡大のための環境整備、広域観光の促進、観光産業の振興等

⁴⁵ 「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014」(平成26年〇月〇日観光立国推進閣僚会議決定予定)

⁴⁶ 「交通政策基本法」(平成25年法律第92号)第15条に基づき策定される計画。

柱化などの景観や防災に配慮したまちづくりのほか、環境モデル都市等の持続可能な地域づくりを推進する。

東京等の大都市は、国際競争力のある創造拠点としての環境整備等、都市再生等を戦略的に推進する。

地域間の機能分担・連携等を推進する。定期借地権、不動産証券化等の手法を活用するとともに、木造密集市街地の改善整備等のため、公的不動産等を活用した連鎖的な市街地整備を進める。また、地価公示の充実、中古住宅・リフォーム市場の活性化等を図る。

（沖縄振興）

成長するアジアの玄関口に位置付けられるなど、沖縄の優位性と潜在力を^い活かし、日本のフロントランナーとして経済再生の^{けん}牽引役となるよう、引き続き、国家戦略として、沖縄振興策を総合的・積極的に推進する。国家戦略特区の指定や那覇空港の滑走路増設も踏まえ、観光ビジネスの振興やイノベーション拠点の形成を図るとともに、沖縄科学技術大学院大学（OIST）の規模拡充に向けた検討や、OIST等を核としたグローバルな知的・産業クラスターの形成の進展を図る。また、西普天間住宅地区への高度な医療機能の導入を始めとする駐留軍用地の跡地利用の推進を図る。

（地方分権改革の推進等）

個性を^い活かし自立した地方をつくるため、従来からの課題への取組に加え、地方の発意と多様性を重視し、個々の地方公共団体から募集した改革提案の実現を図る⁴⁷ことで、地方に対する権限移譲及び規制緩和等を力強く推進する。あわせて、これまでの改革の成果を国民が実感し、主体的に地方行政に参画する機運を醸成するため、SNSの活用や全国シンポジウムの開催などによる情報発信を強化する。道州制について、道州制に関する基本法案の動向を踏まえ、必要な検討を進める。

（長期的な観点からの取組）

人口急減・超高齢化の克服に向けた諸課題への対応は、地域において特に重要な課題であり、そのための司令塔となる本部を設置し、政府一体となって取り組む体制を整備する。長期的な視野に立った地域活性化に向けて、地方自治体それぞれの創意工夫や努力がより反映されるよう、土地利用やインフラ整備、教育など行政サービスの提供の在り方、政策手段などの大胆な見直しに着手する。

地域は、民間の資金、ノウハウ等を大胆に導入し、景観や歴史文化といった地域資源を活用し、人や情報の交流・連携による広域ネットワークを^い活かした取組を通じて、地域に働く場

⁴⁷ 提案募集方式、手挙げ方式の導入。

所を創出する「個性を^い活かした地域戦略」を推進する。若者等が地域で活躍を続ける社会を形成し、大都市圏から地方への人の流れを創出する。地方での暮らしを望む大都市の高齢者が地方の医療・介護サービス等を利用しつつ生活しやすい地域づくりを推進する。

また、地域の合意形成の下での都市機能の集約や地方中枢都市圏等の形成等⁴⁸を図り、行政サービスの集約と経済活動の活性化を実現する。その際、集約・統廃合等に伴う除却に係る諸コストを賄う地方債の積極活用を促すとともに、都市再生を妨げる障害を除去し、集約の取組を加速させる。また、地域金融を含む地域経済の活性化を通じて地域の資金循環や社会的責任投資等に係る市場の拡大を図る。

人口減少、巨大災害の切迫等、近年の我が国の国土を取り巻く状況の変化を踏まえて新たな「国土のグランドデザイン」を策定し、これも踏まえて、国土形成計画を見直す。また、都市部の地籍整備、G空間情報⁴⁹の活用を推進する。

(3) 農林水産業・地域の活力創造

攻めの農林水産業を展開し、農林水産業を成長産業にするとともに、美しく伝統ある農山漁村を次世代に継承していく。こうした基本的な考え方の下、改訂後の「農林水産業・地域の活力創造プラン」⁵⁰を着実に実施し、今後10年間で農業・農村の所得を倍増させる目標の実現を目指す。また、同プランで示された基本方向を踏まえ、食料・農業・農村基本計画を見直す。

イノベーションによる農業の成長産業化の推進、輸出拡大、食の安全の確保、6次産業化の加速、担い手への農地集積・集約化、企業、新規就農者など多様な担い手の育成・確保⁵¹、生産基盤の整備等により畜産・酪農を含む農業の競争力強化を進める。また、経営所得安定対策の見直しを着実に進めること等により、食料安全保障の確立等を図る。

活力ある農山漁村の構築に向け、都市と農山漁村の教育交流、集落間連携等を進める。

森林・林業については、豊富な森林資源を循環利用しつつ、新たな木材需要の創出や国産材の安定的・効率的な供給体制の構築等を推進する。水産業については、浜ごとの特性等を踏まえた資源管理、持続可能な漁船漁業・養殖業の展開、消費・輸出拡大等を図る。

(4) 中堅・中小企業、小規模事業者の躍進

中堅・中小企業とりわけそのうちの約9割を占める小規模事業者は、地域の経済社会・雇用を支える重要な存在である。中堅・中小企業、小規模事業者の更なる躍進を促すため、新事業展開の促進、IT活用等による国内外での販路開拓、海外への事業展開、人材確保、地

⁴⁸ その他、公的資産の効率的マネジメント(ハード面のアセット・マネジメントとソフト面を含むファシリティ・マネジメントの両面での効率化を含む)、地域公共交通ネットワークの再構築等を図る。

⁴⁹ 地理空間情報(地図や空中写真等、位置に関連付けられた様々な情報)

⁵⁰ 「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成26年〇月〇日農林水産業・地域の活力創造本部改訂予定)

⁵¹ 「緑の雇用」施策などを参考にした育成・確保を図る。

域資源を活用した事業展開⁵²、若者・女性を中心とした創業促進、商店街の活性化、地域の多様な関係者との広域的ネットワークの形成、中核企業や産学官連携による開発等に対する支援の充実を図る。特に、国際展開に優れ、我が国経済の^{けん}牽引役となる企業（グローバルニッチトップ企業）への支援に取り組む。また、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持等を含む「事業の持続的発展」の観点から、事業承継やM&Aに係る支援を行う。小規模事業者については、小規模企業振興基本法に基づき、販路開拓支援を始めとする総合的かつ計画的な施策を推進する。併せて、消費税率引上げに伴う消費税転嫁対策について、引き続き万全の対応を進める。また、金融機関が保証や担保等に過度に依存することなく、事業性を重視した融資等の取組が十分なされるよう⁵³、監督方針や金融モニタリング基本方針等を適切に運用する。金融機関におけるこれらの対応状況を踏まえつつ、信用保証について不断に制度の見直しを行う。

4. 安心・安全な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保

(1) 戦略的外交の推進、安全保障・防衛等

(戦略的外交の推進)

「地球儀を俯瞰する外交」を展開し、力強い経済外交と積極的平和主義を推進する。その中で、戦略的対外発信の強化、経済外交の推進、ODAの適正・効率的かつ戦略的活用と国際貢献の推進、資源・エネルギーの確保、在留邦人・在外企業の安全確保等に取り組む。そのために、人的体制・在外公館等の物的基盤の整備も含め、総合的外交力を高めていく。

(安全保障・防衛等)

「国家安全保障戦略」⁵⁴を踏まえ、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、日米同盟を基軸としつつ、各国との協力関係を拡大・深化させる。国家安全保障会議（NSC）の司令塔機能を強化するとともに、政府全体として、情報機能、危機管理機能を含め、外交力、防衛力等を強化し、国家安全保障上の我が国の強靱性を高めつつ、一層戦略的かつ体系的な国家安全保障政策を推進する。

我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、「平成 26 年度以降に係る防衛計画の大綱」⁵⁵及び「中期防衛力整備計画」⁵⁶に基づき、抑止力及び対処力を高めるべく、実効性の高い統合的な防衛力を効率的に整備する。その際、人事制度改革の着実な推進や、

⁵² 地域資源を活用した「ふるさと名物」の推進等に取り組む。

⁵³ 経済産業省において、地域金融機関が事業性を踏まえた融資判断をする際に活用できる技術評価の仕組みの構築等に取り組む。

⁵⁴ 「国家安全保障戦略」（平成 25 年 12 月 17 日国家安全保障会議及び閣議決定）

⁵⁵ 「平成 26 年度以降に係る防衛計画の大綱」（平成 25 年 12 月 17 日国家安全保障会議及び閣議決定）

⁵⁶ 「中期防衛力整備計画（平成 26 年度～平成 30 年度）」（平成 25 年 12 月 17 日国家安全保障会議及び閣議決定）

規格の共通化、ライフサイクルを通じたプロジェクト管理の強化等の調達改革の一層の加速を図るとともに、基地対策等を含め経費の効率化を図る。

(2) 国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)、防災・減災等

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」⁵⁷を踏まえ、府省横断的な国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)の取組を推進する。

同法の目的並びに脆弱性評価等を踏まえて本年6月に策定された「国土強靱化基本計画」⁵⁸及び「国土強靱化アクションプラン」⁵⁹に基づき、国・地方あるいは官民の役割を明確化するとともに、重点化・優先順位付け、ハード・ソフトの対策の組合せ、非常時と平常時における施設の効果的な共用、民間の活力の活用、費用対効果の的確な評価やPDCAなどにより、重点的・効率的に推進する。

それぞれの地域における取組が推進されるよう、地方公共団体における国土強靱化地域計画の策定・実施の取組を支援・促進する。

「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」⁶⁰、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」⁶¹、「政府業務継続計画(首都直下地震対策)」⁶²等に基づく大規模災害対策等の防災・減災の取組を推進する。

消防団を活用した地域防災力の充実強化を推進する。

また、原子力災害・モニタリング対策の充実・強化を引き続き推進する。

(3) 暮らしの安全・安心(治安、消費者行政等)

(治安・司法・危機管理等)

良好な治安を確保するため、『「世界一安全な日本」創造戦略」⁶³に基づき、サイバー犯罪・サイバー攻撃対策、テロ対策・カウンターインテリジェンス、組織犯罪対策、密輸対策、ストーカー、配偶者暴力、特殊詐欺等への対策や不法滞在対策等を講ずるとともに、治安や海上保安の人的・物的基盤と国際的ネットワークの強化、海洋の安全確保、矯正・保護等の再犯防止対策、総合法律支援等頼りがいのある司法の確保、交通安全対策、サイバーセキュリティの確保、宇宙インフラの整備・活用、水資源の安全確保等を推進する。

(消費者行政の推進)

消費者の安全・安心を確保するため、食品表示等の適正化・充実、消費者被害防止対

⁵⁷ 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(平成25年法律第95号)

⁵⁸ 「国土強靱化基本計画」(平成26年6月3日閣議決定)

⁵⁹ 「国土強靱化アクションプラン2014」(平成26年6月3日国土強靱化推進本部決定)

⁶⁰ 「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」(平成26年3月28日中央防災会議決定)

⁶¹ 「首都直下地震緊急対策推進基本計画」(平成26年3月28日閣議決定)

⁶² 「政府業務継続計画(首都直下地震対策)」(平成26年3月28日閣議決定)

⁶³ 『「世界一安全な日本」創造戦略』(平成25年12月10日閣議決定)

策、消費者被害回復の取組、風評被害対策、物価モニター調査等の消費市場・物価関連対策を推進する。

(4)地球環境への貢献

世界の温室効果ガスの削減を始めとする地球環境問題の解決に向けて、「攻めの地球温暖化外交戦略」⁶⁴を着実に実施し、水素エネルギー技術を含む革新的環境エネルギー技術の開発、二国間オフセット・クレジット制度等による技術の普及、官民併せた途上国支援等の取組を推進する。

地球温暖化対策として、地球温暖化対策計画の策定に至るまでの間においても、それぞれの取組状況を踏まえ、「京都議定書目標達成計画」⁶⁵と同等以上の取組の推進を図るとともに、環境ファイナンスによる民間投資促進等を通じた排出削減対策、気候変動の影響に対する適応策、森林吸収源対策等に取り組む。また、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保の新たな仕組みについて、森林整備等に係る受益と負担の関係に配慮しつつ、早急に総合的な検討を進める。

循環型社会と自然共生社会の実現、日中韓の技術支援協力等の微小粒子状物質(PM2.5)対策等の安全・安心な環境等に向けた取組を推進する。

⁶⁴ 「攻めの地球温暖化外交戦略」(平成25年11月15日地球温暖化対策推進本部報告)

⁶⁵ 「京都議定書目標達成計画」(平成20年3月28日閣議決定)

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

1. 経済再生と財政健全化の両立に向けた基本的考え方

経済再生なくして財政健全化はない。また、財政健全化なくして経済再生はない。このため、経済再生と財政健全化の好循環構築が不可欠である。財政健全化については、歳出・歳入両面の最大限の努力により、現下の著しく悪化した財政状況が経済再生の進展を損なうことがないようにするとともに、高齢化に伴って裁量的経費が相対的に縮減していく中で、より効果的に成長・発展に資する歳出となるよう重点化・効率化を図る。歳入面でも、成長志向型の税体系を目指していくという観点から取り組んでいく。

少子高齢化の急速な進行、団塊の世代の更なる高齢化、家計貯蓄率の低下や経常収支黒字の縮小が想定される中で、持続可能な財政と社会保障の構築は必要不可欠である。経済再生、財政健全化と持続可能な社会保障の同時達成を目指していく。

(当面の財政健全化目標に向けて)

上記の考え方の下、国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比を半減、2020年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。

「中期財政計画」にのっとり歳出の徹底した重点化・効率化等の収支改善努力を継続し、まずは2015年度目標の着実な達成を目指す。

2020年度の基礎的財政収支の黒字化⁶⁶に向けては、2015年度予算編成等を踏まえ、具体的な道筋を早期に明らかにできるよう検討を進める。経済再生の進展を確かなものとしつつ、収支改善が可能なきにはできる限りの改善を図る。

また、人口高齢化等を背景として増大する社会保障については、中期的に受益と負担の均衡を目指しながら、持続可能な制度の確立に向けて着実に取組を進める。社会保障以外の支出については一層の重点化・効率化を進め、できる限り抑制する。

経済財政諮問会議においては、半年毎に、経済財政の動向の点検を行いながら、財政健全化の進捗状況を確認する。

こうした財政健全化に向けた取組を通じて、国債に対する信認を確保し、長期金利が急上昇するリスクに対応するとともに、家計や企業の財政に対する不安を払拭し、個人消費や民間投資の拡大を促していく。

⁶⁶ 本年1月に公表された内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」では、良好な経済環境の下でも、2020年度に対GDP比1.9%程度(11.9兆円程度)の赤字が見込まれている。2020年度に向けて11.9兆円程度の赤字を解消するためには、6年間の単純平均で毎年2兆円程度の追加的な収支改善が必要とされる試算結果となっている。

(税制改革) P

2. 主な歳出分野における重点化・効率化の考え方

歳出の重点化・効率化に当たっては、裁量的経費、義務的経費を通じて聖域なき見直しを行っていく必要がある。ここでは、個別の歳出分野として国の一般会計歳出に占める割合が高い社会保障、社会資本整備、地方財政を中心に、個別に基本的な考え方を示すが、他の分野においても、経済社会の構造変化に対応しつつ、歳出の重点化・効率化を進めていく。

(1) 社会保障改革

(基本的な考え方)

我が国の社会保障給付は、少子高齢化の更なる進行の中で、継続的に経済成長を上回るペースで増大しており、国民の負担の増大を抑制していくことが重要である。このため、国民のニーズに対応するための社会保障の機能強化を図りつつ、自助・自立のための環境整備を進める。国、地方公共団体、保険者等がそれぞれの役割を的確に果たすこと等により、医療・介護を中心に社会保障給付について、いわゆる「自然増」も含め聖域なく見直し、徹底的に効率化・適正化していく必要がある。その際、「自然増」について、高齢化による増加とそれ以外の要因による増加などその内容を厳しく精査していく。

その際、先進的に取り組んでいる地域の事例の横展開や各制度の横断的見直しの視点が重要である。特に、地域横断的な医療介護情報のICT化により「見える化」を進め、各地域の状況を比較した結果を踏まえて医療介護支出の効率化・適正化を図る。

世代間・世代内での負担の公平を図るため、負担能力に応じた負担を重視する制度への転換を進める。

(医療・介護提供体制の適正化)

医療提供体制については、関係者間での協議及び都道府県による実効性のある行政上の措置等を通じて、病床の再編等を含め、早急な適正化を推進する。その際、地域の医療需要の将来推計等の情報を基に各医療機能や在宅医療の必要量を含めた地域医療構想を策定し、病床数等の目標設定と政策効果の検証を行うとともに、中長期的な視野に立った工程管理を行う観点からPDCAマネジメントの実施を進める。こうした医療提供体制の再編と併せて在宅医療・介護を進める地域包括ケアの推進を図ることにより、患者がその状態に応じたふさわしい医療等を受けることができるようにするなど入院の適正化を図る。

また、平成27年の医療保険制度改革に向け、都道府県による地域医療構想と整合的な医療費の水準や医療の提供に関する目標が設定され、その実現のための取組が加速されるよう、医療費適正化計画の見直しを検討する。国において、都道府県が目標設定するための標準的な算定式を示す。その見直しの実施に当たっては、必要な人材養成や研修等の支援を行う。

介護については、第6期以降の介護保険事業計画の策定等に当たり、上記の医療における取組と歩調を合わせつつ、市町村及び都道府県において2025年までのサービス見込量、給付費、保険料を推計し、中長期的な視野に立った工程管理ができるよう、PDCAマネジメントを行う。

（保険者機能の強化と予防・健康管理の取組）

サービス提供の効率化や質の向上を図るためには、保険者機能の強化が欠かせない。

国民健康保険については、市町村との適切な役割分担を行いつつ財政運営などを都道府県が担うこととしていく中で、都道府県が地域医療の提供水準と標準的な保険料等の住民負担の在り方を総合的に判断することができる体制や、市町村の保健事業等に対する意欲を損なうことのない分権的な仕組みの構築について、平成27年通常国会への法案提出に向けて検討を進める。国保の医療費適正化への取組を支援する観点から、特別調整交付金を引き続き活用すると同時に、医療費適正化へのインセンティブを強化する観点から、後期高齢者支援金の加算・減算の仕組みの活用を検討する。

保険料負担については、世代間・世代内での公平を図る必要がある。後期高齢者医療の支援金について、被用者保険者間で負担能力に応じた負担とすることを検討する。加えて、後期高齢者医療の保険料軽減特例措置について段階的に見直しを進めることや、医療保険制度の持続可能性を中長期的に高めるとともに現役世代との均衡を図る観点から、高齢者の患者負担についてさらに負担能力に応じた負担とすることについて検討する。

また、ICTの活用を更に進める観点から、各保険者が自らの被保険者に対して、レセプト・健診等のデータを利活用した後発医薬品の使用促進、かかりつけ医の協力を得て患者に対する意識改革を進めることによる頻回受診の抑制や公的保険外サービスの活用を含む予防・健康管理の取組（データヘルス）を進める中で、医療費の効率化の効果等を指標とした評価を含めたPDCAサイクルの取組を促す。データヘルスの推進に当たっては、事業者の取組と連携すること等によりインセンティブを強めるなど、各保険者が主体的に保険者機能を強化し、効率化を図っていく仕組みとしていく。また、保険者が被保険者に対して、本人の予防・健康管理への取組に応じてインセンティブを付与する取組を推進する。

また、離職・転職や結婚等によって国民（被保険者）が保険者の間を移動しても、保険者が当該被保険者の医療情報や健診情報を継続的に知ることができるよう、レセプトデータ等への社会保障・税番号等の番号の導入について検討を早急に進める。

（介護報酬・診療報酬等）

平成27年度介護報酬改定においては、社会福祉法人の内部留保の状況を踏まえた適正化を行いつつ、介護保険サービス事業者の経営状況等を勘案して見直すとともに、安定財源を確保しつつ、介護職員の処遇改善、地域包括ケアシステムの構築の推進等に取り組む。障害福祉サービス等報酬改定についても同様に取り組む。

また、今後の診療報酬改定に向けて、医薬品や医療機器等の保険適用の評価に際して費用対効果の観点を導入することや、医療提供者に対して良質かつ効率的な事業運営を促す報酬の在り方について検討する。

(薬価・医薬品に係る改革)

医薬分業の下での調剤技術料・薬学管理料の妥当性・適正性について検証するとともに、診療報酬上の評価において、調剤重視から服薬管理・指導重視への転換を検討する。その際、薬剤師が処方変更の必要がないかを直接確認した上で一定期間内の処方箋を繰返し利用する制度（リフィル制度）などについて医師法との関係に留意しつつ、検討する。

薬価については、平成 26 年度診療報酬改定において導入された、一定期間を経ても後発医薬品への適切な置き換えが図られていない長期収載品の薬価を見直す仕組みの効果や、後発医薬品の価格体系の変更による上市状況の変化などを検証しながら、薬価の適正化を図る。加えて、薬価計算の基礎となる市場実勢価格の早期形成を促し、その状況を的確に把握する。

薬価調査、更には薬価改定が 2 年に 1 度となっている現状の下では、医薬品の取引価格が下落しているにもかかわらず、保険からの償還価格が一定期間据え置かれているため、患者負担、保険料負担、公費負担に影響を与えている。

このような現状を踏まえ、調査・改定に係るコストにも適切に配慮しつつ、他の統計に与えている影響や市場価格形成の状況を勘案して、市場実勢価格を適正に反映できるよう、薬価調査・薬価改定の在り方について、その頻度を含めて検討する。

薬価の見直しにあたっては、創薬インセンティブを損なわないよう、薬剤給付費の適正化と先進的な創薬力の維持強化のバランスを踏まえた対応を行う。

また、セルフメディケーションが進むよう、医薬品の医療用から一般用への転用（スイッチ OTC）を加速するための取組を具体的な目標を設定して推進する。後発医薬品については、諸外国並みの後発医薬品普及率を目指す。そのためにも、医師等への後発医薬品の品質等の情報提供を推進する。

(年金)

年金については、マクロ経済スライドを着実に実施するとともに、財政検証の結果を踏まえ、マクロ経済スライドの在り方、短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の拡大、高齢期における職業生活の多様性に応じ一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方、高所得者の年金給付の在り方や企業年金の活用促進などについて検討する。国民年金保険料の納付率向上や厚生年金保険の適用促進に向けて、取組を推進する。

(生活保護・生活困窮者対策)

生活困窮者に対しては、生活困窮者自立支援法⁶⁷に基づく生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化に取り組む。生活保護を受給する高齢者世帯が増加しているため、高齢者に至る前の40歳代・50歳代の被保護者等の就労へのインセンティブを強化するとともに、被保護者等を取り巻く社会環境を整える。

生活保護の扶助費の約5割を占める医療扶助の適正化のため、被保護者に対する後発医薬品の使用促進に努めるとともに、自治体が保健指導を実施すること等により、被保護者の健康管理を支援し、医療機関受診の適正化を図る。

また、住宅扶助や冬季加算等の各種扶助・加算措置の水準が当該地域の類似一般世帯との間で平衡を保つため、経済実勢を踏まえてきめ細かく検証し、その結果に基づき必要な適正化措置を平成27年度に講じる。

(2)社会資本整備

(基本的な考え方)

社会資本整備については、厳しい財政状況の下、国民生活の将来を見据えて、既施設の機能が効果的に発揮されるよう計画的な整備を推進する必要がある。

また、国際競争力の強化、地域の活性化、国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）、防災・減災対策、老朽化対策等の諸課題に対して一層の重点化を図りつつ、人口減少・高齢化、財政制約の下、民間活力の最大限の発揮等による効率化を図りながら、公的資本のマネジメントや非常時と平常時における施設の効果的な共用を重視した社会資本整備へとその在り方を大きく転換することも求められる。

このため、集約・活性化、都市・地域再生等の観点からの社会資本の整備目標についての重点化・優先順位付け、インフラの利用の在り方、効果的・効率的な政策手段の在り方等について見直しを行い、以下の取組を推進する。

(民間能力の活用等)

民間の資金・ノウハウを活用し、できるだけ税財源によらずに効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とするため、集中強化期間や数値目標を設定し（コンセッション方式について今後3年間で2～3兆円）、その実現に向けて国・地方が連携して取り組むことで、「PPP⁶⁸／PFI⁶⁹の抜本改革に向けたアクションプラン」⁷⁰の実行を加速する。

コンセッション方式を空港、上下水道、道路等へ積極的に導入するとともに、道路上部空間の利用等により、都市再生と一体的な高速道路の大規模改修を可能とする法律の

⁶⁷ 「生活困窮者自立支援法」(平成25年法律第105号)

⁶⁸ Public Private Partnership 行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを活かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るもの。

⁶⁹ Private Finance Initiative 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

⁷⁰ 「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」(平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定)

改正を踏まえ、PPPを活用した具体的な事業実施に向けた検討を加速する。地方公共団体ヘインセンティブとなるよう官民連携効果の高い投資へ重点化する。

収益施設等を活用したPPP/PFI事業による維持管理・更新を推進するとともに、公営住宅分野において事業に先立ってPPP/PFIの導入を検討する地方公共団体の取組を推進する。

国と地方公共団体が連携しつつ、地方公共団体におけるPPP/PFI事業の案件形成機能の強化・充実を図る⁷¹。

また、地域金融機関における取組強化、上場インフラファンド等の市場創設・整備等を通じてPPP/PFI市場への民間資金の流入を促進する。

地方公共団体におけるPPP/PFIの推進を支援するため、固定資産台帳を含む地方公会計や公営企業会計の整備推進等を通じ、地域企業を含めた民間事業者によるPPP/PFI事業への参入を促進する。また、地方公共団体が行う公共施設等運営権方式の準備事業等に関する負担について、支援の在り方を検討する。

社会資本整備等を支える技術者、技能労働者等が不足することなく、中長期的な担い手として役割を果たせるよう、建設産業の海外展開の支援も図りつつ、技術者、技能労働者等の処遇の改善、教育訓練の充実強化、建設生産システムの省力化・効率化等を推進する。

(賢く使う観点からの取組)

老朽化が進行しつつある既設のインフラについては、民間活力を最大限活用しつつ、ICTや新技術を開発・導入し、戦略的な維持管理・更新等を全分野について総合的かつ計画的に行うことにより、国民の安全・安心を確保するとともに、中長期的なコストの縮減・平準化を推進する。

このため「インフラ長寿命化基本計画」⁷²に基づき、国や地方公共団体はインフラ長寿命化計画（行動計画）等の策定・実施を加速する。その中で、インフラの情報のデータベース化と分野横断的な共有、メンテナンスサイクルの構築や更新等の機会を捉えた用途変更・集約化等の取組を進めるとともに、中長期的な維持管理・更新等のコストの見通しを明確化する。また、既存のインフラネットワークの最適利用を図る。さらに、地域における公的施設について、国と地方公共団体が連携し国公有財産の最適利用を図る。

特に、インフラの多くが地方公共団体により管理されていることから、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を内容とする公共施設等総合管理計画⁷³の策定・実施を行う地方

⁷¹ 官民連携体制の確立、民間資金等活用事業推進機構の活用による案件形成の強力な推進、民間提案等の促進に資する関連情報の提供に向けた環境整備、地域プラットフォームの形成促進、地方公共団体間のネットワークづくりやノウハウの共有など広域的な活用等。

⁷² 「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）

⁷³ 地方公共団体がそれぞれの公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するために策定する計画。インフラ長寿命化基本計画においては、地方公共団体がインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定することが期待されており、公共施設等総合管理計画はこれに該当する。

自治体に対して国の支援を重点化するなどメリハリ付けを行うとともに、必要な知見やノウハウを提供し、人員・技術面の支援を行う。

(選択と集中、優先順位の明確化)

人口減少・高齢化や厳しい財政制約の下で、民需誘発効果や投資効率の高いインフラ、国際競争力を強化するインフラ（首都圏空港・国際コンテナ戦略港湾・大都市圏環状道路等）や国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）、防災・減災等に資するインフラに重点化し、コンパクトシティ等による集約・活性化、インフラの維持管理・更新を効果的、効率的に実施する。地方は、誘導方策や都市計画の見直しを含めた集約・活性化の取組を進める。新設するものについては、計画・設計段階から整備、維持管理、更新等に係るトータルコストの縮減に努める。

ハード・ソフトの対策に優先順位を付けてパッケージ化する戦略の実施やPDCAサイクルの中で社会資本サービスの事業・施策の必要性、優先順位、評価指標の進捗・達成状況を評価し、事業・施策に反映する仕組みを確立する。

(3) 地方行財政制度

(基本的な考え方)

経済再生の進展を踏まえて、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく。経済再生と財政健全化の両立を実現するためには、地域が自らの将来を見据え、地域の活性化、行財政サービスの効率化、公共施設等の統廃合、都市機能の集積化、財源確保に向けて、積極的に努力していくとともに、人口減少等の経済社会構造の変化に円滑に地方公共団体が対応できるような環境整備や地方財政の健全化に向けた取組を加速して進めていく。

(元氣な地方を創るための取組の推進)

「集約とネットワーク化」の考え方に基づき、相当の人口規模と中核性のある都市が近隣市町村と有機的に連携し地域の活性化を図るため、地方中枢拠点都市圏や定住自立圏を形成し、圏域全体の経済成長の^{けん}牽引、高次の都市機能の集積、生活機能サービスの確保・向上といった取組を推進するとともに、条件不利地域における市町村・都道府県の連携の取組を推進する。また、広域化に伴う役割分担や費用分担の成功事例を分析し、横展開を促進する。

地方交付税において地域経済活性化の財政需要を算定する「地域の元氣創造事業費」を通じて、頑張る地方を息長く支援する。また、「ふるさと納税」の一層の拡充に向けて、手続の簡素化など地方公共団体と協力して取組を進める。

(地方財政改革の推進)

「中期財政計画」に定められた方針に基づき、必要な地方の一般財源総額を確保しつ

つ、地方の税収動向等も踏まえて、できる限り早期に財源不足の解消を目指し、地方財政の健全化を図る。

歳入については、地域再生の進展を確かなものとしながら、地方税の増収を図る。また、安定的で地域間格差の小さい地方税に向けた改革を推進する（P）。歳出については、国の取組と基調を合わせ、地方財政計画の計上の見直しを行いつつ、必要な課題の財源を確保するなどメリハリを効かせて重点化・効率化を図る。

公営企業等については、公営企業の経営に係る新たな考え方や第三セクター等の経営改革に関するガイドラインを示すことを始め適切な支援を行い、公営企業・第三セクター等の徹底した効率化・経営健全化を図る。

「公立病院改革プラン（5か年計画）」に基づく取組の成果を総務省・厚生労働省が連携して評価した上で、地域医療構想の策定に合わせ、今年度中に、新たな公立病院改革ガイドラインを策定する。

（地方財政の透明性・予見可能性の向上による財政マネジメントの強化）

以下の取組を促進し、地方公共団体に関する財政マネジメントの強化を図る。

- ・ 公共事業の施行状況について、地方公共団体の予算額、契約済額及び支出済額を四半期毎に公表するほか、一般行政経費等の決算状況の開示の充実を図るなど地方財政について分かりやすい情報開示を更に進める。
- ・ 各地方公共団体の財政状況が一層比較可能となるよう、統一的な基準による地方公会計の整備を促進する。あわせて、ICTを活用して、固定資産台帳等を整備し、公共施設等のマネジメントも促進する。
- ・ 現在、公営企業会計を適用していない簡易水道事業、下水道事業等に対して同会計の適用を促進する。
- ・ 公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点に立って、更新・統廃合・長寿命化など総合的かつ計画的な管理を行うため、各地方公共団体における「公共施設等総合管理計画」の策定を促進する。

3. 公的部門改革の推進

（1）行政のIT化と業務改革、行政改革、公務員改革

国・地方行政のIT化と業務改革を同時・一体的に推進するとともに、行政改革、公務員改革等を進めることを通じて、行政サービスの質の向上を実現し、効率的・効果的な公的部門を構築する。

① 行政のIT化と業務改革

IT総合戦略本部の下、「世界最先端IT国家」⁷⁴の実現に向け、内閣情報通信政策監（政府CIO）を中心に、工程表を取りまとめ、政府情報システムの徹底した運用コスト削減や、国・地方を通じたクラウド化の推進など情報インフラの合理化・再構築、オープンデータ⁷⁵の推進などの取組を進める。また、IT 総合戦略本部に「e ガバメント閣僚会議(P)」を設置し、全府省が一致協力して、電子決裁の徹底・無線LAN／WEB会議等の活用による働き方の見直しや、社会保障・税番号制度導入・ICT投資に伴う業務改革等の取組を機動的かつ強力に進める。あわせて、業務改革方針の策定・推進などを通じて、業務遂行の効率化と生産性・行政サービスの質の向上を促進する。

② 行政改革

独立行政法人通則法の一部を改正する法律⁷⁶に基づき、独立行政法人が国民に対する説明責任を果たしつつ、政策実施機能を最大限発揮し、業務の質と効率性を向上できるように、法人運営の基本となる共通制度を平成 27 年 4 月から実施する。各法人の統廃合、特別会計の廃止等については「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」⁷⁷に基づき適切に対応する。

行政事業レビューについては、データや定量的な指標の更なる活用を通じ、客観性の視点を強化する。また、職員による自主的な改善の取組を人事評価に適切に活用することを含め、一層の取組を促していく。

内閣官房及び内閣府について、重要政策に関する司令塔機能など本来の役割を十分発揮できるよう、組織、仕組みの効率化・見直しを進める。

③ 公務員改革

内閣の重要政策に対応した戦略的人材配置を実現し、政府としての総合的人材戦略を確立するため、内閣人事局において幹部人事一元管理、女性の採用・登用促進、若手の育成等を実施するとともに、子育て等との両立支援などワーク・ライフ・バランスを推進する。

また、公務員が使命感や誇りを持って職務に取り組める環境を作りつつ、限られた人的資源の中で重要課題に対応できる体制整備を図るため、国家公務員の人事管理・総人件費等に関する基本的な方針を策定する。あわせて、機構・定員管理の基本方針を策定し、ICTの活用など業務改革の徹底等により、平成 27 年度以降 5 年で 10%以上のペースでの定員合理化の取組と内閣の重要政策への重点的な再配置を行う。国・地方の公務

⁷⁴「世界最先端IT国家創造宣言」（平成 26 年〇月〇日改定予定 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部）

⁷⁵公共データの民間開放

⁷⁶「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 66 号）

⁷⁷「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）

員給与については「公務員の給与改定に関する取扱いについて」⁷⁸⁾に基づき適切に対応する。

(2)財政の質の向上

諸外国における取組強化の動きも参考にしつつ、経済財政諮問会議のチェック機能や分析に基づく提案機能を強化する取組を進める。また、経済財政諮問会議において、経済再生、財政健全化に資する重要な分野について、関係府省と連携を図りつつ、取組状況等を踏まえながら適時検討を行う。概算要求時や予算編成時において、政策評価、行政事業レビュー、予算執行調査等の成果を効果的に活用する。これらの取組を通じて、PDCA の更なる実効性向上を図り、効率的な資源配分を実施する。

経済財政に関わる各府省の計画については、その策定、改訂にあたって、マクロの視点から見た総合性、全体性を担保するため、経済財政諮問会議との連携を強化する。また、財政の透明性を確保するため、公共事業予算をはじめ、国・地方の財政データの分かりやすい情報開示を引き続き推進する。

事務事業の効率化と必要に応じた民営化や、業務フロー・コスト分析の活用など、公共サービス改革を推進する。社会保障・税番号制度の円滑な導入及びその活用拡大、さらにはデータの利活用に向けて取り組む。

基金⁷⁹⁾は、利点もある一方で、執行管理の困難さも指摘されていることから、その創設や既存基金への積み増しについては、財政規律の観点から、厳に抑制するとともに、国から交付された補助金等により独立行政法人、公益法人等や地方公共団体に造成された基金の執行状況を全て公表し、使用実績も踏まえながら使用見込みの低い基金については返納を検討する。

⁷⁸⁾ 「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成25年11月15日閣議決定)

⁷⁹⁾ 独立行政法人、公益法人等や地方公共団体が、国から交付された補助金等を原資として、特定の用途に充てるため、他の財産と区分して保有する金銭。

第4章 平成 27 年度予算編成に向けた基本的考え方

1. 経済財政運営の考え方

(1) 経済の現状及び今後の動向と当面の経済財政運営の考え方

我が国経済は、物価動向がデフレ状況ではなくなるなど、力強さを取り戻しつつある。消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減はこれまでのところ想定内という見方が多いが、反動減からの回復過程については、今後注視していく必要がある。早期に成長軌道に復帰させるため、引き続き三本の矢を一体的に推進し、平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度予算について、実施率目標を踏まえ、早期執行に国・地方を挙げて全力で取り組む。さらに、供給面にも目配りしながら、所得の増加を伴う経済の好循環と民需主導の経済成長に向けた環境整備に取り組む。労働需給が改善する中、一部の業種では人手不足感の高まりが見られることに配慮する。こうした中、平成 26 年度を通してみれば、堅調な内需に支えられた成長を続けると見込まれる。

平成 27 年度においても、世界経済の回復が期待される中、上述の経済財政運営の考え方に基づく施策の推進により、民需に支えられた、雇用や所得の増加を伴う成長が続くことが期待される。ただし、先行きのリスクとして、金融資本市場の動向、アジアの新興国等の経済動向、電力供給の制約等があることに留意する必要がある。

日本銀行には、2%の物価安定目標をできるだけ早期に実現することを期待する。

(2) 中長期的な経済財政の展望を踏まえた取組

相互に関連する経済と財政について、定量的な分析や試算を活用しつつ、中長期的に一体的かつ整合的に展望し、政策運営や制度改革等を検討することが重要である。こうしたことから、毎年度の予算は、経済再生と財政健全化の双方を実現する道筋を踏まえて、編成される必要がある。

平成 27 年度は基礎的財政収支赤字対GDP比半減の目標年次に当たる。デフレからの脱却、経済再生を確実なものとしつつ、目標の着実な達成を目指す。このため、前年度予算同様、「中期財政計画」に沿って最大限努力する。

平成 27 年 10 月に予定される消費税率の 10%への引上げについては、「税制抜本改革法」⁸⁰にのっとり、経済状況等を総合的に勘案して、平成 26 年中に判断を行う。経済財政諮問会議では、経済状況等の総合的な勘案に向けて必要な検討を行う。

⁸⁰ 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(平成 24 年法律第 68 号)附則第 18 条及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」(平成 24 年法律第 69 号)附則第 19 条

2. 平成 27 年度予算編成の基本的考え方

平成 27 年度予算については、本基本方針、「改訂日本再興戦略（仮称）」、「中期財政計画」を踏まえ、平成 26 年度予算に引き続き、民需主導の経済再生と財政健全化目標の双方の達成を目指し、無駄を排除し、厳しい優先順位付けを行い、メリハリのついた予算とする。その際、補助金等についても、真に成長力強化に資するかどうかの観点から厳しく精査することとし、融資等の他の手段の積極的な活用を図る。

平成 27 年度の基礎的財政収支対象経費⁸¹に関して、非社会保障経費については、前年度に比べてできる限り抑制することとし、社会保障支出についても聖域なく見直しに取り組むことにより、前年度からの増加を最小限に抑える。

⁸¹ 平成 27 年 10 月に予定されている消費税率 10%への引上げの判断に係るものは除く。

第一 総論

I. 日本再興戦略改訂の基本的な考え方

II. 改訂戦略における鍵となる施策

1. 日本の「稼ぐ力」を取り戻す
 - (1) 企業が変わる
 - (2) 国を変える
2. 担い手を生み出す ～ 女性の活躍促進と働き方改革
 - (1) 女性の更なる活躍促進
 - (2) 働き方改革
 - (3) 外国人材の活用
3. 新たな成長エンジンと地域の支え手となる産業の育成
 - (1) 新生農業の創造 ～ 守りから攻めへ
 - (2) 健康産業の活性化と質の高いヘルスケアサービスの提供
4. 地域活性化と中堅・中小企業・小規模企業の革新／地域の経済構造改革
 - (1) 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新
 - (2) 地域の経済構造改革

III. 更なる成長の実現に向けた今後の対応

1. 経済の好循環のための取組の継続
2. 「実現し進化する成長戦略」
3. 改革への集中的取組
 - (1) 国家戦略特区の強化
 - (2) 2020年に向けた改革の加速

IV. 改訂戦略の主要施策例

1. 日本の「稼ぐ力」を取り戻す
 - (1) 企業が変わる
 - ①企業統治（コーポレートガバナンス）の強化
 - ②公的・準公的資金の運用等の見直し
 - ③産業の新陳代謝とベンチャーの加速化、成長資金の供給促進
 - (2) 国を変える
 - ①成長志向型の法人税改革
 - ②イノベーションの推進と社会的課題解決へのロボット革命
2. 担い手を生み出す～女性の活躍推進と働き方改革
 - ①女性の更なる活躍促進
 - ②柔軟で多様な働き方の実現
 - ③外国人が日本で活躍できる社会へ
3. 新たな成長エンジンと地域の支え手となる産業の育成
 - ①攻めの農業への転換
 - ②健康産業の活性化と質の高いヘルスケアサービスの提供
4. 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新／地域の経済構造改革
 - ①地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新
 - ②地域の経済構造改革の推進

第二 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン

1. 緊急構造改革プログラム（産業の新陳代謝の促進）

- i) コーポレートガバナンスの強化、リスクマネーの供給促進、インベストメント・チェーンの高度化
コーポレートガバナンス・コード策定、民間資金を活用した中長期の成長資金の供給促進等
- ii) ベンチャー支援
「ベンチャー創造協議会（仮）」、政府調達での参入促進、起業家教育 等
- iii) サービス産業の生産性向上

2. 雇用制度改革・人材力の強化

2-1. 失業なき労働移動の実現/マッチング機能強化/多様な働き方の実現

- i) 働き方改革の実現
働きすぎ防止、時間ではなく成果で評価される制度への改革 等
- ii) 予見可能性の高い紛争解決システムの構築
- iii) 外部労働市場の活性化による失業なき労働移動の実現

2-2. 女性の活躍推進/若者・高齢者等の活躍推進/外国人材の活用

- i) 女性の活躍推進
「放課後子ども総合プラン」、子育て支援員（仮称）の創設、働き方に中立的な税制・社会保障制度等への見直し 等
- ii) 若者・高齢者等の活躍推進
- iii) 外国人材の活用
高度外国人材受入環境の整備、外国人技能実習制度の抜本的見直し、製造業における海外子会社従業員の受入れ

2-3. 大学改革/グローバル化等に対応する人材力の強化

3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国

- i) イノベーションを生み出す環境整備
「橋渡し」機能強化、「クロスアポイントメント制度」等の活用 等
- ii) 知的財産・標準化戦略の推進
職務発明制度・営業秘密保護の強化、国際的に遜色ない特許スピード・質の高い審査実現 等
- iii) ロボットによる新たな産業革命の実現

4. 世界最高水準の IT 社会の実現

パーソナルデータ利活用制度整備、マイナンバー制度の積極的活用、無料公衆無線 LAN 環境整備 等

5. 立地競争力の更なる強化

5-1. 「国家戦略特区」の実現/公共施設等運営検討の民間開放（PPP/PFI の活用拡大）、空港・港湾など産業インフラの整備/都市の競争力の向上

- i) 法人税改革
- ii) 国家戦略特区の加速的推進
- iii) PPP/PFI の活用
- iv) 都市の競争力の向上と産業インフラの機能強化

5－2. 金融・資本市場の活性化、公的・準公的資金の運用等

5－3. 環境・エネルギー制約の克服

6. 地域活性化・地域構造改革の実現/中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新

伴走支援プラットフォームの構築、中堅企業を核とした戦略産業の育成、ふるさと名物支援、地域金融機関等による事業性を評価する融資促進、創業促進を含めた新陳代謝、総合推進体制の整備 等

二. 戦略市場創造プラン

テーマ1 国民の「健康寿命」の延伸

i) 効率的で質の高いサービス提供体制の確立

非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の創設 等

ii) 公的保険外のサービス産業の活性化

個人・保険者・経営者等に対する健康・予防インセンティブ付与、ヘルスケア産業の市場環境整備等

iii) 保険給付対象範囲の整理・検討

保険外併用療養費制度の拡大 等

iv) 医療介護の ICT 化

テーマ2 クリーン・経済的なエネルギー需給の実現

テーマ3 安全・便利で経済的な次世代インフラの構築

次世代社会インフラ用モニタリング技術の研究開発等、世界一の ITS 構築に向けた戦略展開等

テーマ4 世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現

4－1. 世界に冠たる高品質な農林水産物・食品を生み出す豊かな農山漁村社会

i) 生産現場の強化

経営力のある担い手の育成、農業委員会・農業生産法人・農協の一体改革 等

ii) 国内バリューチェーンの連結

6次産業化の推進、畜産・酪農の成長産業化 等

iii) 輸出の促進等

輸出環境の整備、ジャパン・ブランドの推進

iv) 林業・水産業の成長産業化

4－2. 観光資源等のポテンシャルを生かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会

東京オリンピック・パラリンピックを見据えた観光振興、ビザ発給要件の緩和 等

三. 国際展開戦略

対内直投資残高倍増の推進体制強化、クールジャパン推進体制の構築、新興国戦略の深化 等

「日本再興戦略」の改訂について (素案)

第一 総論

I. 日本再興戦略改訂の基本的な考え方

(これまでの成果)

日本経済は、この1年間で、大きく、かつ確実な変化を遂げた。

安倍政権発足当初、日本経済は、20年以上も続いた経済の低迷の結果、デフレ・マインドという宿痼に取り憑かれ、企業経営者も、そして国民一人一人もかつての自信を失い、将来への希望も持てないという、深刻な状況に陥っていた。経営者は挑戦する気概を失い、能力ある人材の活躍する場も限られ、優れた技術やアイデアも行き場を失い、個人の金融資産や企業の内部留保も国内では有効活用されないという、ヒト・モノ・カネの構造的な澱みが生じていたのである。

これに対して、デフレ・マインドを一掃するための大胆な金融政策という第一の矢、そして湿った経済を発火させるための機動的な財政政策という第二の矢を放つとともに、第三の矢として「日本再興戦略」を策定し、大胆かつスピードを持った成長戦略を実施してきた。

60年間変わらなかった電力政策を根本から見直し、電力市場の完全な自由化に道筋をつけるとともに、40年以上続いてきた米の生産調整の見直しを含む農政改革を決めるなど、これまでできるはずがないと言われていた大胆な制度改革を断行し、「産業競争力強化法」や「国家戦略特区法」を始めとする、成長戦略を推進するための40本を超える法律を成立させるなど、異次元のスピードで構造改革に取り組んできた。

この結果、日本経済は、実質GDP成長率、雇用情勢、設備投資等の指標を見ても、力強さを取り戻しつつあり、物価動向を見てもデフレ脱却に向けて着実に前進し始めている。

企業収益もリーマンショック前の水準まで回復し、賃金上昇や雇用拡大にもつながってきており、それが消費の拡大、そして更なる投資を生むという「経済の好循環」が動き始めた。このような環境の下で、本年

4月には、17年ぶりに消費税率を引き上げ、経済成長と財政再建の両立に向けた第一歩を踏み出すことにも成功した。人々の将来への「期待」に灯がともり、澱んでいたヒト・モノ・カネが成長に向かって動き始めたのである。

(改訂に当たって)

しかしながら、少子高齢化による人口減少社会への突入という日本の経済社会が抱える大きな挑戦を前に、日本経済を本格的な成長軌道に乗せることはそう容易なことではない。

この1年間の変化を一過性のものに終わらせず、経済の好循環を引き続き回転させていくためには、日本人や日本企業が本来有している潜在力を覚醒し、日本経済全体としての生産性を向上させ、「稼ぐ力(=収益力)」を強化していくことが不可欠である。経済が長く続いてきたデフレ状況からようやく脱却しつつある今こそ、成長戦略のギアを一段階シフトアップし、日本企業の体質や制度・慣行を一変させる気概で、日本の「稼ぐ力」を取り戻すための大胆な施策を講じる好機であり、またラストチャンスでもあることを覚悟すべきである。

最大のポイントは、企業経営者や国民の一人一人が自信を取り戻し、未来を信じ、イノベーションに挑戦する具体的な行動をおこせるかどうかにかかっている。岩盤規制に穴を空け、どんなに企業や個人が活動しやすい環境を整えても、経営者が「稼ぐ力」の向上を目指して、大胆な事業再編や新規事業に挑戦しなければ、いつまでも新陳代謝が進まず、単なるコスト抑制を超えた、日本経済の真の生産性の向上には繋がらないのである。

経営者を始めとする国民一人一人が、「活力ある日本の復活」に向けて、新陳代謝の促進とイノベーションに立ち向かう「挑戦する心」を取り戻し、国はこれをサポートするために「世界に誇れるビジネス環境」を整備する。これが、日本がデフレから脱却し、動きはじめた経済の好循環を拡大させ、「再生の10年」(2013~2022年度)の平均で名目3%程度、実質2%程度の成長を確固たるものにする第一歩である。

昨年策定した「日本再興戦略」では、「日本産業再興プラン」、「戦略市

場創造プラン」及び「国際展開戦略」の3つのプランを定め、政策項目ごとに明確な成果指標（KPI：Key Performance Indicator）を設定し、PDCA サイクルを回し、進捗管理することとした。

今回の改訂では、この1年間でKPI 達成に向けてどれだけ前進しているのかを可能限り具体的な数字で明らかにすることとしたほか、KPI の確実な達成のためにどのような政策を追加的に講ずるのかについても明確にした。

- とりわけ、昨年の成長戦略で残された課題としていた、
- ① 女性の更なる活躍の場の拡大や海外の人材の受入れの拡大を含めた「世界でトップレベルの雇用環境」をどう実現していくか、
 - ② 農業・農村の所得倍増を達成するために、どう生産性を拡大していくか、
 - ③ 医療・介護などの健康関連分野をどう成長市場に変えていくか、
- という3点については、この1年間、精力的に議論を積み重ねてきた結果、課題解決に向けて大きな前進を見ることができた。

この成長戦略の改訂と同時に、新たな課題への挑戦が開始されることとなるが、重要なことは、成長の果実をできるだけ早く国民の暮らしに反映していくことである。特に、地域で暮らす人々の生活や中小企業や小規模経営者の方々は未だに厳しい状況に置かれており、人口減少という厳しい現実にも打ち勝つ必要がある。地域の経済構造に関する思い切った改革を進め、地域全体の持続性を高めるうえで核となる特色ある産業を育てるための総合的な対策を講じていく必要がある。言うまでもなく、成長戦略の目標は、グローバル社会の中で、我が国の中長期的な成長を確固たるものとするにとどまらず、最終的には地方の元気を取り戻し、国民一人一人が豊かさを実感できるようにすることである。

日本経済が確実に成長軌道に乗るまで成長戦略に終わりはなく、その時々を経済社会情勢の変化に応じて「進化」させていかなければならない。

Ⅱ. 改訂戦略における鍵となる施策

1. 日本の「稼ぐ力」を取り戻す

(1) 企業が変わる

(生産性の向上)

日本企業の生産性は欧米企業に比して低く、特にサービス業を始めとする非製造業分野の低生産性は深刻で、これが日本経済全体の足を引っ張っている状況にある。また、グローバルな市場で戦っている産業・企業には、市場環境の変化への対応が遅れ、苦戦を強いられているケースも多い。安倍政権発足後のマクロ環境の改善により企業業績は回復しつつあるものの、競合するグローバル企業との比較では、未だ十分とはいえない。サービス分野を含めて生産性の底上げを行い、我が国企業が厳しい国際競争に打ち勝って行くためには、大胆な事業再編を通じた選択と集中を断行し、将来性のある新規事業への進出や海外展開を促進することで、グローバル・スタンダードの収益水準・生産性を達成していくことが求められている。企業の「稼ぐ力」の向上は、これからが正念場である。

(コーポレートガバナンスの強化)

日本企業の「稼ぐ力」、すなわち中長期的な収益性・生産性を高め、その果実を広く国民（家計）に均てんするには何が必要か。まずは、コーポレートガバナンスの強化により、経営者のマインドを変革し、グローバル水準の ROE の達成などを一つの目安に、グローバル競争に打ち勝つ攻めの経営判断を後押しする仕組みを強化していくことが重要である。特に、数年ぶりの好決算を実現した企業については、内部留保を貯め込むのではなく、新規の設備投資や、大胆な事業再編、M&A などに積極的に活用していくことが期待される。

昨年の成長戦略を受けて、これまでに日本版スチュワードシップコードの策定、社外取締役を選任しない企業に説明責任を課す会社法改正、さらには公的・準公的資金の運用の在り方の検討を通じて、投資家と企業の間で持続的な収益力・資本効率向上やガバナンス強化に向けた対話

を深めるための取組等が緒についたところである。こうした中で、スチュワードシップコードへの参加を表明する機関投資家や社外取締役の導入を進める企業が続々と現れているうえ、本年の年初には、収益力が高く投資家にとって魅力の高い会社で構成される新しい株価指数である「JPX 日経インデックス 400」の算出が開始されるなど、「稼ぐ力」向上に向けた気運が高まりつつある。

今後は、企業に対するコーポレートガバナンスを発揮させる環境を更に前進させ、企業の「稼ぐ力」の向上を具体的に進める段階に来了。これまでの取組を踏まえて、各企業が、社外取締役の積極的な活用を具体的に経営戦略の進化に結びつけていくとともに、長期的にどのような価値創造を行い、どのようにして「稼ぐ力」を強化してグローバル競争に打ち勝とうとしているのか、その方針を明確に指し示し、投資家との対話を積極化していく必要がある。

同時に、銀行、機関投資家等の我が国の金融を担う各プレーヤーが、長期的な価値創造と「稼ぐ力」の向上という大きな方向に向けて、それぞれが企業とよい意味での緊張関係を保ち、積極的な役割を果たしていく必要がある。そのうち、銀行・商社等については、企業の新陳代謝を支援する観点から、ファンド等を通じた民間ベースでのエクイティ、メザニン・ファイナンス投資等への貢献も含む収益性を意識したリスクマネー供給の促進、目利き・助言機能を発揮することが求められる。また、公的・準公的資金の運用機関を含む機関投資家についても、適切なポートフォリオ管理と株主としてのガバナンス機能をより積極的に果たしていくことが期待される。

こうした一連の取組を実行していくことで、企業収益の更なる拡大が実現し、雇用機会の拡大、賃金の上昇、配当の増加という様々なチャネルを通じて、脱デフレの果実が最終的に国民に還元される、真の好循環が実現することとなる。

(産業の新陳代謝とベンチャーの加速化)

新陳代謝を促進し、収益性・生産性の高い分野に投資や雇用をシフトさせていくためには、既存の企業に変革を迫るだけでは不十分であり、ベンチャーが次々と生まれ、成長分野を牽引していく環境を整えられるかどうか非常に重要である。起業・創業にとどまらず、大企業からの

スピンオフやカーブアウト、M&A の形態を含め、ベンチャーが活躍するための制度面、人材面、資金面の障害を取り除くための総合的な対策を講ずる。

＜鍵となる施策＞

- ①企業統治（コーポレートガバナンス）の強化
- ② 公的・準公的資金の運用等の見直し
- ③ 産業の新陳代謝とベンチャーの加速化、成長資金の供給促進

（２） 国を変える

（立地競争力の強化）

このように企業に対して収益力を最大化する経営を求めたとしても、国内の事業環境が国際水準から見て劣後していたのでは、企業の海外流出のみを促すことになりかねない。攻めの経営マインドを国内の事業活動にも結びつけ、現実的に収益を向上させていくためには、国が責任を持って、世界トップクラスの事業環境を整備していく必要がある。

国際的な立地競争力を高めて、国内外の企業から日本への投資を促していくためには、いわゆる岩盤規制に一つ一つ穴を空けていくことにとどまらず、TPP を始めとする経済連携交渉を加速して、モノ・サービス・投資の国境を越えた移動の障害を取り除くとともに、電気料金を始めとするエネルギーコストの上昇を回避するためにエネルギー政策を抜本的に改革することや、成長志向型の法人税改革を断行することなどにより、ビジネス環境の改善に向けたマクロ面、制度面でのアプローチをより一層強化していかなければならない。

こうした立地競争力の強化により、日本の投資環境の魅力を高め、グローバルなヒト・モノ・カネを呼び込むことが期待される。2020 年のオリンピック・パラリンピックの開催も視野に入れて、実際に動き出した国家戦略特区も最大限に活用しながら、対内直接投資の倍増目標を確実に達成するために国を挙げた取組み体制を構築する。

（イノベーション・ナショナルシステムと世界最高の知財立国の実現）

これまで我が国企業は、世界最高水準の品質の製品を製造・販売する

ことで世界をリードしてきた。しかしながら、近年、先進国企業の中から、革新的な技術シーズを一気に事業化して新たな市場を自ら作りだすことで差別化を図り、高い利益を確保するものが次々に登場してきている。引き続き我が国が技術力で世界をリードしていくためには、民間企業の努力だけでは限界があり、産学官の壁を越えて研究・人材・資金の融合化を図ることで、次々に革新的な技術シーズを創出するとともに、それを直接、新製品や新たなビジネスモデルに繋げるための「橋渡し」を進める「イノベーション・ナショナルシステム」を構築する必要がある。

また、企業活動のグローバル化やオープンイノベーションの深化に伴い、営業秘密を含む知的財産に関する国際紛争や国際標準獲得の主導権争いが激化していることなどに的確に対応していくことを始めとして、引き続き世界最高の知財立国を目指す。

(社会的な課題解決に向けたロボット革命の実現)

日本がこれまで世界をリードし、そしてこれからも新たな市場を作り出すことができる、イノベーションの象徴とも言える技術は、ロボット技術である。近年の飛躍的な技術進歩と IT との融合化の進展で、工場の製造ラインに限らず、医療、介護、農業、交通など生活に密着した現場でも、ロボットが人の働きをサポートしたり、単純作業や過酷労働からの解放に役立つまでになっている。ロボットは、もはや先端的な機械ではなく我々の身近で活用される存在であり、近い将来、私たちの生活や産業を革命的に変える可能性を秘めている。

少子高齢化の中での人手不足やサービス部門の生産性の向上という日本が抱える課題の解決の切り札にすると同時に、世界市場を切り開いていく成長産業に育成していくための戦略を策定する「ロボット革命実現会議」を早急に立ち上げ、2020年には、日本が世界に先駆けて、様々な分野でロボットが実用化されている「ショーケース」となることを目指す。

<鍵となる施策>

- ① 成長志向型の法人税改革
- ② イノベーションの推進と社会的課題解決へのロボット革命

2. 担い手を生み出す ～ 女性の活躍促進と働き方改革

人口減少社会への突入を前に、女性や高齢者が働きやすく、また、意欲と能力のある若者が将来に希望が持てるような環境を作ること、いかにして労働力人口を維持し、また労働生産性を上げていけるかどうか、日本が成長を持続していけるかどうかの鍵を握っている。

(1) 女性の更なる活躍促進

とりわけ我が国最大の潜在力である「女性の力」を最大限発揮できるようにすることは、人材の確保にとどまらず、企業活動、行政、地域などの現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、家庭や地域の価値を大切にしつつ社会全体に活力を与えることにもつながるものである。

昨年の成長戦略では、女性の活躍・社会進出の障害となっていた保育所不足などの待機児童問題に対して解決策を提示したが、今回の改訂成長戦略では、もう一つの大きな障害となっていたいわゆる「小1の壁」の問題に解決策を示すとともに、企業側のマインドを変えるために、役員の女性比率や女性の登用方針などを積極的に情報開示することを促すことを決定した。また、税制・社会保障制度などを女性の働き方に中立的かつ促進型のものにすべく総合的な検討に着手するとともに、「2020年に指導的地位に占める女性の割合30%」を達成するために、国、自治体、企業が果たすべき役割を定め、女性の活躍を促進することを目的とする新法の提出に向けて検討を開始することとした。

(2) 働き方改革

昨年の成長戦略では、個人が円滑に転職等を行い、能力を発揮し、経済成長の担い手として活躍できるよう、行き過ぎた雇用維持型の政策から労働移動支援型の政策へと大胆な転換を行った。

改訂成長戦略では、多様な正社員制度の普及・拡大やフレックスタイム制度の見直しに加えて、健康確保や仕事と生活の調和を図りつつ、時間ではなく成果で評価される働き方を希望する働き手のニーズに応える、

新たな労働時間制度を創設することとした。

また、我が国の雇用慣行が不透明であるとの諸外国からの誤解の解消や中小企業労働者の保護、さらには対日直接投資の促進に資するよう、予見可能性の高い紛争解決システムの構築を図ることとした。

(3) 外国人材の活用

多様な価値観や経験、技術を持った海外からの人材がもっと日本でその能力を発揮してもらいやすくすることが重要である。当面の対応策として、管理監督体制の強化を前提に技能実習制度を拡充することとしたほか、建設業及び造船業に従事する技能者の就労を円滑化するための緊急措置を整備することとした。また、今後、日本への留学生や海外の優秀な人材が日本で働き暮らしやすくするため、国家戦略特区の活用にとどまらず、中長期的視点に立って総合的な検討を進めていく。

<鍵となる施策>

- ①女性活躍のための環境整備（学童保育の拡充等）
- ②柔軟で多様な働き方の実現（成果で評価する労働時間制度の創設等）
- ③ 外国人が日本で活躍できる社会へ（技能実習制度の拡充等）

3. 新たな成長エンジンと地域の支え手となる産業の育成

(1) 新生農業の創造 ～守りから攻めへ

農業が競争力と魅力ある産業に生まれ変わることで、地域経済の自律的な発展を牽引する役割を果たさなければならない。そのためには、意欲と経営マインドを持った農業の担い手が企業の知見も活用して活躍できる環境を整備することが重要である。そうした環境と農地集積バンクがあいまって、日本の農地が最大限有効に活用され、若者の地方回帰の契機となり、力強い農業の展開につながることを重要である。

昨年 11 月に米の生産調整の見直しを含む農政改革の方向を決定したところであるが、これを農業の担い手が将来への希望と安心感を持てる農政への大きな政策転換の第一歩として、新生農業の創造に向けた構造

改革を多面的に実行する。

今回の改訂においては、①農業委員会・農業生産法人・農業協同組合の在り方を一体的に見直すことで、生産現場である地域において、自主性の発揮とスピード感のある農業経営を可能とすること、②流通とマーケティング、6次産業化を含めた国内のバリューチェーンを再構築すること、③バリューチェーンを国際市場ともしっかりと連結するとともに新たな国内市場を開拓することに総合的に取り組むこととする。これにより、高い付加価値と強固なブランド力を伴いつつ、地域経済の牽引役たりうる新生農業を創造する。

（２）健康産業の活性化と質の高いヘルスケアサービスの提供

昨年の成長戦略では、国民の健康寿命の延伸を目標に掲げ、革新的医療技術を世界に先駆けて実用化するための医療分野の研究開発に係る司令塔の創設や、セルフメディケーション実現のための健康寿命延伸産業の育成など、数多くの具体策を決定し、既に大多数が実行に移されている。

他方、超高齢化社会に直面する我が国は、国民皆保険制度を堅持しつつ医療介護の公的保険制度の持続可能性をいかに確保し、また、急激な人口減少に直面する地方において、いかに医療介護サービスを持続的かつ効率的に提供していくかという困難な課題を解決しなければならない。同時に国民の価値観・ニーズの多様化や高齢化をむしろチャンスとして捉え、これに見合った質の高い新たな医療介護サービスのイノベーションを実現し、健康産業の活性化を達成しなければならないという、いわば二正面作戦の遂行が求められている。

このため、今回の改訂戦略においては、①医療介護等を一体的に提供するための新たな法人制度の創設などにより、医療介護サービスの効率化・高度化を図り、地域包括ケアを実現することで、医療介護の持続性と質の向上を両立すること、②健康増進・予防へのインセンティブを高めることにより公的負担の低減と公的保険外の多様なヘルスケア産業の創出を両立すること、③保険外併用療養費制度の大幅拡大により多様な

患者ニーズへの対応と最先端技術・サービスの提供を両立することの3つを重点とし、社会保障の持続可能性の確保、質の高いヘルスケアサービスの提供、健康産業の活性化の同時実現を目指すこととする。

＜鍵となる施策＞

①攻めの農林水産業への転換

（農業委員会・農業生産法人・農業協同組合の一体的改革等）

②健康産業の活性化と質の高いヘルスケアサービスの提供

（非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の創設
／保険外併用療養費制度の大幅拡大等）

4. 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新

／地域の経済構造改革

（1）地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新

地域活性化の鍵は、若者を含めた魅力ある雇用の実現できるかどうかにかかっている。そのためには、地域を支える企業の合従連衡や新陳代謝を通じて、収益性・生産性の一定程度の向上を図り、地域の雇用と賃金の安定を実現する必要がある。その際、地域金融機関等が、目利き能力やコンサルティング機能を発揮し、専門人材を活用しつつ、中堅・中小企業・小規模事業者に対するきめ細かい支援を行うことが重要である。また、地域の資金が域内で再投資されて、地域の好循環を実現することが期待される。

地域の特色ある地域資源を活かせば、付加価値の高いビジネスを行うことも十分に可能である。全国各地には地域で育まれた伝統と特性を有する品質の高い農林水産物や食品が無数にあるが、こうした多様な地域資源を活用した地域ぐるみの農林水産業の6次産業化の推進、酪農家の創意工夫を活かしたビジネスの促進、農林水産物の輸出促進など農林水産業の成長産業化の取組によって、地域に魅力ある雇用創出の場を創り出すことができる。

また、日本の豊かな自然や独自の文化といった優れた観光資源を眠ら

せたままとせず、ストーリー性やテーマ性を高めて国の内外に情報発信するとともに、更なるビザ発給要件の緩和や出入国手続きの迅速化・円滑化、様々な外国語・文化への対応などにより世界に通用する魅力ある観光地域づくりを進め、アジアを始めとする地域の旺盛な観光需要の取込みを図ることも重要である。

他方、これまでのような国による一律の支援策の押しつけでは効果は期待できず、各地域が創意工夫によって、隣接地域とも連携しながら活性化を図る戦略を描かなければ成功しない。政府の支援は、こうしたやる気のある地域の活動を伴走型で支援するものでなければならない。

昨年成長戦略策定後各地域に設置された地方産業競争力協議会において、それぞれの強みを活かして成長していく戦略の大きな方向性が見えつつある。今後、各地域が実践に取り組む一つの基礎となることが期待される。

また、地域経済の活性化には、新たな担い手の活用も必要である。民間にインフラ事業の運営を委ねる公共施設等運営権方式のPFIやPPPは、地域における民間の事業機会の創出や公的部門の効率化に資するとともに、民間の担い手が複数の地域の事業運営の担い手となることで、広域的な連携にもつながるものであり、今後劇的に拡大させていくことが重要である。

(2) 地域の経済構造改革

人口減少の厳しい現実の下で、活力ある地域経済社会を構築するには、まず、人口動態を踏まえた共通認識の醸成が必要である。人口減少の下で右肩上がりの時代と同じ地域戦略を採用することは、効果がないばかりか、共倒れを招きかねない。具体的には、医療介護等の公的サービス、都市機能、グローバルに競争力のある地域企業を核とした産業が、地域の中核的な都市に集積すると同時に、大都市圏、中枢都市及びその周辺地域の内外で人や情報の交流・連携を拡大し、ネットワークによる機能補完を通じて広域的な地域の存続を目指す必要がある。その中で、地域に根ざした中堅・中小企業・小規模事業者等の挑戦によって農業や観光

を含めた特色のある産業が全国津々浦々で育成され、地域経済を引っ張っていくことが重要である。

活力ある地方の実現無くして成長戦略の成功は無い。そのためにも、上で述べた考え方に基づき、地域の活力を維持し、東京への一極集中傾向に歯止めをかけるとともに、少子化と人口減少を克服することを目指した総合的な政策の推進が重要である。このための司令塔となる本部を設置し、政府一体となって取り組む体制を整備することとする。

＜鍵となる施策＞

- ①地域活性化関連施策をワンパッケージで実現する伴走支援プラットフォームの構築
- ②地域の中小企業・小規模事業者が中心となった「ふるさと名物応援」と地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成
- ③地域ぐるみの農林水産業の6次産業化、酪農家の創意工夫
- ④世界に通用する魅力ある観光地域づくり
- ⑤PFI/PPPを活用した民間によるインフラ運営の実現
- ⑥地域の経済構造改革に向けた総合的な政策推進体制の整備

Ⅲ. 更なる成長の実現に向けた今後の対応

1. 経済の好循環のための取組の継続

本格的な経済回復を持続的な経済成長に繋げていくためには、成長戦略によってもたらされた企業収益の改善を、賃上げ・配当を通じた所得の拡大と雇用の拡大に繋げ、それが消費の拡大、そして更なる投資を生んで収益拡大につながるという「経済の好循環」を更に拡大して実現していくことが重要である。

今年の「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」を受けて設置された「経済の好循環実現に向けた政労使会議」では、政・労・使が膝を交えて建設的な議論を積み重ねた結果、昨年12月、経済の好循環を実現する方策として、企業収益の拡大を賃金上昇に繋げること、非正規労

働者のキャリアアップ・処遇改善を行うこと、生産性向上と人材育成に取り組むこと等について、共通認識がとりまとめられた。

本年の春闘では久しぶりに賃金を引き上げる動きが広がりを見せたが、生産性の向上という共通課題に労使がどのように取り組んでいくべきか、労働者一人一人が、健康確保や仕事と生活の調和を図りつつ、やりがいをもって働ける環境をどう作っていくか、そして何よりも地域や中小・小規模企業で働く人々にどのようにして成長の果実を届けていくのかという課題が残されている。

政労使会議で昨年まとめられた共通認識に立ちつつ、こうした一連の課題について大きな方向性を示すために、引き続きこれまでのような政労使の取組を継続していくこととする。

2. 「実現し進化する成長戦略」

日本再興戦略を策定してからほぼ一年が経過し、いよいよ戦略の効果が問われる段階に入り、これからが真の正念場を迎える。

(実現する戦略)

日本再興戦略は、単に施策を実施することにとどまらず、目指している政策目標を「実現する戦略」である。このため、多くの「成果指標」(KPI)を設定し、十分に成果を上げているのかを検証することとしている。今回は戦略策定から一年しか経過していないため十分なデータが出そろっていないが、今後、達成状況の計測・評価に必要なデータが揃い次第、KPIについて可及的速やかに政策効果の達成度を検証(KPI レビュー)する。成果が十分に上がっていないものについては、なぜうまくいかなかったのか、目標を達成するためには何を追加的にやるべきなのかを、恒常的に検証・評価していく。

(進化する戦略)

昨年の成長戦略と今回の改訂により、これまで何年間も解決が先送りされてきた多くの分野についても具体的な改革の方向性を示すことができ、「失われた20年」から抜け出すための道筋は見えてきたが、日本再興戦略で想定している「高み」に辿り着くためには取り組むべき課題がまだ残されていることも事実である。

グローバル化が急速に進展する今日、我が国が世界レベルの競争力を保つためには、世界中の優れた人材と投資を惹きつける魅力的な場を構築する必要がある。今回の戦略において「対日直接投資推進会議」が司令塔と位置付けられて推進体制が強化されたが、「世界で一番ビジネスがしやすい環境」を作り上げていくためには、投資環境の改善に資する規制制度改革や投資拡大に効果的な支援措置の検討など諸課題を明らかにし、総合的な対策を講じていく必要がある。

情報化の進展は人々の生活を一変させただけでなく、仕事の仕方から産業の在り方、さらには国家運営の在り方まで一変させる可能性を秘めている。世界の IT 先進国との差を縮めるのは容易ではないが、「世界最高水準の IT 社会」を実現するためには、世界の現状を虚心坦懐に学び、我が国が取り組むべき施策を深堀し、スピード感を持って進めていく必要がある。

人材と技術は我が国に残された最大の宝である。今後、「世界でトップレベルの雇用環境」を実現していくためには、教育改革と労働分野の改革を連動させ、キャリア教育及びプロフェッショナル教育を強化することで、海外との競争にも打ち勝てる人材を大量に輩出するシステムの構築が必要である。また、新しい技術やアイデアを眠らせることなく実用化するためには、学生から企業人にいたるまで創業を志す人が誰でもチャレンジできるような環境を構築する必要がある。

構造改革に終わりはなく、成長戦略も常に進化するものである。

3. 改革への集中的取組

改訂成長戦略で提示された改革をより力強く進め、できるだけ早く効果を発揮させていくためには、対象、時間、アジェンダを絞り込み、規制改革会議や国家戦略特区諮問会議とより密接に連携しながら政策資源を集中的に投入し、効果を上げていくアプローチも積極的に活用していく必要がある。このため、①国家戦略特区を活用したスピード感を持ったインパクトのある改革の実行、②東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年をターゲットとした改革の加速の2点を軸に据えながら、日本経済の再生を実現していく。

（１）国家戦略特区の強化

成長戦略の着実な実行を図りつつも、スピード感をもって改革を推進していくためには、国・自治体・民間が一体となって、世界からの投資を惹きつけるインパクトの大きな思い切った規制改革を行う必要がある。そのため、国家戦略特区を内閣総理大臣がトップダウンで進め、国全体の改革のモデルとなる成功例を創出していくことが重要である。これまでに６つの区域を国際戦略特区として指定したところであり、これらの区域を核にしながら、日本の改革に対する姿勢を強く示していく。

（２）2020 年に向けた改革の加速

昨年、日本再興戦略が策定された後に、2020 年に東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、「2020 年」という新たな改革のモメンタムが設定された。これを好機と捉え、東京に限らず日本全体の活性化を目標に、2020 年に向けて改革を加速し、本格的成長軌道への回復を実現していくことが重要である。

前回の東京オリンピック（1964 年）では、各種公共インフラの整備等が急速に進み東京を中心として街が大きく改造され、「オリンピック景気」と呼ばれる好景気がもたらされるとともに、戦後の日本が国際社会へ復帰したことを国内外に強烈に示すこととなった。

今回は、少子高齢化や環境問題、都市と地方の格差問題など世界が共通に抱える課題が山積する中で、逆に日本が課題先進国として諸外国に先立ち範を示していくことが期待されている。

いずれも一朝一夕では片付かない構造的課題であるからこそ、一時的な好景気を目標とするのではなく、多様な文化を受入れてグローバル社会に溶け込むとともに、経済社会構造の抜本的な改革に取り組むことが求められる。

IV. 改訂戦略の主要施策例

今般の改訂においては、次章のとおり、昨年策定した日本再興戦略の進捗を検証した上で、施策を柔軟に見直し、新たに講ずべき具体的施策の追加、全工程表のリバイスを行い、改めて実行していく方針を打ち出した。

このうち、改訂の基本的な考え方である「日本の『稼ぐ力』の強化」、「残された課題への対応」、「成長の果実の全国波及」の3つの観点から、産業競争力会議等において議論がなされた代表的な施策を抜き出して整理すると以下のとおりである（注：施策の例示であり、重要度や優先順位を示すものではない。）。

1. 日本の「稼ぐ力」を取り戻す

（1）企業が変わる

① 企業統治（コーポレート・ガバナンス）の強化

○「コーポレートガバナンスコード」の策定

- ・持続的成長に向けた企業の自律的な取り組みを促すため、東京証券取引所が、新たに「コーポレートガバナンスコード」を策定する。上場企業に対して、当該コードにある原則を実施するか、実施しない場合はその理由の説明を求める。

【来年半ばまでに策定】

○金融機関による経営支援機能の強化

- ・企業の経営改善や事業再生を促進する観点から、金融機関が企業の事業性を重視した融資や、関係者の連携による融資先の経営改善・生産性向上・体質強化支援等の取組が十分なされるよう、監督方針等の適切な運用を図る。

②公的・準公的資金の運用等の見直し

- ・ GPIF の基本ポートフォリオについて、財政検証結果を踏まえ、長期的な経済・運用環境の変化に即し、年金財政の長期的な健全性を確保するために、適切な見直しをできるだけ速やかに実施する。
- ・ あわせて、GPIF のガバナンス体制の強化を図るため、運用委員会の体制整備や高度で専門的人材の確保等の取組を速やかに進めるとともに、今後の法改正の必要性も含めた検討を行うなど必要な施策を迅速かつ着実に実施すべく所要の対応を行う。

③産業の新陳代謝とベンチャーの加速化、成長資金の供給促進

- ・ ベンチャー企業と大企業のマッチングを促すプラットフォームの構築を目指し、ベンチャー支援に協力的な大企業等からなる「ベンチャー創造協議会」を創設する。 【本年秋目途に創設】
- ・ また、政府調達におけるベンチャー企業の参入促進、求職活動中に創業準備・検討を行う者に対する雇用保険給付の取扱いの明確化等、きめ細かな対応を行う。 【本年度中に諸制度を整備】
- ・ 成長取り込み型の事業革新等、中長期的な生産性向上に資する分野の強化のため、エクイティ、メザニン・ファイナンス、中長期の融資等の成長資金の供給促進について、関係省庁で議論する場を設ける。 【本年秋に検討の場を設置】

(2) 国を変える

①成長志向型の法人税改革

日本の立地競争力を強化するとともに、我が国企業の競争力を高めることとし、その一環として、法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることを目指し、成長志向に重点を置いた法人税改革に着手する。

そのため、数年で法人実効税率を 20 パーセント台まで引き下げることを目指す。この引下げは、来年度から開始する。

財源については、アベノミクスの効果により日本経済がデフレを脱却し構造的に改善しつつあることを含めて、2020 年度のプライマリーバランス黒字化目標との整合性を確保するよう、課税ベースの拡大等による恒久財源の確保をすることとし、年末に向けて議論を進め、具体案を得る。

実施に当たっては、2020 年度の国・地方を通じたプライマリーバランスの黒字化目標達成の必要性に鑑み、目標達成に向けた進捗状況を確認しつつ行う。

②イノベーションの推進と社会的課題解決へのロボット革命

○革新的な技術からビジネスを生み出す仕組みづくり

- ・先進的な公的研究機関を改組し、大学等の技術シーズを民間企業へ「橋渡し」する機能を強化する。具体的には、受託研究企業からの資金獲得を重視する仕組み・目標を整備するとともに、大学等と他の機関の双方に身分を置いてそれぞれで業務を行うことができる「クロスアポイントメント制度」を導入・活用する。

【先行的な研究機関について今年度中に制度設計】

○社会的課題解決へのロボット革命

- ・「ロボット革命実現会議」を立ち上げ、技術開発や規制緩和に

より 2020 年までにロボット市場を製造分野で現在の 2 倍、サービスなど非製造分野で 20 倍に拡大する。

【本年夏までに会議を立ち上げ】

2. 担い手を生み出す～女性の活躍促進と働き方改革

①女性の更なる活躍推進

○放課後児童クラブ等の拡充

- ・いわゆる「小 1 の壁」を打破し次代を担う人材を育成するため、「待機児童解消加速化プラン」に加えて「放課後子ども総合プラン」を策定し、2019 年度末までに 30 万人の放課後児童クラブの受け皿を拡大する。併せて、1 万カ所以上の場所で、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体化を行う。そのため、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の策定等を今年度内に求める。【今年度中に制度的措置を実施】

○女性の働き方に中立的な税・社会保障制度等への見直し

- ・働き方の選択に対して、より中立的な社会制度を実現するため、税・社会保障・配偶者手当等について、経済財政諮問会議で総合的に検討する。【年末までに検討】

○女性の活躍加速化のための新法の制定

- ・「2020 年に指導的地位に占める女性の割合 30%」の実現に向けて、女性の登用に関する国・地方自治体、民間企業の目標・行動計画の策定、女性の登用に積極的な企業へのインセンティブ付与等を内容とする新法を制定する。

【今年度中に結論、次期通常国会への法案提出を目指す】

②柔軟で多様な働き方の実現

○働き過ぎ防止のための取組み強化

- ・長時間労働を是正するため、法違反の疑いのある企業等に対して労働基準監督署による監督指導を徹底するとともに、「朝型」の働き方の普及や長時間労働抑制策等の検討を行う。

○時間ではなく成果で評価される働き方への改革

- ・時間ではなく成果で評価される働き方を希望する働き手のニーズに応えるため、一定の年収要件（例えば少なくとも年収 1000 万円以上）を満たし、職務の範囲が明確で高度な職業能力を有する労働者を対象として、健康確保や仕事と生活の調和を図りつつ、労働時間の長さと賃金のリンクを切り離れた「新たな労働時間制度」を創設することとし、労働政策審議会で検討し、結論を得た上で、次期通常国会を目途に所要の法的措置を講ずる。

【次期通常国会を目途に所要の法的措置】

○予見可能性の高い紛争解決システムの構築

- ・主要先進国において判決による金銭救済ができる仕組みが各国の雇用システムの実態に応じて整備されていることを踏まえ、国内外の関係制度・運用に関する調査研究を行い、その結果を踏まえ、透明かつ公正・客観的でグローバルにも通用する労働紛争解決システム等の在り方について、幅広く検討を進める。

【2015 年中に検

討】

③外国人が日本で活躍できる社会へ

○外国人技能実習制度の見直し

- ・管理監督体制の抜本的強化を図りつつ、対象職種の拡大、技能実習期間の延長（最大 3 年間→最大 5 年間）、受け入れ枠の拡大等を行う。

【2015 年度中に実

施】

○建設及び造船分野における外国人材の活用

- ・2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた緊急かつ時限的措置として、処遇改善や現場の効率化等により国内での人材確保に最大限努めることを基本としつつ、建設分野において、即戦力となり得る外国人材の活用促進を図るための新制度を導入する。また、造船分野についても、同様の措置を講じる。

【平成27年度初頭から開始】

○国家戦略特区における家事支援人材の受け入れ

- ・家事等の負担を軽減するため、国家戦略特区において、外国人家事支援人材の受け入れを可能とする。

【検討を進め、速やかに所要の措置を講ずる】

○介護分野における外国人留学生の活躍

- ・介護福祉士等の国家資格を取得した外国人留学生の卒業後の国内における就労を可能とするため、在留資格の拡充を含む制度設計を行う。

【年内目途に制度設計】

3. 新たな成長エンジンと地域の支え手となる産業の育成

①攻めの農業への転換

○米の生産調整の見直し

- ・農業経営者が自らの経営判断に基づき、作物選択ができるようにするため、2018年産米からを目途に行政による生産数量目標の配分に頼らない生産が行われるよう取り組むとともに、その環境整備を進める。

○農業委員会・農業生産法人・農業協同組合の一体的改革

- ・経営マインドを持つ意欲のある農業の担い手が企業の知見も活

用して、力強い農業活動を展開し、活躍できる環境を整備していく。「規制改革実施計画」（平成 26 年 6 月〇日閣議決定）に沿って、農業委員の選出の方法の見直し、農業生産法人の役員要件・議決権要件の見直し、地域の農協の自立・活性化と農協中央会制度の自律的新制度への移行など一体的な改革を実施する。

【次期通常国会に関連法案の提出を目指す】

す】

○酪農の流通チャネル多様化

- ・酪農家の創意工夫を活かすため、これまでの指定団体への販売とは別に、酪農家が特色ある生乳を乳業者に直接販売できるようにする等の制度改革を実施する。【2015 年度から実施】

○国内外とのバリューチェーン（6 次産業化、輸出の促進）

- ・農林漁業成長産業化ファンド（A-FIVE）による 6 次産業化を加速化するため、当該ファンドの農林漁業者の出資割合についても法改正を含め総合的に検討する。

【2015 年 12 月を目途として検討】

- ・オールジャパンの輸出戦略を推進するため、6 月に創設された「輸出戦略実行委員会」を司令塔とし、牛肉、茶、水産物等の分野について品目別輸出団体を整備する。【2015 年度から順次整備】

②健康産業の活性化と質の高いヘルスケアサービスの提供

○医療・介護等を一体的に提供する非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の創設

- ・複数の医療法人や社会福祉法人等について一体的な経営を可能とする「非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）」を創設する。【2015 年中に制度上の措置を目指す】

- ・上記新法人制度を活用した他病院との一体経営のために大学附属病院を大学から別法人化できるよう必要な制度設計等を進める。

【2015 年度中の制度上の措置を目指す】

○個人に対する健康・予防インセンティブの付与

- ・健康増進、予防へのインセンティブを高めるため、医療保険制度において、個人へのヘルスケアポイントの付与や現金給付が可能であることを新たに明確化し、普及させる。併せて、個人の健康・予防の取組に応じて財政上中立な形で各被保険者の保険料に差を設けることも、公的医療保険制度の趣旨を踏まえつつ、検討する。
- 【2015 年度中に
所要の措置】

○保険外併用療養費制度の大幅拡大

- ・多様な患者ニーズの充足、医療産業の競争力強化、医療保険の持続可能性保持等の要請により適切に対応するため、施策を実施する。
 - －新たな保険外併用の仕組み（「患者申出療養（仮称）」）の創設
 - －先進的な医療へのアクセス向上（再生医療、医療機器分野を追加）
 - －保険適用の評価に際して、「費用対効果の観点を 2016 年度を目途に試行導入し、費用対効果が低いとされた医療技術について継続的に保険外併用療養費制度が利用可能となる仕組みの検討
 - －治験に参加できない患者の治験薬へのアクセスを充実させるための仕組み（日本版コンパッションエートユース）の 2015 年度からの導入。

4. 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新

／地域の経済構造改革

①地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新

○地域活性化関連施策をワンパッケージで実現する伴走支援プラットフォームの構築

- ・各省庁が持つ各種の地域活性化関連施策を統合的に運用し、やる気のある地域に対して集中的に政策資源を投入するため、地域再生法を改正する。【次期通常国会に関連法案の提出を目指す】

○地域の中堅企業・小規模事業者が中心となった「ふるさと名物応援」と地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成

- ・観光や農林水産品など地域資源を活用して域外の需要を地域に呼び込む「ふるさと名物」の開発と事業化を消費者の視点を入れながら推進する。

- ・地域の戦略産業を育成するため、研究開発、事業化、販路開拓、海外展開等を産学官金の連携により支援する。

○地域ぐるみの農林水産業の6次産業化、酪農家の創意工夫

- ・多様な事業者による地域資源を活用した地域ぐるみの6次産業化を推進し、その核として農林漁業成長産業化ファンド(A-FIVE)を積極的に活用する。

- ・畜産・酪農については、生産物の差別化・ブランド化を進めるため、飼料用米を始めとする地域の飼料資源の供給・加工流通等の体制整備を図るとともに、畜産クラスターを構築し、地域ぐるみで収益向上を図る。

○世界に通用する魅力ある観光地域づくり

- ・「観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2014」に沿ったビザ発給要件の緩和。

- ・地域間の広域連携を強化して情報発信力を高めるとともに、対象市場に訴求するストーリー性やテーマ性に富んだ多様な広域ルートを開発・提供し、海外へ積極的に発信する。

- ・全国の美術館・博物館、自然公園、観光地、道路、公共交通機関等において多言語対応を進める。
- ・外国人旅行者向け消費税免税制度について、2020 年に向けて全国各地の免税店を 10,000 店規模へと倍増させる。

○PPP/PFI を活用した民間によるインフラ運営の実現

- ・公共施設等運営権方式について、2016 年度末までの 3 年間を集中強化期間に設定し、この期間内に達成すべき数値目標（空港 6 件、上水道 6 件、下水道 6 件、道路 1 件）を設定する。さらに 2022 年までの 10 年間で 2 ～ 3 兆円の事業規模を達成する目標を 2016 年度末までの 3 年間に前倒す。

②地域の経済構造改革の推進

○総合的な政策推進体制の整備

- ・都市機能や産業・雇用の集約・集積を図りながら地域の活力を維持し、東京への一極集中傾向に歯止めをかけるとともに、少子化と人口減少を克服することを目指した総合的な政策の推進が重要であり、このための司令塔となる本部を設置し、政府一体となって取り組む体制を整備する。

第二 3つのアクションプラン

日本再興戦略においては、政策群毎に達成すべき成果目標（KPI）を示しており、「常に進化し続ける成長戦略」とするため、個別施策についてボトムアップ型で進捗管理を行うとともに、KPI の達成状況等についてトップダウン型で検証を行い、それを踏まえて施策の見直しを行うこととしている。

このため、今回の成長戦略改訂に当たっては、日本再興戦略に記載された各施策の進捗状況を確認するとともに、KPI の進捗状況についても検証を行い、必要な場合は施策を強化・追加するなどの対応を行うこととした。

日本再興戦略は、「日本産業再興プラン」「戦略市場創造プラン」「国際展開戦略」の3つのプランから構成されており、以下では、その構成に沿って、KPI 及び施策の進捗状況を概観するとともに、新たに講ずべき具体的施策について記述する。

一. 日本産業再興プラン

1. 緊急構造改革プログラム（産業の新陳代謝の促進）

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》「３年間でリーマンショック前の設備投資水準（70 兆円／年（2012 年度 63 兆円））を回復する。」

⇒2013 年度：66.9 兆円

《KPI》「開業率が廃業率を上回る状態にし、米国・英国レベルの開・廃業率 10%台（現状約 5 %）を目指す。」

⇒日本政策金融公庫国民生活事業の平成 25 年度第 3 四半期（4 月～12 月まで）の創業融資実績をみると、17,304 企業（前年同期比 114%）、1,343 億円（前年同期比 133%）と 7 年ぶりの高水準

（２）施策の主な進捗状況

（産業競争力強化法が成立し、様々な新制度を導入）

- ・昨年 12 月に産業競争力強化法が成立し、本年 1 月より施行された。同法により、企業のフロンティアへの挑戦を促す制度として、企業実証特例制度及びグリーゾーン解消制度等が創設され、同制度を活用した新たなビジネスモデルが既に誕生し始めている。併せて、平成 26 年度税制改正により、生産性の高い設備への投資や収益性向上のための事業再編、民間企業等によるベンチャー投資を促す税制が導入された。このうち、設備投資促進税制については、本年 5 月末時点で、既に約 10,000 件の本税制による設備投資が見込まれている。

（会社法改正案が国会で審議中、日本版スチュワードシップ・コードを策定）

- ・コーポレートガバナンスの強化については、会社法改正案が本通常国会で審議中であり、社外取締役選任について、“Comply or Explain”（原則を実施するか、実施しない場合にはその理由を説明するか）を求めることとする予定。また、本年 2 月に、日本版スチュワードシップ・コードを取りまとめ、普及促進に向けて、コード受け入れを表明した機関投資家名を定期的に公表することとし、本年 6 月より公表を開始した。

（クラウドファンディングの利用促進のための法改正が成立、エンジェル税制を改善）

- ・ベンチャー投資の促進については、投資型クラウドファンディングの利用促進を図る金融商品取引法の改正案が本年の通常国会において成立したほか、エンジェル税制の改善等の措置を実施した。

(3) 新たに講ずべき具体的施策

これまでの取組により企業の新事業へのチャレンジや収益性・生産性の向上に向けた機運が生まれつつあり、今後は、企業のこのような姿勢をさらに後押しするため、これまで以上に新たな切り口の施策を強化する。

i) コーポレートガバナンスの強化、リスクマネーの供給促進、インベストメント・チェーンの高度化

生産性向上により企業収益を拡大し、それを賃金上昇や再投資、株主還元等につなげるためにも、グローバル企業を中心に資本コストを意識してコーポレートガバナンスを強化し、持続的な企業価値向上につなげることが重要である。

このためには、企業自身が果敢に取り組むことはもとより、様々な投資主体による長期的な価値創造を意識した、リターンを最終的に家計まで還元する一連の流れ（インベストメント・チェーン）の高度化、及び資金の出し手である金融機関等による借り手の経営改善・体質強化支援があいまって、企業の収益性・生産性向上の取組が総合的に進められる必要がある。

こうした取組による経済成長の成果を、雇用機会の拡大や賃金上昇、設備投資や配当の増加等を通じて経済全般に還元することにより、経済の好循環をさらに強固なものとすべきである。

このため、以下の施策を実施する。

① 「コーポレートガバナンス・コード」の策定等

コーポレートガバナンスは、企業が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みである。コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を諸原則の形で取りまとめることは、持続的な企業価値向上のための自律的な対応を促すことを通じ、企業、投資家、ひいては経済全体にも寄与するものと考えられる。

こうした観点から、上場企業のコーポレートガバナンス上の諸原則を記載した「コーポレートガバナンス・コード」を策定する。コードの策定に当たっては、東京証券取引所のコーポレートガバナンス

スに関する既存のルール・ガイダンス等や「OECD コーポレートガバナンス原則」を踏まえ、我が国企業の実情等にも沿い、国際的にも評価が得られるものとする。このため、東京証券取引所と金融庁を共同事務局とする有識者会議において、基本的な考え方を取りまとめ、東京証券取引所が、来年半ばまでに新たに「コーポレートガバナンス・コード」を策定することを支援する。新コードについては、東京証券取引所の上場規則により、上場企業に対して“Comply or Explain”（原則を実施するか、実施しない場合にはその理由を説明するか）を求めるものとする。

また、持ち合い株式の議決権行使の在り方についての検討を行うとともに政策保有株式の保有目的の具体的な記載が確保されるよう取組を進める。さらに、上場銀行、上場銀行持株会社について少なくとも1名以上の独立社外取締役導入を促す。

②産業の新陳代謝に向けた金融機関等による企業に対する経営支援や事業再生の促進

企業の経営改善や事業再生を促進する観点から、金融機関が企業の財務面だけでなく、企業の持続可能性を含む事業性を重視した融資や、関係者の連携による融資先の経営改善・生産性向上・体質強化支援等の取組が十分なされるよう、監督方針や金融モニタリング基本方針等の適切な運用を図る。

我が国企業や産業の新陳代謝を一層促進するため、早期事業再生を実現する観点から、私的整理を含め、少数債権者の不合理な反対によって事業再生が妨げられないようにするために関連諸制度の在り方を検討するなど、企業再生に関する法制度や実務運用の在り方を見直す。

③民間資金を活用した中長期の成長資金の供給促進

企業の中長期的な収益性・生産性を向上させ、産業の新陳代謝を促進し、もって持続的な成長を実現するためには、成長取り込み型の事業革新、ベンチャー投資・創業、インフラ基盤の整備等の分野に対して、現在、銀行や時限的に設置された官民ファンド等では供給が十分でない、長期を含めた民間資金の供給を促進する必要がある。このため、様々な投資主体が長期的な価値創造を意識しリターンを求めるべきという観点を視野に入れつつ、①エクイティ（出資）、②メザニン・ファイナンス（優先株・劣後ローン等）、③中長期の融資等、民間資金を活用した中長期の成長資金について、民間のノ

ノウハウや目利き機能も活用しつつ供給促進のための環境整備を図ることとし、そのため関係する省庁の連携の下で議論する場を立ち上げ、具体的な検討を進める。

④企業の収益力向上のための海外展開支援

国際協力銀行（JBIC）の「海外展開支援融資ファシリティ」の対象を本邦企業の収益力向上に資する案件に重点化するとともに、民間の取組を補完する新たな融資手段として、①劣後ローン、②LBO（Leveraged Buyout）ファイナンスを導入する。

⑤グローバルベンチマークの設定による収益力向上に向けた取組や新陳代謝の後押し

企業の収益力向上、ビジネスモデル再構築に向けて、グローバルトップ企業群と日本企業のビジネスモデルや成長性を比較・検討し、経営判断や経営支援の参考となる評価指標（グローバルベンチマーク）について幅広く検討する。また、これを踏まえつつ、必要に応じ、産業競争力強化法第50条等（事業再編の円滑化）により、収益力向上に向けた取組等や新陳代謝を後押しする。

⑥持続的な企業価値の創造に向けた企業と投資家との対話の促進

企業と投資家との対話の促進の観点から、株主総会の開催日や基準日の設定等について国際的な状況を踏まえてその運用の在り方についての検討を行うとともに、産業関係団体等におけるガイドラインの検討を行う。

また、企業の投資家に対する情報開示等について、企業が一体的な開示をする上での実務上の対応等を検討するため、関係省庁や関係機関等をメンバーとする研究会を早急に立ち上げる。

これとともに、持続的な企業価値創造の観点から、企業と投資家の望ましい関係構築を促すための、中長期的情報の開示や統合的な報告の在り方、企業と投資家の建設的対話促進の方策等を検討するための産業界・投資家コミュニティ、関係機関から成るプラットフォーム作りを推進する。

ii) ベンチャー支援

ベンチャー支援については、より効果的で、従来の取組みにない施策を実行することが必要である。

①「ベンチャー創造協議会（仮）」等による大企業の巻き込み

ベンチャー企業そのものに焦点を当てた従来の施策の発想から脱却し、既存企業を含めた日本経済全体での挑戦を推進するため、以下の施策を講じる。

- ・ベンチャー企業と大企業との連携や大企業発ベンチャーを創出するため、大企業内に眠る起業希望者の一時的な受皿となることも視野に入れつつ、ベンチャー企業と大企業のマッチングやビジネスシーズの事業化を支援するプラットフォームとしてベンチャー支援に協力的な大企業等からなる「ベンチャー創造協議会（仮称）」の創設
- ・全国津々浦々のベンチャーに取り組む個人や団体の「出会いの場」としての情報ハブの構築
- ・国際会計基準の適用促進等を通じた大企業等とのM&Aによるベンチャー企業の出口戦略の拡大
- ・兼業・副業等の促進や日本政策金融公庫の低利融資制度拡充による廃業資金を含めた第二創業の支援
- ・創業希望者をプールした「後継者人材バンク」の開設
- ・クラウドファンディングを活用した地域資源活用型ベンチャー等の起業支援モデルの検討
- ・種類株式活用促進策の検討

②政府調達での参入の促進等支援環境の整備

官公需法を見直し創業間もない企業（中小ベンチャー企業）の政府調達への参入促進、ベンチャー企業等に対する公的機関の研究資金に関する配分目標の設定、求職活動中に創業の準備・検討を行う者に対する雇用保険給付の取扱いの明確化等の支援策の検討などに取り組む。

③国民意識の改革と起業家教育

ベンチャー企業を支える国民的な意識改革を行うため、以下の施策を講じる。

- ・教員用指導事例の作成・普及
- ・企業と地元高校が連携したグローバル・リーダー人材育成拠点の形成
- ・専門高校での分野の垣根を越えたカリキュラムの編成による起業家育成プログラムによる初等中等教育からの起業家教育の推進
- ・大学・大学院の起業家教育講座の教員ネットワーク強化・国際化

- ・シリコンバレーへのベンチャー人材の派遣やトップクラスのベンチャー支援人材ネットワークの形成
- ・革新的 I T ベンチャーの発掘強化・起業成功者等によるスタートアップ支援
- ・社会全体でベンチャーを称揚するための表彰制度（内閣総理大臣賞）の創設
- ・多様な人材を活用したベンチャーを創出するための低利融資制度の拡充の検討

iii) サービス産業の生産性向上

日本の GDP 全体の約 70% を占めるサービス産業の生産性を向上させるため、ビッグデータを活用したマーケティングを始めとした革新的な経営を促進していくことが重要である。このため、以下の施策を講じる。

- ・「サービス産業生産性協議会」（SPRING）における高付加価値型のサービス事業モデルに関するベストプラクティスの分析と「日本サービス大賞」（仮称）の創設（2015 年度から実施）による普及
- ・サービス産業の革新的な経営人材の育成を目指した大学院・大学における、サービス産業に特化した実践的経営プログラムや、専門学校等における実践的教育プログラムを開発・普及
- ・ビジネス支援サービスの質の認証制度を来年度中に創設。
- ・中小サービス事業者の生産性向上に向けて、具体的手法と段取り等をガイドラインとして策定

2. 雇用制度改革・人材力の強化

2-1. 失業なき労働移動の実現/マッチング機能の強化/多様な働き方の実現

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「失業期間6ヶ月以上の者の数を今後5年間で2割減少」(2012年：151万人) ⇒2013年：142万人
《KPI》「転職入職率(パートタイムを除く一般労働者)を今後5年間で9%」(2011年：7.4%) ⇒2012年：7.7%

(2) 施策の主な進捗状況

(雇用調整助成金から労働移動助成金への抜本的なシフト)

- ・労働移動支援助成金については、失業なき労働移動の実現に向け、平成26年度予算において301億円を計上し、2015年度までに雇用調整助成金との予算規模の逆転に向けた取組を進めた。また、今年3月に、雇用保険法を改正し、社会人の中長期的なキャリア形成の促進に対する支援策を強化した。

(ハローワークの求人・求職情報を開放)

- ・ハローワークの求人情報については、本年9月からの民間人材ビジネス等に対するオンラインでの情報提供の開始に向けた準備を進めた。また、求職情報の開放については、昨年実施したニーズ調査を踏まえた具体的な方策について検討を進めている。

(多様な働き方の実現に向けた検討の開始等)

- ・多様な働き方の実現について、「多様な正社員」の普及・拡大に向けた検討を開始した。また、大学の研究者等を対象とした労働契約法の特例(昨年12月成立)など、柔軟で多様な働き方が可能となる制度の見直しが行われた。

(3) 新たに講ずべき具体的施策

昨年の成長戦略では、「失業なき労働移動」の実現に向け、現在の職を維持する政策から成長分野への移動を支援する政策に大胆に転換した。一方、「世界でトップレベルの雇用環境・働き方」を実現するためには、終身雇用や頻繁な配置転換等に代表される「メンバーシップ型」

の働き方に加え、職務等を限定した働き方や時間ではなく成果で評価される創造的な働き方を可能とする新たな制度を構築することが必要である。あわせて、透明で、グローバルにも通用する紛争解決システムを構築することが求められる。このため、今後3年間で雇用環境改善のための集中改革期間と位置づけ、以下の取り組みを進める。

i) 働き方改革の実現

①働き過ぎ防止のための取り組み強化

「世界トップレベルの雇用環境の実現」の大前提として、働き過ぎ防止に全力で取り組む。このため、企業等における長時間労働が是正されるよう、監督指導体制の充実強化を行い、法違反の疑いのある企業等に対して、労働基準監督署による監督指導を徹底するなど、取組の具体化を進める。また、仕事と生活の調和の取れた働き方を推進するため、特に、朝早く出社し、夕方に退社する「朝型」の働き方を普及させる。さらに、我が国の課題である働き過ぎの改善に向けて、長時間労働抑制策、年次有給休暇取得促進策等の検討を労働政策審議会で進める。

②時間ではなく成果で評価される制度への改革

時間ではなく成果で評価される働き方を希望する働き手のニーズに応えるため、一定の年収要件（例えば少なくとも年収1000万円以上）を満たし、職務の範囲が明確で高度な職業能力を有する労働者を対象として、健康確保や仕事と生活の調和を図りつつ、労働時間の長さと賃金のリンクを切り離した「新たな労働時間制度」を創設することとし、労働政策審議会で検討し、結論を得た上で、次期通常国会を目途に所要の法的措置を講ずる。

③裁量労働制の新たな枠組みの構築

企業の中核部門・研究開発部門等で裁量的に働く労働者が、創造性を発揮し、企業の競争力強化につながるよう、生産性向上と仕事と生活の調和、健康確保の視点に立って、対象範囲や手続きを見直し、「裁量労働制の新たな枠組み」を構築することとし、労働政策審議会で検討し、結論を得た上で、次期通常国会を目途に必要な法制上の措置を講じる。

その際、現行の裁量労働制が十分に普及せず、労働者が結果的に自律的に働くことができていないという指摘を踏まえ、裁量労働制の本来の趣旨に沿って、労働者が真に裁量を持って働くことができるよう、

見直しを行う。

④フレックスタイム制の見直し

子育てや介護等の事情を抱える働き手のニーズを踏まえ、柔軟でメリハリのある働き方を一層可能にするため、月をまたいだ弾力的な労働時間の配分を可能とする清算期間の延長、決められた労働時間より早く仕事を終えた場合も、年次有給休暇を活用し、報酬を減らすことなく働くことができる仕組み等、フレックスタイムの見直しについて、労働政策審議会で検討し、結論を得た上で、次期通常国会を目途に所要の法制上の措置を講じる。

⑤職務等を限定した「多様な正社員」の普及・拡大

勤務地を絞った「地域限定正社員」など、「多様な正社員」導入の動きが現れ始めている。更に、プロフェッショナルなキャリアを追求する働き手のニーズに応えるため、職務を限定した正社員の導入・普及が期待される。こうした「多様な正社員」の普及の動きが多く企業の生み出されるよう、本年7月までに労働条件の明示等の「雇用管理上の留意点」を取りまとめ、「導入モデル」として公表するとともに、本年中に、職務の内容を含む労働契約の締結・変更時の労働条件明示、いわゆる正社員との相互転換、均衡処遇について、労働契約法の解釈を通知し周知を図る。併せて、専門性の高い人材を含むモデルとなりうる好事例を複数確立するとともに、就業規則の規定例を幅広く収集し、情報発信を行う。その他、「雇用管理上の留意点」を踏まえた「多様な正社員」の導入が実際に拡大するような政策的支援について、本年度中に検討し、2015年度から実施する。

⑥持続的な経済成長に向けた最低賃金の引上げのための環境整備

全ての所得層での賃金上昇と企業収益向上の好循環が持続・拡大されるよう、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援を図りつつ最低賃金の引上げに努める。

ii) 予見可能性の高い紛争解決システムの構築

我が国の雇用慣行が不透明であるとの諸外国からの誤解の解消や中小企業労働者の保護、さらには対日直接投資の促進に資するよう、予見可能性の高い紛争解決システムの構築を図る。

①「あっせん」「労働審判」「和解」事例の分析

労働紛争解決手段として活用されている「あっせん」「労働審判」「和解」事例の分析・整理については、本年度中に、労働者の雇用上の属性、賃金水準、企業規模等の各要素と解決金額との関係を可能な限り明らかにする。分析結果を踏まえ、活用可能なツールを1年以内に整備する。

②透明で客観的な労働紛争解決システムの構築

主要先進国において判決による金銭救済ができる仕組みが各国の雇用システムの実態に応じて整備されていることを踏まえ、本年度中に「あっせん」等事例の分析とともに諸外国の関係制度・運用に関する調査研究を行い、その結果を踏まえ、透明かつ公正・客観的でグローバルにも通用する紛争解決システム等の在り方について、具体化に向けた議論の場を速やかに立ち上げ、2015年中に幅広く検討を進める。

iii) 外部労働市場の活性化による失業なき労働移動の実現

「企業外でも能力を高め、適職に移動できる社会」を構築するため、国、地方、民間を含めたオールジャパンで円滑な労働移動を実現するための取組を抜本的に強化する。このため、以下のとおり施策を充実させる。

①ジョブ・カードの抜本的見直し（ジョブ・カードから「キャリア・パスポート（仮称）」へ）

ジョブ・カードについて、普及が進んでいない現状を厳しく総括した上で、学生段階から職業生活を通じて活用し、自身の職務や実績・経験、能力等の明確化を図ることができる「キャリア・パスポート（仮称）」として広く利用されるものとなるよう、本年度中に、仕様も含め、コンセプトを抜本的に見直す。併せて、その普及浸透のための方策についても、本年度中に検討し、結論を得る。このうち、能力開発関係の助成金における「キャリア・パスポート（仮称）」活用のインセンティブ付与の方策については、本年8月末までに検討を進め、結論を得る。

②能力評価制度の見直し

労働市場のマッチング機能の最大化に向けては、「産業界が求める職業能力」と「各人が有する職業能力」を客観的に比較可能にすることが必要である。このため、技能検定の見直し・活用促進に加え、業界団体への支援により、サービス分野等における実践的な「業界検定」

の計画的な整備・拡大、教育訓練との一体的運用を図る。また、能力評価制度全体の見直しをはじめ、職業能力開発促進法を含む政策全体のあり方について検討を進め、その結果を踏まえて労働政策審議会において議論し、早期に結論を得て、必要な法案の提出等の措置を講じる。

③キャリア・コンサルティングの体制整備

キャリア・コンサルタントは、自らの職業経験や能力を見つめ直し、キャリアアップ・キャリアチェンジを考える機会を求める労働者にとって、身近な存在であることが必要である。このため、本年夏までにキャリア・コンサルタントの養成計画を策定し、その着実な養成を図るとともに、キャリア・コンサルタント活用のインセンティブを付与すること等について、本年8月末までに検討を進め、結論を得る。

また、多くの企業でキャリア・コンサルティングの体制整備が確実に進むための具体的な方策を、2015 年年央までに検討し、結論を得る。

④官民協働による外部労働市場のマッチング機能の強化

ハローワークの機能強化のため、各所ごとのパフォーマンスの比較・公表、意欲を持って取り組む職員が評価される仕組みの構築について、本年度中に具体的な方策の検討を行い、2015 年度から実施する。また、民間人材ビジネスの適切な評価と積極的な活用を図るため、本年度下半期から、優良な民間事業者の認定を開始する。さらに、ハローワークと地方自治体との連携強化が全国的に進展するよう、ベストプラクティスの整理を進め、普及を図る。

⑤産業界のニーズに合った職業訓練のベスト・ミックスの推進

各地域において、産業界のニーズを踏まえて職業訓練が真に役に立つものであったかを厳しく検証することにより、教育・訓練内容の改善や、雇用型訓練も含めた各訓練の強みを生かした訓練のベストミックスの推進を図る。あわせて、行政機関から委託や認定を受ける民間教育訓練機関の全てが、企業等のニーズに応え、PDCA サイクルにより、訓練サービスの質を高める体制を構築するため、国際標準に沿った職業訓練サービスガイドラインの研修を全国で実施する。さらに、客観的な訓練効果の分析に係る調査研究を行い、その結果を踏まえて職業訓練の見直しを行う。これらの取組により、訓練の成果評価の抜本的な強化を図る。

2-2. 女性の活躍推進/若者・高齢者等の活躍推進/外国人材の活用

(1) KPI の主な進捗状況

(女性の活躍推進)

《KPI》「2014 年度末までに約 20 万人分、2017 年度末までに約 40 万人分の保育の受け皿を拡大し、待機児童の解消を目指す」（待機児童解消加速化プラン）

⇒2013 年：加速化プラン参加自治体数 351 市区町村（8 月現在）

《KPI》「2020 年に女性の就業率（25 歳から 44 歳）を 73%（現状 68%）にする」

⇒2013 年度：69.5%

《KPI》「2020 年に指導的地位に占める女性の割合 30%」

⇒2013 年管理職比率 7.5%（2012 年 6.9%）

(若者・高齢者等の活躍推進)

《KPI》「2020 年：20～34 歳の就業率 78%（2012 年：74%）」

⇒2013 年：75%

《KPI》「2020 年：60～64 歳の就業率 65%（2012 年：58%）」

⇒2013 年：59%

《KPI》「2020 年：障害者の実雇用率 2.0%（2012 年：1.69%）」

⇒2013 年：1.76%

(高度外国人材の活用)

《KPI》「ポイント制の導入後 11 か月で高度人材認定された外国人数の実績（約 430 人）からの飛躍的な増加」

⇒ポイント制の導入（2012 年 5 月）から 2014 年 2 月までに高度人材認定された外国人数は 995 人

(2) 施策の主な進捗状況

(「待機児童解消加速化プラン」を着実に実施)

- ・「待機児童解消加速化プラン」については、昨年 8 月までに 351 市区町村からの参画を得ており、安定財源を確保しつつ保育所等の運営費の充実を図るなど、待機児童の解消に向けた地方自治体の取組を強力に支援している。

(女性の登用状況を見える化/仕事と子育ての両立支援を強化)

- ・また、「女性の活躍『見える化』サイト」を開設し、上場企業の約3割に当たる1,154社について管理職比率等のデータ掲載を行った。さらに、本年4月には、次世代育成支援対策推進法の延長のための改正法案が成立するなど、女性の活躍推進のための環境整備が図られた。

(若者・高齢者等の活躍促進に向けた環境を整備)

- ・若者の活躍促進のため、就職支援機能向上などとともに、就職・採用活動開始時期変更の円滑な実施に向けた取組を進めている。また、今年3月に、雇用保険法を改正し、社会人の中長期的なキャリア形成の促進に対する支援策を強化した。
- ・高齢者の活躍促進のため、定年後の高齢者等について有期労働契約の無期転換申込権発生までの期間に特例を設けること等を内容とする法律案を2014年の通常国会に提出した。

(高度外国人材の受け入れ要件を緩和)

- ・高度外国人材の活用については、昨年、最低年収基準の見直し等の高度外国人材認定要件の緩和や親・家事使用人の帯同といった優遇措置の利便性向上のための措置を実施した。さらに、本年6月には、高度外国人材に特化した在留期間無期限の新しい在留資格創設等を内容とする出入国管理及び難民認定法の改正法案が成立した。

(建設及び造船分野における外国人材の活用)

- ・復興事業の更なる加速を図りつつ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、緊急かつ時限的措置（2020年度で終了）として、処遇や重層下請構造の改善、現場の効率化等により国内での人材確保に最大限努めることを基本とした上で、即戦力となり得る外国人材の活用促進を図ることを決定した。今後、所要の準備を進め、2015年度初頭からの本制度を活用した外国人材の受入れの開始を目指す。なお、建設業との間で人材の相互流動が大きい造船業については、上記建設分野における措置により重大な影響が及ぶことに鑑み、また、当該産業分野が高い国内生産率を維持して我が国の輸出を支えるとともに地域経済に大きく貢献していることを踏まえ、アベノミクスの効果により急速に回復してきた生産機会を逃さないよう、建設業と同様の緊急かつ時限的措置を講じることとし、所要の準備を行う。

(3) 新たに講ずべき具体的施策

昨年来、取組を進めている女性や若者・高齢者等、外国人材の活躍促進の取組をより一層進め、意欲と能力ある人材が活き活きと働ける社会を構築していく。

i) 女性の活躍推進

(育児・家事支援環境の拡充)

我が国最大の潜在力である女性の力を最大限発揮し、「女性が輝く社会」を実現するには、安全で安心して子供を預けることができる環境の整備が必須である。このため、引き続き、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、「待機児童ゼロ」を実現するための取組を進めるとともに、「小1の壁」と指摘されている小学校入学後の児童の総合的な放課後対策を講じる必要がある。併せて、安価で安心な家事支援サービスを活用できる環境整備を図る。

①「放課後子ども総合プラン」

小学校入学後に女性が仕事を辞めざるを得ない状況となるいわゆる「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、厚生労働省と文部科学省が共同して「放課後子ども総合プラン」を年央に策定し、一体型を中心とした放課後児童クラブ・放課後子供教室の計画的な整備を進める。その際、学校施設（余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等）の徹底活用、放課後児童クラブの開所時間の延長、全小学校区での放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な、又は連携した運用などが着実に実行されるよう、次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策定指針」を改正し自治体に計画の策定を求めるなど所要の制度的措置を年度内に実施する。これにより、放課後児童クラブについて、2019年度末までに約30万人分の受け皿拡大を図るとともに、約1万か所以上を一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室とする。

②保育士確保対策の着実な実施

「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施のため、年内を目途に、子ども・子育て支援新制度における地方公共団体の計画を踏まえた国全体で必要となる保育士数を明らかにした上で、数値目標と期限を明示し、人材育成や再就職支援などを強力に進めるための工程表を「保育士確保プラン」として策定する。併せて、本年度末の「待機児童解消加速化プラン」の進捗状況を踏まえて必要な見直しを行う。

③子育て支援員（仮称）の創設

小規模保育など地域のニーズに応じた幅広い子育て支援分野において、育児経験豊かな主婦等が活躍できるよう、必要な研修を受講した場合に「子育て支援員（仮称）」として認定する仕組みを、子ども・子育て支援新制度の施行に併せて創設する。その際、「子育て支援員（仮称）」が、保育士、家庭的保育者、放課後児童支援員を目指しやすくする仕組みも併せて検討する。

④安価で安心な家事支援サービスの実現

家事支援サービスについて、品質確保のための業界による自主的取り組みへの支援等を通じ、利用者負担が低い、安心なサービスが供給される仕組みを構築するため、主要事業者で構成される推進協議会を設置し、年度内に具体策を検討し、一定の結論を得る。

⑤女性の活躍推進、家事支援ニーズへの対応のための外国人家事支援人材の活用【後掲】

（「5. 立地競争力の更なる強化」「5-1. 『国家戦略特区』の実現/公共施設等運営権等の民間開放（PPP/PFI の活用拡大）、空港・港湾など産業インフラの整備/都市の競争力の向上」中、「ii) 国家戦略特区の加速的な推進」において記載。）

（企業等における女性の登用を促進するための環境整備）

女性にとって働きやすい職場環境を整備するとともに、指導的地位に占める女性の割合の増加に向け総合的かつ集中的に取り組む必要がある。併せて、潜在化している女性の能力を最大限発揮できるよう支援を行う。

⑥女性の活躍推進に向けた新たな法的枠組みの構築

「2020 年に指導的地位に占める女性の割合 30%」の実現に向けて、女性の活躍推進の取組を一過性のものに終わらせず、着実に前進させるための新たな総合的枠組みを検討する。

具体的には、国・地方公共団体、民間事業者における女性の登用の現状把握、目標設定、目標達成に向けた自主行動計画の策定及びこれらの情報開示を含め、各主体がとるべき対応等について、検討する。さらに、各主体の取組を促進するため、認定などの仕組みやインセンティブの付与等実効性を確保するための措置を検討する。これらについて今年度中に結論を得て、国会への法案提出を目指す。

また、公共調達や各種補助事業に当たり、事業者又は発注者の負担等を踏まえつつ、ワークライフバランス、女性の登用などへの取組状況について報告を求め、企業における取組の「見える化」を進め、女性の活躍推進に積極的に取り組む企業を適切に評価すること等を盛り込んだ取組指針を策定し、受注機会の増大を図る。

さらに、育児休業中の代替要員の確保や育休復帰支援プランの策定等復職の環境整備、復職後の能力アップのための訓練を行う事業主等に対する助成や改正次世代育成支援対策推進法に基づく特例認定等を受ける事業主に対するインセンティブ付与の検討、男性の育児参画促進等、仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む事業主への支援等を拡充する。

あわせて、女性の活躍推進のためには、女性の特性に応じた女性の健康の包括的支援が必要である。このため、与党からの提言等も踏まえつつ、所要の施策を総合的に講じる。

⑦企業における女性登用の「見える化」及び両立支援のための働き方見直しの促進

有価証券報告書における役員の女性比率の記載を義務付けるとともに、コーポレート・ガバナンスに関する報告書において、企業における役員、管理職への女性の登用状況や登用促進に向けた取組みを記載するよう各金融商品取引所に要請する。

また、政府において、女性の登用状況等に関する企業情報を一元化することで総合データベース化を図り、企業の女性活躍に向けた取組を推進する。

さらに、男女がともに仕事と家庭の両立ができるよう、改正次世代育成支援対策推進法等を通じた職場環境整備を促し、長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進を進める。併せて、朝早く出社し夕方に退社する「朝方」の働き方の普及、フレックスタイム制度の見直し等、柔軟で多様な働き方の推進について検討を進めるとともに、テレワークの推進に向け、新たなモデルの構築、導入ノウハウの提供等に取り組む。

⑧国家公務員における女性採用・登用の拡大

政策・方針決定過程への女性の参画拡大等の観点から、国が率先して女性の採用・登用の拡大に取り組むこととし、職員の仕事と生活の調和も併せて推進していく。

そのため、新設された内閣人事局が取組の中核となり、政府一体と

して責任をもって取り組むための推進体制（全府省等の事務次官級から成る会議の設置等）を整備し、総合的かつ集中的な取組を進める。

また、仕事と家庭の両立支援制度を利用しやすい環境整備や、テレワークの普及・拡大など、職員の状況に応じた柔軟な働き方を推進するとともに、超過勤務の縮減についても、関係機関の理解と協力も得ながら、より効果的に取組を進める。

⑨「女性活躍応援プラン（仮称）」等の実施

育児等の経験を生かして主婦等が現場で能力を最大限発揮できるよう、「子育て支援員（仮称）」の創設を含め、「女性活躍応援プラン（仮称）」を取りまとめるとともに、関係省庁から成る推進会議を新たに立ち上げ、「女性活躍応援プランサイト（仮称）」の開設や学び直しの地域ネットワークの創設等総合的推進体制を整備する。具体的には、①家事・育児・介護等地域貢献を希望する方、②正社員や保育士等として再就職を希望する方、③起業・NPO等の立ち上げを希望する方向けに、マザーズハローワークや学び直し支援、トライアル雇用や創業スクールなどの取組を進める。

また、企業トップや管理職の意識改革を推進するとともに、各地域において女性応援会議の開催、経済団体等による連携プラットフォーム整備、企業現場の取組支援など女性登用の推進のための枠組みを構築する。

⑩キャリア教育の推進・女性研究者支援

次世代の女性活躍に向け、ロールモデル提示、出前授業などキャリア教育プログラム情報を集約・発信するとともに、女性登用等に積極的に取り組む大学に対する支援や、女性研究者の研究と出産・育児等の両立のためのワークライフバランス配慮型研究システム改革などを実行する。

（働き方に中立的な税制・社会保障制度等への見直し）

これらの取組を総合的に進めることと併せ、女性の活躍を妨げるあらゆる障壁を解消していく必要がある。このため、女性の就労に対して抑制的な制度の見直しを図る。

⑪働き方に中立的な税制・社会保障制度等への見直し

日本再興戦略では、「女性の活躍推進」の項目において、「働き方の選択に関して中立的な税制・社会保障制度の検討を行う」ととし、

税制面では、本年３月以降、政府税制調査会において、女性の働き方の選択に対して中立的な税制の検討を行ってきた。

働き方の選択に対してより中立的な社会制度を構築するためには、幅広く総合的な取組が不可欠である。このため、少子高齢化の進展や共働き世帯の増加などの社会経済情勢の変化の下、女性の活躍の更なる促進に向け、税制、社会保障制度、配偶者手当等について、経済財政諮問会議で年末までに総合的に検討する。

- ・税制について

税制面では、自民党・日本経済再生本部の提言や政府税制調査会におけるこれまでの議論を踏まえ、女性の働き方に対してより中立的な制度とする方策について、経済財政諮問会議と連携しつつ、引き続き政府税制調査会において幅広く検討を進める。

- ・社会保障制度について

社会保障制度については、①正社員等を夫に持つ女性の収入が130万円を超えた場合には、３号被保険者の資格を失い、社会保険料負担が発生し手取り収入が減少する逆転現象が生じるため、妻が働く時間を抑制する実態がある、②雇用主側としても労働時間が一定水準を超えると社会保険料負担が発生するため、就業時間を調整させる実態がある、③３号被保険者制度は自営業者等の妻や独身女性との関係で不公平である、との指摘があることに鑑み、経済財政諮問会議における議論を踏まえつつ、社会保障制度の持続可能性を高める観点や、女性の生き方・働き方に対してより中立的な制度の構築という観点を明示的に踏まえた上で、被用者保険の適用拡大や給付・負担の在り方等を含む包括的な検討を着実に進める。

- ・配偶者手当の見直しについて

配偶者を持つ従業員に対し、手当を支給する事例も見られ、結果的に女性の就労を抑制している場合があるとの指摘があることに鑑み、経済財政諮問会議において人事院等に情報提供等の協力を要請しながら議論を深め、配偶者に対する民間及び公務員の手当の在り方について検討を進める。

ii) 若者・高齢者等の活躍推進

人口減少社会の中で成長を実現していくためには、女性のみならず、若者・高齢者等の活躍も一層促していく必要がある。このため、日本再

興戦略に盛り込まれた各施策に加え、以下のとおり取組を進める。

①未来を創る若者の雇用・育成のための総合的対策の推進

就職準備段階から、就職活動段階、就職後のキャリア形成に至るまでの若者雇用対策が社会全体で推進されるよう、以下の総合的な対策について、法的整備も含めた検討を行い、次期通常国会への法案提出を目指す。

- ・求人条件や若者の採用・定着状況等の情報の適切な表示
- ・「若者応援企業宣言」事業の抜本的強化
- ・企業の雇用管理改善の取組の促進
- ・若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の充実強化
- ・「わかものハローワーク」、「地域若者サポートステーション」等の地方や民間との連携のあり方を含む総合的な見直しによるフリーター・ニートの就労支援の充実等

②生涯現役社会の実現に向けた高齢者の活躍促進

誰もが生涯現役で活躍できる社会を構築するため、65歳を過ぎても働ける企業の普及促進や高齢者が身近な地域での就労、ボランティアなどの社会参加活動へ積極的に参加しやすい環境を整備する。

③人材不足分野における人材確保・育成対策の総合的な推進

医療・福祉、建設業、製造業、交通関連産業等における雇用管理改善、マッチング対策、人材育成など、若者をはじめとする人材の確保・育成対策を総合的に推進する。

iii) 外国人材の活用

(高度外国人材の活用)

①高度外国人材受入環境の整備

人材の獲得競争が激化する中、日本経済の更なる活性化を図り、競争力を高めていくためには、優秀な人材を我が国に呼び込み、定着させることが重要である。

このため、外国人の日本に対する理解の醸成や、留学生の受入れ拡大・国内企業への就職支援、JETプログラム修了者の国内での活躍促進、外国人研究者の受入れ拡大、企業のグローバル化の推進等の施策や、高度外国人材の受入れから就労環境及び生活環境の改善に係る課題の洗い出しや解決策について、年度中を目途に具体策の検討を進め、2015年度から省庁横断的な取組を実施する。施策の検討の過程で、直ちに

全国的に整備することが困難な課題があれば、国家戦略特区等を活用して先行的に実施し、ニーズ・効果の検証を行うことを検討する。

とりわけ、高度外国人材の「卵」たる留学生の国内企業（特に中小企業）への就職拡大のため、関係省庁の連携の下、情報の共有などを進めマッチング機能を充実させるとともに、先進的な企業の情報発信等を行う機会を設ける。また、外国人研究者の受入れ拡大を図るため、優秀な若手研究者の海外との間の戦略的な派遣・招聘や、国内外に研究拠点を構築すること等により国際的なネットワークを強化する。

高度外国人材の定着促進のため、「高度人材ポイント制」について内外における効果的な周知を図るとともに、実際に利用する外国人材の視点に立った分かり易いものとなるよう手続等の見直しを行う。

（外国人技能実習制度の見直し）

また、外国人技能実習制度については、その適正化を図るとともに、海外における人材需要などの実態を踏まえた必要な見直しを以下のとおり進める。

②外国人技能実習制度の抜本的な見直し

国際貢献を目的とするという趣旨を徹底するため、制度の適正化を図るとともに、対象職種の拡大、技能実習期間の延長、受入れ枠の拡大など外国人技能実習制度の抜本的な見直しを行い、所要の法案を提出する。

・外国人技能実習制度の管理監督体制の抜本的強化

技能実習制度については、賃金未払いや長時間労働等の不正事案の発生も踏まえ、関係省庁の連携による全体として一貫した国内の管理運用体制の確立、送出し国との政府間取り決めの作成、監理団体に対する外部役員設置又は外部監査の義務化、新たな法律に基づく制度管理運用機関の設置など、管理監督の在り方を年内を目途に抜本的に見直し、2015 年度中の新制度への移行を目指す。あわせて、業界所管庁による指導監督の充実を図るとともに、関係機関から成る地域協議会（仮称）の設置により、問題事案の情報共有を円滑に行う体制を整備する。

・対象職種の拡大

現在は技能実習制度の対象とされていないものの、国内外で人材需要が高まることが見込まれる分野・職種のうち、制度趣旨を踏まえ、移転すべき技能として適当なものについて、随時対象職種に追加して

いく。その際、介護分野については、既存の経済連携協定に基づく介護福祉士候補者の受入れ、及び、検討が進められている介護福祉士資格を取得した留学生に就労を認めることとの関係について整理し、また、日本語要件等の質の担保等のサービス業特有の観点を踏まえつつ、年内を目途に検討し、結論を得る。また、全国一律での対応を要する職種のほか、地域毎の産業特性を踏まえた職種の追加も検討する。

- ・実習期間の延長（３年→５年）

技能実習制度では、実習生に対し、最大３年間の滞在を認めているが、監理団体及び受入れ企業が一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められる場合、技能等のレベルの高い実習生に対し、一旦帰国の後、最大２年間の実習を認めることとし、2015 年度中の施行に向けて、所要の制度的措置を講じる。

- ・受入れ枠の拡大

団体監理型の技能実習制度では、原則受入れ企業の常勤職員数 50 人以下の場合は 3 人、100 人以下の場合は 6 人等として、技能実習生の受入れを認めているが、監理団体、受入れ企業の監理の適正化に向けたインセンティブの一環として、監理団体及び受入れ企業が一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められる場合、受入れ枠数の拡大を認める。このため、2015 年度中の施行に向けて、所要の制度的措置を講じる。

（持続的成長の観点から緊急に対応が必要な分野における新たな就労制度の検討）

加えて、女性の活躍推進や必要な人材を国内で確保していくための施策を進めるとともに、既に国内において労働力不足が顕在化している分野における状況も踏まえつつ、以下のとおり取組を進める。

③製造業における海外子会社等従業員の国内受入れ

我が国製造業の海外展開が加速し、産業の空洞化が懸念される状況において、国内拠点をマザー工場として海外拠点と役割分担する生産活動の実現及びこれを前提とした研究開発や設備投資を可能にするための制度を整備する。

このため、当該企業及び子会社等が、同等の技能を有する日本人と同等の賃金を支払う場合に、新製品開発等特定の専門技術を修得する必要性に応じ、当該企業グループ内で短期間転勤の上、技術等の修得

をすることにつき、事業所管大臣の関与の下、外国人従業員の我が国への受入れを柔軟に認めることとし、年度内に具体的な制度設計を行う。

④女性の活躍推進、家事支援ニーズへの対応のための外国人家事支援人材の活用【後掲】

(「5. 立地競争力の更なる強化」「5-1. 『国家戦略特区』の実現/公共施設等運営権等の民間開放 (PPP/PFI の活用拡大)、空港・港湾など産業インフラの整備/都市の競争力の向上」中、「ii) 国家戦略特区の加速的な推進」において記載。)

⑤介護等の特定の国家資格等を取得した外国人留学生の活躍支援

我が国で学ぶ外国人留学生が、日本の高等教育機関を卒業し、介護福祉士等の特定の国家資格等を取得した場合、引き続き国内で活躍できるよう、在留資格の拡充を含め、就労を認めることについて年内を目途に制度設計を行う。

(中長期的な検討)

さらに、中長期的な外国人材の受入れの在り方については、移民政策と誤解されないように配慮し、かつ国民的なコンセンサスを形成しつつ、総合的な検討を進めていく。

2-3. 大学改革/グローバル化等に対応する人材力の強化

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「今後 10 年間で世界大学ランキングトップ 100 に 10 校以上入る」

⇒ 1 つの指標として Times Higher Education 誌 “World University Ranking” 2013-2014 (2013 年 10 月公表) では、日本の大学 5 校 (トップ 200 位以内) のうち 4 校が昨年より順位を上げた。

《KPI》「3 年間で 1,500 人程度の若手・外国人への常勤ポストの提示」

⇒ 「教育研究環境整備費 (スタートアップ支援)」を新設し、支援。

《KPI》「2020 年までに日本人留学生を 6 万人 (2010 年) から 12 万人へ倍増」

⇒ 国費による奨学金支援制度での派遣人数は約 1 万人から約 2 万人に倍増。また、新たに創設された民間資金を活用した奨学金支援制度「トビタテ! 留学 JAPAN 日本代表プログラム」に 221 校、1,700 名から応募があり、本年 8 月以降、海外留学開始予定。

《KPI》「2020 年までに外国人留学生を倍増 (「留学生 30 万人計画」の実現)」

⇒ 2013 年 12 月「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略」を策定し、留学生受入れに関する重点地域等を設定。

《KPI》「国際バカロレア認定校 (2013.6 月現在 : 16 校) 等を 200 校」

⇒ 国際バカロレア認定校は 19 校に増加 (2014 年 4 月現在)。

(2) 施策の主な進捗状況

(「国立大学改革プラン」に基づき、大学改革を着実に実行)

- ・ 大学改革については、昨年 11 月に取りまとめられた「国立大学改革プラン」に基づき、国際水準の教育研究の展開、イノベーション機能強化、運営費交付金の戦略的・重点的配分の拡大 (2015 年度末で各大学の改革の取組への配分及びその影響を受ける額を 3～4 割に)、若手及び外国人研究者の活躍の場の拡大のための年俸制・混合給与等の導入促進 (2014 年度には 6,000 人、2015 年度には 1 万人規模に拡大)、国立大学評価委員会の体制強化、ガバナンス機能強化等が図られた。

(大学発のイノベーション創出機能を強化)

- ・ 昨年 12 月に成立した産業競争力強化法により、国立大学法人等から大学発ベンチャー支援ファンド等への出資が可能となり、国立大学等のイノベーション機能を強化するための制度が創設された。

(大学のガバナンスを改革)

- ・大学のガバナンス改革については、学長のリーダーシップの確立等の観点から、学長補佐体制の強化、教授会の役割の明確化、国立大学法人等における経営協議会の学外委員割合の増加等を内容とする学校教育法及び国立大学法人法の改正法案を国会に提出した。

(日本人留学生/外国人留学生の大幅拡充のための環境を整備)

- ・2020年までの日本人留学生の倍増に向けて、留学促進キャンペーン「トビタテ！留学 JAPAN」により若者の海外留学への機運醸成を図るとともに、日本人留学生の経済的負担を軽減するための官民が協力した新たな海外留学支援制度を創設した。併せて、今後、計画的かつ質の高い留学プログラムの実現を図る観点から、本年4月に関係府省庁において、「若者の海外留学促進実行計画」を取りまとめた。また、2020年までの外国人留学生の倍増（「留学生 30 万人計画」の実現）に向け、優秀な外国人留学生を戦略的に確保するための重点地域等を決定した。

(グローバル化等に対応する人材を育成)

- ・大学の国際競争力の強化のため、世界と競う大学への重点支援を行う「スーパーグローバル大学創成支援」事業を創設した。また、初等中等教育段階からの英語教育の強化のため、小学校英語の早期化等を行う拠点への支援や教員の英語指導力向上のための取組を開始した。さらに、グローバル化に対応した素養・能力を育成するため、一部日本語による国際バカロレアの教育プログラム（日本語 DP）の開発に着手するとともに、その対象科目の拡大を図った。一部大学においては国際バカロレアを活用した入試の導入や拡充について発表されるなど、その活用が進められつつある。加えて、国際的に活躍できるグローバル・リーダーの育成を図ることを目的とした「スーパーグローバルハイスクール」を創設し、本年1月には、現行の教育課程の基準によらない特色ある教育課程の編成を可能とするための特例措置を講じた。

(3) 新たに講ずべき具体的施策

未来を支える人材を育てるため、昨年来取り組んできた大学改革の取組やグローバル人材育成のための取組をより強化する必要がある。併せて、高度な外国人材を確保する観点から、日本の大学を教育面でも研究面でも世界トップクラスに引き上げていく必要がある。

このため、引き続き、大学改革を着実に実施するとともに、第3期中期目標期間（2016年度～）に向けた検討等を進める。また、グローバル化等に対応する人材力を育成強化するための取組を講じる。

①大学改革の着実な実施と更なる改革の実現に向けた取組

「国立大学改革プラン」に掲げられた目標達成に向けた取組を着実に進めつつ、本年中に、第3期中期目標期間（2016年度～）における運営費交付金や評価の在り方の抜本的な見直しに向けた検討を開始し、2015年年央までに一定の結論を得る。その際、産業界及び地域等のニーズを踏まえつつ、世界最高水準の教育研究の展開拠点、全国的な教育研究拠点、地域活性化の中核的拠点等の機能強化に向け、新たな指標に基づき重点的・戦略的配分を行うルールを具体化する。併せて、年俸制・混合給与の導入等の人事給与システム改革を推進する。

また、「国立大学改革プラン」を進める中で、大学の研究力の強化や国際的に競争力のある卓越した大学院の形成を進める。このため、第3期中期目標期間が開始する2016年度に向け、ガバナンス機能の強化や学内資源配分について恒常的に見直しを行う環境の醸成等を強力に推進するとともに、大学による大胆な発想に基づく取組を後押しするための新たな仕組みを検討する。

併せて、大学が地（知）の拠点となり、地域の課題解決に貢献し、地域社会を支える人材育成や研究成果の還元に取り組むほか、例えば、経営者等の実務に精通した人材の登用・連携等を進めながら大学等と産業界の双方のコミットメントによるプロフェッショナルプログラムの開発・実施等の推進、中小企業を含めた企業等へのインターシップの普及・定着を図る。

②グローバル化等に対応する人材力の育成強化

小学校における英語教育実施学年の早期化等に向けた学習指導要領の改訂を2016年度に行うことを目指し、指導体制の強化、外部人材の活用促進など、初等中等教育段階における英語教育の在り方について検討を行い、本年秋を目途に取りまとめる。学校現場等における外国人活用の抜本強化を図り、実践的な英語教育を実現させる。

また、本年度から開始する「スーパーグローバル大学創成支援」等において、人事・教務システムの徹底した国際化等により国際競争力を強化する大学を支援し、取組状況を公表する。併せて、日本の大学と外国の大学とのジョイント・ディグリーを実現するため、これらの大学が共同で教育プログラムを構築するための所要の制度改正を本年中に行う。また、日本人留学生の倍増に向け、ギャップイヤー等を活用し、希望する学生が国内外で多様な長期体験活動を経験できる環境整備を推進する。

留学生 30 万人計画の実現に向け、日本留学の魅力を高め、優秀な外国人留学生を確保するため、国内外の学生が交流する宿舎・交流スペース等の整備の支援を行うとともに、国内外の学生が交流する機会等の創出、海外拠点や就職支援に係るプラットフォームの構築等の受入れ環境の支援を強化する。

3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「イノベーション（技術力）世界ランキングを5年以内に世界第1位に」：2012～2013年：第5位

⇒2013～2014年：第5位

※法改正等により、科学技術の司令塔機能の強化や新たな研究開発法人制度の創設を実現。革新的技術シーズの事業化への「橋渡し」機能強化のための取組を推進中。

《KPI》「特許の権利化までの期間を、2015年度中に36か月以内とする」

⇒2013年の権利化36か月以内の割合：92.4%

(2012年12月における同割合：80.9%)

《KPI》国際標準化機関における幹事引受件数を2015年末までに世界第3位に入る水準（95件）に増やす」

⇒2013年度末：94件

(2) 施策の主な進捗状況

(総合科学技術会議の司令塔機能を強化)

- ・研究開発の成果を円滑に実用化につなげ、成長戦略に基づいて府省の枠を超えた資源配分を実現するため、「科学技術イノベーション予算戦略会議」を設置するとともに、総額500億円の「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）」を創設し、内閣府に予算計上を行った。さらに、内閣府設置法の改正法案が本年4月に成立し、総合科学技術・イノベーション会議への改組等が行われた。

(革新的研究開発推進プログラムを創設)

- ・産業や社会に大きな変革をもたらすイノベーションの創出を狙った「革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）」を創設し、必要な法改正（独立行政法人科学技術振興機構法の改正法）が本年2月に成立した。

(世界最高水準の新たな研究開発法人制度を創設)

- ・研究開発法人の機能の強化のため、昨年12月に、研究開発成果の最大化を第一目的とする世界最高水準の新たな研究開発法人制度の創設を閣議決定した。これを受け、本年6月に独立行政法人通則法の改正法及びその整備法が成立した。

(審査順番待ち期間11か月以内の実現・国際的に通用する認証基盤の整

備等)

- ・知的財産や標準化戦略の強化については、任期付審査官の確保など審査体制の整備・強化に努め、2013 年度末に審査順番待ち期間 11 か月以内を実現した。また、ハーグ協定に対応した意匠制度の見直しのため、本年 4 月に特許法等の改正法が成立した。さらに、スマートグリッド等戦略的に重要な分野について、国際的に通用する認証基盤の整備を開始した。

(3) 新たに講ずべき具体的施策

これまでの取組により、科学技術の司令塔機能の強化などの体制整備や、産業や社会に変革をもたらすイノベーション創出のための機能強化や環境整備に着手されたところであるが、今後は、絶えず革新的な技術シーズが生み出され、そのシーズを円滑に事業化するための仕組みづくりが必要となる。

少子高齢化が進む我が国が、今後 30 年、50 年経っても世界経済をリードする存在であり続けるためには、我が国から常にイノベーションが生まれ続ける環境作りが必要不可欠。「世界で最もイノベーションに適した国」を創り上げるため、「科学技術イノベーション総合戦略 2014」(平成 26 年 6 月●日閣議決定 (P))、特に本年 4 月に取りまとめた「我が国のイノベーション・ナショナルシステムの改革戦略」の内容を強力に推進し、以下の施策を重点的に強化していく。また、上記戦略と一体性をもって、日本再興戦略に基づき、官民の研究開発投資を促進するとともに、社会に大きな変革をもたらすような成果を目指し、今年度から政府一丸となって取組んでいる SIP 及び ImPACT を継続的に推進する。

また、国家戦略に基づき、行政機関の縦割りや組織の垣根を越えた連携体制を構築し、産学官の人材が結集・循環する場及び世界最先端の産学官集積地を生み出していく。

さらに、イノベーションの創出に当たっては、世界最高の知財立国を目指し、特許権と営業・技術秘密、国際標準化を適切に使い分け、事業価値の最大化や国際的な優位性向上を図るなど、知的財産の取扱いや標準化に向けた検討を戦略的に進めて行くことが必須である。研究開発の成果を死蔵・休眠させることなく積極的に有効活用し、国富を最大化する観点から、知的財産・標準化の取組を強化していく。

i) イノベーションを生み出す環境整備

革新的な技術シーズを事業化に結びつける「橋渡し」機能強化については、先駆的な役割が期待されている独立行政法人産業技術総合研

研究所（産総研）及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）において先行的に取組み、これらの先行的な取組について、適切に進捗状況の把握・評価を行い、その結果を受け、「橋渡し」機能を担うべき他の研究開発法人に対し、対象分野や各機関等の業務の特性等を踏まえ展開する。その際、民間資金の獲得を重視する。大学又は研究開発法人と企業との大型共同研究（大学等の受入額が1000万円以上）の件数を5年後に30%増を目指す。

また、企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。

さらに、「国立大学改革プラン」を進める中で、大学の強みを踏まえ、当該分野やそれらを組み合わせた新領域を対象として、卓越した大学院を形成する。

①「橋渡し」機能強化等の研究開発法人の改革

産総研において、研究の後期段階における受託研究等企業からの資金受入れを基本とすること、産業の将来ニーズ等を反映した研究テーマの設定及びそのためのマーケティング機能の強化、産総研による知的財産管理の原則化、民間企業からの資金獲得の重視等の改革を行う。その際、産総研において、民間企業からの資金獲得を重視するべく、受託研究等企業からの収入について、フラウンホーファー研究機構（独）を参考に、現行の3～4倍程度とすべく数値目標を検討する。

また、NEDOにおいて、技術シーズの迅速な事業化を促すため、プロジェクト・マネージャーへの大幅な権限付与やアワード型方式の導入等によるプロジェクト・マネジメントの強化、新たなイノベーションの担い手として期待されるベンチャーや中小・中堅企業等への支援の強化等の改革を推進する。その際、NEDOの新規採択額に占める割合として、ベンチャー、中小・中堅企業への支援割合を欧州主要国並みとなる2割程度とすべく数値目標を検討する。

②「クロスアポイントメント制度」等を活用した知の融合

産学官の人材・技術の流動性を高め、研究開発法人が大学の技術シーズを円滑に橋渡しするため、大学と研究開発法人等との間でのクロスアポイントメント制度（大学等と他の機関のそれぞれと雇用契約関係を結ぶ等により、各機関の責任の下で業務を行うことができる制度）の積極的な導入・活用を進める。このため、年俸制の導入促進、医療保険・年金や退職金等の扱い、営業秘密や知的財産の管理に係る環境

整備を本年度中に行う。

③研究資金制度の再構築

イノベーション創出のためには、研究者の独創的で多様な研究を推進し、絶えず技術シーズが生み出されるようにする必要がある。若手や女性研究者が研究に挑戦する機会の拡大や、競争的な研究開発環境の整備のため、科学研究費助成事業をはじめとした研究資金制度の改革に着手する。また、総合科学技術・イノベーション会議を中心として、研究者が研究活動に専念でき、基礎から応用・実用段階に至るまでシームレスに研究することが可能な競争的資金の在り方など研究資金について検討し、次期科学技術基本計画に反映させる。

④新たな研究開発法人制度の実現

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」等に基づき、2015年度からの新たな研究開発法人制度の実施に向け、可能な限り速やかに報酬・給与、調達、自己収入の取扱い等について、具体的な運用改善策を講じるとともに、世界トップレベルの成果の創出が期待される「特定国立研究開発法人（仮称）」を制度化するための法案について、可能な限り早急に国会提出を目指す。

⑤研究推進体制の強化

資金配分機関が中核となって研究マネジメントや研究支援に係る人材等を国全体で継続的かつ安定的に育成・確保し、活躍の場を提供できる仕組みについて検討し、2015年度から実施する。

ii) 知的財産・標準化戦略の推進

知的財産・標準化戦略の推進については、職務発明制度の見直しや営業秘密の保護強化など、世界最速・最高品質の知財システムの確立に向けた検討を加速する。

①職務発明制度・営業秘密保護の強化

企業のメリットと発明者のインセンティブが両立するような職務発明制度の改善（例えば法人帰属化等）に関し、関連法案の早期の国会提出を目指すとともに、官と民が連携した取組による実効性の高い営業秘密漏えい防止対策について検討し、早急に具体化を図り、次期通常国会への関連法案の提出及び2014年中の営業秘密管理指針の改訂を目指す。

②国際的に遜色ないスピード・質の高い審査の実現

今後 10 年間で特許の「権利化までの期間」を半減させ平均 14 月以内とするとともに、外部有識者による客観的な品質管理システムの導入等の取組により「世界最速・最高品質」の審査を実現する。また、出願手続きの国際的な統一化・簡素化を実現するため、2015 年度を目途に特許法条約及びシンガポール条約（商標）への加入等を検討するとともに、アジア各国における知財制度の構築・運用のための協力スキームを構築する等の取組により、我が国知財システムの国際化を推進する。

③新市場創造型標準化制度の構築

「標準化官民戦略」に基づき、複数の分野に跨がる融合技術や、世界市場の獲得に繋がる中堅・中小企業等の先端技術等、既存の業界団体による標準化が困難なものを、省庁や産業分野の枠を越えて一元的に標準化する仕組みとして、今年度中に「新市場創造型標準化制度」を構築する。

iii) ロボットによる新たな産業革命の実現

グローバルなコスト競争に晒されている製造業やサービス分野の競争力強化や、労働者の高齢化が進む中小製造事業者や人手不足が顕著な医療・介護サービス現場、農業・建設分野等における働き手の確保、物流の効率化等の課題解決を迫られている日本企業に対して、ロボット技術の活用により生産性の向上を実現し、企業の収益力向上、賃金の上昇を図る。

このため、日本の叡智を結集し「ロボット革命実現会議」を立ち上げ、現場ニーズを踏まえた具体策を検討し、アクションプランとして「5 カ年計画」を策定する。また、技術開発や規制緩和、標準化により 2020 年までにロボット市場を製造分野で現在の 2 倍、サービスなど非製造分野で 20 倍に拡大する。さらに、こうした取組を通じ、様々な分野の生産性を向上させ、例えば製造業の労働生産性について年間 2 %を上回る向上を目指す。

さらに、東京オリンピックに合わせたロボットオリンピック（仮称）の開催を視野に入れるなど、日本の最先端技術を世界に発信する。

4. 世界最高水準の IT 社会の実現

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「2015 年度中に、世界最高水準の公共データの公開内容（データセット 1 万以上）を実現」

⇒データカタログサイト（試行版）においてデータセット 1 万以上を達成。

(2) 施策の主な進捗状況

（規制制度改革やパーソナルデータの利活用に関する方針を決定）

- ・ IT 利活用の裾野拡大を阻害する規制・制度の改革に向け、昨年 12 月に「IT 利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」を IT 総合戦略本部において決定した。また、オープンデータ・ビッグデータの利活用環境整備のため、「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」を同月に同本部において決定した。

（データカタログサイト試行版を立ち上げ）

- ・ 公共データの民間開放については、データカタログサイト (data.go.jp) の試行版を昨年 12 月に立ち上げ、同試行版において KPI であるデータセット 1 万以上を達成した。

（政府情報システム改革等を推進）

- ・ このほか、重複する政府情報システムの統廃合やクラウド化に向けた「政府情報システム改革ロードマップ」の決定（昨年 12 月）、分野複合的な課題解決に向け取り組むべき課題等を特定した「世界最先端 IT 国家創造宣言工程表該当施策」の取りまとめ（昨年 10 月）、「サイバーセキュリティ国際連携取り組み方針」の策定（昨年 10 月）などの施策を実施しているところ。

(3) 新たに講ずべき具体的施策

これまでに行われた取組は本格的な改革の準備段階とも言えるものが多かったが、今後は、世界最高水準の IT 社会の実現に向けた改革の本格的な実行段階に入る。このため、「世界最先端 IT 国家創造宣言」を精力的に推進し、以下の施策を講ずる。

① 「IT コミュニケーション導入指針（仮称）」の策定

IT 利活用の裾野拡大を阻害する規制・制度改革について、アクションプランの着実な実施に加え、IT の進化に伴う社会環境の変化等

を踏まえ、従来は IT の活用を想定していなかった手続き等について、IT の活用可能性とその際に必要となる措置等に関する基本的考え方を整理した指針（「IT コミュニケーション導入指針（仮称）」）を来年夏までに策定し、それを「ものさし」として従来の手続き等の検証を進めることで、対面・書面交付が前提とされているサービスや手続き等の見直しを加速させる。

② パーソナルデータの適正な利活用に向けた制度整備

ビッグデータ時代において、個人情報及びプライバシーを保護しつつパーソナルデータの利活用を促進するため、「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」を踏まえ、第三者機関の体制整備や個人データを加工して個人が特定される可能性を低減したデータの取り扱いなどについて、法改正の内容を大綱として取りまとめ、次期通常国会を目途に必要な法制上の措置を講じる。

③ マイナンバー制度の積極的活用等

2016 年 1 月に予定されているマイナンバー制度の利用開始や、2017 年 1 月を目途とされている情報提供等記録開示システム（いわゆる「マイ・ポータル」）の整備に向けた取組を加速する。

マイナンバー制度に合わせて導入される個人番号カードについて、公的サービスや資格証明に係るカードとの一体化等、国民への普及に向けた取組みについて検討を進め、個人番号カードの交付が開始される 2016 年 1 月までに方向性を明らかにする。

また、金融、医療・介護・健康、戸籍、旅券、自動車登録等の公共性の高い分野を中心に、個人情報の保護に配慮しつつ、マイナンバー利用の在り方やメリット・課題等について検討を進め、本年度中にマイナンバーの利用範囲拡大の方向性を明らかにする。

さらに、2016 年から利用が開始される法人番号について、行政機関等での利用を進めるとともに、行政機関等が保有する自らの法人情報の検索・参照や各種電子手続を可能とする「法人ポータル」の運用を 2017 年 1 月から開始する。

政府情報システム改革については、政府 CIO のリーダーシップの下、レガシーシステム改革をはじめとした徹底した運用コストの削減や利用者視点を踏まえた BPR (Business Process Re-engineering) の推進、クラウドの積極的な活用、オンライン手続の利便性向上に向けた改善等の取組みを強力に推進する。自治体情報システムのクラウド化を加速させ、2017 年度までにクラウド化市区町村の倍増を

目指す。また、本年度中に庁舎外から庁内 LAN にアクセスできるリモートアクセス機能等を政府共通プラットフォーム等の基盤上で一元的に整備し全府省向けに提供すること等により、政府職員のワークスタイル変革を促進する。

④新たなイノベーションの基盤となる無料公衆無線 LAN 環境の整備等

2020 年東京オリンピック・パラリンピックを見据え、訪日外国人旅行者等に豊かなおもてなしサービスを提供するとともに、新たなイノベーション創出を図るため、観光地や防災拠点等における無料公衆無線 LAN 環境の整備を促進する。このため、関係事業者・団体等の参画による推進体制を本年夏までに構築し、エリアオーナーに対する整備の働きかけ、認証手続の簡素化・一元化に向けた検討、海外向け情報発信、整備を実施する地方公共団体等への支援等を進める。

また、ニーズに応じた多様な通信手段の確保のため、国内発行 SIM カードの利用開始手続きの改善や国際ローミング料金の低廉化その他訪日外国人旅行者が国内に一時的に持ち込む端末の利用の円滑化等について検討を進め、次期通常国会を目途に必要な法制上の措置等を講じる。

⑤サイバーセキュリティ推進体制等の強化 (P)

情報の自由な流通の確保及びそのための IT の利用における安全性及び信頼性を確保し、成長戦略を確固たるものとするため、サイバーセキュリティに関する政府の機能について、国自らがリーダーシップを強く発揮できる推進体制への抜本的強化を図る。このため、法制度の在り方も含めて検討を深め、2015 年度までに法制上の措置等必要な措置を講じる。

また、「新・情報セキュリティ人材育成プログラム」(2014 年 5 月情報セキュリティ政策会議決定)に基づき、サイバーセキュリティに関する人材の量的不足の解消と突出した能力を有する人材の確保のため、情報処理技術者試験の見直し等、2016 年度までに必要な措置を講じる。

⑥ビッグデータの利活用が価値を生み出す環境整備

積極的なビッグデータの利活用によるビジネス創出、社会課題の解決を更に促すため、行政や民間企業等の保有するデータの組織の

壁を越えた共有・連携によって、新たな価値が創出される環境の整備を進める。

このため、準天頂衛星等の宇宙インフラのデータや携帯電話事業者等の保有する位置情報等の各主体が独自に保有する地理空間情報（G 空間情報）を集約し、検索・活用可能とする G 空間プラットフォームの運用を 2016 年度から開始することとし、その利活用に係るルール整備等を進める。

また、全 1,788 地方公共団体が保有するデータを集約・公開する公共クラウドを本年度中に整備し、公共データの民間開放を推進する。

5. 立地競争力の更なる強化

5-1. 「国家戦略特区」の実現/公共施設等運営権等の民間開放 (PPP/PFI の活用拡大)、空港・港湾など産業インフラの整備/都市の競争力の向上

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020 年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国 3 位以内に入る (2013 年 15 位)。」

⇒2014 年：15 位 (前年と同順位)

※「事業設立」と「不動産登記」の項目で手続所要時間の短縮が図られたが小幅に留まり、その他「電力事情」「建設許可」「資金調達」「投資家保護」「納税」「貿易」「契約執行」「破たん処理」の項目には改善が無かったため、前年同順位にとどまる。

※2014 年のランキングは 2013 年 10 月公表。

《KPI》「2020 までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が 3 位以内に入る (2012 年 4 位)。」

⇒2013 年：東京 4 位 (前年と同順位)

※「公共交通の充実・正確さ」(1 位→1 位)、「特許の登録数」(2 位→1 位)等の項目について好順位を維持。「賃金水準」は 17 位→10 位に改善。「法人税率」(32 位→32 位)、「都心から国際空港までのアクセス時間」等 (31 位→31 位)については低順位にとどまる。

《KPI》「今後 10 年間 (2013～2022 年) で PPP/PFI の事業規模を 12 兆円に拡大する (2012 年度まで 4.1 兆円)。」

⇒2014 年 6 月に向こう 3 年間の取組方針を策定し、公共施設等運営権方式を活用した PFI 事業については、2022 年までの 10 年間で 2～3 兆円としている目標を 2016 年度末までの集中強化期間に前倒すことや重点的な取組を設定。

《KPI》「2020 までに外国企業の対内直接投資残高を 35 兆円に倍増する (2012 年末時点 17.8 兆円)。」

⇒2013 年末時点 (速報値)：18.0 兆円

(2) 施策の主な進捗状況

(国家戦略特区の成果と現状)

- ・大胆な規制改革等の突破口である「国家戦略特区」については、昨年 12 月、国家戦略特別区域法が成立した。また、「国家戦略特別区域基本方針」(平成 26 年 2 月 25 日閣議決定)に基づき、3 月には、国家戦略特区として、6 か所の具体的区域、すなわち、
 - － 総合的な規制改革を実現する国際ビジネスやイノベーションの拠

- 点としての「東京圏」（東京都 9 区、神奈川県、千葉県成田市）及び「関西圏」（大阪府、兵庫県、京都府）、
- 農業や雇用といったいわゆる岩盤規制の改革拠点としての「新潟県新潟市」、「兵庫県養父市」及び「福岡県福岡市」、
 - 地域の強みを生かした観光ビジネス等の拠点としての「沖縄県」を公表した（区域及び区域方針は、5 月 1 日に政令の公布・施行及び内閣総理大臣決定）。
- ・なお、「東京圏」については、東京都における区域の拡大等に関し早期に実現を図るとともに、「沖縄県」については、規制改革事項等の内容の一層の充実を図り、観光ビジネスの振興やイノベーション拠点の形成を図る。
 - ・また、4 月には、グローバル企業及び新規開業直後の企業等が、我が国の雇用ルールを的確に理解し、予見可能性を高めるとともに、労働関係の紛争を生じることなく事業展開することが容易となるよう、国家戦略特区法に基づき、労働関係裁判例の分析・類型化、関連法制度の紹介、紛争の未然防止のための助言等を内容とする「雇用指針」を策定した。

（PPP/PFI の推進に向けた法律の成立や取組方針の決定等）

- ・PPP/PFI の活用については、我が国における独立採算型等の PFI 事業の推進等を行うために、昨年 10 月に（株）民間資金等活用事業推進機構（PFI 推進機構）が設立されるとともに、昨年 6 月に成立した民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律に基づき、本年 4 月に「仙台空港特定運営事業等実施方針」を公表するなど、国管理空港及び関西空港・伊丹空港等における取組が先行して進められているほか、都市と高速道路の一体的な再生のための道路法の改正が本年 5 月に成立した。また、本年 6 月に、「PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について（以下「取組方針」という。）」を、民間資金等活用事業推進会議において決定した。

（首都圏空港・国際コンテナ戦略港湾の強化、圏央道の整備を推進）

- ・首都圏空港の強化のため、昨年度、羽田空港の国際線 3 万回増枠を実施したほか、国際コンテナ戦略港湾の強化のため、港湾運営会社への国の出資を可能とする港湾法の改正が本年 4 月に成立した。また、本年 6 月に、首都圏中央連絡自動車道が東名高速道路・中央自動車道・関越自動車道間で繋がる。

(コンパクトシティ・プラス・ネットワークの形成を推進)

- ・都市の競争力の向上に関連して、都市再生特別措置法等及び地域公共交通活性化再生法の改正が本年5月に成立し、これらの法律に基づく立地適正化計画及び地域公共交通網形成計画を作成する地方公共団体を総合的に支援する体制を構築するとともに、本年4月に成立した中心市街地活性化法の改正法に基づく中心市街地活性化基本計画と連携させ、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの形成を推進しているところ。

(3) 新たに講ずべき具体的施策

立地競争力の強化に向けた施策の中心をなす国家戦略特区については、これまでの取組により基本的な制度整備を了し、今後はいよいよ各特区における事業の実現化段階に入る。PPP/PFIについては、一層の活用促進を進めるために、集中強化期間における目標の設定や課題解消を行うなど、本格的な取組に着手する。また、世界で一番ビジネスがしやすい都市づくり等に向け、更なる都市の競争力の向上と高速交通ネットワークの整備・活用を通じた産業インフラの機能強化を図る。

i) 法人税改革

日本の立地競争力を強化するとともに、我が国企業の競争力を高めることとし、その一環として、法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることを目指し、成長志向に重点を置いた法人税改革に着手する。

そのため、数年で法人実効税率を20パーセント台まで引き下げることを目指す。この引下げは、来年度から開始する。

財源については、アベノミクスの効果により日本経済がデフレを脱却し構造的に改善しつつあることを含めて、2020年度のPB黒字化目標との整合性を確保するよう、課税ベースの拡大等による恒久財源の確保をすることとし、年末に向けて議論を進め、具体案を得る。

実施に当たっては、2020年度の国・地方を通じたPBの黒字化目標達成の必要性に鑑み、目標達成に向けた進捗状況を確認しつつ行う。

ii) 国家戦略特区の加速的推進

国家戦略特区は、2015年度までの2年間を集中取組期間とし、いわゆる岩盤規制全般について突破口を開いていくものである。残された期間内にこれを実現するためには、「岩盤規制改革の重点事項と改革スケジュール」を早急にとりまとめるとともに、国家戦略特区に関する

以下の施策を始めとする各種取組を加速化し、具体的な事業や提案ニーズに柔軟かつスピーディーに対応していくことが必要である。

a) 迅速な事業の具体化・実施

国家戦略特区における取組の成果を迅速に発現させるためには、各特区において、一刻も早く、規制改革を伴う特定事業等を実行に移すことが必要である。そのためには、各特区の区域会議において、国・自治体・民間の協力・合意の下、特定事業や規制の特例措置を具体的に定めた区域計画について早急に作成した上で、内閣総理大臣の迅速な認定を受ける必要がある。

b) 更なる規制改革事項等の実現

「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」における規制改革事項について、6区域全体として全ての措置を活用することなどにより、医療、雇用、教育、都市再生・まちづくり、農業、歴史的建築物の活用の各分野における規制改革を強力かつ着実に実現していく。

また、これまでの積み残しを含め、地方自治体や民間の提案も踏まえ、以下の規制改革事項のうち国家戦略特区で取り組むべきものについては、国家戦略特別区域諮問会議や国家戦略特区ワーキンググループにおいて、国家戦略特区法等に新たに追加すべく検討を進め、次期国会も含め、速やかに法的措置等を講ずる。

さらに、これらに関しては、「全国規模又は少なくとも特区の二者択一の下で改革を実現する」との観点から、特区内での特例措置はもとより、全国規模で適用する規制・制度改革等も組み合わせる。

他方、国家戦略特区に指定されなかった地域や盛り込まれなかった規制改革の提案についても、必要に応じ、総合特区・構造改革特区や全国規模の規制改革措置として実現すべく、積極的に検討を進める。

(多様な人材や貿易・投資等、アクセスの強化・改善)

① 法人設立手続きの簡素化・迅速化

- ・ 国家戦略特区において、外国人を含めた起業・開業を促進するため、区域会議等が、登記、税務、年金等に係る必要な各種申請のための窓口を集約した「ワンストップセンター」を速やかに設立し、関連する相談業務や、外国人が日本で生活する際に

必要な各種手続きの支援を総合的に行う。

- ・また、上記各種申請において、申請者自らが申請を行うことが可能である旨を周知するとともに、その際の申請方法をマニュアルや広報資料を通じてPRするなど、所要の措置を速やかに講ずる。
- ・併せて、公証人が行う定款の認証について、発起人等が面前確認のために公証役場へ赴く負担を軽くするため、国家戦略特区においては、オンラインで電子定款の認証が囑託された場合に、公証人が、公証役場のみではなく、必要に応じ、上記センターにおいても面前確認を行うことが可能となるよう、法的措置の必要性を含めた所要の措置を検討し、速やかに結論を得る。

②グローバル金融監督機能の強化

- ・アジアの成長も取り込みつつ、我が国の金融・資本市場を真のグローバルセンターにするため、金融関連法令・ガイドライン等の英語版の公表や、英語によるワンストップでの行政対応（法令等の照会）を速やかに行う。また、海外に対してプロモーション活動を行う「日本版メイヤー」の設置など金融センターとしての魅力向上に資する国家戦略特区の取組を支援する。
- ・また、国家戦略特区を含め、金融機関が保証や担保等に過度に依存することなく、事業性を重視した融資が十分なされるなどの観点から、監督方針や金融モニタリング基本方針等の適切な運用を図る。

こうした観点も踏まえ、適切な検査手法の在り方の検討やその活用に関し今後とも継続的に取り組む。【後掲】（「6．地域経済活性化・地域構造改革の実現／中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新」において記載。）

③空港アクセスの改善に向けたバス関連規制の緩和

- ・国家戦略特区内の空港を発着するアクセスバスについて、事業者間の競争環境が担保されている場合には、運賃設定を上限認可制から事前届出制とし、昼間運賃や深夜の割増運賃の柔軟な設定を可能とするとともに、運行計画（ダイヤ）の提出期間の短縮等による手続きの弾力化を行うなど、所要の措置を速やかに講ずる。

④一体的な保税地域の設置の推進

- ・国際的な物流機能を有している港・空港を一体的な輸出入基地化し、離れて立地している製造工場等との間で、輸入及び国内集荷から、開発・加工、商談、決裁、輸送・貿易をシームレスに実施する体制を構築するため、国家戦略特区における保税地域の許可に当たっては、土地を所有または管理する法人が異なる関係施設間においても、一体的な保税地域として運用が行われるよう検討を行い、速やかに結論を得る。

⑤入管手続きの迅速化

- ・出入国手続の迅速化・円滑化のため、国家戦略特区において、出入国審査に関連する業務の民間委託の拡充について、民間や地方公共団体の協力を得る方策につき検討し、可能な措置から実施する。

(創業支援等、女性や若者が真に活躍できる環境整備)

⑥女性の活躍推進、家事支援ニーズへの対応のための外国人家事支援人材の活用

- ・外国人家事支援人材については、現在、外交官や高度人材等の外国人に雇用される場合にのみ入国・在留が認められているが、女性の活躍推進や家事支援ニーズへの対応、中長期的な経済成長の観点から、まずは国家戦略特区において、地方自治体による一定の管理体制の下、日本人の家事支援を目的とする場合も含め、家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人家事支援人材の入国・在留が可能となるよう、検討を進め、速やかに所要の措置を講ずる。

⑦国家戦略特区での創業人材の受入れ及び多様な外国人受入れのための新たな仕組み

- ・国家戦略特区において、地方自治体による一定の管理体制の下我が国における外国人の創業人材やそのスタッフの受入れを促進するため、「投資・経営」の在留資格について、当初から「2人以上の常勤職員の雇用」又は「最低限（500万円）の投資額」のいずれかを満たすことを求めている現行の要件を見直し、透明性を確保した上で、これらの要件を一定期間内に満たすことを条件として、起業家等の創業人材の入国・在留を認めることとし、速やかに必要な措置を講ずる。

- ・また、創業人材等に加え、クールジャパンに関わる人材などの多様な外国人受入れをこれまで以上に推進するため、国家戦略特区における新たな仕組みや、法令上の措置について、必要な検討を進め、速やかに結論を得る。

⑧時間ではなく成果で評価される制度への改革【再掲】

⑨公立学校運営の民間開放（民間委託方式による学校の公設民営等）

- ・国家戦略特区法において、「公立学校の管理を民間に委託することを可能とするため、関係地方公共団体との協議の状況を踏まえつつ、この法律の施行後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」ことは既に決定していることから、それに則って速やかに対処する。

⑩保育士不足解消等に向けての対応強化

- ・国家戦略特区の区域における保育士の需給状況を踏まえ、現在年1回行われている保育士試験を、国家戦略特区の区域を含む都府県において年2回行うことについて検討するよう、関係都府県に要請する。
- ・国家戦略特区においては、全て又は多くの入所児童が外国人である認可外保育施設について、外国語でコミュニケーションをとることの必要性、子どもの安全の確保を含む適切な保育を提供することの必要性等を踏まえ、認可外保育施設指導監督基準において従事者の概ね3分の1以上配置しなければならない保育士等に、外国での保育士資格を持つ外国人を含めることについて速やかに検討し、結論を得る。

⑪大学のガバナンス改革をさらに推進するための新たな仕組みの検討

- ・今国会に提出中の大学ガバナンス改革に関する法改正の進捗状況等を踏まえつつ、学長選考プロセスを含め、各大学の更なるガバナンス改革の取組を後押しするため、国家戦略特区制度を活用する可能性も含め、新たな仕組みの在り方について継続的に検討を行う。

（革新的な農業等の実践等、地域発先進モデルの構築）

⑫農業等の6次産業化・輸出産業化の更なる推進

- ・農業及び関連事業の6次産業化や輸出産業化を一層推進するため、国家戦略特区に係る区域会議において、随時、追加的な規制・制度改革について民間事業者等から意見聴取を行い、必要な規制・制度改革を確実に実現していくものとする。

iii) PPP/PFI の活用

公共施設等運営権方式については、厳しい財政状況の下での効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とするとともに、民間企業に大きな市場と国際競争力強化のチャンスをもたらす観点から、「取組方針」に基づき、2016年度末までの3年間を集中強化期間と位置づけるとともに以下の取組を行い、その進捗をフォローアップする。

①集中強化期間における重点分野、件数等の数値目標の明示

- ・集中強化期間における公共施設等運営権方式を活用したPFI事業の案件数について、重点分野毎の数値目標（空港6件、上水道6件、下水道6件、道路1件）を設定する。また、公共施設等運営権方式を活用したPFI事業について2022年までの10年間で2～3兆円としている目標を集中強化期間に前倒しする。

②事業環境整備等

- ・運営権者への公務員の派遣等について、仙台空港等の先行事例の検証や民間ニーズの把握に併せて法的根拠の整理等を進め、必要に応じ所要の措置を講ずる。
- ・公共施設等運営権方式を活用する場合の会計上の処理方法において、更新投資の償却や税金などの費用処理について実務的な観点から整理を行う。
- ・地方公共団体の事業実施に向けて、公共施設等運営権制度における指定管理者制度や地方公営企業法上の取扱い等について、通知の発出やガイドライン・手引き等の改訂等を行う。
- ・水道分野において、既存の事業とイコールフットリングを図るため、既存の制度を公共施設等運営権方式へ適用する仕組みを検討する。
- ・地方道路公社の有料道路事業における公共施設等運営権制度の導入に向けて、「構造改革特別区域の第24次提案等に対する政府の対応方針」（平成26年5月19日構造改革特別区域推進本部決定）に基づき、早期に法制上の措置を講ずる。

③制度活用のためのインセンティブ付与

- ・ 地方公共団体が行う公共施設等運営権方式の準備事業等に関する負担について、国・地方による支援のあり方を検討する。
- ・ 地方公共団体が管理する公共施設等に関して、標準的な整備手法による資産台帳整備やアセットマネジメントのための仕組みづくりについて、達成目標の設定や支援の方策を検討する。

④運営権事業推進のための体制強化

- ・ 関係府省において、法務、会計等の専門人材を民間からの登用を推進するなど、体制の強化を図る。

iv) 都市の競争力の向上と産業インフラの機能強化

首都圏空港、国際コンテナ戦略港湾、三大都市圏環状道路等の国際競争力を強化するインフラの整備・活用を推進するとともに、新たに以下の施策を講じる。

①都市の競争力の向上

都市の競争力の向上を図るため、都市再生や都市防災等における課題を解消し、外国企業や来訪者を呼び込むための環境整備を行う。そこで、公的不動産等を活用した密集市街地整備、国家戦略特区法に基づく許認可手続等のワンストップ化などの新たな手法も活用しつつ、2020 年度までに約 40 箇所の大規模な民間都市開発事業を推進する。

②産業インフラの機能強化

2020 年の東京オリンピック・パラリンピックを目途として、首都圏空港の発着枠を現在の約 75 万回から約 8 万回増枠させることを含め、更なる首都圏空港の機能強化方策に係る関係地方公共団体等との協議・検討を行った上で、適切な方策の実行を目指す。また、国際コンテナ戦略港湾である横浜港の国際競争力を強化するため、強制水先の緩和に向けて東京湾における安全対策を含めた検討を行い、本年 8 月までに結論を得る。

5－2 金融・資本市場の活性化、公的・準公的資金の運用等

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020 年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて先進国 3 位以内に入る（現状 15 位）。」

⇒2014 年：15 位（前年と同順位）

※「事業設立」と「不動産登記」の項目で手続所要時間の短縮が図られたが小幅に留まり、その他「電力事情」「資金調達」「投資家保護」「納税」「貿易」「契約執行」「破たん処理」の項目には変化が無かったため、前年同順位に留まる。

※2014 年のランキングは 2013 年 10 月公表。

《KPI》「2020 年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が先進国 3 位以内に入る（現状 4 位）。」

⇒2013 年：東京 4 位（前年と同順位）

※「公共交通の充実・正確さ」（1 位→1 位）、「特許の登録数」（2 位→1 位）等の項目について好順位を維持。「賃金水準」は 17 位→10 位に改善。「法人税率」（32 位→32 位）、「都心から国際空港までのアクセス時間」等（31 位→31 位）については低順位にとどまる。

《KPI》「2020 年までに外国企業の対内直接投資残高を 35 兆円に倍増する（2012 年末時点 17.8 兆円）。」

⇒2013 年末時点（速報値）：18.0 兆円

(2) 施策の主な進捗状況

（「金融・資本市場活性化有識者会合」の提言を取りまとめ）

- ・金融・資本市場の活性化策については、昨年「金融・資本市場活性化有識者会合」を設置して検討を行い、昨年 12 月に同有識者会合において提言を取りまとめた。さらに、本年は、提言の進展状況をフォローアップするとともに、6 月に「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」を取りまとめた。

（公的・準公的資金の運用等について有識者会議の提言を取りまとめ、提言を踏まえた運用等の見直しを着実に実施）

- ・公的・準公的資金の運用等の在り方については、昨年 6 月に「公的・準公的資金の運用・リスク管理等の高度化等に関する有識者会議」を設置し、昨年 11 月に、デフレ脱却を見据えた運用の見直しやリスク管理体制等のガバナンスの見直し等に係る提言を取りまとめた。「産業競争力の強化に関する実行計画」（平成 26 年 1 月 24 日閣議決定）では、同有識者会議の提言を踏まえ、「各資金の規模・性格に応じ、長期的な健全性の確保に留意しつつ、必要な施策を迅速かつ着実に実施すべく所要の

対応を行う。」とされたところである。年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）においては、日本政策投資銀行及びカナダの公的年金基金と共同でのインフラ投資の開始や、パッシブ運用における新たな株式インデックスの採用、日本版スチュワードシップ・コードの受入れを決定するなど、提言を踏まえた対応を着実に実施している。

（３）新たに講ずべき具体的施策

金融・資本市場の活性化、公的・準公的資金の運用等の見直しとともに、今後の改革の方向性が示されたところであり、これらを踏まえ、改革を着実に進めていく。

i) 金融・資本市場の活性化

有識者会合の提言等を踏まえ、アジアの成長も取り込みつつ、証券市場の活性化や資産運用市場の強化を図ること等により、アジアナンバーワンの金融・資本市場の構築を目指す。

①国際金融センターとしての地位確立とアジアの潜在力発揮

- ・東京市場におけるアジア各国通貨の調達環境の充実やクロスボーダー取引の活性化を通じ、国際金融センターとしての地位を確立するため、証券決済等のインフラ整備や ASEAN 諸国との債券発行に係る書類・手続の共通化を進める。また、日本の金融・資本市場へのアクセス向上のため、英語による金融行政のワン・ストップ窓口の活用を進める。
- ・アジアに進出する日系企業等に向け現地通貨の安定的な調達や円滑な資金決済を確保するため、日本国債を活用したクロスボーダー担保やクロスカレンシーレポの推進、民間事業者によるアジア域内の ATM 相互接続等を進める。また、本邦企業や金融機関がアジア各国でビジネスを行っていくための環境整備を行うため、本邦金融機関のアジアでの活動をサポートする体制の強化を進める。
- ・アジア地域の金融セーフティネットの強化のため、アジア各国との二国間通貨スワップの拡充・再締結を進める。
- ・内外の多様な資金調達・運用ニーズに対応するため、東証による上場インフラファンド市場の創設に必要な制度的手当等を年内に行うとともに、インフラファンドやヘルスケア REIT の組成に向けた環境整備を推進する。
- ・海外の金融センターにおいて、取引所間の厳しい国際的競争の下

で合従連衡が進み、金融・証券デリバティブ市場と商品デリバティブ市場の統合が進んでいる状況等も踏まえ、総合取引所を可及的速やかに実現するとともに、電力先物・LNG 先物の円滑な上場を確保するよう、積極的に取り組む。

②資金決済高度化等

- ・日銀ネットの稼働時間が延長されることを活用しつつ、金融機関・企業等における資金・証券決済の高度化を図る。即時振込みなどの資金決済高度化については、全国銀行協会が諸外国の動向も参考に具体的な改善内容・スケジュール等の検討を行い年内を目途に結論を出すこととされており、政府としてもこうした資金決済の高度化に向けた取組を促す。国内送金における商流情報（EDI 情報）の添付拡張についても、流通業界と金融機関との共同システム実験の結果等も踏まえつつ、企業と金融機関の連携強化による速やかな対応が図られるよう促す。
- ・2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催等を踏まえ、キャッシュレス決済の普及による決済の利便性・効率性の向上を図る。このため、訪日外国人の増加を見据えた海外発行クレジットカード等の利便性向上策、クレジットカード等を消費者が安全利用できる環境の整備及び公的分野での電子納付等の普及をはじめとした電子決済の利用拡大等について、関係省庁において年内に対応策を取りまとめる。

③豊富な家計資産が成長マネーに向かう循環の確立

- ・豊富な個人金融資産が成長マネーに向かう循環を確立するため、
 - － NISA の普及促進に向け、制度の趣旨や利用者のニーズを踏まえた施策の推進や金融経済教育の充実などにより投資家の裾野拡大を図る。
 - － 投資信託の運用に係る透明性の向上及び投資家の利益を第一に考えた投資商品の提供に向けた取組を進めるとともに、受託者としての責務を果たし真に投資家のための運用が行われるための総合的な環境整備について、本年中を目途に検討を進め結論を得た上で必要な措置を講じ、投資運用に係る全体的なレベル向上を図る。
- ・確定拠出年金の一層の普及等を図るため、確定拠出年金制度全体の運用資産選択の改善、ライフスタイルの柔軟性への対応等について、3 階部分も含めた公的年金制度全体の見直しとあわせて検

討を行う。

④IFRS の任意適用企業の拡大促進

- ・ 2008 年の G20 首脳宣言において示された、会計における「単一で高品質な国際基準を策定する」との目標の実現に向け、IFRS の任意適用企業の拡大促進に努めるものとする。
- ・ また、従来進めてきた施策に加え、IFRS の任意適用企業が IFRS 移行時の課題をどのように乗り越えたのか、また、移行によるメリットにどのようなものがあつたのか、等について、実態調査・ヒアリングを行い、IFRS への移行を検討している企業の参考とするため、「IFRS 適用レポート（仮称）」として公表する等の対応を進める。
- ・ 上場企業に対し、会計基準の選択に関する基本的な考え方（例えば、IFRS の適用を検討しているか等）について、投資家に説明するよう東京証券取引所から促すこととする。

⑤企業の競争力強化に向けた取組

- ・ より良いコーポレートガバナンスを導く環境整備として、収益性やコーポレートガバナンス等に着目して選定された企業で構成された JPX 日経インデックス 400 について、先物の早期上場を支援するなど普及・定着のための積極的な取組を促す。
- ・ 国際協力銀行（JBIC）の「海外展開支援融資ファシリティ」を本邦企業の収益力向上に資する案件に重点化するとともに、新たな融資手段として、①「劣後ローン」、②「LBO ファイナンス」を導入する。【再掲】
- ・ 私的整理を含め、企業再生に関する法制度や実務運用の在り方を見直す。【再掲】
- ・ 監査の質の向上、公認会計士資格の魅力の向上に向けた取組を促進する。

ii) 公的・準公的資金の運用等の見直し

GPIF をはじめとする公的・準公的資金の運用等の在り方については、引き続き、有識者会議の提言を踏まえ、各資金の規模・性格に応じ、長期的な健全性の確保に留意しつつ、必要な施策を迅速かつ着実に実施すべく所要の対応を行う。

GPIF の基本ポートフォリオについては、本年 6 月に公表された「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し―平成 26 年財政検証

結果一」を踏まえ、デフレからの脱却、適度なインフレ環境への移行など長期的な経済・運用環境の変化に即し、年金財政の長期的な健全性を確保するために、適切な見直しをできるだけ速やかに実施するとともに、GPIF は、受入れを表明した日本版スチュワードシップ・コードを踏まえた対応を速やかに実施する（※）。

また、基本ポートフォリオ見直しとあわせ、ガバナンス体制の強化を図る必要があり、まずはフォーワードルッキングな観点からリスク管理体制の再構築等を行うことで、より機動的な運用を目指す。さらに、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）」に基づき、運用委員会について、複数の常勤委員を配置し、資金運用の重要な方針等について実質的に決定できる体制の整備や、報酬の見直し等による高度で専門的な人材の確保等の取組を速やかに進めるとともに、資金運用の観点から行う有識者会議の提言を踏まえ、厚生労働省において、当該資金の規模・性格に即して、長期的な健全性の確保に留意しつつ、主たる事務所の所在に関することに加え、年金制度、法人の組織論等の観点から今後の法改正の必要性も含めた検討を行うなど必要な施策を迅速かつ着実に実施すべく所要の対応を行う。

※運用の改革は、専ら被保険者の利益のために行うものである。こうした運用が結果的に成長への投資、ひいては日本経済に貢献し、経済の好循環実現にもつながる。

5-3. 環境・エネルギー制約の克服

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「遅くとも 2020 年を目途に電力システム改革を完了する」

⇒2013 年臨時国会及び 2014 年通常国会において電気事業法の改正法案が成立。

《KPI》「1500 度級の IGCC について、2020 年代の実用化を目指す」

⇒50 万 kW 級の大規模 IGCC（1500 度級）実証設備の建設が発表され、建設に向けた調整を開始。

《KPI》「2013 年度末までにモンゴル・バングラデシュ・エチオピアに加え数か国との二国間オフセット・クレジット制度の協議妥結・署名」

⇒2013 年度末までにモンゴル・バングラデシュ・エチオピアに加え 7 か国、さらに 2014 年 4 月に 1 か国と二国間協議妥結・署名（計 11 か国）。

(2) 施策の主な進捗状況

(第 4 次エネルギー基本計画を閣議決定)

- ・本年 4 月、東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故を始めとしたエネルギーを巡る環境変化を踏まえ、新たなエネルギー政策の方向性を示した第 4 次エネルギー基本計画を閣議決定した。

(2020 年度の我が国の温室効果ガス排出削減目標を登録)

- ・昨年 11 月、地球温暖化対策の会議（COP19）において、2020 年度の我が国の温室効果ガスの排出削減について、原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した現時点での目標として、2005 年度比 3.8%減を発表（その後国連気候変動枠組条約事務局に登録）するとともに、①革新的技術の開発、②日本の技術の海外展開、③1 兆 6000 億円の途上国支援を柱とする攻めの地球温暖化外交戦略を発表、同戦略に記載されている項目の実現に向けて着実に取り組んでいる。

(第 1 段階・第 2 段階の電力システム改革の実施を決定)

- ・電力システム改革については、昨年 11 月に成立した第 1 段階の電気事業法改正案の附則で、遅くとも 2020 年までに改革を完了させるプログラムが示された。また、本年 6 月に第 2 段階の電気事業法の改正法案が成立したことを受け、昨年の改正とあわせ、第 1 段階の改革（広域的運営推進機関の設立）、第 2 段階の改革（小売り参入の全面自由化）を着実に進めている。

(原子力事業者からの申請に基づく厳正な審査の実施)

- ・安全性が確認された原子力発電の活用については、昨年7月に原子力規制委員会が「新規制基準」を施行し、事業者からの申請に基づき新規制基準への適合性審査を順次実施している。

(世界最先端の高効率火力発電が運転開始)

- ・高効率火力発電については、昨年8月に関西電力管内で1600度級LNG火力の初号機が、12月には東京電力管内で60万kW級と100万kW級の石炭火力(USC)が運転を開始した。さらに、これに引き続き、福島県において、大型石炭ガス化複合発電(IGCC)実証設備の環境影響評価手続が本年5月に開始されるなど、世界最先端の高効率火力発電の導入が続々と進んでいる。

(米国からのLNG供給の早期実現に向けた働きかけの実施等)

- ・LNG調達コストの低減については、米国からのLNG供給の早期実現に向け、日本企業が関与するLNGプロジェクトの輸出許可の獲得に向けた働きかけを実施し、4件全ての輸出許可を獲得した。また、アフリカ最大の鉱業投資大会(Mining INDABA2014)に参加し、アフリカ資源国との関係を強化した。

(製油所等におけるリスク対応力の強化等)

- ・製油所における「非常用3点セット」(非常用発電機、非常用情報通信システム(衛星通信等)、ドラム缶石油充填出荷設備)導入の促進、改正備蓄法に基づく中核SSの全国的な指定やLPガス中核充填所の整備など、リスク対応力を強化したほか、石油コンビナート設備最適化を促進すべく、事業所間を結ぶ配管設置支援等の連携事業を実施した。

(3) 新たに講ずべき具体的施策

震災以降、我が国の燃料輸入額は10兆円増加しており、2013年度に海外に流出する輸入燃料費は、東日本大震災前並(2008年度～2010年度の平均)にベースロード電源として原子力発電を利用した場合と比べ約3.6兆円増加したと試算されている。

これまでも、環境・エネルギー制約の克服のための施策を講じてきたところだが、引き続き、エネルギーコスト及び温室効果ガス排出量を可能な限り抑制しつつ、平時・危機時を問わない安定供給体制を強化するため、第4次エネルギー基本計画に基づき、各種施策を実行し、エネルギーの安定供給・コスト低減による事業環境の改善を図る。

具体的には、徹底した省エネルギーを推進することにより更なるエネルギー効率の向上を図りつつ、供給側においては、遅くとも 2020 年を目途に電力システム改革を完了することを目指すとともに、ガスシステム改革等に取り組む。また、安全性が確認された原子力発電の再稼働、高効率火力発電（石炭・LNG）の導入、LNG 等の調達コストの低減、エネルギー先物市場の整備等の取組を、着実かつ早急に進める。

①徹底した省エネルギーの推進

省エネの専門家によるエネルギーマネジメントや省エネ診断の活用、先端的な省エネ設備の導入、複数工場にまたがる生産ライン等の集約、コジェネレーションの活用といった徹底した省エネルギーの取組を事業者に促す制度を整備し、世界最高レベルのエネルギー効率を実現する。また、需要家のネガワット（節電容量）の取引を促進するため、需要抑制の測定方法等に関するガイドラインを策定する。

②電力システム改革の断行

第一段階の改革については、2015 年目途の広域的運営推進機関設立を目指して引き続き準備を進める。

第二段階の改革については、電気の小売業への参入の全面自由化のための環境整備を進める。

第三段階の改革（法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保）については、次期通常国会への法案提出を目指し、準備を進める。

③ガスシステム及び熱供給システム改革の推進

都市ガスが低廉・安全かつ安定的に供給され、消費者に新たなサービスなど多様な選択肢が示されるガスシステムの構築に向けた検討を進めて早期に検討をとりまとめ、速やかに実行に移していく。また、電力・ガスのシステム改革と併せて、熱電一体供給も含めたエネルギー供給を効率的に実施できるようにするため、熱供給事業の在り方の見直しを検討する。

④安全性が確認された原子力発電の活用

いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下、原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。その際、国も前面に立ち、立

地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組む。

⑤高効率火力発電（石炭・LNG）の導入推進及び国際展開

環境アセスメントにおいて参考とすべき、利用可能な最新鋭の技術として、コンバインドサイクル等に関する新たな技術が追加されたことを受け、高効率火力発電の導入をさらに促進する。また、世界最高の技術水準による地球規模での CO2 排出抑制のため、公的金融支援やトップ外交を通じアジア・東欧等の新興国へ普及させる。

⑥LNG 等の調達コストの低減

仕向地条項の緩和などによる LNG 市場の柔軟化を推進するとともに、新たな共同調達の戦略的活用の促進、北米等からの LNG 供給の実現や権益獲得による供給源の多角化、資源輸送ルートが多様化への対応など、資源調達環境の改善を進める。

⑦固定価格買取制度の在り方の検討

再生可能エネルギー源の最大の利用の促進と国民負担の抑制を最適な形で両立させるような施策の組み合わせを構築することを軸として総合的に検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

⑧石油・LP ガスサプライチェーン等の維持・強化

「エネルギー供給構造高度化法」の告示について、複数社による共同対応を促進する形で抜本的に見直すこと等により、石油コンビナートの設備最適化・事業再編等を促進する。市町村の計画等に石油・LP ガスの安定供給確保策を新たに位置づけるなど、関係省庁・自治体等との連携を強化する取組等を通じて、地域の産業・生活インフラ基盤を強化する。さらに、石油会社の「系列 BCP」に基づき製油所から SS までの一貫した災害対応能力の強化（関係省庁連携による耐震・液状化対策や物流円滑化）等を行う。電気・ガスについては、近年大幅に見直されている自然災害の被害想定等を踏まえ、新たな計画の策定等により、これまでにない規模の自然災害にも対応した復旧迅速化対策を推進する。

6. 地域活性化・地域構造改革の実現/中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「開業率が廃業率を上回る状態にし、米国・英国レベルの開・廃業率 10%台（現状約 5%）を目指す。」

⇒日本政策金融公庫国民生活事業の平成 25 年度第 3 四半期（4 月～12 月まで）の創業融資実績をみると、17,304 企業（前年同期比 114%）、1,343 億円（前年同期比 133%）と 7 年ぶりの高水準

《KPI》「2020 年までに黒字中小企業・小規模事業者を 70 万社から 140 万社に増やす。」

⇒採算 DI が 2013 年第 3 期から 3 期連続で上昇するなど、中小企業の経営状況が上向いている傾向は伺われる
（黒字中小企業・小規模事業者の 2013 年の数値は未発表）

(2) 施策の主な進捗状況

(地域における創業支援体制を構築)

- ・ 昨年 12 月に産業競争力強化法が成立し、市町村が民間の創業支援事業者と連携して創業支援体制を構築する取組が整備された。これまでに 87 件 94 市町村の創業支援事業計画を認定した。

(地域ブランドの保護対象者を拡充)

- ・ 本年 4 月に特許法の改正法案が成立し、利用価値の高い地域ブランドの保護を可能とするため、地域団体商標の登録主体が商工会や商工会議所等に拡充された。

(地方産業競争力協議会による地域成長戦略の取りまとめ等)

- ・ 全国各地の地域の生の声を反映していくため、地域ブロックごとに「地方産業競争力協議会」を設置し、戦略産業の特定や地域資源の掘り起こし等を内容とする地域の成長戦略が策定された。また、本年 1 月に設置された「地域活性化プラットフォーム」において、都市・地域の構造や地域産業を総合的に改革していくモデルケースを全国から公募し、33 件選定した。

(成長分野参入/国際展開への取組を促進)

- ・ 中小・小規模事業者の成長分野進出については、本年 2 月に中小ものづくり高度化法の技術分野の見直しを行い、成長分野への参入を促す

ための環境整備を行った。また、国際展開支援の取組として、海外展開現地支援プラットフォームを本年5月までに11箇所設置した。今後6箇所に設置予定。

(3) 新たに講ずべき具体的施策

各地域で昨年来取り組まれてきた地方産業競争力協議会において、戦略の方向性が見えてきたところであり、今後は実行に移す段階である。このため、やる気のある地域がアクションプラン等を策定するなど戦略を実行するにあたり、国としても伴走型で支援し、地域の創意工夫を後押しするとともに、持続可能な地域経済構造実現のための取組を進める。

具体的には、人口減少の厳しい現実を受け止め、集約化と活性化をキーワードとした総合的なビジョンと省庁横断的な政策手段について、中長期的観点から検討するとともに、若者・女性の創業促進やふるさとの特色ある地域資源の活用など実行可能な政策から直ちに具体化し実行していく。その際、中小企業・小規模事業者向けの支援策について、確定検査の簡素化や広報の強化を始め、使い勝手の更なる向上を図る。

また、企業の収益性・生産性を高めつつ、地域の自立的な発展を促すには地域金融機関の役割が重要である。このため、地域金融機関の融資先企業に対する経営改善・生産性向上・体質強化支援等の取組を促進する。

(地域活性化/中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新)

①地域活性化関連施策をワンパッケージで実現する伴走支援プラットフォームの構築

各省庁が持つ各種の地域活性化関連施策を統合的に運用し、やる気のある地域に対して集中的に政策資源を投入し、政策効果を最大化する。このため、新たな「国土のグランドデザイン」との連携、地域活性化関連の計画との連携等とのワンストップ化、地域にとってより使い勝手のよい新たな支援策を含め、各地域活性化関連施策をワンパッケージで実現する地域創生の仕組みを構築するため、次期通常国会に地域再生法の改正法案を提出する。あわせて、地域の人々や企業の地域活性化の取り組みに資するとともに地域活性化に関する政策資源を効率的に活用するため省庁横断的な情報共有機能の強化をはじめとする取組を実施する。また、「集約とネットワーク化」の考え方に基づき、プラットフォームの構築と連携して地方中枢拠点都市圏・定住自立圏や集落ネットワーク圏の形成等について2015年度から全国展開を図るなど積極的に支援を行う。

②地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成

世界市場も視野に入れ、競争に勝ち抜いていくために、ビジネスモデルを含めて如何にイノベーションを起こしていけるかが極めて重要である。このため、以下の施策を実施する。

- ・ 地域の戦略産業の創出・育成に向けて、地域の中堅企業等を中核とし、研究機関、地方大学、自治体、金融機関等産学官金が広域的に連携する場を形成するための支援等オープンイノベーションに向けた取組みを推進するとともに、これらの者がネットワークを形成し、革新的な研究開発とその事業化を推進するための体制を整備することで、市町村や県境を超えたプロジェクトを創出する。
- ・ 併せて、マーケットインの発想に基づく産学官連携による製品開発を促進するため、中小ものづくり高度化法の対象技術にデザイン等を追加するなど支援制度を見直す。
- ・ また、自治体を中心とした産学官金の連携の下、地域経済イノベーションサイクルによる支援、産業競争力強化法に基づく中小企業の創業支援のスキームの活用等により、雇用吸収力の大きい地域の企業を立ち上げる。
- ・ 地域経済活性化支援機構による地域の核となる企業の早期経営改善等を支援するファンドの設立・資金供給の促進を図るとともに、中堅・中小企業等の成長分野である健康・医療分野への進出を促進するため、中小企業基盤整備機構のファンド出資事業の投資対象の条件を拡大する。
- ・ 各地域に戦略産業を支える人材を根付かせるため、中小企業・小規模事業者の人材確保から定着まで一貫支援を行う「地域人材バンク」を創設する。
- ・ 中堅企業等の海外展開の促進に向けて、日本企業の海外事業拠点における販路開拓等のパッケージ支援をJETRO等関係機関を活用しつつ行う。

③ふるさと名物応援

中小企業地域資源活用促進法を見直し、品質管理の徹底など消費者の購買意欲を喚起する仕組みを組み込みつつ、地域資源を活用した「ふるさと名物」の開発・販路開拓を推進するとともに、観光（自然、文化、産業遺産等）や農林水産品など地域資源を活用して消費者を地域に呼び込むツーリズムを促進する。その際、「地域おこし協

力隊」等の取組も含め、地域資源のブランド化を推進できる人材の発掘・派遣・育成を進めるとともに、戦略的に観光振興に取り組める体制を整備することで、地域資源を活用した地域全体の活性化を図る。

④地域金融機関等による事業性を評価する融資の促進等

企業の経営改善や事業再生を促進する観点から、金融機関が保証や担保等に過度に依存することなく、企業の財務面だけでなく、企業の持続可能性を含む事業性を重視した融資や、関係者の連携による融資先の経営改善・生産性向上・体質強化支援等の取組が十分なされるよう、また、保証や担保を付した融資についても融資先の経営改善支援等に努めるよう、監督方針や金融モニタリング基本方針等の適切な運用を図る。

このような事業性を重視した融資の取組に資する観点から、地域金融機関等の融資判断の際に活用できる技術評価の仕組みの構築に取り組む。

こうした観点も踏まえ、「金融機関全体の健全性の観点からあまり重大でない小口の資産査定については、金融機関において引当等の管理態勢が整備され有効に機能していれば、その判断を極力尊重する」とのモニタリング基本方針の適用なども含め、適切な検査手法の在り方の検討やその活用に関し今後とも継続的に取り組むとともに、地域金融機関等による「経営者保証に関するガイドライン」の活用を図る。また、これらを通じた金融機関における対応の進捗状況を踏まえつつ、信用保証について不断に制度の見直しを実施していく。

さらに、地域金融機関等による地域経済活性化支援機構等を通じた地域企業の経営における専門人材の活用に関し重点的に取り組むとともに、同機構による地域の核となる企業の早期経営改善等を支援するファンドの設立・資金供給の促進を図る。

また、地域の企業の事業活動が広域化していること等も踏まえ、地域金融機関が、今後の企業の本業支援や産業の再生支援等に必要な機能や態勢及び経営体力の強化を図っていくよう促していく。

⑤若者・女性の創業促進を含めた中小企業・小規模事業者の新陳代謝

ふるさとを元気づけるためには、若者・女性が創業しやすい環境整備が重要である。このため、日本政策金融公庫や「よろず支援拠点」、商工会・商工会議所、(独)中小企業基盤整備機構等の支援機関が総力をあげて①創業マインド向上の推進（ビジネスプラングラ

ンプリ等)、②地域の相談体制の整備の促進、③創業者向けの円滑な資金供給の強化を進める。併せて、医療・保育・教育等の関連分野における新たなニーズに応えるため、女性を中心に増加しているNPOによる起業への支援を強化する。

創業に伴う生活の不安定化の懸念を解消するため、求職活動中に創業の準備・検討を行う者に対する雇用保険給付の取扱いの明確化や、従業員として勤務したまま創業を可能とする兼業・副業・創業休職を促進する。また、官公需法を見直し、創業間もない企業（中小ベンチャー企業）の政府調達への参入を促進し、経営の支援や信用力の向上を行う。

「次世代へのバトンタッチ」を促すため、中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化等が進む中、事業承継を契機とした既存事業からの撤退と新事業展開（第二創業）の促進、後継者不在企業の事業売却（M&A）を円滑化するためのガイドラインの作成、事業引継ぎ支援センターの拡充、商店街の空き店舗の活用やダウンサイジングなどを進める。また、小規模事業者に対する金融支援を充実させるとともに、廃業時のセーフティネット・事業承継支援機能を拡充するため、中小企業基盤整備機構が運営する小規模企業共済制度を見直すとともに、中小企業支援機関の支援機能の強化を行う。

（地域の経済構造改革）

⑥総合的な政策推進体制の整備

人口急減・超高齢化を克服し、活力ある地域経済構造を実現するためには、地方自治体をはじめ地域それぞれの創意工夫や努力がより反映されるよう政策手段などの大胆な見直しに着手しつつ、地域資源を活用するなど「個性を活かした地域戦略」を推進するとともに、地域の合意形成の下での都市機能の集約や地方中枢都市圏等の形成等を図り、行政サービスの集約と経済活動の活性化を実現することが重要であり、長期的な観点からの地域経済構造に係る総合的なビジョンを示す必要がある。

こうしたことも踏まえ、都市機能や産業・雇用の集約・集積とネットワーク化を図りながら地域の活力を維持し、東京への一極集中傾向に歯止めをかけるとともに、少子化と人口減少を克服することを目指した総合的な政策の推進が重要であり、このための司令塔となる本部を設置し、政府一体となって取り組む体制を整備する。

二. 戦略市場創造プラン

テーマ 1 : 国民の「健康寿命」の延伸

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020 年までに国民の健康寿命を 1 歳以上延伸【男性 70.42 歳、女性 73.62 歳（2010 年）】」

⇒平均寿命について、2012 年：男性 79.94 歳、女性 86.41 歳【男性 79.55 歳、女性 86.30 歳（2010 年）】

《KPI》「2020 年までにメタボ人口を 2008 年度比 25%減【1400 万人（2008 年度）】」

⇒2011 年度：2008 年度比 9.7%減

《KPI》「2020 年までに健診受診率（40～74 歳）を 80%（特定健診を含む）【67.7%（2010 年）】」

⇒特定健診受診率について、2011 年度：44.7%【43.2%（2010 年度）】

(2) 施策の主な進捗状況

(健康産業に関するグレーゾーン解消を推進)

- ・ 昨年 12 月に成立した産業競争力強化法に基づき創設されたグレーゾーン解消制度を利用した事業者からの申請に対して、民間サービス事業者が行う運動機能の維持など生活習慣病の予防のための運動指導、血液の簡易検査とその結果に基づく健康関連情報の提供について規制の対象に当たらないことが確認された。また、健康寿命延伸産業について、他の事例を含め、「健康寿命延伸産業分野における新事業活動のガイドライン」を策定し、グレーゾーンの解消を更に推進した。

(一般用医薬品のインターネット販売を実現)

- ・ 安全性を確保しつつ原則として全ての一般用医薬品のインターネット販売を可能とする薬事法の改正が昨年 12 月に成立し、1 万以上の一般用医薬品のうち劇薬 5 品目を除くすべての品目についてインターネット販売が認められることとなった（スイッチ直後品目は原則 3 年間を上限とする検証期間において安全性を確認した後にインターネット販売を認める）。

(医療分野の研究開発の司令塔を創設)

- ・ 医療分野の研究開発の司令塔として健康・医療戦略推進本部及び独立行政法人日本医療研究開発機構を創設する法案が本年 5 月に成立し、

医薬品や医療機器等の医療分野の研究開発を各省連携により推進していく体制が構築された。また、医療機器や再生医療等製品の承認を迅速化する薬事法等の改正や、再生医療技術を迅速かつ安全に実用化するための仕組みを整備する再生医療等安全性確保法が、昨年 11 月に成立し、医療分野の研究開発やその実用化を加速する枠組みが整備された。

(先進医療の評価の迅速化等を推進)

- ・このほかに、新たな外部機関の創設による先進医療（抗がん剤）の評価の迅速化・効率化、医療の国際展開に向けた医療法人の現地法人への出資に係るルールの特例化、運営の透明性の確保のための社会福祉法人の財務諸表公表の義務化などの施策が実施された。

(3) 新たに講ずべき具体的施策

日本再興戦略では、健康長寿産業を戦略的分野の一つに位置付け、健康寿命延伸産業や医薬品・医療機器産業などの発展に向けた政策など、数多くの施策を掲げたが、医療・介護分野をどう成長市場に変え、質の高いサービスを提供するか、制度の持続可能性をいかに確保するかなど、中長期的な成長を実現するための課題が残されていた。

この課題に対応するため、①効率的で質の高いサービス提供体制の確立、②公的保険外のサービス産業の活性化、③保険給付対象範囲の整理・検討、及び④医療介護の ICT 化等の各課題に取り組む。

i) 効率的で質の高いサービス提供体制の確立

①医療・介護等を一体的に提供する非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の創設

地域内の医療・介護サービス提供者の機能分化や連携の推進等に向けた制度改革を進め、医療、介護サービスの効率化・高度化を図り、地域包括ケアを実現する。

このため、医療法人制度においてその社員に法人になることができることを明確化した上で、複数の医療法人や社会福祉法人等を社員総会等を通じて統括し、一体的な経営を可能とする「非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）」を創設する。

その制度設計に当たっては、産業競争力会議医療・介護等分科会中間整理（平成 25 年 12 月 26 日）の趣旨に照らし、当該非営利ホールディングカンパニー型法人（仮称）への多様な非営利法人の参画（自治体、独立行政法人、国立大学法人等を含む）、意思決定方

式に係る高い自由度の確保、グループ全体での円滑な資金調達や余裕資金の効率的活用、当該グループと地域包括ケアを担う医療介護事業等を行う営利法人との緊密な連携等を可能とするため、医療法人等の現行規制の緩和を含む措置について検討を進め、年内に結論を得るとともに、制度上の措置を来年中に講じることを目指す。

さらに、大学附属病院が担っている教育、研究、臨床機能を維持向上するための措置を講じること前提に、非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）を活用した他の病院との一体的経営実現のために大学附属病院を大学から別法人化できるよう、大学附属病院の教育・研究・臨床機能を確保するための措置の具体的内容、別法人化に向けた必要な制度設計について、非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の検討内容等を踏まえつつ検討を進め、年度内に結論を得るとともに、制度上の措置を来年度中に講じることを目指す。

併せて、自治体や独立行政法人等が設置する公的病院が非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）に参画することができるよう、必要な制度措置等について検討する。

②医療法人制度に関する規制の見直し

以下の事項について、年内に検討し、その結果に基づいて、制度的措置を速やかに講じる。

- ・医療法人の分割

会社法の会社分割と同様のスキームを医療法人について認める。

- ・医療法人の附帯業務の拡充

医療法人が所有する遊休スペースを介護施設・高齢者向け住宅等の用途に使用することを目的とした賃貸事業を附帯業務として認める等、医療法人の附帯業務の範囲を拡大する。

- ・社会医療法人の認定要件の見直し

社会医療法人の一層の普及を図るため、地域の実情を踏まえた認定要件とする。

③医療品質情報の更なる開示、介護サービスの質の改善

医療・介護サービスの質の向上に資するよう、以下の取組を行う。

- ・「医療の質の評価・公表等推進事業」を活用して、自治体病院等の公設・公的病院について病院間の横比較を可能とするようなデ

ータの開示を促す。

- ・DPC データ（集計表データ）について、第三者提供の本格的な運用に向け、本年度より、試験的に運用を開始する。
- ・介護サービスの質の評価に向けた仕組み作りについて、本年度末までに検討し、その結果を公表する。

④居住系介護施設待機者の解消に向けた適切な介護サービス提供体制の構築

来年度に予定されている市町村の「介護保険事業計画」や都道府県の「介護保険事業支援計画」の策定に向け、市町村が居住系介護施設を含めた介護サービスについて、適切なサービス量を見込むことなど地域の実情に即した計画策定を行えるよう、地域の課題やニーズ等を把握し分析するための支援ツールの提供や、他の都道府県・市町村の統計データ等を比較・分析できる仕組みを構築する等により、支援を行う。

⑤大都市圏の高齢化に伴う医療・介護需要への対応

大都市圏の高齢者数の急増に伴う医療・介護需要の増大に対して対応可能な都市型モデル（広域単位での連携、在宅医療・介護の推進等）を構築するべく、首都圏の自治体と連携しながら、需要推計及び対応策について来年度末までに検討を行い、所要の措置を講じる。

⑥看護師・薬剤師等医師以外の者の役割の拡大

看護師、介護福祉士、薬剤師等の医師以外の者が携わることができる業務の範囲の在り方について検討し、結論を得た上で必要に応じて年内に所要の措置を講じる。

ii) 公的保険外のサービス産業の活性化

①個人・保険者・経営者等に対する健康・予防インセンティブの付与

個人、保険者に対する健康増進、予防へのインセンティブを高めるため、以下の保険制度上の対応等、所要の措置を来年度中に講じることを目指す。

- ・個人に対するインセンティブ

医療保険各法における保険者の保健事業として、ICT を活用した健康づくりモデルの大規模実証成果も踏まえつつ、一定の基準

を満たした加入者へのヘルスケアポイントの付与や現金給付などを保険者が選択して行うことができる旨を明示し、その普及を図る。併せて、個人の健康・予防に向けた取組に応じて、保険者が財政上中立な形で各被保険者の保険料に差を設けるようにすることを可能とするなどのインセンティブの導入についても、公的医療保険制度の趣旨を踏まえつつ検討する。

- ・保険者に対するインセンティブ

後期高齢者医療への支援金の加算・減算制度について、保険者の保健事業の取組に対するより一層の効果的なインセンティブとなるよう、関係者の意見や特定健診・保健指導の効果検証等を踏まえ具体策を検討する。

このほか、経営者等に対するインセンティブとして、以下のような取組を通じ、健康経営に取り組む企業が、自らの取組を評価し、優れた企業が社会で評価される枠組み等を構築することにより、健康投資の促進が図られるよう、関係省庁において年度内に所要の措置を講じる。

- ・健康経営を普及させるため、健康増進に係る取組が企業間で比較できるよう評価指標を構築するとともに、評価指標が今後、保険者が策定・実施するデータヘルス計画の取組に活用されるよう、具体策を検討
- ・東京証券取引所において、新たなテーマ銘柄（健康経営銘柄（仮称））の設定を検討
- ・「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」やCSR 報告書等に「従業員等の健康管理や疾病予防等に関する取組」を記載企業の従業員の健康増進に向けた優良取組事例の選定・表彰 等

②ヘルスケア産業を担う民間事業者等が創意工夫を発揮できる市場環境の整備

- ・ヘルスケア産業に対して資金供給及び経営ノウハウの提供等を行い、新たなビジネスモデルの開発・普及を促していくため、地域経済活性化支援機構(REVIC)において、「地域ヘルスケア産業支援ファンド（仮称）」を年度内に創設し、地域におけるヘルスケア産業の創出・拡大の支援を図る。
- ・企業や個人が安心して健康・予防サービスを利用できるよう、ニーズの高い「運動指導サービス」について、「民間機関による第

三者認証」を試行的に実施するとともに、そのための学会や業界団体等の専門家・専門機関による支援体制を整備する。また、この第三者認証制度等を活用し、事業者の特性に応じた政策金融の活用の可能性等を検討する。

- ・「医・農商工連携」など、地域資源を活用したヘルスケア産業の育成を図るため、地域版「次世代ヘルスケア産業協議会」の全国展開を図る。
- ・地域の保健師等の専門人材やアクティブシニア人材を活用するため、ヘルスケア産業を担う民間事業者等とのマッチング支援を行う。
- ・糖尿病が疑われる者等を対象として、ホテル・旅館等の地元観光資源などを活用して行う宿泊型新保健指導プログラム（仮称）を年度内に開発し、試行事業等を経た上で、その普及促進を図る。
- ・民間企業（コンビニ、飲食店等）による健康増進・生活支援・介護予防サービスの多機能拠点（総合相談、訪問・通所サービス、宅配・配食サービス、見守り等）を「街のワクワク(WAC WAC)プレイス」（仮称）として、市町村にその情報を一元的に集約して住民に提供する仕組みを来年度中に構築する。

③医療用医薬品から一般用医薬品への移行（スイッチ OTC）の促進

セルフメディケーションの推進に向け、医薬品（検査薬を含む）の医療用から一般用への転用（スイッチ OTC）を加速するため、以下の措置を講じる。

- ・海外のデータも参考にしつつ、企業の承認申請に応じて速やかな審査を行う。

このため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の承認審査の予見性を高め、企業の開発を促すため、承認審査における審査期間の目標設定やその短縮、企業からの相談に対応する体制の拡充等について、本年度から順次措置を講じる。

- ・米国など海外の事例も参考に、産業界・消費者等のより多様な主体からの意見が反映される仕組みを年度内に構築する。

④医療・介護のインバウンド・アウトバウンドの促進

外国人患者が、安心・安全に日本の医療サービスを受けられるよう、医療通訳等が配置されたモデル拠点の整備を含む医療機関における外国人患者受入体制の充実を図る。また、外国人旅行者が医療機関に関する情報をスムーズに得るための仕組づくりを行う。

医療の国際展開については、他国における医師・看護師等の人材育成、公的医療保険制度整備の支援や民間保険の活用の促進、一般社団法人メディカル・エクセレンス・ジャパン（MEJ）を活用した医療技術・サービス拠点整備等の医療関連事業の展開を図るとともに、国際共同臨床研究・治験の推進、日本で承認された医薬品・医療機器について相手国での許認可手続の簡素化等の取組をより推進する。

さらに、高齢化対策に関する政府間の政策対話等を通じて、介護事業者の積極的な海外展開に資する必要な支援を講じる。

iii) 保険給付対象範囲の整理・検討

①最先端の医療技術・医薬品等への迅速なアクセス確保（保険外併用療養費制度の大幅拡大）

「必要かつ適切な医療は基本的に保険診療により確保する」という国民皆保険制度の理念を踏まえつつ、多様な患者ニーズの充足、医療産業の競争力強化、医療保険の持続可能性保持等の要請に対してより適切に対応するための施策を実施する。

・先進的な医療へのアクセス向上（評価療養）

先進医療の評価の迅速化・効率化を図るため、抗がん剤に続き、再生医療や医療機器についても、これらの分野の審査に特化した専門評価組織を年度内に立ち上げ、運用を開始する。

・療養時のアメニティの向上（選定療養）

選定療養について、対象の拡充を含めた不断の見直しを行う仕組みを構築する。具体的には、正確な実態把握・分析が可能となるよう、利用実績に係る情報収集の在り方を見直した上で、現行の選定療養の利用状況について、早期に調査するとともに、学会等を通じ、定期的に選定療養として導入すべき事例を把握する仕組みを年度内に構築する。この際、「医療保険の給付と直接関係のないサービス」については、選定療養と峻別を行い、随時明確化を行うこととする。

・革新的な医療技術等の保険適用の評価時の費用対効果分析の導入等

医療分野のイノベーションの恩恵を受けたいという患者ニーズと医療保険の持続可能性という双方の要請に応えるよう、革新

的な医療技術等の保険適用の評価に際し、費用対効果の観点から2016年度を目途に試行的に導入する。また、費用対効果が低いとされた医療技術について継続的に保険外併用療養費制度が利用可能となる仕組み等を検討する。あわせて、評価療養において有効性等は認められたものの開発コストの回収が難しく治験が進まない等により保険適用が見込めない医療技術の取扱いについても、保険外併用療養費制度上の在り方を検討する。

- ・「日本版コンパッションネートユース」の導入

医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬について、開発・承認を進める一方で、治験の参加基準に満たない患者に対する治験薬へのアクセスを充実させるための仕組み（日本版コンパッションネートユース）の導入に向けた検討を進め、来年度から運用を開始する。

- ・新たな保険外併用の仕組み（「患者申出療養（仮称）」）の創設

困難な病気と闘う患者からの申出を起点として、安全性・有効性を確認しつつ、国内未承認医薬品等の使用や国内承認済みの医薬品等の適応外使用などを迅速に保険外併用療養として使用できるよう、保険外併用療養費制度の中に、新たな仕組みとして、「患者申出療養（仮称）」を創設し、患者の治療の選択肢を拡大する。同時に、保険収載に向け、実施計画の作成・報告等を求めるものとする。このため、次期通常国会に関連法案の提出を目指す。

②後発医薬品の積極的な活用

後発医薬品（ジェネリック医薬品）のより一層の普及に向けて具体的な工程表を持って着実に促進策を実行していくとともに、目標値の達成に向け、PDCA サイクルによる不断の改善を図る。

iv) 医療介護の ICT 化

①健康・医療分野における ICT 化に係る基盤整備

医療介護サービスの質の向上や産業の活性化、医療イノベーションの促進、医療・介護・健康分野にまたがる情報の連携等を図るため、以下の取組を行う。

- ・医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会において、医療分野における番号の必要性や具体的な利活用場面に関する

検討を行い、年内に一定の結論を得る。

- ・健康・医療戦略推進本部が中心となり、IT 総合戦略本部や関係府省と連携し、医療・介護・健康分野のデジタル基盤の構築を図る。具体的には、政府関連事業等における ICT の相互運用性・可搬性の確保、医療等分野における番号制度の活用検討、医療情報の活用に係る社会的ルールの見直しや民間活力を利用してデータを円滑・低廉に利活用できる新たな仕組みの設計に取り組むとともに、ICT を活用した次世代医療機器や病院システムの研究開発・実用化を推進する。

②電子処方箋の実現

実証事業の結果を踏まえつつ、患者の利便性の向上や調剤業務の効率化、安全確保に十分資する形で、来年度までに電子処方箋の導入を図るべく検討を進める。

③医療情報連携ネットワークの普及促進、地域包括ケアに関わる多様な主体の情報共有・連携の推進等

- ・医療情報連携ネットワークの普及を促進するため、持続可能性や相互運用性、最低限備えるべき情報連携項目等を示した「標準モデル」を確立することや、在宅医療・介護分野の情報連携に関する標準規格の策定・普及、予防接種スケジュール等の情報提供サービスの促進等に取り組む。
- ・医療等の分野の様々な側面における情報収集及び情報分析と利活用の高度化を推進する。
- ・医療情報連携ネットワークの普及促進を図る観点から、個人情報の取扱いに関する患者同意の取り方を含めた事例収集や成功事例の分析等を年度内に行い、所要の措置を講じる。
- ・医療 IT 活用インフラの整備の観点から、地域の診療所との連携に必要な共通基盤として機能できるよう、国立病院機構等におけるクラウド化を推進する。

④革新的医薬品開発に資するシミュレーション技術の更なる高度化

スーパーコンピュータを活用したシミュレーション手法による医療、創薬プロセスの高度化及びその製薬会社等による利用の促進等の基盤強化を図るため、効率的な創薬の促進に資する最先端のスーパーコンピュータの開発に取り組む。

v) その他

①女性医師が働きやすい環境の整備

女性医師による懇談会を設置し、その提言とあわせて、復職支援、勤務環境改善、育児支援等の具体的取組を一体的に推進する。

②世界に先駆けた革新的医薬品・医療機器等の実用化の推進（「先駆けパッケージ戦略」）

早期の治験段階で著明な有効性が見込まれるとして指定した医薬品等について、実用化までの承認審査期間の半減（12 か月から 6 か月へ短縮）を目指す「先駆け審査指定制度」の創設等、各種施策をパッケージで推進することにより、世界に先駆けて、有効な治療法がなく、命に関わる疾患（希少がん、難病等重篤な疾患）などの革新的な医薬品・医療機器・再生医療等製品等について、日本発の早期実用化を目指す。

テーマ2：クリーン・経済的なエネルギー需給の実現

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》(浮体式洋上風力)「2018 年頃までに世界で初めて商業化する」

⇒福島県沖及び長崎県沖においてそれぞれ 1 基設置

《KPI》(蓄電池)「2020 年に世界市場の 5 割獲得」

⇒2013 年(見込み): 約 1 割

定置用リチウムイオン蓄電池の普及数は 2014 年 3 月時点で 17,000 件
(2013 年 6 月: 3,400 件)

《KPI》(スマートメーター)「2020 年代早期に一般家庭を含めスマートメーター化」

⇒工場等の高圧部門については、4 電力が導入完了。他の電力会社も 2016 年度末までに導入完了予定。家庭等の低圧部門については、2014 年度以降本格導入が順次開始し、2024 年度末までに導入完了予定

《KPI》(次世代自動車)「2030 年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を 5～7 割とすることを目指す」

⇒2013 年(速報値): 23.2% (2012 年: 21.2%)

《KPI》「建築材料についても今年度(2013 年度)中にトップランナー制度を導入」

⇒断熱材を新たにトップランナー制度に追加。

(2) 施策の主な進捗状況

(再生可能エネルギー導入のための規制・制度改革等を実施)

- ・再生可能エネルギーについては、固定価格買取制度の着実かつ安定的な運用に加え、環境アセスメントの迅速化や保安規制の合理化を行うとともに、送電網の整備実証事業や浮体式洋上風力発電設備の運転を開始するなど、導入促進に向けた技術的検証にも取り組んだ。

(メタンハイドレートの商業化に向けた調査等を実施)

- ・メタンハイドレート等海洋資源の開発は、2018 年目途の商業化の実現に向け、砂層型メタンハイドレートについて、2013 年 3 月に海域で世界初となる減圧法によるガス生産実験を実施し、現在、試験結果を分析中である。また、表層型メタンハイドレートは、2013 年度に政府として初めて本格的な資源量把握に向けた広域地質調査等を実施し、今後 3 年間程度で資源量調査を実施予定である。また、2014 年 1 月には、世界で初めてコバルトリッチクラストの探査鉱区を取得するなど、海

洋鉱物資源についても商業化に向けた探査、生産技術開発等を進めている。

(蓄電池の技術開発、国際標準化を推進)

- ・ 系統安定化用大規模蓄電システムや電気自動車等の航続距離の向上を実現するための技術開発等を実施するとともに、定置用リチウム二次電池の安全性及び性能に関し、日仏共同で国際標準を開発中。

(エネルギーマネジメントシステムや次世代自動車の普及等を促進)

- ・ エネルギーを賢く消費する社会の実現に向けて、スマートコミュニティ 4 地域におけるディマンドリスポンスの実証など、エネルギーマネジメントシステム確立のための実証事業を進めた。また、2020 年までの段階的な新築住宅・ビルの省エネ基準への適合義務化に向け、省エネ基準改正及びその普及促進などの環境整備を進めた。さらに、次世代自動車の普及に向けて、電気自動車等の車両及び充電器の導入支援や水素ステーションの先行整備を進め、水素インフラ等に係る規制の見直しを行うとともに、燃料電池自動車の基準等の国際調和を進めた。

(電力需要のピーク対策を推進等)

- ・ 昨年 5 月のエネルギーの使用の合理化に関する法律の改正を受け、本年 4 月から、事業者が行う電力需要のピーク対策を評価する指標を策定するなどピーク対策を推進している。また、断熱材及び電球形 LED ランプ等をトップランナー制度に追加した。

(3) 新たに講ずべき具体的施策

エネルギー分野の様々な制度改革の実現もあり、民間においてエネルギー関連投資は大幅に増加している。引き続き、クリーン・経済的なエネルギー需給の実現に向けた取組を進める。

まず、再生可能エネルギーについては、2013 年から 3 年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進する。そのため、固定価格買取制度を安定的かつ適切に運用していくとともに、新たに創設された再生可能エネルギー等関係閣僚会議により政府の司令塔機能を強化する。こうした取り組みにより、これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準を更に上回る水準の導入を目指す。

また、水素社会の実現に向けた取組や海洋資源開発を進める。

①風力発電の導入加速に向けた取組の更なる強化

風力発電を始めとする再生可能エネルギーの導入拡大等に対応するため、新たに 2015 年中に発足する予定の広域的運営推進機関が策定する計画に基づき、地域間連系線等の送電インフラの増強を進める。

②水素社会の実現に向けたロードマップの実行

水素社会の実現に向けたロードマップに基づき、水素の製造から輸送・貯蔵、そして家庭用燃料電池（エネファーム）や燃料電池自動車等の利用に至る必要な措置を着実に進めるとともに、産学官からなる協議会において進捗のフォローアップを行う。

③海洋資源開発の推進及び関連産業の育成

砂層型メタンハイドレートについて、長期の海洋産出試験を実施するとともに、表層型メタンハイドレートについても、資源回収技術の調査等に着手する。また、本年度から、国連大陸棚限界委員会から認められた延長大陸棚で海洋鉱物資源探査を初めて開始する。さらに、海洋資源開発関連産業の育成に向けて、海洋資源開発にかかる技術の開発支援を 2017 年度まで行うとともに、海洋開発の基盤となる技術者の育成システムの構築に向けた検討を今年度より開始する。また、海洋調査データの収集・管理・公開に関する共通ルール策定等、民間事業者の海洋資源開発関連分野への参入促進に向けた環境整備のためのアクションプランの策定等を行う。

テーマ 3 : 安全・便利で経済的な次世代インフラの構築

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「2030 年に国内の重要インフラ・老朽化インフラはすべてセンサー、ロボット等を活用した高度で効率的な点検・補修が実施されている」

⇒昨年 12 月に「次世代社会インフラ用ロボット開発・導入重点分野」を策定し、本年度より次世代社会インフラ用ロボットの公募を開始

《KPI》「2030 年には、安全運転支援装置・システムが国内販売新車に全車標準装備、ストックベースでもほぼ全車に普及」

⇒加速・操舵・制動のいずれかを自動車が行う安全運転支援装置・システムの市場展開が進展中

(参考)

国内向け乗用車生産台数のうち自動ブレーキ*の装着車台数

約 18.5 万台 (2012 年)

*自動ブレーキ：前方障害物衝突被害軽減制御制動装置又は低速度域前方障害物衝突被害軽減制御制動装置

(2) 施策の主な進捗状況

(「インフラ長寿命化基本計画」を策定)

- ・昨年 11 月に、メンテナンスサイクルの構築やトータルコストの縮減・平準化、新技術の開発・メンテナンス産業の育成に向けた方向性を示す「インフラ長寿命化基本計画」を策定した。これに基づき、国から地方公共団体等へ技術的知見やノウハウの提供を行いつつ、国や地方公共団体等の各インフラを管理・所管する者において「インフラ長寿命化計画（行動計画）」の策定を進めているところ。

(IT 等を活用したインフラ点検・診断システムの構築を推進)

- ・各施設の現況等のデータを統一的に扱うインフラ維持管理・更新情報プラットフォームの基礎となるシステムを構築するとともに、公募した点検、診断等に資する技術を広く情報提供する「維持管理支援サイト」を本年 2 月に設置した。また、昨年 7 月に次世代社会インフラ用ロボットについて、関係省庁の連携による「次世代社会インフラ用ロボット開発・導入検討会」を設置し、12 月にニーズとシーズを踏まえた「次世代社会インフラ用ロボット開発・導入重点分野」を策定した。さらに、昨年 10 月に、「社会インフラのモニタリング技術活用推進検討委員会」を設置し、社会インフラのモニタリング技術の公募に向けた検討を行った。

（「官民 ITS 構想・ロードマップ」を決定）

- ・昨年 10 月に決定した「運転支援システム高度化計画」を踏まえ、本年 6 月に IT 総合戦略本部にて「官民 ITS*構想・ロードマップ」を決定し、自動走行システムと交通データ利活用に関する目標と戦略を策定した。

*ITS：高度道路交通システム（Intelligent Transport Systems）

（３）新たに講ずべき具体的施策

これまでの取組に続き、インフラ長寿命化については、国や地方公共団体等の各インフラを管理・所管する者は、2016 年度末までに「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定した上で、個別施設計画を策定し、メンテナンスサイクルを推進する。また、新たなインフラビジネスを支える新技術の開発・社会実装や安全・快適にヒト・モノの移動ができる社会像を実現するため、以下の施策を講ずる。

①次世代社会インフラ用ロボット、モニタリング技術の研究開発・導入

次世代社会インフラ用ロボットについて、本年度より公募を行った上で、直轄事業の現場における検証・評価を行い、開発・改良を促進し、2016 年度以降、直轄事業における試行的導入を経て本格導入を図る。また、社会インフラのモニタリング技術について、本年度より公募を行った上で、現場における検証・評価を行い、その結果を踏まえ、随時、現場導入を図る。

②世界一の ITS 構築に向けた戦略の展開

「官民 ITS 構想・ロードマップ」に基づき、官だけでなく民も含め世界一の ITS を構築するため、官民連携推進母体を設置するとともに、総合科学技術・イノベーション会議における SIP と連携しつつ、戦略を展開する。その中で、2020 年代後半以降に完全自動走行システムを試用開始することを目指し、技術開発や制度整備を推進するとともに、交通データの利活用により、ビッグデータを活用した道路ネットワークの最適利用、大型車両の通行適正化、自動車関連情報の利活用による新サービスの創出等を推進する。

③衛星等の宇宙インフラに係る中長期ビジョンの検討

衛星の開発等に関する優先順位や民間企業からの関連利益の還元方策のあり方等を含め、官民それぞれの役割分担の下、効率的かつ

効果的な衛星等の宇宙インフラの開発、整備、運用等に係る中長期のビジョンを検討する。

テーマ4：世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現

テーマ4－① 世界に冠たる高品質な農林水産物・食品を生み出す豊かな農山漁村社会

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「今後 10 年間で全農地面積の 8 割が担い手によって利用される。」

⇒農地中間管理機構は 2014 年度から始動し、本年 6 月 1 日までに 43 道府県で指定されたところ、担い手への農地の利用集積の進捗は今後毎年明らかにされる。

《KPI》「今後 10 年間で産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状全国平均比 4 割削減する。」

⇒2011 年産の全国平均のコメの生産コスト 16,001 円/60kg

→2012 年産の全国平均のコメの生産コスト 15,957 円/60kg

(担い手のコメの生産コストは現在未発表だが、今後毎年明らかにされる。)

《KPI》「今後 10 年間で法人経営体数を 2010 年比約 4 倍の 5 万法人とする。」

2010 年：1 万 2511 法人 ⇒ 2013 年：1 万 4600 法人

《KPI》「6 次産業化の市場規模を現状の 1 兆円から、2020 年に 10 兆円にする。」

⇒農業生産関連事業及び漁業生産関連事業の年間総販売金額
1.9 兆円 (2012 年度)

《KPI》「2020 年に農林水産物・食品の輸出額を 1 兆円 (現状 (2012 年) 約 4500 億円) とする。」

⇒2013 年：5505 億円

(2) 施策の主な進捗状況

(農地集積を担う農地中間管理機構の整備等)

- ・担い手への農地集積を担う農地中間管理機構を都道府県段階に整備する法律が、昨年 12 月に成立し、本年 6 月 1 日までに、43 道府県において農地中間管理機構が指定された。また、同法と併せて、農業経営の法人化の推進、青年の就農促進策の強化等を行う農業経営基盤強化促進法等の改正が、昨年 12 月に成立した。

(生産調整の見直し等の改革を決定)

- ・「農林水産業・地域の活力創造プラン」を昨年 12 月に策定し、経営所得安定対策については、米の直接支払交付金を 2014 年産から単価を半

減し、2018 年産から廃止すること、日本型直接支払制度については、2014 年度から創設することをそれぞれ決定するとともに、生産調整については、5 年後（2018 年産）を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも需要に応じた生産が行える状況になるよう取り組む方針を示した。これを受け、本年 6 月には、経営所得安定対策の見直しや日本型直接支払の創設についての関連法が成立したほか、農林水産業の生産現場の強化のための花き、養豚農業及び内水面漁業の振興を図る関連法が今国会で審議されている。

（農林漁業成長産業化ファンド等による 6 次産業化を推進）

- ・ 6 次産業化の推進を担う農林漁業成長産業化ファンド（A-FIVE）については、43 件のサブファンドが設立され、本年 5 月までに 23 件の出資が行われた。また、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電を促進する農山漁村再生可能エネルギー法が昨年 11 月に成立したほか、本年 4 月に、地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品の名称である地理的表示を知的財産として保護する制度についての関連法案を国会に提出した。

（３）新たに講ずべき具体的施策

農業の生産性向上に向け革新的な一步を踏み出した農地中間管理機構関連法の成立、生産調整の見直しといった改革を、現場の実態に即して着実に推進するとともに、今回の成長戦略の改訂では、農業の成長産業化に向けた体系的な改革を打ち出す。

農業の生産性を飛躍的に向上させ、農業の成長産業化を推し進めるため、企業の活力やノウハウを活用するとともに、企業の農業及び農業関連産業への参入を活性化させ、市場のニーズが生産現場に反映されるとともに、生産現場の品質が内外の消費者に届けられる仕組みを構築する。このため、i) 生産現場を一層強化するとともに、ii) 国内のバリューチェーンを有機的に繋ぎ付加価値を高め、iii) そのバリューチェーンを国際的に連結することで輸出を促進していく。さらに、新たな国内市場の開拓にも努める。具体的には、それぞれ以下のような施策に取り組む。あわせて、iv) 林業・水産業の成長産業化にも取り組む。

これらの取組を、今般改訂の「農林水産業・地域の活力創造プラン」に掲げられた諸施策と一体的に推進することにより、農林水産業を成長産業化して、農業・農村の所得倍増を目指すとともに、美しく伝統ある農山漁村の継承と食料自給率・自給力の維持向上に資するものと

する。

i) 生産現場の強化

農地中間管理機構を活用した農地集積・集約化、農地の大区画化、生産・流通システムの高度化等による生産性向上を図る。

①経営力のある担い手の育成

農地中間管理機構を本格稼働させ、新規就農希望者等を巻き込んだ担い手への農地集積・集約化を実現させる。今後、機構が新規参入者を含む担い手への農地集積・集約化に成果を出せるよう、各都道府県における機構へのガバナンスの状況をモニタリングし、適正に制度を運用していく。また、同機構の評価を農林水産業・地域の活力創造本部で評価する。

米の生産調整の見直しについては、農業経営者が自らの経営判断に基づき作物を選択できる環境の整備を進め、2018年産米からを目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らない生産が行われるよう取り組む。このため、米の市場価格を含めきめ細かい米の需給・価格情報等を提供するなど需要動向を踏まえた農業経営が可能となる環境整備を進める。

また、農業経営者のための収入保険の導入について、関連する制度（農業共済制度等）の在り方を含め検討を進め、必要な法制上の措置を講ずる。

②農業委員会・農業生産法人・農業協同組合の一体的改革

下記の事項等の改革を「規制改革実施計画」（平成26年6月〇日閣議決定）に沿って実施する。

ア) 農業委員会等の見直し

農業委員会は、遊休農地対策を含めた農地利用の最適化に重点を置き、これらの業務の積極的な展開を図る。

このため、農業委員会の使命を的確に果たすことのできる適切な人物が透明なプロセスを経て確実に委員に就任するようにするため、選挙制度を廃止するとともに、議会推薦・団体推薦による選任制度も廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任委員に一元化する。

その際、事前に地域による推薦・公募等を行えることとするほか、農業委員の過半は認定農業者とする。

さらに、農業委員会の指揮の下で、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など各地域における農地利用の最適化や担い手の育成・発展の支援を推進する農地利用最適化推進委員（仮称）の設置を法定化する。

イ）農地を所有できる法人（農業生産法人）の見直し

農地を所有できる法人（農業生産法人）の要件について、6次産業化等を図り経営を発展させようとする法人を支援する観点から見直す。①役員要件について、役員等のうち1人以上が農作業に従事しなければならないものとする。②構成員要件について、議決権を有する出資者のうち、2分の1を超える者は農業関係者でなければならない一方で、2分の1未満については制限を設けないものとする。

また、更なる農業生産法人要件の緩和や農地制度の見直しについては、「農地中間管理事業の推進に関する法律」の5年後見直し（法附則に規定）に際して、それまでにリース方式で参入した企業の状況等を踏まえつつ検討する。

所有方式による企業の農業参入の自由化を検討する場合には、リース方式については事実上耕作放棄されたり産廃置場になった場合にリース契約解除による現状回復という確実な担保があることを踏まえ、これに匹敵する確実な現状回復手法（国の没収等）の確立を図ることを前提に検討するものとする。

ウ）農業協同組合の見直し

地域の農協が主役となり、創意工夫を発揮して、農業の成長産業化に全力をあげることができるように、今後、5年間を農協改革集中推進期間と位置付けて自己改革を促すとともに、自己改革が円滑に進むよう次期通常国会に関連法案を提出することを目指す。

中央会制度は、自律的な新たな制度へ移行するとともに、全農・経済連は、農協出資の株式会社に転換することを可能とする。

また、単協に関し、積極的な経済活動により利益を上げ、組合員への還元と将来への投資に充てる旨を明確化するとともに、金融（信用・共済）事業に関するリスクや事務負担を軽減する事業方式を推進する。また、理事の過半は、認定農業者及び農産物販売や経営のプロとする。

さらに、単協・連合会組織の分割や株式会社、生協等への転換ができるようにする。

ii) 国内バリューチェーンの連結

国内外のバリューチェーンを有機的に結合し、農林漁業サイドが食品産業サイドの付加価値をより多く取り込むことができるよう、農林漁業者主導の取組に加え、多様な事業者による地域資源を活用した地域ぐるみの6次産業化を推進する。その核として農林漁業成長産業化ファンド（A-FIVE）を積極的に活用する。

また、畜産・酪農分野を更に強化し、市場のニーズに的確に対応したマーケットインの発想等に基づき日本農業の強みを伸ばすとともに、飼料用米の安定的な需要先を確保する。

① 6次産業化の推進

A-FIVE については、最近では出資件数は増加傾向にあるものの、その出資状況はまだ十分とはいえない。投資実行を十分なものとするための大きな課題として、案件形成において農林漁業者の出資能力が不足しているとの指摘があることから、法施行後3年（2015年12月）を目途とした見直し・検討の中で、農林漁業者の出資割合の取扱いについても法改正を含め総合的に検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

それまでの間、①農業参入した企業等によるファンド活用を推進するためのガイドラインを策定し、当該企業等を明確に農林漁業者として位置付けることや、②状況に応じてサブファンドの出資割合の引き上げを可能とすることについて本年度中に措置するとともに、資本金劣後ローンの積極的な活用や植物工場を含め合弁事業体等が行う6次産業化に必要な農業生産を出資対象とすること、アグリビジネス投資育成株式会社等との連携を通じてファンド活用を推進する。

② 6次産業化等による畜産・酪農の成長産業化

国産飼料・飼料用米を活用し、畜産・酪農における生産物の差別化・ブランド化を図る。飼料用米をはじめとする地域の飼料資源の供給・加工流通等の体制を整備するとともに、新技術の開発・普及・定着を図り、畜産クラスターを構築し、地域ぐるみで収益向上を図るとともに生産基盤を強化する。また、酪農家の創意工夫による6次産業化・輸出の取組を支援するため、2015年度から、

ア) 指定団体との生乳取引について、指定団体の機能に留意しつつ、改善することとし、

- ・ 日量 1.5t の自家製造枠を 3.0t に倍増する。
 - ・ 酪農家が、指定団体への販売委託と同時に、特色ある生乳を乳業者（日量処理能力 3.0t 以下）に直接販売できるようにする。
 - ・ 酪農家が、特色ある生乳について、乳業者と直接価格交渉し、乳価に反映させることができるようにする。
- イ) 6 次産業化のための小規模な乳業施設や、輸出向けの乳業施設の設置について、その規制を緩和する。

これらの取組により、酪農について、2020 年までに 6 次産業化の取組件数を 500 件に倍増させる。

iii) 輸出の促進等

今後、人口増加・市場拡大が見込まれる海外市場に果敢に打って出るため、海外市場に合わせて国内の改革を進め、輸出環境を整備するとともに、海外市場で選ばれる商品へと体制を整えることにより、まずは 2020 年に日本の農林水産物・食品の輸出額 1 兆円を達成し、その実績を基に、新たに 2030 年に輸出額 5 兆円の実現を目指す目標を掲げ、具体策を検討する。また、新たな国内市場の開拓にも努める。

①輸出環境の整備

まず、輸出の弊害となりうる国内・海外の規制等を見直し、輸出先の求める規格の認証体制を強化するとともに、我が国食産業の海外展開等によるコールドチェーン等の以下の輸出環境の整備を図る。また、農林水産物・食品の輸出に係る情報について、事業者が相談出来るワンストップサービス化を図る。

- ・ EU 向けに水産物を輸出するための水産加工場の EU 向け HACCP 認定については、厚生労働省と農林水産省は協力し、その認定を適正な水準で行うよう確保するとともに、90 日の標準処理期間を定め、今後 5 年間で 100 件程度の認証が行える体制整備を進め、申請を適切に処理する。また、養殖場等の登録申請について農林水産省は、都道府県と協力し、適切な進捗管理を行い、30 日の標準処理期間の内に登録を行う。
- ・ 既存添加物（クチナシ色素、ベニコウジ色素、ベニバナ色素）として使用されている食品添加物については、国産加工品には広く使用されているものの、欧米で使用が認められていない。加工食品の輸出を促進するため、農林水産省は、厚生労働省の必要な協力を得て、事業者とともに、本年度中に優先リストを確定させ、

主要国でも使用が可能になるよう、来年度以降、事業者によるデータ収集等を支援する。また、畜肉エキ스가含まれる加工食品の米国への輸出が可能となるよう、農林水産省は、国産の畜肉エキ스가含まれる加工食品の米国への輸出に向けた課題の整理を行うとともに、その結果を踏まえて輸出を希望する企業の意向調査を実施する。また、輸出を希望する企業があった場合、来年度以降、関係省は必要な政府間協議を実施する。

- ・我が国農産物の食品としての安全性向上と食産業の競争力強化のため、国際的に通用する規格の策定と我が国主導の国際規格づくりに取り組む。例えば、我が国農産物の生産工程管理については、国内で統一されていないことに加え、国際的な商流では受け入れられない場合がある。国内生産基盤の強化とともに海外バイヤーに訴求力のあるものとするよう、本年度から関係者の協議会を設け、輸出促進に向けた GAP の在り方の見直しを行う。また、法人形態での農業参入が増加することを踏まえ、従業員教育の徹底やトイレの配置、休憩所の確保等が適切に行われるよう取り組む。
- ・本年6月に策定したグローバル・フードバリューチェーン戦略に基づき、産学官が連携し、有望市場であるアジア等の新興国を中心に、経済協力を戦略的に活用しつつ、我が国食産業の海外展開等によるコールドチェーン、流通販売網等の輸出環境の整備とマーケットイン型の輸出体制の構築を推進する。また、先端技術を活用した生産・加工・流通システムの構築により、地域企業等の農林水産物・食品の輸出促進を図る。

②ジャパン・ブランドの推進

現在、都道府県毎に行っている輸出振興を、ジャパン・ブランドの下に結集し、ブランドを確立する。このため、品目別に輸出促進の司令塔・マーケティングを行う団体を育成・支援することとし、来年度から、順次、牛肉、茶、水産物などの分野において品目別輸出団体の設立を推進する。また、本年6月に創設予定の「輸出戦略実行委員会」がオールジャパンの輸出戦略の全体の司令塔として輸出促進に取り組む。

日本食材の輸出促進・食品企業の海外展開を図るため、ジャパン・ブランドの統一やクールジャパン機構等による日本食の海外展開支援と併せ、和食がユネスコ無形文化遺産に登録されたことを踏まえ、戦略的に日本食文化を広めるための司令塔として、官民合同のコンソーシアムを創設し、郷土食や地域食材を含む日本食文化の

魅力発信等による日本食のブランド化や、輸出促進・海外展開のための環境整備、日本食文化を普及する人材育成等を推進していく。また、上記取組の推進にあたっては、JETRO による国際展開支援や輸出振興に関する知見等を活用し、連携して取り組む。

③輸出モデル地区・モデル品目等による成功事例の創出

HACCP 認証、ハラール認証や GLOBALG. A. P. の取得等の輸出環境整備、卸売市場の活用等に取り組む地域を輸出モデル地区として支援するとともに、牛肉・茶・水産物等について先行して品目別輸出団体を整備することにより成功事例の創出に努める。

④新たな国内市場の開拓等

加工・業務用野菜、有機農産物、薬用作物等の需要が伸びている農産物について国産シェアを拡大させるとともに、医福食農連携等により、新たな国内市場を開拓する。

原発事故による避難指示を受けた区域において、再生可能エネルギー施設の整備等農地の非農業的な利用の円滑化・迅速化を図る観点から、自治体の復興整備計画の作成に係る手続の簡素化など、所要の措置を講ずる。

iv) 林業・水産業の成長産業化

① 林業の成長産業化

豊富な森林資源を循環利用し、森林の持つ多面的機能の維持・向上を図りつつ、林業の成長産業化を進める。

- ・新たな木材需要を生み出すため、国産材 CLT（直交集成板）普及のスピードアップ等を図る。実証を踏まえ、2016 年度早期を目途に CLT を用いた建築物の一般的な設計法を確立するとともに、国産材 CLT の生産体制構築の取組を総合的に推進する。
- ・地域密着型の小規模発電や熱利用との組み合わせ等による木質バイオマスの利用促進を図る。
- ・施業集約化を進めること等により、国産材の安定的・効率的な供給体制を構築する。

② 水産業の成長産業化

生産から加工・流通、販売・輸出の各段階における取組を強化する。

- ・漁業地域自らが、企業・NPO 等のサポートを得て、漁業・漁村の構造改革を目指し策定する「浜の活力再生プラン」作成の取組を

推進し、同プラン策定地域における所得を、プラン策定後5年間で10%以上向上させることにより、持続可能で収益性の高い漁業・養殖業の基盤を構築する。漁船漁業については、国際競争力のある操業・生産体制に転換し、構造改革を図る。

- ・厚生労働省と農林水産省は協力し、水産加工場のEU向けHACCP認定の加速化を図る【再掲】。この際、認定主体について、農林水産省は、これまで厚生労働省に限られていたものを水産庁もなれるよう体制整備を図ることにより、更に認定取得を促進し、水産物の輸出を促進する。

テーマ4-② 観光資源等のポテンシャルを活かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「2030 年には訪日外国人旅行者数 3,000 万人を超えることを目指す。」

⇒2013 年：1,036 万人 （2012 年：837 万人）

(2) 施策の主な進捗状況

(ASEAN 諸国を中心にビザ発給要件を緩和)

- ・タイ及びマレーシア向けのビザ免除、ベトナム、フィリピン、カンボジア、ラオス及びミャンマー向けの数次ビザ導入、インドネシア向けの数次ビザに係る滞在期間延長など、ASEAN 諸国を中心にビザ発給要件の緩和を実施した。これにあわせて戦略的に実施した訪日プロモーションや航空ネットワークの拡充効果に加え、為替の変動も相まって、同地域からの訪日客は大幅に増加し、KPI である「2030 年に訪日外国人旅行者 3,000 万人」に向けた第一段階の目標である訪日外国人旅行者 1,000 万人を達成した。

(外国人旅行者向け消費税免税制度を拡充)

- ・また、外国人旅行者の滞在環境の改善の一環として、平成 26 年度税制改正において、外国人旅行者向け消費税免税制度について、全ての品目を免税対象とするとともに、手続を簡素化することを決定した（本年 10 月より施行）。

(3) 新たに講ずべき具体的施策

日本再興戦略に掲げた「2013 年に訪日外国人旅行者 1,000 万人」の目標を達成したことを受け、また、「2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会」の開催という絶好の機会を捉え、2020 年に向けて、訪日外国人旅行者数 2,000 万人の高みを目指すこととし、これを KPI に加える。

そのため、本年 6 月に観光立国推進閣僚会議において決定された「観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2014」（P）に基づき、以下のような施策に取り組む。

- ・「2020 年東京オリンピック・パラリンピック」を見据えた観光振興
- ・インバウンド（訪日外国人旅行者）の飛躍的拡大に向けた取組
- ・ビザ発給要件の緩和など訪日旅行の容易化
- ・世界に通用する魅力ある観光地域づくり

- ・外国人旅行者の受入環境整備
- ・国際会議等（MICE）の誘致・開催の促進と外国人ビジネス客の取り込み

これらの施策のうち、KPI の達成に向け、特に新たに講ずべき具体的施策としては以下のとおり。

①「2020 年東京オリンピック・パラリンピック」を見据えた観光振興及びインバウンド（訪日外国人旅行者）の飛躍的拡大に向けた取組

- ・「2020 年東京オリンピック・パラリンピック」の開催効果を東京のみならず広く地域に波及させるため、文化プログラム等の機会を活用して、全国の自治体や芸術家等との適切な連携の下、地域の文化等を、多彩な観光の魅力として発信し、体験してもらうための取組を全国各地で実施する。
- ・インバウンド（訪日外国人旅行者誘致）推進の担い手の幅を大きく広げて新たな取組を創出すべく、様々な分野の先端技術や先進的アイデアを活用した連携を促すプラットフォームを構築する。
- ・訪日プロモーション事業について、2015 年度より日本政府観光局（JNTO）を実施主体として現地における迅速な意思決定を実現するとともに、対象市場を戦略的に拡大し、今後の成長が見込める中国沿岸部・内陸部、東南アジア、インド、ロシア等へのプロモーションを強化する。

②更なるビザ発給要件の緩和、外国人の長期滞在を可能とする制度の創設及び出入国手続の迅速化・円滑化

- ・（P※「観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2014」におけるビザ発給要件緩和関連記述を挿入予定）。
- ・海外富裕層を対象とした長期滞在を可能とする制度について、観光目的による滞在期間を最長 1 年とする方向で、制度案について関係省庁間で協議を進め、本年夏までに成案を得た後、必要な措置を講じ、来年度からの実施を目指す。
- ・2020 年に向けて、訪日外国人旅行者数 2,000 万人の高みを目指すためには、LCC（格安航空会社）の地方空港乗り入れ等の大幅増加が絶対条件であることに加え、「2020 年東京オリンピック・パラリンピック」の開催を見据えて、外国人旅行者が我が国への出入国を迅速かつ円滑に行えるよう、訪日外国人旅行者数の実勢を踏まえつつ、地方空港・港湾を含めて、CIQ（税関・出入国管理・検疫）に係る必要な物的・人的体制の整備を進める。

- ・ 2014 年の出入国管理及び難民認定法改正により、クルーズ船の出入国手続の一層の円滑化のための措置等を講ずる。
- ・ 国際会議等の参加者やVIP等の空港での出入国手続の迅速化を図るため、所要の出入国手続の要員等が確保されることを前提に、その適切な運用方法について検討した上で、これらの者を対象として、2015 年度、まず成田空港・関西空港においてファーストレーンの設定の実現を図る。

③世界に通用する魅力ある観光地域づくり、外国人旅行者の受入環境整備及び国際会議等（MICE）の誘致・開催の促進と外国人ビジネス客の取り込み

- ・ 地域間の広域連携を強化して情報発信力を高めるとともに、対象市場に訴求するストーリー性やテーマ性に富んだ多様な広域ルートを開発・提供し、海外へ積極的に発信する。
- ・ 「富岡製糸場と絹産業遺産群」や「明治日本の産業革命遺産」など、産業遺産等を活用した産業観光を、国、自治体、観光協会、商工会議所等が連携して推進する。
- ・ 美術館・博物館、自然公園、観光地、道路、公共交通機関等における多言語対応について、「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」（2014 年 3 月）に従って、全国各地で多言語対応を改善・強化するとともに、高精度測位技術等 ICT を活用した多言語による情報提供、ナビゲーションの高度化を推進する。
- ・ 観光地等における無料公衆無線 LAN 環境の整備等を促進する【再掲】。あわせて、郵便局・道の駅等における観光情報の提供を促進するとともに、これらを拠点とした周遊観光を促進するための制度を検討する。
- ・ キャッシュレス決済の普及による決済の利便性・効率性の向上を図る【再掲】。
- ・ 外国人患者が安心・安全に日本の医療サービスを受けられるよう、外国人患者受入体制の充実を図る。また、外国人旅行者が医療機関に関する情報をスムーズに得るための仕組づくりを行う【再掲】。
- ・ 外国人旅行者向け消費税免税制度について、地方運輸局・地方経済産業局での事前相談、関係団体による免税店関係者向けの免税手続研修の充実等により、2020 年に向けて全国各地の免税店を 10,000 店規模へと倍増させる。あわせて、免税販売手続におけるより一層の利便性向上を検討する。

- ・ 統合型リゾート（IR）については、観光振興、地域振興、産業振興等に資することが期待されるが、その前提となる犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないための制度上の措置の検討も必要なことから、IR 推進法案（※）の状況や IR に関する国民的な議論を踏まえ、関係省庁において検討を進める。

※ IR 推進法案：特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案

三. 国際展開戦略

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「2018 年までに、FTA 比率 70% (2012 年 : 18.9%) を目指す。」

⇒2013 年 : 18.2%

※EPA 交渉が大筋合意に至った豪州との貿易額を含む FTA 比率は 2013 年 : 22.6%

※9 の経済連携交渉を早期妥結に向け推進中。

《KPI》「2020 までに外国企業の対内直接投資残高を 35 兆円に倍増する (2012 年末時点 17.8 兆円)。」

⇒2013 年末時点 (速報値) : 18.0 兆円

《KPI》「2020 年までに中堅・中小企業等の輸出額 2010 年比 2 倍を目指す。」

⇒海外現地法人を有する中堅・中小企業の輸出額は 2010 年度の約 3.7 兆円から 2012 年度の約 5 兆円へ 3 割強拡大

《KPI》「2020 年に 30 兆円 (2010 年 : 10 兆円) のインフラシステムの受注を実現する。」

⇒主要案件の積み上げにより各府省が金額を把握できた 2013 年の受注金額は約 9.3 兆円と、2012 年の約 3.2 兆円から大幅に増加

※KPI は統計値等を元に集計。「事業投資による収入額等」も含む。

《KPI》「2018 年度までに放送コンテンツ関連海外市場売上高を現在 (2010 年度) の約 3 倍に増加させる。」

⇒放送コンテンツ関連海外市場売上高 (うちテレビ番組の輸出額) は 2010 年度 : 62.5 億円→2012 年度 : 62.2 億円

(2) 施策の主な進捗状況

(日豪 EPA の大筋合意等、各国との経済連携交渉において前進)

- ・経済連携については、本年 1 月に日トルコ間で EPA の交渉開始につき合意、4 月には日豪 EPA について大筋合意に至った。また、4～5 月の総理訪欧時には、日 EU・EPA に関し、2015 年の大筋合意を目指したいとの考えを伝え、欧州各国及び EU の首脳との間で早期締結の重要性につき一致した。TPP (環太平洋パートナーシップ) 協定交渉については、4 月に日米間で二国間の重要な課題について前進する道筋を特定し、5 月に開催された TPP 閣僚会合では、閣僚間で交渉全体の進捗を評価するとともに、各国間の二国間交渉を加速した。

(トップセールス等「インフラシステム輸出戦略」を積極的に実施)

- ・インフラ輸出については、総理・閣僚によるトップセールスを昨年計 67 件（うち総理が 25 件）実施するなど、KPI（毎年 10 件以上）を大きく上回る取組を行った。また、円借款や海外投融資の戦略的活用のための各種制度改善や無償資金協力・技術協力の積極活用を通じた ODA の戦略的な展開を進めたほか、貿易保険の機能見直しを行う貿易保険法改正案や、海外における交通事業や都市開発事業を支援する株式会社海外交通・都市開発事業支援機構の設立法案が、本年 4 月に成立した。本年 6 月には「インフラシステム輸出戦略」改訂版を策定した。

（様々な側面から中堅・中小企業の海外展開を支援）

- ・中堅・中小企業等（サービス業を含む）に対する海外展開支援については、支援ポータルサイト「ミラサポ」の開設、「海外展開一貫支援ファストパス制度」の創設、海外ワンストップ窓口（「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」）の設置（昨夏までに 10 箇所設置との KPI を達成）、我が国若手人材の海外インターンシップや現地中核人材の育成、海外進出に意欲ある企業へのシニア人材派遣などの施策を進めている。

（クールジャパン機構の設立等）

- ・クールジャパンについては、昨年 11 月に（株）海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）が設立され、関係機関等との連携を強化しているところ。また、昨年 8 月に放送コンテンツの海外展開をサポートする業界横断的組織が設立され、ASEAN 主要国を当面の主なターゲットとして魅力ある我が国放送コンテンツの継続的放送に向けた取組を進めている。

（国家戦略特区を具体化、対日直接投資推進会議を立ち上げ）

- ・対内直接投資については、国家戦略特区について、東京圏、関西圏などの 6 区域を決定するなど、取組が具体化されつつある。また、「対日直接投資に関する有識者懇談会」を開催し、外国企業の意見も聞きつつ、投資推進に向けた課題を本年 4 月に報告書にとりまとめ、同月には政府横断の新たな推進体制の司令塔として「対日直接投資推進会議」を立ち上げた。

（３）新たに講ずべき具体的施策

経済連携交渉については、国益を最大化する形での TPP 交渉の早期妥結に向けて引き続き取り組むとともに、世界全体の貿易・投資ルー

ルづくりの前進を通じて我が国の対外経済関係の発展及び国内の構造改革の推進を図るべく、RCEP、日中韓 FTA、日 EU・EPA 等の経済連携交渉を同時並行で戦略的かつスピード感を持って推進していく。また、締結された協定の活用を促進し、企業の積極的な海外展開を促す。

インフラ輸出については、「インフラシステム輸出戦略」改訂版の新たな施策を迅速かつ着実に実施し、受注目標の達成を図っていく。

同時に、対内直接投資の促進や、戦略的な海外市場の獲得に向け、以下のような新たな施策を講ずる。

①対内直接投資残高倍増の推進体制強化

2020 年における対内直接投資残高を 35 兆円へ倍増するという意欲的な目標を達成するためには、外国企業のニーズを踏まえた我が国の投資環境の改善に必要な体制構築を含む政府の推進体制の整備が不可欠であり、「対日直接投資推進会議」を司令塔として、投資案件の発掘・誘致活動、必要な制度改革の実現に政府横断で取り組む。

在外公館・JETRO が連携して、外国企業経営者への働きかけや広報・情報発信など海外現地における誘致案件創出活動を強化するとともに、個別案件の推進では、関係府省庁と連携した JETRO のワンストップ支援機能の強化や、我が国中堅・中小企業と外国企業との投資提携機会の創出などに取り組む。また、JETRO と連携しつつ外国企業の誘致に積極的な地方自治体の取組を全面的に支援する。さらに、総理・閣僚によるトップセールスを先進的な地方自治体とも連携しつつ、戦略的に実施する（年 10 件以上）。

「対日直接投資推進会議」では、進捗管理を通じてこれらの発掘・誘致活動を推進するとともに、外国企業経営者の意見を直接吸い上げ、経済財政諮問会議、産業競争力会議、規制改革会議、国家戦略特区諮問会議等と連携し、投資環境の改善に資する規制制度改革や投資拡大に効果的な支援措置など追加的な施策の継続的な実現を図っていく。併せて、対内直接投資促進のための情報基盤整備として、我が国の法令外国語訳を促進する。

②新たな政府横断的クールジャパン推進体制の構築

官民連携によるオールジャパン体制により「日本の魅力」を効果的に発信し、産業化に結び付けていくことが重要である。このため、「クールジャパン関係府省連絡・連携会議」をプラットフォームとして、大規模国際イベントにおける発信事業、日本食・日本産酒類の海外展開、メディア芸術・現代アートの創造・発信等、戦略的重

要性の高いテーマ・分野を特定し、新たな各省連携プロジェクトを創出していくとともに、在外公館を活用した発信を強化する。また、クールジャパン機構によるリスクマネーの供給を呼び水として、海外における商業施設展開、コンテンツ配信等の事業に分野・業界横断的に取り組むとともに、放送コンテンツの継続的放送と連携して周辺産業の海外展開につなげるなど、新たな成功モデルの創出・展開を行っていく。あわせて、国際的な情報発信力の強化を図るべく、海外において発信力・影響力のある人の招へい、展示会場の新設・拡張の促進を行う。

③新興国戦略の深化

日本企業の海外ビジネスを支える制度的基盤を整備するため、中国・ASEAN 地域を中心に法制度整備支援を一層推進するとともに、東アジア・ASEAN 経済研究センター（ERIA）等を活用しつつ、国際標準を各国の規制に紐づける「Standards×Regulations 戦略」を推進する。併せて、制度整備とのパッケージ化により波及効果が期待できる医療・流通・食などの分野別戦略を強化する。

また、こうした取組をオールジャパンで推進し、新興国市場を獲得していくため、JETRO の機能強化を図りながら、「海外展開一貫支援ファストパス制度」の拡充など海外展開支援機関の連携を強化することにより現地情報の収集やパートナー探し、法務・労務・知財等現地での課題対応を一層強力に支援し、元日本留学生・元 HIDA 研修生など親日派の海外人材とのネットワークの構築・強化により共創活動を促進する。

規制改革に関する第2次答申

～加速する規制改革～

平成26年6月13日
規制改革会議

目 次

I 総論

1 はじめに	1
2 規制改革の推進に当たっての基本的考え方	
（１）なぜ規制改革が必要か	
①経済環境の変化に適応して、経済成長を実現する	1
②国民に多様な選択肢を提供する	1
③意欲と創意に満ちた事業者に活躍の機会を提供する	1
④安全性をより効率的な手法で確保する	1
（２）今期の規制改革で重視したこと	
①成長戦略、並びに国民の選択肢拡大につながる規制改革	2
②機動的な「意見」等の表明	2
（３）最優先案件への取組	3
3 審議経過	
（１）審議テーマの設定と審議体制	3
（２）公開ディスカッションの開催	4
（３）規制改革ホットライン	4
（４）重点的フォローアップ	4
（５）他の会議との連携	5
（６）国際先端テストの実施	5
4 本答申の実現に向けて	5
5 次のステップへ	
（１）次期の会議活動方針の策定	6
（２）実施計画のフォローアップ	6
（３）今後取り組むべき課題	6

II 各分野における規制改革

1 健康・医療分野

（１）規制改革の目的と検討の視点	
①新たな保険外併用の仕組みの創設	7
②介護・保育事業等における経営管理の強化とイコルフットィング確立	7
③革新的な医薬品・医療機器の価格に関する制度の改善	7
④最適な地域医療の実現に向けた医療提供体制の構築	8
⑤生活の場での医療・介護環境の充実	8
⑥医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みの早期構築	8
⑦保険者機能の充実・強化に向けた環境整備	8
⑧医療機関の経営基盤の強化	8
⑨看護師の「特定行為」の整備	8
（２）具体的な規制改革項目	
①新たな保険外併用の仕組みの創設	
ア 困難な病気と闘う患者からの申出を起点とする新たな保険外併用の仕組みの創設	9
イ 「患者申出療養（仮称）」における安全性・有効性等の迅速な確認及び適切な実施体制の構築	9
ウ 「患者申出療養（仮称）」における対応医療機関の充実	10
エ 「患者申出療養（仮称）」における保険収載に向けた実施計画の対象外の患者への対応	10
②介護・保育事業等における経営管理の強化とイコルフットィング確立	
ア 財務諸表の情報開示	10

イ	補助金等の情報開示	11
ウ	役員報酬等の開示	11
エ	内部留保の明確化	11
オ	調達の公正性・妥当性の確保	11
カ	経営管理体制の強化	12
キ	所轄庁による指導・監督の強化	12
ク	多様な経営主体によるサービスの提供	12
ケ	福祉施設における指定管理者制度等の運用の改善	13
コ	社会貢献活動の義務化	13
③	革新的な医薬品・医療機器の価格に関する制度の改善	
ア	医薬品・医療機器そのものが持つ価値の評価とその活用	13
イ	日本発の医薬品・医療機器の評価の充実	14
ウ	原価計算方式における革新性評価の充実	14
エ	新薬創出・適応外薬解消等促進加算の継続	14
オ	医療材料等に対応する手技料の適切な算定	14
カ	医薬品・医療機器の価格予見性の向上	14
キ	「条件及び期限付承認」を受けた再生医療等製品の普及促進	15
ク	長期収載品の薬価の引下げ	15
ケ	患者が医薬品選択を行う際に薬価が判断材料とならない場合への対応	15
④	最適な地域医療の実現に向けた医療提供体制の構築	
ア	医療計画、介護保険事業支援計画及び医療費適正化計画の連携	15
イ	医療計画における保険者の視点の導入	16
ウ	医療計画の内容の充実	16
エ	医療資源の適正配置	16
オ	医療機関の質の評価	16
カ	必要病床数・非稼働病床数の把握及び特例病床制度の活用	17
キ	病床規制の柔軟な運用	17
ク	7対1入院基本料の在り方の検討	17
ケ	地域医療支援センターの実効性向上	17
コ	プライマリ・ケア体制の確立	17
⑤	生活の場での医療・介護環境の充実	
ア	在宅診療を主として行う診療所の開設要件の明確化	18
イ	特別養護老人ホームにおける要介護者の医療環境の改善	18
ウ	在宅医療での医療材料・衛生材料の提供の仕組みの改善	19
⑥	医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みの早期構築	
ア	転用の体制の構築	19
イ	標準審査時間の提示と事前相談制度の明確化	19
ウ	添付文書等への記載事項	19
エ	販売時説明	19
⑦	保険者機能の充実・強化に向けた体制整備	
ア	未コード化傷病名の不適切な使用の削減	19
イ	診療報酬明細書データの分析可能な環境整備	20
ウ	保険者がまず全ての診療報酬明細書の点検を可能とする仕組みの導入	20
エ	診療報酬明細書の審査体制の強化	20
オ	歯科診療報酬明細書の電子化の推進	20
⑧	医療機関の経営基盤の強化	
ア	経営経験豊かな人材の活用による医療法人経営の効率化	21
イ	医療法人の経営の透明化・適正化	21
ウ	医療機関における業務範囲の明確化	21
⑨	看護師の「特定行為」の整備	
ア	看護師の「特定行為」に関する研修プログラムの検討	22
イ	看護師の「特定行為」における手順書の検討	22

ウ 看護師の「特定行為」の対象の検討	22
エ 看護師の「特定行為」に関する研修修了者情報の管理	22

2 雇用分野

(1) 規制改革の目的と検討の視点	24
(2) 具体的な規制改革項目	
①多様な働き方の拡大	
ア 労働時間規制の見直しー労働時間の新たな適用除外制度の創設ー	24
イ ジョブ型正社員の雇用ルールの整備	25
ウ 労働者派遣制度の合理化	25
②円滑な労働移動を支えるシステムの整備	
ア 有料職業紹介事業等の規制の再構築	26
イ 労使双方が納得する雇用終了の在り方	26

3 創業・IT 等分野

(1) 規制改革の目的と検討の視点	
①起業・新規ビジネスの創出・拡大	
ア 動産及び債権を担保にした資金調達の推進	28
イ ベンチャービジネスの育成	28
ウ 高圧ガス関連規制の緩和	28
②IT による経営効率化	
ア 国税関係帳簿書類の電子化保存	29
イ 手続の電子化・オンライン化	29
③産業の新陳代謝	
ア 流通・取引慣行ガイドラインの見直し等	29
イ 一般集中規制の見直し	30
④国民の選択肢拡大	
ア ダンスに係る風営法規制の見直し	30
イ 食料品アクセス環境の改善	30
⑤エネルギー・環境分野における規制改革	
ア 微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理の加速化	30
イ 電気事業者等の業務効率化	31
⑥その他民間事業者等の要望に応える規制改革	
ア 金融機関に対する取引照会の合理化	31
イ 金融機関の業務効率化	31
ウ 建設に係る規制の緩和	31
エ 各種責任者の要件緩和	31
オ 物流の効率化	31
カ 各種手続の緩和	32
(2) 具体的な規制改革項目	
①起業・新規ビジネスの創出・拡大	
ア 動産及び債権を担保にした資金調達の仕組みの改善	
a 動産・債権譲渡登記制度の運用の改善	32
b 動産・債権の特定に必要な記載事項の見直し	32
c オンラインを用いた申請の利便性の向上	32
d 動産譲渡担保権の実行の方策	32
イ 国立大学によるベンチャー育成のための環境整備等	
a 事業者における適切な体制整備	33
b 業務執行法人等の統制	33
c 業務執行法人等の選定	33
d 成果の評価	33
e 制度の在り方	34

ウ	保険会社の特定子会社（ベンチャーキャピタル子会社）の保有比率 10%超投資対象企業の範囲等の拡大	34
エ	研究設備に対する高圧ガス規制の緩和	
a	許可制度の緩和	34
b	提出用図面の書式緩和	34
オ	高圧ガス機器・配管等への新規補修技術の適用	35
カ	クラウドメディアサービスの実現のための規制の見直し	35
キ	外部委託先の監督についての明確化	35
ク	中国向け輸出水産物に係る手続の円滑化（衛生証明書発行機関の変更）	35
ケ	食品加工・輸出手続の円滑化（食品衛生管理者の資格取得の円滑化）	36
コ	働きながら日本料理を学ぶための在留資格の要件緩和	36
サ	梅酒の表示の適正化	36
シ	多様化する農業法人での雇用労働への対応	36
ス	無人ヘリコプターの重量規制の緩和	36
セ	地域の活性化を担う商工会議所に対する規制の緩和	
a	定款記載事項の変更	36
b	役員及び議員定数の基準	37
ソ	銀行法上の特例子会社の商品に関する特定業務対象範囲の見直し	37
タ	保険会社本体の付随業務であるビジネスマッチング業務の拡大	37
チ	NGN アンバンドル（音声の優先制御の開放）	37
②	ITによる経営効率化	
ア	国税関係帳簿書類の電子化保存に関する規制の見直し	38
イ	公的機関からの電子的手段による通知の促進	
a	公的機関からの電子的手段による通知の促進①	38
b	公的機関からの電子的手段による通知の促進②	38
c	公的機関からの電子的手段による通知の促進③	39
ウ	非対面サービスでの本人確認、年齢確認	39
エ	教育情報化の推進に関する制度見直し等	39
オ	現況地形及び施工図の3D化・配信の推進	39
カ	建築確認申請の電子化	39
キ	地下街等の閉空間における電波申請書（工事設計書）の簡素化	40
ク	保険契約の解約返戻金がないことを記載した書面の交付義務の緩和	40
ケ	金融機関に対する取引照会の一元化	
a	国税に係る調査等における取引照会のオンライン化	40
b	地方税に関する取引照会のオンライン化	40
c	捜査関係事項に関する取引照会のオンライン化	40
d	生活保護の決定・実施に関わる取引照会のオンライン化	41
コ	法人の電子申告フォームの簡素化	41
③	産業の新陳代謝	
ア	流通・取引慣行ガイドラインの見直し等	41
イ	一般集中規制の見直し	
a	フォローアップ状況の公開	42
b	一般集中規制の在り方	42
c	事業報告制度の簡素化	43
ウ	保険契約の包括移転に関わる手続の簡素化	43
エ	アプリ（前払式バーチャルコイン付き）廃止時における日刊新聞への公告義務についての電子的な代替手段活用	43
④	国民の選択肢拡大	
ア	ダンスに係る風営法規制の見直し	
a	営業時間に関する規制等の見直し	43
b	飲食無し営業の規制対象除外	44
c	規定の整備	44

イ	食料品アクセス環境の改善	44
ウ	不動産投資顧問業者等の資産運用アドバイス業者の銀行による子会社化の解禁	44
⑤	エネルギー・環境分野における規制改革	
ア	微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理の加速化に向けた新たな仕組みの導入	
a	抜油後の容器等の処理促進のための仕組み	45
b	使用中の電気機器等の処理促進のための仕組み	45
イ	多目的ダムにおける電気工作物規制適用の見直し	45
ウ	食品リサイクル法の見直し	46
⑥	その他民間事業者等の要望に応える規制改革	
ア	金融機関に対する取引照会の一元化	
a	国税に係る調査等における照会文書の用語・書式の統一化	46
b	国税に係る調査等における取引照会の回答文書の郵送に関する業務の改善	46
c	国税に係る調査等における取引照会の回答の電子媒体による提出	46
d	地方税に関する照会文書の用語・書式の統一化	46
e	捜査関係事項に関する照会文書の用語・書式の統一化	47
f	生活保護の決定・実施に関わる照会文書の書式の統一化	47
イ	信託契約代理店に係る財務局宛届出書等の緩和	47
ウ	保険会社の常務に従事する取締役等の兼職認可の届出制への移行（グループ間限定）	47
エ	保険会社の行う従属業務に係る収入依存度規制の収入依存先の緩和	48
オ	外貨定期預金（1 年物）の自動継続時における「同一内容の特例」適用範囲の見直し	48
カ	臨時休業等における業務の再開に係る店頭の掲示の緩和	48
キ	連結決算状況表等の提出期限の緩和	48
ク	公開買付規制における株券等所有割合の計算方法の見直し	48
ケ	「公開買付けによる買付け等の通知書」における公開買付者による押印の省略	49
コ	条件決定時の訂正目論見書の交付省略の特例における公表方法の緩和	49
サ	大規模建築物における CLT の活用のための JAS 規格の策定及び一般的な設計法に関する基準の策定	49
シ	超高層建築物の大臣認定期間の短縮	49
ス	非常用エレベーターへの機械室を有しないエレベーターの適用	50
セ	機械室なしエレベーターの昇降路内温度上昇に関する要件の見直し	50
ソ	既存建築物に係る確認申請及び完了検査の取得手続に係る法整備	50
タ	建設業許可手続における書類提出の緩和	51
チ	地方公共団体における住宅附置義務の見直し	51
ツ	主任技術者及び監理技術者の雇用関係の取扱いの緩和	51
テ	高圧ガス認定事業所における検査組織、検査管理組織の長の代理者の選任	51
ト	貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和	
a	貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和①	52
b	貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和②	52
c	貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和③	52
d	貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和④	52
e	貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和⑤	52
ナ	確定給付企業年金における脱退一時金の受給未請求状態の取扱い明確化	52
ニ	確定給付企業年金、厚生年金基金における選択一時金の要件緩和	52
ヌ	制度変更に伴う確定拠出年金制度への移換相当額の連合会移換	53
ネ	既に企業型年金加入者又は個人型年金加入者である中途脱退者の確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換	53
ノ	確定拠出年金運営管理機関の変更届出事項の簡素化	53
ハ	確定給付企業年金制度での個人単位の権利義務移転・承継での手続簡素化	53
ヒ	確定拠出年金における運用商品除外手続の緩和	53
フ	確定拠出年金における承認・申請手続の簡素化	54
ヘ	厚生年金基金から他の企業年金制度への移行促進	54
ホ	確定給付企業年金における承認・認可申請手続の簡素化	54

マ	フェムトセル基地局の電波法関係法令届出の効率化	54
ミ	航空機登録記号の変更	54
ム	外国人技能実習制度の見直し	55

4 農業分野

(1) 規制改革の目的と検討の視点

①	農地中間管理機構の創設	56
②	農業委員会等の見直し	56
③	農地を所有できる法人（農業生産法人）の見直し	56
④	農業協同組合の見直し	56

(2) 具体的な規制改革項目

①	農地中間管理機構の創設	56
②	農業委員会等の見直し	
ア	選挙・選任方法の見直し	57
イ	農業委員会の事務局の強化	57
ウ	農地利用最適化推進委員の新設	57
エ	都道府県農業会議・全国農業会議所制度の見直し	58
オ	情報公開等	58
カ	遊休農地対策	58
キ	違反転用への対応	58
ク	行政庁への建議等の業務の見直し	58
ケ	転用制度の見直し	59
コ	転用利益の地域の農業への還元	59
③	農地を所有できる法人の見直し	
ア	役員要件・構成員要件の見直し	59
イ	事業拡大への対応等	59
④	農業協同組合の見直し	
ア	中央会制度から新たな制度への移行	59
イ	全農等の事業・組織の見直し	60
ウ	単協の活性化・健全化の推進	60
エ	理事会の見直し	61
オ	組織形態の弾力化	61
カ	組合員の在り方	61
キ	他団体とのイコールフットイング	62

5 貿易・投資等分野

(1) 規制改革の目的と検討の視点

①	対日投資促進	63
②	空港規制の緩和	63
③	外国法事務弁護士制度の見直し	63
④	相互認証の推進	63
⑤	輸出入の円滑化、通関手続の合理化	64
⑥	入管政策の改定	64
⑦	国内外投資増加に向けた金融関連規制の見直し	64
⑧	貿易に係る物流の効率化	64

(2) 具体的な規制改革項目

①	対日投資促進	
ア	日本に住所を有しない外国人が外国企業の子会社等を設立する際の法人登記等に関する規制の見直し	
a	外国会社の登記に関する規制の見直し	65
b	内国会社の日本における代表者の住所要件の撤廃	65
c	在留資格取得要件の緩和	65

イ	在留資格認定申請書の申請手続の柔軟化	65
ウ	外国人労働者の配偶者に係る資格外就労許可の周知	65
エ	社会保障協定の締結に向けた取組の推進	66
②	空港規制の緩和	
ア	東京国際空港の発着枠の拡大	66
イ	首都圏空港の更なる機能強化	66
③	外国法事務弁護士制度の見直し	
ア	外国法事務弁護士制度に係る検討会の設置	67
イ	外国法事務弁護士の承認・登録手続の透明化	67
ウ	外国法事務弁護士の承認・登録手続の簡素化	67
エ	外国法事務弁護士法人の設立のための環境整備	67
④	相互認証の推進	
ア	医療機器審査基準の国際整合化	
a	QMS 省令の ISO13485 への対応	68
b	QMS 省令と ISO13485 との関係性の明確化	68
c	国際的調和の推進	68
d	輸入事業者の負担軽減	68
イ	電動車用非接触充電システムを含むワイヤレス電力伝送システムの関連法規の整備及び国際規格との整合	68
ウ	動物用医薬品の製品承認申請制度の合理化	
a	国際慣行との整合化	68
b	関係省庁の連携による国内承認審査の短縮化	69
エ	自動車の燃費、排ガスの試験方法の見直し	69
オ	米国、欧州等との航空安全に関する相互承認の推進	69
カ	電気用品安全法に基づく情報通信機器の技術基準の国際標準との整合化加速	
a	J規格の最新の IEC 規格への整合化	69
b	J規格と最新の IEC 規格の迅速な整合化の推進	70
キ	輸入食品等を対象とする検疫時の自主検査頻度の見直し	70
ク	18GHz 帯送信空中線の開口径の規制見直し	70
ケ	特定機械器具の輸入における検査・検定機関の拡大	
a	防爆構造電気機械器具	70
b	第一種圧力容器	70
コ	動物用ワクチン製造におけるシードロットシステムの対象拡大	71
サ	食用動物に用いるワクチンの使用制限期間の見直し	71
シ	家庭用品品質表示の国際整合化	
a	指定品目の見直し	71
b	表示内容の見直し	71
c	表示・試験方法の見直し、海外への情報発信	72
ス	家庭用品品質表示の実効性確保	72
⑤	輸出入の円滑化、通関手続の合理化	
ア	新 KS/RA 制度に係る事業者負担の軽減	72
イ	輸出申告内容の船積後修正の簡素化	72
ウ	化粧品輸入時の手続の簡素化	
a	「輸入変更届」の添付資料の廃止	72
b	「輸入届」の届出手続に係る添付資料の簡素化	73
c	輸入事業者の事務処理負担の軽減	73
エ	輸入貨物の部分品の返送に当たり個別の輸出許可が不要となる範囲の明確化	73
オ	盗難車部品の不正輸出防止	73
カ	輸出入通関書類に係るペーパーレス化の促進	74
キ	EPA における自己証明制度の導入拡大	74
ク	他国で再生利用可能な石炭灰の輸出の促進	74
ケ	重水素化合物等の化合物についての輸出規制の合理化	74

⑥入管政策の改定	
ア 訪日外国人観光客に対する査証発給要件の緩和・見直し	74
イ 寄港地上陸許可手続の運用改善	75
ウ トランジット・ビザ発給方法の見直し	75
エ クルーズ船入港時の入国審査手続の見直し	
a 手続の円滑化	75
b 海外臨船審査の導入・拡大	76
c クルーズ・カード等の旅券に代わる文書による入国	76
d 個人識別情報取得の更なる簡素化	76
オ 高度外国人材ポイント制による出入国管理上の優遇措置における永住に要する在留歴の短縮の早期実現	76
カ 『総合職』に適した在留資格の創設	77
キ カテゴリー1又は2の就労系在留資格者と同居する『家族滞在』者の在留資格認定証明書交付申請手続の迅速化	77
ク 日本人女性の就労を促す家事支援策の検討（外国人家事支援人材の活用）	77
⑦国内外投資増加に向けた金融関連規制の見直し	
ア 異種リスクの含まれないイスラム金融に該当する受与信取引等の銀行本体への解禁	77
イ スワップ契約の独立行政法人日本貿易保険の付保対象への追加	78
ウ 海外の証券会社による募集・売出しのための引受に係る対内直接投資の事前届出手続の緩和（対内直接投資からの除外）	78
エ 保険会社による外国会社買収時における子会社業務範囲規制の特例の拡大	78
⑧貿易に係る物流の効率化	
ア コンテナ輸送における国際貨物・国内貨物の通行許可基準の統一	78

Ⅲ 規制所管府省の主体的な規制改革への取組等

1 具体的なシステムの考え方

(1) 見直し基準	
①見直し対象	80
②見直しの視点	80
③法令等に「見直し条項」がない場合の見直し期限の設定	80
(2) 見直しの実効性を担保する仕組み	80
(3) 規制シートの整備	
①規制シートの主な記載項目	81
②規制シートの作成単位	81
(4) 「許認可台帳」の活用	81

2 規制所管府省による主体的・積極的な規制改革の推進

(1) 規制シート及び政策評価結果を活用した規制改革	81
(2) 規制シートの整備状況の進捗管理	82
(3) 規制改革担当大臣と総務大臣との連携	82
(4) 規制所管府省の主体的な取組の評価	82

(参考資料1) 委員及び専門委員名簿	84
(参考資料2) 規制改革会議及び各ワーキング・グループの審議経過	86

I 総論

1 はじめに

規制改革は、我が国の経済を再生するに当たっての阻害要因を除去し、民需主導の経済成長を実現していくために不可欠の取組であり、内閣の最重要課題の一つである。

規制改革会議（以下「会議」と略称する。）は、規制改革を総合的に調査審議する内閣総理大臣の諮問機関であり、平成 25 年 1 月 23 日、政令に根拠をもつ審議会として発足した。設置期間は、平成 28 年 3 月 31 日までとなっている。

会議においては、昨年 1 月の会議発足以降、安倍内閣の経済財政政策に関するいわゆる「三本の矢」のうち第三の矢「成長戦略」を構成する重要な基盤として、経済再生に即効性をもつ規制改革、緊急度の高い規制改革から優先的に検討を行い、約 4 か月間の調査審議の結果を取りまとめ、最初の「答申」（以下「第 1 次答申」という。）として、昨年 6 月に内閣総理大臣に提出した。

昨年 7 月以降は、民間が創意工夫を発揮する上で障害となっているにもかかわらず、永年にわたり改革が実現できていない、いわゆる「岩盤規制」の改革にも精力的に取り組むこととし、幅広い関係者の意見聴取も含めた深掘りの検討を行った。

本答申は、昨年 7 月を起点とする当会議の調査審議結果を取りまとめたものであり、約 3 年にわたる活動期間の中間的な位置付けを持つ「第 2 次答申」として内閣総理大臣に提出する。

2 規制改革の推進に当たっての基本的考え方

（１）なぜ規制改革が必要か

規制改革の目的は、国民生活の安定・向上、経済活性化への貢献、並びにそれらを通じた国の成長・発展を図ることにある。

このような観点から、今期、規制改革を進めるに当たっては、以下の諸点を念頭に置いて、国民視点から、制度のあるべき姿に立ち返り、現場のニーズを十分踏まえて、本質的かつ骨太な議論を行った。

① 経済環境の変化に適応して、経済成長を実現する

規制の必要性は、経済環境の変化や新技術の開発と共に変化する。国民がイノベーションや生産性向上の恩恵を受けられるようにするため、規制改革によって、企業、NPO などの事業者の創意工夫を阻む壁を取り除き、イノベーションを喚起し、国民の潜在的需要を開花させることは極めて重要な課題である。

また、世界から我が国へ投資を呼び込むためには、世界に範を示す「世界最先端」の経済環境を整備していく必要がある。

② 国民に多様な選択肢を提供する

様々な環境変化や ICT 等の技術革新の動きに応じ、絶えず規制を見直していくことにより、国民が新たな製品やサービスを、より早く、より安価に享受できる選択肢を広げていくことの重要性は一段と増している。

③ 意欲と創意に満ちた事業者に活躍の機会を提供する

規制改革は、規制対象となっている産業の発展のためにも不可欠である。意欲と創意工夫に満ちた新規参入者が広く知恵と資金を集めることで産業の発展可能性が広がる。

④ 安全性をより効率的な手法で確保する

規制の目的の一つは、安全性の確保にある。その際、規制の前提自体が変化した場合には、その規制を見直すことにより、より効率的な手法で安全性を確保する必要がある。

(2) 今期の規制改革で重視したこと

今期の規制改革の検討に当たり、特に重視したポイントは以下の2点である。

① 成長戦略、並びに国民の選択肢拡大につながる規制改革

会議においては、生産性の向上などを通じた産業競争力の強化、質の高いサービスの実現、最新技術の普及などの「成長戦略」、並びに魅力ある産業の実現、多様な主体によるサービスの提供、利用者視点に立った仕組みの構築など、「国民の選択肢拡大」につながる規制改革を重視した。

例えば、競争力と魅力のある農業を実現するための規制改革、社会福祉法人・株式会社・NPOなど多様な主体が介護・保育事業等のサービスの質を高めるための規制改革、“患者起点”で治療の選択肢を拡大するとともに、最新の医療技術を普及するという観点から、保険診療と保険外診療とを併用しやすくするための規制改革などに取り組んだ。

また、働く者にとって、転職が個人の能力と競争力を高め、人々が動きやすい労働市場と雇用システムを作るための規制改革にも引き続き取り組んだ。

② 機動的な「意見」等の表明

諸般の状況に適時適切に対応し、会議としての「意見」等を機動的に表明することにより、規制改革の議論を加速した。

健康・医療分野

- a 革新的医薬品・医療機器の価格算定ルールに関する規制改革会議の意見（平成25年8月22日）
- b 一般用医薬品のインターネット販売に関する意見（平成25年9月12日）
- c 一般用医薬品のうちスイッチ直後品目等の取扱いについて（平成25年10月31日）
- d 医療提供体制に関する意見（平成25年12月20日）
- e 医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みの早期構築に関する意見（平成26年3月17日）
- f 介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットィング確立に関する意見（平成26年4月16日） ※最優先案件（後述（3）参照）
（参考）
 - ・介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットィング確立に関する論点整理（平成25年12月20日）
 - ・介護・保育事業等におけるイコールフットィング確立の更なる論点（平成26年2月28日）
- g 保険外併用療養費制度における新たな仕組みに関する意見（平成26年5月28日） ※最優先案件（後述（3）参照）
（参考）
 - ・「保険診療と保険外診療の併用療養費制度」改革の方向性について（平成25年12月20日）
 - ・選択療養制度（仮称）の創設について（論点整理）（平成26年3月27日）
 - ・「選択療養（仮称）」における手続・ルール等の考え方（論点整理②）（平成26年4月16日）

雇用分野

- a 労働者派遣制度に関する規制改革会議の意見（平成25年10月4日）
- b 労働時間規制の見直しに関する意見（平成25年12月5日）
- c ジョブ型正社員の雇用ルールに関する意見（平成25年12月5日）

創業・IT等分野

- a 「攻めの農林水産業」実現のための規制改革要望を受けた改革事項について（平成 25 年 11 月 27 日）
- b IT 関連の規制改革事項について（平成 25 年 12 月 20 日）（IT 利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン関係）
- c ダンス営業に係る風営法規制の見直しに関する意見（平成 26 年 5 月 12 日）
- d パーソナルデータに関する意見（平成 26 年 5 月 22 日）
- e 改正タクシー特措法の指定地域に係る指定基準に関する意見（平成 26 年 6 月 13 日）

農業分野

- a 農地中間管理機構（仮称）の創設に関する規制改革会議の意見（平成 25 年 9 月 19 日）
※最優先案件（後述（3）参照）
- b 今後の農業改革の方向性について（平成 25 年 11 月 27 日）
- c 農業改革に関する意見（平成 26 年 5 月 22 日）

その他

- a 規制所管府省が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステムの構築（規制の PDCA）に関する意見（平成 26 年 3 月 27 日）

（3）最優先案件への取組

昨年 7 月以降の会議においては、特に緊急性・重要性の高い、以下の 3 項目を、「最優先案件」と位置付け、会議において委員全員で審議の上、早期の解決を目指すこととした。

① 保険診療と保険外診療の併用療養制度

国内で開発された先進的な医薬品・医療機器を用いた医療技術、及び海外で使用され国内では未承認の医薬品・医療機器を用いた医療技術等を保険診療と併用しやすくする規制改革を“患者起点”で検討した。

会議においては、昨年 10 月から審議を開始し、昨年 12 月に「改革の方向性」を表明し、本年 3 月及び 4 月に「論点整理」を行い、本年 5 月に「意見」を表明した。（詳細は 9 ページ）

② 介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフッティング確立

社会福祉法人・株式会社・NPO が同じ土俵でサービスの質を高め合い、提供するための環境づくりを行った。

会議においては、昨年 11 月から審議を開始し、昨年 12 月及び本年 2 月に「論点整理」を行い、本年 4 月に「意見」を表明した。（詳細は 10 ページ）

③ 農地関連規制の見直し

「農地中間管理機構」創設及び関連事業について、農業の成長産業化のための取組が効果的に機能するよう、規制改革の観点から検討した。

会議においては、昨年 8 月から審議を開始し、昨年 9 月に「意見」を表明した。（詳細は 56 ページ）

3 審議経過

（1）審議テーマの設定と審議体制

会議においては、「第 1 次答申」で重点分野とされた「健康・医療」「雇用」を引き続き取り上げるとともに、「創業等」については、今期は休止とする「エネルギー・環境」に加え、IT

に関連する規制の検討にも注力するため「創業・IT等」とし、新たに「農業」「貿易・投資等」を加えた、5つの重点分野ごとにワーキング・グループを設置し、検討を行った。

それぞれのワーキング・グループでは、各分野の専門家も加えて、効果的・効率的に検討する体制を整え、成長戦略に盛り込むテーマを分野ごとに選定し、優先的に審議することとした。

（２）公開ディスカッションの開催

当会議が規制改革を推進するための世論喚起を目指し、今期は、試行的に２回の公開ディスカッションを開催した。

各回とも、国民にとって関心が高いと思われる分野における規制改革の検討テーマを選定のうえ、一定の結論付けを目的とはせず、規制の多くが内包しているトレードオフの構造を明確にする形の論点整理を主眼に開催した。

第１回：平成 25 年 11 月 28 日（木）

- ① 保険診療と保険外診療の併用療養制度
- ② 老朽化マンションの建替え等の促進

第２回：平成 26 年 3 月 25 日（火）

- ① 介護・保育事業等における経営管理の強化とイコルフッティング確立
- ② 労働時間法制について

今回の試行結果を踏まえ、より効果的な運営方法等について検討の上、引き続き本年 7 月以降も開催することとしている。

（３）規制改革ホットライン

前期の平成 25 年 3 月 22 日、内閣府に「規制改革ホットライン」を設置し、広く国民・企業等から寄せられる規制改革要望を常時受け付け、迅速に対応することとした。

今期は、規制改革ホットラインへの取組に、より注力するため、新たに「ホットライン対策チーム」を設置し、会議の場で精査・検討を要する案件を審議することとした。

昨年 10 月には、国民・企業等から更に多くの提案をいただくことを目的として「集中受付月間」を実施し、内閣府のホームページ上での広報や各種団体への集中的な周知活動を行うことにより、1 カ月で 841 件の提案を受け付けた。

規制改革ホットラインには、昨年 3 月以降 2,461 件（本年 5 月 31 日現在）の要望が寄せられ、随時、関係府省に検討要請（要望のうち規制改革に関係しないと認められるものを除いた 1,377 件）し、回答を得た 1,138 件について、ホームページに公表した。また、関係府省から回答を得た事項のうち更に精査・検討を要する事項については、ホットライン対策チームから順次会議に報告し、各ワーキング・グループにおいて精査・検討を行った。

さらに、規制改革ホットラインからの検討要請に対し、所管府省が主体的に対応した（又は予定している）事項について、本年 2 月の会議において報告を受けた。

（４）重点的フォローアップ

昨年 6 月の「第 1 次答申」に掲げた規制改革事項は、全件フォローアップを行うこととされたが、以下の事項については、昨年 9 月の会議において定めた取組方針に沿って、特に重点的に取り組むこととした。

- ① 再生可能エネルギーに係る規制【付属 1 の 1～8 ページ参照】
- ② 次世代自動車の世界最速普及【付属 1 の 13～20 ページ参照】
- ③ 認可保育所への株式会社・NPO 法人の参入、保育士数の増加【付属 1 の 22～23 ページ参照】
- ④ すべての社会福祉法人の経営情報の公開【付属 1 の 24 ページ参照】
- ⑤ 再生医療の推進【付属 1 の 25～26 ページ参照】

- ⑥ 医療機器に係る規制改革の推進【付属 1 の 26～27 ページ参照】
- ⑦ いわゆる健康食品をはじめとする保健機能を有する成分を含む加工食品及び農林水産物の機能性表示の容認【付属 1 の 27 ページ参照】
- ⑧ 一般用医薬品のインターネット販売【付属 1 の 29 ページ参照】
- ⑨ ジョブ型正社員の雇用ルールの整備【付属 1 の 31 ページ参照】
- ⑩ 労働者派遣制度の見直し【付属 1 の 31 ページ参照】
- ⑪ 老朽化マンションの建替え等の促進【付属 1 の 35 ページ参照】
- ⑫ ビッグデータ・ビジネスの普及【付属 1 の 35～37 ページ参照】

このうち、①、③、④、⑤、⑥、⑧、⑩及び⑪については、平成 25 年度末までの所要の改革がなされたことにより一定の成果が得られたと考えられる。また、②、⑦、⑨及び⑫については、平成 26 年度以降の改革事項が含まれるなど関係省庁の取組を引き続き注視すべきと考えられる。（詳細については、付属 1「規制改革実施計画(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)のフォローアップの結果について」の該当ページ（【】内）を参照）

（５）他の会議との連携

主として成長戦略を議論している産業競争力会議とは、課題別会合及び分科会において関係する委員が参加し会議の意見を表明するなど、効果的な連携により、規制改革の成果を高めた。

また、規制改革と関連する経済財政諮問会議、国家戦略特別区域諮問会議及び国家戦略特区ワーキング・グループ、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 総合戦略本部）、対日直接投資推進会議などとも、情報共有を図ってきた。

（６）国際先端テストの実施

国際先端テストは、「世界で一番企業が活動しやすい国」「世界で一番国民が暮らしやすい国」を実現するために、個別の規制の必要性・合理性について、国際比較に基づき、我が国の規制が世界最先端のものになっているかを検証するものであり、総理指示(平成 25 年 1 月 25 日日本経済再生本部)においてその活用が言及されていたものである。

今回は、検討項目の内から 5 件について実施した。具体的には、規制所管府省から規制の現状についての国際比較と規制を維持する必要性等について回答を求め、その妥当性や改革の方向性についての議論を行った。

規制所管府省自らが、当該規制の意義・効果等について改めて考える契機となったが、本来、国際的な政策・制度の趨勢に照らして、当該府省において不断の見直しを行うことは当然の責務である。

国際先端テストの手法は、あらゆる規制改革の項目に適用すべき強力なツールであり、今後も、その定着に努めるべきである。

4 本答申の実現に向けて

会議は、本答申を取りまとめ、総理に提出する。ここからは、「実施」のステージである。取り上げたそれぞれの規制や制度、その運用等については、直ちに改革に着手し、期限を切って着実に実現を図っていかなければならない。

このため、改革実現までの工程表、すなわち昨年 6 月の「規制改革実施計画」と同様の計画を策定し、閣議決定することが必要である。

規制の多くは、トレードオフ、利害対立の構造を内包しており、これが規制所管府省の消極姿勢につながり、改革が進まない主要要因となっている。改革を進めるためには、様々な立場にある関係者を説得・調整し、その構造を突破していくことが求められる。これは、ひとえに政治のリーダー

ーシップにかかっている。本答申の内容が最大限実現されるよう、政治のリーダーシップに強く期待するものである。

5 次のステップへ

(1) 次期の会議活動方針の策定

昨年7月以降、「最優先案件」を始めとした重点分野について、本年6月に改定される成長戦略と密接に関連する規制改革を進めてきた。

本答申提出後、会議としての活動を再開するに当たっては、まず、取り上げるべき重点分野、その審議体制等について整理し、改めて会議としての活動方針を定めて、本年7月から来年6月までを一つの期間として、更なる改革に取り組んでいく。

その際、今期の活動結果も踏まえ、産業競争力会議、経済財政諮問会議などとのより効果的な連携を図っていく。

(2) 実施計画のフォローアップ

規制改革については、これまで何度となく答申、閣議決定が行われてきた。しかし、そのフォローアップが的確に行われていないため、当初意図していた改革がそのとおりに進んでいないケースもまま見られる。このため、会議は、規制改革実施計画の進捗について、毎年、政府から見直し状況の報告を受け、確認していくこととする。また、今期と同様、特に重点的なフォローアップが必要な規制改革事項については、時間軸も含めた、具体的なフォローアップ方針を定めて取り組んでいく。

(3) 今後取り組むべき課題

規制改革は、時代の変化に合わせて、その所管府省自らが主体的に取り組むことが本来の在り方である。過去において、所管府省の自主的見直しを促す仕組みや制度が設けられたことがあったが、持続的な取組にならず、十分な成果を得ることができずに今日に至っている。

不断に規制改革を進め、着実に実現していくためには、所管府省自身が、規制改革会議等と連携しつつ、主体的・積極的に規制改革に取り組む仕組みをつくる必要がある。

今期、改めて会議として、これまでの取組の経緯等をレビューした上で、このような仕組みについて検討を行った結果、新たなシステムの構築の必要性を表明した（Ⅲ参照）。

まずは、このシステムに基づく取組を早急に開始し、会議としては、所管府省がより主体的・積極的に規制改革に取り組んでいくことができるよう、必要な役割を果たしていきたい。

Ⅱ 各分野における規制改革

1 健康・医療分野

(1) 規制改革の目的と検討の視点

「病気や介護を予防し、健康を維持して長生きしたい」という国民のニーズに応え、世界に先駆けて「健康長寿社会」を実現するため、健康・医療分野では、国民の安心・安全への配慮を前提に、「国民の利便性向上」、「医療福祉産業の発展による経済の活性化」、「保険財政の適正化」の3つを規制改革における基本的な考えとして取り組んできた。

これらを踏まえて、第2次答申の検討にあたっては、「革新的な医薬品や医療機器へのアクセス改善と国内における開発の促進」、「社会保障制度を持続可能とするための提供体制の再構築」、「サービスの質の向上と効率化」、「セルフケア領域の拡充」の4つの視点を定め、ICTの活用を含めて9つの検討項目を設定し、これに即して個別具体的な規制改革項目を取りまとめた。

①新たな保険外併用の仕組みの創設

現在の健康保険制度では、保険外診療を一緒に受けると原則として保険診療まで全額自己負担になる（いわゆる混合診療禁止の原則）。平成18年に保険外併用療養費制度（その前身は昭和59年に創設された特定療養費制度）が導入され、例外的に保険診療との併用が認められるようになったが、医療技術の革新が急速に進むなか、現行制度の下では、必ずしも患者のニーズに迅速に応えられない問題がある。

このため、困難な病気と闘う患者が、国内未承認の医薬品等の保険外の治療を希望する場合に、安全性・有効性の確認を前提に、現在よりも迅速にその治療を受けられるようにする仕組みとして、保険外併用療養費制度のなかに、患者ひとりひとりの治療を主な目的とする、“患者起点”の新たな仕組み（「患者申出療養（仮称）」）を創設する。

「患者申出療養（仮称）」は、医師が治療の内容や安全性・有効性などを患者に対して十分説明し、患者が理解、納得したうえで申出することを前提とする。そのうえで、対応医療機関の安全・適切な診療体制が整っていることを確認し、診療内容に応じて、できるだけ患者に身近な医療機関で、迅速に受診できるようにする。

②介護・保育事業等における経営管理の強化とイコルフットィング確立

国民が安心して福祉サービスを受けられるよう、その主要な担い手である社会福祉法人は、利用者や国民に対して経営内容やサービスの質を十分に開示する必要がある。

このため、財務諸表のインターネット上での公開、補助金・役員報酬の開示、利害関係者との取引内容の開示、サービスの第三者評価などを進め、経営の透明性やサービスの質を向上させる。

また、介護・保育分野は、営利法人と非営利法人が同種のサービスを提供する特殊な市場であり、多様な経営主体がそれぞれの特質を生かしてサービスの質を競い、利用者の利便を高める必要がある。

このため、経営主体間のイコルフットィングを確立するよう、地方公共団体の助成・補助制度などにおける経営主体による差異の是正、すべての社会福祉法人に対する社会貢献活動の義務化や違反した場合の役員解職勧告などの制度的な措置を行う。

③革新的な医薬品・医療機器の価格に関する制度の改善

医薬品・医療機器分野における今後の国際競争力を確保するためには、我が国における医薬品・医療機器の研究開発及び上市を後押しする環境整備が不可欠である。

このため、医薬品等の価格算定ルールにおいて、革新性・画期性の評価をより充実させるとともに、価格予見性の向上のため、価格の見通し等を事前に厚生労働省に相談可能な仕組みを

整備する。また、再生医療等製品の普及促進のため、「条件及び期限付承認」を受けた製品の保険適用に向けた取扱いについて検討する。一方で、近年の保険財政の逼迫を考慮し、長期収載品の価格の適正化を図る。

④最適な地域医療の実現に向けた医療提供体制の構築

地域の限られた医療資源を有効活用し、最適な地域医療を実現するためには、都道府県が医療計画を通じてリーダーシップを発揮し、主体的にこれらの課題に取り組むことが期待される。

このため、都道府県による医療計画の策定手続に関し、策定時に支払側である保険者の意見を聴く仕組みの構築、地域ごとの人口当たり医師数等を公表する仕組みの構築、都道府県によるより主体的な医療計画の検討の促進等を行う。また、あわせて、実力のある医療機関の増床の妨げとなる非稼働病床の削減方策の検討、医療機関の質を評価する取組の拡充、プライマリ・ケアと高度医療の適切な機能分化に向けた措置の検討などを行う。

⑤生活の場での医療・介護環境の充実

高齢者人口の増加に伴い、自宅や施設での医療・介護を希望する高齢者等に対し、必要な医療・介護が効率的に提供される環境の改善が求められている。

このため、在宅診療を主として行う診療所の開設要件の明確化、特別養護老人ホームにおける要介護者の医療環境の改善、在宅医療での医療材料・衛生材料の提供の仕組みの改善などを行う。

⑥医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みの早期構築

簡単な操作で精度の高い判定が可能な検査薬が数多く開発されているが、現在、一般向けに承認されている検査薬は3検査項目のみである。国民が一般用検査薬を使用して日常的にセルフケアを行える環境の整備が求められている。

このため、医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みを早期に構築し、既に転用要望のある49検査項目について集中的な検討を行う。あわせて、検査薬の適正使用に関する購入者への情報提供、受診勧奨等の仕組みを整備し、早期の生活改善や医療機関の受診につなげることで、国民の健康保持・増進や疾病の重症化防止を図る。

⑦保険者機能の充実・強化に向けた環境整備

保険者には、加入者の健康増進、レセプト点検の強化等、給付と負担の適正化に向けた保険者機能をより一層発揮していくことが求められている。

このため、レセプトデータ分析の妨げとなる未コード化傷病名コードの不適切使用の削減、レセプトデータを活用した保健事業の取組への支援、保険者による事前点検制度の導入等を行うことで、保険者機能の更なる充実、強化を図る。

⑧医療機関の経営基盤の強化

医療保険制度の持続可能性を高め、国民が将来にわたって最適な医療サービスを享受するためには、医療機関の経営基盤を強化し、質の高い医療を効率的に提供できる体制づくりが求められる。

このため、経営経験が豊かな人材の活用の促進、法令遵守体制の構築、医療機関が提供できる医療に付随するサービスの範囲の明確化等を行う。

⑨看護師の「特定行為」の整備

在宅医療等の更なる推進により、医師の立会いのない環境で業務（診療の補助）が行われる

ことが今後ますます増加すると予想され、看護師が「チーム医療」の一員としてその能力を最大限に発揮し、一層活躍することが期待されている。

このため、医師によりあらかじめ出された手順書による指示に基づき、病状について自ら判断し、一定の業務（診療の補助）を行える看護師を計画的に養成するとともに、医療の安全性の確保を図るため、看護師の判断能力や技能を高める研修制度等を整備する。

（２）具体的な規制改革項目

①新たな保険外併用の仕組みの創設【平成 27 年度措置（次期通常国会に関連法案の提出を目指す）】

ア 困難な病気と闘う患者からの申出を起点とする新たな保険外併用の仕組みの創設

いわゆる混合診療禁止の原則のもと、厚生労働省が指定する「評価療養」「選定療養」については、「保険外併用療養費制度」として、例外的に保険診療との併用が認められているが、医療技術の革新が急速に進むなか、必ずしも患者のニーズに迅速に応えられない問題がある。

そのため、困難な病気と闘う患者がこれを克服しようとして強く希望する場合、安全性・有効性の確認等を前提に、保険外診療を併用しても保険給付を幅広く受けられ、保険診療にかかる経済的負担が治療の妨げにならないように、治療の選択肢を拡大することが必要である。

したがって、困難な病気と闘う患者からの申出を起点として、国内未承認医薬品等の使用や国内承認済みの医薬品等の適応外使用などを迅速に保険外併用療養として使用できるよう、保険外併用療養費制度の中に、新たな仕組みとして、「患者申出療養（仮称）」を創設し、患者の治療の選択肢を拡大する。このため、次期通常国会に関連法案の提出を目指す。

イ 「患者申出療養（仮称）」における安全性・有効性等の迅速な確認及び適切な実施体制の構築

現行の評価療養では、医療機関が申請してから実施が承認されるまでに平均 6～7 か月（先進医療ハイウェイ構想等により期間を短縮してもおおむね 3 か月）の期間を要し、一刻を争う患者の切実なニーズに十分には応えきれない。

そのため、「患者申出療養（仮称）」においては、患者からの申出を起点として、国内未承認薬等を迅速に保険外併用療養として使用できるようにするとともに、対応医療機関の安全・適切な診療体制が整っていることを確認し、診療内容に応じて、できるだけ患者に身近な医療機関で迅速に受診できるようにする必要がある。

したがって、未承認の診療に関する豊富な知見を有する臨床研究中核病院と患者に身近な地域の医療機関が、診療内容に応じて連携協力を図りながら、患者からの申出に係る診療ができる体制を構築する。

具体的には、「患者申出療養（仮称）」としての前例がある診療については、臨床研究中核病院の他、患者に身近な医療機関（予定協力医療機関）が、患者からの申出を受け、前例を取り扱った臨床研究中核病院に対して申請（共同研究の申請）する。申請から原則 2 週間で臨床研究中核病院が判断し、受診できるようにする。

前例がない診療については、臨床研究中核病院が患者からの申出を受け、国に対して申請する。申請から原則 6 週間で国が判断し、受診できるようにする。このとき、患者に身近な医療機関を最初から対応医療機関（協力医療機関）として申請（共同研究の申請）する場合は、その医療機関で受診できるようにする。

その際、国において、専門家の合議で安全性・有効性を確認する際の議論や手続きを迅速かつ効率的に進めるため、運営の在り方について、新しい仕組みの施行までに検討する。

ウ 「患者申出療養（仮称）」における対応医療機関の充実

現行の評価療養は、保険導入のための評価を行うことが主な目的であるため、実施計画で定めた症例数を集めるために、技術ごとに定められた要件を満たし、国の承認を得た医療機関（1つの医療技術に対し平均で10医療機関程度）でのみ治療が行われることから、全国の患者が容易にアクセスできない。

そのため、当該患者の治療を適切に実施できる体制が整っていることが確認されれば、診療内容に応じて、できる限り患者に身近な医療機関でも治療を受けられるようにする必要がある。

したがって、臨床研究中核病院は、15か所に限定することなく、要件を満たせば追加していく。

臨床研究中核病院が申請時に対応医療機関（共同研究の予定協力医療機関）のリストを添付し、患者が身近に受診できる医療機関を周知する。

臨床研究中核病院の承認により、対応医療機関（協力医療機関）を随時追加する。この旨、厚生労働省からも要請する。

エ 「患者申出療養（仮称）」における保険収載に向けた実施計画の対象外の患者への対応

現行の評価療養は、保険導入のための評価が主な目的となるため、評価を行うための実施計画（いわゆるプロトコル）が求める諸条件を満たすことが必要となる。

その結果、評価療養の対象患者は、年齢制限や他の病気に罹患していないなどの一定の基準にあてはまる患者に限られる。それ自体は、安全性・有効性が確認された医療を保険収載していくうえで必要なプロセスであるが、他方で、基準外の患者にも希望する治療を受けられるようにする必要がある。

したがって、「患者申出療養（仮称）」においても、保険収載に向け、治験等に進むための判断ができるよう、実施計画を作成し、国において確認するとともに、実施に伴う重篤な有害事象や実施状況、結果等について報告を求める。

また、実施計画の対象外の患者から申出があった場合は、臨床研究中核病院において安全性、倫理性等について検討を行った上で、国において専門家の合議により実施を承認する。

②介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフティング確立

ア 財務諸表の情報開示【ホームページ上での開示は措置済み。電子開示システムは平成26年度検討・結論、結論を得次第、予算措置のうえシステム構築を開始】

社会福祉法人は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び監事の意見を事務所に備えて置き、利用希望者その他利害関係人から請求があった場合には、閲覧に供しなければならない。

厚生労働省では、インターネット上での公開等の方法により財務諸表等を自主的に公表することを促しているが、平成25年7月末時点での自主的公表は全体の4割程度に留まっている。

また、社会福祉法人から所轄庁に財務諸表が提出されているものの、所轄庁において財務諸表などが体系的に集計されておらず、有効に活用されていないとの指摘がある。

したがって、厚生労働省は、社会福祉法人の財務諸表の公表において、標準的形式を提示し、各法人が原則としてホームページ上で開示を行うように指導する。

また、厚生労働省は、全国の社会福祉法人の財務諸表を集約し、一覧性及び検索性をもたせた電子開示システムを構築する。

イ 補助金等の情報開示【開示の義務付けは平成 26 年度措置。国民への分かりやすい開示は電子開示システムの構築に合わせて措置。地方公共団体への要請は平成 27 年度措置】

社会福祉法人は、社会福祉施設の整備や事業の運営に当たって、国が交付する補助金のほか、地方公共団体が交付する補助金を受けている。地方公共団体が交付する補助金も含めて、国として社会福祉法人に対する補助金の総額を把握する仕組みが構築されておらず、一部の有識者からは社会福祉法人に交付されている補助金等の情報が国民に対して分かりやすく開示されていないとの指摘がある。

したがって、厚生労働省は、社会福祉法人が受けている補助金や社会貢献活動に係る支出額等の状況が利用者や国民に分かるよう、標準的形式を提示し、各法人にその開示を義務付ける。

また、厚生労働省は、全国の社会福祉法人が国や地方自治体から受けている補助金等の状況を一元的に把握し、国民に分かりやすく開示する。

さらに、厚生労働省は、地方公共団体が独自に実施している助成・補助制度において、経営主体による差異を設けないよう、地方公共団体に要請する。

ウ 役員報酬等の開示【平成 26 年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。】

社会福祉法人は、公費と社会保険料等により賄われる介護報酬や国等から交付を受けた措置費、補助金などを主な収入としているほか、介護報酬に対する非課税措置など税制上の優遇措置を受けている。これらを背景に、社会福祉法人に対しては、上場企業に準じた適切かつ透明な事業運営が期待されているが、上場企業が開示している役員に対する報酬や退職金については、開示義務が課されていない。

したがって、厚生労働省は、社会福祉法人の役員に対する報酬や退職金などについて、その算定方法の方針や役員区分ごとの報酬等の総額（役員報酬以外の職員としての給与等も含む）の開示を義務付ける。

エ 内部留保の明確化【内部留保の活用は平成 26 年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。目的別の積立の指導は平成 26 年度措置】

特別養護老人ホームなどの福祉施設は、安定的な経営を継続していくことが求められていることから、総合的な経営判断に基づき、計画的に目的積立金を積み立てる必要がある。

しかしながら、会計検査院からは、特別養護老人ホームの積立金等について、施設の改修等に備えた目的積立金を貸借対照表に計上していないなどの指摘があるほか、一部の有識者からも、「社会福祉法人は過大な内部留保を貯め込んでいる」との指摘がある。

したがって、厚生労働省は、内部留保の位置付けを明確化し、福祉サービスへの再投資や社会貢献での活用を促す。

また、厚生労働省は、社会福祉法人に対して、明確な事業計画に基づく目的別の積立（退職給与引当金や修繕積立金等の別途積立金の活用）を行うことを指導する。

オ 調達の公正性・妥当性の確保【平成 27 年度決算から措置】

社会福祉法人の事務、事業の中で発生する売買、賃貸借、請負などの契約については、契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合等を除き、基本的に一般競争入札によることが規定されている。非営利法人として調達の公平性や妥当性を確保するため、一部の有識者からは、役員の親族や特別の利害関係を有する者との取引内容を開示するなど、より透明性を高めるべきとの指摘がある。

したがって、厚生労働省は、社会福祉法人とその役員の親族や特別の利害関係を有する者との取引について、取引相手及び取引内容を開示する等、調達の公正性や妥当性を担保する

仕組みを構築する。

カ 経営管理体制の強化【責任の範囲等の明確化と外部機関による会計監査の義務付けは平成 26 年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。第三者評価のガイドラインは平成 26 年度措置。介護事業者の第三者評価の受審率の数値目標は平成 27 年度措置。保育所の第三者評価の受審率の数値目標は子ども・子育て支援新制度の施行までに措置】

社会福祉法人の経営管理体制として、理事会や評議員会、理事などの機関で審議すべき事項などは通知等で定められているが、それぞれの機関の役割や権限等が法令で明確に定められていない。

また、福祉サービスに対する行政機関以外の評価として、平成 13 年に福祉サービス第三者評価制度が導入されたが、実施件数の大半を東京都の事業者が占めており、東京都以外の都道府県では制度の普及が遅れているとの指摘がある。

さらに、行政機関以外の監査として、大規模な社会福祉法人は 2 年に 1 回、その他は 5 年に 1 回の外部機関による会計監査の活用が望ましいとされているが、適正な決算処理が疑われる事例なども指摘されており、会計の専門家による監査が求められている。

したがって、厚生労働省は、社会福祉法人の内部管理を強化するため、理事会や評議員会、役員等の役割や権限、責任の範囲等を明確に定める。

また、厚生労働省は、社会福祉法人のサービスに対して質の高い実効性ある評価を行うため、第三者評価のガイドラインの見直しを行うとともに、介護・保育分野について第三者評価受審率の数値目標を定める。

さらに、厚生労働省は、一定の事業規模を超える社会福祉法人に対して外部機関による会計監査を義務付ける。

キ 所轄庁による指導・監督の強化【工程表の策定は平成 26 年度検討・結論、平成 27 年度措置。助言や勧告のための措置は平成 26 年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる】

平成 25 年 4 月の第二次地方分権一括法の施行に伴い、都道府県の中でも主たる事務所が一般市の区域内にある社会福祉法人であって、その事業が市を越えないものは、所轄庁が一般市に権限移譲された。所轄庁において社会福祉法人の経営に対して適切な指導や監査を行うためには、専門的な知識を有する人材を一定数配置する必要があるが、十分な人材が確保できていないとの指摘がある。

また、社会福祉法では、社会福祉法人に対する措置命令、業務の全部又は一部の停止命令、役員の解職勧告及び解散命令を定めているが、措置命令以前の段階で、勧告を行う規定がないため、所轄庁において段階的な指導が困難との指摘がある。

したがって、厚生労働省は、所轄庁における指導・監督を強化するため、監査のガイドラインや監査人材の育成プログラムを策定することとし、その工程表を策定する。

また、厚生労働省は、経営の悪化した社会福祉法人に対して、所轄庁が措置命令等の行政処分に先駆けて助言や勧告を行える措置を講じる。

ク 多様な経営主体によるサービスの提供【公的性格の強化は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案の施行日（平成 27 年 4 月 1 日）に合わせて措置。地方公共団体への通知は平成 26 年度措置】

自宅での生活が困難な要介護高齢者を対象とする入所施設としては、特別養護老人ホームのほか、営利法人を中心に設置されている有料老人ホームなどの類型がある。

入所施設を運営する経営主体がそれぞれの特質を生かしてサービスの質を競うことで、利用者の利便を高めることが必要であるが、それぞれの施設が担う役割が十分に整理されてい

ないとの指摘がある。

また、地方公共団体では、「介護保険事業計画」や「介護保険事業支援計画」の策定に当たって、介護サービス量の見込みを算出しているが、一部の地方公共団体においては、有料老人ホーム等の特定施設のサービス量の増加を見込んでいないとの指摘がある。

したがって、厚生労働省は、特別養護老人ホームについて、在宅生活が困難でより入所の必要性の高い中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能への重点化を徹底し、あわせて、低所得者の支援を中心とした公的性格を強める。

また、厚生労働省は、利用者の様々なニーズに応じた多様なサービスが提供されるよう、各市町村が要介護者等の実態を踏まえて介護サービスの需要を的確に把握し、有料老人ホーム等の特定施設も含めて、地域の実情に即して適切なサービス量を見込むよう、地方公共団体に通知する。

ケ 福祉施設における指定管理者制度等の運用の改善【平成 26 年度上期措置】

地方公共団体が指定管理者制度を活用して福祉施設の運営を委託する際には、株式会社等の民間事業者を指定管理者とすることができる。

しかしながら、一部の地方公共団体では、公募要件で社会福祉法人に限定するなど、社会福祉法人以外の参入を認めていないとの指摘がある。

したがって、厚生労働省は、業務委託や指定管理者制度などの公募要件に理由もなく株式会社を除外しないよう地方公共団体に対して通知する。

コ 社会貢献活動の義務化【社会貢献活動の義務付けと社会貢献活動を行わない法人への対応は平成 26 年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。一定の事業規模を超える法人に対する要請は平成 26 年度措置】

社会福祉法人は、財政上の優遇措置を受ける背景として、慈善的な福祉サービスや低所得者への福祉を提供し、地域のセーフティネットとして機能することが期待されている。

しかしながら、これらのサービスを提供している社会福祉法人は必ずしも多くなく、財政上の優遇措置の根拠が乏しい実態がみられる。介護保険事業などにおいて株式会社等と同様のサービスを提供する社会福祉法人においては、同じ競争条件のもとで、利用者のためのサービス提供がなされるよう、条件整備を行う必要がある。

したがって、厚生労働省は、すべての社会福祉法人に対して、社会貢献活動（生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供、生活保護世帯の子どもへの教育支援、高齢者の生活支援、人材育成事業など）の実施を義務付ける。

そのために、社会貢献活動の定義の明確化や会計区分の整備、社会貢献活動への拠出制度の創設などの検討を行う。

また、厚生労働省は、一定の事業規模を超える社会福祉法人に対して、法令等での義務付けに先駆けて社会貢献活動の実施を要請する。

さらに、厚生労働省は、社会貢献活動を行わない社会福祉法人に対し、零細小規模な法人には配慮しつつ、所轄庁が必要な措置を採るべき旨を命ずるほか、業務の全部若しくは一部の停止や役員の解職の勧告、さらには解散を命ずることができることを明確化する。

③革新的な医薬品・医療機器の価格に関する制度の改善

ア 医薬品・医療機器そのものが持つ価値の評価とその活用【平成 28 年度診療報酬改定における試行的導入を視野に入れて検討・導入に合わせて結論】

現行の医薬品・医療機器の価格算定ルールにおいては、医薬品・医療機器の価格は、その原価又は類似品の価格に基づき決定されており、医薬品・医療機器そのものの持つ価値が必

ずしも適切に価格に反映される仕組みとなっていないとの指摘がある。

したがって、イノベーションの適切な評価を行う観点から、例えば、患者の QOL の向上効果がどの程度あるかを客観的に評価する指標や、実質的な医療・介護費用の削減効果の指標を、イノベーションの評価に活用する仕組み等を検討し、結論を得る。

イ 日本発の医薬品・医療機器の評価の充実【措置済み】

我が国の医薬品・医療機器の開発力が低下している中、メーカーが我が国において研究開発を行うためのインセンティブが必要である。しかしながら、現行の医薬品・医療機器の価格算定ルールにおいては、世界に先駆けて、日本で承認を取得した医薬品・医療機器の評価が十分に行われていない。

したがって、医薬品・医療機器を日本で研究開発又は製造し、海外に先駆けて日本で承認を取得した場合に、医薬品・医療機器の価格算定において、営業利益率の引上げや加算を行う制度を創設（医薬品）又は継続（医療機器）する。

ウ 原価計算方式における革新性評価の充実【措置済み】

類似品がある医薬品・医療機器の価格算定方法である類似薬効比較方式（類似機能区分比較方式）においては、最大で価格の 120 パーセント（150 パーセント）の加算が措置されているのに対し、既存の類似品がない医薬品・医療機器の価格算定方法である原価計算方式においては、営業利益率を±50 パーセント調整するのみであり、革新性・画期性の評価が十分に行われていない。

したがって、イノベーションの適切な評価を行う等の観点から、原価計算方式において、営業利益率の調整の上限を+100 パーセントとし、革新性・画期性の評価を一層充実させる。

エ 新薬創出・適応外薬解消等促進加算の継続【措置済み】

平成 22 年度から、新薬創出・適応外薬解消等促進加算により、一定の要件を満たす新薬の価格が一定期間据え置かれる一方、当該加算の適用を受けた新薬の製造販売業者に対しては、厚生労働省が、医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬の開発を要請することとされている。ただし、当該加算は時限措置となっており、2 年ごとに継続の是非を検討することとされている。

したがって、新薬開発には相当の期間を要するため、新薬創出・適応外薬解消等促進加算が新薬開発のインセンティブとなっているかどうかについての判断は時期尚早であることから、平成 26 年度診療報酬改定において、新薬創出・適応外薬解消等促進加算を継続する。

オ 医療材料等に対応する手技料の適切な算定【平成 28 年度診療報酬改定に合わせて検討・結論】

同種の手術であっても、使用する医療材料等によって難易度が異なる（例えば、再生医療等製品を使用する手術と、従来の医療機器を使用する手術とでは難易度が異なる）が、手術の難易度等に応じた適切な手技料を算定できない場合があるとの指摘がある。

したがって、再生医療等製品を使用する手術において、手術の難易度に応じた適切な手技料を算定できるよう検討し、結論を得る。

カ 医薬品・医療機器の価格予見性の向上【相談可能な仕組みの明確化は平成 26 年度措置。革新性・画期性の基準の明確化について、医薬品は平成 26 年度検討・結論、医療機器は平成 26 年度検討開始・平成 27 年度結論】

現行の医薬品・医療機器の価格算定ルールは非常に複雑である上、具体的な価格の検討は

非公開の薬価算定組織等において行われている。このため、

- ・類似薬効比較方式（類似機能区分比較方式）と原価計算方式のいずれが適用されるか
- ・革新性・画期性の評価がどのような場合にどの程度なされるか
- ・原価計算方式における販売費、研究費、流通経費等に、製品ごとの開発経緯や製造の実態、市場規模等がどの程度反映され得るか

等について、医薬品・医療機器の製造販売業者が事前に把握することが困難である。

したがって、新たな医薬品・医療機器の開発に当たり、既存の価格算定ルールの内容や注意事項、価格の見通し等について、治験前、薬事承認審査前、保険収載前の各段階に応じて、随時、厚生労働省に相談可能な仕組みを整備し、明確化する。

また、医薬品・医療機器の価格算定における革新性・画期性の評価が、どのような場合にどの程度なされるのかについて、明確な基準を検討し、結論を得る。

キ 「条件及び期限付承認」を受けた再生医療等製品の普及促進【薬事法等の一部を改正する法律の施行（平成 26 年 11 月下旬予定）に合わせて検討・結論】

昨年成立した薬事法等の一部を改正する法律により、安全性が認められ、有効性が推定された再生医療等製品の「条件及び期限付承認」の制度が設けられ、本年 11 月に施行される見込みである。現時点では、「条件及び期限付承認」を受けた再生医療等製品が患者に提供される際の保険適用の有無が明確でないが、再生医療等製品の普及を一層後押しし、市販後の有効性や更なる安全性の検証がより進みやすい環境を整えるためには、保険適用することが望ましい。

したがって、再生医療等製品への国民のアクセスを確保するため、「条件及び期限付承認」を受けた再生医療等製品の保険適用に向けた取扱いについて、再生医療の専門家を含めた議論の場を設けて検討し、結論を得る。

ク 長期収載品の薬価の引下げ【措置済み】

保険財政の適正化を図るため、上市当初の後発医薬品の薬価を長期収載品と比べ低くすること等により、後発医薬品の普及が進められてきたが、その目的が十分に達せられていない。このため、より直接的に保険財政の適正化を図る仕組みが求められる。

したがって、長期収載品の薬価については、後発医薬品が上市されて一定期間を経過した段階で大幅に引き下げる仕組みを構築する。

ケ 患者が医薬品選択を行う際に薬価が判断材料とならない場合への対応【平成 26 年度措置】

高額療養費制度等の適用（長期収載品でも後発医薬品でも患者負担額は同じ）により、患者が医薬品選択を行う際に薬価が判断材料とならない場合があり、後発医薬品の普及が進まない一因となっているとの指摘がある。

したがって、高額療養費制度の適用下における後発医薬品のシェアを調査する。

その上で、医療用医薬品が保険診療でカバーされていること、及びその価格（薬価）を正しく患者に理解してもらうことを通じて、後発医薬品の普及を更に推進する。

④最適な地域医療の実現に向けた医療提供体制の構築

ア 医療計画、介護保険事業支援計画及び医療費適正化計画の連携【次期医療保険制度改革において検討・結論】

今国会に提出された地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案により、医療計画は 6 年に 1 度見直しを行うこととされ、3 年に 1 度見直しを行う介護保険事業支援計画と見直し時期が平成 30 年度以降一致することとし

ている。一方、医療費適正化計画は5年に1度見直すこととされており、他の計画と見直し時期が一致しておらず、他の計画との関係性も明確になっていない部分がある。

したがって、都道府県が、医療・介護を含めた総合的な取組を行うことが可能となるよう、医療計画、介護保険事業支援計画及び医療費適正化計画の見直し時期を一致させるとともに、相互の関係性をより明確にすることを検討し、結論を得る。

イ 医療計画における保険者の視点の導入【地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案の施行日（平成27年4月1日）に合わせて措置】

医療計画の策定に当たっては、患者の視点に加え、医療費適正化の視点も重要性を増している。しかしながら、医療計画を策定する際には、都道府県医療審議会及び市町村の意見を聴かなければならないこととされ、保険者の意見を聴くことは制度化されていない。

したがって、医療計画の策定に当たり、保険者の意見を取り入れる仕組みを構築する。

ウ 医療計画の内容の充実【平成26年度措置】

ICTを活用した情報共有により、医療機関のネットワーク化、セルフケアの推進、予防活動の充実等が期待される中、都道府県が策定する医療計画において、医療ICT化の推進が必ずしも盛り込まれていない。また、医療計画において規定される二次医療圏の範囲については、都道府県が地域の実情に応じて主体的に検討すべきであるが、国が示した医療計画作成指針等の範囲内での検討にとどまっている場合があり、必ずしもすべての都道府県が主体性を発揮できているとは言えないとの指摘がある。

したがって、平成26年3月に厚生労働省から公表された「健康・医療・介護分野におけるICT化の推進について」を踏まえた医療計画となるよう、都道府県に周知する。

また、二次医療圏の範囲については、患者の利便性を第一に考え、医療機関からの時間距離のデータを活用しつつ、都道府県が地域の実情に応じてより主体的に検討すべきことを改めて周知する。

エ 医療資源の適正配置【平成26年度措置】

現在、都道府県において、地域における医療資源の状況を的確に把握し、公表する仕組みが整備されておらず、地域ごとの医師・看護師の偏在、診療科ごとの医師の偏在、高額医療機器への過剰投資等の問題の解決が困難との指摘がある。

したがって、地域ごとの人口当たり医師・看護師数、医療機器数、診療科ごとの医師数を把握し、都道府県が公表する仕組みを構築する。

また、地域ごとの疾病の発生状況、患者の流出入の状況等に応じて、相対的に医師不足と判断される地域や診療科への就業インセンティブを充実させる。

オ 医療機関の質の評価【aは平成27年度早期措置。bは平成26年度措置】

医療機関ごとの医療の質の評価に関する情報が公表されれば、患者が医療機関を選択する際の有益な情報となり、医療機関間の適切な競争による医療提供体制の充実が期待される。我が国では、医療機関の評価を推進する事業は始まったが、医療機関間の横比較を可能とし、医療機関の選択に役立つ評価情報を提供する仕組みが十分整備されていない。

したがって、医療機関の質の向上を図るため、

- a DPCデータ等を用いた定量的な指標に基づき、医療機関外の組織等が医療の質の評価・公表等を実施する際、その評価に用いるベンチマークの信頼性を高めるため、実施医療機関を拡大する措置を講じる。また、公表する評価指標の範囲の拡大を促す措置を講じ

る。

- b 特に、自治体病院等の公設・公的病院については、公的資金が投入されていること等を踏まえ、一層の経営・サービスの効率化と医療の質の向上が必要であることから、いち早くこれらの取組を進める。その際、より多くの病院の参加を促す措置を講じる。

カ 必要病床数・非稼働病床数の把握及び特例病床制度の活用【必要病床数の将来推計及び特例病床制度の活用の周知、病床稼働状況の調査は平成 26 年度措置。非稼働病床の削減方策は平成 26 年度検討・結論】

現行の医療計画においては、計画策定時点の基準病床数に基づき、以降 5 年間にわたり病床規制が課せられる仕組みとなっている。今後、急速な高齢化等により、基準病床数が実情と乖離するおそれがあるとの指摘がある。

また、病床過剰地域における増床は原則として認められないことから、実力のある医療機関の増床が妨げられ、医療機関の適正な競争が阻害されるとともに、病床の既得権化を招き、非稼働病床が温存されているとの指摘がある。

したがって、今後、急速な高齢化が進むと予想される都市部を中心に、必要病床数の将来推計の重要性を周知するとともに、医療計画の見直し時期にかかわらず、病床規制の例外措置である特例病床制度を、地域の実情に応じて活用するよう周知する。

また、医療機関ごとの病床の稼働状況について調査するとともに、実効性のある非稼働病床の削減方策を検討し、結論を得る。

キ 病床規制の柔軟な運用【措置済み】

病床規制が必要以上に厳格に運用され、利便性に欠く事例があるとの指摘がある。

したがって、既存の医療機関の建替え・補修の場合、二次医療圏の境目においてそれぞれ別の二次医療圏に属する医療機関が統合する場合、医療機関の経営統合により開設者が変わる場合等においては、病床規制の柔軟な運用を徹底する。

ク 7 対 1 入院基本料の在り方の検討【平成 28 年度診療報酬改定に合わせて検討・結論】

患者 7 人に対し看護職員 1 人以上を配置する医療機関に適用される入院基本料の 7 対 1 看護基準は、急性期医療を担う医療機関への医療支援の集中を目的とした制度であり、平成 26 年度診療報酬改定において一定の見直しが行われた。しかしながら、算定要件が厳格でないために、実質的に急性期医療を行っていない医療機関にも適用されているとの指摘がある。

したがって、急性期医療を担う医療機関にのみ 7 対 1 入院基本料が適用されるよう、平成 26 年度診療報酬改定の影響を調査・検証し、7 対 1 入院基本料の在り方について検討し、結論を得る。

ケ 地域医療支援センターの実効性向上【平成 26 年度措置】

医師のキャリア支援等を行う地域医療支援センターの事業は、その実施主体が明確にされていないが、医師の雇用者である病院が行うことにより、実効性を高めることが可能との指摘がある。

したがって、地域医療支援センターの事業について、都道府県から地域の中核を担う病院への委託が可能であることを明確化する。

コ プライマリ・ケア体制の確立【a は平成 26 年度措置。b は a の検討終了後早期に検討開始、平成 27 年度結論、平成 28 年度措置。c は平成 26 年度検討開始、平成 27 年度結論】

患者の身体的、心理・社会的背景などを踏まえて総合的に診療を行う、適切な一次医療（プライマリ・ケア）体制の確立は、地域の住民の大きな安心につながる。しかしながら、我が国では、プライマリ・ケアを専門に担う医師の養成が十分ではなく、プライマリ・ケア体制が確立していない。

また、本来高度医療を担うべき大規模病院がプライマリ・ケアも行っており、高度医療に特化しにくくなっている。必要な時に必要な医療機関を選択できるという意味でのフリーアクセスを確保するために、プライマリ・ケアを専門に担う医師が日常よく遭遇する広範な病気の診療を行い、その上で、必要に応じて適切な高次の医療機関を紹介し連携して問題の解決に当たるといふ、ゲートキーパー機能を果たすことが求められる。

したがって、プライマリ・ケアを専門に担う医師が地域住民の身近な存在としての診療を担い、高度な医療を行う病院との適切な機能分化を進めるため、

- a プライマリ・ケアを専門に担う医師の育成に向けて、当該専門性に係る卒後の教育・研修制度（疾病や傷害の予防、介護、保健、福祉等、地域医療に必要な知識を広く習得する仕組み）や、当該専門性に係る資格の更新制度、診療の質を維持するための継続的な研修の検討に対し、必要な支援を行う。
- b プライマリ・ケアを専門に担う医師について、その専門性に係る資格等の在り方を踏まえ、医療広告制度の見直しを行う。
- c プライマリ・ケアと高度医療の適切な機能分化に向けて、プライマリ・ケアを専門に担う複数の医師が連携して 24 時間の対応を行う取組を支援する等、プライマリ・ケアの提供体制を整える措置を検討し、結論を得る。

⑤生活の場での医療・介護環境の充実

ア 在宅診療を主として行う診療所の開設要件の明確化【平成 26 年度検討・結論、結論を得次第措置】

健康保険法第 63 条第 3 項では、療養の給付を受けようとする者は「自己の選定する」医療機関から受けることが規定されている。その解釈から、管轄地方厚生局長による保険医療機関指定時において、外来応需体制（外来患者を受け入れる体制）を有していることを求める運用が行われている。

また、医療法における診療所開設許可に当たり、都道府県により審査基準に違いがあり、診療所開設の制約となっている。

したがって、在宅診療を主として行う保険医療機関に対し、外来応需体制を求める運用の在り方を検討し、結論を得た上で、必要な措置を取る。

また、診療所開設において、例えば必ずしもエックス線装置を設けなくともよい等、開設要件を明確化し、都道府県に周知する。

イ 特別養護老人ホームにおける要介護者の医療環境の改善【平成 26 年度検討・結論】

特別養護老人ホームには、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」により、「入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うため」医師を配置することとされているが、非常勤の嘱託医が多く、入所者が必要とする際に医師が不在であることが多いとの指摘がある。さらに、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」において、末期の悪性腫瘍や緊急の場合等を除き、他の医師は「みだりに診療を行ってはならない」ととされている。

したがって、平成 27 年度から入所基準が原則要介護度 3 以上となる制度見直しが行われること等を踏まえると、今後、医療ニーズの高い入居者の増加が見込まれるため、特別養護老人ホームでの適切な医療提供の在り方について検討し、結論を得る。

ウ 在宅医療での医療材料・衛生材料の提供の仕組みの改善【措置済み】

在宅医療においては、医療機関は患者又は患者の看護に当たる者に対して医療材料及び衛生材料を提供しなければならないが、十分に提供される仕組みになっていないのではないかと指摘がある。

したがって、平成 26 年度診療報酬改定において、訪問看護ステーションが在宅療養中の患者に対して使用する衛生材料等の見込み量や実績量を報告し、医療機関が報告に基づき適時必要な量を提供できる仕組み等を整備する。

⑥医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みの早期構築 ※国際先端テスト実施事項

一般用検査薬は、平成 3 年までに 3 検査項目が認められて以降、20 年以上にわたり新規項目が認められていない。かつ、医療用検査薬からの転用の仕組みも設けられていない。

したがって、疾病の重症化を防ぎ国民の健康保持・増進に寄与する観点から、医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みについて、医学及び薬学の専門家に加え、製造者及び多様な販売者等からの意見を聴く公開の場で検討を行い構築する。その際、海外における購入者への情報提供の在り方等についても参考とする。

ア 転用の体制の構築【平成 26 年措置】

検査項目及びその判定方法をあらかじめ定め、合致する製品を製造販売業者が申請することで審査の効率を高め、既に転用要望のある 49 検査項目について集中的な検討を行い、新たな検査項目の要望についても遅滞なく検討を行う体制を構築し運用を開始する。

イ 標準審査時間の提示と事前相談制度の明確化【平成 26 年措置】

個別製品の申請から審査終了までの標準審査時間について通知し、さらに、製造販売業者が医薬品医療機器総合機構に事前に相談できる制度を明確化する。

ウ 添付文書等への記載事項【平成 26 年検討・結論、随時措置】

各検査項目の特性を踏まえ、医療機関受診の目安となる測定結果、留意事項、検査薬によっては正しく判定されない可能性及び定期健康診断等の受診推奨等について、パッケージ及び添付文書等への分かりやすい記載を製造販売業者に求める。

エ 販売時説明【平成 26 年検討・結論、随時措置】

一般用検査薬の販売時に、一般用医薬品の分類に応じて薬剤師等が購入者へ情報提供し、必要に応じて検査結果のフォローアップを行い受診勧奨する仕組みを構築する。

⑦保険者機能の充実・強化に向けた体制整備

ア 未コード化傷病名の不適切な使用の削減【平成 26 年度検討・結論】

診療報酬明細書において傷病名マスターに収載されていない病名を使用する場合、未コード化傷病名コードを使用して病名をワープロ入力することとなっているが、本来の目的ではない理由で未コード化傷病名を使用して請求を行う実態がある。そのため、保険者がデータを分析する際の妨げになっている場合がある。

したがって、未コード化傷病名が使われている原因を分析し、原因に即した対策を行うことや未コード化傷病名の使用が多い医療機関に対して改善を促すなど、未コード化傷病名の不適切な使用の削減に向けた検討を行い、結論を得る。

イ 診療報酬明細書データの分析可能な環境整備【平成 26 年度措置】

診療報酬明細書は、治癒した傷病も含め同一医療機関において過去に患った全ての傷病名が記載されている。治癒した傷病名については、転帰欄にその旨を記載することとされているが、転帰欄が適切に使用されていない実態がある。

そのため、複数の傷病名が記載されている診療報酬明細書について、保険者は、診療報酬明細書を見ても医療機関がどの病気だと判断して処置等を行ったのかが分からず、効果的にデータを分析することができない場合がある。

したがって、転帰の記載等、診療報酬明細書へ適切に記入、入力するよう指導を行うと同時に、保険者が診療行為や医薬品等から傷病名を把握できるようなシステムを利用し、レセプト情報等を活用した保健事業に積極的に取り組むよう支援する。

ウ 保険者がまず全ての診療報酬明細書の点検を可能とする仕組みの導入【平成 26 年度検討・結論、結論を得次第措置】

診療報酬明細書の審査については、まず審査支払機関が行い、その審査したものについて保険者も請求内容の点検を行っている。

そのため、同じ診療報酬明細書について、審査支払機関が審査を行った後、保険者が同様の点検を行っており、効率的な運営となっていないとの指摘がある。

したがって、現行法において、審査支払機関の審査の前に点検することを希望する保険者は、希望どおりに支払基金又は国保連が審査する前に請求内容の点検を行い、疑義がある診療報酬明細書のみを支払基金又は国保連に審査依頼を行うことが選択可能である。このことを前提として、審査支払業務の効率化を図るべきとの指摘を踏まえ、必要となるシステムの改修、保険者に周知すべき手続内容、審査手数料の在り方等について検討を行い、結論を得る。

エ 診療報酬明細書の審査体制の強化【平成 26 年度措置】

社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会は診療報酬明細書の審査を行っているが、審査支払機関間、同一機関であっても各地域の支部等との間において、診療報酬明細書の審査ノウハウが十分に共有されていない。そのため、同一の請求内容であっても審査する主体により、査定にバラつきが大きいとの指摘がある。

したがって、診療報酬明細書の審査の適正化及び審査支払機関、支部等での査定のバラつきを解消するため、将来的には審査の判断基準の統一化を目指し、コンピューターを使ったチェックの更なる拡充を図るとともに、審査委員会における審査ルール及び査定結果の共有化を図る。

オ 歯科診療報酬明細書の電子化の推進【準備状況の公表は平成 26 年度措置。普及状況及び電子化対応が困難な理由の調査結果の公表は平成 27 年度上期措置】

平成 26 年 3 月請求分における診療報酬明細書の電子化の普及状況は、内科・調剤の請求件数での割合はそれぞれ 96.6 パーセント、99.9 パーセント、施設数での割合はそれぞれ 87.2 パーセント、95.3 パーセントであり、共に電子化の普及は着実に進んでいる。一方、歯科では、請求件数での割合が 66.2 パーセント、施設数での割合が 55.9 パーセントとなっており、歯科において診療報酬明細書の電子化が遅れている。

そのため、保険者は、容易に歯科診療報酬明細書を分析することができず、また、紙レセプトに掛かる追加コストを保険者全体で負担している。

したがって、保険者による診療報酬明細書データの分析等を推進する観点から、診療報酬明細書の電子化の猶予を受けている医療機関については、猶予期限である平成 27 年 3 月末

までに着実に診療報酬明細書システムの導入が促進されるよう、歯科診療報酬明細書の電子化にかかる準備状況を公表する。なお、電子化対応の時期が明確でない医療機関については、引き続き電子化への勧奨を行う。

また、歯科のみならず医科・調剤も含めて診療報酬明細書の電子化をより促進するために、一定件数以上の請求件数があり電子化対応が行われていない医療機関の状況について、電子化対応が困難な理由を調査し、平成 27 年 4 月時点の電子化の普及状況と併せて公表を行う。

⑧医療機関の経営基盤の強化

ア 経営経験豊かな人材の活用による医療法人経営の効率化【平成 26 年度措置】

医療法人の理事長については、原則、医師又は歯科医師とされているが、候補者の経歴、理事会構成等を総合的に勘案し、都道府県医療審議会の意見を聴いた上で、都道府県知事の認可を受けた場合には、医師又は歯科医師ではない理事からも選出することができるとされている。

一方、一部の自治体では、理事としての経験年数等、医師又は歯科医師以外の者が理事長になる際の要件を設けるなど、医師又は歯科医師以外の者が理事長になることを困難にし、門前払いをしている実態がある。

そのため、将来的に医療費抑制の流れが予想され、医療法人に更なる効率化が求められる中、企業等で実績を残した経営経験豊かな人材を医療法人の経営に活かすことができていない。

したがって、医師又は歯科医師以外の者が理事長候補者となる場合、一定の要件に該当する場合を除き、都道府県医療審議会の意見を聴いた上で判断するよう自治体への周知が行われたが、各自治体における認可要件の適正化状況、当該申請件数、医療審議会の意見を聴いた件数等を調査し、医師又は歯科医師以外の者が不当に門前払いされる事態があれば当該自治体へ改善を促す。

イ 医療法人の経営の透明化・適正化【平成 26 年度検討・結論】

医療法人の会計監査は監事が行うこととされているが、社会医療法人債を発行している社会医療法人以外は、公認会計士又は監査法人による外部監査は義務付けられていない。また、医療法人の理事長・理事には、忠実義務や損害賠償責任等が定められていない。

結果、医療法人は株式会社等と比較して経営の透明化が低く、法令等遵守体制の構築が十分に担保されていないことから、法令等遵守の観点から問題がある事例が発生している。

したがって、医療法人が、法令等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営を行うために以下の点について検討を行う。

- ・社会的に影響が大きい一定規模以上の医療法人について、外部監査を義務付けること
- ・一般社団法人及び一般財団法人と同様に、医療法人の理事長及び理事について、忠実義務、損害賠償責任等を課し、責任範囲等を明確化すること
- ・メディカルサービス法人と医療法人との関係の適正化など医療法人が法令等遵守体制を構築するための方策

ウ 医療機関における業務範囲の明確化【平成 26 年度上期措置】

病院や診療所などの医療機関において、患者のために、医療提供又は療養の向上の一環として食品等を販売することは可能である。しかし、一部の自治体等による指導がその旨を踏まえたものとなっていないため、医療機関が患者のニーズに合ったサービスを適切に提供することができない現状がある。

したがって、医療機関において、患者のために、医療提供又は療養の向上の一環としてコ

ンタクトレンズ等の医療機器やサプリメント等の食品の販売が可能であることを明確化し、周知を行う。

⑨看護師の「特定行為」の整備

ア 看護師の「特定行為」に関する研修プログラムの検討【平成 26 年度検討・結論、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案の施行日（平成 27 年 10 月 1 日）に合わせて措置】

今国会に提出された地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案で創設される「特定行為に係る看護師の研修制度」において、「特定行為」は総合的な医療上の判断が必要であることに鑑み、看護師の判断能力を高める方向で研修制度を充実させる必要がある。

したがって、新たな研修制度における研修プログラムは、看護師が、患者の病態に応じ、「特定行為」の実施の可否や医師への連絡のタイミングを適切に判断できるよう、フィジカルアセスメント、病態生理、解剖学、薬理学、医療安全に関する知識等を総合的に習得できる研修内容を含むものとするよう検討し、結論を得た上で、関係法令を整備する。

イ 看護師の「特定行為」における手順書の検討【平成 26 年度検討・結論、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案の施行日（平成 27 年 10 月 1 日）に合わせて措置】

研修を受けた看護師は、手順書に基づき「特定行為」を行うことができるとされている。これは、医師があらかじめ出した指示の下で、医師の不在時であっても、看護師が自らの判断で「特定行為」を行うことが可能となる趣旨であり、特に医師が常駐していない介護施設や患者宅等において活用が期待される。

したがって、医師が看護師に示す手順書の項目については、研修を受けた看護師が、患者の病態に応じ、「特定行為」の実施の可否や医師への連絡のタイミングを適切に判断できる内容とし、実施すべき「特定行為」を明示しつつも過度に細かく規定するような硬直的なものとならないように留意しつつ検討し、結論を得た上で、関係法令を整備する。

ウ 看護師の「特定行為」の対象の検討【看護師が行うことが可能な行為であると整理されたものについての周知は平成 28 年度までに随時措置。「特定行為」の対象を見直す枠組みは平成 26 年度検討・結論】

研修を受けた看護師は、手順書に基づき「特定行為」を行うことができるとされ、現在、厚生労働省から示されている「特定行為」案は 41 行為である。

こうしたなか、「特定行為」案から除外された行為について、看護師が行うのは禁止されたと認識されているのではないかと指摘や、研修を受けた看護師がその判断能力を十分に生かすには「特定行為」の対象が狭いのではないかと指摘がある。

したがって、制度の創設に当たって検討されたにもかかわらず、「特定行為」に該当しないとされた行為のうち看護師が行うことが可能な行為であると整理されたものについて分かりやすく周知する。その際、医療機関に対し、看護師等がその行為を安全に実施できるよう研修を実施するなどの対応についても周知する。

また、「特定行為」の対象について制度の普及状況や関係者の意見等を踏まえ、見直す枠組みについて検討し、結論を得る。

エ 看護師の「特定行為」に関する研修修了者情報の管理【地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案の施行日（平成 27 年 10 月 1 日）

に合わせて措置】

現在、厚生労働省が指定研修機関からの名簿の提出によって研修修了者の把握を行うことや、指定研修機関が研修修了者に対して修了証の交付や再発行を行うことが検討されており、今後、省令等にて規定される見込みである。

しかし、指定研修機関が指定取消となった場合や存続しなくなった場合に、修了証の再発行の申請が行えないとの指摘がある。

したがって、制度の円滑な運用を図るため、厚生労働省は、研修を修了した看護師ごとに、どの特定行為の区分に係る研修を修了したかの情報を管理する。また、指定研修機関の指定取消時等の場合、速やかに修了に係る証明を行う体制を構築する。

2 雇用分野

(1) 規制改革の目的と検討の視点

多様な働き手が社会に貢献できる環境を作り、一人ひとりの働く価値を高めることが、経済成長の源泉となる。

このため、多様な働き方やキャリア形成を可能とすることや、労働者が活躍できる職場を円滑に見出せる環境の整備が重要課題である。また、これまで意欲やスキルがあっても働くことが難しかった女性や高齢者なども含め、個人のライフスタイルや価値観に応じて多様で柔軟な働き方が選択できる雇用制度を整える必要がある。

昨年（平成 25 年 6 月）の答申において、雇用改革の全体像を示して具体的な規制改革の提言を行った。その後、意見書として関係省庁に一段の提案を行い、その結果、労働者派遣法改正案の国会提出、またジョブ型正社員の雇用ルール検討の前倒しなどが行われ、改革に向けた取組が着実に進んでいる。

本年（平成 26 年 6 月）の答申では、残された重要項目や、継続して議論を深めているものも含め、総合的に審議を行った結果をまとめた。

具体的には、「多様な働き方の拡大」と、「円滑な労働移動を支えるシステムの整備」の観点から、5 項目の提言をまとめた。

これらの項目については、労使双方に様々な意見が見られるが、立場の相違を超えて、多様な働き方の実現、成長分野での雇用機会の創出等のために、抜本的な検討がなされることを強く望む。

当会議としても、更なる改革の進展を図るべく、今後、関係省庁の取組状況を注視し、必要に応じて意見を示すなど、積極的に審議を進めることとする。

(2) 具体的な規制改革項目

① 多様な働き方の拡大

ア 労働時間規制の見直し－労働時間の新たな適用除外制度の創設－

一律の労働時間管理になじまない働き方や、労働時間の長さで成果を測ることが難しい仕事分野が目立って増えてきている。労働者の側にも、短時間で成果を上げて評価されずに不満を持つ労働者など、その成果を労働時間で測ることを希望しない層が多様に存在する。グローバル化や子育て・介護に対応するためなど、働く時間帯を柔軟に選択したいというニーズもある。

一方、長時間労働を余儀なくされ、健康不安を抱える労働者が少なくない。仕事に適合しない一律の労働時間規制のために生産性向上が阻まれる場合も多い。こうした新しい環境の中、現在の正社員の無限定的な働き方を改善するためにも心身ともに健康で生産性の高い働き方ができ、希望するライフスタイルを実現するための選択肢として、労働時間の長さや時間帯と賃金のリンクを切り離した新しい労働時間制度が必要である。

他方、我が国ではフルタイム労働者の総実労働時間は過去 20 年ほど変わっておらず、長時間労働がいまだに大きな社会問題である。年次有給休暇消化率、長期連続休暇の取得率が国際的に見ても際立って低い。この背景には、時間外労働に対する割増賃金率以外に有効な長時間労働の抑制策がないという労働時間制度の不備があると考えられる。健康を徹底して守るため、労働時間の量的上限規制、休日・休暇取得促進に向けた強制的取組など、長時間労働を直接的に規制する制度の導入が必要である。

上記の「新しい労働時間制度」、「労働時間の量的上限規制」、「休日・休暇取得の強制的取組」の 3 つの改革は、個別に議論されると、使用者側・労働者側いずれかの反対を受け、議論が進まないことが懸念される。このため、三位一体で改革を進める必要がある。

三位一体の新しい労働時間制度は、労使双方が納得する仕組みとするため、「労働時間規制の見直しに関する意見」（規制改革会議意見（平成 25 年 12 月 5 日））を踏まえ、国が示す対象や規制内容に係る枠組みの下で労使合意により現場の実態に合った選択を可能とすること、当初は過半数組合がある企業が選択できるものとし、労働基準監督署長への届出を要件とすること、新たな働き方にふさわしい適切な処遇を確保することなどが必要である。

なお、制度が機能するために、労働時間の長さによらない評価基準の明確化、職務範囲・責務の明確化、職務限定型の働き方の促進などにより、長時間労働が是正されるよう工夫が必要である。

以上の観点を踏まえ、今後、三位一体の新しい労働時間制度の実現に向けて、規制改革会議において議論を深めるとともに、労使双方への更なる働きかけなどを通じて、引き続き粘り強く議論と検討を重ねていくこととする。

イ ジョブ型正社員の雇用ルールの整備

ジョブ型正社員（職務、勤務地、労働時間いずれかが限定される正社員）は、専門性に特化したプロフェッショナルな働き方、子育てや介護と両立する働き方、正社員への転換を望むが職務等を限定したい働き方などの受け皿として重要である。

ジョブ型正社員は多くの企業で既に導入されているが、その特性に沿った雇用管理について書面で明示されていない、又は、明示されていても実際の運用において徹底されていないことが多い。

ジョブ型正社員が広く普及・定着し、活躍できる環境整備のためには、その雇用管理が適切に行われ、社会全体がその価値を広く認めていくことが必要である。

このため、まずジョブ型正社員の形態・内容について労働契約や就業規則で明示的に定めることが必要である。

さらに、従来の「無限定契約」と「ジョブ型（限定）契約」との相互転換を円滑化し、ライフスタイルやライフサイクルに合わせた多様な就労形態の選択を可能にすること、また、両契約類型間の均衡処遇を図ることが必要である。

これら労働条件明示、相互転換制度及び均衡処遇について、将来的な労働契約法や労働基準法等の法律改正を視野に入れつつ、適切な雇用管理が広く定着していくよう、指針となるものを示すなど実効性ある取組が必要である。

以上の観点から、次に取り組む。

- a 職務等に着目した「多様な正社員」モデルの普及・促進を図るため、労働条件の明示などの雇用管理上の留意点、好事例及びそれらを踏まえた就業規則の規定例等を取りまとめ、周知を図る。【平成 26 年 7 月までに取りまとめ、速やかに実施】
- b 労働契約の締結・変更時の労働条件明示、無限定正社員との相互転換・均衡処遇について、当面、労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）の解釈を通知し周知を図る。【平成 26 年中に実施】
- c 労働契約の締結・変更時の労働条件明示、無限定正社員との相互転換及び均衡処遇に関する政策的支援の制度的枠組みについて検討する。【平成 26 年度検討・結論、結論を得次第措置】

ウ 労働者派遣制度の合理化【平成 26 年度開始】

労働者派遣制度については、派遣労働者の保護のため派遣先労働者と派遣労働者の均衡処遇等により派遣労働の濫用防止を図る必要がある。また、「労働者派遣制度に関する規制改

革会議の意見」（平成 25 年 10 月 4 日）に示すとおり、平成 24 年改正法の規定について、働き方の選択肢を増やす等の観点から見直すべきである。

したがって、労働者派遣制度について、平成 24 年改正法の規定については、施行状況についての情報の蓄積を図りつつ、見直しについて引き続き労働政策審議会において検討を行う。

② 円滑な労働移動を支えるシステムの整備

ア 有料職業紹介事業等の規制の再構築【平成 26 年度検討開始】

職業紹介、求人広告、委託募集、労働者派遣等の民間人材サービスは、重要な社会インフラであり、国際条約（ILO181 号条約、我が国は平成 11 年に批准）においても、雇用仲介事業の果たし得る役割を明確に認めている。

しかし、我が国においては、雇用仲介事業の原則禁止を前提とする労働基準法等の枠組みの下、職業安定法などにおいて、人身売買・強制労働の危険防止、中間搾取の危険防止、雇用保護の要請といった観点から、例外的に認められているにとどまっている。

時代の変化に伴い人材サービスが多様化・複合化する中、現行の関連法制は旧来の事業形態ごとの縦割りの制度となっており、各種サービスの一元的な提供や新たなビジネスモデルの発展の阻害要因となっている。

また、IT を活用して次々と登場する新たなサービスと現行法制との関係が明確でないことも、今後の人材サービス発展の妨げとなるおそれが強い。

さらに、旧来型のサービスを前提に規定された諸規制が、事業者の業務運営に過剰な負担を課し、効率的なマッチングサービスの提供を困難にしている面もある。

各種の人材サービスを俯瞰し、雇用仲介事業を原則禁止とした現行の縦割りの制度を本来の規制目的に沿って整合性のとれたものに見直すことが必要である。

したがって、健全な就労マッチングサービスの発展の観点から、下記の事項を含め、職業紹介、求人広告、委託募集、労働者派遣等の有料職業紹介事業等に関する制度の整理・統一を含めた必要な見直しを行う。

- ①多様な求職・求人ニーズに対し業態の垣根を越えて迅速かつ柔軟にサービスを提供することを可能とする制度の在り方
- ②IT 化等による新しい事業モデル・サービスに対応した制度の在り方
- ③その他有料職業紹介事業等をより適正かつ効率的に運営するための制度の在り方

イ 労使双方が納得する雇用終了の在り方

働き手のニーズや産業構造の変化等の環境変化に即して、円滑な労働移動を実現する必要がある。このため、いわゆる日本型雇用から変容する雇用システムとの整合性を踏まえ、労使双方が納得する紛争防止・解決制度の多様化を図る必要がある。

適切な雇用終了の手続を明確化することで紛争の未然防止を図る必要がある。あわせて、新たな職場の確保に努力する事業者や労働者への支援策を組み合わせ、労使双方にとって望ましい制度の整備が必要である。従来、国や地方では経済政策や雇用政策等も踏まえ様々な就労支援を行っている。このような就労支援を十二分に活用し、円滑な労働移動を可能とすることが紛争解決にも資すると期待される。

また、司法の資源には一定の限界がある。労働審判を含む司法の解決機能を補完し、より身近で迅速な解決を可能とするため、行政機能の強化が必要である。

欧州主要国では、様々な形で新しい職場確保への支援策や司法による紛争解決を補強する仕組みが構築されている。諸外国の制度も参考としつつ、我が国の実情に即した制度の検討が必要である。

さらに、訴訟における解決の在り方も検討が必要である。現在の制度においては、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められない解雇は無効とされる。このため、復職が困難である、あるいは労働者が復職を希望しないという実態であっても、解雇の訴訟では、労働者が、解雇が無効で労働契約が継続しているとして解雇期間中の賃金の支払いを求める訴えを提起する場合が少なくないとみられる（最終的には金銭補償による和解で解決する。）。また、都道府県労働局によるあっせんや労働審判などにおいても、金銭補償による解決が多くみられるが、補償の水準にはばらつきが大きいとの指摘もある。労使双方にとって実態に即し納得が得られる訴訟解決を可能とする制度について検討を深める必要がある。

このような紛争の未然防止、再就職支援及び訴訟解決などは、労使双方の利益に適った紛争解決を可能とするシステムを一体として形成するものであり、総合的に検討を行う必要がある。

したがって、労使双方が納得する雇用終了の在り方について、紛争の未然防止及び円滑な労働移動に資する観点から、下記の事項を含め、検討を行う。

①個別労働関係紛争解決に関する行政機能の強化について検討する。**【平成 26 年度検討開始、1 年を目途に結論】**

②諸外国の関係制度・運用の状況に関する調査研究を行うなど、労働契約関係の継続以外の方法を含め、労使双方の利益に適った紛争解決を可能とするシステムの在り方について検討を進める。**【平成 26 年度中に調査研究を行い、その結果を踏まえ検討を進める】**

3 創業・IT 等分野

(1) 規制改革の目的と検討の視点

創業・IT 等分野における規制改革事項については、新規ビジネスの創出、経営の効率化、産業の新陳代謝等による経済成長を達成するため、各種産業にまたがる規制を広く見直すこととした。その視点として、①起業・新規ビジネスの創出・拡大、②IT による経営効率化、③産業の新陳代謝、④国民の選択肢拡大、⑤エネルギー・環境分野における規制改革、⑥その他民間事業者等の要望に応える規制改革、という 6 つの視点を設定し、これに即して個別具体的な規制改革事項を取りまとめた。

①起業・新規ビジネスの創出・拡大

継続した経済成長のためには、産業の新陳代謝が進み、新規ビジネスが絶え間なく創出される環境を整備することが重要である。そのための施策として、企業に対する資金供給の促進、大学発ベンチャービジネスの育成等を促す規制の見直しが求められる。

ア 動産及び債権を担保にした資金調達の推進

我が国の企業が保有する資産のうち、在庫・売掛債権は約 300 兆円に及ぶが、これらの資産を担保にした融資は、事業向け融資全体の 0.1% 程（2012 年現在で 9,643 億円）にとどまっており、あまり活用されていない。一方、動産及び債権を担保にした金融手法（いわゆる ABL）は、不動産担保や個人保証へ依存した融資の代替的な手法として注目されており、米国においては ABL が事業向け融資の 20%（2009 年現在で 4,800 億ドル）を占めている。

ABL を通じた成長資金の拡大を促進する観点から、必要な方策等について検討し、措置を行う。

イ ベンチャービジネスの育成

産業競争力強化法の成立により、国立大学がベンチャーキャピタル等を介して大学発ベンチャーに出資することが可能となり、今後、最先端の研究成果の活用が進むことが期待される。本スキームは総額で 1,000 億円という巨額の投資であり、国内先端技術ベンチャー企業への影響も大きく、無駄な投資とならないよう慎重な運用が必要となる。その一方で、現状の制度設計においては、投資の運用を行う業務執行法人（いわゆるジェネラルパートナー、GP）の独立性や、投資の成否を左右する専門能力の高い GP の選定等に対する課題が指摘されている。

大学発ベンチャー等への出資を確実に成功させるため、適正な運用の確保、事後的な検証など必要な措置を行う。

ウ 高圧ガス関連規制の緩和

高圧ガスを用いる産業は幅広く、例えば石油化学工業は出荷額約 27 兆円・雇用約 67 万人と我が国にとって重要な産業の一つである。高圧ガス保安法では、第 1 種製造者に該当する事業所（高圧ガスの使用量が合計 100 m³/日以上）においては、研究設備のような高圧ガス使用量が微小な設備であっても、新設・変更等を行う場合には都道府県知事の許可を得る必要がある。海外においては、研究設備は高圧ガス関連の規制の対象外となっている例もあるところ、研究開発スピードの面で国際競争力の低下を招く要因になっているとの指摘がある。

イノベーションの創出を促すため、国際競争力の維持・向上を念頭に、高圧ガス設備の新設・変更時に必要となる手続の簡素化を図る。

②IT による経営効率化

情報通信技術（IT）は、あらゆる領域に活用され、イノベーションをもたらすとともに、人的資源の適切な配分や、業務効率向上、コスト削減などを通じた経営効率の向上を可能としている。しかし、我が国においては IT 活用がまだ十分といえず、事業者が事業しやすい最適なビジネス環境を整備するため、IT の利活用を強力に進めていくことが重要である。

ア 国税関係帳簿書類の電子化保存

我が国はまだ紙中心の社会*となっており、中でも、税務関係書類においては、多くの企業等が紙の証憑や契約申込書類等も含め、膨大な書類を倉庫などに保管し、保管料等のコストが発生している。企業のみならず、所管当局の事務効率化に資する方策を検討する。

*「平成 24 年度公文書等の管理等の状況について」によると、中央官庁の行政文書ファイルの 94.6%は紙媒体であり、民間でも多くの保存書類は紙媒体と言われている

イ 手続の電子化・オンライン化

通知や、申請、照会を始めとする行政手続は、国に関するものだけでも年間 4 億件を超える件数の申請・届出等が行われているが、オンライン利用率は 41%*に留まる。手続のオンライン利用は、国民や事業者等の行政機関とのやり取りにおける負担軽減をもたらすだけでなく、行政機関においても、効率的な事務処理を可能とし、正確で迅速な行政サービスを提供することに寄与するものである。しかしながら、未だオンライン化がされていない、もしくは利用者にとって十分でないものがある。

国民や事業者の利便性向上と全体の効率化の観点から、手続の電子化や取引照会のオンライン化などについて検討する。

*総務省 平成 24 年度における行政手続オンライン化等の状況

③産業の新陳代謝

IT 化、グローバル化等に伴い、産業の構造や取り巻く環境が大きく変わりつつある中、関連した規制が長期間見直されていないことによる弊害が指摘され、また規制の必要性そのものに疑問が呈される状況となっている。産業の新陳代謝を促し、さらに産業競争力の向上、また新規ビジネスの創出を促すためにも、関連した規制を時代に合致したものに見直すことが必要である。

ア 流通・取引慣行ガイドラインの見直し等

消費社会が成熟し、多様化した消費者のニーズに対応するため、メーカーと流通業者の連携を促進し、消費者理解に基づく付加価値の高い商品が提供できる競争環境の整備が求められている。

一方、現行の独占禁止法上の再販売価格維持行為および非価格制限行為（総称して「垂直的制限行為」という。）に係る規制は、①違法性の判断基準が曖昧で事業者に萎縮効果を与えていること、②違法性の判断に当たり、垂直的制限行為による競争促進効果がどのように考慮されているかが不明なこと、③違法性の判断に当たり、ブランド間競争がどのように考慮されているかが不明なこと等から、上記競争環境の整備を妨げているとの指摘がある。当該指摘は、事業者の創意を發揮させ、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進するという独占禁止法の趣旨を全うするためにも重要な視点である。

したがって、垂直的制限行為の運用基準を定めている『流通・取引慣行ガイドライン』について、垂直的制限行為に係る適法・違法性判断基準および適法な行為を明確化する。

イ 一般集中規制の見直し

独占禁止法においては、事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立等が禁止されているが、これに対し、グローバル化や市場の巨大化がこれまで以上に急速に進む今日において、当該規制（一般集中規制）は企業グループの活動を制限・委縮等させることとなるおそれがあり、廃止すべきとの指摘がある。また、総資産額の大きい各企業グループの親会社には事業年度毎に公正取引委員会に事業報告書を提出することが求められており、親会社に過度の負担を強いるものとなっているとの指摘もある。

本規制の存在意義について明らかにしつつ、報告の簡素化等の見直しを行う。

④国民の選択肢拡大

ダンス文化が広く国民に受け入れられるようになったり、高齢化に伴い食料品等の購入に苦勞する人が増加するなど、時代・環境の変化とともに国民が求めるサービスも大きく変化してきている。現代の国民のニーズに合致し、国民生活の利便性をさらに向上させる新しいサービスの創出を促すため、関連した規制の見直しが求められている。

ア ダンスに係る風営法規制の見直し

近年、社交ダンス以外にも様々なダンス（ヒップホップ、サルサ等）が国民に愛好されるようになり、小中学校の教育現場にもダンスが取り入れられるなど、ダンスの文化的・経済的重要性が増している。一方、客にダンスをさせる営業は風俗営業とされ、深夜営業禁止、未成年者立入禁止など厳しく規制されている。このため、優良企業が新規参入を見合わせるなど、健全なダンス文化やダンス関連産業の発展の支障になっているとの指摘がある。

2020 年の東京オリンピック開催が決定している中、ダンス文化を活用した魅力ある街づくりを進め、海外観光客を呼び込むためにも、風営法の見直しについて検討する。

イ 食料品アクセス環境の改善

過疎化が進む地方を中心に「買い物弱者」と呼ばれる高齢者が増えており、およそ 600 万人程度が食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれているとされている。食品の移動販売は一つの解決手段となり得るが、移動販売を行うための許可申請を行うに当たり、自治体によって申請書が統一されていない、また、ガイドライン（自動車による食品の移動販売に関する取扱要領について）が時代に合っていないなど、許可手続きや基準の改善を求める声がある。

買物不自由地域における食料品の購入等の不便の解消のため、必要な規制等の見直しを行う。

⑤エネルギー・環境分野における規制改革

安定した経済成長および国際競争力の維持・向上を図るためには、高効率なエネルギーの導入や省エネルギー政策だけでなく、その利用に当たっての規制の見直しによる業務効率化を図ることも重要である。また、PCB などに汚染された有害廃棄物の処理にあっては、環境や人への影響を最小にすることは当然として、事業者にとってできるだけ負担が軽減されるよう配慮し、処理が促進されるよう関連規制の見直しを行うことも必要である。

ア 微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理の加速化

微量 PCB 汚染廃電気機器等は、現状国内に 160 万台存在すると推定されているが、特別管理廃棄物として 2027 年までに無害化処理を行うことが求められており、その迅速化が必要である。その一方で、処理対象物の基準が汚染リスクに対し過度であるとの指摘、また、リ

スクに応じた合理的な処理対象基準を求める声がある。

微量 PCB 汚染廃電気機器の処理の大幅な促進と資源の円滑な国内循環が進むよう、関連した規制の見直しについて検討する。

イ 電気事業者等の業務効率化

電気事業者等の業務効率化を図る方策の一つとして、河川法の規制対象である多目的ダムにおける電気事業法上の手続の簡素化等の検討を行う。

⑥その他民間事業者等の要望に応える規制改革

①～⑤の視点以外にも、民間事業者等から要望を受けている規制改革事項について広く対応し、イノベーションの喚起、事業者の業務効率化等により、安定した経済成長の実現を目指す。

ア 金融機関に対する取引照会の合理化

金融機関は税務署、福祉事業所、都道府県警察等から、顧客の取引に関する照会の要請を多数受け、迅速に対応している。取引照会には、主に、税務署・市町村からの税務調査・滞納者の資産調査、都道府県警察からの捜査事項に関する調査、福祉事務所からの生活保護申請者の資産調査などがあり、数十年以上書面によるやり取りが行われている。取引照会の照会件数は、1社当たり年間100万件以上に及ぶことがあり、人件費・設備費をかけ、専門部署で対応している。また、業種によっては、年間の照会件数は数千件であるものの、回答に必要な提出書類量が膨大になることがある。これら取引照会の照会文書の書式は、統一されていないことから、業務に大きな負担を生じているとの指摘がある。

金融機関の業務効率化を図る観点から、必要な運用の見直しを行う。

イ 金融機関の業務効率化

金融機関はその公益性に照らして、法令等によって様々な書類の作成や手続が定められ、業務上の負担が生じていることから、それらの書類や手続き等の合理的な見直しを求める声がある。

金融機関の業務効率を向上させる観点から、公開買付けを迅速化する方策、外貨定期預金の自動継続時における手続等について検討する。

ウ 建設に係る規制の緩和

建設業・建築物に対する各種規制については、時代や環境に合わせた見直しが必要であり、例えば建設業許可手続きにおける役員関連の提出書類の簡素化等、業務の効率化や建築物の新陳代謝を促す。

エ 各種責任者の要件緩和

建設業法における主任技術者・監理技術者、高圧ガス保安法における認定完成検査実施者・認定保安実施者など、業務等を実施する際に資格を持つ人物の配置が必要となる場合があるが、資格を得るための要件が厳しい・代行者が認められていないとの声がある。

これら業務を効率的に進めるため、資格者に対する要件の緩和について検討する。

オ 物流の効率化

我が国の貨物自動車による輸送は、市場規模14兆円を超え、貨物輸送全体の9割以上を占めており、産業活動や国民生活に不可欠な存在となっている。ここ数年の景気回復基調を

受けて貨物輸送量は増加しており、更なる輸送力の強化が必要であるとの指摘がある。

貨物自動車運送事業者が柔軟かつ効率的に事業を行う体制を整備する観点から、貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用について、用途や期間の制限を緩和する検討を行う。

カ 各種手続の緩和

上記に挙げた規制以外にも、企業年金に係る手続を始め、事業の効率化等に資する規制緩和は事業者から広く要求されている。事業者にとってより円滑なビジネス環境を整備するため、各種手続の見直しを行う。

(2) 具体的な規制改革項目

①起業・新規ビジネスの創出・拡大

ア 動産及び債権を担保にした資金調達の仕組みの改善

a 動産・債権譲渡登記制度の運用の改善【平成 26 年度検討・結論】

動産譲渡登記制度および債権譲渡登記制度は、それぞれ登記による引渡し、また登記による確定日付証書の通知があったものとみなされる制度であり、第三者に対して一定の対抗要件が具備されるものである。しかし、動産・債権譲渡登記は、一度登記した事項について変更ができない等、使い勝手がよくないとの指摘がある。

したがって、動産・債権譲渡登記において、ABL の健全な発展を図る観点から、利用者の利便性の向上を図るため、利用者の意見や要望を聴取し、商号、保管場所等に変更等が生じた場合（譲渡対象の同一性を害さない場合に限る。）に係る運用上の課題について検討し、結論を得る。

b 動産・債権の特定に必要な記載事項の見直し【平成 26 年度検討・結論・措置】

動産・債権譲渡登記をするためには、動産・債権を特定するために必要な事項を記載する必要がある。動産や債権は無数に存在するため、その特定方法にも多様なニーズがあるものの、登記に記載可能な事項やその方法が限られているため、登記ができないケースがあるとの指摘がある。

したがって、動産・債権を特定するために必要な記載事項や方法について、利用者の要望を聴取し、不当な包括担保の抑制や第三者の判断リスクへの配慮をしつつ、より柔軟な登記を可能とする観点から、倉庫内にある一切の在庫や取引に係る一切の債権などの記載方法等について検討し、必要な措置を行う。

c オンラインを用いた申請の利便性の向上【措置済み】

動産・債権譲渡登記は、オンライン申請をすることができるが、利用に当たっては、譲渡人や譲受人の電子証明書が必要となっている。しかし、不動産登記のオンライン申請のように譲渡人や譲受人の電子証明書を不要とする方法がないため、利用し難いとの指摘がある。

したがって、動産・債権譲渡登記の申請方式について、オンラインを用いつつ電子証明書を要しない方式を検討し、必要な措置を行う。

d 動産譲渡担保権の実行の方策【平成 26 年度検討・結論】

動産譲渡担保は、占有の移転が容易であり、債務者が担保動産を隠匿すると担保価値が毀損される恐れがある。よって、譲渡担保権の実行に当たって、その執行に時間がかかると、執行までの間に目的動産の担保価値が毀損される恐れが高まるため、動産譲渡担保に配慮したより迅速な実行方法を整備すべきとの指摘がある。

したがって、動産譲渡担保の実効性を確保する観点から、動産譲渡担保融資を利用する金融機関等の意見を聴取するとともに、執行実務の実情も踏まえ、担保価値の毀損が懸念される動産譲渡担保に配慮した迅速な執行を確保するための方策について検討し、結論を得る。

イ 国立大学によるベンチャー育成のための環境整備等

a 事業者における適切な体制整備【平成 26 年度以降継続的に実施】

平成 24 年度補正予算より、産学連携による実用化研究開発の推進事業費が 4 国立大学法人（東京大学、京都大学、大阪大学、東北大学）に支出された。本資金については、産業競争力強化法の成立により、国立大学法人がファンドを通じて大学発ベンチャー等に出資することが可能となった。ファンドの中立性や独立性等の課題が指摘されているが、利益相反マネジメント等の枠組みについては、文部科学省の国立大学法人評価委員会官民イノベーションプログラム部会において議論されているところ。

したがって、特定研究成果活用支援事業者について、常勤・中立性・独立性を確保し、適正なガバナンスが実行できる体制を整備できるよう、当該事業者の申請に係る特定研究成果活用支援事業計画の認定に当たっては、当該体制が整備されていることを条件とする。

また、本事業は、国立大学法人等が出資を行うことによって特定研究成果活用支援事業を支援する点を踏まえ、事業全体として資金回収の蓋然性が高くなるよう、特定研究成果活用支援事業計画の中で事業の内容及び使途を明確化させる。事業の内容及び使途が合理的でない計画については認定しないこととする。

b 業務執行法人等の統制【平成 26 年度以降継続的に実施】

業務執行法人の議決権について、大学が 2/3 以上保有するなどの要件は不要であり、大学から当該法人への統制は契約によって実施することで担保可能との指摘がある。資本関係を通じた統制を求めないことにより、科学技術研究主体としての大学から一定の独立性を確保し、当該法人の投資の専門能力を十二分に発揮させることが可能となる。

したがって、国立大学法人から認定特定研究成果活用支援事業者への出資認可に際して、その認可基準（文部科学大臣決定）において、大学による議決権の行使に当たっては、外部の有識者の意見を聴いた上で行うなど、事業者による意思決定に係る独立性・中立性に十分に配慮することとする。また、当該大学における事業者の選定に当たっては、事業者がベンチャー企業等への投資を実施するに当たっての高い専門能力を有することについて厳正に審査することとする。

c 業務執行法人等の選定【平成 26 年度以降継続的に実施】

特定研究成果活用支援事業について、国立大学の研究成果の活用促進となっているかどうか進捗・成果のフォローアップ・評価を行い、当該事業の枠組み・在り方について見直すことで、今後の当該事業の在り方に活かす必要がある。

したがって、国立大学法人による特定研究成果活用支援事業者の選定等について、そのプロセスの事後的な検証が可能となるよう、各大学において記録保持を行うこととする。

d 成果の評価【平成 26 年度以降継続的に実施】

上記施策に加え、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」（平成 25 年 9 月 27 日官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定）に基づき、監督官庁として、産業競

競争力強化法に定める政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、認定特定研究成果活用支援事業者による投資内容及び投資実行後の状況等について適切に定期的な検証を行い、結果を公表する。

e 制度の在り方【平成 26 年度以降継続的に検討、必要に応じて措置】

上記施策に加え、認定特定研究成果活用支援事業者が実施する特定研究成果活用支援事業についての定期的な検証（投資案件の決定等の経営判断が、国立大学法人等から独立性・中立性を確保してなされているかについての検証を含む。）の結果をもとに、当該事業の枠組みの在り方について検討し、必要に応じて所要の措置を執る。

ウ 保険会社の特定子会社（ベンチャーキャピタル子会社）の保有比率 10%超投資対象企業の範囲等の拡大【平成 26 年度検討・結論】

現状の規制では、保険会社本体は子会社と合算して国内の会社の 10%を超える議決権の取得または保有ができないが、例外的に、保険会社の特定子会社であるベンチャーキャピタルが「新規事業分野開拓会社」（いわゆるベンチャー企業）に投資する場合は、10 年以内に限り、その合算対象から除かれる。なお、新規事業分野開拓会社には、非上場の中小企業のうち、設立 10 年以内でかつ試験研究費等の割合が総収入額の 3 %超などの要件がある。また、近年ベンチャーキャピタルの投資段階が、企業のより初期の段階へと広がる動きもあるが、このような企業の投資については、リードベンチャーキャピタルとしてガバナンスの観点から相当シェアを維持しつつ、成長に合わせた段階的な投資を行うケースもある。今後もますますこうした様々な事業の成長や投資形態が見込まれる中、より多くの企業に対し柔軟に投資ができるような規制が必要ではないかと思料される。

したがって、ベンチャービジネスを育成する観点から設けられている制度の趣旨を踏まえ、保険会社の特定子会社が 10%を超えて投資できる企業の範囲を拡大することについて、ベンチャービジネスの実態や保険会社のリスク管理の観点を踏まえつつ検討を行い、結論を得る。

エ 研究設備に対する高圧ガス規制の緩和 ※国際先端テスト実施事項

a 許可制度の緩和【平成 26 年度検討開始、平成 27 年度結論、結論を得次第措置】

高圧ガス保安法の第 1 種製造者に該当する事業所においては、研究設備のような高圧ガス使用量が微小な設備であっても、新設・変更等を行う場合には都道府県知事の許可を得る必要がある。海外においては、研究設備は高圧ガス関連の規制の対象外となっている例もあるところ、研究開発スピードの面で国際競争力の低下を招く要因になっているとの指摘がある。

したがって、高圧ガス使用量が 100m³/日未満の研究設備について、国際競争力の維持・向上を図る必要があることを踏まえつつ、災害のリスクが微小な設備にあつては、新設・変更時に必要となる手続きの簡素化に向けて届出となる対象範囲を拡大するなど、規制の合理化を図る具体的な方法について、事業者の要望を確認しつつ、検討し結論を得る。結論を得次第、所要の措置を講じる。

b 提出用図面の書式緩和【平成 26 年度措置】

高圧ガス保安法の第 1 種製造者に係る許可を取得する際に提出を求められるフローシート又は配管図について、フォーマットの法令上の規定は無いにもかかわらず、都道府県によってはアイソメ図の提出を求めているところがある。

したがって、高圧ガス保安法に係る手続の際に提出が必要となるフローシート又は配

管図について、以下を周知する。

①原則的にはP&ID図（※）で良いこと

② ①以外のアイソメ図（※）等の提出を求めるときは、許可に当たっての審査に特別に必要な場合等、必要最小限とすること

※P&ID図：配管計装線図（2次元図）、アイソメ図：等角投影図（3次元図）

オ 高圧ガス機器・配管等への新規補修技術の適用【平成26年度検討・結論】

高圧ガス保安法では、耐圧・気密性能に関して設計・製作時の技術基準をそのまま維持管理にも適用しており応急的な補修に関する技術の記載がないため、海外、また国内の高圧ガス保安法非適用設備への適用実績のある応急的な補修技術が適用できない。

したがって、新たな補修技術について、適用条件等の調査結果を踏まえ、安全性等を確認した上で検討を行い、結論を得る。

カ クラウドメディアサービスの実現のための規制の見直し【平成26年度上期結論】

クラウドを利用した情報処理サービスについて、著作権侵害のおそれから、国内においては海外と同様のサービスができておらず、また新規サービス創出の障害となっているとの指摘がある。クラウドメディアサービスにおける著作権に係る事項は、事業者が積極的にサービス展開できるように、法令上の解釈運用を明確化すべきである。

したがって、著作権の適切な保護と著作物の公正な利用の調和を図りつつ、新しい産業の創出・拡大に資する観点から、クラウドにおける私的複製を支援するサービスや、情報活用のサービス等についてサービス提供を可能とするような権利制限規定の在り方や円滑なライセンス体制の構築について文化審議会著作権分科会において検討を行い、関係者間の合意が得られることを前提に結論を得る。

キ 外部委託先の監督についての明確化【平成26年度検討開始、結論を得次第措置】

現状の金融機関の検査・監督においては、クラウドサービス特有のリスクについて、その管理・監督手法が確立されておらず、外部委託先管理の枠組みの中でクラウドサービス事業者への管理態勢を確認することとされ、また、検査・監督で参考とする「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」においても、現在の基準は、顕在化している課題・問題点に対する当面の暫定的な対応としている。そのためクラウドサービス事業者も金融機関も手探りの状態であり、一部の事業者においては、保守的な金融機関の要請に対応できず、サービス提供が困難となる事態が生じている。金融機関によるクラウドサービスの活用が可能となるよう、クラウドサービスの実態に応じて、外部委託先の監督規制の見直しを行うべきである。

したがって、クラウドサービスの健全な発展を図る観点から、現在行われている財団法人金融情報システムセンターの安全対策基準の検討に積極的に参加するとともに、改定内容を踏まえ、クラウドサービスの適切なリスク管理、監督のあり方について検討し、必要な措置を実施する。また、クラウドサービス事業者への監査方法については、上記の検討状況と合わせ、周知徹底等の必要な措置を実施する。

ク 中国向け輸出水産物に係る手続の円滑化（衛生証明書発行機関の変更）【措置済み】

中国への水産物輸出のためには衛生証明書が必要となるが、発行する組織が国内4検査機関しか存在せず、発行業務の円滑化が必要であり、行政機関での衛生証明書の発行を可能とすべきである。

したがって、中国向け輸出水産物に必要な衛生証明書について、地方自治体を含む行政機

関において衛生証明書の発行を開始する。

ケ 食品加工・輸出手続の円滑化（食品衛生管理者の資格取得の円滑化）【平成 27 年度措置】

特に衛生上の考慮を必要とする食品の製造・加工を行う場合、専任の食品衛生管理者を置かなければならない。食品衛生管理者の資格を得る方法の 1 つとしては、食品衛生管理者資格認定講習会を受講することがあるが、講習会の受講機会が年 1 回・全国 1 か所と少なく、受講機会を増やすことが求められている。食品衛生管理者資格認定講習会について、講習会の受講機会の増加により、受講者の負担の軽減が図られるようにするべきである。

したがって、食品衛生管理者の講習会受講者の負担を軽減できるよう、これまで講習会を実施している団体と調整を行い、一般共通科目については全国 3 か所程度での実施、専門科目については複数回実施できるよう検討し、実施する。

コ 働きながら日本料理を学ぶための在留資格の要件緩和【措置済み】

現行法上、日本料理の調理業務に従事することを予定している外国人に付与される在留資格は存在せず、外国人が働きながら日本料理を学ぶことはできない。在留資格「特定活動」の該当例に調理師を加え、入国管理上における一定の条件を整えた留学生については、卒業と同時に在留資格「留学」から「特定活動」への変更を可能とし、一定の期間日本国内で料理業務に従事（就労）することを可能とするべきである。

したがって、農林水産省が事業全体の運用に指導・監督的な立場で関与することを前提に、日本料理海外普及人材育成事業実施要領を制定し、働きながら日本料理を学ぶための活動を特例的に認める。

サ 梅酒の表示の適正化【業界団体による自主基準の策定まで随時措置】

酒税法上、梅酒は梅のみを使った場合も人工酸味料を添加した場合も同じ「リキュール」として扱われる。梅酒について、人工酸味料を加えていない梅酒とそれ以外の梅酒を区分表示するべきである。

したがって、業界団体における、人工酸味料を加えていない梅酒を本格梅酒とすることなどを内容とする自主基準の策定の取組に対し、必要な助言を行う。

シ 多様化する農業法人での雇用労働への対応【措置済み】

労働基準法の労働時間、休憩及び休日に関する規定は、「土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業」に係る者には適用されない。農業に従事しつつ製造・加工・販売等にも従事する従業員の労働基準法上の取扱いについて明確にしたガイドライン等を作成するべきである。

したがって、農林水産省・厚生労働省の連名で、6 次産業化に取り組む農業法人向けのパンフレットを作成し、関係機関に周知する。

ス 無人ヘリコプターの重量規制の緩和【措置済み】

航空機製造事業法で定められる無人機については総重量 100kg 以上のものが規制されるが、その重量を欧州並みの 150kg に引き上げるべきである。

したがって、航空機製造事業法上の無人機の重量について、我が国の無人機製造業の実態に合わせ見直しを行う。

セ 地域の活性化を担う商工会議所に対する規制の緩和

a 定款記載事項の変更【平成 26 年度検討・結論】

地域の活性化を担う商工会議所は、直面する課題が多様化、高度化、専門化するなど質的に大きく変化する中、地域の実情に応じて自由な活動が必要となっている。一方で、商工会議所法の認可事項に関する手続き（定款変更の一部）は許可が必要となっており、その機能を最大限に発揮できていないとの指摘がある。

したがって、商工会議所の定款記載事項の変更において、認可制から届出制に緩和することについて検討し、結論を得る。

ｂ 役員及び議員定数の基準【平成 26 年度検討・結論】

地域の活性化を担う商工会議所は、直面する課題が多様化、高度化、専門化するなど質的に大きく変化する中、地域の実情に応じて自由な組織編成が必要となっている。一方で、各地商工会議所及び日本商工会議所の役員定数の基準並びに各地商工会議所の議員定数の基準については、地域ごとの自由度が低く、その機能を最大限に発揮できていないとの指摘がある。

したがって、商工会議所の役員及び議員定数の基準について、地域の実情に応じ見直しを行うことについて、商工会議所の会員数の規模等を踏まえた上で検討し、結論を得る。

ソ 銀行法上の特例子会社の商品に関する特定業務対象範囲の見直し【平成 26 年度検討・結論】

銀行法施行規則において、商品の売買が、一定の条件のもとに銀行持株会社の子会社の業務として認可対象とされているが、売買の媒介、取次ぎ又は代理は、認可対象として明示されていない。我が国金融機関の国際競争力を確保し、かつ、関連リスクを最小限に抑制するため、商品の売買だけではなく、その媒介、取次ぎ又は代理を行うことも特例子会社対象業務として認めるべきである。

したがって、現行制度において、銀行持株会社の特例子会社対象会社の業務として、金融等デリバティブ取引に係る商品の売買業務が認められていることを踏まえ、特例子会社対象会社の業務として商品の売買の代理、媒介又は取次ぎを行うことについて検討を行い、結論を得る。

タ 保険会社本体の付随業務であるビジネスマッチング業務の拡大【平成 26 年度検討・結論】

現行法令上、保険会社が「その他の付随業務」として行うことのできる「ビジネスマッチング業務」について、現行監督指針において「金融商品取引業者等への投資信託委託会社又は資産運用会社の紹介に係る業務」が可能だが、公募投信の「個別の商品内容」に係る紹介及び説明は認められていないと解されている。多様なニーズに応える投信商品の提供を行うため、保険会社による投信商品の説明および投信商品パンフレットの配布が可能となるよう追記するか、または、施行規則において保険会社が行うことのできる「業務の代理」に、「系列投信会社等による投信販社契約の締結の代理」を追記すべきである。

したがって、保険業法施行規則第 51 条に規定される付随業務として、既に認められている金商業者等の投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又はこれらの契約に係る事務の代行（同条第 6 号）に加え、投信販社契約の代理又は媒介を新たに追加することが可能か等について、同法第 100 条に規定される他業禁止の趣旨等に照らして検討し、結論を得る。

チ NGN アンバンドル（音声の優先制御の開放）【平成 26 年措置】

現在、NGN 上での 0AB～J 番号を用いた品質保証型での IP 電話サービスは、いまだ NTT し

るとの指摘がある。また、2011年の情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」に向けた議論においても、複数の事業者が、帯域保証機能の提供を求めており、公平な競争環境整備のため、早期に NGN における帯域保証機能のアンバンドルについて議論を実施し、実現させることが必要である。

したがって、ICT利活用による経済成長や国際競争力を向上させる観点から NTT 東西の NGN を利用した品質保証型の IP 電話サービス実現に向けた事業者間協議を促進する。

②ITによる経営効率化

ア 国税関係帳簿書類の電子化保存に関する規制の見直し【平成 26 年度以降早期検討・結論】

電子帳簿保存法の施行により、財務関係書類、税務関係書類等の国税関係書類の電子保存が可能となった。電子帳簿保存法に定める「一貫性」「相互関連性」「見読可能性」「検索機能」等は、紙帳簿では具体的に求められていない要件であり、紙による保存よりも過度に厳格になっているこれらの要件を見直すべきである、また、電子保存により、企業サイドのみならず、当局の事務効率化も図るよう、紙による保存よりも電子保存を促進する観点で法を見直すべきである。さらに税務関係書類等の国税関係書類の電子保存（スキャナ保存）に係る要件等について、企業の業務効率の向上を図るため見直すべきである。

したがって、国税関係帳簿書類の電子保存について、国税の納税義務の適正な履行を確保しつつ、電子保存によりコスト削減をいかに図るかという観点から、業界団体等に対するアンケート、ヒアリングを通じて把握した保存の実態や保存に関する技術動向及び電子データの訴訟上の証明力に関する判例動向を踏まえ、電子保存が可能な国税関係帳簿書類の範囲等につき検討を行い、関係者等の意見を踏まえた上で、結論を得る。

イ 公的機関からの電子的手段による通知の促進

a 公的機関からの電子的手段による通知の促進①【平成 27 年 9 月までに措置】

地方税法において、地方団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する書類は、紙での郵送が原則となっている。住民税特別徴収に係る手続きは、eLTAX をベースとし、全自治体において電子的に行えるようにすべきである。また、企業に対する給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書の電子化を行うべきである。

したがって、eLTAX においては、複数の市町村からある一つの企業に当該特別徴収税額通知を送信する場合、当該複数の市町村からの電子データが 1 つのデータとして、企業に送信される機能が既に実装されているところ、eLTAX を通じ、当該特別徴収税額通知を電子署名付きの電子データで送付することについては、平成 27 年 9 月を目処に eLTAX を改修し、その後、各市町村において税務システムを eLTAX に対応できるよう改修を進め、完了した市町村から順次電子署名付きの電子データの送付を開始する。

b 公的機関からの電子的手段による通知の促進②【マイ・ポータルの検討状況にあわせ検討・結論】

地方税法において、地方団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する書類は、紙での郵送が原則となっている。住民税特別徴収に係る手続きは、eLTAX をベースとし、全自治体において電子的に行えるようにすべきである。また、個人への税額通知方法の統一（データを一本化し、各納税者が専用ホームページへアクセスすることにより参照できる仕組みの構築等）を行うべきである。

したがって、各納税義務者が専用のホームページ上で税額を参照できる仕組みについて、社会保障・税番号制度におけるマイ・ポータルの機能と併せて検討を行う。

ｃ 公的機関からの電子的手段による通知の促進③【平成 27 年 9 月までに措置】

地方税法において、地方団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する書類は、紙での郵送が原則となっている。住民税特別徴収に係る手続は、eLTAX をベースとし、全自治体において電子的に行えるようにすべきである。また、「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」のフォーマットの統一化を実現すべきである。

したがって、「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」に係る eLTAX 仕様の統一的なフォーマットについては、「公的機関からの電子的手段による通知の促進①」の改修に併せて平成 27 年 9 月を目処に対応する。

ウ 非対面サービスでの本人確認、年齢確認【事業者等からの具体的な提案が行われ次第、速やかに検討・結論】

犯罪収益移転防止法において、クレジットカード交付契約時など本人確認を求められるが、原則対面であり、非対面の場合は本人確認書類の送付もしくは電子署名法に基づく電子証明書が求められる。非対面での本人確認については、国民や法人等の利便性を高めるため、非対面で完結する簡便な本人確認方法を構築すべきである。

したがって、非対面での本人確認については、FATF 勧告への対応を含むマネー・ロンダリング対策として必要な水準を維持しつつ、国民や法人等の利便性を高める観点から、公的個人認証サービスの民間活用を含む非対面で完結する本人確認方法について、事業者等からの具体的な提案に基づき検討を行い、結論を得る。

エ 教育情報化の推進に関する制度見直し等【平成 26 年度検討開始、平成 28 年度結論】

学校教育法において、教科書は紙ベースの「教科用図書」のみ認められている。電子教科書も「教科用図書」と位置付け、教科書検定制度や無償給与制度等を見直すべきである。

したがって、実証研究などの状況を踏まえつつ、デジタル教科書・教材の位置づけ及びこれらに関連する教科書検定制度などの在り方について、平成 26 年度までに課題を整理し、平成 28 年度までに導入に向けた検討を行う。

オ 現況地形及び施工図の 3D 化・配信の推進【平成 26 年度検討】

公共工事の設計、積算、入札及び契約については 2D の設計図書を用いることが前提となっているが、土工量計算やその結果から工期算出する上でも、容易にかつ正確に算出が可能となり、見積もり誤り及び工期遅れを防止することにも効果があり、情報化施工促進に大きく役立つことから三次元化を推進すべきである。

したがって、公共事業の計画から調査・設計、施工、維持管理、更新に至る一連の過程において、三次元モデルを活用し、一連の建設生産システムの効率化・高度化を図る CIM(Construction Information Modeling)について、試行を行いつつ、制度設計を行う。平成 26 年度には 3 次元モデルを用いた数量計算手法の活用及び設計成果の納品基準の策定等について検討を行う。

カ 建築確認申請の電子化【措置済み】

新しい建築生産手法として BIM (Building Information Modeling) を用いた設計手法や施工管理手法に注目が集まっているところ、BIM の普及活用の状況を踏まえ、確認申請の電子化を促進すべきである。

したがって、BIM や CAD 等から作成された電子データを用いて建築確認申請の電子申請を行う場合の留意点について通知する。

キ 地下街等の閉空間における電波申請書（工事設計書）の簡素化【平成 27 年度措置】

電波中継装置の電波申請において、現行の「電波利用電子申請・届出システム」においては、多数のアンテナ情報を一つ一つ入力する必要がある。多数のアンテナに関する申請を同時に行う際には、1 件ごとの入力ではなく、一覧表の添付（excel, csv 形式など）で一括申請できるようにするなど、電波利用電子申請・届出システムの改善を図るべきである。

したがって、企業の利便性を高める観点から、電波中継装置の一括申請等の電波利用電子申請・届出システムの機能改善について、平成 27 年度のシステムの機能改修において措置する。

ク 保険契約の解約返戻金がないことを記載した書面の交付義務の緩和【措置済み】

保険料の計算に際して予定解約率を用い、かつ保険契約の解約返戻金を支払わないことを約した保険契約の保険募集に際して、解約返戻金がないことを保険契約者に説明するための方法は「書面の交付」に限定されているが、これを緩和し、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるようにすべきである。

したがって、事前に契約者の承諾を得ることを前提に、保険契約の解約返戻金がない旨の説明書面等につき、電磁的方法により提供することを可能とすることについて、保険契約者等保護に留意しつつ、平成 25 年度中に検討を行い、結論を得る。

ケ 金融機関に対する取引照会の一元化

a 国税に係る調査等における取引照会のオンライン化【平成 26 年度以降継続的に検討し、番号制度を巡る議論の状況等を踏まえた上で、出来るだけ早期に結論を得る（結論に応じ、その後 3 年以内を目途に必要な措置）】

国税に係る調査等における金融機関等に対する取引照会は、口頭または書面により行われているが、一部の金融機関等から電子化（e-Tax による提出や双方向のオンライン化等）を要望する声がある。なお、世界最先端 IT 国家創造宣言では、利便性の高い電子行政サービスの提供が提言されており、国税関係業務に関しても、IT 化の一層の推進により効率化を図っているところ。

したがって、取引照会に係る電子化については、関係する金融機関等の意向を聴取するとともに、国税当局、及び各金融機関におけるシステム改修のスケジュールや費用、社会保障・税番号制度の運用開始や今後の当該番号制度における利用範囲を巡る議論の動向などを十分踏まえながら、双方向オンライン化も含め、具体的方法や時期を検討する。

b 地方税に関する取引照会のオンライン化【平成 26 年度以降、継続的に検討し、国税当局等の取組状況や番号制度の議論の状況等を踏まえた上で、書式等の統一化に係る検討結果を基に結論を得る（結論に応じ、その後、速やかに措置）】

地方税の課税・徴収における金融機関に対する取引照会は、書面などで行われる。取引照会の方法については法令上の規定がないため、各自治体に委ねられている。

したがって、地方税に関する取引照会の電子化については、関係者の意見を伺うとともに、国税当局等における取引照会の電子化に向けた取組状況や社会保障・税番号制度における個人番号の利用範囲を巡る議論の動向などを十分に踏まえながら、地方税に関する照会書の用語・書式の統一化に係る検討結果を基に具体的方法や時期を検討し、地方団体に対し対応を要請する。

c 捜査関係事項に関する取引照会のオンライン化【金融機関からの具体的な提案が行われ

次第検討・結論、措置】

捜査に係る取引照会は、口頭または書面で行われる。捜査に係る取引照会のオンライン化の導入については、事業者の負担はあるものの、希望があれば、ダイレクトオンラインを整備することが検討されているところ。

したがって、捜査関係事項に関する取引照会のオンライン化について、希望する金融機関があれば、実施に向けて検討する。

d 生活保護の決定・実施に関わる取引照会のオンライン化【平成 26 年度検討・結論、結論を得次第順次措置】

生活保護の決定実施に関わる取引照会は、口頭または書面で行われる。世界最先端 IT 国家創造宣言において、利便性の高い電子行政サービスの提供が提言されていることから、生活保護の決定・実施に関わる取引照会のオンライン化について、検討、促進すべきである。

したがって、利便性の高い電子行政サービスの観点から、生活保護の決定・実施に関わる取引照会の双方向のオンライン化について、金融機関に対するヒアリングを行った上で検討し、結論を得る。

コ 法人の電子申告フォームの簡素化【平成 26 年度検討・結論】

法人税に関わる財務諸表等の申告フォーマットについて、財務諸表等については XBRL フォーマット (2.1) で提出することとされている。現行の XBRL 対応のフォーマットだけではなく、企業規模に応じて、csv 形式等より簡易なフォーマットでも対応できるようにし、中小企業の電子申告を促すべきである。

したがって、法人税に関わる財務諸表等の申告について、XBRL 形式へ簡易にデータ変換するツールの提供等、容易に財務諸表データの作成・提出が行えるよう、対応を検討し結論を得る。

③産業の新陳代謝

ア 流通・取引慣行ガイドラインの見直し等【垂直的制限行為に係る適法・違法性判断基準の明確化は平成 26 年度措置、再販売価格維持行為規制における「正当な理由」の明確化は平成 26 年度措置、いわゆるセーフ・ハーバーに関する基準や要件等の検討は平成 26 年度検討開始】 ※国際先端テスト実施事項

『流通・取引慣行ガイドライン』は、現行の独占禁止法上の垂直的制限行為に関する適法・違法判断基準等を始めとする運用基準（以下「現行基準」という。）を定めたものであるが、現行基準については、次のような指摘がなされている。

- a. 現行基準の中には、その規制範囲を広く解釈され得るものがあり、事業者に対する予見可能性に乏しく、萎縮効果を生じさせていること
（具体的には、①メーカーが実際の流通価格や販売先等を調査すること（「流通調査」）や、②多くの非価格制限行為に係る違法性判断基準とされる「価格が維持されるおそれ」について、事業者が判断することが極めて困難との指摘がなされている。）
- b. 「垂直的制限行為は、競争制限効果を生じることとあれば競争促進効果を生じることもある」というのが経済学的にも一般的な理解であるところ、現行基準では競争促進効果について考慮されているのか否か、仮に考慮されているとすればどのように考慮されているかが必ずしも明らかでないこと
- c. 垂直的制限行為においては、ブランド内競争が制限されたとしても、ブランド間競争が促進されることにより、消費者の利益に貢献することがあるとの指摘があること

ろ、現行基準では、ブランド内競争とブランド間競争についてどのように考慮されているかが必ずしも明らかでないこと

※なお、垂直的制限行為のうち、例えば再販売価格拘束については、独占禁止法上、「正当な理由」がある場合には違法とはならない。

- d. セーフ・ハーバー（一定の基準や要件を満たす場合において規制の対象外と扱われる）について、適用対象となる行為が、「競争品の取扱い」と「販売地域制限」に限定されており、「取引先制限」や「販売方法の制限」についてはセーフ・ハーバーが適用されないが、事業者にとって適用範囲が狭く予見可能性に貢献していないため、この適用範囲を拡大すべきであること
- e. 事業者がセーフ・ハーバーを適用されるための市場シェア要件も「10%未満かつ上位4位以下」とされているが、事業者にとって適用範囲が狭く予見可能性に貢献していないため、この適用範囲を拡大すべきであること

このように、垂直的制限行為については、競争制限効果を生じることとあれば、競争促進効果を生じることもある等の指摘を踏まえ、『流通・取引慣行ガイドライン』について、流通分野における垂直的制限行為に関する事業者の予見可能性を高めるため、「価格が維持されるおそれ」等の垂直的制限行為に係る適法・違法性判断基準を明確にするとともに、次の点について明確化する。

- A. 垂直的制限行為については、競争制限効果を生じることとあれば、競争促進効果を生じることもあり得ること、及び競争促進効果の考慮についての考え方
- B. メーカーが単に実際の流通価格や販売先等を調査すること（「流通調査」）は、独占禁止法に違反しないこと
- C. 売手が一定の基準に基づき選択した流通業者にのみ、直接又は間接的に商品やサービスを販売し、一定の基準に基づき選択された流通業者は、売手が決めた地域においては、認定されていない流通業者に対し、当該商品やサービスを提供しない義務を負う流通制度（いわゆる「選択的流通」）についての具体的な適法・違法性判断基準

また、上記の b. 及び c. の指摘を踏まえ、再販売価格維持行為規制における「正当な理由」について、所要の明確化を行う。

さらに、上記の d. 及び e. の指摘を踏まえ、いわゆるセーフ・ハーバーに関する基準や要件等について、所要の検討を行う。

イ 一般集中規制の見直し

a フォローアップ状況の公開【平成 26 年度上期措置】

独占禁止法第 9 条において、事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立等をしてはならないとされている。事業支配力が過度に集中する場合の考え方はガイドラインに記載されており、平成 17 年 5 月に施行状況のフォローアップ状況が公開されているが、それ以降は公表されていない。

したがって、平成 21 年度に実施したフォローアップの評価・検討結果、及び平成 21 年度以降に実施したフォローアップ状況を公表する。

b 一般集中規制の在り方【平成 26 年度措置】

上記平成 17 年 5 月の施行状況のフォローアップ状況においては、第 9 条の観点から問題となる会社はないが、今後の一般集中規制の在り方について、将来的には廃止することが適切であるとの指摘、事業支配力が過度に集中することにより競争が阻害されることのないよう十分配慮すべきことであるとの指摘があることも踏まえつつ、引き続き評価・検討することとする、とされている。

したがって、上記フォローアップ状況をもとに、独占禁止法第9条に基づく今後の一般集中規制の在り方について、市場集中規制がある中、存在意義は無く廃止すべきとの指摘があることを踏まえつつ、現在の経済社会において規制が廃止されることにより実際に生じ得る現実的な弊害を具体的に明らかにする。

ｃ 事業報告制度の簡素化【平成 26 年度検討・結論・措置】

独占禁止法第9条第4項において、資産の合計額が一定の値を超える企業グループについて、毎事業年度ごと、親会社・子会社・実質子会社の事業報告書を公正取引委員会に提出することが求められている。

したがって、一般集中規制にて求められている事業報告書の報告義務について、事業者の要望を踏まえつつ、事業報告書に記載する子会社名・実質子会社名の範囲を限定するなど、簡素化のための手法を検討し措置する。

ウ 保険契約の包括移転に関わる手続の簡素化【平成 27 年度検討・結論】

保険契約について包括移転する際は移転先会社への影響度の大小にかかわらず必ず移転先会社の株主総会決議が必要となっている。一方、簡易な合併手続き（会社法第796条第3項）の条件を満たす場合は存続会社の株主総会による決議なく合併することが可能であり、合併にともなう保険契約の承継についても存続会社の株主総会決議が不要となっている。このことを踏まえると、包括移転する契約に関わる責任準備金等の額が、移転先会社の責任準備金等に比して相当程度小さい場合は、移転先会社における株主総会による決議を要さないこととすべきである。

したがって、保険契約を移転する場合において、移転先保険会社に与える影響が一定程度にとどまるような場合については、株主や保険契約者の保護等について検討した上で、移転先保険会社の株主総会等の決議を不要とするような措置を講ずることについて検討し結論を得る。

エ アプリ（前払式バーチャルコイン付き）廃止時における日刊新聞への公告義務についての電子的な代替手段活用【平成 27 年度検討・結論、結論を得次第、速やかに措置】

資金決済に関する法律に基づき、前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部を廃止した場合には、内閣府令で定める額を保有者に対し払い戻さなければならない。この払い戻しを行おうとするときは、前払式支払手段発行者は、「払戻しをする旨」「払戻しに係る前払式支払手段の保有者は、六十日を下らない一定の期間内に申出をすべきこと」「当該申出をしない前払式支払手段の保有者は、払戻しの手続きから除斥されるべきこと」等を、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により公告しなければならないとされている。

したがって、電磁的な方法により利用される前払式支払手段の発行の廃止に伴う払戻しの公告を、電磁的な方法により行いうるものとするについて検討を行い、結論を得る。

④国民の選択肢拡大

ア ダンスに係る風営法規制の見直し ※国際先端テスト実施事項

ａ 営業時間に関する規制等の見直し【平成 26 年度検討・結論、結論を得次第措置】

飲食を伴いダンスをさせる営業は風俗営業（3号）として規制されており、午前零時以降の営業が禁止されている。コンプライアンス意識の高い優良企業は参入しにくく、結果として店舗周辺的生活環境が悪化したり、ダンス産業の成長が阻害されている。また、どのようなダンスが風俗営業に該当するのかは、警察庁や都道府県公安委員会が個別に判断することとされているが、判断の基準が明確でないため、深夜以外の飲食を伴

うダンスをさせる営業（昼間のダンスイベント等）を行おうとする事業者にとって負担が大きい。

したがって、飲食を伴いダンスをさせる営業（風営法第2条第1項第3号に掲げる営業）について、風俗営業から除外することや現在の営業時間に関する規制を緩和することを含め、その規制の在り方について、外部有識者の意見を聴取するなどして検討を行い、結論を得る。

b 飲食無し営業の規制対象除外【平成26年度検討・結論、結論を得次第措置】

飲食を伴わないダンスをさせる営業は風俗営業（4号）として規制される。およそ風営法の規制目的からは規制対象とは考えられないようなダンス教室等も該当し、国民の意識や営業実態と乖離した規制となっているとの指摘がある。

したがって、飲食を伴わないダンスをさせる営業（風営法第2条第1項第4号に掲げる営業）について、風営法第2条から除外することについて、外部有識者の意見を聴取するなどして検討を行い、結論を得る。

c 規定の整備【平成26年度検討・結論】

風営法上の1号営業（ダンス＋飲食＋接待）は、2号営業（飲食＋接待）に必ず含まれるにもかかわらず、風営法上では別の営業として扱われている。

したがって、風営法第2条第1項第1号に掲げる営業を第2条第1項第2号に掲げる営業に含めて規制することについて検討を行う。

イ 食料品アクセス環境の改善【平成26年措置】

飲食店営業など公衆衛生に与える影響が著しい営業で政令で定めるものは、都道府県が条例で必要な基準を定めなければならない、またそのような営業を営もうとする者は都道府県知事等の許可を受けなければならない。食品の移動販売についても上記に該当するが、許可申請を行うに当たり、申請書が統一されていない、また、ガイドライン（自動車による食品の移動販売に関する取扱要領について）が時代に合っていないなど、許可手続きや基準の改善を求める声がある。買物不自由地域における食料品の購入等の不便の解消のため、移動販売が円滑に実施できるよう、申請書の統一や取扱要領の見直しを行うべきである。

したがって、買物不自由地域を解消するための移動販売車を推進する観点から、移動販売に係る許可基準及び申請書様式の統一化を進める方策について検討し、技術的助言として示しているガイドラインの改訂及び申請書様式について平成26年中に措置する。

ウ 不動産投資顧問業者等の資産運用アドバイス業者の銀行による子会社化の解禁【平成26年度検討・結論】

銀行の子会社の業務範囲は銀行法第16条の2第1項各号及び銀行法施行規則第17条の3に列挙される業務に限られ、不動産投資顧問業者等の資産運用アドバイス業者を子会社にすることはできない。主要行等向けの総合的な監督指針(V-3-3-1(2)(3)ロ)により、銀行の子会社が営む投資顧問業務において、その投資助言の対象に不動産を含むことができない。銀行の子会社による本業務の取扱いを許容することにより、総合的な資産運用に係るアドバイザリー・サービスの提供を促進することが、利用者利便の向上の観点から適当である。

したがって、金融資産のほか不動産を含めた資産運用アドバイスに対する顧客からのニーズ等を踏まえ、不動産投資助言を銀行の子会社業務範囲とすることについて検討を行い、結論を得る。

⑤エネルギー・環境分野における規制改革

ア 微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理の加速化に向けた新たな仕組みの導入

a 抜油後の容器等の処理促進のための仕組み【平成 26 年度検討開始、結論を得次第措置】

PCB 処理への国民の理解が得られず 30 年間に渡って処理ができなかった歴史を教訓として、安全な処理に対する社会的要請を満たし、違法なルートからの市場への流入を防止するため、微量 PCB 汚染廃電気機器等は、廃棄物の処理および清掃に関する法律により特別管理廃棄物に指定され、PCB 特別措置法に基づきその無害化処理が行われている。一方で、「(当該機器に使われている) PCB 汚染油」と、「抜油後の容器等」との区別なく無害化処理の対象とされているが、「抜油後の容器等」に残存する PCB の絶対量はごく僅かであるにもかかわらず、油の基準と同様の取扱いとされ、リスクに見合った処理負担となっていないため、「抜油後の容器等」のリスクに見合った合理的な処理対象基準の設定ならびに当該対象基準以下のものに対する合理的な処理の仕組みを導入すべきとの指摘がある。

したがって、微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理のうち「抜油後の容器等」について、当該機器を保有する事業者等を含む官民連携の下、PCB の残存量や濃度(リスク)に応じた、社会的受容性や PCB 処理全体との整合性のある、より合理的な処理対象基準や処理の仕組みの実現に向けて、「抜油後の容器等」に係る環境リスク、使用する処理技術、適切な管理方法等に関する検討を開始する。

b 使用中の電気機器等の処理促進のための仕組み【平成 26 年度措置】

使用中の微量 PCB 含有電気機器について、電気事業法に基づき PCB 電気工作物として届け出る必要があるが、現行の制度においては、無害化技術の活用によって当該電気機器に含まれる PCB 濃度を低減し基準以下となった場合でも、PCB 電気工作物としての規制の対象外とすることができない。また、当該機器が廃棄物になった際は廃棄物処理法上の特別管理産業廃棄物として規制される。このため、無害化処理後の使用中機器について合理的な取扱いの仕組みを導入すべきとの指摘がある。

したがって、使用中の微量 PCB 含有電気機器（以下、「使用中機器」という。）について、使用中機器を所有する事業者等を含む官民連携の下、環境省による評価が終了した課電自然循環洗浄法等の浄化技術を使用して PCB を無害化する場合の、環境保全と電気保安を確保した浄化手順の明確化を図る。また、使用中に無害化処理した機器の電気事業法令上の取扱いの明確化及び廃棄段階での処理済機器の廃棄物処理法令上の取扱いの明確化を図る。

イ 多目的ダムにおける電気工作物規制適用の見直し【平成 26 年度検討・結論】

河川法では、多目的ダムにおける河川管理施設とその他工作物（発電所等）の管理の方法について、それらの所有者である自治体、発電事業者、用水関係者等が協議して決めることとなっており、協議の結果、洪水吐ゲートによる治水操作等については、発電事業者は、その管理権限を持っていないのが実態である。しかし、電気事業法では、洪水吐ゲート等の共同施設も電気工作物と見なされるため、発電事業者には、その管理権限がなくても電気事業法上の工事計画の届出や安全管理審査等が求められており、管理実態にあった法制度になっていない。

したがって、河川法第 17 条の規定に基づき、関係者で協議して管理の方法を別に定めている場合であって、発電を行う者（電気事業者等）が主たる管理者でない場合については、要望者からのヒアリング等を行い、電気事業法の手続の簡素化等を検討し結論を得る。

ウ 食品リサイクル法の見直し【平成 26 年度検討・結論】

食品リサイクル法については、対象が食品関連事業者となっているが、実際にリサイクルを推進するためには、都道府県、市町村等の自治体の協力は不可欠である。食品リサイクル法に関し、各自治体（都道府県・市町村）の役割を明確にすべきである。

したがって、現在、食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の合同会合において行われている食品リサイクル法の施行状況の点検の中での地方自治体の役割に係る議論を踏まえ、例えば地域における食品廃棄物の発生状況等を国がきめ細かく把握し、地方自治体と共有する等して、国、地方自治体等が連携して一層食品リサイクルを推進するよう、検討を行い、結論を得る。

⑥その他民間事業者等の要望に応える規制改革

ア 金融機関に対する取引照会の一元化

a 国税に係る調査等における照会文書の用語・書式の統一化【平成 26 年度措置】

国税に係る調査等における金融機関等に対する取引照会は、口頭または書面で行われる。照会文書のフォーマットに関しては、法令上の規定がないため用語・書式が統一されていない。

したがって、金融機関等に対してヒアリングを行い、国税に係る調査等に関する照会文書の照会事項については、用語を統一する。書式の統一についても、取引照会の種類や業種ごとに統一できる箇所を調整し、実施する。

b 国税に係る調査等における取引照会の回答文書の郵送に関する業務の改善【平成 26 年度措置】

国税に係る調査等における金融機関等に対する取引照会では、帳簿書類（その写しを含む。以下同じ。）の提示・提出を要請されることがある。帳簿書類の提示・提出の方法については、法令で規定されていないが、帳簿書類を郵送で提出する際の返信用封筒として、長形 3 号の普通郵便封筒が同封されることが多い。一方で、帳簿書類の提出枚数が多く、長形 3 号の封筒に収納できない事例が多いとの指摘がある。

したがって、金融機関等に対してヒアリングを行い、取引照会に係る回答文書の提出枚数が多い場合には、以下の対応等を実施することにより、郵送における不備を改善する。

- ①返信用封筒として、適切なサイズの封筒を同封する。
- ②着払いによる特殊取扱の郵便で対応する。

c 国税に係る調査等における取引照会の回答の電子媒体による提出【平成 26 年度措置】

国税に係る調査等における金融機関等に対する取引照会では、帳簿書類（その写しを含む。以下同じ。）の提示・提出を要請されることがある。帳簿書類の提示・提出の方法については、法令で規定されていないが、電磁的記録による提出について認められなかった、という指摘がある。

したがって、国税に係る調査等に関する取引照会の回答においては、電磁的記録による回答も認められることを各国税局・税務署に周知徹底し、光ディスク（CD-R、DVD）等の電子媒体での提出を受け付ける。

d 地方税に関する照会文書の用語・書式の統一化【平成 27 年度措置】

地方税の課税・徴収における金融機関等に対する取引照会は、口頭または書面で行われる。照会文書の書面のフォーマットには法令上の規定がないため、各自治体に委ねられ

ており、用語・書式が統一されていない。

したがって、地方税に関する取引照会については、国税における書式等の統一化の取組を踏まえ、以下の統一化の実施について、地方団体間で構成する協議会に対し、金融機関側の意向を伺いながら検討することを要請し、また、検討結果についても連絡するよう要請する。

①照会文書の依頼事項に関する用語

②照会文書の書式（照会の種類や業種ごとに統一できる箇所を調整の上）

e 捜査関係事項に関する照会文書の用語・書式の統一化【平成 27 年度措置】

捜査に関する取引照会について、公務所又は公私の団体に対し、捜査関係事項照会書により必要な事項の報告を求めることができる。照会文書は各都道府県警察における規定書式を使用するため、用語・書式が統一されていない（以前から要望のあった事業者に対しては、照会文書様式の統一化について取組を行ったところ）。

したがって、捜査関係事項に関する取引照会について、事務手続きの簡素化の方向を目指すため、金融機関のヒアリングを行い、要望を踏まえ、用語・書式の統一化を実施する。

f 生活保護の決定・実施に関わる照会文書の書式の統一化【(i)については平成 26 年に結論を得、平成 27 年以降順次措置、(ii)については継続的に実施】

生活保護の実施機関・福祉事務所は、金融機関に対して、生活保護の決定・実施のために必要な報告を求めることができる。各福祉事務所から送付される調査のための照会文書の用語・書式は、「生活保護法施行細則準則について」（平成 12 年 3 月 31 日付け社援第 871 号厚生労働省社会・援護局長通知）で定められている標準様式があるものの、各福祉事務所によって書式が異なることや、事案毎に照会する内容が異なること等から、書式が統一的ではなく、金融機関の負担となっているとの指摘がある。

したがって、生活保護の決定・実施に関わる取引照会について、金融機関及び地方自治体に対してヒアリングを行った上、(i) 以下の統一化について検討し、必要な措置を講じ、周知する。(ii) また、周知後には定期的にフォローアップを行う。

①照会文書の依頼事項に関する用語

②照会文書の書式（照会の種類や業種ごとに統一できる箇所を調整の上）

イ 信託契約代理店に係る財務局宛届出書等の緩和【措置済み】

銀行が信託契約代理業を営む場合、内閣総理大臣の登録を受けるため、登録申請書を提出する必要があるが、この申請書の記載事項に役員の兼職状況がある。この申請書は、記載事項に変更があった場合、2 週間以内に変更の届出を行わなければならないため、信託契約代理店において役員の兼職を確認するための事務負担が生じている。

したがって、銀行等が信託契約代理業を営む際の登録申請に役員の兼職状況の記載を不要とするための必要な措置を講ずる。

ウ 保険会社の常務に従事する取締役等の兼職認可の届出制への移行（グループ間限定）【平成 26 年度検討・結論】

同一グループ内の保険持株会社・保険会社間では、常務に従事する取締役等を兼務する場合に認可が必要となる。保険持株会社・保険会社間であれば、相互に不利な扱いをすることは考えにくく、業務への専念においても問題がないと思料されるため、認可を不要とすべきである。

したがって、兼務による弊害防止、保険会社の業務の健全性確保に留意し、保険会社グループの実態を見極めつつ、認可手続の簡素化について検討を行い、結論を得る。

エ 保険会社の行う従属業務に係る収入依存度規制の収入依存先の緩和【平成 26 年度検討・結論】

従属業務子会社の収入依存度規制における収入依存先について、①子法人等、関連法人等、及び、②当該保険会社に所属する保険代理店にまで拡大すべきである。

したがって、従属業務子会社の収入依存度規制における収入依存先について、保険会社の他業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点を踏まえ、親会社との実質的一体性に留意しながら、子法人等及び関連法人等にまで拡大することとともに、保険代理店についてもこれに加えることについて検討を行い、結論を得る。

オ 外貨定期預金（１年物）の自動継続時における「同一内容の特例」適用範囲の見直し【平成 26 年度検討・結論】

預入期間 1 年物の外貨定期預金について、技術的なシステム仕様から預入期間が暦年ベースで 1 年を数日超える可能性があるが、数日超えることでも法定書面の送付が必要となる。物理的に暦年ベースで 1 年を超えるケースでも、「同一内容の特例」を適用し、法定書面の交付省略を許容すべきである。

したがって、自動継続の契約の実態を踏まえ、自動継続契約の日が休日などの理由により、契約締結前交付書面の交付の日が前回から 1 年を超えた際の契約締結前交付書面の交付の可否について、検討を行い、結論を得る。

カ 臨時休業等における業務の再開に係る店頭の掲示の緩和【平成 26 年度検討・結論】

銀行法第 16 条において、臨時の休止及び業務の再開において、届出書の提出、公告、当該営業所の店頭掲示が求められる。銀行法施行規則第 17 条第 4 項第 4 号に規定される「休業期間が 1 営業日以内で、営業が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合」においても、一を経過するまで業務再開時の店頭掲示を行わなければならない。

したがって、銀行の臨時休業等における業務の再開に係る掲示の在り方について、規制の趣旨を踏まえ、休業期間に応じた店頭掲示期間の見直し等の検討を行い、結論を得る。

キ 連結決算状況表等の提出期限の緩和【平成 26 年度検討・結論】

銀行は、決算期ごとに当局宛てに決算状況表・連結決算状況表を提出しており、提出期限は、(1)単体が期末日経過後 45 日以内、(2)連結が期末日経過後 55 日以内又は決算発表日の前日のいずれか早い日、とされている。多くの地方銀行は、東証等からの決算発表早期化の要請を受け、期末日経過後 40 日前後に決算発表を行っている。このため、決算状況表・連結決算状況表、決算短信及び決算説明資料の提出期限がほぼ同時期となり、資料の作成負担が一時期に集中している。銀行監督上求められている連結決算状況表等の提出期限を緩和すべきである。

したがって、銀行の連結決算状況表等の提出期限について、監督指針に基づく報告等の見直しの枠組みの中で検討し結論を得る。

ク 公開買付規制における株券等所有割合の計算方法の見直し【平成 26 年度検討・結論】

株券貸借取引に係る株券等について、貸主は引渡請求権を有するため、当該株券貸借取引に係る株券等は公開買付規制における「株券等所有割合」に算入される。証券会社がその業務として行う株券貸借取引には、通常、会社の支配権に影響を与えようとする意図はなく、

また、転貸した株券等については、議決権の行使も不可能であることから、公開買付規制における、「株券等所有割合」の計算の基礎となる株券等の範囲から株券貸借取引に係る株券等を除外すべきである。

したがって、公開買付規制において、潜脱的な取引を防止する観点から、引渡請求権を有する株券等については株券等所有割合に算入することとされている規制の趣旨を踏まえつつ、「株券等所有割合」の計算の基礎となる株券等の範囲から株券貸借取引に係る株券等を除外することについて検討を行い、結論を得る。

ケ 「公開買付けによる買付け等の通知書」における公開買付者による押印の省略【平成 26 年度検討・結論】

「公開買付けによる買付け等の通知書」の様式における押印について、既に、電磁的方法により当該「通知書」を提供するときは公開買付者の押印の省略が許されており、電磁的方法によらない場合であっても押印を求める意義は乏しいと考えられることから、これと同様に省略すべきである。

したがって、「公開買付けによる買付け等の通知書」において公開買付者の押印を求めていることの趣旨を踏まえつつ、当該「通知書」の様式から押印を省略することについて検討を行い、結論を得る。

コ 条件決定時の訂正目論見書の交付省略の特例における公表方法の緩和【平成 26 年度検討・結論】

開示府令第 14 条の 2 第 1 項第 3 号では、発行者及びその有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする販売証券会社等のホームページ等に発行条件を記載する方法を採る場合は、電話等により当該情報を取得したこと等を確認しなければならないとされている。ネット等で情報開示が行われることについて、あらかじめ投資家が確認している場合には、条件決定後の情報取得の確認を不要とすべきである。

したがって、条件決定時における訂正目論見書の交付に代えて、発行体等のウェブページを用いて投資者に発行条件を閲覧させる方法（電話等による閲覧確認を義務付け）について、発行体等の負担軽減と投資者保護のバランスに留意しつつ、一定の場合には電話等による閲覧確認を不要とすることができないか検討を行い、結論を得る。

サ 大規模建築物における CLT の活用のための JAS 規格の策定及び一般的な設計法に関する基準の策定【JAS 規格については措置済み。一般的な設計法については、平成 27 年度までに検討、結論を得次第措置】

CLT（※）は欧州で開発された木質材料であり、海外（主に欧州）においては建築用の構造用部材として使用されているが、国内においては CLT の規格等がなく、建築基準法上での位置付けがないため、大臣認定を取得した場合を除き、CLT を建築物の構造耐力上主要な部分（壁や床等）に使用することができない。CLT を一般的な建築資材として広く利用するため、JAS 規格及び一般的な設計法に関する基準の整備をするべきである。

したがって、農林水産省にて CLT の JAS 規格を制定する。国土交通省にて CLT を用いた建築物の一般的な設計法を平成 27 年度までに検討し、結論を得次第措置する。農林水産省においても強度データの収集等に協力する。

（※）CLT：ひき板を繊維方向が直交するように積層接着した重厚なパネル

シ 超高層建築物の大臣認定期間の短縮【平成 26 年度上期措置】

高さが 60 メートルを超える超高層建築物は、その安全性について、国土交通大臣の認定

(大臣認定)を受ける必要がある。大臣認定を受けるためには、指定の性能評価機関により事前の審査を受けなくてはならない。現状、性能評価機関にて、委員会や部会の開催も含めた1か月半程度の審査期間を経た後、評価機関での審査資料や性能評価書を添付して大臣認定を申請し、認定までは2か月半から3か月を要している。しかし、既に指定の性能評価機関にて審査を経ていることを踏まえれば、認定まで評価機関と同等の1か月半程度までは短縮可能だと考えられる。

したがって、超高層建築物の大臣認定における審査において、事業者の円滑な申請に資するよう、チェックリストの作成等の対策を講じる。

ス 非常用エレベーターへの機械室を有しないエレベーターの適用【平成26年度検討・結論】

機械室なしエレベーターは、1998年から国内市場に登場するとともに急速に普及し、2012年度新設ロープ式エレベーター設置台数の90%を占めるに至っているが、建物高さが31mを超える際に設置が必要な、非常用のエレベーターにおいては、機械室なしエレベーターが認められていない。

したがって、機械室を有しない非常用エレベーターに必要とされる具体的な措置について検討し、結論を得る。

セ 機械室なしエレベーターの昇降路内温度上昇に関する要件の見直し【平成26年度検討・結論】

機械室なしのエレベーターの駆動装置及び制御器を設ける昇降路において、換気上有効な開口部等の設置を不要とするためには、機器の発熱により駆動装置等の設置場所の温度が摂氏7度以上上昇しないことが計算により確かめられた場合とされている。しかし、駆動装置等の設置場所の温度が摂氏7度以上上昇する場合であっても、昇降路が外気温度や日射の影響等を受けず一定温度以下に保たれている場合等については、駆動装置等に悪影響を与えない場合があると考えられるが、この場合であっても換気上有効な開口部等を設置しなければならず、事業者の負担となっている。

したがって、機械室を有しないエレベーターの駆動装置及び制御器の設置場所に換気上有効な開口部等を設けない場合に必要とされる措置について、設置場所の温度が摂氏7度上昇しないことによらず、昇降路内の温度の上昇により部品の劣化進行防止や故障発生防止の面から安全性が確かめられた場合について適用できるよう計算又その他の措置による方法を検討し結論を得る。

ソ 既存建築物に係る確認申請及び完了検査の取得手続に係る法整備【平成26年度上期措置】

現状、改修・修繕工事時の確認申請未提出により、手続上の違反建築物となっている建築物は、建築基準法の技術基準に適合しているかどうかは明らかではなく、また完了検査の未受検により、手続上の違反建築物となっている建築物は、交付を受けた確認済証のとおり建築基準法に適合するように適切に工事がなされたかどうかは明らかではなく、施工部分を撤去した上で確認申請を行い、確認済証を交付された後、再施工し、完了検査を受けなければならない、現実的に適法化できない状態になっている場合があるとの指摘がある。これら手続上の違反を有する建築物について、建築基準関係規定への適合性を証明するための手続を整備すべきである。

したがって、既存建築ストックの有効活用や不動産取引の円滑化の観点から、民間機関による検査済証のない建築物の調査について統一的な調査方法を示したガイドラインを策定し、周知する。

タ 建設業許可手続における書類提出の緩和【平成 26 年検討・結論】

建設業許可を取得する際には、4つの許可要件を備えていること、および欠格要件に該当しないことが必要となっている。許可要件のひとつの「誠実性」や欠格要件に該当しないことの証明として、非常勤を含む役員全ての略歴書や身分証明書、成年被後見人・被補佐人でない旨の登記証明書などの書類を提出することが求められている。

したがって、建設業許可申請書類における役員の提出書類について、必要性及び申請者の負担を考慮しつつ、簡素化を検討し、結論を得る。

チ 地方公共団体における住宅附置義務の見直し【平成 26 年度措置】

地方自治体が行う大規模建築物への住宅附置義務・開発協力金制度等について、総務省・国土交通省より、指導要綱及びこれに基づく行政指導の適正な見直しを行うよう地方公共団体に要請したところ、いまだ改善が見られない自治体があるとの指摘がある。

したがって、地方自治体が指導要綱等で定める住宅附置義務や負担金について、住宅や人口の回復状況などを踏まえ、既に役割を終えたものについては、廃止を含め見直しを行うよう要請する。

ツ 主任技術者及び監理技術者の雇用関係の取扱いの緩和【平成 26 年措置】

「監理技術者制度運用マニュアル」により、技術者と所属建設業者の間には直接的かつ恒常的な雇用関係があることが必要となっている。高年齢者雇用安定法に規定する継続雇用制度の適用を受けている者についても、雇用期間によっては常時雇用されている者とみなされず、主任技術者及び監理技術者とできないため、高年齢者の雇用の課題のひとつとなっている。

したがって、継続雇用制度の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、常時雇用されているものとみなすことを監理技術者制度運用マニュアルにおいて明確化する。

テ 高圧ガス認定事業所における検査組織、検査管理組織の長の代理者の選任【平成 26 年度検討・結論】

高圧ガス保安法では、保安統括者等の代理者を選任し、保安統括者等が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合にその代理者を選任して、職務を代行させることが認められている。一方、同法の認定完成検査実施者、認定保安実施者の認定制度においても、検査組織の長及び検査管理組織の長を選任し、省令別表に定める業務が行われており、保安統括者等と同様、疾病等により職務を行うことができない場合も想定されるが、代行が認められていない。

したがって、高圧ガス保安法における認定完成検査実施者、認定保安実施者の認定制度における代理者専任について、検査及び検査体制等、保安管理の実態等について事業者にヒアリング等を行った上で検討し、結論を得る。

ト 貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和

貨物自動車運送事業者は原則としてレンタカーを使用することが認められていないが、引越輸送が集中する期間等に限り、引越輸送等にレンタカーを使用することができる。しかし、レンタカーを使用できる用途や期間が限定されていることから、運送事業者のレンタカー使用に対するニーズに応えきれていないとの指摘がある。

したがって、以下の規制改革項目を実施する。

a 貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和①【平成 26 年度検討・結論・措置】

車検や点検、修理等により車両を使用できない期間における代車としてのレンタカー使用について、事業者ニーズ等を踏まえて検討し、結論を得る。

b 貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和②【措置済み】

通達「年末年始及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」において記載されている「百貨店配送貨物等に係る自家用自動車の有償運送の許可」について、「百貨店配送貨物等」に限らず、全ての輸送について対象とする。

c 貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和③【平成 26 年度検討・結論・措置】

引越シーズンにおいて貨物自動車運送事業者がレンタカーを使用できる期間を、以下にすることについて事業者ニーズを踏まえて検討し、結論を得る。

・引越シーズン 3月1日から4月30日まで

d 貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和④【措置済み】

通達「年末年始及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」において記載されている夏期及び秋期繁忙期に、「各地方運輸局の実情に応じ、一か月から二か月程度の期間を適宜設定する」との規定について、撤廃するよう必要な措置を行う。

e 貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和⑤【平成 26 年度措置】

引越シーズンにおけるレンタカー使用の申請方法について、申請書類の合理化を図る等、申請時の負担を軽減するために必要な措置を行う。

ナ 確定給付企業年金における脱退一時金の受給未請求状態の取扱い明確化【平成 26 年検討・結論】

確定給付企業年金法第 41 条第 4 項の規定により、同法第 27 条第 3 号に該当することとなった者(使用される事業所又は船舶が、実施事業所でなくなったことにより資格喪失した者)は、脱退一時金の全部又は一部の支給の繰下げの申し出をすることができない。当該者について、支給の繰下げを認めるべきではないかとの指摘がある。

したがって、使用される事業所等が実施事業所でなくなったため資格を喪失した者への脱退一時金の支給の繰下げについて、他実施事業所に繰下利率等の負担がかかる懸念等を踏まえつつ、検討し結論を得る。

ニ 確定給付企業年金、厚生年金基金における選択一時金の要件緩和【平成 26 年度検討・結論】

確定給付企業年金の老齢給付金(一時金)について、資格喪失時から支給開始時までの下限予定利率の上昇により、資格喪失時の一時金額を受け取れないケースが発生しうるため、限額の計算に係る予定利率は、以下(1)(2)に対し(3)を加え、当該予定利率は(1)～(3)※のいずれか低い率とすべきである。

※(1)前回計算基準日以降最も低い下限予定利率

(2)老齢給付金の支給開始要件を満たした時の(1)の率

(3)資格喪失時の(1)の率

したがって、確定給付企業年金(一時金)の上限額の計算に係る予定利率の取扱いについ

て、利率の変動への対応の要否を含め検討し、結論を得る。

ヌ 制度変更に伴う確定拠出年金制度への移換相当額の連合会移換【平成 26 年度検討・結論】

確定給付企業年金制度、厚生年金基金制度を変更し、積立金の一部を企業型年金の資産管理機関へ移換する場合、各加入者の移換相当額について、規約で定めることで本人の希望により本人に一時に支払うことは可能であるが、当該額の企業年金連合会への移換について認めるべきである。

したがって、確定給付企業年金制度、厚生年金基金制度を変更し、積立金の一部を企業型年金の資産管理機関へ移換する場合、各加入者の移換相当額について、当該額の企業年金連合会への移換を認めることについて検討し、結論を得る。

ネ 既に企業型年金加入者又は個人型年金加入者である中途脱退者の確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換【平成 26 年度検討・結論】

確定給付企業年金又は厚生年金基金の中途脱退者は、確定拠出年金法第 2 条に規定する企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を取得したときに、確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができることとされている。一方、既に企業型年金加入者又は個人型年金加入者である中途脱退者については、脱退一時金相当額の移換を申し出ることができないが、当該者についても移換を申し出ることを可能とすべきである。

したがって、確定給付企業年金について、脱退一時金相当額を移換することを可能とすべく検討し、結論を得る。

ノ 確定拠出年金運営管理機関の変更届出事項の簡素化【平成 26 年度検討・結論】

確定拠出年金運営管理機関は、登録事項に変更が生じたときは、変更日から 2 週間以内に主務大臣に届け出ることとされている。この中で、法人の場合、役員の氏名・住所に変更が生じた場合には変更届出を行うことが求められているが、事務負担の削減を鑑み、「法人を代表する役員」のみを変更届出の対象とするなど、金融機関の届出事項の簡素化を図るべきである。

したがって、確定拠出年金運営管理機関の変更届出について、運営管理機関の状況を把握する必要性を踏まえつつ、「法人を代表する役員」のみを変更届出の対象とするなど届出事項の簡素化を検討し、結論を得る。

ハ 確定給付企業年金制度での個人単位の権利義務移転・承継での手続簡素化【平成 26 年度検討・結論】

現状の確定給付企業年金法施行令第 49 条第 2 号に定める個人単位の権利義務移転・承継については、発生の都度、認可承認申請を行うこととなる。認可申請には、事業主・労働組合等の同意に加え、基金型での代議員会での議決等の手続が必要となり、更に給付減額が伴う場合は、減額に係る同意も必要となる。

したがって、確定給付企業年金制度での個人単位の権利義務移転・承継での手続について、あらかじめ定めた特定の企業年金制度間での権利義務移転・承継である場合は発生の都度の認可申請は不要とするなど、手続の簡素化について検討し、結論を得る。

ヒ 確定拠出年金における運用商品除外手続の緩和【平成 26 年度検討・結論】

現在、確定拠出年金法第 26 条において、運用の方法を除外する場合、原則として、当該運用の方法を選択している加入者等の全員から同意を取り付けることとされている。しかし、加入者等の全員から同意を取り付けることへの負荷から、運用の方法の除外はほとんど実施

されていない。

したがって、確定拠出年金制度における商品の除外手続において、全員の同意から労働組合等との合意に代えることについて、加入者等の受給権保護の観点から踏まえつつ、検討し結論を得る。

フ 確定拠出年金における承認・申請手続の簡素化【平成 26 年度措置】

企業型年金の規約の変更等に係る手続は、原則として厚生労働大臣へ申請書を提出し、承認を受けなければならない、届出で足りる範囲は限定的となっている。

したがって、確定拠出年金の変更等の手続において、企業型年金を実施する事業主の事務費に係る事項等を軽微な事項とする等、申請を要する範囲の見直しを行い、届出制とする。

ヘ 厚生年金基金から他の企業年金制度への移行促進【措置済み】

厚生年金基金制度の見直しを盛り込んだ「公的年金制度の健全性及び信頼性確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の成立に伴い、一部の健全な基金を除き、厚生年金基金は解散又は他の企業年金制度へ移行することとされた。同法においては、各事業所が上乗せ部分の給付を継続していくための支援策として、各事業所が残余財産を他の企業年金制度等に移行できるよう措置されたが、基金の実施事業所の多くが中小企業であることを考えれば、現行の企業年金制度の設立・運営手続の更なる簡素化及び簡易な手続で設立できる企業年金制度の実現が求められる。

したがって、確定給付企業年金、確定拠出年金における規約の変更に係る手続要件の緩和、受託保証型確定給付企業年金の適用対象の拡大等を行う。

ホ 確定給付企業年金における承認・認可申請手続の簡素化【平成 26 年度措置】

確定給付企業年金の規約の変更等に係る手続は、原則として厚生労働大臣へ申請書を提出し、承認・認可を受けなければならない、届出で足りる範囲は限定的である。

したがって、確定給付年金の変更等の手続において、確定給付企業年金の給付の種類、受給の要件及び額の算定方法並びに給付の方法に関する事項（ただし、労働協約等の変更により確定給付企業年金法第 27 条に規定する加入者資格の喪失の時期が変更になる場合その他の軽微な変更に限り、給付の減額に係る部分を除く。）等を軽微な事項とする等申請を要する範囲の見直しを行い、届出制とする。

マ フェムトセル基地局の電波法関係法令届出の効率化【措置済み】

フェムトセル基地局は、簡易な操作であっても、その操作を携帯電話事業者以外の者が行う場合は、その旨を届け出ることが必要となっている。また、包括免許を受けたフェムトセル基地局において、開設等を実施した際には、開設日・設置場所・製造番号等を 15 日以内に届け出る必要がある。

したがって、事業者の負担を軽減する観点から、各総合通信局等において、フェムトセル基地局開設等届出を随時受けることについて周知・徹底する。

ミ 航空機登録記号の変更【平成 26 年度検討・結論】

航空機登録制度において、航空機登録の変更申請については、登録記号等の変更について法令上の定めがない。

したがって、航空機登録制度における航空機登録記号の変更について、登録記号を使用する安全管理に係る諸業務への支障、財産的権利の保全の観点からの支障等を見極めた上で検討し、結論を得る。

ム 外国人技能実習制度の見直し【措置済み】

技能実習制度は日本で開発され培われた技能・技術・知識の開発途上国等への移転等を目的とした在留資格で、最長３年滞在することが可能である。技能実習期間（１号及び２号、合計３年）が終了し、一定レベル以上の技能を身につけた技能実習生が、より高度な技能もしくは多能工として必要な関連技能を身につけるため、更に２年程度の技能実習を可能とする制度を創設するべきである。

したがって、法務大臣の私的懇談会である「第６次出入国管理政策懇談会」の分科会において、制度適正化のための施策とともに、例えば、優良な受入れ機関については、一定の要件を満たす技能実習生が、従来より一段高い技能等を修得するために、再技能実習を認めることや技能実習期間を延長すること等の施策について、国際協力に資する観点から検討し、平成２６年６月、制度の見直しに関して一定の方向性を出す。

4 農業分野

(1) 規制改革の目的と検討の視点

我が国の農業を取り巻く環境は厳しい状況にあり、農業者の高齢化や次代の後継者問題、受け手を必要とする遊休農地や耕作放棄地の増加など、農業を巡る環境は危機的状況にあると言える。

こうした中にあっても、これらの課題を克服し、競争力ある農業、魅力ある農業を創り、農業の成長産業化を実現するためには、既存農業者や新規参入者、農業団体や企業等の意欲ある主体が、地域や市町村の範囲を超えて精力的な事業展開を図るなど、新しい道を積極果敢に切り開いていく必要がある。

農地中間管理機構の創設を、国民の期待に応える農業改革の第一歩とし、その上で、農業委員会、農地を所有できる法人（農業生産法人）、農業協同組合の在り方等に関して、これら3点の見直しをセットで断行していく。

①農地中間管理機構の創設

農業者の高齢化等の現下の農業をめぐる深刻な環境を踏まえ、農地中間管理機構は、農地を集積・集約し大規模な生産性の高い農業の実現、新規参入等の促進を図る。

②農業委員会等の見直し

農業をめぐる社会経済の構造変化に対応して、農業委員会は、遊休農地対策を含めた農地利用の最適化に重点を置き、これらの業務の積極的な展開を図る。

残された時間的な猶予は少ない中で、農地利用最適化推進委員（仮称）を新設するなど農業委員会の実務的機能の強化を図る。

③農地を所有できる法人（農業生産法人）の見直し

長年にわたり耕作に従事してきた農業者の豊富で有益な経験と新しい世代や異なる地域・業種の知恵・技術・ノウハウとをつなぐ。

さまざまな担い手による協働の中から地域農業の多様な経営・技術の革新と付加価値の拡大を図り、新分野の価値の創出と企業化を推進する。

④農業協同組合の見直し

各農協がおかれた環境は、地域によってさまざまであるため、中央からの共通の指導に基づくのではなく、地域の農協が主役となり、それぞれの独自性を発揮して農業の成長産業化に全力投入できるように、抜本的に見直す。

各農協が、不要なリスクや事務負担を軽減して、経済事業の強化を図るとともに、各農協が、時代の変化に対応し、6次産業化にリーダーシップを発揮し、農業者に最大の利益を還元できるよう経営に精通した者を積極的に登用し、執行体制を整える。

このため、今後5年間を農協改革集中推進期間とし、農協は、重大な危機感をもって、以下の方針に即した自己改革を実行するよう、強く要請する。

政府は、以下の改革が進められる法整備を行うものとする。

(2) 具体的な規制改革項目

①農地中間管理機構の創設【措置済み】

競争力ある農業、魅力ある農業、農業の成長産業化を実現するためには、国、都道府県及び市町村それぞれの権限と責任を明確にし、役割分担を明らかにした上で、関係者が目標と政策課題を共有し、新規参入者を含め地域が一体となり、意欲ある多様な担い手への農地集積と集約化を公平・公正に促進していくことが重要である。

政府においては、こうした基本的考え方に立って、農地を集約し大規模な生産性の高い農業を実現すること、新規参入の促進を図ること等を目指した農地中間管理機構の制度化を図るべきである。

したがって、農地中間管理機構の創設に際しては、以下の諸点を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律を提出する。

- ・ 国、都道府県及び農地中間管理機構の権限と責任の明確化
- ・ 農地中間管理機構の機能にふさわしい体制
- ・ 既存の制度の整理・合理化
- ・ 事業目的に資する農地の借受け
- ・ 貸主に対する財政的措置の在り方
- ・ 農地中間管理機構が貸付先を決定する公正な貸付けルールの明確化
- ・ 農地中間管理機構の職務執行を監視・監督する機関の設置
- ・ 農地中間管理機構の業務の再委託の禁止

②農業委員会等の見直し

ア 選挙・選任方法の見直し【平成 26 年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す】

現在の農業委員については、名誉職となっているのではないか、兼業農家が多いのではないか等の指摘がある。

したがって、農業委員会の使命を的確に果たすことのできる適切な人物が透明なプロセスを経て確実に委員に就任するようにするため、選挙制度を廃止するとともに、議会推薦・団体推薦による選任制度も廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任委員に一元化する。その際、事前に地域からの推薦・公募等を行えることとする。これに伴い、市町村長は、農業委員の過半は認定農業者の中から選任し、また、利害関係がなく公正に判断できる者を必ず入れることとする。

また、機動的な対応を可能とするため、農業委員は現行の半分程度の規模にする。

さらに、女性・青年農業委員を積極的に登用する。

なお、委員にはその職務の的確な遂行を前提としてふさわしい報酬を支払うよう報酬水準の引き上げを検討するものとする。

イ 農業委員会の事務局の強化【平成 26 年度検討・結論、平成 27 年度措置】

現在の平均的な農業委員会事務局職員数は約 5 人であり、その約半数が市町村内部部局との兼任となっており、農業委員会の実務的機能の強化を図る上で、現在の事務局体制では必ずしも十分ではないという指摘がある。

したがって、農業委員会の事務局については、複数の市町村による事務局の共同設置や事務局員の人事サイクルの長期化の実施などにより業務の円滑な実施ができるよう体制を強化する。

ウ 農地利用最適化推進委員の新設【平成 26 年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す】

農業生産・経営の基礎的な資源としての農地は減少傾向にあり、耕作放棄地の増加に歯止めをかけられない状況が続いており、農業委員会の業務の一部である耕作放棄地の調査・改善指導など、農地の監視活動の強化を図るべき等の指摘がある。

したがって、農業委員会の指揮の下で、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など各地域における農地利用の最適化や担い手の育成・発展の

支援を推進する農地利用最適化推進委員（仮称）の設置を法定化する。

なお、農地利用最適化推進委員は、農業委員会が選任することとし、その際事前に地域からの推薦・公募等を行えるようにする。農地利用最適化推進委員は、地域の実情に応じて必要数を選任し、報酬は、市町村ごとに一定のルールの枠内で支給することを検討する。

エ 都道府県農業会議・全国農業会議所制度の見直し【平成 26 年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す】

農業委員会は、自らの置かれた環境に応じ自主的・主体的に責任をもってその業務に取り組むことを基本とすべきである。

したがって、農業委員会の見直しに併せて、都道府県農業会議、全国農業会議所については、農業委員会ネットワークとして、その役割を見直し、農業委員会の連絡・調整、農業委員会の業務の効率化・質の向上に資する事業、農地利用最適化の優良事例の横展開等を行う法人として、都道府県・国が法律上指定する新たな制度に移行する。

オ 情報公開等【平成 26 年度検討・結論、平成 27 年度措置】

農業委員会については、農業委員会と関わるのが少ないことや外部の人間の目に見える活動が少ないことなどから、その活動が見えないという指摘がある。

したがって、農業委員会は、その業務の執行状況を農業者等の関係者に分かりやすくタイムリーに情報発信するものとする。

また、農業委員会は、農地の利用状況調査を毎年、確実にを行い、農地ごとにその利用状況を公表する。

農林水産省及び都道府県農政部局は、農業委員会の業務の執行状況に関する情報公開を行い、農業委員会に対する適切な助言、支援等を行う。

カ 遊休農地対策【平成 26 年度検討・結論、平成 27 年度措置】

耕作放棄地が増加している現状や、今後、域外参入者や農外企業を含め多様な担い手の参入が予想されることを踏まえ、農地の保全について取組を一層強化する必要がある。

したがって、農業委員会は、農地の利用関係の調整、農地中間管理権の取得に関する協議の勧告等の業務を着実に実施するものとするほか、農地中間管理機構が必要に応じて農業委員会に対して利用意向調査の実施を促す仕組みをつくる。

キ 違反転用への対応【平成 26 年度検討・結論、平成 27 年度措置】

都道府県知事等は、違反転用者に対し農地への原状回復を促す指導・勧告や処分を行うものとされているが、違反転用に対する処分等が必ずしも十分に行われていないのではないかと指摘がある。

したがって、優良農地の確保の業務を強化することとし、違反転用事案について、権限を有する都道府県知事又は農林水産大臣に対して農業委員会が権限行使を求めることができる仕組みをつくる。

ク 行政庁への建議等の業務の見直し【平成 26 年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す】

農業委員会は、遊休農地対策や違反転用対策に重点を置き、これらの業務の積極的な展開を図るべきであるという指摘がある。

したがって、農業及び農民に関する事項についての意見公表、行政庁への建議等の業務

は、農業委員会等に関する法律に基づく業務から除外する。

ケ 転用制度の見直し【平成 26 年度検討・結論、平成 27 年度措置】

農地転用制度について、現行の要件が農業の 6 次産業化や営農に必要な施設の設置等に支障となっているとの指摘がある。

したがって、植物工場、販売加工施設など農業の 6 次産業化・成長産業化に資する農地の転用については、より円滑な転用を可能とする観点から見直しを行う。

コ 転用利益の地域の農業への還元【平成 26 年度検討開始】

農地が国民のために限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であることに鑑み、地域における農地の適切な保全を図りつつ、農地流動化を促進する必要がある。

したがって、農地流動化の阻害要因となる転用期待を抑制する観点から、転用利益の地域農業への還元等、公平で実効性のある方策について中長期的に検討を進める。

③農地を所有できる法人の見直し

ア 役員要件・構成員要件の見直し【平成 26 年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す】

農業生産法人の制度は、長年にわたり耕作に従事してきた農業者の豊富で有益な経験と、新しい世代や異なる地域・業種の知恵・技術・ノウハウとをつなぐ観点から、その充実・拡充が検討されるべきである。この点について、現行の農業生産法人の要件については、事業規模拡大に十分に対応できるか、農業者の資金調達手段を狭めていないか、その制度が現場に携わる者にとって簡素で分かりやすいものになっているか等の観点から所要の改善が求められる。

したがって、現行の農業生産法人制度に係る改善を図るため、以下を内容とする農地法の改正案を次期通常国会に提出する。

a 役員要件について、役員又は重要な使用人のうち一人以上が農作業に従事しなければならないものとする。

※ リースの場合における役員の要件についても同様に、役員又は重要な使用人とする見直しを行うものとする。

b 構成員要件について、議決権を有する出資者のうち、2 分の 1 を超える者は農業関係者でなければならない一方で、2 分の 1 未満については制限を設けないものとする。

イ 事業拡大への対応等【原則として「農地中間管理事業に関する法律」の 5 年後見直しに併せて措置】

事業拡大を進める意欲的な法人にとって、農地を所有できる法人（農業生産法人）の要件が成長の壁となっているとの指摘があり、諸般の状況変化に応じて適切に見直しが必要とされていくべきである。

したがって、更なる農業生産法人要件の緩和や農地制度の見直しについては、「農地中間管理事業に関する法律」の 5 年後見直し（法附則に規定）に際して、それまでにリース方式で参入した企業の状況等を踏まえつつ、検討し、結論を得る。

④農業協同組合の見直し

ア 中央会制度から新たな制度への移行【平成 26 年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す】

単協は、自立した経済主体として、適切なリスクを取りながらリターンを大きくしていくこと、生産資材等について全農・経済連と他の調達先を徹底比較して最も有利なところ

から調達して事業運営を行っていくこと等を通じて、それぞれの創意工夫で積極的に事業運営を行うことが期待されている。

こうした中で、単協が全農・経済連を通じて取引をするかどうかは単協の選択に委ねるべきこととされ、各単協の自由な経営を制約しないことが求められている。

また、中央会制度については、昭和 29 年に、危機的狀態に陥った農協経営を再建するための強力な指導権限をもった特別の制度として導入されたものであり、中央会自らは経済活動を行っていないところ、既に農協は約 700（中央会発足時は 1 万超）となっており、J Aバンク法に基づき信用事業については農林中金に指導権限が付与されているなど制定当時から状況は大きく変わっており、各単協の自由な経営を制約しないことが求められている。

今後は、単協が地域の多様な実情に即して主役となって独自性を発揮し、自主的に地域農業の発展に取り組むとともに、中央会が単協の自由な経営を制約しないようその在り方を抜本的に見直す必要がある。こうした中で、中央会は、新たな役割、体制を再定義することが求められる。

したがって、農協改革については、農協を取り巻く環境変化に応じ、農協が農業者の所得向上に向けて経済活動を積極的に行える組織となるよう、的確な改革を進めるため、以下の方向で検討し、次期通常国会に関連法案を提出する。

- ・農協法上の中央会制度は、制度発足時との状況変化を踏まえて、他の法人法制の改正時の経過措置を参考に適切な移行期間を設けた上で現行の制度から自律的な新たな制度に移行する。
- ・新たな制度は、新農政の実現に向け、単協の自立を前提としたものとし、具体的な事業や組織の在り方については、農協系統組織内での検討も踏まえて、関連法案の提出に間に合うよう早期に結論を得る。

イ 全農等の事業・組織の見直し【平成 26 年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す】

農業者の利益増進に資するためには、全国農業協同組合連合会（全農）・経済農業協同組合連合会（経済連）が株式会社化して経済界との連携を迅速に行うとともに、単協の農産物の有利販売を積極的にサポートし、グローバル市場における競争も含めたバリューチェーンの中で大きな付加価値を獲得してることが望まれる。

したがって、全農・経済連が、経済界との連携を連携先と対等の組織体制の下で迅速かつ自由に行えるよう、農協出資の株式会社に転換することを可能とするために必要な法律上の措置を講じる。

その上で、今後の事業戦略と事業の内容・やり方をつめ、独占禁止法の適用除外がなくなることによる問題の有無等を精査し、問題がない場合には株式会社化を前向きに検討するよう促すものとする。

ウ 単協の活性化・健全化の推進【平成 26 年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す】

農業者の組織として活動してきた農協は、時代の変化の中で、農業者でない准組合員の増加、信用事業の拡大など、農協法の制定当時に想定された姿とは大きく異なる形態に変容を遂げてきた。単協が農産物販売等の経済事業に全力投球し、農業者の戦略的な支援を強化するために、単協の活性化・健全な運営を推進する必要がある。

したがって、単協の経済事業の機能強化と役割・責任の最適化を図る観点から、単協はその行う信用事業に関して、不要なリスクや事務負担の軽減を図るため、J Aバンク

法に規定されている方式（農林中央金庫（農林中金）又は信用農業協同組合連合会（信連）に信用事業を譲渡し、単協に農林中金又は信連の支店を置くか、又は単協が代理店として報酬を得て金融サービスを提供する方式）の活用の推進を図る。

あわせて、農林中金・信連は、単協から農林中金・信連へ事業譲渡を行う単協に農林中金・信連の支店・代理店を設置する場合の事業のやり方及び単協に支払う手数料等の水準を早急に示すことを促す。

全国共済農業協同組合連合会（全共連）は、単協の共済事業の事務負担を軽減する事業方式を提供し、その方法の活用の推進を図る。

また、単協が、自立した経済主体として、経済界とも適切に連携しつつ積極的な経済活動を行って、利益を上げ、組合員への還元と将来への投資に充てていくべきことを明確化するための法律上の措置を講じる。

さらに、単協が農産物販売等の経済事業に全力投球し、農業者の戦略的な支援を強化するために、下記を含む単協の活性化を図る取組を促す。

- ・単協は、農産物の有利販売に資するための買取販売を数値目標を定めて段階的に拡大する。
- ・生産資材については、全農等と他の調達先を徹底比較して、最も有利なところから調達する。

エ 理事会の見直し【平成 26 年度検討・結論】

農協法では、単協において、定数の 3 分の 1 までは正組合員以外の者を理事に選任することが可能であるが、実際には、正組合員が多くを占めており、必ずしも担い手農家の意思が十分に反映されず、経営ノウハウの活用能力も不十分であるとの指摘がある。例えば、製造業、流通業の生産管理、購買管理、グローバル担当、営業、知財管理、経営管理等の役員経験者で地域になじみや所縁のある者を積極的に登用し、農協の体制強化を図り、攻めの農業の新時代に対応することが求められる。

したがって、農業者のニーズへの対応、経営ノウハウの活用及びメンバーの多様性の確保を図るため、理事の過半は、認定農業者及び農産物販売や経営のプロとする。

併せて次世代へのバトンタッチを容易にするために、理事への若い世代や女性の登用にも戦略的に取り組み、理事の多様性確保へ大きく舵を切るようにする。

オ 組織形態の弾力化【平成 26 年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す。ただし、農林中金・信連・全共連は平成 26 年度検討開始】

組合員や地域住民のニーズが変化する中、農協がこれらのニーズに応えるためには、必ずしも現在の規模・形態を維持するのではなく、組織の分割や再編、株式会社等、他の形態に転換して事業を行う方がより組合員の利益に資する場合も存在するとの指摘がある。

したがって、単協・連合会組織の分割・再編や株式会社、生協、社会医療法人、社団法人等への転換ができるようにするための必要な法律上の措置を講じる。

なお、農林中金・信連・全共連は、経済界・他業態金融機関との連携を容易にする観点から、金融行政との調整を経た上で、農協出資の株式会社（株式は譲渡制限をかけるなどの工夫が必要）に転換することを可能とする方向で検討する。

カ 組合員の在り方【平成 26 年度検討開始】

農協は農業者の組織として活動してきたが、時代の変化の中で、農業者でない准組合員の人数が正組合員の人数を上回り、信用事業が拡大するなど、農協法制定時に想定さ

れた姿とは大きく変容しているとの指摘がある。

したがって、農協の農業者の協同組織としての性格を損なわないようにするため、准組合員の事業利用について、正組合員の事業利用との関係で一定のルールを導入する方向で検討する。

キ 他団体とのイコールフッティング【平成 26 年度検討・結論】

従来から農協が行政の代行的業務を担うケースが存在するが、民間組織である農協の在り方として問題ではないかという指摘がある。

したがって、農林水産省は、農協と地域に存在する他の農業者団体を対等に扱うとともに、農協を安易に行政のツールとして使わないことを徹底し、行政代行を依頼するときは、公正なルールを明示し、相当の手数料を支払って行うものとする。

5 貿易・投資等分野

(1) 規制改革の目的と検討の視点

世界の市場は新興国を中心に急速に拡大しており、この成長市場の獲得に向けて、世界各国が激しい競争を繰り広げている。こうした中、積極的に世界市場に展開を図っていくとともに、対内直接投資の拡大等を通じて世界のヒト・モノ・カネを日本国内に惹きつけ、世界の経済成長を取り込んでいくことは、我が国の経済成長を実現する上で必要不可欠である。

貿易・投資等分野においては、こうした国益に資する観点から、輸出入や対内外直接投資を促進するための諸課題について検討を行った。具体的には、①対日投資促進、②空港規制の緩和、③外国法事務弁護士制度の見直し、④相互認証の推進、⑤輸出入の円滑化・通関手続の合理化、⑥入管政策の改定、⑦国内外投資増加に向けた金融関連規制の見直し、⑧貿易に係る物流の効率化、の8つの検討項目を設定し、これらについて以下のとおり個別具体的な規制改革項目を取りまとめた。

①対日投資促進

対日投資の拡大は、技術や経営ノウハウ、人材などの流入により、我が国の生産性の向上や雇用の創出に貢献するなどの効果があり、日本の経済成長実現のためには不可欠である。こうした観点から、対日投資の阻害要因となり得る規制や制度を見直す。

具体的には、日本に住所を有しない外国人のみが代表者となって、日本において外国企業の子会社等を設立することができるよう、会社関係法制や関連通知を見直す。同時に、日本に新会社等を設立する意思のある外国人について、登記事項証明書がなくても入国できるようにする。

また、対日投資に伴う人材の受入れを促進する観点から、在留資格認定証明書の申請手続を柔軟化する。

さらに、社会保険料の二重負担が外国人の離日の契機となるとの指摘もあることから、二国間の社会保障協定の締結に向けた取組を推進する。

②空港規制の緩和

ヒトやモノの国際的な移動を円滑化するためには、空港の利便性の向上が不可欠である。

こうした観点から、東京国際空港における発着回数の上限値を増加させると同時に発着回数の柔軟化を導入する。また、首都圏空港の更なる機能強化に向けて、具体的な方策の検討を進める。

③外国法事務弁護士制度の見直し

今後、輸出入や対内外直接投資の増加に伴い、国際的な法的需要も増加が見込まれる。これに適切に対応するため、外国法事務弁護士がこうした需要に的確に対応して活動することができるよう、その制度的基盤を整備する。

具体的には、外国法事務弁護士制度について、承認についての職務経験要件の基準等に係る検討会の設置、外国法事務弁護士法人の設立のための環境整備などの取組を行う。

④相互認証の推進

輸出入の円滑化、諸外国とのイコールフットィング等を踏まえると、各種の規制等ができるだけ国際的に調和のとれたものとなることが望ましい。こうした観点から、国際基準の動向を踏まえ、我が国での安全性等に配慮しつつ、各国・地域との相互認証を推進する。

具体的には、まず多国間協議等で国際基準が検討されている分野においては、日本政府としてこうした多国間協議等に積極的に参加し、国際的な調和の推進を図る（例えば医療機器

における IMDRF（国際医療機器規制当局フォーラム）、動物用医薬品における VICH（動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際協力会議）。また、国際基準が決まったものについては、速やかな国内導入に向けて検討する（例えば自動車の燃費・排ガスの測定に係る WLTP（乗用車等の国際調和排出ガス・燃費試験法））。

さらに、日本の規制が諸外国に比べ厳しい場合は、諸外国の例を参考に、必要な見直しを行っていく（例えば家庭用品の品質に係る表示内容、食用動物に用いられるワクチンの使用制限期間の設定）。

⑤輸出入の円滑化、通関手続の合理化

輸出入を促進するためには、適正かつ公平な関税等の徴収や安全・安心な社会の実現に配慮しつつ、事業者の負担をできるだけ軽減することが望まれる。こうした観点から、通関手続を合理化・簡素化するための取組を推進する。

具体的には、輸出入業者の手続の簡素化につながる取組（例えば化粧品輸入時の添付書類の不要化・簡素化、輸出入通関書類に係るペーパーレス化の促進）や、輸出促進に資する取組（例えば輸出申告内容の船積後修正の簡素化、EPA における自己証明制度の導入拡大）などを行う。

⑥入管政策の改定

グローバル化が進行する中で、我が国の経済活力と潜在成長力を高めるためには、急速に成長するアジアをはじめとする世界の観光需要を取り込むことにより訪日外国人観光客の受入れを推進すること、高度な技術や経営ノウハウを持つ高度外国人材を活用すること、が不可欠である。こうした観点を踏まえ、入管政策の見直しを行う。

具体的には、訪日外国人観光客の受入れ推進の面では、訪日外国人観光客に対する査証発給要件の緩和・見直し、寄港地上陸許可手続の運用改善、トランジット・ビザ発給方法の見直し、クルーズ船入港時の入国審査手続の見直しなどの取組を行う。

一方、高度外国人材の活用の観点からは、高度人材の永住に関する優遇措置の緩和、また、『総合職』に適した在留資格の創設などの取組を行う。

⑦国内外投資増加に向けた金融関連規制の見直し

国内外への投資を増加させるため、金融機関のリスク管理体制及び法令遵守体制に配慮しつつ、国内金融機関の海外業務や国内企業の対外投資、海外からの対内直接投資を後押しするよう金融関連規制の見直しを行う。

具体的には、イスラム金融の銀行本体への解禁、スワップ契約の独立行政法人日本貿易保険の付保対象への追加、海外の証券会社による募集・売出しのための引受に係る対内直接投資の事前届出手続の緩和、保険会社による外国会社買収時における子会社業務範囲規制の特例の拡大といった取組を行う。

⑧貿易に係る物流の効率化

貿易に係る陸運及び海運について、ユーザーの利便性を高められるよう、安全性の確保に配慮しつつ物流の効率化を図るべく関連規制を見直す。

具体的には、コンテナ輸送における国際貨物・国内貨物の通行許可基準を統一し、国内貨物が競争上不利とならないような措置を講ずる。

（２）具体的な規制改革項目

①対日投資促進

ア 日本に住所を有しない外国人が外国企業の子会社等を設立する際の法人登記等に関する規制の見直し

外国企業が日本において外国企業の支店（外国会社）や子会社（内国会社）を設立する際、日本に住所を有しない外国人だけでは設立（法人登記）ができない、法人登記が無いと在留資格がとれないという問題があり、新会社設立の意欲を持つ外国人にとって大きな障害となっているとの指摘がある。

したがって、外国人による起業環境の改善や対日直接投資促進の観点から、以下の取組を行い、こうした障害の除去を図る必要がある。

a 外国会社の登記に関する規制の見直し【平成 26 年度検討・結論】

外国会社が日本において取引を継続しようとする時には、日本における代表者の 1 人以上は日本に住所を有する者でなければならないとされている（会社法 817 条第 1 項）。

これに関し、日本における代表者の中に日本に住所を有する者がいない時点でも外国会社（支店）の登記を可能とすることについて、諸外国の制度に関する調査の結果等を踏まえ検討し、結論を得る。

b 内国会社の日本における代表者の住所要件の撤廃【平成 26 年検討・結論】

外国企業の子会社を設立する時には、子会社の会社代表者のうち少なくとも 1 名は、日本に住所を有する者でなければならないとされている（「内国株式会社の代表取締役の住所について」（昭和 59 年 9 月 26 民四第 4974 民事局第四課長回答））。

これに関し、代表者の中に日本に住所を有する者がいない場合でも内国会社の設立の登記を可能とすることについて、「内国株式会社の代表取締役の住所について」（昭和 59 年 9 月 26 日民四第 4974 民事局第四課長回答）を廃止した場合の影響を含めて検討し、結論を得る。

c 在留資格取得要件の緩和【平成 26 年度検討・結論、結論を得次第措置】

外国人が外国企業の支店や子会社の代表となるために、在留資格「投資・経営」又は「企業内転勤」を取得しようとする、原則、日本の子会社等の登記事項証明書が必要となる。このため、新会社等の設立の場合は、登記事項証明書を取得できず、当該在留資格が得られない。

これに関し、新会社等を設立する準備を行う意思があることや新会社の設立がほぼ確実に見込まれることが提出書類から確認できた外国人については、登記事項証明書の提出が無くとも入国を認めることについて検討し、結論を得る。

イ 在留資格認定証明書の申請手続の柔軟化【平成 26 年度検討・結論】

在留資格認定証明書制度は、入国審査手続の簡易・迅速化と効率化を図るためにあらかじめ上陸条件への適合性を審査するものであるが、弁護士等がその申請書類を取り次ぐ際には、申請者たる外国人本人又は代理人が本邦にあることが必要とされている。このため、日本に代理人を持たない外国人が当該申請をする際、「本邦にある外国人」であることを満たすためだけに日本に出張しなければならない、不便であるとの指摘がある。

したがって、在留資格認定証明書制度における代理人について、人定事項の確認、申請意思の確認、事実関係の確認を担保しうるような形で、その範囲を適切に拡大することを検討し、結論を得る。

ウ 外国人労働者の配偶者に係る資格外就労許可の周知【平成 26 年措置】

「家族滞在」の在留資格で入国している外国人労働者の配偶者は、地方入国管理局による資格外活動許可を得て、週 28 時間までは風俗営業等の従事を除き就労することができる(包括的許可)。また、事業所や業務内容など個別の許可を受ければ、これを超える就労も可能である。しかしながら、こうした資格外活動許可の仕組みが十分に周知されていないとの指摘がある。

したがって、「家族滞在」の在留資格で滞在している外国人配偶者であっても、地方入国管理局による資格外活動許可(包括許可)を受ければ、週 28 時間までは風俗営業等の従事を除き就労できること、及び個別許可を取ればこれを超える就労も可能であることを、国内外に周知する。

エ 社会保障協定の締結に向けた取組の推進【平成 26 年度以降継続実施】

日本での滞在期間が老齢年金の受給資格期間(現行 25 年)に満たない外国人については、帰国時に脱退一時金を受け取ることができるが、その上限は 36 か月分までに限定されており、保険料の掛け捨て問題、ひいては 3 年での離日を考える一つの契機となっているとの指摘がある。一方、両国間で社会保障協定を締結している場合、両国間の年金制度への加入期間を通算して、受給資格期間以上であれば、それぞれの国の制度への加入期間に応じた年金がそれぞれの国の制度から受けられることとなるため、締結に向けた取組の推進が望まれている。

したがって、日本での滞在期間の短い外国人について、日本滞在期間中の年金保険料の支払いがより老齢年金の受給に結びつくよう、社会保障協定の締結に向けた取組を一層推進する。

②空港規制の緩和

ア 東京国際空港の発着枠の拡大【措置済み】

東京国際空港の発着枠には、1 時間あたり、1 クォーター(15 分)あたり、5 分間あたり等の規制値が設けられている。これらは管制処理能力を踏まえて定められたものであり、定時運行に寄与しているものであるが、一方、スライディングスケール(発着回数の組合せの柔軟な設定)の導入・深化等により規制値を部分的に緩和できる余地が残されているのではないかと指摘もある。

したがって、平成 26 年 3 月末からの 2014 年夏期スケジュールにおいて、昼間時間帯の 1 時間当たりの発着回数の上限值を出発・到着それぞれ 40 回に増加させ、同時に、需要に大きな偏りのある国際線が増加することから、発着回数の柔軟化(スライディングスケールの導入)を行う。

イ 首都圏空港の更なる機能強化【平成 25 年度検討開始、関係者の合意が得られたものから順次措置】

アジア太平洋地域の経済成長を背景とした航空需要の増加を踏まえ、東京国際空港及び成田国際空港の機能強化を図る取組はこれまでも行われてきたところである。また、観光立国推進会議等により、観光立国の加速に向けた取組が進められているところでもあるが、規制改革に係る産業界からの要請も踏まえ、首都圏空港の更なる機能強化に向けた検討を進める必要がある。

したがって、平成 26 年度中に実現する年間合計発着枠 75 万回化達成以降の首都圏空港の更なる機能強化に向けて、具体的な方策の検討を進める。

③外国法事務弁護士制度の見直し

ア 外国法事務弁護士制度に係る検討会の設置【平成 26 年度措置】

外国法事務弁護士制度に関しては、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法により昭和 61 年から制度化され、法施行以来 5 度の改正が行われてきた。同法第 10 条に規定する「法務大臣の承認の基準」については、法施行以来 2 度の要件緩和が図られており、現行要件では、資格取得国における 3 年の職務経験（うち、我が国で行った労務提供は通算して 1 年を限度として算入可能）が必要となっている。また、同法において、上記要件の他、外国法事務弁護士の職務範囲、責任制度及び共同事業等が規定されている。

職務経験の年数要件については、更なる緩和を求める指摘がある一方、外国法事務弁護士の質的確保の観点及び主要諸外国の状況を踏まえ、年数要件の廃止等については慎重な意見もある。

これについて、増加する国際的な法的需要等を踏まえ、外国法事務弁護士制度に関し、諸外国の制度の状況を勘案しつつ、承認についての職務経験要件の基準等について、外国法事務弁護士の参画を得て、外国法事務弁護士制度に係る検討会（仮称）を設置する。

イ 外国法事務弁護士の承認・登録手続の透明化【平成 26 年検討開始】

法務大臣の承認により外国法事務弁護士となる資格を有する者が、外国法事務弁護士となるには、日本弁護士連合会の登録を受けなければならない。法務大臣の承認に当たって、法務省はその承認手続の手順及び標準処理期間について定めた「承認・指定申請の手引き」をホームページにおいて公開し、透明性の確保を図っている。このことから、日本弁護士連合会においても同様な手法により、登録に当たっての手続の手順及び標準処理期間について透明化等を図り、申請者の利便性を向上すべきとの指摘がある。

したがって、外国法事務弁護士登録手続の手順及び標準処理期間の透明化並びに申請者の利便性向上について、必要に応じ申請者側の意見を聴取しつつ、法務省と日本弁護士連合会が協議を行う場を設け、検討する。

ウ 外国法事務弁護士の承認・登録手続の簡素化【平成 26 年検討開始】

外国法事務弁護士の承認・登録申請の手続について、これまで法務省及び日本弁護士連合会は申請書類の簡素化等を図ってきた。一方で、申請者側からは依然として承認・登録手続に当たって、長期間を要することや過度な書類の提出を求められるといった指摘がある。

したがって、外国法事務弁護士の承認・登録に係る手続の簡素化・迅速化について、申請者側の意見を聴取しつつ、法務省と日本弁護士連合会が協議を行う場を設け、検討する。

エ 外国法事務弁護士法人の設立のための環境整備【平成 26 年上期措置】

弁護士は法人組織（弁護士法人）によって法律事務を提供することが可能であるが、外国法事務弁護士は法人組織によって法律事務を提供することは認められていない。増加する国際的な法的需要等を踏まえ、外国法事務弁護士の活動環境の充実を図っていくため、その制度的基盤を見直す必要がある。

したがって、外国法事務弁護士が法律事務を提供することができる法人組織（外国法事務弁護士法人）の設立を可能とするよう所要の措置を講ずる。

④相互認証の推進

ア 医療機器審査基準の国際整合化

医療機器の QMS に係る「医療機器及び対外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令」が国際標準である ISO13485 の内容を包括しているかが不明なため、日本のメーカーが海外に輸出する際に日本の QMS 認証を取得しているにもかかわらず、改めて

ISO13485 の認証を取得する必要がある、負荷となっているとの指摘がある。
したがって、以下の取組を行う。

a QMS 省令の ISO13485 への対応【平成 26 年措置】

「医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令」の改正（新 QMS 省令）に際し、ISO13485 に対応した内容とし、差分を明確にした構成とする。

b QMS 省令と ISO13485 との関係性の明確化【平成 26 年度措置】

「医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令」の改正（新 QMS 省令）に際し、新 QMS 省令第 2 章が ISO13485 に相当するものであることを明示する文書を和文及び英文で作成し、周知する。

c 国際的調和の推進【平成 26 年度検討開始、結論を得たものから順次措置】

医療機器の輸出入を促進するため、引き続き、欧米を含む多国間協議の場である IMDRF（国際医療機器規制当局フォーラム）等を通じて協議を行い、国際的な調和の更なる推進に取り組む。

d 輸入事業者の負担軽減【平成 26 年度検討・結論・措置】

海外諸国において ISO13485 の認証を取得している事業者に対する調査については、調査権者の判断により、事業者が ISO 取得の際に用いた資料等を参考にできるようにする方策について検討し、結論を得る。

イ 電動車用非接触充電システムを含むワイヤレス電力伝送システムの関連法規の整備及び国際規格との整合【平成 26 年度検討・結論・措置】

電動車用非接触充電システムを含むワイヤレス電力伝送システムを設置する際、出力 50W を超える場合には、漏えい電波による他の無線機との混信を避ける等の観点から個別許可が必要とされており、今後のシステム普及に当たっての大きな支障になるとの指摘がある。

また、当該システムに関する法規制等の制度が未整備であり、欧米等における基準の検討を踏まえつつ、国際的に整合のとれた基準作りが課題である。

したがって、平成 27 年のワイヤレス電力伝送システムの実用化に向け、他の無線機器との共用条件や電波防護指針への適合性等の検証を踏まえ、型式確認の導入等の手続の簡素化を検討し、結論を得る。

その際、欧米等における基準の検討の動きと整合性を図るよう努める。

ウ 動物用医薬品の製品承認申請制度の合理化

a 国際慣行との整合化【平成 26 年度以降継続実施】

日本は VICH（動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際協力会議）のメンバー国であるが、動物用医薬品の審査に当たり日本に独特な要求事項が残存している。とりわけバイオテクノロジーに基づく革新的な動物用医薬品についての日本の規制要件は厳しく、欧州で容易に利用できる製品が日本では往々にして利用できない。このため動物用医薬品の製品承認申請制度について、国際慣行（VICH ガイドラインの適用など）との整合化を進めるべきとの指摘がある。

したがって、引き続き、VICH（動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際協力会議）のメンバー国として全 VICH ガイドラインの新規作成や改正に積極的に参加し、作成されたガイドラインを国内の関係法令に反映させていく。

ｂ 関係省庁の連携による国内承認審査の短縮化【平成 26 年度継続検討、結論を得次第順次措置】

動物用医薬品の承認審査においては、食品安全委員会による食品健康影響評価、農林水産省による動物用医薬品の承認、厚生労働省による当該医薬品成分の残留基準の設定を各々行なうなど、関係 3 府省が個別に関与しており、承認申請に時間を要している上に、承認時期に関する予見可能性が低いとの指摘がある。

したがって、動物用医薬品の承認審査について、3 府省（内閣府、厚生労働省、農林水産省）の連携を一層密にし、可能な限り各府省における手続を並行して進めるなど、審査期間を短縮する方策について具体的な検討を進める。

エ 自動車の燃費、排ガスの試験方法の見直し【平成 26 年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

自動車の燃費や排ガスの試験方法は、各国や地域が独自に設定しており国際的に整合性のとれたものとなっていないため、国・地域毎に異なる方法で試験する必要がある。

これを踏まえ、日本の議論主導のもと、平成 26 年 3 月の第 162 回国連自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において「乗用車等の国際調和排出ガス・燃費試験法（WLTP※）」の世界統一技術規則が採択されたところであり、WLTP の速やかな国内導入が望まれる。

したがって、「乗用車等の国際調和排出ガス・燃費試験法（WLTP）」の速やかな国内導入について中央環境審議会等で検討し、結論を得次第導入する。

※WLTP: Worldwide harmonized Light vehicles Test Procedures. WLTP により、一度の試験で複数の国・地域での認証に必要なデータが取得可能となる。

オ 米国、欧州等との航空安全に関する相互承認の推進【平成 26 年度以降継続実施】

航空機の安全性の証明や航空従事者の技能証明等については、航空安全に関する相互承認協定（BASA）を締結することで、我が国との同等性が確認された部分については改めて審査することなく外国の証明を受け入れることが可能となる。しかし現時点では、米国等との間で、航空機材に係る相互承認協定を締結しているのみである。

したがって、米国等との間で、既に締結済みの航空機材以外の分野（乗員資格、整備施設、シミュレーター等）において、相互承認の協議を推進する。また、欧州との間で、相互承認の新規締結に向けた協議を推進する。

カ 電気用品安全法に基づく情報通信機器の技術基準の国際標準との整合化加速

電気用品安全法に基づく情報通信機器の技術基準（J 規格）は、国際標準である IEC 規格と整合性をとることとされているが、一部の品目は最新の IEC 規格に整合されていない（例えば AC アダプタに関する J60950-1（H22））。このために、国内外での販売を予定している製品の設計に当たって苦慮することがあるとの指摘がある。

したがって、以下の取組を行う。

ａ J 規格の最新の IEC 規格への整合化【措置済み】

情報通信機器の J 規格のうち、AC アダプタに関する J60950-1（H22）を含め、最新の国際標準である IEC 規格との整合が図られていないものについて、産業構造審議会製品安全小委員会電気用品整合規格検討ワーキンググループでの議論、パブリックコメント等を踏まえ、IEC 規格に整合させる。

ｂ J規格と最新の IEC 規格の迅速な整合化の推進【平成 26 年以降継続実施】

今後 IEC 規格の改定があった場合、産業構造審議会製品安全小委員会電気用品整合規格検討ワーキンググループを活用し、当該 IEC 規格に整合した JIS 等の公的規格を速やかに電気用品安全法に基づく技術基準（J 規格）に反映させる。

キ 輸入食品等を対象とする検疫時の自主検査頻度の見直し【平成 26 年度検討・結論、平成 27 年度措置】

輸入食品の検疫について、「輸入食品監視指導計画」に基づき、輸入を行う営業者は定期的な自主検査の実施が指導されている。厚生労働省の内規によると定期的とは、原則年 1 回とする運用がなされており、自主検査が輸入を行う営業者にとって過大な負担を伴っているとの指摘がある。

したがって、輸入食品監視指導計画に基づく、輸入食品等の自主検査の実施頻度については、過去の実績等を参考に違反事例が認められず、製造施設の衛生管理状況が保たれている等の食品は自主検査の頻度を緩和し、また、違反が認められる等の食品については指導強化を行うなど、リスクベースでの適切な自主検査の頻度について検討し、結論を得る。

ク 18GHz 帯送信空中線の開口径の規制見直し【平成 26 年度検討・結論、結論を得次第措置】

日本の無線設備規則においては、18GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局等の無線設備の技術的条件として、送信空中線の開口径が 1.2m 以下と制限されている。このため、これよりも大きな開口径を持ちコストが安く済む海外の送信空中線の輸入ができず、また日本製品の輸出についても国際競争において不利な立場に置かれている。

したがって、18GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局等の無線設備の技術的条件のうち、送信空中線の開口径の規制見直しについて検討し、結論を得る。

ケ 特定機械器具の輸入における検査・検定機関の拡大

ａ 防爆構造電気機械器具【労働安全衛生法の一部を改正する法律案の施行までに措置】

防爆構造電気機械器具を輸入する際に、指定外国検査機関が発行する、当該器具が電気機械器具防爆構造規格に適合していることを明らかにする書面を添付することで、国内での実機による試験を省略することができる。

しかしながら、そのような場合であっても、日本の登録検定機関による型式についての検定は必要とされており、相応の期間を要し、設備新設・改造などの大きな妨げとなっているとの指摘がある。

したがって、外国に立地する機関が、防爆構造電気機械器具等の型式についての検定を行うことができるようにするために、外国に立地する機関についても登録検査・検定機関として登録を受けることができるよう、労働安全衛生法の一部を改正する法律案が成立した場合には、所要の措置を講ずる。

ｂ 第一種圧力容器【労働安全衛生法の一部を改正する法律案の施行までに措置】

第一種圧力容器を輸入する際に、指定外国検査機関が発行する、当該容器が圧力容器構造規格に適合していることを明らかにする書面を添付することで、国内での実機による試験を省略することができる。

しかしながら、そのような場合であっても、日本の登録検査機関による検査は必要とされており、相応の期間を要しているとの指摘がある。

なお、製造者は外国において日本の登録検査機関の検査を受けることができ、その場合には日本に輸入する際に検査は不要となるが、日本の登録検査機関が外国に赴いて検

査を実施する必要がある。

したがって、外国に立地する機関が、第一種圧力容器等の検査を行うことができるようにするために、外国に立地する機関についても登録検査・検定機関として登録を受けることができるよう、労働安全衛生法の一部を改正する法律案が成立した場合には、所要の措置を講ずる。

コ 動物用ワクチン製造におけるシードロットシステムの対象拡大【平成 26 年度継続検討、平成 27 年度を目処に結論、結論を得次第措置】

製造されるワクチンの品質を一定水準に保つための製造体系であるシードロットシステム（※）について、平成 20 年より動物用ワクチンに導入されているところである。

しかし、組換ワクチンは現状ではシードロットシステムの対象となっておらず、当該対象に含めるべきとの指摘がある。

したがって、組換ワクチンへのシードロットシステムの導入のため、品質を確保するための検査方法等の検討を進め、その結果を踏まえて、関係法令に反映させていく。

（※）ワクチン製造工程の上流段階（製造用ワクチン株及び細胞株）での規格や品質検査等を厳格化することにより製品の品質向上及び安定化を図ることで、下流段階（最終製品）での品質検査を合理化する仕組み。これに基づいて製造されたワクチンは、輸入品も含め個別の検定が原則不要となる。

サ 食用動物に用いるワクチンの使用制限期間の見直し【平成 26 年度検討・結論・措置】

食品としての安全性を確保する等の観点から、食用動物にワクチンを用いた場合には、ワクチン接種後に出荷が制限される期間（使用制限期間）が設けられている。しかし、日本の使用制限期間は欧米に比べて大幅に長く設定されているために、革新的で有用なワクチンの使用の妨げになっているとの指摘がある。

したがって、食用動物に用いられるワクチンについて、欧米における使用制限期間の設定の考え方も参考に、使用制限期間の設定を見直す。

シ 家庭用品品質表示の国際整合化

家庭用品に関しては、その品質の表示の適正化を図ることによって、一般消費者の利益を保護するため、繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具及び雑貨工業品の 4 部門のうち対象となる 90 品目を政令で指定し、品質表示の方法等について定めがある。

一方で、表示義務がある品目や表示内容は、昨今の製品の多様化・高度化・複雑化や、国内企業・外国企業のグローバル化、一般消費者の品質表示に対する意識の向上などの諸環境の変化を踏まえた適正な制度になっていないとの指摘がある。

したがって、以下の取組を行う。

a 指定品目の見直し【平成 26 年度検討・結論、結論を得次第措置】

政令で指定する品質表示義務がある品目について、社会の変化に柔軟かつ迅速に対応する観点から、品目の指定の在り方を検討し、結論を得る。

b 表示内容の見直し【平成 26 年度検討開始、平成 26 年度以降平成 28 年度までに順次結論、結論を得次第順次措置】

各品目の表示義務を、事業者の自主性を発揮させるとともに、消費者にとって正しく分かりやすい表示方法にする観点から、消費者が理解可能な必要最低限の表示内容とする。

ｃ 表示・試験方法の見直し、海外への情報発信【平成 26 年度検討開始、平成 26 年度以降結論を得次第順次措置】

消費者の利益の擁護及び増進の観点の基本としつつ、事業者のグローバル展開の促進を一層図るため、諸外国における表示制度を参考として表示方法や試験方法を見直すとともに、家庭用品品質表示法（下位規範を含む。）を英文化する。

ス 家庭用品品質表示の実効性確保【平成 26 年度措置（平成 27 年度以降継続実施）】

家庭用品品質表示法に違反した表示がなされている場合は、罰則の措置等が定められ、業者に対して適正な表示を求めている。一方で、自治体が行う立入検査等にばらつきがあることなどで、市場には法を順守していない製品が流通しているとの指摘がある。

したがって、立入検査の実効性を高め、消費者保護の向上を図る観点から、全国の地方公共団体の立入検査の実態を把握し、執行実績が少ない地方公共団体に対し、執行上のアドバイスなどの支援を行うとともに、そのフォローアップを行う。

⑤輸出入の円滑化、通関手続の合理化

ア 新 KS/RA 制度に係る事業者負担の軽減【平成 26 年度検討開始】

平成 24 年 12 月より、米国の要求に基づき、米国向け旅客便に搭載される航空貨物について、安全性を担保するために、米国と同等以上の航空保安体制で爆発物検査を実施することのできる新 KS/RA 制度が導入された。さらに平成 26 年 4 月より、同制度の対象が、全世界向けの旅客便に搭載される航空貨物に適用拡大されたところ。

荷主及び物流事業者等からは、新 KS/RA 制度の要件（米国と同等以上の保安体制により航空貨物の爆発物検査を行う要件）が厳しすぎるとの指摘がある。

本制度は米国の要求により導入されたものであり、制度の見直しに当たっては米国保安当局との調整が必要となるが、荷主及び物流事業者の負担軽減を図るべく、適宜、主要な荷主や物流事業者等との意見交換を実施しながら、セキュリティの確保に十分配慮をした上で、効率的な検査制度を構築することについて検討する。

イ 輸出申告内容の船積後修正の簡素化【措置済み】

輸出許可後の数量等の申告内容の修正手続について、船積情報登録又は出港予定年月日までに修正する場合にはシステム（NACCS）を使用して行うことができるのに対し、それ以降に修正する場合には所管税関に書類を持参しなければならないなど、対応負担が重いとの指摘がある。

したがって、輸出者が船積後に数量等の申告内容を NACCS で修正を行うことを可能とするよう措置を行う。

ウ 化粧品輸入時の手続の簡素化

ａ 「輸入変更届」の添付資料の廃止【平成 26 年措置】

化粧品を輸入する場合、「化粧品製造販売業（製造業）許可」（都道府県知事宛て）の申請、「化粧品製造販売届書」（都道府県知事宛て）の届出、「化粧品外国製造販売業者（製造業者）届書」（PMDA 宛て）及び「製造販売用化粧品輸入届書」（地方厚生局宛て）の提出が必須とされている。

5 年ごとの「化粧品製造販売業（製造業）許可」の更新による「輸入変更届書」提出時に、既に提出している「輸入届」全量の写し、「製造販売業許可書」の写し等の添付が求められ、事業者の過度の負担になっているとの指摘がある。

したがって、医薬品等輸出入手続オンラインシステムの導入に合わせ、「化粧品製造販売業（製造業）許可」の5年ごとの更新に際して必要とされる「輸入変更届」の届出を行う際、届出済の「輸入届」の写し等の添付を不要とする。

b 「輸入届」の届出手続に係る添付資料の簡素化【平成 26 年検討・結論・措置】

製造販売用化粧品輸入届書の地方厚生局への届出時に「製造販売業（製造業）許可証」、「化粧品製造販売届書」、「化粧品外国製造販売業者（製造業者）届書」の写しの添付が求められているが、これら添付資料は、厚生労働省の医薬品等申請・審査システムに情報が蓄積されているにもかかわらず、化粧品輸入届書の届出時にも再度写しの添付が求められ、事業者の過度の負担になっているとの指摘がある。

したがって、化粧品輸入に係る製造販売用化粧品輸入届書の届出時における書類（製造販売業（製造業）許可証、化粧品製造販売届書、化粧品外国製造販売業者（製造業者）届書）の添付について、その写しの一部の添付を不要とするなど、事業者の負担を軽減する方策について検討し、結論を得る。

c 輸入事業者の事務処理負担の軽減【平成 26 年検討・結論・措置】

化粧品の輸入事業者は、都道府県に提出済みの「化粧品製造販売届書」と重複した内容を、「製造販売用化粧品輸入届書」で地方厚生局にも二重に届け出なければならないため、国内製造会社と比べて事務処理負担が重いとの指摘があり、事務処理の負担軽減が求められている。

したがって、化粧品輸入事業者の事務処理負担を軽減する方策について検討し、結論を得る。

エ 輸入貨物の部分品の返送に当たり個別の輸出許可が不要となる範囲の明確化【平成 26 年度検討・結論・措置】

大量破壊兵器等の開発等に使用されるおそれがある貨物等を輸出しようとする場合には事前に許可が必要だが、「輸入された貨物の種類、品質（故障を含む）、数量等が契約の内容と相違する等輸入者の予期しなかったものであるために行われる返送のための輸出」に該当する場合には、特別一般包括許可を取得することにより個別に許可申請を行うことなく輸出を行うことが可能である。

しかしながら、上記「輸入者の予期しなかったもの」の範囲が明確でないため、輸入された貨物の部分品等の返送に際して個別の許可申請を余儀なくされているとの指摘がある。

したがって、特別一般包括許可が適用される「輸入された貨物の種類、品質（故障を含む）、数量等が契約の内容と相違する等輸入者の予期しなかったものであるために行われる返送のための輸出」の範囲の明確化を検討し、結論を得る。

オ 盗難車部品の不正輸出防止【平成 26 年度検討・結論・措置】

自動車リサイクル法上の許可を受けた解体業者は、製品の原材料として利用するものとして輸出する場合に限り、解体した自動車の部品を輸出することができる。しかしながら、自動車は一旦部品に解体されてしまうとその部品が盗難車のものか判別する手立てがないため、盗難車の解体部品が不正に輸出されるおそれがある。

これに対し、新潟港では独自に盗難車の部品の不正輸出を防止するため、通関手続時において自動車リサイクル制度に基づく電子マニフェストの提示を義務付けており、今後こうした取組を全国に拡大すべきであるとの指摘がある。

したがって、例えば自動車リサイクル法に基づく電子マニフェストの利用の可能性も含め、

盗難自動車の部品の不正輸出を監視する体制を全国で整備することについて検討し、結論を得る。

カ 輸出入通関書類に係るペーパーレス化の促進【平成 26 年度検討開始、結論を得次第措置】

貿易円滑化の観点から、通関関係書類の電子化・ペーパーレス化に向けた取組が行われてきたところであり、今後は平成 29 年度の次期 NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）等の稼働時までに通関手続に係る電子手続の原則化などに取り組むことが予定されている。

一方、業務の効率化や出荷リードタイム短縮を通じた競争力向上の観点から、こうした取組を現行の計画（平成 29 年 10 月までに実施予定）より前倒しし、可及的速やかに導入・実施すべきとの指摘がある。

したがって、通関関係書類の電磁的記録による提出の実施状況、諸外国や民間の貿易取引の電子化の状況及び電子技術の進展や国際物流の動向を踏まえて、通関関係手続をどの程度まで電子化するのが適切であるかを検討し、可能なものから順次実施する。

キ EPA における自己証明制度の導入拡大【平成 26 年度以降継続実施】

EPA に基づく輸出に際しては特定原産地証明書が必要となるが、EPA で認定輸出者自己証明制度を導入している場合には、認定輸出者が自ら原産地証明書を作成することができる。しかしながら、現時点において当該制度は日スイス、日ペルー、日メキシコ EPA でしか導入されておらず、他の EPA での導入を求める声がある。

したがって、新規 EPA 交渉、既存 EPA の再協議において、相手国の事情・要望等を考慮しつつ、自己証明制度の更なる拡大に取り組む。

ク 他国で再生利用可能な石炭灰の輸出の促進【平成 26 年度検討・結論・措置】

石炭灰などの産業廃棄物を輸出する場合には「国内の処理基準を下回らない方法で処理されることが確実であること」等の条件を満たす必要があるが、これを満たしていることについて環境大臣の確認に時間がかかる上、当該条件について輸出先企業の理解が得られず、海外で再生利用するニーズがあるにもかかわらず輸出を断念せざるを得ない場合が多いとの指摘がある。

したがって、「第三次循環型社会形成推進基本計画」に基づき、他国において安定的な需要のある石炭灰などの循環資源について、審査の考え方を見直す等、輸出手続を迅速化し、円滑化するための具体的な方策等を検討し、結論を得る。

ケ 重水素化合物等の化合物についての輸出規制の合理化【平成 26 年度検討開始、結論を得次第措置】

重水素及び重水素化合物は核兵器等の開発に用いられるおそれがあることから、これらを輸出する際には経済産業省の許可を得ることとされているが、医薬品開発に使用するなどごく少量の場合であっても例外とならず、過度の負担が生じているとの指摘がある。

したがって、重水素及び重水素化合物の輸出規制について、国際レジーム（NSG）における規制の趣旨や米国など諸外国の状況を踏まえ、より合理的な制度の在り方について、引き続き検討していく。

⑥入管政策の改定

ア 訪日外国人観光客に対する査証発給要件の緩和・見直し【平成 26 年度検討開始、結論を得たものから順次措置】

「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）に基づき、タイ及びマレーシア向けの

ビザ免除、ベトナム及びフィリピン向けの数次ビザ化並びにインドネシアの数次ビザに係る滞在期間の延長が平成 25 年 7 月より実施された。また、中国については、平成 23 年 7 月より沖縄を訪問する個人観光客、平成 24 年 7 月より東北 3 県を訪問する個人観光客に対して、沖縄振興・震災復興の観点から数次ビザが発給されているところである。訪日外国人旅行者数を 2030 年に 3,000 万人超とするという「日本再興戦略」で掲げた目標を達成し、観光立国を実現するためには、治安や受入れ体制の強化等に配慮しつつ、さらなる査証発給要件の緩和、見直しを図るべきではないかとの指摘がある。

したがって、今後の更なるビザ発給要件緩和について、各国との二国間関係、外交的意義、治安等への影響等を総合的に勘案し、観光立国の実現に向けた検討を加速する。

イ 寄港地上陸許可手続の運用改善【平成 26 年度措置】

寄港地上陸許可制度における上陸許可要件は「入国・在留審査要領」により規定されているが、当該要件にない「既に寄港地上陸許可制度を利用したことがあること」あるいは「出国予定便が最も早い便でないこと」のみをもって不許可とされる事例があるとの指摘がある。法務省も「そのみをもって不許可とすることはない」との立場であり、その旨が現場に周知される必要がある。

したがって、寄港地上陸許可の審査において、「既に寄港地上陸許可制度を利用したことがあること」あるいは「出国予定便が最も早い便でないこと」のみをもって不許可とするものではない旨を、各入国管理局に対し改めて周知する。

ウ トランジット・ビザ発給方法の見直し【平成 26 年度検討開始、結論を得たものから順次措置】

我が国を経由して外国に向かう旅行者に我が国での最大 14 日間の滞在を認める、いわゆるトランジット・ビザ制度があり、あらかじめ本人が領事館等に赴き申請・取得する必要がある。申請・発給にあたっては、不法入国等を未然に防止することを前提としつつも、諸外国の状況を踏まえ、可能な限り訪日外国人旅行者の利便性向上を図るべきではないかとの指摘がある。

したがって、トランジット・ビザの申請・発給に当たっては、外国人旅行者の利便性を高める観点から、諸外国や当該対象国の状況を踏まえ、申請手法及び提出書類等の簡素化・迅速化について、必要に応じ見直しを行う。

エ クルーズ船入港時の入国審査手続の見直し ※国際先端テスト実施事項

α 手続の円滑化【平成 26 年度検討・結論・措置】

出入国管理及び難民認定法改正により、新たな特例上陸許可である「船舶観光上陸許可」が設けられ、簡易な手続（顔写真の撮影の省略等）による上陸審査の対象となるクルーズ船の範囲が拡大されるとともに、航空機で入国し「短期滞在」の在留資格を与えられた外国人が、クルーズ船で出国し、一定期間内に当該クルーズ船で再入国する場合には、原則として再入国許可を受けることを要しないものとされる等、クルーズ船の外国人乗客の負担を軽減する制度が導入される。

今後、その具体的な基準・運用を定めるに当たっては、これらの制度が訪日外国人旅行者の増加に高く寄与するものとなるよう、外国人旅行者やクルーズ船運行会社等のニーズを踏まえた検討が求められる。

したがって、出入国管理及び難民認定法改正により措置される入国審査手続の円滑化について、その具体的な基準・運用等を定めるに当たり、外国人のわが国に対する好印象を強め、訪日外国人旅行者の増加、クルーズ船寄港誘致競争の優位化を実現する観点

からも検討し、結論を得る。

ｂ 海外臨船審査の導入・拡大【平成 26 年度以降も引続き検討、結論を得たものから順次措置】

クルーズ船の誘致に係る近隣諸国との競争を勝ち抜き、訪日外国人旅行者の一層の増加を目指すには、上陸審査のさらなる簡素化、海外臨船審査の導入による入港前審査の実現等、外国人乗客のさらなる負担軽減を求められている。

この観点から、前寄港地等から入国審査官が乗船し、本邦への入港前に外国人乗客に対する審査を行う海外臨船審査は、着岸後の審査時間を短縮するために効果的な方策であり、その導入・拡大を図るべきではないかとの指摘がある。

したがって、クルーズ船の外国人乗客に対する海外臨船審査の導入・拡大について、公海上で入国審査手続を可能にするために船籍国との協議を加速するなど、所要の措置について検討する。

ｃ クルーズ・カード等の旅券に代わる文書による入国【平成 26 年度検討・結論】

クルーズ・カードは、クルーズ船の運航会社が旅券原本による本人確認を行った上で乗客に発行する、身分証明書に当たるカードである。韓国では、韓国を最終目的地としない通過客は、クルーズ・カードのみを所持していれば入国が可能であるほか、欧州等の諸外国においてもクルーズ・カードでの入国が認められる場合があり、外国人乗客の負担軽減に効果的であることから、我が国においても同様の制度を設けるべきではないかとの指摘がある。

したがって、クルーズ船の運航会社が発行するクルーズ・カード等の旅券に代わる文書による入国その他のクルーズ船乗客の負担軽減のための入国等手続の簡素化について検討し、結論を得る。

ｄ 個人識別情報取得の更なる簡素化【平成 26 年度検討・結論】

入国審査の際の指紋採取は、テロリスト等の不法入国を水際で阻止するために必要とされる一方、入国審査の際に指紋採取を行っているのは米国、韓国、日本の３か国のみである。その中でも韓国はクルーズ船の外国人乗客に対する指紋採取を行っておらず、日本が指紋採取を行うことで外国人乗客に悪印象を与えている可能性がある。

したがって、クルーズ船の外国人乗客に対する入国審査において、指紋採取を省略することの是非について検討し、結論を得る。

オ 高度外国人材ポイント制による出入国管理上の優遇措置における永住に要する在留歴の短縮の早期実現【平成 26 年度検討・結論・措置】

今国会における出入国管理及び難民認定法改正により、在留資格「高度専門職」が新設され、「その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令に定める基準に適合するもの」（高度専門職第 2 号）の在留期間を無期限とする等の制度が導入される。今後、当該在留資格の具体的な基準を定めるに当たっては、「我が国産業競争力の維持・強化と持続的な経済成長を実現していくためには、多様な価値観や発想、知識・能力・経験を有する外国人材を一層積極的かつより幅広く受け入れていくための環境整備が必要」との産業界の要請を踏まえた早期の基準整備が求められる。

したがって、出入国管理及び難民認定法改正により新たに設けられた在留資格「高度専門職第 2 号」について、その基準を定めるに当たり、有能な外国人材が我が国でより長期にわたり活躍できるようにする観点からも検討し、結論を得る。

カ 『総合職』に適した在留資格の創設【平成 26 年度検討・結論・措置】

今国会における出入国管理及び難民認定法改正により、在留資格「人文知識・国際業務」と「技術」を統合した在留資格「技術・人文知識・国際業務」が新設される。今後、当該在留資格の具体的な基準を定めるに当たっては、いわゆる「総合職」として、留学生であるか否か、さらには国籍を問わず、優秀な産業人材を育成・確保することが可能となるよう、企業（産業界）のニーズを踏まえた検討が求められる。

したがって、出入国管理及び難民認定法改正により新たに設けられた在留資格「技術・人文知識・国際業務」について、その基準を定めるに当たり、企業における人材活用の在り方の多様化も踏まえて検討し、結論を得る。

キ カテゴリー 1 又は 2 の就労系在留資格者と同居する『家族滞在』者の在留資格認定証明書交付申請手続の迅速化【平成 26 年度検討・結論・措置】

カテゴリー 1 又は 2 に該当する企業において就労する外国人からの在留資格認定証明書交付申請については、提出資料を大幅に簡素化して迅速処理を行うこととしており、当該外国人の被扶養者について同時申請がなされた場合についても、扶養者との関係及び扶養能力に疑義がない限りは、家族単位で審査して、同様に迅速処理を行って家族同時に入国できるような運用を行っている。

一方、被扶養者単独で申請される場合（子が通う学校の事情等により、やむなく後日家族を呼び寄せる場合等）には迅速処理の対象とならず、当該被扶養者の来日に際し具体的な日程調整に支障をきたしているとの指摘がある。

したがって、カテゴリー 1 又は 2 に該当する企業において就労する外国人の被扶養者について、単独で申請した場合であっても、扶養者がカテゴリー 1 又は 2 に該当する企業において就労している者であることが証明され、かつ扶養者との関係及び扶養能力に疑義がない場合には、当該外国人と同時申請された時と同様に迅速処理をする方向で検討し、結論を得る。

ク 日本人女性の就労を促す家事支援策の検討（外国人家事支援人材の活用）【平成 26 年度検討開始】

女性の活躍促進に向けて、「働きたくても働けない」人が、働く機会をえられるような環境整備を進めるために、家事等の負担を軽減する家事支援サービスの利用を容易にする方策が必要であり、その一環として外国人による家事支援サービスの提供を可能とすべきとの指摘がある。

したがって、女性の活躍推進等の観点から、外国人家事支援人材については、国家戦略特区の枠組みの中で、十分な管理体制の下で活用する仕組みの検討を進める。

⑦国内外投資増加に向けた金融機関規制の見直し

ア 異種リスクの含まれないイスラム金融に該当する受与信取引等の銀行本体への解禁【平成 26 年度検討・結論・措置】

市場規模の拡大が期待されるイスラム金融のうち「金銭の貸付けと同視すべきもの」は、平成 20 年 12 月の銀行法施行規則改正により、銀行の子会社による取扱いが認められた。一方、銀行本体については、法令等に銀行の子会社と同様の規定がないため、取扱いの可否判断が困難であり、銀行本体が海外支店等においてイスラム金融関連取引を提供するに当たっての障害になっているとの指摘がある。

したがって、イスラム金融関連取引について、銀行本体による提供が容認される形式、遵守すべき事項等を検討し、指針等により公表する。

イ スワップ契約の独立行政法人日本貿易保険の付保対象への追加【平成 26 年度措置】

貿易保険法に基づく独立行政法人日本貿易保険の付保対象には、邦銀が行う地場通貨とドル等に関する為替スワップ契約等は該当しない。新興国でのプロジェクトファイナンスの組成のためには、非常危険及び信用危険に係る為替スワップ契約等を付保対象とし、邦銀の新興国案件の対応力を強化すべきとの指摘がある。一方で貿易保険制度については、その 9 割が政府の貿易保険特別会計が再保険として担っていることから、為替スワップ契約等に係る付保対象の拡大には慎重な意見もある。

したがって、スワップ契約の独立行政法人日本貿易保険の付保対象への追加について、諸外国における貿易保険制度の状況を踏まえつつ、関係業界、独立行政法人日本貿易保険及び経済産業省で 3 者協議の場を設ける。

ウ 海外の証券会社による募集・売出しのための引受に係る対内直接投資の事前届出手続の緩和（対内直接投資からの除外）【平成 26 年度上期措置】

海外での募集・売出しの引受時に、海外の引受証券会社による引受が転売を目的とした一時的な取得にもかかわらず事前届出が必要な対内直接投資等に該当する場合があります、その場合は審査が終了するまで引受を実行することができない。万が一、代金払込・受渡期限までに不作為期間の終了が間に合わない場合には、募集・売出しの中止等が発生する可能性があるとの指摘がある。

したがって、海外での募集・売出しに係る証券会社による引受（議決権行使をしないものに限る。）に伴う株式の取得について、外国為替及び外国貿易法第 27 条に基づく対内直接投資等に係る事前届出の対象から除外する。

エ 保険会社による外国会社買収時における子会社業務範囲規制の特例の拡大【平成 26 年度措置】

保険会社による外国会社の買収時は、買収対象会社が保険会社の場合、当該会社が他業子会社（保険会社の子会社に認められていない業務を営む会社）を保有していても特例により買収可能である（ただし他業子会社は 5 年以内に処分する必要あり）が、買収対象会社が資産運用会社等の場合には、当該会社が保有する他業子会社を売却等した後でなければ買収することができない。

このため、国内保険会社が海外進出に当たり欧米の保険会社に比して交渉上著しく不利な立場に置かれている。

したがって、保険会社が外国の銀行、有価証券関連業、信託業、金融関連会社等を買収する場合、当該銀行等が保有する他業子会社についても一定期間保有を認めるよう、所要の措置を講ずる。

⑧貿易に係る物流の効率化

ア コンテナ輸送における国際貨物・国内貨物の通行許可基準の統一【平成 26 年度措置】

一般的制限値を超える車両は、道路の通行が禁止されているが、道路管理者がやむを得ないと認める場合に限り必要な条件を付して通行の許可がなされている。

国内貨物を積載するコンテナ車両は、貨物を開封し、減載することができることから、セミトレーラ連結車の駆動軸重の許可上限値を 10t とされている。一方で、国際海上コンテナを積載するセミトレーラ連結車は、貨物を開封して減載することができないという特殊性を考慮して、道路構造物への影響があるものの、駆動軸重を 11.5t まで特例として認められている。

このため、国内貨物を積載するコンテナ車両は国際海上コンテナを積載する車両に比べて軽い貨物しか輸送できず、イコールフットィングになっていないことから、基準の統一が求められている。

したがって、国際海上コンテナを積載する車両と国内コンテナを積載する車両の特殊車両通行許可の基準については、他のバン型等のセミトレーラ連結車も含めて基準の統一を行う。

なお、道路を傷める重量を違法に超過した大型車両への取締りを強化するなどの取組も実施する。

Ⅲ 規制所管府省の主体的な規制改革への取組等

規制改革の推進に資するため、規制を横断的に把握できる仕組みの整備・活用等により、規制を所管している府省（以下「規制所管府省」という。）が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステム（規制レビュー）を構築すべきである。

1 具体的なシステムの考え方

（１）見直し基準

①見直し対象

見直し対象については、規制（注１）のうち、法律、法規命令（注２）、通知・通達等（注３）の形式により制度化されたもの（その趣旨・目的等に照らして適当としないものを除く。以下「見直し対象規制」という。）とすべきである。見直し対象規制には、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定。以下「平成 18 年決定」という。）に基づき規制に関わる「法律ごとの見直し年度・周期」が設定された規制を含むものとすべきである。

（注１）「規制」とは、国及び地方公共団体が企業・国民活動に対して特定の政策目的のために関与・介入するものを指す。

（注２）「法規命令」とは、政令、内閣府令・省令、外局規則、人事院規則、会計検査院規則、法律の委任に基づく命令を定めた告示を指す。

（注３）「通知・通達等」とは、通知や通達など、行政機関が定める不特定多数の事案に適用されるルールのうち、法規命令以外のものを指す。

②見直しの視点

見直しの視点については、「規制改革推進のための 3 か年計画（再改定）」（平成 21 年 3 月 31 日閣議決定）及び過去の累次の閣議決定を踏まえ、次のとおりとすべきである。

- i 経済的規制は原則廃止、社会的規制は必要最小限との原則の下での規制の抜本的見直し
- ii 許可制から届出制への移行等、より緩やかな規制への移行
- iii 検査の民間移行等規制方法の合理化
- iv 規制内容・手続について国際的整合化の推進
- v 規制内容の明確化・簡素化、許認可等の審査における審査基準の明確化、申請書類等の簡素化
- vi 事前届出制から事後届出制への移行等事後手続への移行
- vii 許認可等の審査・処理を始めとする規制関連手続の迅速化
- viii 規制制定手続の透明化
- ix 不合理な規制の是正による社会的な公正の確保

③法令等に「見直し条項」がない場合の見直し期限の設定

見直し対象規制のうち、法令等（注４）に「見直し条項」（一定期間経過後当該規制の見直しを行う旨の条項）がないものについては、「見直し周期」を設定し、「見直し周期」は最長 5 年とすべきである。規制所管府省は、平成 18 年決定に基づき設定された規制に関わる「法律ごとの見直し年度・周期」について、「見直し周期」が 5 年を超えるものを含め必要に応じ再設定すべきである。

（注４）「法令等」とは、法律、法規命令、通知・通達等を指す。

（２）見直しの実効性を担保する仕組み

見直しの実効性を担保するため、規制所管府省による規制の見直し結果及び見直しの進捗状況について、①公表を義務付けることにより見直し過程の透明化を図るとともに、②定期又は随時に規制改革会議へ報告することを義務付けることにより規制改革会議において見直し過程を管理すべきである。

（３）規制シートの整備

規制を横断的に把握する仕組み（以下「規制シート」という。別紙イメージ参照）を整備すべきである。規制シートは、規制所管府省が、その作成を通じて、主体的・積極的な規制改革に取り組むことを目的とするものである。

①規制シートの主な記載項目

規制シートの主な記載項目については、以下の事項とすべきである。

- ・ 作成責任者の役職及び氏名
- ・ 規制目的及び規制内容の概要
- ・ 規制と関連する予算
- ・ 規制の最近の改廃経緯（見直し結果及び政策評価結果を含む。）
- ・ 規制を維持、改革又は新設する理由（改革の場合は方向性を含む。）
- ・ 次の見直し時期
- ・ 規制に関連する通知・通達等と規制の根拠となる法令（法律、法規命令）の委任の範囲との関係（根拠条項及び委任の範囲に入る理由）

②規制シートの作成単位

規制シートについては、規制の根拠となる法律ごとに作成することとし、当該法律に内容、形式、規制対象等（以下「内容等」という。）を異にする規制が混在する場合は、内容等ごとに適切な単位により規制シートを作成すべきである。法規命令又は通知・通達等の形式により制度化された規制については、上記の法律ごとの規制シートのうち関連する規制シートに記載すべきである。なお、法規命令又は通知・通達等の形式により制度化された規制については、最上位の形式ごとに規制シートを作成すべきである。

（４）「許認可等台帳」の活用

「許認可等台帳」において、「許認可等」と規制シートとの対応関係が明確になるよう、新たに欄を追加すべきである。

2 規制所管府省による主体的・積極的な規制改革の推進

（１）規制シート及び政策評価結果を活用した規制改革

規制所管府省による主体的・積極的な規制改革を推進するため、規制シート及び政策評価結果を活用し、次の①から④に取り組むべきである。

- ①規制所管府省は、規制シートを作成（関連する政策評価結果も活用）
- ②規制所管府省は、規制シート（関連する通知・通達等を添付）及びその作成状況・作成予定を、定期的（年に１回程度）に規制改革会議に送付し、公表
- ③規制改革会議は、規制シート等について、必要に応じ、規制所管府省をヒアリングし、「意見」等を表明
- ④規制所管府省は、規制シートの記載内容について、
 - ・ ③のヒアリング、「意見」等の表明、
 - ・ 規制改革ホットラインに寄せられた提案事項等、
 - ・ 当該シートに記載された規制の見直し時期における見直しなどを踏まえ、必要に応じ修正し、規制改革会議へ送付の上、公表

（２）規制シートの整備状況の進捗管理

規制シートの作成については、持続的な取組となるよう、規制シート作成に係る負担も勘案し、段階的に対応すべきである。

当面、①見直し時期が到来する規制、②規制改革ホットラインに寄せられた提案事項に対する規制所管府省の回答のうち規制改革会議において再検討が必要と判断した規制、③規制改革会議における審議事項に関連する規制について、優先的に作成すべきである。

また、規制シートの作成状況の把握については、シートに含まれる「許認可等」に関しては「許認可等台帳」を活用することとし、シートに含まれる「許認可等」以外の規制に関しては、その網羅的な把握手法等を引き続き検討すべきである。

（３）規制改革担当大臣と総務大臣との連携

規制改革の推進のため、規制改革担当大臣と総務大臣は連携すべきである。この連携の下で、次の①から③に取り組むべきである。

①規制改革担当大臣は、重要な規制改革事項(注)を総務大臣へ通知

②総務大臣は、重要な規制改革事項に関連する政策評価に対する点検結果を規制改革担当大臣へ通知

③総務大臣は、重要な規制改革事項に関し、必要に応じ行政評価等を実施

(注)重要な規制改革事項については、規制改革会議における最優先審議事項を踏まえ、規制改革担当大臣が決定する。

（４）規制所管府省の主体的な取組の評価

規制改革担当大臣は、規制所管府省による規制改革を促進するため、規制所管府省の主体的な取組を積極的に評価するとともに、これを各府省に共有する等の方策について検討すべきである。

規制シート(イメージ)

(別紙)

(シートのID)

規制の名称		所管府省	
根拠法令等		担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	
規制目的			
規制内容の概要		関連する予算	
規制の最近の改廃経緯		関連する政策評価結果	
規制を維持、改革又は新設する理由		規制の維持、改革又は新設の別	
(規制を改革する場合の改革の方向性)			
見直し条項			
次の見直し時期			

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

通知・通達等の名称(発信者等を含む。)	
通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項	
通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由	

規制改革会議委員名簿

議長	岡 素 之	住友商事株式会社相談役
議長代理	大 田 弘 子	政策研究大学院大学教授
	安 念 潤 司	中央大学法科大学院教授
	浦 野 光 人	株式会社ニチレイ相談役
	大 崎 貞 和	株式会社野村総合研究所主席研究員
	翁 百 合	株式会社日本総合研究所理事
	金 丸 恭 文	フューチャーアーキテクト株式会社代表取締役会長兼社長
	佐久間 総一郎	新日鐵住金株式会社代表取締役副社長
	佐々木 かをり	株式会社イー・ウーマン代表取締役社長
	滝 久 雄	株式会社ぐるなび代表取締役会長
	鶴 光太郎	慶応義塾大学大学院商学研究科教授
	長谷川 幸 洋	東京新聞・中日新聞論説副主幹
	林 いづみ	永代総合法律事務所弁護士
	松 村 敏 弘	東京大学社会科学研究所教授
	森 下 竜 一	大阪大学大学院医学系研究科教授

専 門 委 員 名 簿

■健康・医療ワーキング・グループ

滝口 進	日本メディカルビジネス株式会社代表取締役／東京女子医科大学第二外科非常勤講師
竹川 節男	医療法人社団健育会理事長
土屋 了介	地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長
松山 幸弘	一般財団法人キャノングローバル戦略研究所研究主幹／経済学博士

■雇用ワーキング・グループ

島田 陽一	早稲田大学理事・法学学術院教授
水町勇一郎	東京大学社会科学研究所教授

■創業・IT等ワーキング・グループ

川本 明	慶應義塾大学経済学部教授
久保利英明	日比谷パーク法律事務所代表／弁護士
小林三喜雄	花王株式会社購買部門企画部戦略企画グループシニアエキスパート
圓尾 雅則	SMB C日興証券株式会社マネジングディレクター

■農業ワーキング・グループ

北村 歩	株式会社六星取締役
田中 進	農業生産法人・株式会社サラダボウル代表取締役
本間 正義	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
松本 武	株式会社ファーム・アライアンス・マネジメント代表取締役／農業生産法人松本農園プロジェクトマネージャー
渡邊 美衡	カゴメ株式会社取締役常務執行役員・経営企画本部長

■貿易・投資等ワーキング・グループ

道垣内正人	早稲田大学法科大学院教授

各ワーキング・グループの構成員

◎：座長

○：座長代理

ワーキング・グループ	構成員			
■健康・医療 ワーキング・グループ	◎翁 百合 委員	滝口 進 専門委員		
	○林 いづみ 委員	竹川 節男 専門委員		
	金丸 恭文 委員	土屋 了介 専門委員		
	佐々木かをり 委員	松山 幸弘 専門委員		
	森下 竜一 委員			
■雇用ワーキング・グループ	◎鶴 光太郎 委員	島田 陽一 専門委員		
	○佐々木かをり 委員	水町勇一郎 専門委員		
	浦野 光人 委員			
	大崎 貞和 委員			
	佐久間総一郎 委員			
■創業・IT等 ワーキング・グループ	◎安念 潤司 委員	川本 明 専門委員		
	○滝 久雄 委員	久保利英明 専門委員		
	翁 百合 委員	小林三喜雄 専門委員		
	佐久間総一郎 委員	圓尾 雅則 専門委員		
	松村 敏弘 委員			
	森下 竜一 委員			
■農業ワーキング・グループ	◎金丸 恭文 委員	北村 歩 専門委員		
	○浦野 光人 委員	田中 進 専門委員		
	滝 久雄 委員	本間 正義 専門委員		
	長谷川幸洋 委員	松本 武 専門委員		
	林 いづみ 委員	渡邊 美衡 専門委員		
■貿易・投資等 ワーキング・グループ	◎大崎 貞和 委員	道垣内正人 専門委員		
	○松村 敏弘 委員			
	安念 潤司 委員			
	長谷川幸洋 委員			

規制改革会議及び各ワーキング・グループの審議経過(平成25年7月以降)

【規制改革会議】

第13回	H25. 7. 26	・ 規制改革会議の進め方、規制改革ホットライン運営方針
第14回	H25. 8. 22	・ 当面の最優先案件 ・ 革新的医薬品・医療機器の価格算定ルールに関する意見 ・ 農地中間管理機構(仮称)
第15回	H25. 9. 12	・ 一般用医薬品のインターネット販売に関する意見 ・ 農地中間管理機構(仮称) ・ ワーキング・グループの検討項目
第16回	H25. 9. 19	・ 農地中間管理機構(仮称)に関する意見 ・ 労働者派遣制度 ・ 重点的フォローアップ事項への取組方針
第17回	H25. 10. 4	・ 労働者派遣制度に関する意見
第18回	H25. 10. 24	・ 重点的フォローアップ事項 ・ 保険診療と保険外診療の併用療養制度
第19回	H25. 10. 31	・ 一般用医薬品のうちスイッチ直後品目等の取扱いについて
第20回	H25. 11. 19	・ 一般用医薬品のインターネット販売 ・ 保険診療と保険外診療の併用療養制度
第21回	H25. 11. 27	・ 介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットリング確立 ・ 今後の農業の改革方向について ・ 「攻めの農林水産業」実現のための規制改革要望を受けた改革事項について
第22回	H25. 12. 5	・ 介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットリング確立 ・ 保険診療と保険外診療の併用療養制度 ・ 労働時間法制の見直しに関する意見 ・ ジョブ型正社員の雇用ルール整備に関する意見
第23回	H25. 12. 20	・ 「保険診療と保険外診療の併用療養制度」改革の方向性について ・ 介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットリング確立に関する論点整理 ・ 医療提供体制に関する意見 ・ 省令等下位規範による規制の実態の分析と見直し ・ IT関連の規制改革事項について
第24回	H26. 1. 21	・ 保険診療と保険外診療の併用療養制度 ・ 規制所管府省が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステムの構築
第25回	H26. 2. 4	・ 介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットリング確立 ・ 省令等下位規範による規制の実態の分析と見直し
第26回	H26. 2. 28	・ 介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットリング確立の更なる論点 ・ 規制所管府省が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステムの構築
第27回	H26. 3. 17	・ 介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットリング確立 ・ 医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みの早期構築に関する意見 ・ 規制所管府省が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステムの構築及び省令等下位規範による規制の実態の分析と見直し
第28回	H26. 3. 27	・ 選択療養制度(仮称)の創設について(論点整理) ・ 規制所管府省が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステムの構築(規制のPDCA)に関する意見
第29回	H26. 4. 16	・ 選択療養(仮称)における手続き・ルール等の考え方(論点整理②) ・ 介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットリング確立に関する意見
第30回	H26. 4. 23	・ 選択療養(仮称)の趣旨、仕組み及び効用について ・ 今後の公開ディスカッションの開催に向けて
第31回	H26. 5. 12	・ ダンスに係る風営法規制の見直しに関する意見 ・ ビッグデータ・ビジネスの普及
第32回	H26. 5. 22	・ パーソナルデータに関する意見 ・ 農業改革に関する意見 ・ 労働時間規制の見直し
第33回	H26. 5. 28	・ 保険外併用療養制度における新たな仕組みに関する意見

第 34 回	H26. 6. 6	・ タクシー規制 ・ 答申の素案 ・ 国際先端テスト
第 35 回	H26. 6. 13	・ 答申とりまとめ ・ 改正タクシー特措法の特定地域に係る指定基準に関する意見 ・ 規制改革実施計画のフォローアップの結果

【健康・医療ワーキング・グループ】

第 6 回	H25. 7. 31	・ 電子レセプト等の活用による保険者機能の強化等 ・ 革新的な医薬品及び特定医療材料の価格算定ルール等の見直し
第 7 回	H25. 9. 5	・ 医療法等の改正 ・ 健康・医療ワーキング・グループの検討項目
第 8 回	H25. 9. 11	・ 一般用医薬品のインターネット販売に関するフォローアップ
第 9 回	H25. 9. 30	・ 支払基金と国保連の役割分担の見直し ・ レセプト帳票の見直しなど分析可能なデータの整備 ・ 保険者による直接審査の推進
第 10 回	H25. 10. 9	・ 最適な地域医療の実現に向けた医療提供体制の構築
第 11 回	H25. 10. 21	・ 最適な地域医療の実現に向けた医療提供体制の構築 ・ 支払基金と国保連の役割分担の見直し
第 12 回	H25. 11. 8	・ 在宅医療・在宅介護の推進 ・ 最適な地域医療の実現に向けた医療提供体制の構築
第 13 回	H25. 11. 26	・ 在宅医療・在宅介護の推進 ・ 医療機関の業務及びガバナンス ・ 支払基金と国保連の役割分担の見直し
第 14 回	H25. 12. 18	・ 医療提供体制
第 15 回	H26. 1. 9	・ セルフケア領域に適する医療用検査薬等の見直し ・ 医療機関の業務及びガバナンス
第 16 回	H26. 1. 30	・ セルフケア領域に適する医療用検査薬等の見直し
第 17 回	H26. 2. 18	・ 医療機関の業務及びガバナンス
第 18 回	H26. 3. 6	・ セルフケア領域に適する医療用検査薬等の見直し
第 19 回	H26. 3. 28	・ 医療関連従事者の役割分担の見直し
第 20 回	H26. 4. 15	・ 医療関連従事者の役割分担の見直し ・ 医療情報の利活用のための工程表の策定
第 21 回	H26. 5. 1	・ 重点的フォローアップ事項の進捗 ・ ホットライン再検討案件状況報告
第 22 回	H26. 5. 26	・ 国際先端テスト結果報告 ・ 規制改革実施計画の進捗状況

【雇用ワーキング・グループ】

第 8 回	H25. 8. 29	・ 雇用ワーキング・グループの今後の進め方、検討項目
第 9 回	H25. 9. 13	・ 労働者派遣制度
第 10 回	H25. 9. 25	・ 労働者派遣制度
第 11 回	H25. 10. 11	・ 労働時間法制
第 12 回	H25. 10. 23	・ 労働時間法制
第 13 回	H25. 10. 31	・ 労働時間法制
第 14 回	H25. 11. 5	・ ジョブ型正社員 ・ 労働時間法制 ・ 国家戦略特別区域法の検討状況
第 15 回	H25. 11. 21	・ ジョブ型正社員 ・ 労働時間法制
第 16 回	H25. 12. 16	・ 労働者派遣制度
第 17 回	H26. 1. 24	・ 有料職業紹介事業等
第 18 回	H26. 1. 29	・ 個別労働関係紛争の実態
第 19 回	H26. 2. 19	・ ハローワークの取組等 ・ 個別労働関係紛争
第 20 回	H26. 2. 27	・ 有料職業紹介事業等 ・ 個別労働関係紛争 ・ 労働時間法制
第 21 回	H26. 3. 7	・ 有料職業紹介事業等

第 22 回	H26. 3. 17	・ 個別労働関係紛争 ・ 国家戦略特別区域法における雇用指針案
第 23 回	H26. 4. 11	・ 職業紹介事業 ・ 個別労働関係紛争
第 24 回	H26. 4. 24	・ 再就職支援、職業能力開発 ・ 雇用仲介事業
第 25 回	H26. 4. 25	・ 労働時間法制 ・ 個別労働関係紛争 ・ ジョブ型正社員
第 26 回	H26. 5. 15	・ これまでのヒアリング等を踏まえた意見交換

【創業・IT 等ワーキング・グループ】

第 8 回	H25. 9. 6	・ 創業・IT 等ワーキング・グループの今後の進め方、検討項目
第 9 回	H25. 9. 30	・ クラウドメディアサービスの実現のための規制の見直し ・ ビッグデータ・ビジネスの普及
第 10 回	H25. 10. 10	・ 食料品アクセス環境の改善 ・ 外国人技能実習制度の見直し
第 11 回	H25. 10. 31	・ 働きながら日本料理を学ぶための在留資格の要件緩和 ・ 国税関係書類の電子化保存に関する規制の見直し
第 12 回	H25. 11. 5	・ 非対面サービスでの本人確認、年齢確認
第 13 回	H25. 11. 22	・ ダンスに係る風営法見直し ・ 金融商品契約の電子書面の交付の汎用化 ・ 「攻めの農林水産業」実現のための規制改革要望について
第 14 回	H25. 12. 13	・ 日本におけるベンチャーキャピタルの現状と課題 ・ 国立大学によるベンチャー育成のための環境整備等 ・ エネルギー関連の重点的フォローアップ事項 ・ IT 関連の規制改革事項について ・ ビッグデータ・ビジネスの普及
第 15 回	H26. 1. 20	・ ダンスに係る風営法規制の見直し
第 16 回	H26. 1. 31	・ 研究設備等に関する高圧ガス規制の緩和
第 17 回	H26. 2. 10	・ 流通・取引慣行ガイドラインの見直し
第 18 回	H26. 2. 24	・ 一般集中規制の見直し ・ 動産及び債権を担保にした資金調達の仕組みの改善
第 19 回	H26. 3. 12	・ 取引照会の一元化
第 20 回	H26. 3. 31	・ 微量 PCB 汚染電子機器等処理の加速化に向けた新たな仕組みの導入 ・ 流通・取引慣行ガイドラインの見直し
第 21 回	H26. 4. 14	・ 国際先端テスト結果報告
第 22 回	H26. 4. 21	・ 流通・取引慣行ガイドラインの見直し
第 23 回	H26. 5. 8	・ 貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間制限の緩和 ・ 流通・取引慣行ガイドラインの見直し ・ 国立大学によるベンチャー育成のための環境整備等 ・ ビッグデータ・ビジネスの普及
第 24 回	H26. 5. 21	・ 民法（債権法）の改正
第 25 回	H26. 6. 9	・ タクシー規制

【農業ワーキング・グループ】

第 1 回	H25. 9. 10	・ 農地中間管理機構（仮称） ・ 農業ワーキング・グループの今後の進め方
第 2 回	H25. 10. 1	・ 農地の活用・保全における農業委員会の在り方
第 3 回	H25. 10. 15	・ 農業生産法人の要件緩和 ・ 農地の信託事業の民間開放 ・ 平成 21 年改正法附則に規定された事項に係る検討状況
第 4 回	H25. 10. 29	・ 農業者・消費者に貢献する農業協同組合の在り方
第 5 回	H25. 11. 13	・ 農地の活用・保全における農業委員会の在り方 ・ 農業者・消費者に貢献する農業協同組合の在り方
第 6 回	H25. 11. 18	・ 農家レストランの設置等の農地利用規制の見直し ・ 農家への信用保証制度の適用
第 7 回	H25. 11. 21	・ 今後の農業改革の方向性について
第 8 回	H26. 2. 3	・ 農地の活用・保全における農業委員会の在り方

第9回	H26. 2. 21	・ 農業者・消費者に貢献する農業協同組合の在り方
第10回	H26. 3. 5	・ 農業者・消費者に貢献する農業協同組合の在り方
第11回	H26. 3. 11	・ 農地の活用・保全における農業委員会の在り方
第12回	H26. 3. 20	・ 農業者からヒアリング
第13回	H26. 4. 2	・ 農地の活用・保全における農業委員会の在り方 ・ 農業者・消費者に貢献する農業協同組合の在り方
第14回	H26. 4. 8	・ 農業者・消費者に貢献する農業協同組合の在り方 ・ 農業改革の基本的視点
第15回	H26. 4. 24	・ 農業者・消費者に貢献する農業協同組合の在り方 ・ 現地視察報告
第16回	H26. 5. 14	・ 農業改革の方向性について
第17回	H26. 6. 12	・ 答申案について

【貿易・投資等ワーキング・グループ】

第1回	H25. 9. 4	・ 貿易・投資等ワーキング・グループの検討項目
第2回	H25. 10. 11	・ 対日投資促進に関する外資系企業の規制改革要望 ・ 日本に住所を有しない外国人が外国企業の子会社等を設立する際の法人登記等に関する規制改革要望
第3回	H25. 10. 29	・ 外国法事務弁護士制度に係る規制改革要望 ・ 空港に係る規制改革要望
第4回	H25. 11. 7	・ 電気通信機器の相互認証に係る規制改革要望 ・ 輸入食品の年次分析の国際基準適合に係る規制改革要望
第5回	H25. 11. 22	・ 医療機器審査基準の国際整合化等に係る規制改革要望 ・ 家庭用品品質表示の国際整合化等に係る規制改革要望
第6回	H25. 12. 10	・ 輸出入関係制度に係る規制改革要望
第7回	H26. 1. 21	・ 化粧品輸入時の手続きの簡素化に係る規制改革要望
第8回	H26. 2. 8	・ 訪日外国人観光客に対する入国審査手続きの簡素化・迅速化に係る規制改革要望 ・ 在留資格及び高度外国人材ポイント制の利便性の向上に係る規制改革要望
第9回	H26. 3. 4	・ 異種リスクの含まれないイスラム金融に該当する受与信取引等の銀行本体への解禁に係る規制改革要望 ・ (独)日本貿易保険による貿易保険の付保対象契約拡大に係る規制改革要望
第10回	H26. 3. 18	・ 外国為替及び外国貿易法の事前届出制度に係る規制改革要望
第11回	H26. 4. 2	・ クルーズ船入港時の入国審査手続きの見直しに係る規制改革要望 ・ ISO規格コンテナ用トレーラーに係る国内外基準の統一化
第12回	H26. 4. 22	・ 日本人女性の就労を促す外国人家事労働者に係る規制改革要望
第13回	H26. 5. 19	・ 日本人代理者を有しない外国人の在留資格認定証明書交付申請に係る規制改革要望 ・ 在留外国人が扶養する配偶者の就労許可に係る規制改革要望
第14回	H26. 5. 27	・ 日本に住所を有しない外国人が外国企業の子会社等を設立する際の法人登記等に関する規制改革要望

社会保障審議会医療保険部会での主な意見

■国保の財政上の構造問題

- ・ 国保の財政上の構造問題
- ・ 一般会計からの法定外繰入
- ・ 保険料負担の水準
- ・ 国保に対する財政支援の拡充
- ・ 国保の賦課限度額
- ・ 都道府県と市町村の役割分担

■協会けんぽの国庫補助

■医療費適正化、保険者機能発揮

■高齢者医療の費用負担全体の在り方

■後期高齢者支援金の全面総報酬割

■前期財政調整

■高齢者の保険料特例軽減措置等

国保の財政上の構造問題について

(国保の財政上の構造問題について)

- 都道府県が国保の財政運営の責任を果たすためには、財政上の構造問題を解決することが前提。

法定外繰入については議論もあるが、法定外繰入分を保険料で全て賄うとした場合、果たして持続可能な制度となるのかどうか課題がある。

- 前期高齢者の医療費が高いという問題は、前期財政調整で解決できていると言える。それよりも、入院医療費や精神疾患の医療費が高いという課題に着目する必要がある。

- 国保には、年齢構成が高い、低所得者の加入者が多いといった制度上変えられない問題があり、そうした国保特有の構造を踏まえて持続可能となるような仕組みを考えるべき。

- 医療保険制度改革の議論は、持続可能な制度を構築し、皆保険制度を堅持するという観点が重要。国保は、医療保険の最後の砦。年齢構成や所得水準など保険者の責によらない構造的問題の解消について、納得性のある対策の検討が必要。

大都市では、法定外繰入が多く行われている一方で保険料負担率が平均より低い状況。これを、構造的な問題と言えるのか。

(一般会計からの法定外繰入について)

- 国保の保険料負担の重さから、一般会計からの法定外繰入を実施せざるを得ないという実態もあり、法定外繰入をやめるべきというのであれば、基盤強化のための公費による財政支援が不可欠。

- 法定外繰入の 3,500 億円だけが解消すればいいということではない。法定外繰入を行っている市町村であっても、被用者保険と比べ、保険料負担率はかなり高い水準にある。仮に法定外繰入をやめて、単純に保険料に転嫁するとなると、中低所得者層の負担はさらに重くなってしまい、国保制度自体が破綻しかねない。法定外繰入だけが国保の問題ではない。
- 一般会計からの法定外繰入について、東京、神奈川、大阪、埼玉、愛知の 5 県を合計すれば、2000 億円以上に及ぶ。これらの都道府県が平均保険料率まで保険料を引き上げれば、法定外繰入は減るのではないか。
- 被用者保険は、積立金の取崩しか保険料率の引上げによって対応するしか選択肢がないのに対し、国保には、一般会計からの繰入という手法がある。しかし、保険制度であるなら、保険料で賄うことを最優先にすべきで、この仕組みを見直すべき。
- 一般会計からの繰入は、それが可能だから行っている。財政の地域間格差の問題を医療保険で抱え込むのはおかしい。繰入は行わない、という方向で、制度改革を行うべき。その上で、どのように財政調整を行うか、ということを経営すべき。

(保険料負担の水準について)

- あるべき保険料水準について十分議論した上で、極めて大きい国保と被用者保険との保険料負担の格差をできる限り縮小するような、抜本的な財政基盤の強化が必要。
- 国保の保険料負担は、圧倒的多数の都道府県においては、非常に高いのが実態。国保の実際の被保険者は、3 割を被用者が占めており、被保険者に対する一定の所得捕捉は現場では適切にできている。
- 国保の被保険者の職業構成については、自営業や農業水産業の者が中心だったものから、年金生活者等の無職者と非正規労働者等で約 7 割を占める状況に変わってきている。そうしたことを踏まえると、国保と被用者保険との保険料負担の間には、大きな格差が存在していると考えられる。

- 国保の保険料負担は重いというが、国保は被用者保険と比べて所得捕捉率が同等とは言えない中で、1人当たり保険料負担率の平均14.3%が高いか低いかを議論することはできない。
国保の保険料負担と、事業主負担を除いた健保組合の負担を比較するやり方は誤解を生じさせる。
- 東京などは、保険料負担を増やして、一般会計からの繰入を減らす余地があるのではないかと。保険料負担を、被用者保険と単純に比較することも疑問。
- あるべき保険料水準に関する議論については、保険料水準は低い方がいいと思いがちであるなか、公費投入ありきという前提で議論して、果たして適正な水準に決まるのか。あるべき保険料水準を議論することが、今後の国保の在り方を考えていく上で適切な議論なのかどうか疑問。

国保に対する財政支援の拡充について

- 国保の財政基盤強化は、最優先の課題。保険料格差の平準化は、適正になされるべきであり、スピード感を持った議論を事務局にお願いしたい。1,700億円の投入は、まだ実施されておらず、早期に確実な実施をお願いしたい。公費財源を予算編成過程で確実に確保してほしい。国保が崩壊すると、地域医療が崩壊する。
- 社会保障と税の一体改革による保険者支援の1,700億円だけでは国保の財政基盤の強化は難しい面があるので、更なる公費投入が不可欠。後期高齢者支援金への全面総報酬割導入により生じる財源を国保の支援に優先的に活用することを含めて、国の責任において財政確保を行うべき。
- 現在示されている財政上の構造問題の解決に向けた方向性からは、将来にわたり持続可能な制度となるか、確信を持ってない。マクロ的な観点から検証された解決策により、抜本的な国費投入策が講じられないと、責任を持って財政運営を担うとは約束できない。

- 国保の被保険者の負担が限界に近づいていることを認識し、将来にわたって持続可能な制度を構築するために、追加国費の規模も含めた抜本的な財政基盤強化の具体策を一刻も早く提示すべき。
- 公費投入の方法としては、都道府県の被保険者の所得格差に着目した、より財政調整機能を強化する支援策を要望する。
- 低所得者対策も重要。国民皆保険を維持するためにも、全ての国民が支払えるような環境になる改革をすべき。
- 予期しない給付増や保険料未納等に対して、国保においても、後期高齢者医療制度等にある「財政安定化基金」を設けることで、赤字補填のための繰入を解消していくことが適当。

国保の賦課限度額について

- 保険料を引き上げれば賦課限度額に到達する所得水準は下がるという問題もあり、単純に賦課限度額を改定するだけでは、本質的な問題は解決しない。相当の高所得者における負担能力に応じた応分の負担のあり方についても検討すべき。

都道府県と市町村の役割分担について

- 国保改革は、大改革となる。実務で混乱が起こることを避けるため、準備をしっかりと行う必要がある。そのためにも、早期に都道府県と市町村の役割分担を議論する必要がある。
- 財政上の構造問題を解決するために必要な範囲において、役割分担の議論も並行して進めていきたい。今後、国が構造問題解決への道筋を明確に示さずに、都道府県と市町村の役割分担についての議論のみを進めようとする場合は、都道府県は協議から離脱する。

- 国保の構造問題が解決し、持続可能な制度が構築されるなら、市町村とともに積極的に責任を担う覚悟である。
- 都道府県は、国民の健康や医療を守るというスタンスに立って、少々苦勞が多くても一緒に知恵を出すというスタンスで臨んでいただきたい。
- 都道府県と市町村の役割分担の在り方については、色々な形で財政の問題と関わりがある。役割分担に関する議論を進めないと、財政問題を議論する前提も決まらないので、都道府県は役割分担に関する議論にも積極的に参加していただきたい。
- 保険料の賦課徴収は、分賦金方式か直接賦課方式かという論点があるが、直接賦課方式の場合、徴収を怠ると、そのつけが全体に回ることになるという点において、分賦金方式の方が妥当な考え方である。
- 国保の保険料の設定は、均一の保険料にするかどうかという論点があるが、負担する側が納得できる透明で公平な制度設計とすべき。例えば、協会けんぽは、全国一律の保険料ではなく、保険料に差があり、医療費を全国並以上に使っている都道府県はその分保険料も高くなっている。こうした格差は医療費をたくさん使っているという説明が可能で、保険料を抑えたければ自分の都道府県で努力して医療費を抑えるという、前向きな格差を取り入れた仕組みとなるようにすべき。
- 財政運営については、財政規模および医療供給体制の地域性を反映させることができるという視点から、都道府県が担うこととするのが妥当。一方で、給付については、地域包括ケアが進められていることをふまえ、医療・介護の連携という視点から、都道府県と市町村の役割分担を検討することが重要。
- 地域包括ケアを推進し、特に医療と介護の一体的供給を進めていく中、特に医療保険の給付については、市町村が重要な役割を担う必要がある。

- 都道府県と市町村の役割分担に当たっては、都道府県単位化によるスケールメリットを活かし、効率的な運営が図られるよう進めていくべき。移行によってシステムの維持、改修費用の削減や事務の効率化につながるようにすべき。

協会けんぽの国庫補助について

- 協会けんぽについては、直近の収支はやや改善したが、依然として厳しい状況。国庫補助率を 16.4%ではなく、20%にすること、暫定的ではなく恒久化することを検討するべき。協会けんぽの保険料率は現在 10%と高く、厳しい状況。所得の低い方が高い保険料率を負担するという逆進的な状況は社会保障とは言いがたい。
- 中小企業の多い協会けんぽの保険料負担が、大企業や公務員の健保組合、共済組合より実額で多いことは矛盾。まずは金額を揃え、その上で保険料率を揃えるべき。

医療費適正化、保険者機能発揮について

- 診療報酬の仕組みの再構築、医療機関の機能分化・連携の推進、ジェネリック医薬品の使用促進、療養の範囲の見直し等、様々な医療費適正化対策を更に推進すべき。
- 被用者保険の保険者が医療費の適正化・効率化や加入者の健康の維持・増進に効果的に取り組んできた努力を十分尊重するとともに、今後とも国保と被用者保険が共存し、地域と職域それぞれが各々の連帯を基礎に、保険者機能を発揮できる制度体系を維持すべき。
- プログラム法に掲げられた医療費の適正化だけでは不十分。高齢者の患者負担割合引上げ、高額療養費の外来特例の見直し等についても、議論すべき。

- 保険適用範囲の見直しも議論すべき。湿布薬あるいは市販類似薬の保険適用除外についても議論すべき。併せて、傷病手当金などの現金給付の見直しについても議論すべき。
- 保険者機能を発揮するためにも、どの資金が具体的に何に使われているのかを把握することが重要。そのためにも会計区分が明確になることが必要。

高齢者医療の費用負担全体の在り方について

- 被用者保険は、高齢者を中心に医療費が増大する中、高齢者医療への拠出金負担により、厳しい状況。この危機を回避するために、高齢者医療制度の財源の在り方を早急に見直すとともに、伸び続ける医療費の適正化策を着実に実行すべき。
- 75歳以上の医療費への公費5割を実質確保することはもとより、前期高齢者の財政調整の仕組みを見直し、新たに公費投入を行うべき。現役世代の拠出金負担に一定の上限を設定する等、負担増に歯止めをかける仕組みを導入すべき。これらの負担構造の改革に要する財源としては、消費税の税率引上げ分を活用、充当すべき。
- 高齢者医療のための現役世代の拠出金負担は今後、一層重くなる。特に、団塊の世代が前期高齢者となる平成27年からの10年間でどう乗り越えるかが大きな問題だ。
- 持続可能な社会保障制度のためには高齢者医療の負担構造の見直しが最重点課題。高齢者医療制度の在り方、その費用負担について早期に具体策を検討すべき。
- 国民皆保険は守って欲しい。高齢者である自分も、医療費の削減には努力したい。年齢にかかわらず、所得の高い人はそれなりに負担すべき。これは社会保障制度改革国民会議の基本的意見でもある。現役世代も必ず高齢者となるのであり、どのような分担の仕組みがよいのか、しっかりと議論する必要がある。

- 何が一番優先的な問題かを定めるべき。支える現役世代が、これからも夢を持てる医療保険制度とする必要があり、世代間の公平が重要。
- 現行の仕組みでは、被用者保険にとっては保険料収入に占める高齢者医療への拠出金割合は今後ますます高まり、積極的な保険者機能の発揮が困難になる。国保が抱える構造的問題をそもそもどう解消していくのか、現役も含めた負担の公平性と納得性を医療保険全体の中でどう確保していくのか、同時に議論すべき。

後期高齢者支援金の全面総報酬割について

- 全面総報酬割は、「負担能力に応じた負担の公平」の観点から行うもので重要である。被用者保険の中でも、所得の低い保険者は負担が軽減されるなど、より公平化を進めることになる。支え合いで高齢者が安心して医療を受けることができるようにするという高齢者医療制度の趣旨は、社会全体の将来を考えるうえでも不可欠。
- 負担の公平性の確保という観点から、総報酬割の全面導入を実現すべき。
- 総報酬割は行うべき。総報酬割にすると健保組合の保険料率が上がるということは、協会けんぽへの国庫補助は、実質的には健保組合を支援していると考えられる。総報酬割により生じる財源は、医療保険の今後を考えた上で、一番効果的なところに回すべき。
- 総報酬割によって生じた財源を国保に投入することは、被用者保険が国保の財政基盤強化にかかわる負担を肩代わりすることであり、明確に反対。
- 後期高齢者支援金への全面総報酬割導入については、高齢者医療への税投入の拡充、医療給付の重点化・効率化といった施策とセットでなければ賛同できない。
- 全面総報酬割導入は高齢者医療制度への公費拡充とセットで議論されるべき。それによって削減される国庫補助分は、現役世代の拠出金負担の軽減、特に前期高齢者への公費拡充のために活用すべき。

- 全面総報酬割導入で出る公費の使い方には、きちんとした理由が必要。保険料負担水準等の観点から、最も効果的な使い方をしていると説明ができるところに公費を投入するというのが妥当な選択肢になるのではないか。

前期財政調整について

- 被用者保険全体で負担する前期高齢者納付金が、国保への国費負担を上回っていることはおかしい。
- 国保側に前期高齢者とそれ以外の財政区分が設けられていないため、被用者保険からの前期高齢者納付金の使途が前期高齢者の医療給付に特定されているかわかりにくい。国保の前期高齢者に係る収支を比較すると、収入が超過しており、これは、前期納付金が現役世代に使われているとともえらる。国保の財政区分をはっきりさせ、65歳から74歳以下の会計区分の中で、保険料と公費で賄いきれない部分を納付金で支えるという形に見直すべき。
- 国保でも他の制度と同様、全加入者の保険料を一体として取り扱い助けあっており、前期財政調整の交付金は全て前期高齢者の給付等に充てられ、残りを加入者全員に保険料賦課している。仮に前期高齢者とそれ以外の加入者でグループ分けすると保険料を負担できる人がそうでない人を助けている形になっているに過ぎず、何ら問題ない。
- 仮に国保の中で年齢による財政区分等を実施する場合、更に財源が必要となり、国と地方の役割分担等に関する現在の協議の前提が壊れてしまう。
- 国保の65歳以上と64歳以下の会計を区分することは、現役世代の保険料を引き上げる可能性もあり、慎重な対応が必要。全加入者は保険料を一体として用いているので、財政全体の検討が重要。
- 前期高齢者納付金は、前期高齢者に係る後期高齢者支援金分まで加入者調整率により算定されている。被用者保険に在籍しない前期高齢者分の後期高齢者支援金まで負担しているかたちで、被用者保険側の納得感が得られていない。

- 国保には前期高齢者が非常に多く、その分、給付も後期高齢者支援金も負担が大きくなるので、後期高齢者支援金もあわせて調整することは当然。
- 前期高齢者納付金の算定について、概算と2年後の精算との乖離が大きいので、改善していくべき。

高齢者の保険料特例軽減等について

- 保険料特例軽減について、確かに非常に低くなっているという状況は認識すべき。一方では、比較的安定している後期高齢者医療制度において、特例軽減の見直しは、高齢者一人一人には実質収入減など大きな影響を与える。このため、段階的な見直しの検討や、丁寧な説明が重要。また、27年度に予定される介護保険料の見直し状況と併せた検討も行う必要がある。
- 被用者保険の元被扶養者に対する保険料特例軽減は、後期高齢者医療制度導入時の一時的な暫定措置として行ったもの。高齢になるほど男女間の所得格差は拡大するが、元被扶養者は相対的に恵まれている。注意深く一人一人の所得を見ながら、激変緩和を行いつつそろそろ見直すべき。
- 応分の負担をする公平な制度とすることは、基本的なこと。高齢者も自覚していかなければならないが、理解を深めるためには丁寧な説明が必要。
- 保険料特例軽減を見直すとしても、介護保険料の軽減拡大等と併せ、低所得者の負担を増やさないように配慮すべき。
- 高齢者の保険料負担率は、今でも見直しの必要性は変わらない。保険料特例軽減を見直すならば、より公平な負担の在り方を実現していくためにも、きちんとした議論が必要。

- 高齢者の保険料負担率について、増え続ける高齢者医療費に対して、診療報酬の在り方を含めた見直しをしなければ、現役世代の負担が際限なく増える。単純に人口増減だけで高齢者医療の負担を機械的に現役世代に転嫁することのないよう、現役世代の負担の引上げについては十分、慎重に検討すべき。
- 高齢者には、所得が高い者と低い者の両方の立場がある、ということを踏まえた議論が必要。
- 被用者保険全体の拠出金の伸び率は、後期高齢者の保険料の伸び率を大きく上回っている。

成人用肺炎球菌ワクチンの接種対象者・接種方法等について

【接種対象者】

- ① 65歳の者（経過措置終了後の平成31年度より実施）。
- ② 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者（インフルエンザの定期接種対象者と同様。）。

※予防接種を受けることが適当でない者については特記事項なし。

（発熱や急性疾患などワクチン全般に共通するもの以外なし。）

【接種方法】

- 肺炎球菌ワクチン（ポリサッカライド）を使用し、1回筋肉内又は皮下に注射する。接種量は0.5mlとする。

【経過措置】

- 平成26年度から平成30年度までの間は、前年度の末日に各64歳、69歳、74歳、79歳、84歳、89歳、94歳、99歳の者（各当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる者）を対象とする。

例：平成26年度における65歳への接種については、平成25年度末日に64歳の者（生年月日が昭和24年4月2日～昭和25年4月1日の者）が対象となる。

- 平成26年度は、平成25年度の末日に100歳以上の者（平成26年度101歳以上となる者）を定期接種の対象とする。

【その他】

- 既に肺炎球菌ワクチン（ポリサッカライド）の接種を受けたことがある者は対象外とする。
- 平成31年度以降の接種対象者については、経過措置対象者の接種状況や、接種記録の保管体制の状況等を踏まえ、改めて検討する。
- 当該疾病はB類疾病として規定する。

定期接種の費用負担(平成25年度予防接種法改正以降)

A 類疾病

	実施主体	負担
定期接種 (A類疾病) ジフテリア・百日せき・ ポリオ・破傷風・麻しん・ 風しん・日本脳炎・BC G・Hib・小児用肺炎球 菌・ヒトパピローマウイ ルス感染症・ 水痘	市町村	市 町 村 <u>9割を地方交付税で手当</u> 実費など

B 類疾病

	実施主体	負担
定期接種 (B類疾病) インフルエンザ(高齢) ・ 成人用肺炎球菌	市町村	(低所得者分) 市 町 村 (実費など) <u>3割程度を 地方交付税で手当</u> ※ インフルエンザ(高齢)について、多くの市町村で一部実費を徴収している。

全国健康保険協会（協会けんぽ）の 現金給付の適正化の取組について

平成26年6月23日



全国健康保険協会

協会けんぽ

現金給付の適正化（不正受給対策）

柔道整復施術療養費

- 多部位、頻回受診の患者に対して、直接照会

23年度 24年度
 30,520件 → **83,356件**照会実施
- 患者照会時に、柔道整復師の施術の適正なかかり方に関する案内を周知
- 患者照会業務を外部委託し、照会を広範に実施

傷病手当金・出産手当金

- 不正請求の疑いのあるデータを抽出し、再調査を実施

25年度は、**949件** 実施
 （傷病手当金707件・193人、出産手当金242件・218人）
 うち、**5件** が支給取消
 （傷病手当金3件、出産手当金2件）
- 不正請求の疑いのある申請に対してはプロジェクトチームを立上げ、対応
- 平成25年5月から協会に付与された事業主への立入調査権を活用し、重点的に審査

25年度は、約半年で**40件**実施
 うち、不適正**3件**、申請取下げ**2件**

海外療養費

- 翻訳業務の外部委託を通じ、診療明細書等の翻訳内容の再確認や医療機関への文書照会等を強化
- 支給審査基準の見直し
- 海外療養費の支給申請状況をデータ化し、傾向を把握

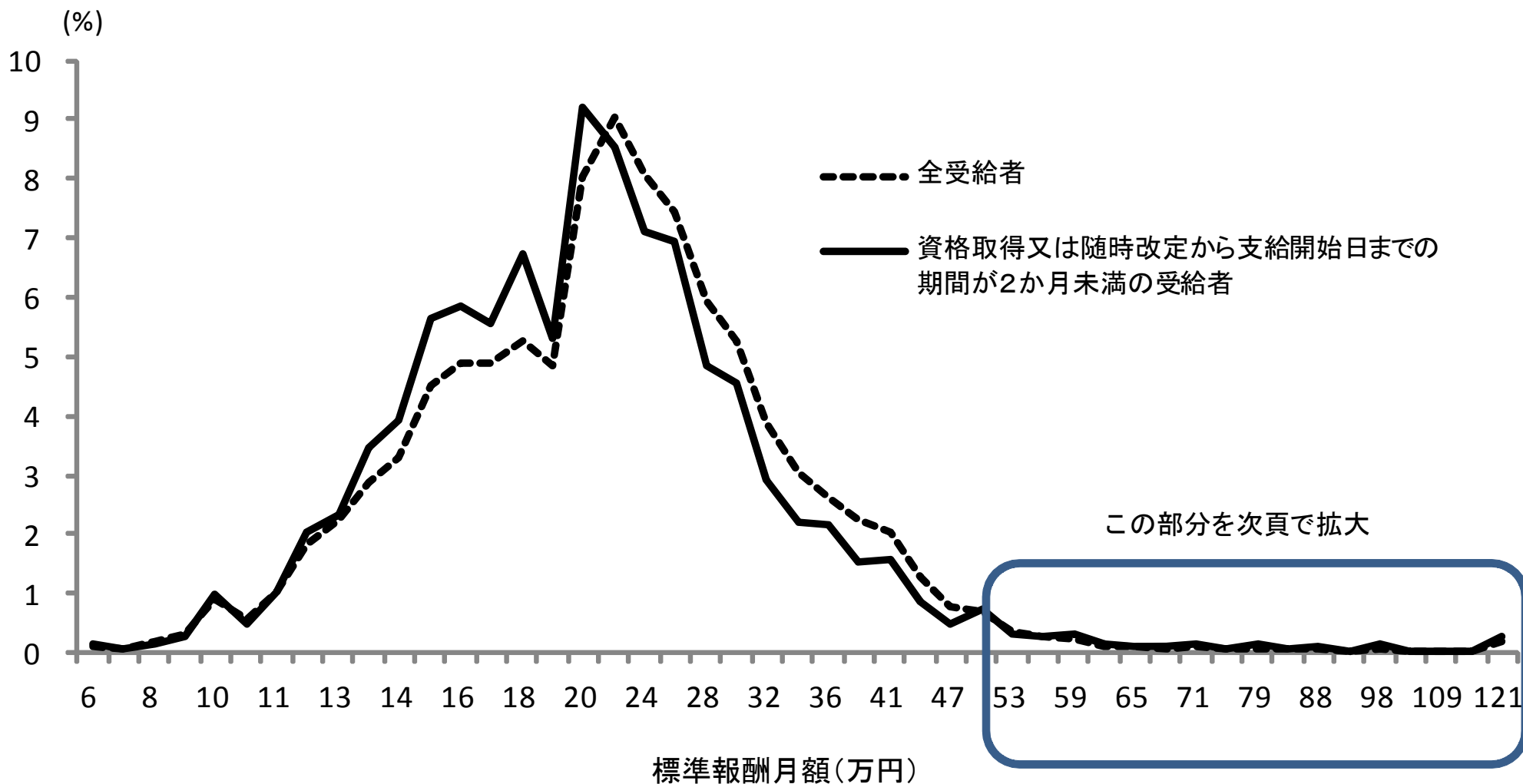
さらに

さらなる不正受給対策のため、制度面からの見直しが必要

例えば、現金給付の計算の基礎となる標準報酬月額を過去の一定期間の平均とすることや、療養費の範囲の見直しなど

傷病手当金・出産手当金について

傷病手当金受給者の標準報酬月額別構成割合



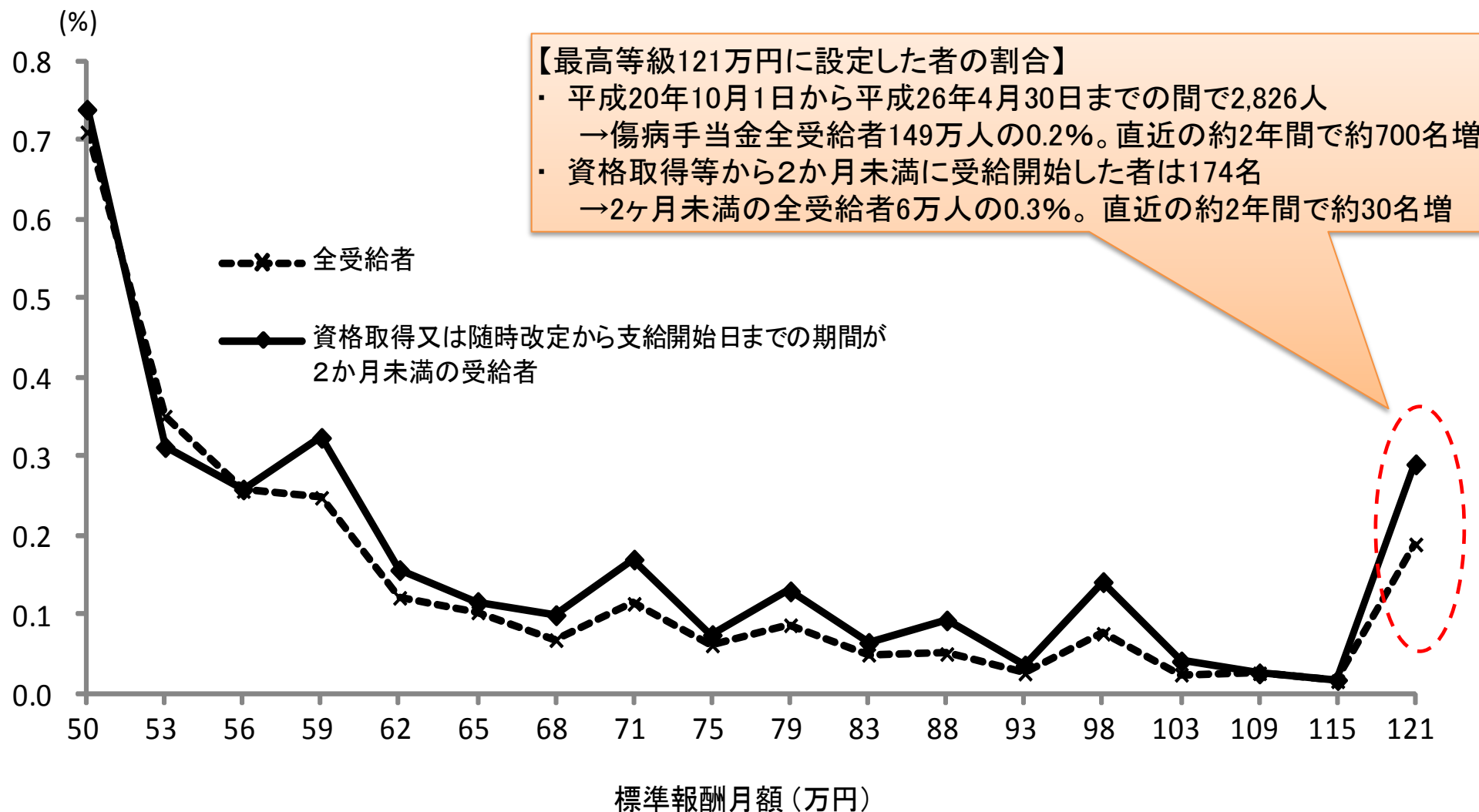
(注) 対象は、平成20年10月1日～平成26年4月30日までに傷病手当金の支払のあった受給者（149万人）。

(参考) 平成25年度の平均標準報酬月額 277,116円

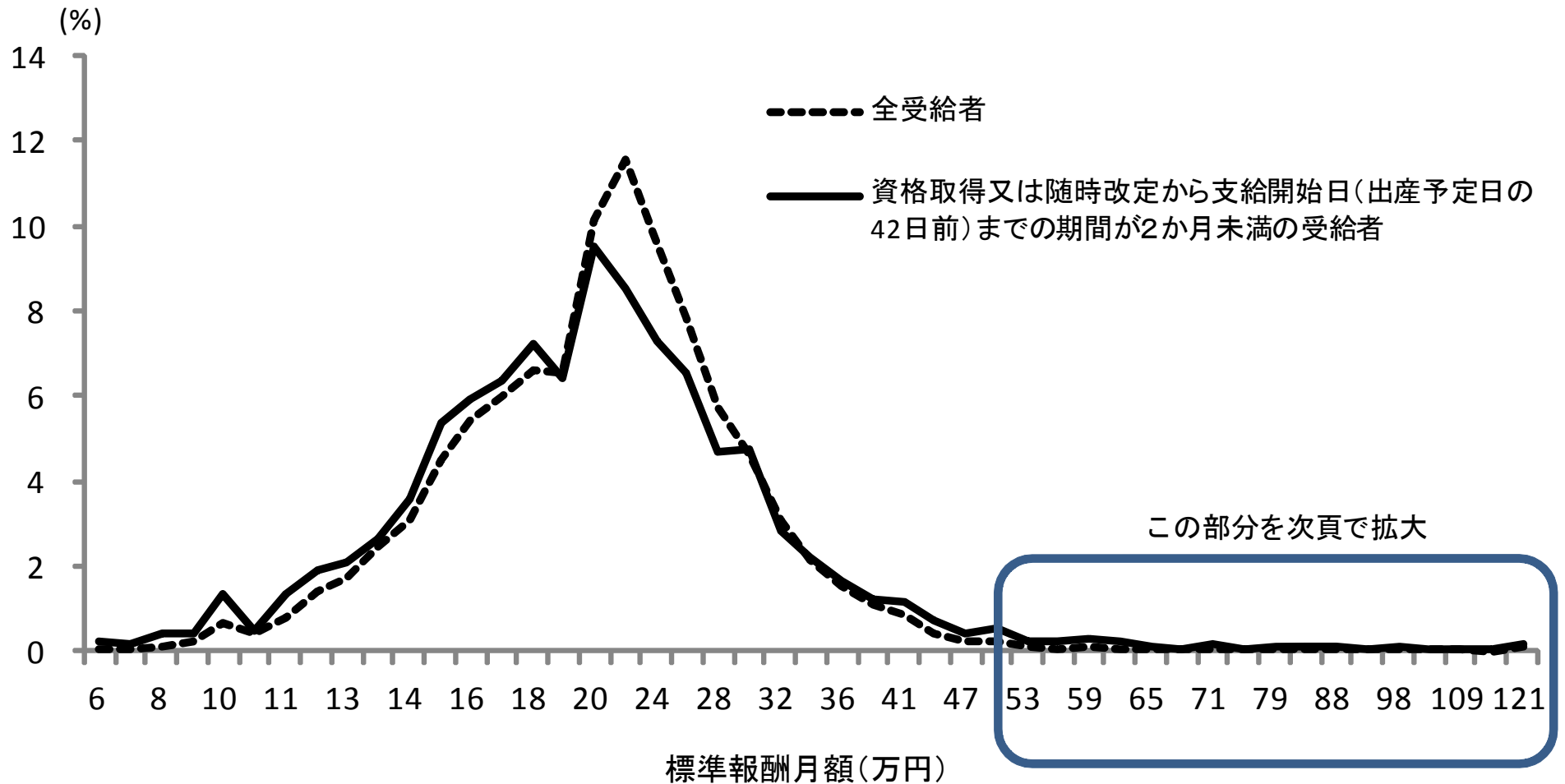
傷病手当金受給者の標準報酬月額(50万円以上から最高等級まで)別にみた構成割合

○ 標準報酬月額別に見ると、標準報酬月額が高い層では、資格取得等から傷病手当金の支給開始までの間が2ヶ月未満の者の占める割合が高い。

○ 特に、傷病手当金受給までの2ヶ月以内に最高等級(121万円)に設定している層は顕著である。



出産手当金受給者の標準報酬月額別構成割合

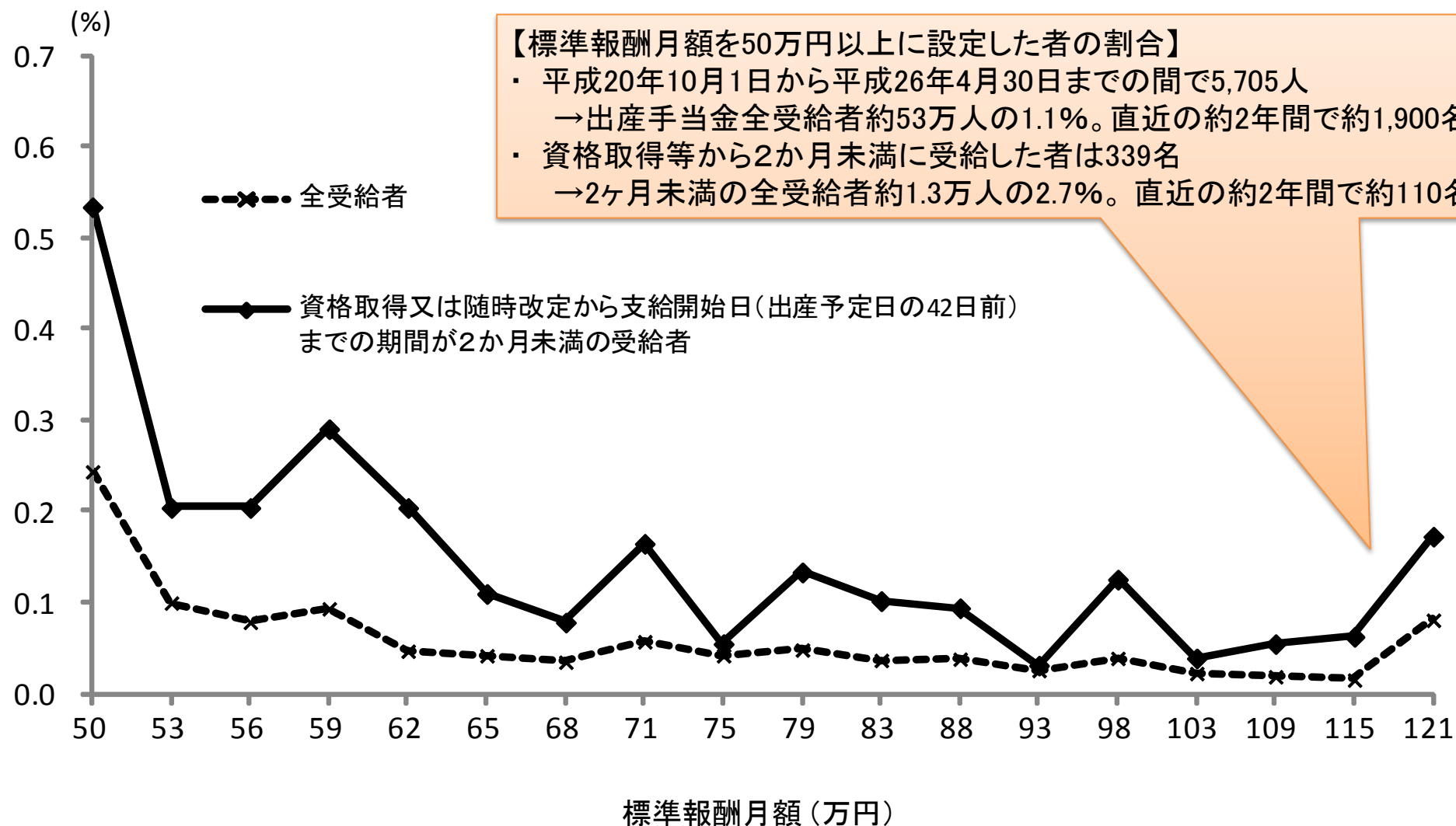


(注) 対象は、平成20年10月1日～平成26年4月30日までに出産手当金の支払のあった受給者（53万4千人）。

(参考) 平成25年度の平均標準報酬月額 277,116円

出産手当金受給者の標準報酬月額(50万円以上から最高等級まで)別にみた構成割合

○ 標準報酬月額別に見ると、標準報酬月額が高い層では、資格取得等から出産手当金の支給開始までの間が2ヶ月未満の者(出産予定日から逆算すると約3ヶ月以内に協会の被保険者資格を取得した者など)の占める割合が多い。



資格取得等から出産手当金の支給開始日までの期間別にみた出産手当金受給者数

○ 資格取得から出産手当金の支給開始までの間が2ヶ月未満の者(出産予定日から逆算すると約3ヶ月以内に協会の被保険者資格を取得した者)は約3,400人であり、給与改定をした者は約9,400人である。

支給開始日の直近で行った処理	支給開始日(出産予定日の42日前)までの期間			
	0～1ヶ月	1～2ヶ月	2～3ヶ月	3～4ヶ月
資格取得	1,443人	1,926人	2,224人	2,724人
随時改定	4,439人	4,924人	4,701人	3,908人

(注)対象は、平成20年10月1日から平成26年4月30日までに出産手当金の支払のあった受給者

高齢者医療制度等に関する要望・提言

それぞれ貴い人生を送る際、健康に恵まれる有難さは歳月を重ねた者ならば誰もが実感する。

高齢者一人ひとりが健やかに日々を過ごし、その人らしく人生をやりあるものにできるよう、「健康」の維持・回復を主眼とし、安心して医療を享受できる社会の実現と持続を目指して、6年前に後期高齢者医療制度は始まった。

その後も充実に努力が重ねられてきた結果、ここに来て、ようやく制度として定着してきた感があるものの、いまだ改善を要することがあり、時代の要請に答えるべき項目もある。

長寿化社会で、いずれ齢を重ねて至る後期高齢者の時期に、国民の誰もが適切な医療を享受できる安心確保のためにも、政府におかれては、以下に掲げることを是非とも積極的に、実現されるよう要望する。

記

《当面の課題に関すること》

- 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により被災した、被保険者に係る国の財政支援については、継続・拡充するとともに、大規模災害等に対する支援については、更なる法制を講ずること。
- 社会保障・税番号制度の導入にあたっては、早急に作業内容やスケジュールを明確にするとともに、要する経費については、その全額を国において負担すること。
- 成人用（高齢者）肺炎球菌ワクチンの定期接種化にあたっては、
 - ・現在任意接種を行っている自治体、保険者に混乱がないよう、円滑な移行を図ること。
 - ・法定化による国の財政措置を明確に示すとともに、実施自治体の過度の負担とならないよう配慮すること。
 - ・10月（予定）接種開始時においては、ワクチンの承認・供給体制、周知広報等について、万全を期しておくこと。

《高齢者医療制度の見直し、在り方検討（の議論）に関すること》

高齢者が将来に不安なく、安心して医療を受けられる「持続可能で、安定した医療制度」をつくるため、以下の項目について早急に議論、検討を行い、国の方針を示すこと。

- 高齢者のますますの増加を見据え、医療及びその提供体制、地域医療の在り方等については、早々に方向性を示すこと。
- 高齢者医療に係る費用負担については、増加する医療費を見据えた上で、「被保険者」「現役世代」「事業所」「国」「地方自治体」のベストミックスを図ること。
- 国の定率負担金や調整交付金については、増加する地方負担の軽減や都道府県（都市）間の調整を行うため、拡充を図ること。
- 保険料については、被保険者に対し過度な保険料を求めることなく、国による負担軽減を図ること。
- 保健事業の推進にあたっては、保険者と地方自治体等の役割と責任を明確なものとし、その費用についても国の財源措置を講ずること。
- 国民健康保険の都道府県化検討の開始を機に、改めて将来の保険者制度の在り方を見据えるとともに、本制度の最も適した運営主体を明確にすること。
- 制度改革、見直しにあたっては、被保険者、保険者及び地方自治体等関係機関の意見を充分反映するとともに、実施にあたっては国民に対する周知、広報に努めること。

以上

平成26年6月4日

厚生労働大臣 田 村 憲 久 様

全国後期高齢者医療広域連合協議会
会長 横 尾 俊 彦